

立山町地域防災計画

(修正素案)

立山町防災会議
(令和7年8月修正)

目 次

第 1 編 総 則	1
第 1 節 計画の目的	1
第 2 節 防災の基本方針	4
第 3 節 防災関係機関等の責務	7
第 4 節 町内の地形・気象と災害	13
第 5 節 社会構造の変化への対応	22
第 6 節 富山県内の活断層と地震被害想定	23
第 7 節 本町での発生が予想される一般災害	39
第 2 編 風 水 害 編	43
第 1 章 災害予防対策	45
第 1 節 風水害に強いまちづくり	45
第 2 節 災害危険地域の予防措置	49
第 3 節 ライフライン施設等の安全性強化	53
第 4 節 防災活動体制の整備	58
第 5 節 救援・救護体制の整備	73
第 6 節 文教・文化財施設等災害予防	89
第 7 節 防災営農体制の確立	91
第 8 節 防災行動力の向上	93
第 9 節 竜巻・突風対策	110
第 10 節 調査研究	112
第 2 章 災害応急対策	114
第 1 節 防災体制	114
第 2 節 予警報の伝達	118
第 3 節 災害未然防止活動の実施（水害・土砂災害対策）	126
第 4 節 応急活動体制	133
第 5 節 情報の収集・伝達	149
第 6 節 災害救助法の適用	158
第 7 節 広域応援要請・被災者受入計画	162
第 8 節 救助・救急活動	171
第 9 節 医療救護活動	174
第 10 節 避難活動	178
第 11 節 交通・輸送対策	199
第 12 節 飲料水・食料・生活必需品等の供給	205
第 13 節 廃棄物等処理・防疫・保健衛生対策	212
第 14 節 警備活動	218
第 15 節 遺体の搜索、処置及び埋葬	221
第 16 節 ライフライン施設の応急復旧対策	223
第 17 節 公共施設等の応急復旧対策	227
第 18 節 農林業の応急対策	233
第 19 節 応急住宅対策	235

目 次

第20節 教育・労働力確保対策	239
第21節 県消防防災ヘリコプター活用計画	243
第22節 応急公用負担等の実施	245
第3章 災害復旧対策	248
第1節 住民生活安定のための緊急対策	248
第2節 激甚災害の指定	260
第3節 公共土木施設の災害復旧計画	267
第3編 火 災 編	269
第1章 火災予防対策	271
第1節 火災に強いまちづくり	271
第2節 予防行政の充実強化	273
第3節 林野火災予防対策	275
第4節 大火危険気象に対する予防措置	277
第5節 防災活動体制の整備	279
第6節 救援・救護体制の整備	280
第7節 防災行動力の向上	283
第2章 火災応急対策	285
第1節 火災警報等の伝達	285
第2節 応急活動体制	287
第3節 情報の収集・伝達	288
第4節 消火活動	292
第5節 林野火災応急対策	295
第6節 災害救助法の適用	297
第7節 広域応援要請・被災者受入計画	297
第8節 救助・救急活動	297
第9節 医療救護活動	297
第10節 避難活動	297
第11節 交通・輸送対策	297
第12節 飲料水・食料・生活必需品等の供給	299
第13節 廃棄物等処理・防疫・保健衛生対策	299
第14節 警備活動	299
第15節 遺体の搜索、処置及び埋葬	299
第16節 ライフライン施設の応急復旧対策	299
第17節 公共施設等の応急復旧対策	299
第18節 応急住宅対策	300
第19節 教育・労働力確保対策	300
第20節 県消防防災ヘリコプター活用計画	300
第21節 応急公用負担等の実施	300
第3章 火災復旧対策	301
第1節 住民生活安定のための緊急対策	301
第2節 激甚災害の指定	301
第3節 公共土木施設の災害復旧計画	301

第 4 編 事 故 災 害 編	302
第 1 章 航空災害対策	304
第 1 節 航空災害予防対策	304
第 2 節 航空災害応急対策	305
第 2 章 鉄道災害対策	308
第 1 節 鉄道災害予防対策	308
第 2 節 鉄道災害応急対策	311
第 3 節 鉄道災害復旧対策	314
第 3 章 道路災害対策	315
第 1 節 道路災害予防対策	315
第 2 節 道路災害応急対策	318
第 3 節 道路災害復旧対策	321
第 4 章 危険物等災害対策	322
第 1 節 危険物等災害予防対策	322
第 2 節 危険物等災害応急対策	328
第 3 節 危険物等災害復旧対策	333
第 5 章 原子力災害対策	334
第 1 節 総 則	334
第 2 節 原子力災害予防対策	336
第 3 節 原子力災害応急対策	341
第 4 節 原子力災害復旧対策	347
第 5 編 地 震 災 害 編	350
第 1 章 地震災害予防対策	352
第 1 節 地震災害に強いまちづくり	352
第 2 節 都市基盤等の安全性の強化	358
第 3 節 防災活動体制の整備	366
第 4 節 救援・救護体制の整備	373
第 5 節 防災行動力の向上	375
第 6 節 調査研究	378
第 2 章 地震災害応急対策	379
第 1 節 地震に関する情報の伝達	379
第 2 節 応急活動体制	384
第 3 節 情報の収集・伝達	387
第 4 節 災害救助法の適用	390
第 5 節 広域応援要請・被災者受入計画	390
第 6 節 救助・救急活動	390
第 7 節 医療救護活動	390
第 8 節 消火活動	391
第 9 節 避難活動	392
第 10 節 交通・輸送対策	397
第 11 節 飲料水・食料・生活必需品等の供給	397
第 12 節 廃棄物等処理・防疫・保健衛生対策	397

目 次

第13節	警備活動	397
第14節	遺体の捜索、処置及び埋葬	397
第15節	危険物等災害対策	397
第16節	水害・土砂災害対策	398
第17節	ライフライン施設の応急復旧対策	400
第18節	公共施設等の応急復旧対策	400
第19節	応急住宅対策	401
第20節	教育・労働力確保対策	405
第21節	県消防防災ヘリコプター活用計画	405
第22節	応急公用負担等の実施	405
第3章	地震災害復旧対策	406
第1節	住民生活安定のための緊急対策	406
第2節	激甚災害の指定	406
第3節	公共土木施設の災害復旧計画	406
第6編	雪 害 編	408
第1章	雪害予防対策	410
第1節	雪害に強いまちづくり	410
第2節	雪崩対策等の推進	413
第3節	都市基盤等の耐雪化	415
第4節	交通対策	421
第5節	防災活動体制の整備	425
第6節	救援・救護体制の整備	428
第7節	農林業の雪害予防	431
第8節	商工業の雪害予防	434
第9節	防災行動力の向上	435
第10節	調査研究	439
第2章	雪害応急対策	440
第1節	予警報の伝達	440
第2節	応急活動体制	441
第3節	情報の収集・伝達	443
第4節	交通の確保	444
第5節	自主防災活動及び地域ぐるみ除排雪	449
第6節	災害救助法の適用	451
第7節	広域応援要請・被災者受入計画	451
第8節	救助・救急活動	451
第9節	医療救護活動	451
第10節	避難活動	451
第11節	交通・輸送対策	451
第12節	飲料水・食料・生活必需品等の供給	452
第13節	廃棄物等処理・防疫・保健衛生対策	452
第14節	警備活動	452
第15節	遺体の捜索、処置及び埋葬	452

第 16 節	ライフライン施設の応急復旧対策	452
第 17 節	公共施設等の応急復旧対策	452
第 18 節	農林業の被害拡大防止	453
第 19 節	応急住宅対策	454
第 20 節	教育・労働力確保対策	454
第 21 節	県消防防災ヘリコプター活用計画	454
第 22 節	応急公用負担等の実施	454
第 3 章	雪害復旧対策	455
第 1 節	住民生活安定のための緊急対策	455
第 2 節	激甚災害の指定	455
第 3 節	公共土木施設の災害復旧計画	455
第 7 編	火山災害編	456
第 1 章	火山災害予防対策	458
第 1 節	弥陀ヶ原火山の概要	458
第 2 節	弥陀ヶ原火山防災協議会等	461
第 3 節	防災活動体制の整備	464
第 4 節	救援・救護体制の整備	465
第 5 節	防災訓練の充実	467
第 2 章	火山災害応急対策	468
第 1 節	予警報の伝達	468
第 2 節	情報の収集・伝達	474
第 3 節	応急活動体制	477
第 4 節	広域応援要請	479
第 5 節	救助・救急活動	479
第 6 節	医療救護活動	479
第 7 節	避難活動	480
第 8 節	輸送車両、船舶、航空機の確保	482
第 9 節	行方不明者の捜索	482
第 10 節	遺体の捜索、処置及び埋葬	482
第 11 節	二次災害等の防止活動	483
第 3 章	火山災害復旧対策	484
第 1 節	住民生活安定のための緊急対策	484
第 2 節	激甚災害の指定	484
第 3 節	公共土木施設の災害復旧計画	484

第 1 編 總 則

第1節 計画の目的

第1 計画の目的

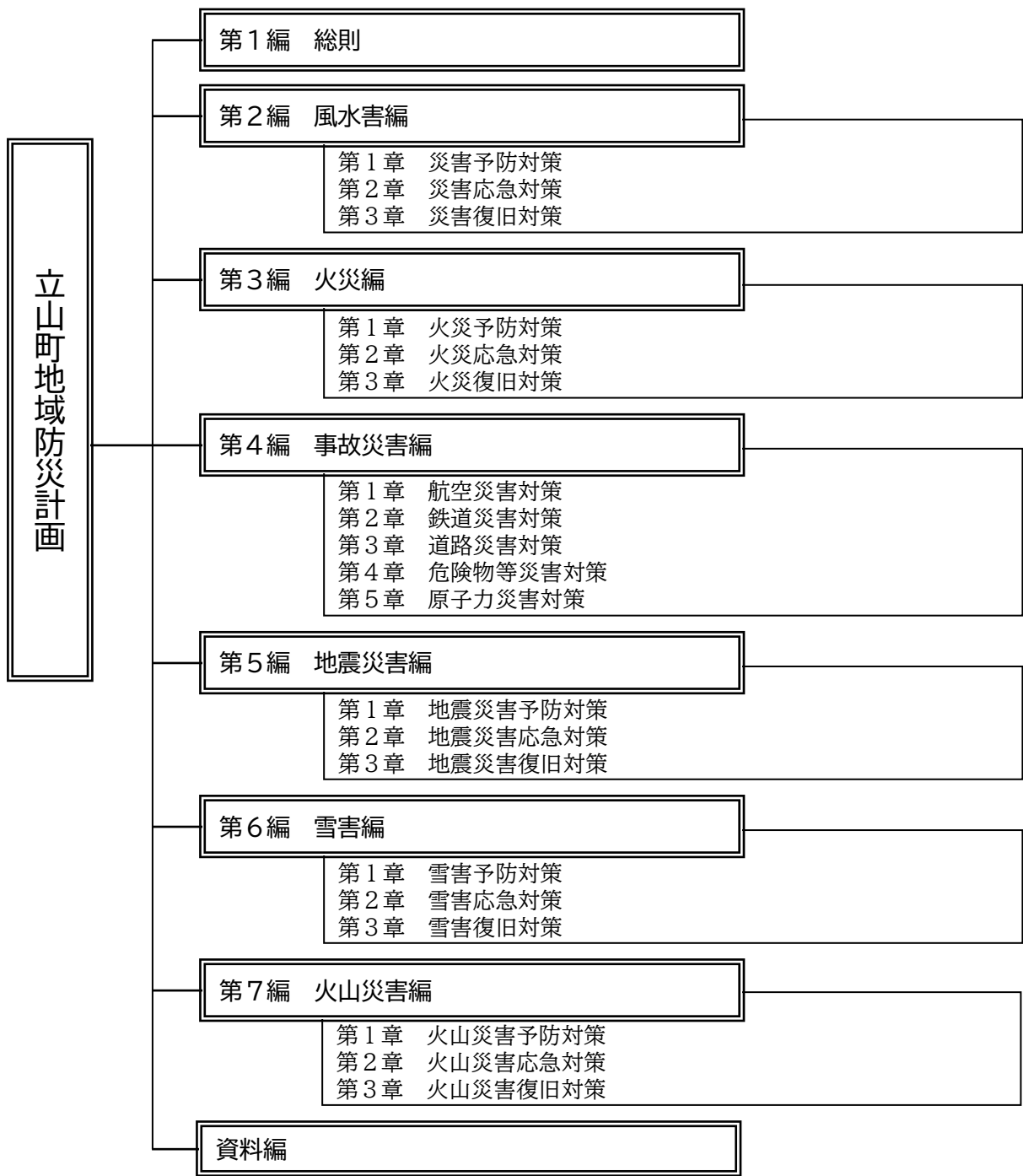
立山町地域防災計画（以下「防災計画」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき立山町防災会議が作成する計画であって、立山町、富山県、指定地方行政機関、指定地方公共機関等の防災関係機関が、その有する全機能を有効に発揮して、本町の地域に係る災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧対策を実施することにより、地域並びに住民の生命及び財産を災害から保護することを目的とする。

- （1）災害とは、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、地盤の液状化、津波、噴火、地滑り、その他の異常な自然現象又は大規模な火災若しくは爆発その他、その及ぼす被害の程度において、これらに類する災害対策基本法施行令第1条で定める原因により生ずる被害をいう。
- （2）防災とは、災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、災害の復旧を図ることをいう。

第2 計画の構成

この計画は、現実の災害への対応に即した構成としており、「第1編 総則」に続いて、「第2編 風水害編」、「第3編 火災編」、「第4編 事故災害編」、「第5編 地震災害編」、「第6編 雪害編」、「第7編 火山災害編」とし、それぞれの災害に対する予防、応急、復旧等の各段階における諸施策を示した。さらに、本計画に必要な関係資料・様式集をまとめた資料編を別編として構成した。

■ 計画の構成



第3 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、常に現状に適合するよう毎年検討し、必要に応じて速やかに修正する。

したがって、各機関は、関係のある事項について修正を要する場合には、町防災会議へ計画修正案を提出する。

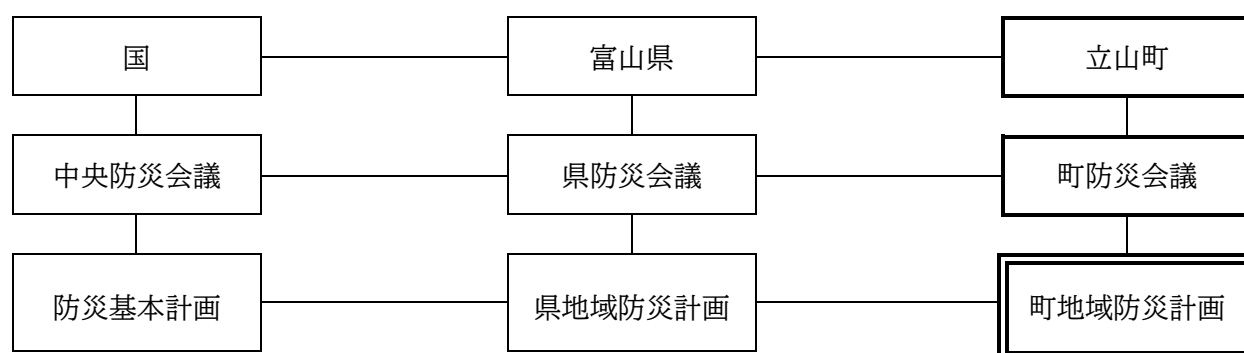
なお、防災基本計画・県地域防災計画が修正された場合にも、それに適合するよう見直しを図る。

第4 他の法令に基づく計画との関係

この計画は、町における災害対策に関して総合的かつ基本的な性格を有するものである。

したがって、町における防災に関連する計画のうち、防災に関わる事項は、国の防災基本計画、指定行政機関の防災業務計画、県の地域防災計画はもとより、本計画と統一、整合性を図る。

■ 国、県及び立山町の防災会議並びに防災計画の体系



第5 計画の周知

本計画の内容は、町職員、防災関係機関及びその他防災に関する重要な施設の管理者等に周知徹底するとともに、特に必要と認める事項については、概要版を作成するなど、住民にも広く周知徹底するよう努める。

第6 計画の運用・習熟

本計画については、日頃から訓練、研修、広報その他の方法により内容の習熟・習得に努め、平常時の災害予防対策及び災害時の応急、復旧・復興対策実施時に適切な運用を目指す。

第2節 防災の基本方針

第1 防災・減災についての考え方

自然条件、社会条件の変化により、災害発生要因は複雑・多様化する傾向を見せており、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害による人的被害・経済被害を最小化する「減災」のための備えをより一層充実する必要がある。

このため、災害から住民の生命、身体及び財産を保護し、安全な生活環境を確保することは、町の基本的責務であり、行政上最も重要な施策の一つである。

第2 防災の各段階における基本方策

防災には、時間の経過とともに、災害予防、災害応急対応、災害復旧・復興の各段階があり、それぞれにおいて、町、県、国、その他の防災関係機関及び事業者・住民が一致協力して災害対策を行うことが被害の軽減につながる。特に、いつでもどこでも起こり得る災害による人的被害、経済被害を軽減するための備えをより一層充実する必要がある。町、県その他の防災関係機関は、相互に連携を取りながら、災害対策の基本方策を積極的に推進するとともに、防災情報を共有できるように必要な措置を講ずる。その際、大規模地震後の水害等の複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）も念頭におき、関係機関が一体となって事前防災に取り組んでいく。

災害対策についての各段階における基本方策は、次のとおりである。

1 計画的な災害予防対策

- （1）災害に強いまちづくりを実現するため、公共土木施設等の耐震性強化、防災空間の整備拡大、密集市街地の整備、ライフライン施設等の耐震性強化、ライフライン施設・廃棄物処理施設・危険物施設の安全性強化、地盤の液状化対策等の推進により防災まちづくりを推進する。
- （2）防災の体制づくりを確立するため、防災拠点施設、通信連絡体制、緊急輸送ネットワーク等の整備をはじめ、防災関係機関との連携強化、相互応援体制の充実、災害対応業務のデジタル化の促進により防災活動体制を整備するとともに、消防力の強化、医療救護体制の整備、指定避難所・指定緊急避難場所・生活救援物資等の確保、災害救援ボランティア活動の支援等により救援・救護体制を整備する。
- （3）日頃から災害に備えるために、過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、防災意識の高揚、自主防災組織の育成強化、実践的な防災訓練や計画的かつ継続的な研修の実施・充実、要配慮者に対する防災上の措置等により地域の防災行動力を向上させるとともに、災害対策等の調査研究を推進する。さらに、災害復旧や災害からの復興に必要な事前準備を行う。
- （4）事故災害防止のため、道路管理者、鉄道事業者、航空運送事業者及び危険物等施設の管理者等は、関係法令を遵守し、施設設備等の安全性を確保するとともに、安全な運行等に努める。また、これらに関する安全監督担当機関及び関係施設の管理者は、関係事業者に対し安全規程遵守のための検査・指導を徹底し、施設の安全管理に万全を期するなど、事故災害の発生予防に努める。

2 迅速かつ円滑な災害応急対策

- （1）気象予報及び警報、火災警報等の情報を迅速かつ的確に伝達するとともに、住民への周知徹底を図る。特に、土砂災害等の災害危険区域において、災害が発生するおそれがある場合は、住民への周知徹底を図るとともに、速やかに避難情報を発令するなど、災害未然防止活動を実施する。
- （2）発災直後は被害規模の把握を、災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、そ

れぞれ早期に行い、迅速かつ的確な初動体制を取るために、災害に対応した非常配備体制、応急活動対策を早急にとるとともに、発災直後の被害規模及び被害拡大の危険性の早期把握や被害に関する情報の収集・伝達を行う。また、大規模な被災のときは、県に対し、速やかに災害救助法（昭和22年法律第118号）適用の申請を行うとともに、広域応援を要請する。

- （3）人命救助を最重点とし、緊急救援・救護のため、被災者に対する救助・救急活動を速やかに実施するとともに、負傷者に対して迅速な医療救護活動を行う。また、同時多発的な火災に対して、住民、自主防災組織、事業所・企業、消防機関が一致協力して消火活動を行うとともに、大規模災害時には、県に対し緊急消防援助隊等の応援要請を依頼する。
- （4）被災者の救援のために、安全な指定緊急避難場所への誘導、指定避難所の適切な運営管理等の避難収容活動を行うとともに、円滑な救助・救急活動や消火活動を支え、被災者に緊急物資を供給するための交通規制・輸送対策を実施する。また、被災状況に応じ、指定避難所の開設、応急仮設住宅等の提供を行う。さらには、被災者の生活維持に必要な飲料水・食料・生活必需品等の供給、廃棄物処理・防疫・食品衛生対策、社会秩序維持のための警備活動、遺体の搜索等、各種の被災者救援活動や福祉的な支援を行う。
- （5）二次災害等の危険性を見極め、被害拡大を防止するため、危険物大量貯蔵所、高圧ガス製造事業所、毒物劇物取扱施設（学校を含む。）等における危険物・毒物等の防災対策や水防対策・土砂対策を講ずる。
- （6）社会諸機能の応急復旧活動として、電力、ガス、上下水道、通信等のライフライン施設や公共土木施設、社会公共施設等の応急復旧対策を速やかに講ずるとともに、自宅が被災した避難者を救援するための応急住宅対策を実施する。また、応急教育、応急金融対策を講ずるとともに応急復旧活動のための労働力を確保する。
- （7）道路、鉄道、航空及び危険物等施設における大規模な事故災害時においても、自然災害の場合と同様に、防災関係機関は速やかに初動体制を取り災害応急対策を実施する。

3 速やかな災害復旧対策

町は、県及び防災関係機関と相互に連携し、次のような災害対策の基本事項を積極的に推進するとともに、防災機関間、住民等の間、住民等と行政の間で防災情報が共有できるように必要な措置を講ずる。

- （1）住民生活安定のための緊急対策として、生活相談実施、見舞金支給、被災者生活再建支援金制度の活用等、自立的生活再建を支援することにより被災者の生活を確保する。また、被災した中小企業者・農林業者に融資等を通じた支援を行い、早期の事業再建を図る。
- （2）被災地域の迅速な復旧を進めるため、激甚災害の指定に関する措置の手續を講ずるとともに、災害復旧計画の策定、大規模災害発生時等の指導・助言制度の活用による公共土木施設の災害復旧を図る。

第3 各種計画等の作成

1 各種計画の作成

本計画及び国の各省庁が別に定める防災業務計画に基づき、町その他の防災関係機関は、それぞれの機関の果たすべき役割、地域の実態を考慮しつつ、過去の災害から得られた教訓や災害対応の課題に対する検証を踏まえ、防災に関する計画を作成、修正する必要がある。また、防災計画の修正に当たっては、本計画に示された町の実施すべき事項を取り入れるとともに、町の自然条件、社会的条件を勘案し、防災の第一線機関として総合的で具体的かつ実践的な計画に修正する必要がある。

る。

2 行動要領（マニュアル）の作成

県、町その他の防災関係機関は、各機関における防災計画を効果的に推進するため、過去の災害から得られた教訓や災害対応の課題に対する検証を踏まえ、他部局・機関との連携を図りつつ、次の対策を実行する。

- （1）各機関の防災計画に基づく行動要領（マニュアル＝実践的応急活動要領）の作成と、防災訓練を通じての職員、防災関係機関、住民等への周知徹底
- （2）防災に関する各種計画、マニュアル等の定期的及び適宜の点検・更新、防災関係機関・住民等への周知
- （3）他の計画（県及び町の開発計画、財政計画等）について、防災の観点からの各種施策への反映

第4 国土強靱化の基本目標を踏まえた防災計画の作成等

1 複合災害を念頭に置いた事前防災への取り組み

国土強靱化は、大規模災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりのため、防災の範囲を超えて、国土政策・産業政策も含めた総合的な対応を内容とするものであり、国土強靱化基本計画に基づき、令和2年度に策定した防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策及び令和7年度に策定した第1次国土強靱化実施中期計画による国土強靱化の取り組みの更なる加速化・深化を踏まえつつ、引き続き、国土強靱化基本計画及び富山県国土強靱化地域計画に基づき、安全、安心かつ災害に屈しない国土づくりをオールジャパンで強力に進めていく。その際、大規模地震後の水害等の複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）も念頭に置きながら、関係者一体となって事前防災に取り組んでいく。

2 国土強靱化地域計画の基本目標を踏まえた防災対策の推進

立山町国土強靱化地域計画の4つの基本目標を踏まえ、防災計画の作成及びこれに基づく防災対策の推進を図る。

「人命の保護が最大限図られること」

「町の重要機能が致命的な障害を受けずに維持されること」

「町の財産及び公共施設の被害の最小化が図られること」

「迅速な復旧復興」

第3節 防災関係機関等の責務

本節は、立山町及び富山県並びに町域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者が、町域に係る防災に関し処理すべき事務又は業務を示す。

第1 防災関係機関等の責務

町、県及び防災関係機関並びに住民・事業所は、本計画に基づき次の防災対策を計画的かつ着実に推進する。

1 町

- (1) 公園、道路等防災空間を計画的に整備するとともに、防災上重要な庁舎、学校、病院等公共建物及び公共土木施設の安全性を強化する。
- (2) 地域防災拠点施設及びコミュニティ防災拠点施設や住民への確な情報を伝達するための防災行政無線を計画的に整備する。
- (3) 災害危険区域等での土砂災害等を未然に防止するため、住民への危険性の周知徹底、避難体制の整備を図る。
- (4) 消防施設設備の充実や消防団の活性化等消防力を強化するとともに、県消防防災ヘリコプターを活用するため場外離着陸場を確保する。
- (5) 水・食料・生活必需品等の備蓄、指定避難所の施設設備の整備充実、ライフライン関係機関との相互連携による各種防災対策を推進する。
- (6) 住民の自主防災意識の高揚を図るため、地域の防災拠点施設に消火・救助資機材を計画的に配備する等自主防災組織の育成を積極的に推進し、地域の防災力を高めるとともに、住民に対し研修、広報、訓練を実施し、防災活動の普及啓発に努める。

2 県

- (1) 災害から県土を守るため、山地保全事業、河川整備事業等を計画的に推進する。また、防災拠点施設の建設、通信ネットワークの充実強化等施設についても計画的に整備する。
- (2) 市町村が実施する地域防災拠点施設及び防災行政無線の整備、消防力の強化等に対し財政的支援を行う。
- (3) 市町村を包括する立場から、災害状況の把握、市町村間の調整等、広域的な総合調整を行う。
- (4) 市町村その他の防災関係機関との連携を強化し、国との連絡調整、消防、警察及び自衛隊、その他防災関係機関との調整を行い、総合的な防災対策を推進する。
- (5) 県民の自主防災意識の高揚及び防災に関する知識、技術の習得のため、リーダー研修や訓練等自主防災活動の普及啓発に努めるとともに、市町村が推進する自主防災組織の育成を支援する。
- (6) 事故災害防止のため、道路、空港等の施設設備の整備を推進する。また、危険物施設等の安全性の確保のための検査・指導を徹底する。

3 防災関係機関

- (1) 住民生活に密着する電力、電話、水道等ライフライン施設の管理者は、迅速な応急復旧活動のため体制整備を図るとともに、施設の耐震化・安全化について計画的に整備する。
- (2) 消火、救助活動等を実施する消防、警察及び自衛隊並びに公的医療防災関係機関は、必要な防

防災資機材等を計画的に整備充実するとともに、他の防災関係機関との連携を強化し応急活動の総合力の向上に努める。

- (3) 報道機関は、気象予警報及び火災警報等を受信したときは、速やかに放送を行い、住民に対して周知するように努めるとともに、災害に関する情報の提供に努める。
- (4) 鉄道・バス等の輸送事業者等は、施設等の安全性の強化、安全運行体制の確立及び防災資機材等の整備充実等の事故災害対策の推進に努める。

4 住民

- (1) 「自分の身は自分で守る」という自主防災の観点から、家屋の耐震補強や最低3日間分（推奨一週間分）の非常食、飲料水等の備蓄や災害危険区域における自主避難など自ら災害に備えるための対策を講ずる。
- (2) 「みんなのまちはみんなで守る」ため、自主防災組織の結成、育成に努める。
- (3) 地域の防災拠点に配備された消火、救助等資機材を活用した防災訓練を通じて、防災活動に必要な知識、技術の習得に努めるとともに、町及び県が実施する総合防災訓練に積極的に協力参加し、地域の防災力の向上に努める。

5 事業所・企業

- (1) 町、県の防災都市づくりに積極的に参加し、建築物の耐震・不燃化等に努める。
- (2) 消防防災計画及び事業継続計画（BCP）の策定や自衛消防隊の設置・訓練を行い、事業所・企業は防災力を向上させるとともに、町、県が実施する防災訓練に積極的に参加し、地域の一員としての総合的な防災活動を推進する。
- (3) 危険物施設等の管理者等は、施設設備の安全性強化等に努め、事故災害の防止を図る。
- (4) 町及び県は、事業所・企業の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰等により、企業等の協力による地域の防災力向上を図る。
- (5) 町及び県は、事業所・企業に対し、防災訓練への積極的参加の呼び掛け、防災に関するアドバイスをを行うとともに、こうした取組みに資する情報提供等に努める。

第2 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

町、県並びに指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び町内の公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者等は、それぞれ防災に寄与する。

また、災害による被害を軽減するためには、行政による「公助」だけでなく、自ら身を守る「自助」や防災行政への寄与・協力、自主防災組織やコミュニティの強化、住民、ボランティア、企業等の連携も含めた「共助」が必要である。

このため、住民及び事業所・企業は、日頃から自主的に災害に備えるとともに、行政をはじめ防災関係機関が行う防災活動と連携・協力する。特に、事業所・企業においては、従業員や顧客の安全確保、経済活動の維持、地域への貢献といった役割を認識し、防災体制の整備や防災訓練の実施に努めるとともに、災害により帰宅が困難な従業員の保護のために、非常食料の備蓄その他の対応策を講ずるなど、防災対策を推進する。

なお、各機関等が防災に関して処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりとする。

1 町

機関等の名称	事務又は業務の大綱
立山町	- 立山町防災会議に関すること。 - 災害、雪害対策の組織の整備に関すること。 - 気象予警報等の情報伝達に関すること。 - 防災行政無線等情報伝達システムの整備に関すること。 - 避難情報の発令に関すること。 - 被災状況の情報収集、伝達及び広報・広聴に関すること。 - 被災者の救助、救護に関すること。 - 災害、雪害時における緊急交通路及び輸送の確保に関すること。 - 消防活動及び水防対策に関すること。 - 水道事業の災害、雪害対策に関すること。 - 児童、生徒に対する応急教育に関すること。 - 公共土木施設及び農業用施設に対する応急措置に関すること。 - 浸水、土砂崩れ、雪崩等に対する応急措置に関すること。 - 飲料水、食料、医薬品、生活必需品の備蓄に関すること。 - 災害救援ボランティアの受入調整等に関すること。 - 自主防災組織の育成指導と地域住民の災害、雪害対策の促進に関すること。 - 要配慮者の避難支援に関すること。
立山町消防署	- 水火災及びその他災害の救助、救急情報に関すること。 - 水火災及びその他災害の予防・警戒及び防ぎよに関すること。 - 人命の救助及び救急に関すること。 - 危険物施設、火気使用設備器具等の安全化のための規制及び指導に関すること。 - 住民の防災知識の普及及び防災行動力の向上並びに事業所の自主防災体制の指導育成に関すること。 - 応急救護知識技術の普及及び自主救護能力の向上に関すること。 - 住民の防災意識の高揚及び防災ボランティア団体の育成指導に関すること。
立山町消防団	- 水火災の防ぎよに関すること。 - 人命の救助及び救急に関すること。 - 危険物等の措置に関すること。 - 避難情報等の伝達及び避難誘導に関すること。 - その他消防及び水防に関すること。

2 県

機関等の名称	事務又は業務の大綱
富山県	- 富山県防災会議に関すること。 - 災害、雪害対策の組織の整備に関すること。 - 気象予警報等の情報伝達に関すること。 - 災害、雪害に関する情報収集、伝達及び広報・広聴に関すること。 - 被災者の救援、救護に関すること。 - 自衛隊及び他都道府県に対する応援要請に関すること。 - 災害、雪害時における交通規制及び輸送確保に関すること。 - 公共土木施設及び農業用施設に対する応急措置に関すること。 - 浸水、土砂崩れ、雪崩等に対する応急措置に関すること。 - 非常食、医薬品、生活必需品の備蓄に関すること。 - 災害救援ボランティアの受入調整等に関すること。 - 自主防災組織の育成指導と地域住民の雪害対策の促進に関すること。 - 児童、生徒、学生に対する応急教育に関すること。

機関等の名称	事務又は業務の大綱
	14. 災害、雪害時における犯罪の予防、取締りなど社会の秩序維持に関する こと。 15. 被災産業に対する融資等に関すること。 16. 市町村等が処理する災害、雪害対策の総合調整に関すること。

3 指定地方行政機関

機関等の名称	事務又は業務の大綱
北陸地方整備局 (富山河川国道事務所) (立山砂防事務所)	1. 常願寺川水系の改良工事、維持修繕その他の管理、洪水予報及び水防警 報等の水防情報に関すること。 2. 常願寺川水系の砂防工事に関すること。 3. 常願寺川水系におけるダム等設置者に対する管理及び防災上の指示監督 に関すること。 4. 土砂災害緊急情報の発表等に関すること。 5. 緊急を要すると認められる場合、協定に基づく適切な緊急対応の実施に 関すること。
中部森林管理局 (富山森林管理署)	1. 森林、治山による災害、雪害予防に関すること。 2. 保安林、保安施設、地すべり防止施設等の整備及び防災管理に関するこ と。 3. 国有林野の火災、雪害防止等保全管理に関すること。
北陸農政局 (富山地域センター)	1. 国営農業用施設の整備及びその防災管理並びに災害復旧に関すること。 2. 農地及び農業用施設の災害復旧事業費の緊急査定に関すること。 3. 農地及び農業用施設の災害復旧融資対策に関すること。 4. 災害、雪害時における応急食料の緊急引渡しに関すること。 5. 政府所有米穀の売却及び災害、雪害時における応急供給に関すること。 6. 応急用食料・物資の支援に関すること。
東京管区气象台 (富山地方气象台)	1. 気象、地象、地動、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること。 2. 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。)、 水象の予報、警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関すること。 3. 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。 4. 防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。 5. 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。 6. 災害対策本部等への職員の派遣に関すること。

4 指定公共機関

機関等の名称	事務又は業務の大綱
日本郵便株式会社 (立山郵便局) (大森郵便局) (釜ヶ淵郵便局) (新川郵便局) (上滝郵便局) (小見郵便局)	1. 災害、雪害時における郵便業務の確保に関すること。 2. 災害、雪害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策 に関すること。
N T T 西日本株式会社 (富山支店)	1. 電気通信施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること。 2. 災害時における緊急通話の確保に関すること。
株式会社 N T T ドコモ 北陸 K D D I 株式会社 ソフトバンク株式会社 楽天モバイル株式会社	1. 電気通信施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること。 2. 災害、雪害時における緊急通話の確保に関すること。

機関等の名称	事務又は業務の大綱
北陸電力株式会社 北陸電力送配電株式会社	1. 電力施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関する事 2. 災害、雪害時における電力供給の確保に関する事
日本赤十字社 (富山県支部)	1. 災害、雪害、地震時における医療救護に関する事 2. 災害、雪害、地震時の血液製剤の供給に関する事 3. 義援金の募集及び配分のあっせん並びに連絡調整に関する事 4. その他、奉仕団が行う炊き出しや避難所奉仕等の協力等、災害救護に必要な業務に関する事
中日本高速道路株式会社(金沢支社)	1. 北陸自動車道の維持、管理、修繕、改良及び防災対策並びに災害復旧に関する事
日本通運株式会社 (富山支店)	1. 災害、雪害時における緊急輸送の確保に関する事

5 自衛隊

機関等の名称	事務又は業務の大綱
自衛隊 (陸上自衛隊第14普通科連隊) (航空自衛隊第6航空団)	1. 災害、雪害時における人命、財産の保護のための部隊の派遣に関する事 2. 災害、雪害時における応急復旧活動に関する事

6 指定地方公共機関

機関等の名称	事務又は業務の大綱
富山地方鉄道株式会社	1. 鉄道施設の整備と安全輸送の確保に関する事 2. 災害、雪害時における緊急輸送の確保と災害復旧に関する事 3. 災害、雪害時における被災地との交通の確保に関する事
自動車運送事業会社 (一般社団法人富山県トラック協会)	1. 災害、雪害時における生活必需品、産業用資材の緊急輸送の確保に関する事 2. 災害、雪害時における輸送用、作業用車両及び荷役機械の確保と緊急出動に関する事
土地改良区	1. 水門、水路、ため池等の施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関する事
報道機関	1. 住民に対する防災知識の普及と各種予警報等の周知徹底に関する事 2. 災害時における情報、応急対策等の周知徹底に関する事

7 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

機関等の名称	事務又は業務の大綱
農林業団体 (農業協同組合) (農業共済組合) (森林組合) その他農林業団体	1. 町が行う農林業関係の被害調査及び応急対策に対する協力に関する事 2. 農産物、林産物の災害応急対策の指導に関する事 3. 被災農林業従事者に対する融資又はそのあっせんに関する事 4. 共同利用施設の災害応急対策及び復旧に関する事
商工業団体 (立山舟橋商工会) (商店連合協同組合) その他商工業団体	1. 町が行う商工業関係の被害調査及び応急対策に対する協力に関する事 2. 商工業者に対する融資又はそのあっせんに関する事 3. 災害時における中央資金の導入に関する事 4. 災害時における物価安定についての協力に関する事 5. 救援物資、衛生医薬品、生活必需品、生鮮食料品、復旧資材等の確保の協力及びあっせんに関する事

機関等の名称	事務又は業務の大綱
金融機関	1. 災害時における預貯金の取扱い、手形交換、特別営業等の金融措置に關すること。 2. 被災事業者等に対する資金の融資に關すること。
社会福祉施設管理者	1. 避難施設の整備及び避難訓練の実施に關すること。 2. 災害時における収容者の保護に關すること。
医師会、病院・医療 防災関係機関等	1. 避難施設の整備及び避難訓練の実施に關すること。 2. 災害時における負傷者の医療救護、助産救助及び収容患者等に対する医療の確保に關すること。
社会福祉協議会、 ボランティアセンター	1. 災害救助金品の募集、被災者の救護、その他町が実施する応急対策につ いての協力に關すること。 2. 災害救援ボランティアに關すること。
自主防災組織、 自衛消防隊	1. 防災知識の普及及び防災訓練に關すること。 2. 災害時における応急対策に關すること。
町内会等自治組織	1. 防災知識の普及及び防災訓練に關すること。 2. 災害時における応急対策に關すること。 3. 地域における住民の避難誘導、被災者の救護、救援物資等の配給、防犯、 その他町が実施する応急対策についての協力に關すること。
建設業協会、 管工業協同組合等	1. 災害時における応急対策及び災害復旧の協力に關すること。
輸送業者等	1. 災害時における緊急輸送の協力に關すること。
危険物関係施設の管理 者	1. 災害時における危険物等の保安措置に關すること。 2. 危険物関係施設の整備等災害予防対策の実施に關すること。 3. 危険物関係施設に係る防災訓練の実施に關すること。

第3 住民及び事業所・企業の取るべき措置

関係主体の名称	事務又は業務の大綱
住民	1. 災害時の被害を最小化するため、地域住民と相互に協力するとともに、 町及び県が行う防災事業に協力し、住民の生命、身体及び財産の安全の 確保に努める。 2. 「自分の身は自分で守る」という自主防災の観点から、家屋の耐震補強 や最低3日間分（推奨一週間分）の飲料水・食料等を備蓄し、また、災害 危険区域における自主避難など、自ら災害に備えるための対策を講ずる とともに、町が実施する防災活動に積極的に協力する。 3. 「みんなのまちはみんなで守る」ため、自主防災組織の結成、育成に努 める。
事業所・企業	1. 自衛消防隊を組織し消防防災体制を整備するとともに、町及び県が実 施する防災事業に協力する。 2. 事業活動に当たっては、地域社会の一員としての社会的責任を自覚し、 災害時の被害を最小化するため、最大限の努力をはらう。 3. 災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の 継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時 に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努 めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、施設の耐震化、予想被害から の復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の 推進に努める。

第4節 町内の地形・気象と災害

第1 自然条件

1 立山町の地勢

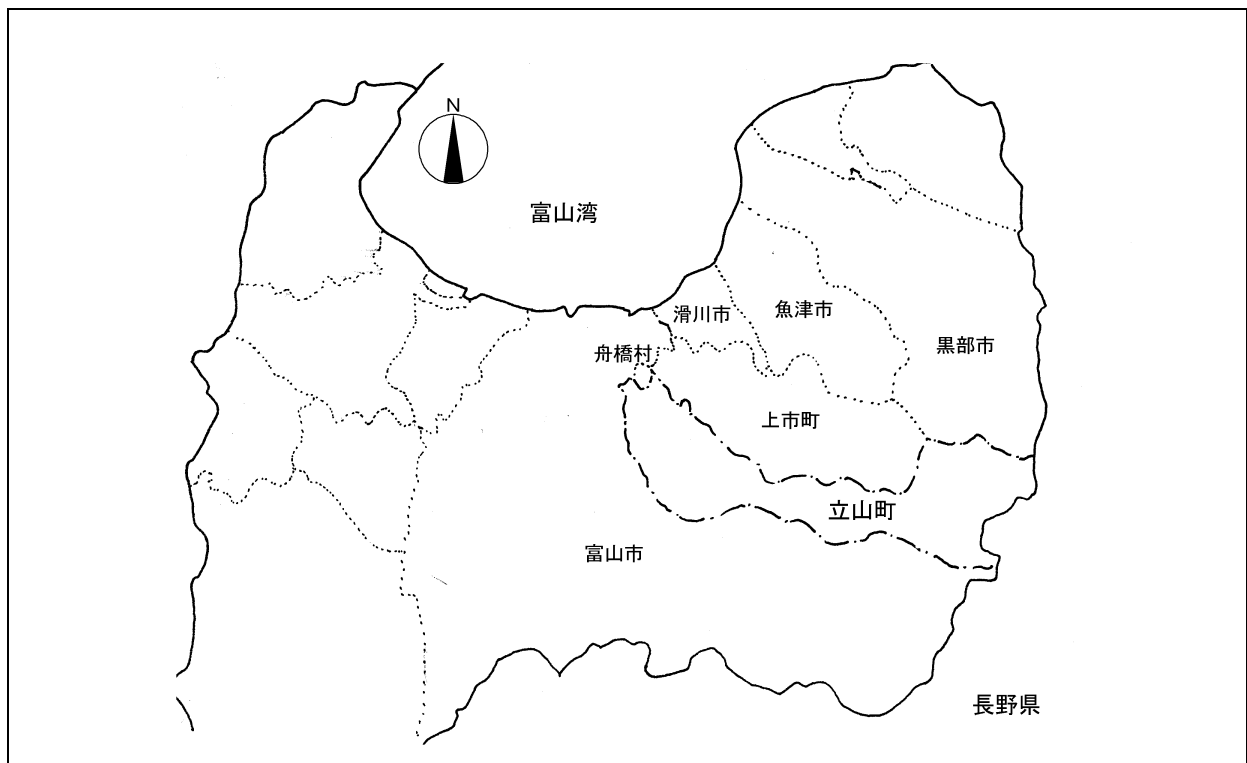
(1) 位置及び面積

立山町は、富山県のほぼ中央から南東に細長く広範な町域が広がり、南西は、常願寺川をはさんで富山市と、北東は上市町、舟橋村と、東は黒部市と長野県大町市に接している。

町域は、東西 42.6km、南北 20.1km、総面積 308.79 km²（一部境界未定）で、富山県総面積の約 7%を占める。

■ 立山町の位置

立山町の位置	北緯：36° 31' ～ 36° 42' 東経：137° 17' ～ 137° 45'
立山町役場	
位 置	北緯：36° 39' 東経：137° 19' 標高：約 65m
名 称	富山県中新川郡立山町役場
住 所	富山県中新川郡立山町前沢 2440 番地 〒930-0292 TEL 076-463-1121（代） FAX 076-463-1254



(2) 地 勢

本町の地形は、雄山、劔岳一帯の高山地形、弥陀ヶ原の溶岩台地、常願寺川扇状地、白岩川の本流及び支流によって開析された東部山地、上段段丘に大別される。

本地域の西北部は、一級河川常願寺川の堆積土によって形成された広大な扇状地である。常願

寺川は流域面積 368 ㎢、流路延長 56 kmの一級河川で、わが国屈指の急流荒廃河川である。水源の立山連峰は標高 3,000m級の山々が連なり、そこから一気に富山湾に流入しているため河川勾配が非常に強く、上流砂防工事実施地域の平均河床勾配は概ね 1/30 である。

また、大辻山より発する白岩川は、平地に出て支流大岩川を併せ、さらに栃津より発する栃津川に合流し、上市町、舟橋村、富山市水橋を経て富山湾に注いでいる。これらの河川には数多くの農業用水が合流しており、豪雨時あるいは融雪時においては洪水の危険性がある。

■ 標高別面積

区 分	総 数	50m未満	50～ 200m未満	200～ 400m未満	400m～
面 積 (㎢)	308.79	15.89	42.81	35.94	214.15
構成比 (%)	100.0	5.1	13.9	11.6	69.4

資料：統計たてやま 2024

■ 地目別面積状況（総面積）

区 分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
田	3,520	3,516	3,507	3,497	3,489
畑	107	107	109	109	107
宅 地	792	800	809	811	815
池 沼	301	301	301	301	301
山 林	1,213	1,213	1,216	1,216	1,291
原 野	44	44	44	45	48
雑種地	117	118	118	119	119
その他	24,785	24,780	24,775	24,781	24,709
合計 (ha)	30,879	30,879	30,879	30,879	30,879

資料：統計たてやま 2024

■ 主な山岳

名 称	標高 (m)	地 質
大汝山	3,015	片状角閃石花崗緑岩
劔岳	2,999	新期花崗岩類
鹿島槍ヶ岳	2,889	//
別山	2,880	//
龍王岳	2,872	古期花崗岩類
針ノ木岳	2,821	礫岩、砂岩、頁岩、安山岩、火山碎屑岩
浄土山	2,831	古期花崗岩類
奥大日岳	2,611	片麻岩、結晶片岩
仙人山	2,211	新期花崗岩類

■ 主な河川

本 流	支 流	上流端	下流端	流路延長
常願寺川 (一級河川)		湯川、湯川合流点	富山湾（河口：富山市水橋）	41,000m
	湯川	浄土山	真川との合流点	7,500m
	真川	北ノ俣岳	湯川との合流点	16,000m
	称名川	芦峯寺大日称名川滝下流端	千寿ヶ原地先（真川合流点）	8,900m
白岩川 (二級河川)		立山町城前大辻山のふもと	富山湾（河口：富山市水橋）	24,580m
	八幡川	// 上鉾ノ木	白岩川合流点（舟橋村地先）	3,050m
	栃津川	// 座主坊赤倉	白岩川合流点（泉地先）	15,030m
	虫谷川	// 虫谷小向丸	白岩川合流点（谷口地先）	2,200m

■ 立山町管理河川

河川名	(m)	河川名	(m)	河川名	(m)	河川名	(m)
お西川	700	秋ヶ島川	50	土蔵ノ奥谷川	250	出し川	150
相塚川	1,800	宮造川	800	乳子場川	300	千垣川	200
茨沢川	3,900	鶯谷川	1,000	虫谷川	2,500	下嵐川	900
中米川	700	和田川	5,100	中ノ谷川	300	芦峯寺川	1,000
三千俵川	400	湯比谷川	2,200	宮ノ谷川	100	泉川	700
黒谷川	2,500	中川	900	杉谷川	300	八幡川	300
藤塚川	600	座主坊谷川	1,400	出谷川	150		

2 立山町の気象

本町は日本海型気候に属し、気圧配置が変化に富み雨や雪が多いこと、日照の時間が少なく湿度が高いことが特色となっている。

冬期が長く、12月中旬から翌年3月下旬まで降雪がある。気圧配置が西高東低の冬型で等圧線が縦縞模様となるときは、本町の山岳地域に雪の多い山雪型となり、等圧線が袋状に湾曲するときは平野部に雪の多い里雪型となる。平野部の冬の平均気温は2℃前後で、寒さはそれほど厳しくないが、雪のため交通上の障害となり、住民生活の負担となることも多い。

また、低気圧が日本海を発達しながら通過するときにはフェーン現象が起こり、強い南風とともに平常の気温より約5℃～10℃も高くなり、空気が乾燥して火災の危険が極めて大きくなる。この異常気温は、3月から5月にかけては融雪洪水や雪崩等の気象災害をもたらす、水稻の生育・品質等に障害を及ぼす。

夏は、太平洋高気圧に覆われて安定した暑い晴天の日が多い。また、本町に接近する台風は、本州南岸に上陸した後そのまま北上してくるものが多いため、地形の影響で勢力は若干弱まるが、過去にいくつかの大きな災害を記録している。

特に、常願寺川、白岩川等の河川では、集中豪雨や台風及び融雪時においての出水も併せ、多量の水とともに膨大な土砂を流出し、洪水災害を引き起こす危険がある。

■ 気象の概要

令和 6年	気 温 (℃)			降水量 (mm)		風	
	平均	最高	最低	日最大	月積算	風速 (m/s)	風向
1月	3.4	14.1	-5.3	29.0	190.5	15.8	西北西
2月	4.7	20.7	-1.2	39.5	205.5	24.8	南
3月	6.0	19.9	-2.2	59.5	207.5	26.4	南南西
4月	13.7	25.5	2.5	61.0	184.0	17.2	南
5月	17.2	29.5	6.0	108.5	209.5	24.2	南
6月	22.3	31.1	12.7	82.5	127.5	15.0	南西
7月	26.8	36.9	19.6	63.5	363.0	18.8	西
8月	27.3	37.8	21.9	22.5	73.5	13.1	西南西
9月	25.2	35.3	16.4	48.5	183.0	14.7	西
10月	18.4	30.4	8.6	49.5	198.5	24.3	南
11月	11.2	24.9	2.6	56.0	253.5	25.2	南
12月	4.5	17.1	-1.3	33.5	323.0	17.7	南南西

資料：立山町消防本部

観測場所：立山町消防署（北緯 36° 39′ 32″ 東経 137° 19′ 21″ 標高 75m）

区 分	降水量 (mm)						
	合 計	日最大		1 時間最大		10 分間最大	
		値	起日	値	起日	値	起日
平成 25 年	3,550.5	171.5	8 月 23 日	43.5	8 月 31 日	21.5	8 月 31 日
平成 26 年	3,287.0	96.5	3 月 30 日	39.0	6 月 12 日	16.5	7 月 20 日
平成 27 年	2,991.5	108.5	7 月 23 日	31.5	8 月 17 日	13.0	8 月 17 日
平成 28 年	3,164.5	118.0	7 月 26 日	43.5	7 月 27 日	24.0	8 月 22 日
平成 29 年	3,512.5	192.0	8 月 8 日	52.0	8 月 25 日	13.0	8 月 25 日
平成 30 年	3,303.5	225.5	7 月 5 日	38.0	8 月 16 日	14.0	8 月 30 日
令和元年	2,656.5	68.5	10 月 12 日	30.5	8 月 20 日	20.5	8 月 20 日
令和 2 年	3,069.5	115.0	6 月 14 日	54.0	9 月 4 日	19.0	9 月 4 日
令和 3 年	3,206.5	131.5	8 月 10 日	41.0	8 月 12 日	14.0	7 月 9 日
令和 4 年	2,788.5	113.0	8 月 20 日	50.0	8 月 20 日	19.0	8 月 6 日
令和 5 年	3,132.5	129.0	7 月 13 日	54.5	7 月 13 日	16.5	7 月 13 日

資料：気象庁ホームページ

区 分	風向・風速 (m/s)						
	平 均 風 速	最大風速			最大瞬間風速		
		風速	風向	起日	風速	風向	起日
平成 25 年	0.7	9.3	南	11 月 25 日	26.5	東南東	3 月 18 日
平成 26 年	0.7	7.6	南南西	7 月 10 日	16.4	東南東	5 月 12 日
平成 27 年	0.7	7.4	南東	4 月 3 日	21.3	南南西	4 月 20 日
平成 28 年	0.8	9.3	南	4 月 17 日	36.3]	南南西	4 月 17 日
平成 29 年	0.7	7.3	南	4 月 17 日	19.8]	南西	4 月 17 日

区 分	風向・風速 (m/s)						
	平 均 風 速	最大風速			最大瞬間風速		
		風速	風向	起日	風速	風向	起日
平成30年	0.7	9.4	南	9月4日	33.0]	南西	8月24日
令和元年	0.7	7.3	南南西	9月23日	20.6]	東南東	3月21日
令和2年	0.7	6.6	南東	1月8日	19.9]	南南西	9月7日
令和3年	0.8	8.2	南	6月4日	24.6]	南南西	3月2日
令和4年	0.7	9.4	南南東	3月26日	30.7]	東南東	3月26日
令和5年	0.7	8.5	南西	4月26日	21.4]	西	4月26日

注：風速欄の「]」は、統計を行う対象資料が不足していることを表す。

資料：気象庁ホームページ

観測所名：上市地域気象観測所

(北緯：36° 40' 12" 東経：137° 25' 24" 、標高 296m)

所在地：中新川郡上市町東種

【資料：2－1 月別気象データ】

第2 社会的条件

1 人口と世帯数

(1) 人口と世帯数の推移

本町の人口は24,224人、世帯数は9,640世帯である。(令和7年4月1日現在、資料編1-1参照：住民基本台帳)

集落の形態は、家々が散在するいわゆる「散居村」であるが、年々市街化が進んでいる。また、第3次産業就業者の増加や交通網の充実等により町外通勤者が増加し、昼夜間人口比率は80%となっている。

一方、世帯数は核家族化の進行等により増加しており、1世帯当たりの平均人員は2.7人に減少している。

なお、本町の外国人住民は322名、195世帯となっている。(令和5年1月1日現在、住民基本台帳)

以下に、国勢調査の結果を踏まえた人口と世帯数の推移を示す。

■ 人口と世帯数の推移

各年10月1日現在

区 分	世帯数	人口			1世帯当たり 平均人員	人口密度 1km ² ※
		総数(人)	男(人)	女(人)		
平成2年	7,293	27,237	13,066	14,171	3.7	88.6
平成7年	7,761	27,444	13,134	14,310	3.5	89.3
平成12年	8,427	27,994	13,446	14,548	3.3	91.1
平成17年	8,830	28,011	13,422	14,589	3.2	91.1
平成22年	8,992	27,466	13,200	14,266	3.1	89.4
平成27年	9,159	26,317	12,663	13,654	2.8	85.6
令和2年	9,047	24,792	12,002	12,790	2.7	80.7

※町面積307.31km²として算出

資料：国勢調査

(2) 人口構成について

本町の年少人口・生産年齢人口割合は、ともに減少している。

一方、高齢化率は増加傾向が続き、令和2年は33.5%（次表参照：国勢調査結果）、令和6年は34.3%（資料編1-1 参照：住民基本台帳）となっており、65歳以上の高齢単身世帯・高齢夫婦世帯も増加している。

■ 年齢構成別人口の推移

各年10月1日現在

区 分	年少人口（0～14歳）		生産年齢人口（15～64歳）		高齢者人口（65歳以上）		人口総数
	人	%	人	%	人	%	人
平成2年	4,665	17.1	18,253	67.0	4,319	15.9	27,237
平成7年	4,077	14.9	18,143	66.1	5,224	19.0	27,444
平成12年	3,923	14.0	18,046	64.5	6,025	21.5	27,994
平成17年	3,914	14.0	17,556	62.7	6,541	23.4	28,011
平成22年	3,719	13.5	16,574	60.4	7,164	26.1	27,466
平成27年	3,131	12.2	14,745	57.2	7,891	30.6	26,317
令和2年	2,781	11.2	13,717	55.3	8,294	33.5	24,792

資料：国勢調査

■ 高齢単身世帯・高齢夫婦世帯の推移

各年10月1日現在

区 分	高齢単身世帯	高齢夫婦世帯
平成12年	440	645
平成17年	566	782
平成22年	661	971
平成27年	876	972
令和2年	1,217	1,170

資料：国勢調査

2 産 業

国勢調査から本町の産業をみると、15歳以上の就業者数は平成7年以降減少傾向にあり、令和2年は13,518人となっている。構成比では、第1次産業の減少が見られる。

■ 産業別就業人口の推移

各年10月1日現在

区 分	第1次産業		第2次産業		第3次産業		15歳以上 就業者数
	人	%	人	%	人	%	人
平成2年	1,988	13.0	5,732	37.4	7,599	49.6	15,324
平成7年	1,792	11.3	5,786	36.4	8,302	52.3	15,882
平成12年	1,147	7.4	5,715	36.6	8,727	55.9	15,603
平成17年	1,200	7.9	5,100	33.4	8,924	58.5	15,267
平成22年	917	6.4	4,496	31.6	8,660	60.9	14,224
平成27年	814	5.9	4,432	32.4	8,328	60.8	13,700
令和2年	776	5.7	4,516	33.4	8,226	60.9	13,518

資料：国勢調査

(1) 農 業

本町の農業は、常願寺川流域の肥沃な土地を利用した米等の生産が行われており、農業産出額の約8割、耕地面積のほとんどを米が占めている。

しかし、後継者不足や米消費量の減少など、農業を取り巻く環境は厳しく、農業従事者・農家戸数とも減少傾向で、令和2年は2,061人、643戸となっている。

農業経営では、兼業農家が90%を占めているが、小規模農家の割合は減少傾向で、3ha以上の農家の割合が増加している。

また、農地は、住宅、建設用地、工業用地等に転用されるなど市街化が進行しており、令和2年の経営耕地面積は2,908haで、最近10年間で8%減少している。

■ 令和2年の農業従事者数と農家戸数

令和2年2月1日現在

農業 従事者数 (人)	農業戸数 (戸)				
	総 数	販売農家			自給的農家
		専 業	兼 業		
			第 1 種兼業	第 2 種兼業	
2,061	643	61	106	476	265

資料：農林業センサス

■ 経営耕地面積の推移

各年2月1日現在

区 分	総数(ha)	田(ha)	畑(ha)	樹園地(ha)
平成12年	3,289.48	3,261.36	21.28	6.84
平成17年	3,312.84	3,238.97	67.73	6.14
平成22年	3,173.00	3,126.00	38.00	9.00
平成27年	3,024.00	2,975.00	42.00	7.00
令和2年	2,908.00	2,843.00	58.00	7.00

資料：農林業センサス

(2) 林 業

本町は、県の林業普及センター・森林研究所が位置するなど、立山山麓の林業資源豊富な地域である。

令和4年度の森林面積は23,869haで町域の約78%を占め、このうち国有林が約69%、民有林が約31%となっている。また、民有林の約32%が人工林である。

経営体数は減少傾向が続き、令和2年には3件となっている。

■ 森林面積

総数 (ha)	森林面積 (ha)	森林率 (%)	民有林(ha)			国有林 (ha)
			公有林	私有林	計	
30,729	23,869	78	315	7,154	7,469	16,401

民有林 (ha)	人工林 (ha)	天然林 (ha)	その他 (ha)	人工林率 (%)
7,469	2,377	4,167	925	32

※四捨五入の関係で合計は必ずしも一致しない。

資料：令和4年度富山県森林・林業統計書

(3) 工 業

本町の工業は、恵まれた交通立地条件を活かして、企業誘致を進め、利田地区、釜ヶ淵地区、幹線道路沿いなどで企業立地が進んでいる。

事業所数は80事業所弱、従業員数は3,000人前後を推移しており、令和3年は78事業所、従業員数2,919人（いずれも従業員4人以上の事業所）となっている。

また、製造品出荷額は800億円前後、1事業所当たりの製造品出荷額は10億円前後で推移している。

■ 工業の概要（従業員4人以上の事業所）

平成26年12月31日現在、平成29年以降は6月1日現在

区 分	事業所数 (事業所)	従業員数 (人)	製造品出荷額 (万円)	1事業所当たり 製造品出荷額 (万円)
平成26年	75	2,731	6,977,328	93,031
平成29年	74	3,327	8,357,854	112,944
平成30年	74	3,277	8,848,504	119,574
令和元年	74	3,167	8,210,230	110,949
令和3年	78	2,919	8,179,110	104,860

資料：工業統計調査（～令和元年）、経済センサス-活動調査（令和3年、総務省）

(4) 商 業

本町の商業は、これまで富山市等への購買力の流出が続いていたものの、近年は立山インターチェンジ周辺や幹線道路沿いへの商店立地が見られている。

商店数は、卸売業が増加しているが小売業が減少しており、令和3年は卸売業26件・小売業は143件となっている。従業員数は卸売業・小売業とも増加し、令和3年は卸売業131人・小売業996人となっている。また、令和3年の年間商品販売額は卸売業が約27億円、小売業が約195億円となっている。

■ 商業の状況

各年6月1日現在

区 分	商店数（件）		従業者数（人）		年間商品販売額（万円）	
	卸売業	小売業	卸売業	小売業	卸売業	小売業
平成26年	17	148	76	860	313,700	1,608,900
平成28年	21	142	74	974	237,765	1,930,502
令和3年	26	143	131	996	269,310	1,950,973

資料：平成26年は経済産業省「商業統計調査」

平成28年以降は総務省統計局「経済センサス-活動調査」

(5) 観 光

本町は、山岳観光で有名な「立山黒部アルペンルート」や砂防の歴史、山岳信仰、曼荼羅や布橋灌頂会に見られる伝統文化など数多くの観光、交流資源を有しており、県内有数の観光地である。

立山黒部アルペンルートの観光入込客数は近年90～100万人で推移していたが、令和2年は新型コロナウイルス感染症の拡大により、国や地域間の移動に大きく制約を受け、激減した。以後、徐々に回復し、令和5年には約71万人が訪れた。

■ 観光入込客数

区 分	立山黒部アルペンルート（人）			称名滝 （人）
	富山県側	大町側	計	
平成 29 年	463,105	465,946	929,051	210,018
平成 30 年	458,847	521,962	980,809	257,844
令和元年	425,140	457,732	882,872	230,795
令和 2 年	103,638	126,157	229,795	180,235
令和 3 年	151,870	152,185	304,055	180,583
令和 4 年	226,964	253,186	480,150	183,876
令和 5 年	352,000	358,000	710,000	176,405

資料：商工観光課

(6) 交 通

本町域には、北陸自動車道及び立山インターチェンジが整備されているほか、富山立山公園線をはじめとする主要地方道 8 路線、一般県道 16 路線、富山中部地区広域農道、町道 756 路線などで道路網が構成されている。

また、公共交通機関として、富山地方鉄道株式会社の立山線・上滝線及びバス路線、立山町営バス・町営ワゴンが運行されている。

第3 災害記録

立山町の地域内で発生した過去の災害を知るとともに、防災の重要性を確認し、各災害に対する予防及び応急対策を検討する。

【資料：1－2 災害の記録】

第5節 社会構造の変化への対応

近年、社会構造の変化により災害脆弱性の高まりが見られ、町、県及びその他防災関係機関等は、これらの変化に十分配慮しつつ防災対策を推進する必要がある。

1 都市構造の変化

市街地の拡大に伴って、建物の大型化、密集化が進行する一方、旧市街地の一部では老朽化が進んでおり、こうした状況は、災害時における被災人口の増大、火災の多発、延焼地域の拡大等、被害拡大の社会的要因となっている。

2 生活環境の変化

ライフライン、コンピューター、情報通信ネットワーク、交通ネットワーク等への依存度の増大が見られるが、これらの災害発生時の被害は、日常生活、産業活動に深刻な影響をもたらす。このため、これらの施設の耐災化を進めるとともに、補完的機能の充実が必要である。

3 コミュニティ活動の停滞

核家族化の進行や町外への通勤者の増大等により、特に市街地においては地域の連帯感が希薄化し、自治会活動をはじめとした地域コミュニティ活動の停滞が懸念される。

地域において、被害を少しでも軽減するには、「みんなのまちはみんなで守る」という地域における事業所や住民一人一人の防災意識の向上とともに、自主防災組織の育成等により、地域における防災行動力の向上が必要である。

4 要配慮者の増加

高齢化の進行による高齢者（とりわけ一人暮らしの高齢者）の増加に加え、障がい者、外国人等の要配慮者が増加していることから、防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導、救護・救済対策等防災の様々な場所において、福祉的な支援の充実や要配慮者に配慮したきめ細かな施策を、他の福祉施策との連携の下に行う必要がある。

5 男女共同参画等の多様な視点を取り入れた防災

男女双方や性的少数者等の多様な視点に配慮した防災を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性等の参画を拡大し、多様な視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。

6 感染症対策の観点を取り入れた防災

新型コロナウイルス感染症流行時の経験を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、ホテル・旅館や親戚・知人宅、安全な自宅などに分散して避難すること等についての平時からの周知・広報や、指定避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。

第6節 富山県内の活断層と地震被害想定

今後、本町で起こり得る大規模な地震を予測し、被害を想定することは、本計画に基づく地震災害対策を推進する上で前提となるものである。

また、地震による被害を想定することは、予防、応急、復旧対策の前提条件が明らかとなり、防災関係機関が地震災害対策を推進する上で役立つばかりでなく防災関係機関や住民の地震に対する意識高揚にも大きな効果が期待できる。

なお、地震による被害は、地形、地質、地盤等の自然条件や市街化の進展等の社会的条件によって大きく変化することに留意し、県内及び本町近郊の活断層や過去の地震被害等を把握するとともに、地震被害の想定に基づく地震災害対策を推進する必要がある。

第1 地震の適切な設定と対策の基本的な考え方

1 最大クラスの地震の想定

地震災害対策の検討に当たり、県による地震シミュレーション調査の結果や文部科学省地震調査研究推進本部地震調査委員会（以下「地震調査研究推進本部」という。）の長期評価を踏まえ、最大クラスの地震を想定し、その想定結果に基づき対策を推進する。

2 被害想定

被害想定は、県の被害想定を援用し、町における地震災害の予防、応急対策の基礎資料とする。

また、自然現象は、大きな不確定要素を伴うことから、想定には一定の限界があることに留意する。

第2 活断層等の状況

断層とは、ある面を境に両側のずれ（くい違い）の見られる地質現象をいい、その中で、地質時代という第四期（約200万年前から現在の間）において繰り返し活動し、将来も活動する可能性のあるものを特に活断層という。

活断層は、1891年の濃尾地震（根尾谷断層）、1995年の兵庫県南部地震（野島断層）の震源としても知られるように、地震の発生源となり得る断層であることから、将来の活動の可能性の推定に役立てるため活動履歴調査等が実施されている。

全国の陸域の主要な活断層や、日本海側の海域の主要な活断層については、地震調査研究推進本部が長期評価を実施し、陸域の主要な活断層については活動間隔や次の地震の発生可能性等（場所、規模、発生確率）を、日本海側の海域の主要な活断層については場所及び規模を評価し、随時公表している。

（1）県内の陸域の主要な活断層

ア 跡津川断層帯

跡津川断層帯は、本町から旧大山町、岐阜県飛騨市を経て大野郡白川村に至る断層帯である。全体の長さは約69kmで、ほぼ東北東－西南西に延びる。本断層帯は、右横ずれを主体とする断層帯で、北西側隆起成分を伴う。平均的な右横ずれの速度は約2～3m/千年、最新の活動は1858年（安政5年）の飛越地震であったと推定される。その際には、約4.5～8mの右横ずれが生じた可能性がある。また、平均活動間隔は約2,300～2,700年と推定される。

イ 牛首断層帯

牛首断層帯は、富山県旧大山町から、旧大沢野町、旧細入村、岐阜県飛騨市、富山県南砺市を経て、岐阜県大野郡白川村に至る断層帯である。長さは約54kmで、ほぼ北東－南西方向に延びており、右横ずれを主体とする断層帯である。最新活動時期は11世紀以後、12世紀以前、

平均活動間隔は約 5,000 年～7,100 年と推定される。

ウ 魚津断層帯

魚津断層帯は、富山県下新川郡朝日町から同郡入善町、黒部市、魚津市、滑川市を経て、中新川郡上市町に至る断層帯である。全体の長さは約 32 kmで、概ね北北東－南南西方向に延びる。本断層帯は断層の南東側が北西側に対して相対的に隆起する逆断層からなり、北東端付近では右横ずれを伴う。平均的な上下方向のずれの速度は、約 0.3m/千年以上の可能性があり、また、野外調査から直接得られたデータではないが、経験則から求めた1回のずれの量と平均的なずれの速度に基づくと、平均活動間隔は 8,000 年程度以下の可能性がある。

エ 砺波平野断層帯西部

砺波平野断層帯西部は、長さ約 26 kmで、概ね北東－南西方向に延びる。本断層帯は、断層の北西側が南東側に対し相対的に隆起する逆断層で、石動断層と法林寺断層から構成される。本断層帯のうち法林寺断層における平均的な上下方向のずれの速度は 0.3～0.4m/千年程度以上、最新の活動は約 6,900 年前以後、1 世紀以前、平均活動間隔は約 6,000～12,000 年若しくはこれらよりも短い間隔であったと推定される。石動断層については、過去の活動に関する資料は得られていない。

オ 砺波平野断層帯東部

砺波平野断層帯東部は、長さ約 21 kmで、北北東－南南西方向に延び、高清水断層からなる。本断層帯は、断層の南東側が北西側に対し相対的に隆起する逆断層である。平均的な上下方向のずれの速度は 0.3～0.4m/千年程度、最新の活動は約 4,300 年前以後、約 3,600 年前以前、平均活動間隔は 3,000～7,000 年程度であったと推定される。

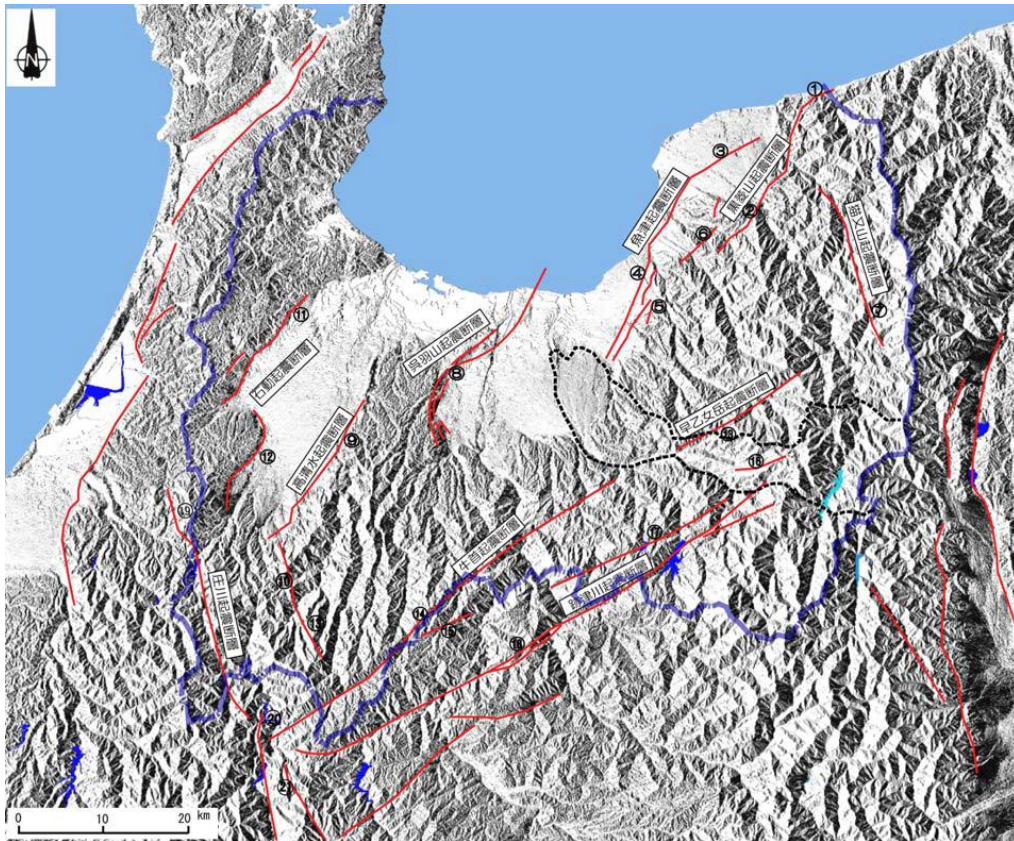
カ 呉羽山断層帯

呉羽山断層帯は、地震調査研究推進本部の長期評価では、北東端が海域まで延びる可能性があることから、長さ約 22 km以上とされているが、平成 23 年 5 月に発表された「呉羽山断層帯（海域部）成果報告書（富山大学、地域地盤環境研究所）」では、海域で実施した音波探査の結果、海域部分の全長 12.7 km、総延長約 35 kmとされた。本断層帯は、断層の北西側が南東側に対し相対的に隆起する逆断層である。平均的な上下方向のずれの速度は 0.4～0.6m/千年程度、最新の活動は約 3,500 年前以後、7 世紀以前であった可能性がある。また、既往の研究成果による直接的なデータではないが、経験則から求めた1回のずれの量と平均的な上下方向のずれの速度に基づくと、平均活動間隔は 3,000～5,000 年程度であった可能性がある。

キ 庄川断層帯

庄川断層帯は、石川県金沢市東部から、富山県旧福光町、旧上平村、岐阜県大野郡白川村、旧荘川村を経て、郡上市北部に至る断層帯で、加須良断層、白川断層、三尾河断層及び森茂断層から構成される。全体の長さは約 67 kmで、ほぼ北北西－南南東に延びる。本断層帯は左横ずれを主体とし、加須良断層では東側隆起成分、白川断層と三尾河断層では西側隆起成分を伴う。最新活動時期は 11 世紀以後、16 世紀以前と推定され、平均活動間隔は約 3,600～6,900 年の可能性がある。

■ 富山県の活断層分布図



(2) 本県に影響を及ぼす県外の陸域の主要な活断層

ア 森本・富樫断層帯（巻末図3. 7）

森本・富樫断層帯は、石川県河北郡津幡町から金沢市を経て白山市明島町付近（旧石川郡鶴来町）に至る、長さ約 26 kmの断層帯で、断層帯の東側が西側に乗り上げる逆断層である。過去数十万年間～数万年間においては、平均的な上下方向のずれの速度が概ね 1 m／千年程度であった可能性がある。最新の活動は約 2,000 年前以後、4 世紀以前にあったと推定され、1 回の活動によるずれの量は 3 m 程度、そのうち上下成分は 2 m 程度であった可能性がある。平均的な活動間隔について直接的なデータは得られていないが、1,700 年～2,200 年程度であった可能性がある。

イ 邑知潟断層帯（巻末図3. 8）

邑知潟断層帯は、石川県七尾市から鹿島郡中能登町、羽咋市、羽咋郡宝達志水町を経て、かほく市に至る断層帯である。全体の長さは約 44 kmで、ほぼ北東～南西方向に延びており、断層の南東側が北西側に対して相対的に隆起する逆断層である。平均的な上下方向のずれの速度は 0.4～0.8 m／千年程度と推定され、最新活動時期は、約 3,200 年前以後、9 世紀以前と推定され、その際には、断層の南東側が相対的に 2～3 m 程度高まる段差や撓みが生じた可能性がある。平均活動間隔は 1,200～1,900 年程度であった可能性がある。なお、平成 22 年度に実施された「活断層の追加・補完調査」（「邑知潟断層帯の活動性および活動履歴調査（独立行政法人産業技術総合研究所）」）では、最新活動時期は 8～9 世紀以降、16 世紀以前の可能性があり、平均活動間隔は 800～1,500 年程度であるとされた。

ウ 糸魚川-静岡構造線断層帯（巻末図3. 9、3. 10、3. 11、3. 12、3. 14）

糸魚川-静岡構造線断層帯は、長野県北部から諏訪湖付近を経由して山梨県南部にかけて延びる活断層帯である。

糸魚川-静岡構造線断層帯は、北は長野県北安曇郡小谷村付近から姫川に沿って南下し、白馬村、大町市、池田町、松川村、安曇野市、松本市、塩尻市、岡谷市を經由して、下諏訪町、諏訪市、茅野市、富士見町、山梨県北杜市、韮崎市、南アルプス市、甲斐市、西八代郡市川三郷町、南巨摩郡富士川町を通り、概ね富士川沿いに南下して早川町付近に至る、緩いS字を描いて北北西-南南東方向に延びる長さ約158kmの断層帯である。

糸魚川-静岡構造線断層帯は、構成する活断層の断層トレースの連続性、深部形状、活動形態、活動履歴等の特徴等に基づき、4つの区間に分割され、北から順に、長野県小谷村から安曇野市に至る長さ約50kmで東側が西側に対して相対的に隆起する逆断層を主体とする北部区間（小谷-明科区間）、安曇野市から茅野市に至る長さ約45kmで左横ずれを主体とする中北部区間（明科-諏訪湖南方区間）、岡谷市から山梨県北杜市に至る長さ約33kmで左横ずれを主体とする中南部区間（諏訪湖北方-下葛木区間）、北杜市から早川町に至る長さ約48kmで西側が東側に対して相対的に隆起する逆断層を主体とする南部区間（白州-富士見山（ふじみやま）区間）となる。

北部（小谷-明科）区間の最新活動時期は、約1,300年前以降、約1,000年前以前と推定され、天平宝字6年の地震（マグニチュード7.0以上）の可能性がある。平均的な活動間隔は1,000年-2,400年程度と考えられる。平均的な上下方向のずれの速度は1～3m/千年程度と推定される。

中北部（明科-諏訪湖南方）区間の最新活動時期は、約1,200年前以降、約800年前以前と推定され、天平宝字6年若しくは承和8年（マグニチュード6.5以上）の地震の可能性もある。平均的な活動間隔は600～800年程度と考えられ、平均的な左横ずれの速度は9m/千年程度と推定される。

中南部（諏訪湖北方-下葛木）区間の最新活動時期は、約1,300年前以降、約900年前以前と推定され、天平宝字6年若しくは承和8年の地震の可能性もある。平均的な活動間隔は1,300年-1,500年程度と考えられる。平均的な左横ずれの速度は5～6m/千年程度と推定される。

天平宝字6年の地震が本断層帯の活動であった場合、北部（小谷-明科）区間と中北部（明科-諏訪湖南方）区間が同時に活動した可能性もある。

南部（白州-富士見山）区間では、最新活動時期は約2,500年前以降、約1,400年前以前と推定される。平均的な活動間隔は4,600年-6,700年程度と推定される。平均的な左横ずれの速度は1m/千年程度と推定される。

エ 南海トラフ（巻末図3. 15）

南海トラフは、日本列島が位置する大陸のプレートの下に、海洋プレートのフィリピン海プレートが南側から年間数cm割合で沈み込んでいる場所であり、この沈み込みに伴い、2つのプレートの境界にはひずみが蓄積されている。過去1,400年間を見ると、南海トラフでは約100～200年の間隔で蓄積されたひずみを解放する大地震が発生しており、近年では、昭和東南海地震（1944年）、昭和南海地震（1946年）がこれに当たる。昭和東南海地震及び昭和南海地震が起きてから70年近くが経過しており、南海トラフにおける次の大地震発生の可能性が高まってきている。

また、令和6年8月8日に日向灘を震源とするマグニチュード7.1の地震が発生し、南海トラフ地震の想定震源域では、大規模時地震の発生可能性が平常時に比べて相対的に高まったと考えられたことから、気象庁より南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された。

（3）日本海側の海域の主要な活断層（巻末図3. 16）

国の地震調査研究推進本部が令和6年8月に公表した日本海側の主要な活断層は、以下のとおりである。

図中の番号	活断層のくくり	評価単位区間	長さ (km)	マグニチュード (M)
1	沖ノ礁北方断層		25	7.2 程度
2	経ヶ岬沖断層		36	7.4 程度
3	小浜沖断層		33	7.4 程度
4	浦島礁北方北断層		40	7.5 程度
5	若狭海丘列北縁断層		21	7.0 程度
6	越前岬西方沖北断層		38	7.5 程度
7	浦島礁北東断層		23	7.1 程度
8-1	ゲンタツ瀬・大グリ南東縁断層帯	ゲンタツ瀬区間	20	7.0 程度
8-2		大グリ区間	35	7.4 程度
8		全体	52	7.7 程度
9	加佐ノ岬沖断層		25	7.2 程度
10	羽咋沖東断層		30	7.3 程度
11	羽咋沖西断層		21	7.0 程度
12	内灘沖断層		29	7.3 程度
13	海士岬沖東断層		21	7.0 程度
14-1	門前断層帯	門前沖区間	23	7.1 程度
14-2		海士岬沖区間	18	6.9 程度
14		全体	38	7.5 程度
15	沖ノ瀬東方断層		35	7.4 程度
16-1	能登半島北岸断層帯	猿山沖区間	24	7.1 程度
16-2		輪島沖区間	23	7.1 程度
16-3		珠洲沖区間	47	7.6 程度
16		全体	94	7.8～8.1 程度
17	輪島はるか沖断層		24	7.1 程度
18	能登半島北方沖断層		31	7.3 程度
19-1	舳倉島近海断層帯	南西区間	41	7.5 程度
19-2		北東区間	23	7.1 程度
19		全体	64	7.8 程度
20-1	七尾湾東方断層帯	大泊鼻沖区間	25	7.2 程度
20-2		城ヶ崎沖区間	21	7.0 程度
20		全体	43	7.6 程度
21	飯田海脚南縁断層		31	7.3 程度
22	富山トラフ西縁断層		61	7.8 程度
23-1	上越沖断層帯	親不知沖区間	24	7.1 程度
23-2		鳥ヶ首沖区間	44	7.6 程度
23-3		上越海盆南縁区間	28	7.2 程度
23		全体	86	7.8～8.1 程度
24	名立沖断層		31	7.3 程度
25	上越海丘東縁断層		25	7.2 程度

第3 過去の地震

富山県は、歴史地震をまとめると資料編のとおりである。なかでも特に、1586 年の天正の大地震と 1858 年の安政の大地震は大きな被害をもたらしたことが過去の古文書等により確認されている。

【資料：1－2 災害の記録】

第4 地震被害想定（県被害想定より抜粋）

地震には、海溝型地震や内陸型地震等、様々なタイプがあるが、過去の記録から、本町に影響を及

ばすおそののある地震は、活断層による内陸の直下型地震が考えられる。

地震の被害想定は、県防災計画の地震被害想定を援用する。

1 地震の想定

富山県では、県内に大きな被害を及ぼすおそののある地震として呉羽山断層、跡津川断層及び法輪寺断層を震源とする地震が発生した場合を想定し、被害想定を行っている。

このうち、立山町に特に影響のある「跡津川断層地震」及び「呉羽山断層地震」について以下に掲載する。

2 被害の想定

(1) 跡津川断層地震の想定

ア 前提条件

(ア) 地震の規模：マグニチュード 7.1

(イ) 発生時刻等：春の朝 6 時、風速 2 m/s、風向き 南西

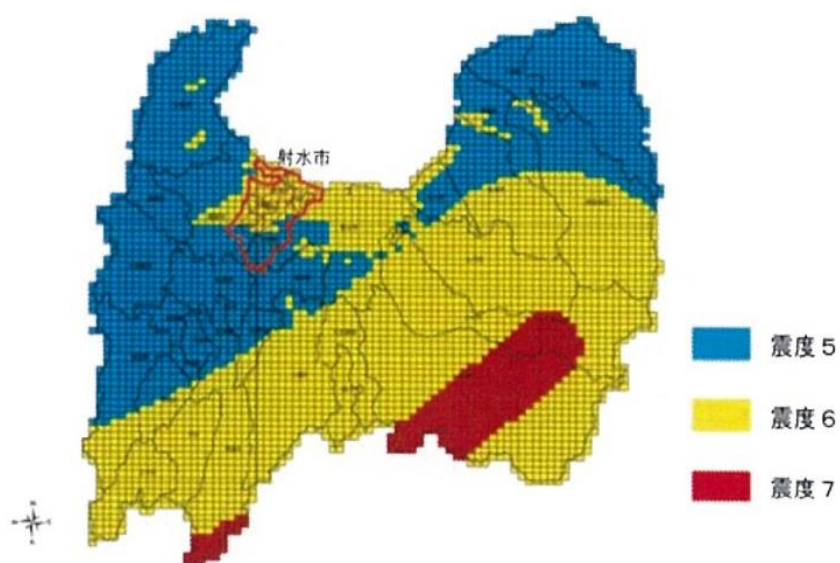
(ウ) その他：平成 2 年の国勢調査の人口・世帯データ、平成 5 年の住宅統計調査の家屋データ

イ 被害想定概要

(ア) 震度

震度 7 が跡津川断層付近に分布し、その他町域のほとんどが震度 6 とされており、震度 5 は町西部にわずかに見られる程度である。

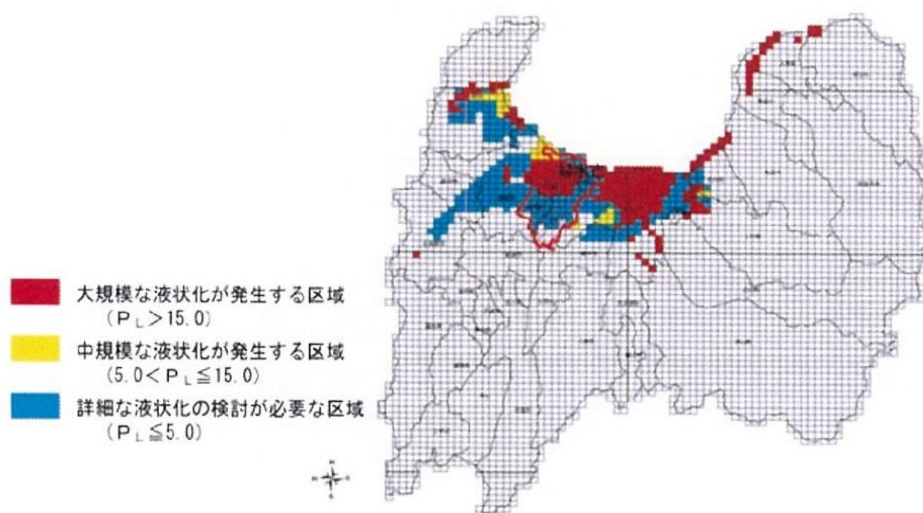
■ 跡津川断層地震予想震度分布図



(イ) 地盤の液状化

大規模な液状化が発生する地域が、町西部でわずかに見られる程度である。

■ 跡津川断層地震地盤液状化予想分布図



(ウ) 県全体の被害予想

項 目				現 況	被 害	
物的被害	建 物	木造建物	住宅	259,350 棟	40,641 棟	(9.57%)
			全体	659,535 棟	103,451 棟	(9.58%)
		鉄骨造	住宅	49,739 棟	3,741 棟	(7.02%)
			全体	117,703 棟	8,923 棟	(7.05%)
		R C造	住宅	8,611 棟	402 棟	(4.17%)
			全体	20,492 棟	1,019 棟	(4.37%)
		落下物	住宅	138,195 棟	6,977 棟	(5.05%)
		ブロック・石	住宅	90,794 棟	5,692 棟	(6.27%)
			全体	230,847 棟	14,975 棟	(6.49%)
	火災	延焼	住宅	259,350 棟	1,491 棟	(0.57%)
			全体	659,535 棟	3,794 棟	(0.58%)
	ライフライン	上水道		7,016 km	3,483 箇所	(0.5 箇所km)
		下水道	県	81 km	2 地点	
			市町村	2,790 km	910 箇所	(0.33 箇所km)
		ガス		191 km	0 箇所	(0 箇所km)
		電気（電柱）		147,449 基	1,383 基	(0.94%)
	交通輸送	道路		12,175 km	774 箇所	(0.06 箇所km)
		鉄道		290 km	352 箇所	(1.21 箇所km)
		橋梁		168 橋	0 橋	
人的被害		死者		1,120,161 人	865 人	(0.08%)
		負傷者			15,872 人	(1.42%)
		り災者			58,224 人	(5.2%)

(エ) 立山町の被害予想

a 建物被害の予測

(a) 建物倒壊被害

区 分	振動及び液状化による建物被害			左記のうち住宅		
	棟 数	全壊数	半壊数	棟 数	全壊数	半壊数
木 造	17,817	507	3,331	7,003	194	1,308
鉄骨造	2,557	9	3	1,077	4	0
RC造	388	4	3	164	1	1
合 計	20,762	520	3,337	8,244	199	1,309

(b) 建物火災被害

県の想定では、町域内の同時多発火災及び延焼火災が発生しないとの結果になっている。ただし、発生時刻・風速などの条件が異なった場合、延焼火災等による建物被害・人的被害が発生することもあり得る。

b 人的被害の予測

(a) 建物倒壊被害

死者数（人）				負傷者数（人）			り災者数
振動による 木造被害	振動による ブロック塀被害	火災による	振動＋ 火災	振動による 木造被害	振動による ブロック塀被害	火災による	
6	0	0	0	212	0	212	703

り災者：建物の全壊及び焼失により住む場所を失った人

$$\text{り災者数} = (\text{建物全壊棟数} + \text{焼失棟数}) \times \text{建物1棟当たり人口}$$

(2) 呉羽山断層地震の想定（平成 23 年）

ア 前提条件

(ア) 地震の規模：マグニチュード 7.4

(イ) 発生時刻等：風速 3 m/s、風向き南西

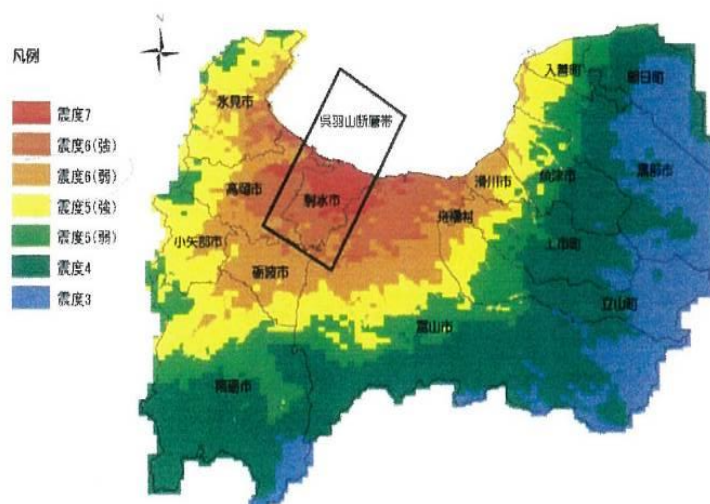
(ウ) その他：平成 23 年富山県人口移動調査、平成 22 年の固定資産課税台帳データ

イ 被害想定概要

(ア) 震度

震度6（弱）・震度5（強）が町西部に分布している。

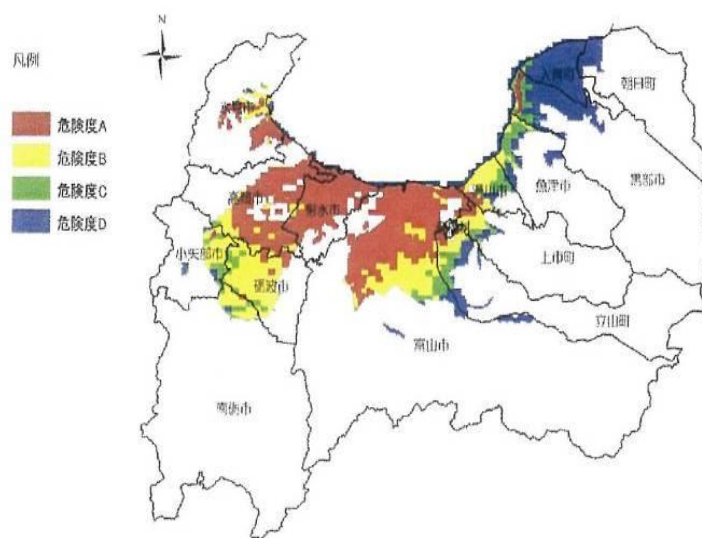
■ 吳羽山断層地震予想震度分布図



(イ) 地盤の液状化

町西部において、危険度A・Bが見られる。

■ 呉羽山断層地震地盤液状化予想分布図



(ウ) 県全体の被害予想

項 目				被害予測数		
物的被害	建物被害	建物分類		住宅	非住宅	全建物
		現況（棟）		513,139	270,602	783,741
		地盤の揺れ	全壊（棟）	65,576	19,816	85,392
			半壊（棟）	174,045	89,437	263,482
			被害率（％）	29.7	23.8	27.7
		地盤の液化化	全壊（棟）	4,795	92	4,887
			半壊（棟）	9,120	721	9,841
			被害率（％）	1.8	0.17	1.3
		急傾斜地崩壊	全壊（棟）	145	0	145
			半壊（棟）	429	0	429
			被害率（％）	0.07	0.0	0.07
		火災・延焼	全壊（棟）	54	47	101
			半壊（棟）	2,729	881	3,610
			合計（棟）	2,783	928	3,711
	建物屋外付帯物の落下（棟）		28,285	928	3,711	
	各種の塀倒壊	塀分類	ブロック塀	石塀	ｺﾝｸﾘｰﾄ塀	
		現況（件）	137,669	15,925	16,426	
		倒壊（件）	21,703	6,044	1,979	
自動販売機の転倒	現況（件）	82,158				
	倒壊（件）	3,057				
人的被害	死傷者	現況人口（人）		1,089,434		
		被害項目		死者数	負傷者数	合計
		建物の倒壊（人）		4,036	19,956	23,992
		急傾斜地崩壊（人）		8	10	18
		火災・延焼（人）		213	512	725
		各種の塀倒壊（人）		17	424	441
		自動販売機の倒壊（人）		0	3	3
		建物屋外付帯物の落下（人）		0	53	53
		合計（人）		4,274	20,958	25,232
	避難所避難者数	経過時間		発災時	1日後	4日後
		避難所避難者数（人）		223,448	257,066	311,018
		避難所避難者率（％）		20.5	23.6	18.5

(エ) 立山町の被害予想

a 建物被害の予測

(a) 建物被害

区 分	揺れによる建物被害				液状化による 建物被害		急傾斜地崩壊による 建物被害	
	建物棟数	全壊数	半壊数	被害率	全壊数	半壊数	全壊数	半壊数
木 造	18,218	43 (0.2%)	5,267 (28.9%)	14.7%	16	34	0	0
R C造	1,056	0 (0.0%)	349 (33.0%)	16.5%	0	0	0	0
鉄骨造	3,298	0 (0.0%)	1,453 (44.1%)	22.0%	0	2	0	0
合 計	22,572	43 (0.2%)	7,069 (31.3%)	15.8%	16	36	0	0

(b) 建物火災被害

県の想定では、町域内の同時多発火災及び延焼火災が発生しないとの結果になっている。ただし、条件が異なった場合、延焼火災等による建物被害・人的被害が発生することもあり得る。

(c) ブロック塀等の倒壊・自動販売機の転倒・屋外落下物発生の予測結果

ブロック塀 倒壊件数	石塀 倒壊件数	コンクリート塀 倒壊件数	全塀 倒壊件数	自動販売機 転倒件数	屋外落下物 発生件数
100	10	0	110	29	0

b 人的被害等の予測

人的被害			避難者数の予測					
死者数	負傷者数	合計	発災後		1日後		4日後	
			避難所 避難者数	疎開者数	避難所 避難者数	疎開者数	避難所 避難者数	疎開者数
1	544	545	2,686	1,447	3,361	1,809	4,443	2,393

第5 富山県に関わる活断層との比較（地震調査研究推進本部による長期評価より）

地震調査研究推進本部は、全国の主要な114の内陸型の活断層や海溝型地震の活動間隔、次の地震の発生可能性等を評価している。

富山県に関わる活断層の地震評価として、平成14年12月（平成20年5月一部改訂）に砺波平野断層帯・呉羽山断層帯、平成16年9月に跡津川断層帯・庄川断層帯、平成17年3月に牛首断層帯、平成19年5月に魚津断層帯、平成13年12月（平成25年11月一部改訂）に森本・富樫断層帯、平成17年3月に邑知潟断層帯の長期評価結果が公表されている。

地震発生確率では、砺波平野断層帯東部及び呉羽山断層帯、森本・富樫断層帯は「Sランク（高い）」、砺波平野断層帯西部及び魚津断層帯、邑知潟断層帯は「Aランク（やや高い）」に属する。

（30年以内の地震発生確率が3%以上はSランク（高い）、0.1%以上～3%未満をAランク（やや高い）としている。）

■ 主要活断層の長期評価の概要（地震調査研究推進本部）

活断層名	地震規模	主な活断層における相対的評価※1	地震発生確率（30年以内）	平均活動間隔	最新活動時期
砺波平野断層帯西部（石動、法林寺断層）	M7.2	A	ほぼ0%～2% 若しくはそれ以上	約6,000年～12,000年 若しくはそれ以下	約6,900年前～1世紀
砺波平野断層帯東部（高清水断層）	M7.0	S	0.04%～6%	3,000年～7,000年程度	約4,300年前～3,600年前
呉羽山断層帯	M7.2	S	ほぼ0%～5%	3,000年～5,000年程度	約3,500年前～7世紀
跡津川断層帯	M7.9	Z	ほぼ0%	約2,300年～2,700年	1858年飛越地震
庄川断層帯	M7.9	Z	ほぼ0%	約3,600年～6,900年	11～16世紀
牛首断層帯	M7.7	Z	ほぼ0%	約5,000年～7,100年	11～12世紀
魚津断層帯	M7.3	A	0.4%以上	8,000年程度以下	不明

※活断層における今後30年以内の地震発生確率が3%以上を「Sランク」、0.1～3%未満を「Aランク」、0.1%未満を「Zランク」と表記。

出典：富山県地域防災計画

■ 参考 その他富山県に影響を及ぼす主要活断層

活断層名	地震規模	主な活断層における相対的評価※1	地震発生確率（30年以内）	平均活動間隔	最新活動時期
森本・富樫断層帯	M7.2	S*	2%～8%	1,700年～2,200年程度	約2,000年前～4世紀
邑知潟断層帯	M7.6	A	2%	約1,200年～1,900年程度	約3,200年前～9世紀
糸魚川－静岡構造線断層帯（北部区間）	M7.7	S*	0.009%～16%	1,000年～2,400年程度	約1,300年前～約1,000年前
糸魚川－静岡構造線断層帯（中北部区間）	M7.6	S*	14%～30%	600～800年程度	約1,200年前～約800年前
糸魚川－静岡構造線断層帯（中南部区間）	M7.4	S*	0.9%～8%	1,300年～1,500年程度	約1,300年前～約900年前

活断層名	地震規模	主な活断層における相対的評価※1	地震発生確率 (30年以内)	平均活動間隔	最新活動時期
糸魚川－静岡構造線断層帯（南部区間）	M7.6	A	ほぼ0%～0.1%	4,600年～6,700年程度	約2,500年前 ～約1,400年前

■ 海溝型地震の長期評価の内容（地震調査研究推進本部）

地震名	地震規模	海溝型地震の相対的評価※2	地震発生確率 (30年以内)	平均活動間隔	最新活動時期
南海トラフ	M8～9	Ⅲ*	80%程度	次回までの標準的な値 88.2 年	79.0 年前

※1 活断層における今後30年以内の地震発生確率が3%以上を「Sランク」、0.1～3%未満を「Aランク」、0.1%未満を「Zランク」と表記。地震後経過率が0.7以上である活断層については、ランクに「*」を付記。

※2 海溝型地震における今後30年以内の地震発生確率が26%以上を「Ⅲランク」、3%～26%未満を「Ⅱランク」、3%未満を「Ⅰランク」、不明（すぐに地震が起きることを否定できない）を「Xランク」と表記している。地震後経過率（※3）が0.7以上である海溝型地震については、ランクに「*」を付記。

※3 最新活動（地震発生）時期から評価時点までの経過時間を、平均活動間隔で割った値。最新の地震発生時期から評価時点までの経過時間が、平均活動間隔に達すると1.0となる。

出典：富山県地域防災計画

■ 参考 2011年東北地方太平洋沖地震発生直前における確率

地震名	地震規模	地震発生確率 (30年以内)	平均活動間隔	最新活動時期
東北地方太平洋沖地震	M9.0	10%～20%	600年程度	約500～600年前

出典：富山県地域防災計画

■ 参考 2016年熊本地震発生直前における確率

活断層名	地震規模	地震発生確率 (30年以内)	平均活動間隔	最新活動時期
布田川断層帯（布田川区間）	M7.3	ほぼ0%～0.9%	8,100年～26,000年程度	約6,900年前 ～約2,200年前

出典：富山県地域防災計画

第6 「表層地盤のゆれやすさ全国マップ」（内閣府政策統括官（防災担当））

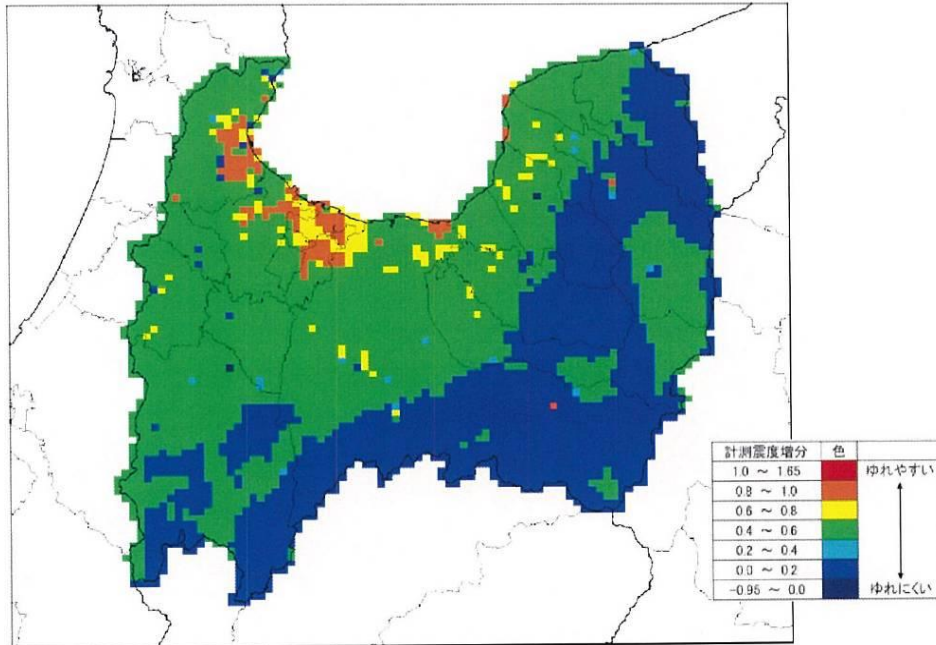
中央防災会議「東海地震に関する専門調査会」、「東南海、南海地震等に関する専門調査会」、「首都直下地震対策専門調査会」、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する専門調査会」では、防災対策の検討のため、震度分布の推計等が行われた。平成17年10月にその一連の調査結果が整理されたことにより、「表層地盤のゆれやすさ全国マップ」が取りまとめられ、公表された。

地震による地表でのゆれの強さは、主に「地震の規模（マグニチュード）」、「震源からの距離」、「表層地盤」の3つによって異なる。一般には、マグニチュードが大きいほど、また、震源から近いほど地震によるゆれは大きくなる。しかし、マグニチュードや震源からの距離が同じであっても、表層地

盤の違いによってゆれの強さは大きく異なり、表層地盤が軟らかな場所では、硬い場所に比べてゆれは大きくなる。この効果を、ここでは「表層地盤のゆれやすさ」と表現している。「地盤のゆれやすさ全国マップ」は、全国の表層地盤のゆれやすさを地図として表現したものである。

立山町は、0.8 以下が数箇所見られるが、町全体としては 0.6 以下となっており、地盤は比較的ゆれにくいとされている。

■ 富山県における表層地盤のゆれやすさ



資料：内閣府防災担当ホームページ

第7 「液状化しやすさマップ」(北陸地方整備局)

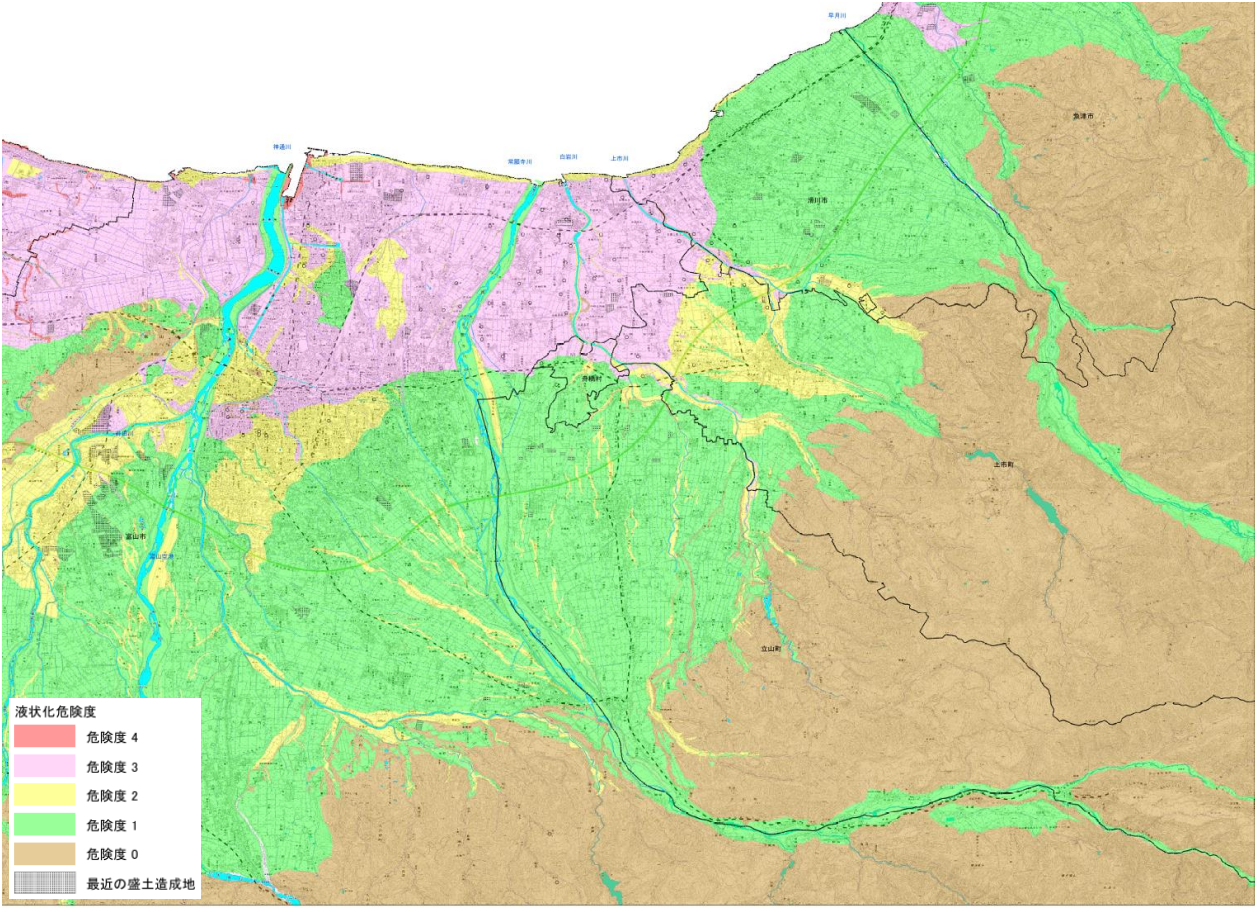
地盤の液状化現象は、平成 23 年 3 月 11 日に発生した「東北地方太平洋沖地震」でも広範囲にわたって各種施設に多大な被害をもたらし、マスコミ等を通じて広く報道されるなど、大きな関心事となった。

北陸地方では、新潟地震(昭和 39 年)、新潟県中越地震(平成 16 年)、能登半島地震(平成 19 年)、新潟県中越沖地震(平成 19 年)で、家屋、堤防、道路等に多くの液状化による被害が発生した。富山県内の低地部や沿岸部においても、地形分類が砂洲・砂丘、氾濫平野、後背低地・湿地、旧河道、旧水部など、地盤が軟弱で地震の際に揺れやすい場所があり、能登半島地震(令和 6 年)において液状化による被害が発生した。

北陸地方整備局は、公益社団法人地盤工学会北陸支部との共同により、過去の液状化発生状況や地形地質等に関する情報等を加えて検討し「液状化しやすさマップ」を作成しており、「液状化しやすさマップ」は液状化しやすいかどうかを示したもので、住んでいる土地(地盤)の性質を知り、土地利用をする際や防災に役立てることができる。

立山町では、一部で危険度 3 ~ 2 が見られるが、平地部は概ね危険度 1、山地部は川沿い等を除き概ね危険度 0 となっている。

■ 富山県内の液状化しやすさ



資料：国土交通省北陸地方整備局ホームページ

第7節 本町での発生が予想される一般災害

本町で発生が予想される災害を想定し、各災害に対する予防及び応急対策を検討する。

第1 水 害

立山町において最も発生が予想されるのは台風や集中豪雨によってもたらされる水害である。地形的にみて平地と山岳との標高差が大きく、急流河川が多いのが本町の特徴である。

本町における河川は、常願寺川、白岩川、栃津川に大別される。常願寺川は、湯川、真川、称名川を水源とし、富山市水橋にて富山湾に注ぐ流路延長が 56 km という世界でも有数の急流河川である。白岩川は、城前大辻山のふもとを水源として東谷地区を流下し、平野部の新川地区を通り、富山湾に流入している。また、栃津川は座主坊を上流源として北流し、平坦地の農業用水と合流し、本町泉地先で白岩川と合流している。

常願寺川は、安政5年（1858年）の飛越地震による「鳶山大崩壊」以後土砂流出が著しく、今もなお多量の「転石」と呼ばれる巨石や多量の土砂が河道周辺に堆積しており、集中豪雨が発生した場合は注意を要する。

白岩川は、古くは常願寺川と河口を共有していたが、明治期の河川改修により河道が分離され、さらに昭和49年11月に白岩川ダムが建設されて上流からの急激な水量を調節することができるようになり、水害の危険性は比較的軽減されている。しかし、集中豪雨の際はダム水量の調整のための放水が実施されることがあり、下流は農業用水等が合流しているため、新川地区の一部に浸水の危険性がある。

栃津川は、比較的流域が短い、常願寺水系の農業用水「秋ヶ島用水、釜ヶ渕用水、新用水、三千俵用水」が合流するため、水害の危険性がある。

また、各農業用水はほとんどが改修され、三面コンクリートで流れがスムーズになり、洗掘されることはないと考えられるが、水田の水が集中すると越水の可能性が考えられる。

その他道路脇等の側溝が狭いため、排水がはけきらず、宅地が浸水する可能性がある。

【資料：3-13 重要水防箇所（国土交通省）】

【資料：3-14 重要水防箇所（富山県）】

【資料：7-17 ダム（高さ15.0m以上）】

【資料：7-18 水門・こう門（高さ15.0m未満）】

第2 土砂災害

立山町に位置する立山連峰は、その地質の多くが花崗岩から形成されており、風化した古期花崗岩類は脆く落石・落盤しやすいため、多くの土砂災害をもたらしている。

過去、常願寺水系により発生した土砂災害は多く、特に、安政5年（1858年）の飛越地震による大鳶山と小鳶山の崩壊（鳶山大崩壊）は、立山カルデラ内に大量の土砂を流出させ、下流平野部に土石流などの大きな被害をもたらしている。明治39年から立山砂防事業が県営事業として実施され、大正15年からは国の直轄事業となり、現在もなお砂防工事が進められており、多量の土砂流出を防いでいる。

なお、立山カルデラにたまった土砂は約2億 m^3 で、全て流れ出すと富山平野の全体が平均2mの土砂で覆われると推測されている。

【資料：3-2 急傾斜地崩壊危険箇所】

【資料：3-3 急傾斜地崩壊危険区域指定地】

【資料：3-4 地すべり危険箇所（国土交通省所管）】

【資料：3-5 地すべり危険箇所（林野庁所管）】

【資料：3-6 地すべり危険箇所（農林水産省農村振興局所管）】

【資料：3-7 土石流危険渓流】

【資料：3-8 崩壊土砂流出危険地区（国有林関係）】

【資料：3-9 崩壊土砂流出危険地区（民有林関係）】

【資料：3-10 山腹崩壊危険地区（国有林関係）】

【資料：3-11 山腹崩壊危険地区（民有林関係）】

【資料：3-12 砂防指定地】

【資料：3-15 老朽ため池危険箇所】

【資料：3-18 土砂災害警戒区域等】

第3 豪雪

立山町は、全域が特別豪雪地帯の指定を受けており、北陸特有の豪雪地帯である。冬期が比較的長く、12月中旬から翌年3月末ごろまで降雪がある。降雪量も多く、比較的湿った雪であるため重量があるのが特徴である。冬期、西高東低の冬型の気圧配置が続き、強い北西の季節風によって南下した大陸の強力な寒気が、日本海上空で停滞すると典型的な豪雪となる。

豪雪による被害として想定されるのは、山間地における雪崩発生による道路網の寸断、家屋の倒壊、これらに伴う死亡事故、集落の孤立、長期化による生活物資の不足、通信の途絶などである。孤立集落として予想される地域は、立山地区では千寿ヶ原、天林、東谷地区では、長倉、座主坊、目桑、伊勢屋、谷、小又、松倉、上段地区では池田がある。

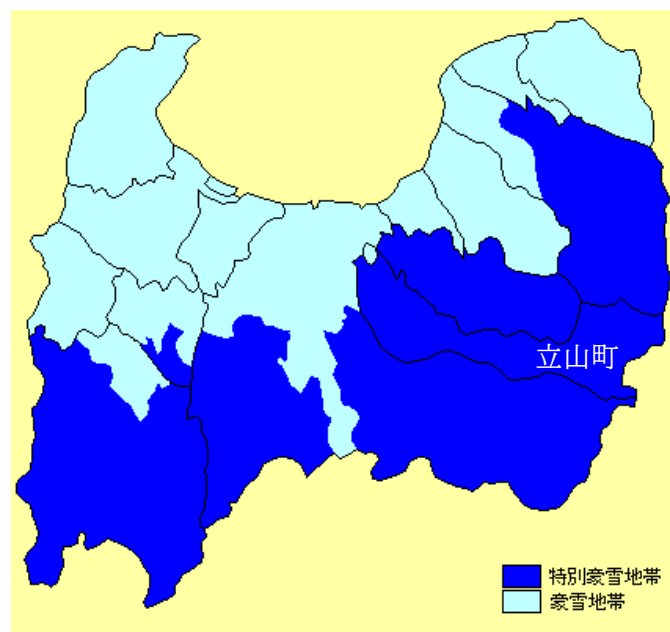
平坦地において予想される被害は、除排雪に伴う流雪溝、側溝の雪づまりによる床上浸水、雪の重みによる家屋の倒壊、LPガス配管の折損による爆発火災などがある。

また、農業被害としては農業施設のビニールハウス、園芸用ハウスの倒壊、農作物の被害、林業では植林被害が予想される。

【資料：3-16 雪崩危険箇所（国土交通省所管）】

【資料：3-17 雪崩危険箇所（林野庁所管）】

■ 豪雪地帯及び特別豪雪地帯指定



出典：全国積雪寒冷地帯振興協議会ホームページ

第4 火 災

火災の発生及び拡大は、気温、湿度、風速等の気象条件と密接な関係があり、特にフェーン現象の起きる春や、台風の多い秋に大火になるおそれがある。また、火災の多い時期は、火気使用率の高い冬季及び春季である。

本町において予想される火災で特に注意すべきものは、市街地における火災である。本町の市街地は南北に長く、道路を挟み密集しており、商店や銀行などが立ち並んでいるため、南風の強いフェーン現象を伴う時期や、台風の多い秋には注意が必要である。

また、危険物を取扱う事業所が増加するとともに、一般家庭でもプロパンガス、灯油等の燃料を多量に使用することから、火災の危険は年々増えつつあり、しかも建築物の構造が多様化し、有毒ガスの発生や可燃性ガスの充満による爆発などで大惨事を招く危険性が考えられる。

第5 火 山

立山町には弥陀ヶ原火山があり、主な火山活動は、地獄谷など爆裂火口群の水蒸気爆発と地獄谷の噴気孔・温泉活動などである。

弥陀ヶ原火山は、22 万年前から火山活動を始め、溶岩で 2,800～3,000mほどの火山体を形成した。その後、侵食カルデラ（立山カルデラ）が成長し、山体が弥陀ヶ原と五色ヶ原に分断された。有史以降では天保7年（1836 年）に水蒸気爆発を起こしたとされている（気象庁）。また、平成2年（1990 年）に火山性の群発地震が起きている。

本火山は、年老いた火山であるが水蒸気爆発の危険性は高く、観光地でもあることから、平成28年（2016 年）に常時観測火山（気象庁が火山活動を24 時間体制で監視している火山）に追加された。

第6 農林災害

1 風 害

台風等の風による被害は、水稻の倒伏や粒脱等、野菜類の被害がある。また、構造物等の被害は、農業用施設の破損、倒壊、立木の折損などがあり、農業経営者にとって大きな損害を与えるばかりでなく、農政にとっても大きな影響がある。

2 冷 害

農作物の生育期である春、夏に異常な低温が続くと冷害が起こる。特に梅雨の期間が長く続き、気温が上昇しないと冷害の原因となる。

3 長 雨

稲の収穫期（9月中旬から10月中旬）の秋雨前線が停滞して長雨となることがある。これらの時期に台風が襲来すると農作物に大きな被害がでる。特に稲の倒伏、穂発芽が憂慮される。

4 干ばつ

水の豊富な本町では、比較的被害が少ない農林災害であるが、水量の少ない地区では夏季20日以上雨が降らないと干ばつ被害が発生し始めると予想される。

5 冷水害

雪の多い年、あるいは天候の不順な年に冷水害が生じやすい。

本町は、立山連峰から流れ出る雪解け水により農業を営んでいるが、豪雪の年には雪解けが遅く、特に田植え後の苗の活着、分けつ期に水が冷たいと発育が阻害される。さらに、天候が悪く日照時間が少ないと、水温が上がらず被害が多くなることが予想される。

6 水質汚濁

近年、特に工場排水、生活排水による水質汚濁が増え、これらの原因で農作物被害が増えることが予想される。

第7 都市型災害

これまでは、災害の多くが自然現象によってもたらされた。しかし、都市化が進む中で人為的環境や科学技術のもたらす災害が発生するようになり、災害の多様化が進んでいる。ライフラインといわれる電力、上下水道、ガス、電話、道路、鉄道等の施設が破壊されると、住民の日常生活が麻痺し社会不安を発生させる要因となる。

第 2 編 風 水 害 編

第1章 災害予防対策

大雨、台風等による大規模な風水害は、わが国では、いたるところで繰り返し起きている。

しかしながら、風水害については、事前にその予測が可能であり、絶えず効果的な災害予防対策を推進することで、被害の防止及び軽減を図ることが可能である。

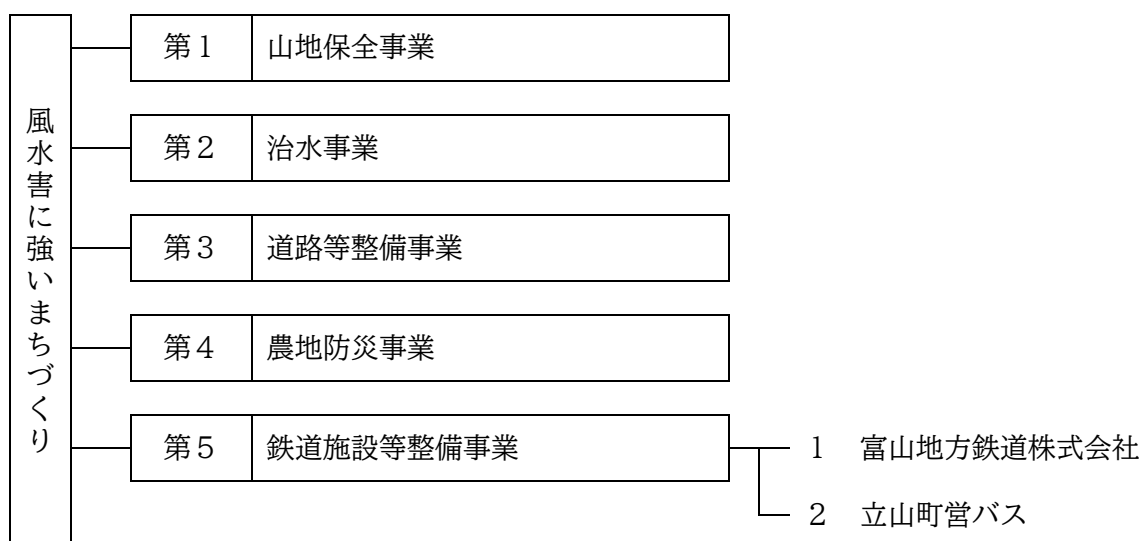
本町の災害予防対策として、計画的に防災基盤の整備を促進し、災害に強い町土づくりを進めること、また、防災拠点施設、通信施設の整備や救助・救急、医療救護体制の整備を促進し、防災への体制づくりを行うこと、さらには、防災教育・訓練、自主防災組織の強化による防災行動力の向上を図るなど、風水害への日常の備えについての防災計画を策定し、本町における災害予防対策の効果的な推進に努める。

なお、所有者が不明の土地については、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用し、管理不全状態の解消、防災空地や備蓄倉庫等の整備等の防災対策を進める。

第1節 風水害に強いまちづくり

災害から町土を保全するため、町、県及び防災関係機関は、計画的に各種防災事業を推進する。

また、事業を実施する場合は、環境や景観へも配慮する。



町は、風水害に強いまちづくりを進めるため、関係部局が連携して、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクを検討するとともに、特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水部や発生頻度等を踏まえて検討するよう努める。また、都市的土地利用の誘導を検討するに当たっては、これらのリスク評価のほか、地域の状況や地域で取り得る防災・減災対策を幅広く考慮して総合的に判断する。

さらに、防災・まちづくり・建築等を担当する各部局の連携の下、地域防災計画や立地適正化計画等を踏まえ、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するとともに、住宅に関する補助や融資等における優遇措置等の対象となる立地を限定し、住宅を安全な立地に誘導するなど、まちづくりにおける安全性の確保を促進するよう努める。

このほか、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策の推進に努める。

第1 山地保全事業

実施担当 農林課、建設課

山地の崩壊や土砂流出、地すべりなどによる災害の防止及び被害の軽減を図るため、砂防えん堤・治山ダムの建設及び山腹工、護岸工、崩壊防止工、地下水排除工の治山・砂防事業の計画的な推進を国及び県に要請していく。

また、保安林の機能向上を図るため、植樹や樹木の保有等に努める。

(1) 地すべり対策事業

地すべりによる人家、公共施設等の被害を未然に防止するため、地すべり防止対策事業の推進を国及び県に要請していく。

(2) 治山事業

森林の維持造成を通じて、山地に起因する災害から住民の生命・財産を保全し、また、水資源のかん養、生活環境の保全・形成を図り、安全で住みよいまちづくりを行うため、治山事業の推進を国及び県に要請していく。

【資料：3-4 地すべり危険箇所（国土交通省所管）】

【資料：3-5 地すべり危険箇所（林野庁所管）】

【資料：3-6 地すべり危険箇所（農林水産省農村振興局所管）】

【資料：3-7 土石流危険渓流】

【資料：3-8 崩壊土砂流出危険地区（国有林関係）】

【資料：3-9 崩壊土砂流出危険地区（民有林関係）】

【資料：3-10 山腹崩壊危険地区（国有林関係）】

【資料：3-11 山腹崩壊危険地区（民有林関係）】

【資料：3-12 砂防指定地】

【資料：3-18 土砂災害警戒区域等】

第2 治水事業

実施担当 建設課、国土交通省北陸地方整備局、富山県立山土木事務所

洪水による河川災害を防止するため、国及び県と連携しながら堤防、護岸等の整備を推進する。また、土砂災害や土砂・洪水氾濫による災害防止のため、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業などの必要な事業の推進を国及び県に要請していく。さらに、水害実績等を踏まえ、流域全体の河川、砂防、農林、下水道の管理者等が連携し、総合的な治水対策（流域治水）に努める。

(1) 砂防事業

治水上、土砂の生産、流出を防止又は制御し、安全な河川環境を維持するとともに、土石流等有害な土砂の流出により発生する土砂災害を未然に防止するため、砂防事業の推進を国及び県に要請していく。

ア 荒廃の著しい水源地帯からの土砂流出を防止し、下流域の洪水、土砂氾濫等の災害防止を目的とする砂防えん堤、渓流保全工、流木対策工等砂防施設の整備

イ 土石流が発生するおそれのある渓流等において、土石流の予防及び被害の軽減を目的とする砂防えん堤等砂防施設の整備

ウ 土砂災害警戒区域等（土石流）の周知、土石流発生監視装置の活用、警戒避難体制の確立、土石流から人命、財産を保護するための住宅移転、及び適正な土地利用の誘導等を含む総合的

な土石流対策の実施

エ 荒廃した水源山地は、激甚な土砂災害を引き起こすおそれがあり、森林造成の見込みのない荒廃地域において溪流に設置される砂防施設の効果を維持するため、これと一体となって施工する必要のある山腹工の実施

オ 砂防施設の維持管理の実施

(2) 地すべり対策事業

地すべりによる人家、公共施設等の被害を未然に防止するため、地すべり防止対策事業の推進を国及び県に要請していく。

(3) 急傾斜地崩壊対策事業

崩壊の危険のある急傾斜地に近接する人家、公共施設等を崩壊による土砂災害から保護するため、急傾斜地崩壊対策事業の推進を国及び県に要請していく。

(4) 土砂災害の防止

土砂災害は、発生が事前に予測しにくいこと、発生した場合には多数の死傷者を伴う場合も多いことから、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域（以下「土砂災害警戒区域等」という。）を住民に周知し、危険度が高まった際には警戒・避難を誘導する。さらに、国及び県と連携して、砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止などの防災施設の整備に努めるとともに、警戒巡視等の強化に努める。

また、発災後の点検体制（対象施設、実施期限、結果の共有方法等）の強化と継続的な見直し、マニュアルの作成等に努める。

【資料：3-2 急傾斜地崩壊危険箇所】

【資料：3-3 急傾斜地崩壊危険区域指定地】

【資料：3-4 地すべり危険箇所（国土交通省所管）】

【資料：3-5 地すべり危険箇所（林野庁所管）】

【資料：3-6 地すべり危険箇所（農林水産省農村振興局所管）】

【資料：3-13 重要水防箇所（国土交通省）】

【資料：3-14 重要水防箇所（富山県）】

第3 道路等整備事業

実施担当	建設課、国土交通省北陸地方整備局、富山県立山土木事務所

道路改良事業、道路災害防除事業等により、各道路管理者と連携して道路網等の整備を推進する。

また、五百石駅のアンダーパス等の道路の冠水を防止するため、排水施設及び排水設備の補修等を推進する。さらに、渡河部の道路橋や河川に隣接する道路の流失により、被災地の孤立が長期化しないよう、洗掘防止や橋梁の架け替え等の対策を推進する。

第4 農地防災事業

実施担当	農林課、農林水産省北陸農政局農村振興部防災班、 富山県富山農林振興センター

農地や農業用施設を災害から守るため、県等と連携して、ため池等整備事業、地すべり対策事業及び農業用河川工作物応急対策事業を推進する。

また、農業用水・排水路等水害危険箇所の整備推進に努める。

【資料：3-15 老朽ため池危険箇所】

第5 鉄道施設等整備事業

実施担当	各事業者

1 富山地方鉄道株式会社

(1) 鉄道部門

ア 災害から施設、設備を防護するため、これらの施設、設備の整備充実を図るとともに、日頃から保守点検に努める。

イ 緊急時における応急活動等に備え、防災要員の確保計画を樹立しておく。

ウ 非常時における内部連絡体制、無人駅の連絡通報体制及び広報等の情報連絡体制を整備しておく。

(2) バス部門

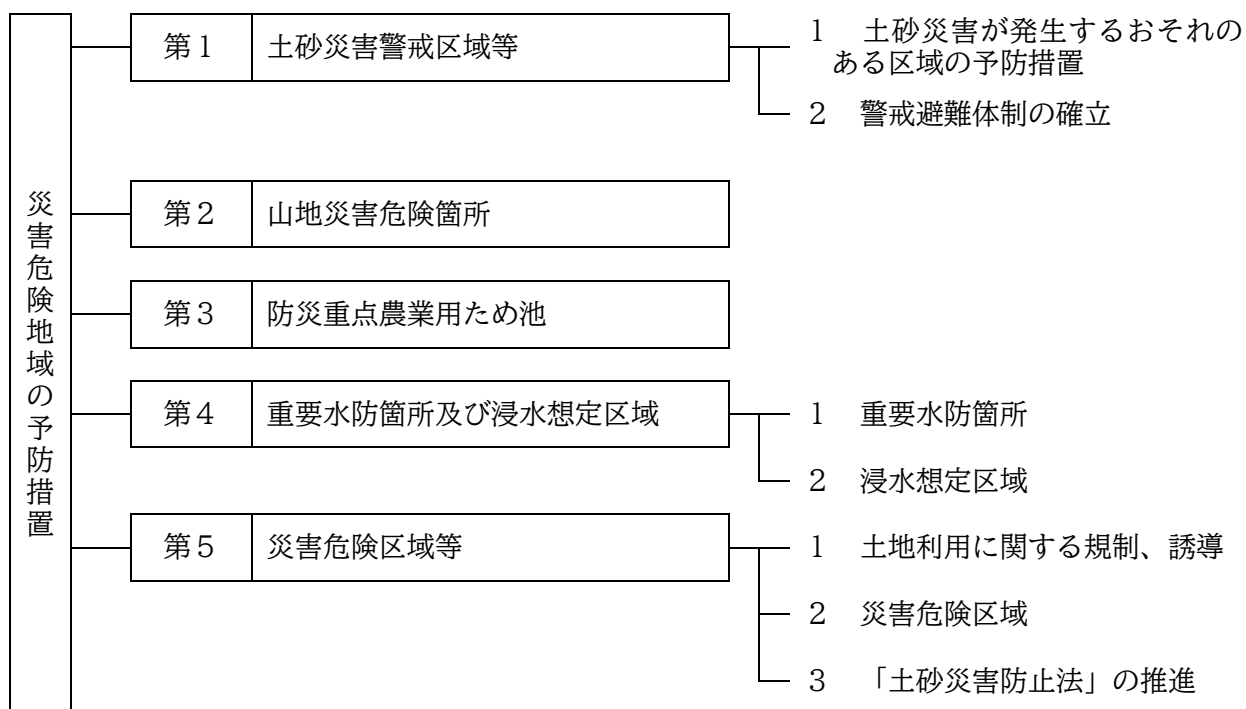
災害に強い施設、設備、資機材の整備充実に努めるとともに、緊急時における情報収集連絡体制を確立しておく。

2 立山町営バス

災害に強い施設、設備、資機材の整備充実に努めるとともに、緊急時における情報収集連絡体制を確立しておく。

第2節 災害危険地域の予防措置

山崩れやがけ崩れ、水害の未然防止や、災害が発生した場合の被害軽減を図るため、県及び防災関係機関と連携し、災害危険地域の調査、研究を実施し、その実態を把握するとともに、巡視や有害行為の禁止、避難体制の整備等災害予防措置を推進する。特に、ハザードマップの作成・配布による住民への危険性の周知徹底を行う。また、危険箇所にある要配慮者施設に対する防災情報の周知徹底を図るとともに、その情報連絡、警戒避難体制等の整備に努める。



第1 土砂災害警戒区域等

実施担当

総務課、農林課、建設課、健康福祉課、国土交通省北陸地方整備局、富山地方気象台、富山県

1 土砂災害が発生するおそれのある区域の予防措置

土砂災害が発生するおそれのある区域における砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の整備促進等に加え、土砂災害警戒区域等の周知徹底及び適切な土地利用の誘導等、土砂災害による犠牲者ゼロに向けての取り組みに努める。

- (1) 土砂災害警戒区域等について、住民に周知徹底を図るとともに、危険防止に努める。
- (2) 土砂災害警戒区域等の巡視を行い、がけ崩れ災害等による危険の早期発見に努める。また、防災関係機関と協力して、がけ崩れ災害等に対する総合的な防災訓練を実施する。
- (3) 防災関係機関と協力して、がけ崩れ、地すべり及び土石流等に関する情報、日常の防災活動、降雨時の対応等について、パンフレット、広報たてやま、SNS、防災アプリ等を積極的に活用して、住民に周知徹底を図る。
- (4) がけ崩れ等により被害が予想される住民を対象に、防災集団移転促進事業、がけ地近接等危険住宅移転事業等により所要の援助を行い、移転の促進を図る。

- (5) 大規模な河道閉塞発生時など、土砂災害防止法に基づく重大な土砂災害の急迫した危険が予想される状況において、国や県からの土砂災害緊急情報等を踏まえ、適切に住民の避難指示の判断等を行える体制を整備する。

【資料：3-2 急傾斜地崩壊危険箇所】

【資料：3-3 急傾斜地崩壊危険区域指定地】

【資料：3-4 地すべり危険箇所（国土交通省所管）】

【資料：3-5 地すべり危険箇所（林野庁所管）】

【資料：3-6 地すべり危険箇所（農林水産省農村振興局所管）】

【資料：3-7 土石流危険渓流】

【資料：3-12 砂防指定地】

【資料：3-18 土砂災害警戒区域等】

2 警戒避難体制の確立

土砂災害は、突発的に発生することが多いので、緊急時における警戒、避難、救援等が円滑に実施できるよう、平常時からその体制整備に努めることが重要である。

町は、土砂災害警戒区域等における警戒避難体制の整備を図るため、次の事項を定め、これらの事項を記載した土砂災害ハザードマップの配布、その他の必要な措置を講じ、住民に周知するとともに、土砂災害に関する情報等の伝達体制の整備に努める。

また、土砂災害警戒区域等の区域内にある要配慮者が利用する施設の所有者又は管理者は、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し町長に報告する。また、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行い、その結果を報告する。

- (1) 土砂災害に関する情報の収集及び伝達方法並びに予報、警報及び避難情報等の伝達方法
- (2) 適切な避難方法、指定避難所等
- (3) がけ崩れ等による危険が増大したときの避難実施責任者、避難方法、指定避難所等、伝達方法等

■ 土砂災害警戒区域等

指定名称	災害の種類	指定権限	指定の条件	対象の概要
土砂災害警戒区域 (通称：イエローゾーン)	・土石流 ・地すべり ・急傾斜地の崩壊	知事	土砂災害のおそれのある区域	・情報伝達、警戒避難体制の整備 ・要配慮者への情報伝達及び警戒避難体制の整備及び周知 ・警戒避難に関する事項の住民への周知
土砂災害特別警戒区域 (通称：レッドゾーン)			建築物に損壊が生じ、住民に危害が生じるおそれのある区域	・特定の開発行為に対する許可制 ・建築物の構造規制 ・土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告 ・勧告による移転者への融資、資金の確保

第2 山地災害危険箇所

実施担当 総務課、農林課

- (1) 危険箇所に関する情報の提供、降雨時の対応方法等について、広報たてやま、パンフレット等を積極的に活用して、住民に周知徹底を図る。

(2) 警戒避難体制について整備するよう努める。

【資料：3-8 崩壊土砂流出危険地区（国有林関係）】

【資料：3-9 崩壊土砂流出危険地区（民有林関係）】

【資料：3-10 山腹崩壊危険地区（国有林関係）】

【資料：3-11 山腹崩壊危険地区（民有林関係）】

第3 防災重点農業用ため池

実施担当 農林課

(1) 防災重点農業用ため池について、県と連携して優先的に調査を実施し、その実態把握に努める。

(2) ため池の管理者は、日頃からため池の点検を行い、異常な徴候の早期発見に努める。また、出水時又は異常時には、応急活動を実施することができるよう体制を整えておくとともに、貯水制限等の措置を講ずる。

(3) ハザードマップには、防災重点農業用ため池決壊被害想定区域、ため池の決壊時における伝達方法、指定避難所等の必要な事項を掲載し、住民に周知する。

【資料：3-15 老朽ため池危険箇所】

第4 重要水防箇所及び浸水想定区域

実施担当 建設課、国土交通省北陸地方整備局、富山県立山土木事務所

1 重要水防箇所

(1) 町水防計画に基づき、重要水防箇所及び堤防・護岸等を巡視し、必要な措置を取る。

【資料：3-13 重要水防箇所（国土交通省）】

【資料：3-14 重要水防箇所（富山県）】

【資料：7-17 ダム（高さ15.0m以上）】

【資料：7-18 水門・こう門（高さ15.0m未満）】

2 浸水想定区域

指定された浸水想定区域について、作成した立山町洪水ハザードマップを配布することにより、住民に周知する。また、ハザードマップの配布等に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮した上で取るべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。

(1) 洪水予報河川及び水位周知河川等における水位等の情報の伝達方法

(2) 指定避難所等、その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

(3) 当該区域内に主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で、当該施設利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

なお、(3)に該当する要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、水害が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練

その他の措置に関する計画を作成し、これを町長に報告する。また、利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための訓練を実施する。さらに、自衛水防組織を置くよう努めるものとし、当該自衛水防組織を置いたときは、構成員その他の事項を町長に報告する。

町長は、町地域防災計画において、要配慮者利用施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定める。

なお、県及び町は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。

第5 災害危険区域等

実施担当	建設課、農林課、国土交通省北陸地方整備局、富山県立山土木事務所

1 土地利用に関する規制、誘導

- (1) 町は、災害による被害の拡大を防ぎ、安全な市街地環境の形成を誘導するため、用途地域制度等を積極的に活用し、土地の合理的な利用を図る。
- (2) 立地適正化計画による居住誘導区域においては、内水氾濫対策や緊急輸送道路の維持、住民の防災・減災意識の醸成など、ハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を推進する。
- (3) 盛土による災害防止に向けた総点検等により、危険が確認された盛土については、必要に応じて、把握した盛土について安全性把握のための詳細調査や経過観察等を行う。また、「宅地造成及び特定盛土等規制法」等の法令に基づき、速やかに監督処分や撤去命令等の行政処分等の盛土等に伴う災害を防止するために必要な措置を行う。

2 災害危険区域

町は、県の指定する急傾斜地崩壊危険区域等の災害危険区域に含まれる住宅を対象に、がけ地等近接危険住宅移転事業による所要の援助を行い、移転の促進を図る。

【資料：3－2 急傾斜地崩壊危険箇所】

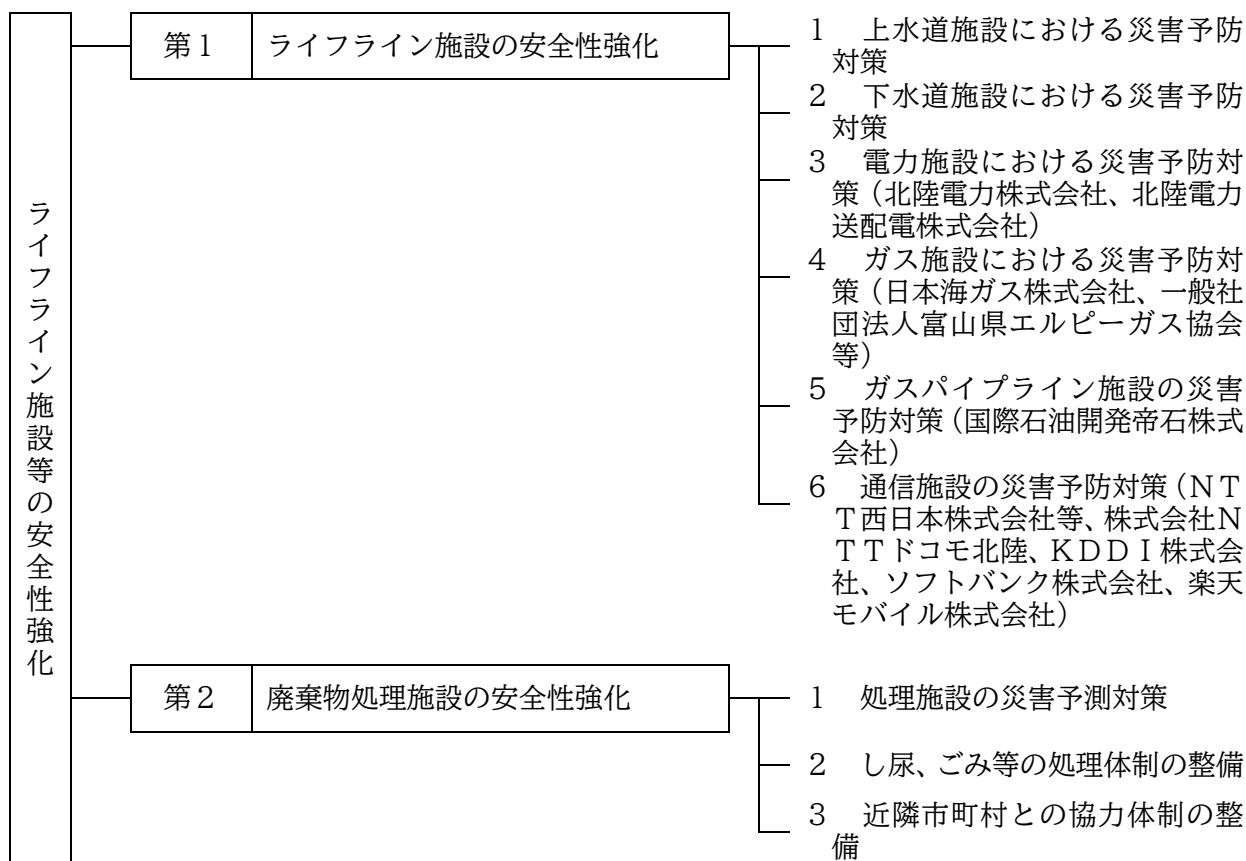
【資料：3－3 急傾斜地崩壊危険区域指定地】

3 「土砂災害防止法」の推進

土砂災害から人命を守るため、土砂災害の危険のある区域を明らかにし、その中で警戒避難体制の整備や危険な箇所への新規住宅等の立地抑制等のソフト対策を進める。

第3節 ライフライン施設等の安全性強化

風水害による被害軽減を図るためには、災害に強いまちづくりや災害危険地域の予防対策を進めるとともに、上下水道、電力、ガス、通信等のライフライン施設の災害予防に万全を期することが必要となる。このため、県及び防災関係機関等と連携して、これらの予防対策を積極的に推進する。



第1 ライフライン施設の安全性強化

実施担当

水道課、中新川広域行政事務組合、各事業者、
国土交通省北陸地方整備局、富山県立山土木事務所

ライフライン関連施設は、住民の日常生活及び社会、経済活動上欠くことのできないものである。このため、災害時においても、その機能を発揮できるよう被害防止策を実施するとともに、系統多重化等による代替性の確保や、オフグリッド化等の取組みの検討を進める。

また、都市計画にあわせ、共同溝・電線類共同溝の整備に努めるとともに、ライフライン機関相互や防災関係機関との情報連絡体制を強化する。

さらに、防災関係機関は、被害が生じた場合に備え、復旧に必要な資材の確保・貯蔵に努める。

なお、町は、発災後に迅速に復旧できるよう、上下水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となった対応に努める。

1 上水道施設における災害予防対策

町は、上水道施設の防災性の強化に努めるとともに、適正な施設管理を行う。

（1）施設の防災性の強化

風水害による災害を未然に防ぐため、通常行う定期点検、整備を確実に実施し、施設の不良箇

所を補強する。

また、電気設備の停電対策として、無停電電源装置、自家発電設備及び可搬型発電設備等の設置等の対策に努める。

(2) 応急給水用資機材の整備拡充

水道施設の被害等による応急給水活動に備え、給水タンク、消毒剤、可搬式ポンプ、可搬式発電機及び運搬車両等の整備補強を図る。

また、生活用水確保の観点から、消融雪用井戸等について、災害時に防災井戸として活用可能かを調査し、停電時でも取水できる手押しポンプの設置に努めるとともに、入浴施設の利用やトイレの設置等について、協定事業者のさらなる確保に努めるほか、地域の住民や企業が所有する井戸や湧水を災害用井戸・湧水として活用するための登録制度の整備、防災拠点施設・指定避難所等における公共井戸の整備等により、代替水源の確保に努める。

このほか、資機材の民間借上げについては、事前に十分協議し文書による取決めを行う。

(3) 非常時における協力体制の確立

大規模災害時には、独自に対処することが困難な場合も想定されるため、上水道の迅速な復旧に向け、他市町村、県、工事施工者等、防災関係機関との連絡協力体制を確立しておく。

(4) 図面等の整備

災害復旧活動等を迅速かつ円滑に行うため、平常時から各種の図面、図書類を整備しておく。

(5) 防災訓練

防災関係機関が行う各種訓練に積極的に参加するとともに、自主防災訓練の実施に努める。

【資料：13-3 給水戸数・人口】

【資料：13-4 町有給水用具等】

【資料：13-5 町指定給水装置工事業者】

2 下水道施設における災害予防対策

町内の公共下水道事業は中新川広域行政事務組合が、農業集落排水事業は町が管轄している。

このため、中新川広域行政事務組合と協力し、下水道施設の防災性の強化に努めるとともに、適正な施設管理を行う。

(1) 処理場・ポンプ場

処理場・ポンプ場及び管路施設の強化・改善等を行うとともに、適正な施設管理を行う。

ア 処理場・ポンプ場の主要構造物は、風水害等に耐えられる構造とするとともに、外部からの浸水、敷地内の排水に十分対策を講ずる。

イ 被災時においても、排水機能が保持されるよう機械・電気設備の保守点検に努める。

ウ 停電、断水対策として自家発電設備の整備や受電設備の多回線化及び燃料・冷却水等の確保に努める。

(2) 管路施設

ア 特に重要な幹線については、施設のバイパス化、複数化や雨水管渠の活用等によるバックアップ機能を検討し、必要に応じて導入を図る。

イ 管路施設を風水害等による閉塞、陥没等の被害から守り、排水機能を確保するため、施設の清掃、浚渫、補修及び改良等に努め、必要な財政支援について、国に要望を行う。

(3) 施設の点検等

ア 平常時の点検は、「下水道維持管理指針」に準拠して実施し、施設の被害を最小限に止め、二次災害の防止を図るとともに、脆弱箇所の把握に努める。

- イ 下水道台帳は、災害時に迅速かつ確実にデータの提供が可能となるようにシステム化を図る。
- また、システム化されていない場合は、代替性の確保のため、下水道台帳の分散保管を図る。
- ウ 応急復旧マニュアルを整備する。

(4) 応急復旧のための体制整備

応急対策を同時又は段階的に、実情に応じて円滑に遂行するため、平常時から諸体制を点検、反映していく。また、大規模災害を想定した下水道の迅速な復旧に向け、協定事業者のさらなる確保に努める。

ア 配備体制の整備

下水道施設の防災活動が円滑に実施できるよう、防災訓練等を通して配備体制を点検し、実情に合わせた体制へと反映していく。

イ 民間企業との協力体制

応急復旧対策要員、応急復旧機材の確保のため、施工業者、下水道施設メンテナンス業者、コンサルタント・測量業者、リース・レンタル業者等、民間事業者との協力体制の整備を図る。

ウ 他地方公共団体との相互応援体制

風水害時の役務及び機材等の提供について、「下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール」に基づき、他地方公共団体と相互援助体制を整備する。

エ 応急対策用機器及び資機材

風水害時の応急対策が迅速かつ的確に実施できるよう、必要機材を備蓄、整備する。

オ 防災訓練

風水害時の対応が円滑かつ的確にできるよう、緊急連絡伝達方法、応急対策の実施方法、応急対策用機材の運転及び取扱方法について、定期的に防災訓練を実施するとともに、防災機関等が行う各種訓練に積極的に参加する。

(5) ライフライン機関相互及び他の防災機関との情報連絡体制の強化

災害時におけるライフライン機関相互及び他の防災機関との情報連絡の混乱を防止し、的確な状況把握や指示ができるよう、情報連絡体制を整備する。

3 電力施設における災害予防対策（北陸電力株式会社、北陸電力送配電株式会社）

電力会社は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努めるものとし、対策の実施に当たっては、富山県沿道林事前伐採事業の活用等、必要に応じて町との協力に努める。

(1) 設備面の対策

電力供給設備においては災害時における電力供給を確保するため、被害防止の諸施策を推進する。各電気設備の保全については各種指針に基づき巡視、点検を実施し、機能維持に努めるとともに、設備改修に当たっては、現行各基準に基づき設計する。

(2) 体制面の対策

災害時においては、迅速かつ的確な復旧が不可欠であり、平常時から町、県、防災関係機関及び社内の情報連絡体制の強化、応急復旧資機材・車両等の確保体制を充実するとともに、防災関連マニュアルの整備に努める。

4 ガス施設における災害予防対策（日本海ガス株式会社、一般社団法人富山県エルピーガス協会等）

一般家庭におけるＬＰガス設備の安全性を強化するため、販売店等は、ボンベ転倒防止措置を施すとともに、安全機器の普及促進に努めるほか、ＬＰガス消費者に対し、風水害時取るべき初期行動について、啓発活動を推進する。

(1) ボンベ（容器）の転倒及び流出防止措置

販売店等は、鎖又はベルトの二重がけ等の方法により、ボンベの転倒流出防止措置を講ずるとともに、その定期点検を実施して維持管理を行う。

(2) 安全器具の普及促進

販売店等は、ガス漏れ又は火災防止のため、安全機器の普及促進に努める。

(3) 消費者に対する周知啓発活動

風水害の発生時には、消費者自ら使用中のガスの使用を中止し、器具栓、元栓を閉じるとともに、洪水のときは容器バルブを閉じ、ロープで固定することが、二次災害を防止する上で最善の方策であることから、販売店等は、消費者が取るべき初期行動について啓発活動に努める。

5 ガスパイプライン施設の災害予防対策（国際石油開発帝石株式会社）

(1) 設備面の対策

ガスパイプライン施設においては災害時における安全体制を確保するため、被害防止の諸施策を推進する。設備の保全については各種指針に基づき巡視、点検を実施し、機能維持に努めるとともに、設備改修に当たっては、現行各基準に基づき設計する。

(2) 体制面の対策

災害時においては、迅速かつ的確な復旧が不可欠であり、平常時から町、県、防災関係機関及び社内の情報連絡体制の強化、応急復旧資機材・車両等の確保体制を充実するとともに、防災関連マニュアルの整備に努める。

6 通信施設の災害予防対策（NTT西日本株式会社等、株式会社NTTドコモ北陸、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社）

災害時における通信機能の確保は、社会的な混乱の防止、災害対策の適切かつ迅速な実施の上でも極めて重要であり、公衆通信、専用通信、放送等の施設の安全性確保に努めるものとし、特に町の庁舎等の防災上重要な拠点施設における通信の確保に配慮する。

また、電気通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努めるとともに、対策の実施に当たっては、必要に応じて町との協力に努める。

(1) 公衆通信

災害時においても、通信が確保できるよう設備の安全化及び伝送路の多ルート化等の防災対策を推進し、被害の未然防止を講ずる。

(2) 専用通信

専用通信は、防災関係機関の情報連絡手段として、極めて有効な方法であり、特に災害時において、重要な役割を果たすことが期待されている。

現在、富山地方气象台、国土交通省、中日本高速道路株式会社、北陸電力株式会社、ガス会社、富山地方鉄道株式会社等において専用通信を設置しており、各機関は災害時に支障がないよう防災対策を推進する。

第2 廃棄物処理施設の安全性強化

実施担当	住民課、中新川広域行政事務組合、富山地区広域圏事務組合、消防団、産業廃棄物処理施設の管理者

し尿、ごみ等の一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設の災害による被害を最小限に止めるとと

もに、災害時における応急復旧作業を円滑に実施し、廃棄物が適正に処理されることが必要である。

このため、公共下水道事業を委託している中新川広域行政事務組合、廃棄物処理事業を委託している富山地区広域圏事務組合と協力し、一般廃棄物処理施設の不燃・堅ろう化に努めるとともに、発災時に施設の被災状況を確認し、速やかに稼働の可否を判断する手順を検討するなど国の「災害廃棄物対策指針」を踏まえて、廃棄物処理を円滑に実施するための体制及び廃棄物の処理計画を整備するとともに、必要に応じて処理計画の見直しを行い、計画の実効性の向上に努める。また、産業廃棄物処理施設の管理者は、処理施設の不燃・堅ろう化に努める。

町は、近隣市町村と災害時の廃棄物処理について、協力体制を整備する。

1 処理施設の災害予測対策

(1) 一般廃棄物処理施設

既設の処理施設について、必要に応じて不燃・堅ろう化に努める。

また、今後、建設する施設については、し尿処理施設構造指針及びごみ処理施設性能指針等の基準に従うとともに、地質、構造等に配慮して、不燃・堅ろう化に努める。

(2) 産業廃棄物処理施設

産業廃棄物処理施設の管理者は、必要に応じて、施設の不燃・堅ろう化に努める。

【資料：15－6 ごみ処理施設】

【資料：15－7 し尿処理施設】

2 し尿、ごみ等の処理体制の整備

(1) 処理施設の応急復旧資機材等の整備

し尿、ごみ処理施設の損壊等に対して速やかな復旧を図るため、あらかじめ応急復旧に必要な資機材を準備しておくとともに、応急復旧マニュアルの整備や訓練を実施する。

(2) ごみ、災害廃棄物等の仮置場の確保

震災時においては、ごみ、災害廃棄物等の廃棄物が一度に大量発生するとともに、処理施設自体の被災も予想されることから、あらかじめ活用可能な候補地を把握、調整した上で、発生量や、運搬経路、住居地域を考慮した、ごみ、災害廃棄物等の仮置場や最終処分場等を確保するとともに、災害廃棄物等の処分方法を検討しておく。

(3) ごみ、災害廃棄物等の運搬業者との協力体制の整備

災害時におけるし尿、ごみ、災害廃棄物等の運搬について、運搬業者との協力体制を事前に整備しておく。また、定期的に災害廃棄物処理に関する研修や訓練を実施し、協力関係の強化に努める。

(4) 指定避難所等の仮設（簡易）トイレの確保

家屋の倒壊、断水等によりトイレが使用できなくなることから、レンタル業者と協定を締結するなど、指定避難所等における仮設（簡易）トイレの確保に努める。

【資料：15－5 ごみ収集施設及びごみ収集業務委託者】

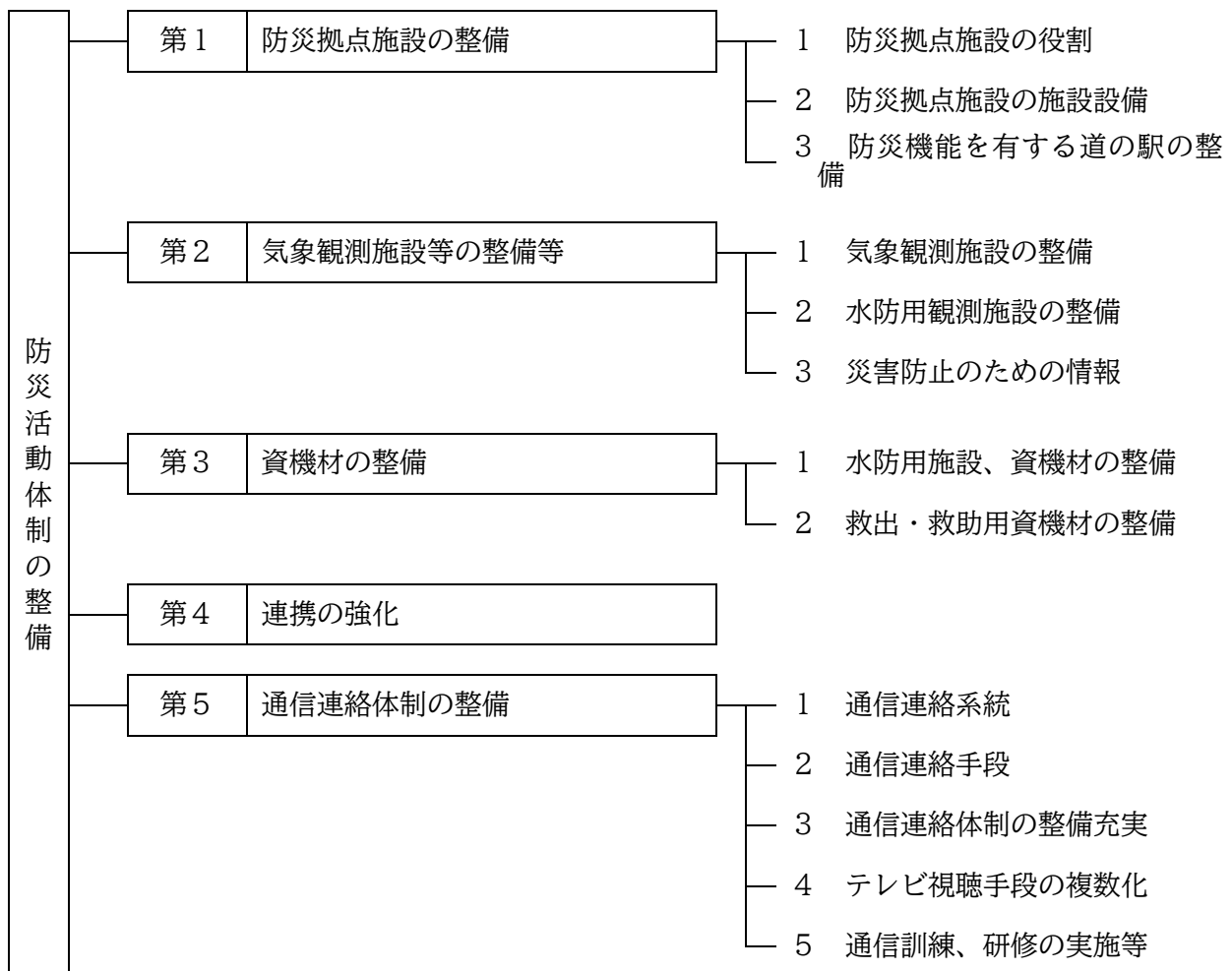
3 近隣市町村との協力体制の整備

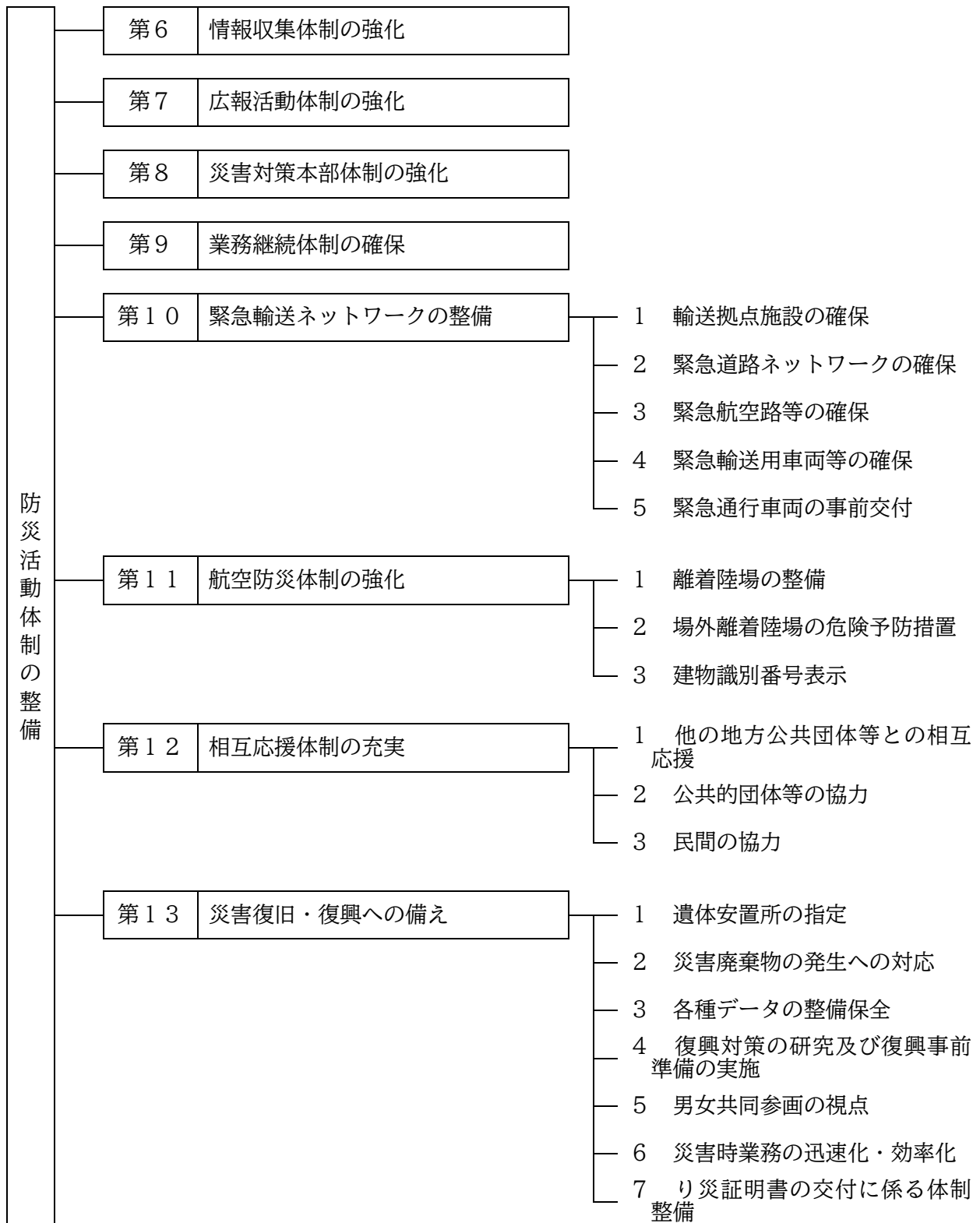
町は、災害時において、中新川広域行政事務組合・富山地区広域圏事務組合の処理能力を超えるし尿、ごみ、災害廃棄物等廃棄物が発生することを想定し、近隣市町村と処理施設や運搬車両の確保等廃棄物処理について、協力体制を整備する。

第4節 防災活動体制の整備

災害に迅速かつ的確に対応し、被害を最小限に止めるには、速やかに初動活動体制を整え、所管する防災機能を十分に発揮することが重大な使命である。このため、災害対策活動の拠点となる施設の整備を進めるとともに、情報収集や避難誘導、救助・救急活動が広域的に、かつ、できる限り早急に行える体制を確立することが必要である。

町は、防災体制づくりとして、防災拠点施設や防災活動の拠点となる施設の整備や防災資機材の備蓄を進めるとともに、通信ネットワークの強化による通信連絡体制の整備、緊急輸送体制や航空防災体制の整備強化、さらには、相互応援体制の充実等により、陸・空それぞれにおいて相互連携した広域的な支援体制を充実させるなど、防災活動体制の整備に努める。





第1 防災拠点施設の整備

実施担当	関係各課

町は、大規模な災害時においては災害応急活動の拠点や住民の指定緊急避難場所等、平常時においては自主防災組織・災害救援ボランティア等の研修拠点の機能を有する防災拠点施設を整備する。

1 防災拠点施設の役割

(1) 災害時における役割・機能

- ア 町の現地活動拠点
- イ 自主防災活動の拠点
- ウ 応援部隊の活動拠点
- エ 避難施設

(2) 平常時における役割・機能

- ア 自主防災組織等の研修、訓練場
- イ 住民の憩いの場

2 防災拠点施設の施設設備

防災拠点施設には情報連絡室、医療救護室、備蓄倉庫、研修室、耐震性貯水槽、広場等を設置するよう整備に努めるとともに、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや自家発電設備等の整備を図り、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるよう燃料の備蓄等を行い、平常時より点検・訓練等に努める。

また、災害想定区域内に立地している指定緊急避難場所及び指定避難所などのうち、政令に定める基準等に適合しないものについて見直しを行う。

(1) 指定緊急避難場所の指定

地域の状況を勘案し、各種災害の危険箇所・危険区域等を考慮した指定緊急避難場所の指定を行う。

- (ア) 指定緊急避難場所として指定することとなる施設・場所が、災害の危険が及ぶことが想定される区域（以下「災害想定区域」という。）外にあること。ただし、指定緊急避難場所として指定することとなる施設が、災害想定区域内にある場合は、その施設が、災害に対して安全上支障がないと認められる構造を持つものであること。
- (イ) 災害が発生した場合において、指定緊急避難場所として指定することとなる施設・場所が住民等に開放されること。

(2) 指定避難所の指定

地域の状況を勘案し、各種災害の危険箇所・危険区域等を考慮した指定避難所の指定を行う。

- (ア) 被災者の保護を行うために必要となる適切な規模を有するものであること。被災者の生活の場となることを踏まえ、当該指定避難所での受入れが見込まれる被災者の数に対し、十分な面積を有すること。
- (イ) 被災者の適切な保護を行うことが可能な構造及び設備を有するものであること。建築基準法、消防法等の関連法規に定める基準を満たすこと。
- (ウ) 車両その他の運搬手段による物資の輸送等が比較的容易な場所にあるものであること。指定避難所入所者だけでなく、在宅で避難生活を送る者に対しても、物資の供給等の必要な支援を講じる際の拠点となり得ること。

3 防災機能を有する道の駅の整備

国、県及び町は、防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努める。

【資料：9－2 備蓄物資】

【資料：12－5 災害対策基本法に基づく指定避難所及び避難施設等】

第2 気象観測施設等の整備等

実施担当	総務課

風水害による被害の未然防止及び軽減のため、気象等の状況を的確に把握し、速やかに災害未然防止対策を取ることが必要である。このため、県及び防災関係機関と連携して、気象観測施設等の整備に努めるとともに、災害の防止に必要な情報の収集に努め、防災関係機関に対し、適時適切に伝達する。

1 気象観測施設の整備

気象等の実態を把握するため、県及び防災関係機関と連携して、気象観測施設の整備に努める。

【資料：2－6 気象観測施設】

2 水防用観測施設の整備

水位、流量等の実態を把握するため、県及び防災関係機関と連携して、水位観測所、流量観測所等の整備に努める。

【資料：7－7 水位観測所及び基準水位】

3 災害防止のための情報

町域に係る災害の防止に必要な情報について、県及び防災関係機関からの収集に努め、随時住民へ伝達する。また、住民から破堤、越水、土砂災害の前兆等の目視情報を収集する仕組みづくりに努める。

防災関係機関は、所掌業務に係る災害の防止に必要な情報の収集に努め、状況に応じて県や町等に伝達する。

第3 資機材の整備

実施担当	建設課、国土交通省北陸地方整備局、富山県立山土木事務所

風水害による被害の未然防止及び軽減のためには、気象、水位、流量等の状況を的確に把握し、これらの情報に基づく災害未然防止対策や、災害が発生した場合における災害応急対策を速やかに実施することが必要である。このため、県及び防災関係機関と連携して、災害の未然防止及び被害の軽減のため資機材の整備、充実を図る。

1 水防用施設、資機材の整備

町は、洪水等の非常時に備え、累年の洪水により危険にさらされる河川に水防倉庫を設置し、水防に必要な資機材を常に整備する。

なお、毎年、町水防計画により資機材の点検を実施する。また、備蓄器材が使用又は損傷により不足を生じた場合は、直ちに補充する。

【資料：7－16 水防倉庫の所在位置及び備蓄資材等】

2 救出・救助用資機材の整備

町は、県及び防災関係機関と連携して、平常時から災害の発生に備えて、ロープ・空気呼吸器・エンジンカッター・発電機・投光器・応急給水機材・水難救助用ボートなどの救出・救助用資機材の整備充実に努めるとともに、災害発生に際し、直ちに使用できるよう点検整備をしておく。整備に当たっては、車両や資機材を小型・軽量化するなど、被災地の道路状況が悪い場合や空路を活用して被災地入りする場合も想定した救助用資機材の整備に留意する。

なお、救助活動が円滑に実施できるように他の機関、民間団体・業者等が所有する救出・救助用資機材等を借上げできるよう協力体制を確立しておく。

【資料：9－1 救急・救助用資機材等】

第4 連携の強化

実施担当 総務課

町は、大規模災害時において国、県、防災関係機関等とワンチームとなって災害対応に当たるため、県が災害時の連携体制を議論する会議に参加し、互いの組織の役割や強み・弱みを理解し、平常時より顔の見える関係を構築しておく。

また、大規模災害時に県と町がワンチームとなって県内外の被災自治体に応援職員を派遣する体制を整備するとともに、ワンチームによる被災自治体への応援派遣を通じて、県及び町職員の災害対応業務の経験を蓄積し、ノウハウを共有することで、災害対応力や調整力を有する職員の育成を図る。

さらに、災害時における避難所運営や避難所環境の整備については、行政や自主防災組織、防災士に加え、ノウハウを有するNPO団体等との連携が必要であることから、県、町、自主防災組織、防災士、NPO団体等が連携し、避難所の運営や環境整備等を議論する会議を定期的を開催するとともに、防災対策や発災時の初動対応・応急対策等における、民間団体、地域コミュニティ、町民の役割の明確化を図る。

なお、災害対応には公助だけではなく、自助・共助が必要不可欠であり、行政や民間団体等の連携強化だけではなく、町民への防災意識の啓発の強化による町民の防災対応能力の底上げが重要になる。このため、町民との防災に関する対話などを通じて、町民の防災意識の啓発を行うよう努める。

第5 通信連絡体制の整備

実施担当 総務課、企画政策課

災害時の通信連絡手段を確保するため、情報通信施設の非常用電源設備の整備など停電対策、情報通信施設の危険分散、衛星携帯電話や公衆無線LAN等の無線を活用したバックアップ等通信路の多ルート化、デジタル化の推進に努めるとともに、定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築等による防災対策を推進する。

また、緊急情報連絡体制を確保するため、無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワークを強化する。

さらに、災害情報の通信及び広報手段として、インターネット、地上デジタル放送や携帯端末をはじめとするITの積極的な活用を図るとともに、携帯端末の緊急速報メール機能、SNS、ワンセグ放送、Lアラート（災害情報共有システム）等の活用による警報等の伝達手段の多重化・多様化に努める。

特に、災害時に孤立するおそれのある地域で停電が発生した場合に備え、衛星通信などにより、当該地域の住民との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意する。

また、通信が途絶している地域で応援部隊や派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努める。

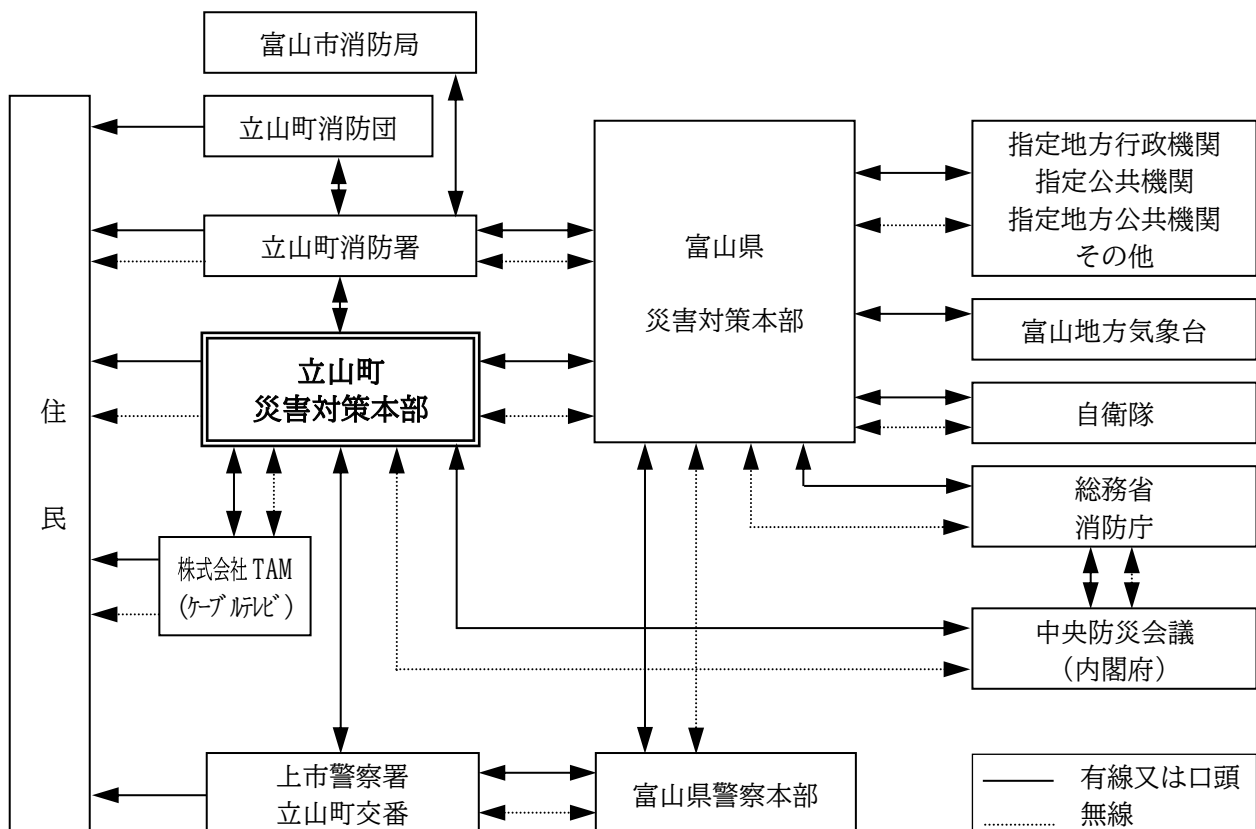
なお、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入にも努める。

1 通信連絡系統

災害についての通信連絡系統は、次のとおりである。

なお、定期的な訓練等を通じて、平常時からの連携体制の強化に努める。

■ 通信連絡系統図



【資料：18－5 防災関係機関一覧表】

2 通信連絡手段

通信連絡手段としては、次の種類の有線・無線電話を備えている。

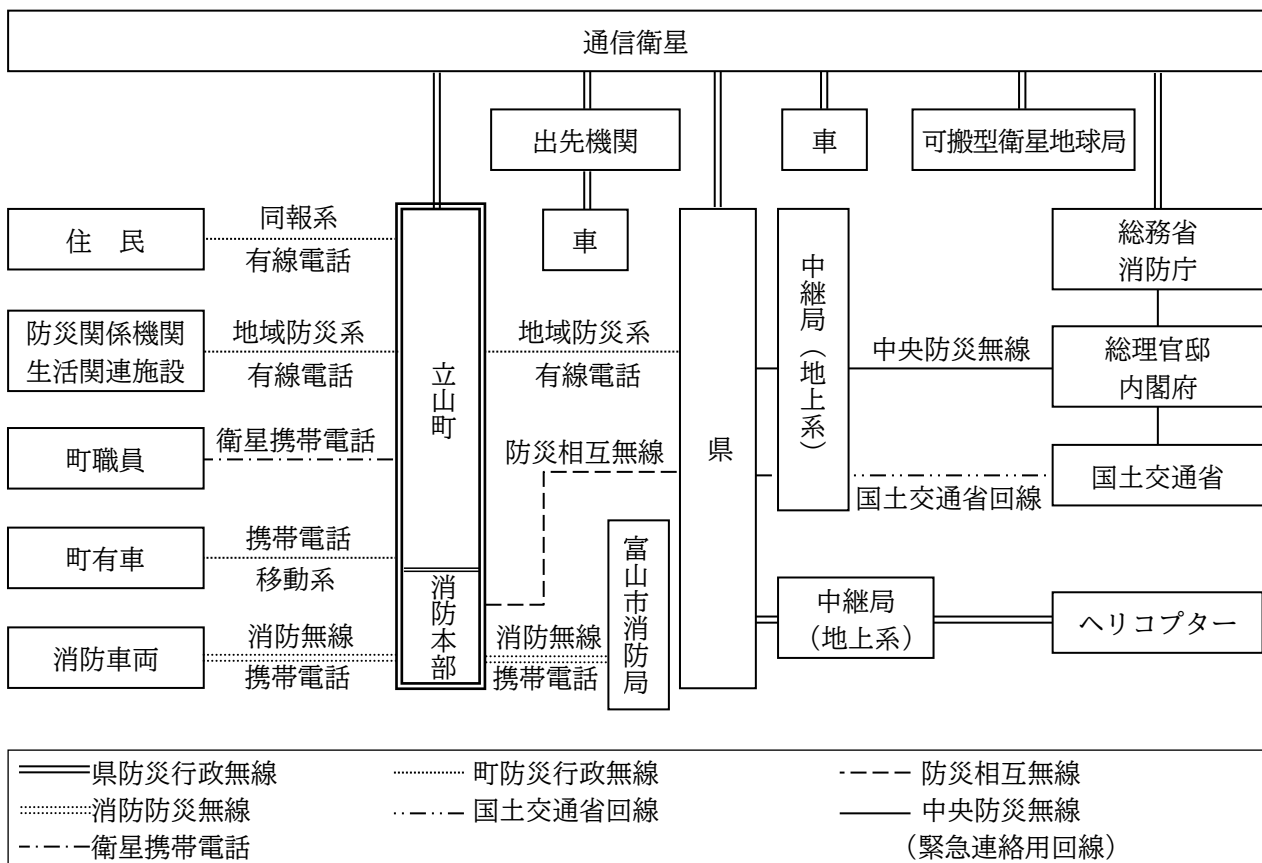
(1) 有線電話

- ア 加入電話
- イ 専用線電話

(2) 無線電話

- ア 県防災行政無線 (対象：県、市町村、消防本部等)
- イ 防災相互無線 (466.775MHz) (対象：市町村)、(158.35MHz) (対象：石油コンビナートを所管する消防本部、特定事業所等)
- ウ 携帯電話

■ 無線通信ネットワーク図



3 通信連絡体制の整備充実

(1) 防災行政無線の整備促進

町域を網羅する防災行政無線の整備、充実に努める。

なお、町は、災害時に指定緊急避難場所等となる学校や救援物資の物流拠点となる施設との通信ネットワークにも配慮し整備に努める。

また、住民に対する災害時の情報の迅速かつ的確な収集伝達を図るため、孤立化が懸念される山間地集落等地域の実情に応じて衛星通信の整備に努めるとともに、携帯端末の緊急速報メール、Lアラート（災害情報共有システム）等による伝達手段の多重化・多様化に努める。

【資料：10－1 富山県総合防災情報システム】

【資料：10－2 震度情報ネットワークシステム連絡系統図】

【資料：10－3 富山県高度情報通信ネットワーク系統図】

(2) 非常通信体制の強化

町は、防災行政無線のほか、防災相互無線、衛星通信、携帯電話、非常用電源等の整備充実に努める。

また、災害時などに加入電話等又は自己の所有する無線通信施設等が使用できないとき、又は利用することが困難となったときに対処するため、電波法（昭和25年法律第131号）第52条の規定に基づく非常無線通信の活用を図ることとし、非常通信協議会を通じ、非常通信体制を強化する。

【資料：10－5 非常通信用無線局（中新川郡）】

(3) 富山県総合防災情報システム・防災ネット富山の活用

県本庁・出先機関、県内市町村、各消防本部等を接続した「富山県総合防災情報システム」を利用して、迅速かつ的確な情報収集・伝達を行う。

また、国土交通省が国、県、市町村を光ケーブルで結び、雨量や水位、画像情報等を共有化した「防災ネット富山」を活用する。

(4) 多様な通信手段の確保

N T T 西日本株式会社が指定する災害時優先電話の確保を図るとともに、通信途絶時に対応した衛星携帯電話、公共安全モバイルシステムの活用など多様な通信手段の確保に努める。

また、インターネット等についても有効に活用できるよう体制の整備を図るとともに、日本アマチュア無線連盟富山県支部、地域のアマチュア無線クラブ等との災害時連携について検討する。

4 テレビ視聴手段の複数化

災害によるケーブルの断線に備えて、ケーブル回線の冗長化、多重回線化及びその他視聴方法の保有の検討を行う。

5 通信訓練、研修の実施等

災害時における通信の確保を図るため、平常時より災害対策を重視した無線設備の総点検を定期的に実施するとともに、非常通信の取扱い、通信機器操作の習熟に向け、通信訓練や研修を行う。

第6 情報収集体制の強化

実施担当	総務課

町は、災害時において、迅速に、多様な手段により被害情報を収集し、県や関係機関と共有して被害情報の共通認識を図り、適切な災害対応を実施するため、平常時から情報収集体制の強化に努める。また、デジタル技術を活用した災害対策本部内の情報共有手順を整理するとともに、迅速な情報共有のための訓練を実施する。

地方公共団体及び指定公共機関は、災害時に災害対応基本共有情報（E E I）に基づいた関係機関との迅速な情報連携を行えるよう、あらかじめ関連システムの整備に努める。

第7 広報活動体制の強化

実施担当	企画政策課

町は、災害時において、災害の状況、災害応急対策の実施状況、各種生活情報を町民に迅速かつ的確に周知するため、また、多くの町民が公式SNS、防災アプリ等から情報を収集できるよう、平常時から公式SNS、防災アプリ等の周知を行うなど、広報活動体制の強化に努める。

さらに、町民へ情報を伝達し、適切な行動を促すためには、報道機関による情報発信も重要であることから、県と連携して報道機関と災害時の情報発信に関する意見交換などを行い、連携の強化に努める。

県、町及び関係機関は、災害時において、各機関が作成した広報資料を保存し、今後の災害時における広報活動の参考資料として活用する。

さらに、Lアラートを活用して給水や災害廃棄物の処理等の町の生活支援情報を町民や報道機関に対して発信する体制、音声や多言語による情報発信、自主防災組織による支援、アプリの活用等、要配慮者の特性に応じた多様な情報伝達手段を確保し、多重化を行うことで、確実に情報を提供できる体制の整備に努める。

第8 災害対策本部体制の強化

実施担当 総務課

町は、大規模災害発生の際は速やかに災害対策本部を設置し応急活動を実施するため、災害対策本部における各班の役割・業務内容等を記載したマニュアルの見直しや強化を行うとともに、研修や訓練を実施し、職員の災害対応能力の向上に努める。

第9 業務継続体制の確保

実施担当 総務課、ライフライン事業者

町は、大規模災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画（BCP）の策定などにより、業務継続性の確保を図る。

また、実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源（災害対策本部用PC、テレワーク専用PCの配備及びBYOD端末等）の継続的な確保、メンテナンス、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練・過去の災害等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた業務実施体制・庁内外との連絡体制、各班の所掌等体制の見直しやDXの促進、計画・マニュアル等の改定などを行う。

特に、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うことになるため、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制（動員体制の明確化、参集状況を踏まえたバックアップ体制の確立、参集可否の連絡方法等）、安否確認の実施基準・集約方法、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、施設設備（電源やエレベーター等）が使用不能となった場合の対応、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておく。

町は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

また、町は避難指示等の発令基準を策定する際、必要に応じて国や県の支援を受けることができる。

町及びライフライン事業者は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化し、随時更新するとともに、災害対応を体系的に習得できる仕組みを整備するなど、災害時に活用できる人材を確保する。また、立山町業務継続計画に基づき各部署による災害対応マニュアルを整備し、継続的に更新することで、担当者の変更時の情報共有、引継ぎ事項を明確化し、即応できる体制の整備に努める。

加えて、町は、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）や災害対応に関する専門家の招集・活用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努める。

さらに、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努める。

第10 緊急輸送ネットワークの整備

実施担当 総務課、建設課、国土交通省北陸地方整備局、富山県立山土木事務所

県及び町は、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保す

べき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点について把握・点検する。

また、国、県及び町は、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議の上、県が開設する広域物資輸送拠点、町が開設する地域内輸送拠点を経て、各指定避難所に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、指定公共機関その他の関係機関等に対する周知徹底に努める。

さらに、国、県及び町は、緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、空港、港湾等の主要な拠点と高規格道路等のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路防災対策等を通じて、強靱で信頼性の高い道路網の整備を図る。

また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組みと連携しつつ、無電柱化の促進を図る。

1 輸送拠点施設の確保

県及び町は、被災地外からの救援物資（水、食料、生活必需品等）の受入れ、管理、仕分け、搬出や積み換えを行う輸送拠点施設をあらかじめ指定しておくとともに、災害時には輸送拠点施設、輸送機関と緊密に連携し、救援物資の円滑な受入れ・搬出が行えるよう体制の整備に努める。

なお、被害の状況により、あらかじめ指定していた輸送拠点施設が確保できない場合又は被災地へのアクセス、道路の被害状況、予想される物資の量や規模を勘案して、他に適切な施設がある場合は、その施設を輸送拠点施設として選定し関係機関へ連絡する。

また、災害時には、輸送拠点施設において、救援物資の受入れ・管理・仕分け・搬出の業務や、災害対策本部、輸送機関との連絡が円滑に行われるよう、体制の整備に努める。

2 緊急道路ネットワークの確保

（1）緊急輸送道路の整備

道路は、災害時において、救援物資の輸送等重要な役割を担っている。このため、陸上・ヘリポートの輸送拠点施設に配慮し、幹線道路ネットワークの形成等、主要な幹線道路の整備を促進するとともに、災害時の緊急交通路の候補となる緊急輸送道路を定める。

また、発災後の道路の障害物除去（路面変状の補修やう回路の整備を含む。）による道路啓開、応急復旧等を迅速に行うため、県等と協議会を設置する等により、道路管理者及び関係機関と連携して、あらかじめ道路啓開等の計画を作成し、優先的に啓開を行う路線及び道路啓開実施体制等を整理し、関係機関の役割を明確化し、各機関と連携・支援を行う。加えて、必要に応じて当該計画を見直すとともに、道路啓開に必要な人員、資機材等の確保について建設業者との協定の締結に努める。さらに、障害物除去による道路啓開、応急復旧等を迅速に行うため、道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案する。

なお、県が定める緊急輸送道路とネットワークが図られるよう調整を行う。

■ 緊急輸送道路

第1次緊急輸送道路	県内外の広域的な輸送に不可欠な、北陸自動車道等の高速道路、一般国道（指定区間）とインターチェンジ及び輸送拠点（空港、重要港湾）を結ぶ幹線道路
第2次緊急輸送道路	第1次緊急輸送道路とネットワークを構築し、市町村対策本部や主要な防災拠点（行政機関、主要駅、警察署、消防署、災害医療センター、自衛隊等）を連絡する幹線道路

第3次緊急輸送道路	上位路線を相互に補完する幹線道路

(2) 連携体制の強化

緊急輸送道路の各管理者は、日頃から情報交換を行い、相互の連携体制を整えておく。

【資料：14-1 緊急輸送道路】

3 緊急航空路等の確保

災害時に、ヘリコプター等による被害状況の把握、人員・物資の輸送等を迅速に行うため、町内に場外離着陸場を確保する。

【資料：14-3 緊急時におけるヘリポート予定地】

4 緊急輸送用車両等の確保

町は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、運送業者団体等と協定を締結するなど体制の整備に努める。

5 緊急通行車両の事前交付

災害時には、一般車両の通行を禁止又は規制し、応急措置の実施に必要な緊急通行車両を優先して通行させることとなる。しかしながら、災害時には、確認のための事務手続に対する処理能力が十分確保できない状態が予想されることから、災害発生前でも緊急通行車両であることの確認を受け、緊急通行車両確認証明書及び標章の交付を受けることが可能となっている。

このため、町は、輸送協定を締結した民間事業者等の車両は、あらかじめ緊急通行車両確認証明書及び標章の交付を受けることができることについて、周知及び普及を図るよう努める。

【資料：14-2 緊急通行車両等事前届出・確認手続等に関する要綱】

第11 航空防災体制の強化

実施担当	総務課

災害に的確に対応していくため、上空からの救助、災害状況の把握、救急患者の高次医療機関への搬送など、災害対応の初期からヘリコプターを活用した広域的かつ機動的な航空防災活動のための環境整備に努める。

1 離着陸場の整備

ヘリコプターを消防防災活動に有効に活用するために、臨時的に離発着する飛行場以外の離着陸場（場外離着陸場）が必要であることから、活動に適した場所を整備する。

ア 指定避難所、指定緊急避難場所及び防災活動拠点施設若しくはその付近での離着陸場の確保又は整備

イ 救急活動において、搬送先である高次医療施設等敷地内（施設の屋上を含む。）若しくはその付近での離着陸場の確保又は整備

ウ 交通遠隔地や災害時に交通の途絶が予想される地域での離着陸場の確保又は整備
また、中山間地域において、緊急時臨時着陸場所を確保する。

【資料：14-3 緊急時におけるヘリポート予定地】

2 場外離着陸場の危険予防措置

(1) 場外離着陸地点及びその近傍において運行上の障害となるおそれのある範囲には立ち入らせない。

(2) 表土が砂塵の発生しやすいところでは、ヘリコプターの進入方向に留意して散水等の措置を講ずる。

あわせて、着陸地点には、ヘリポート表示の基準による㊤記号を風と平行方向に向けて表示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速が判定できる吹き流しを掲揚する。また、状況に応じ緊急発煙筒により着陸地点の識別を容易にする。

【資料：14-3 緊急時におけるヘリポート予定地】

3 建物識別番号表示

災害時において、応急対策の活動拠点となる庁舎、指定避難所となる学校及び救急患者等の搬送先である病院などの建物の屋上に特定の番号を表示し、ヘリコプター等の航空機による上空からの建物の識別を容易にすることにより、迅速かつ的確な活動を展開する。

第12 相互応援体制の充実

実施担当	関係各課

町の対応能力を超える災害の場合に備えて、近隣地方公共団体や公共的団体等との間において、災害時における相互応援協定を締結しており、さらに防災活動体制の充実に努める。

県及び町は、県内外の被災市町村を支援するために、県と町の役割、連携方法の整理や支援体制の構築を図る。また、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。

なお、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合を想定し、応援職員等に紹介できる宿泊施設や公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など、宿泊場所として活用可能な施設等の把握に努める。

さらに、町は県と連携して、先進県の取組みを参考に、大規模災害時に県と町がワンチームとなって県内外の被災自治体に応援職員を派遣する体制（資機材や装備品等を含む。）を整備するとともに、ワンチームによる被災自治体への応援派遣を通じて、県及び町職員の災害対応業務の経験を蓄積し、ノウハウを共有することで、災害対応力や調整力を有する職員の育成を図る。

さらに、防災関係機関等と災害時における協定を締結するなどの連携体制を整備するとともに、定期的に意見交換や訓練の実施を通じて連携を強化し、平時から顔の見える関係を構築する。

災害時において、迅速な応援要請を行うため、国の「災害時応援協定システム」により、締結している協定等について一元的に管理し、県等と共有する。

1 他の地方公共団体等との相互応援

災害対策基本法第67条第1項の規定に基づき、他の行政機関との相互応援協定を締結しており、今後も各協定の点検・充実化を推進する。また、消防や防災関係機関との応援協定についても充実化を図っていく。

県及び町は、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員受入れの訓練を実施し、システムの習熟、災害時における円滑な活用の促進に努める。

(1) 市町村間の相互応援

町は、大規模災害時の応援要請を想定し、災害対策基本法第67条の規定等に基づき、県内市町村をはじめ、大規模な地震・津波災害による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村等との応援協定の締結を推進する。

また、応援要請・受入れが円滑に行えるよう、情報伝達方法、受入窓口、指揮系統を明確化するなど、体制の整備に努める。

現在、県内市町村間においては、富山県市町村消防相互応援協定や隣接市町村防災協力体制協定書が締結されている。

【資料：17-1 災害応援協定等一覧（自治体等）】

2 公共的団体等の協力

町域内における公共的団体及び自主防災組織に対し、平常時から次に掲げる協力が得られるよう努める。

- (1) 異常現象、災害危険箇所等を発見した場合に、町その他防災関係機関に連絡すること。
- (2) 災害に関する予警報その他情報を区域内住民に伝達すること。
- (3) 災害時における広報広聴活動に協力すること。
- (4) 災害時における出火の防止及び初期消火に協力すること。
- (5) 避難誘導、指定避難所等内被災者の救助業務に協力すること。
- (6) 被災者に対する炊き出し、救助物資の配分等に協力すること。
- (7) 被害状況の調査に協力すること。
- (8) 被災区域内の秩序維持に協力すること。
- (9) 被災証明書交付事務に協力すること。
- (10) その他の災害応急対策業務に関すること。

なお、ここでいう公共的団体とは、中新川郡医師会及び中新川郡歯科医師会、県薬剤師会中新川支部、アルプス農業協同組合、立山山麓森林組合、立山舟橋商工会、立山町建設業協会・ボランティア団体等をいい、自主防災組織とは、住民の自発的な防災組織、施設の防災組織及び事業所の防災組織をいう。

【資料：6-13 自主防災組織の現況】

3 民間の協力

災害時に積極的な協力が得られるよう、建設機械の借り上げや流通備蓄等の提供の協定を推進し、必要に応じて協定の見直し、拡充を推進する。

また、消防団協力事業所制度を推進し、協力体制の強化を図っていく。

さらに、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努めるとともに、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。

このほか、輸送協定を締結した民間事業者等の車両は、あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付ができることについて、周知及び普及を図る。

【資料：17-2 災害応援協定等一覧（民間団体等）】

第13 災害復旧・復興への備え

実施担当	総務課、税務課、住民課

1 遺体安置所の指定

県は、町と連携・調整の上、遺体の安置所として使用可能な施設（寺院、公共建築物等）をあら

はじめ複数箇所指定する。

2 災害廃棄物の発生への対応

- (1) 災害廃棄物の処理に係る国の「災害廃棄物対策指針」に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保（他用途（仮設住宅用地等）との優先順位に係る事前調整）や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制・役割分担、手順、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力のあり方（応援要請先、要請のタイミング、要請する内容、その他具体的な業務内容等）、住民やボランティアセンターへの周知方法等について示す災害廃棄物処理計画の策定に努める。また、廃棄物発生量の推計根拠となる被災家屋棟数等の情報を収集する体制を検討する。
- (2) 大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努める。また、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平常時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに処理施設の能力を維持し、災害時における廃棄物処理機能の多重性や代替性の確保を図る。
- (3) 災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努める。また、災害廃棄物に関する情報、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）、災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）、地域ブロック協議会の取組み等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努める。

3 各種データの整備保全

町は、復興の円滑化のため、あらかじめ次の事項について整備しておくよう努める。

- ・各種データの総合的な整備保全（戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等情報及び測量図面、情報図面等データの整備保存並びにバックアップ体制の整備）
- ・不動産登記の保全等

公共土木施設管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

4 復興対策の研究及び復興事前準備の実施

町及び関係機関は、住民のコンセンサスの形成、経済効果のある復興施策、企業の自立復興支援方策、復興過程における住民の精神保健衛生、復興資金の負担のあり方等災害復興対策についての研究を行う。

また、被災後に早期かつ的確に復興まちづくりを行えるよう、事前復興まちづくり計画策定等の復興事前準備に努める。

5 男女共同参画の視点

町は、立山町男女共同参画プラン（令和3年3月）に基づき、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努める。また、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、平常時及び災害時における男女共同参画に係る役割について、防災担当と男女共同参画担当が連携し明確化しておくよう努める。

6 災害時業務の迅速化・効率化

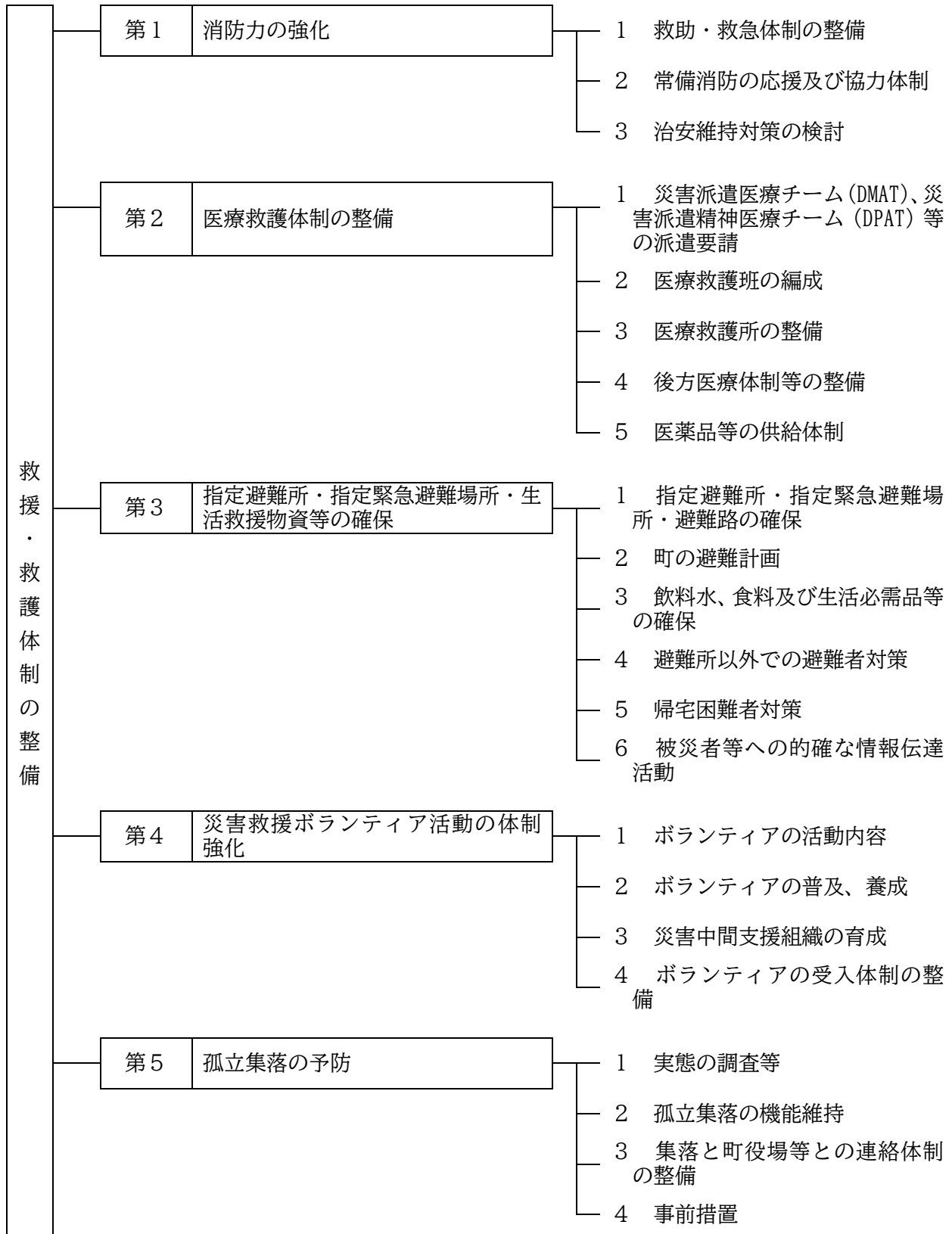
町は、災害時における業務の迅速化・効率化を図るため、国のクラウド型被災者支援システム等の被災者支援業務を支援するシステムの活用について平時より検討しておくよう努める。

7 リ災証明書の交付に係る体制整備

町は、災害時にリ災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査やリ災証明書の交付の担当部局を定めるとともに、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や不動産鑑定士や行政書士等の士業団体その他の民間団体との応援協定の締結、応援の受入体制の構築等を計画的に進めるなど、リ災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

第5節 救援・救護体制の整備

発災直後からの人命の安全確保を最優先におき、消防力の強化、医療救護体制の整備、指定避難所・指定緊急避難場所・生活救援物資等の確保、防災ボランティア活動の支援などの救援・救護体制の整備を推進し、被害の可能な限りの軽減に努める。



第1 消防力の強化

実施担当	総務課、消防本部、消防団、自治会、自主防災組織

1 救助・救急体制の整備

災害発生時の被災者に対し、迅速な救助、救護活動を行うための体制整備を行う。また、住民に対して救急、救助に関する知識、技能の習得を推進するとともに、必要な資機材の整備に努める。さらに、関係機関は職員等の安全を図りつつ効率的な救助・救急活動を行うため、「顔の見える関係」を構築して信頼感の醸成を図り、連携体制の強化に努める。

また、道路網の寸断が発生した場合においても、地域での医療の提供が可能となるように、各地域に在住する医療関係者のネットワークの形成や地域での資機材の保管に努める。

(1) 救助体制の整備

ア 自治会や自主防災組織は、地域内の高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人など要配慮者の被災状況の把握に努める。

イ 消防署は、災害等被災状況に応じた、油圧カッター・ジャッキ、エンジンカッターなどの救助用資機材の充実を図るため、整備を促進するとともに、維持管理に努める。

ウ 町は、自治会及び自主防災組織による地域レベルでの防災活動の用に供するため、救助活動に必要な資機材の整備を促進する。

エ 災害の状況によっては、防災関係機関が保有している資機材だけでは不足する場合も予想されることから、民間団体の協力を得て、重機等の資機材の保有状況を把握しておく。

オ 多数の要救助者を迅速かつ的確に救助するため、消防署は警察、自衛隊の合同訓練に参加し、連携体制の強化に努める。

(2) 救急体制の整備

ア 町及び防災関係機関は、住民に対して、研修会や集会を通じて、AEDの使用を含む心肺蘇生法や止血法などの応急手当に関する知識・技能の普及を推進する。

イ 消防署は、救急能力を高めるため、高規格救急自動車の配備拡充に努める。また、その配備にあわせて救急隊に救急救命士を常時1名配置できる体制を整えるとともに、救急救命士の技術向上に向けて研修体制を整備する。さらに、救急隊員にトリアージなどの応急救護研修の実施に努める。

(3) 医療機関との連携体制

消防署は、医療機関と連携して救急搬送体制の整備に努める。

【資料：6-3 消防組織図】

【資料：6-4 消防施設の現況】

【資料：6-5 消防機械の配置状況】

【資料：9-1 救急・救助用資機材等】

2 常備消防の応援及び協力体制

阪神淡路大震災以降、各種災害の被災地は点から面としての捉え方が一般化し、さらに東日本大震災や能登半島地震では、従来の想定を超える災害の巨大化、凶暴化、広域化、複合・複雑化している。

当分の間、単独消防体制を取る本町は、河川流域で山岳方向に奥が深いという地形的特異性があり、出動重複率も高い現状である。そのため隣接する富山市、富山県東部消防組合と相互の消防力を活用して、災害等による被害を軽減することを目的として、消防相互応援協定を締結した。今後

は隣接する常備消防との消防救急体制の強化拡充を更に図る。

【参考】広域災害・救急医療情報システム（EMIS）

災害拠点病院をはじめとした医療機関、医療関係団体、消防機関、保健所、町等の間の情報ネットワーク化及び国、都道府県間との広域情報ネットワーク化を図り、災害時における被災地内、被災地外における医療機関の活動状況など、災害医療に関わる情報を収集・提供し被災地域での迅速かつ適切な医療・救護活動を支援することを目的としたシステム

3 治安維持対策の検討

震災時の混乱に乗じた各種犯罪の発生に備え、県、町、県警察本部等が連携して対策の検討に努める。

第2 医療救護体制の整備

実施担当

総務課、健康福祉課、日本赤十字社富山県支部、
富山県赤十字血液センター

被災時に発生する多数の負傷者への迅速かつ適切な医療救護活動が行える体制を平常時から整備する。

1 災害派遣医療チーム（DMAT）、災害派遣精神医療チーム（DPAT）等の派遣要請

町は、災害拠点病院及び救命救急センター等が行う災害派遣医療チーム（DMAT）、精神保健医療体制の支援等を行う災害派遣精神医療チーム（DPAT）、災害支援ナース等の派遣要請方法について整理しておく。

2 医療救護班の編成

被災者に対する医療救護活動は、中新川郡医師会・県薬剤師会中新川支部などの協力を得て、医療救護班を編成して行う。

医療救護班の編成を円滑に行うため、平常時からその方法などについて検討しておく。

【資料：15－1 医療機関等一覧表】

3 医療救護所の整備

（1）医療救護所の指定

ア 診療所、保健センター及び指定避難所として指定した施設のうちから医療救護所を当該管理者とあらかじめ協議して指定し、整備する。

イ 災害時において直ちに医療救護活動が円滑に開始できるよう、定期的に施設の点検を行う。

（2）医療救護所の施設設備

ア 医療救護所は、既存の診療所、保健センターを活用するほか、安全が確認されている学校校舎の一部又は運動場に設置するテント等とする。

イ 医療救護所の設備は、概ね次のとおりとする。

（ア）テント

（イ）救護用医療機器（創傷セット、熱傷セット、蘇生器等）

（ウ）その他（折りたたみベッド、担架、発電機等）

ウ 町は、災害時において直ちに医療救護活動が円滑に開始できるよう常に物的施設の点検を行い、また、その設置についても迅速に行う。

【資料：15－2 トリアージタグの様式】

4 後方医療体制等の整備

医療救護所では対応できない重傷者や特殊な医療を要する患者を適切な医療施設に搬送して治療を行うため、後方医療体制の整備の確立を図る。

また、後方医療施設となる医療機関との連携体制の確立と重傷者などの搬送体制の整備、強化に努める。

5 医薬品等の供給体制

(1) 医薬品等の確保

ア 医薬品の確保

医療機関においては、適宜、緊急医薬品等の備蓄に努める。また、町はあらかじめ薬業関係団体(県薬剤師会中新川支部、県薬業連合会等)との協力体制を確立し、災害時に備える。

イ 家庭常備薬の指定避難所等への配置

被災者自らが容易に使用できる家庭常備薬をあらかじめ指定避難所等に配置するとともに、各家庭においても日常から常備薬の個人備蓄を推奨する。

ウ 医薬品の搬送手段と人員の確保

(ア) 自動車、バイク、自転車等、災害時における搬送手段の確保に努める。

(イ) 集積所、指定避難所等における医薬品の仕分け・管理、服薬指導及び搬送等に当たる人員については、薬業関係団体の協力を得て、あらかじめ組織化等を図る。

【資料：9-2 備蓄物資】

(2) 血液の確保

保存血液と血液製剤については、日本赤十字社富山県支部及び富山県赤十字血液センターが適正在庫に努め、供給要請に応える。

(3) 災害医療情報ネットワークの整備

町、県、薬業関係団体、医療機関、医薬品等集積所など関係者間において、携帯電話等の利用による連絡体制を整備し、必要な情報を迅速かつ正確に収集・提供できるように努める。

第3 指定避難所・指定緊急避難場所・生活救援物資等の確保

実施担当

総務課、住民課、健康福祉課、建設課、商工観光課、水道課、教育課、
国土交通省北陸地方整備局、富山県立山土木事務所、自主防災組織

災害発生時における住民避難のため、あらかじめ指定避難所・指定緊急避難場所の指定を行うなど、住民の安全の確保に努める。また、被災生活が長期化した場合等の生活を確保するため、あらかじめ生活必需品の確保等を行う。

なお、指定避難所・指定緊急避難場所に避難したホームレスについては、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

県及び町は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント(一人一人の被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組み)などの被災者支援の仕組みの整備等に努める。

1 指定避難所・指定緊急避難場所・避難路の確保

(1) 指定避難所・指定緊急避難場所の確保

ア 指定避難所・指定緊急避難場所の設置

施設の管理者の同意を得た上で、あらかじめ、必要に応じ、災害対策基本法施行令の定める基準により指定緊急避難場所及び指定避難所を指定しておく。また、一般の指定避難所では生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、社会福祉施設等の福祉避難所を指定するよう努めるとともに、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努める。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮に努める。さらに、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努める。

指定緊急避難場所については、町は、災害種別に応じて、災害及びその二次災害のおそれのない場所にある施設、又は構造上安全な施設を指定するものとし、指定した指定緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておくとともに、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。

また、町は県と連携して、避難者が迅速に避難できるよう、町職員や施設管理者が不在でも指定緊急避難場所や指定避難所を解錠できるスマートロック等の導入や、自主防災組織と連携した解錠等について推進し、施設内の安全確認手順を整理し、住民と共有するよう努める。さらに、国や県の実証事業やマイナンバー等を活用した先行事例を踏まえ、避難所運営や避難者情報管理のデジタル化の推進に努める。

町は、災害時には、必要に応じ、避難情報の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。また、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設ける。そして、平常時から、指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受入方法等について、住民への周知徹底を図る。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。

なお、福祉避難所については、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、あらかじめ福祉避難所として避難所を指定する際に、受入対象者を特定して公示するものとし、公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

町は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した指定緊急避難場所であることを明示するよう努める。県及び町は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

なお、指定緊急避難場所及び指定避難所の指定については、地域の人口動態や施設の変更等の状況に応じて適宜見直す。

町は、感染症対策のため、平常時から、指定避難所の空間配置図やレイアウト図など施設の利用計画の作成、動線等の確認をしておくとともに、感染者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じる体制の整備に努める。また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの指定避難所の開設に努める。

町は県等と連携して、感染症等（指定感染症、新感染症を含む。）発生時における自宅療養

者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、自宅療養者等の避難の確保に向けた情報提供体制の整備に努める。これらのことが円滑に行えるよう、感染症等発生前から関係機関との調整に努める。

さらに、町は、避難生活が必要な住民に対しては、指定避難所が過密になることを防ぐため、可能な場合には親戚や友人の家等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえて、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや避難時の周囲の状況等により、指定避難所・指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについても検討するよう周知に努める。

また、災害時に災害対策本部等で使用する予定のある施設や災害拠点病院等の防災上重要な施設では、避難者の受入れが困難であることを平常時から周知するとともに、誤って施設を訪れた避難者への対応を事前に定めておく。

このほか、獣医師会等と連携し、家庭動物の飼い主へ災害対策についての啓発に努める。

<指定避難所の設置基準>

- (ア) 指定避難所としては、学校、体育館等が適当である。
- (イ) 指定避難所における避難民1人当たりの必要面積は、概ね2㎡以上とする。
- (ウ) 要避難地区の全ての住民（昼間人口も考慮する）を収容できるよう配置する。
- (エ) 大規模ながけ崩れや浸水などの危険のないところで、付近に多量の危険物が蓄積されていないところとする。
- (オ) 指定避難所については、安全な建物（公有・公共的）で、給食施設を有するもの、給食施設を急造し得るもの又は比較的容易に食料が搬入でき、給食し得る場所を選定して指定する。

イ 指定避難所における施設、設備の整備

指定避難所において避難住民の生活を確保するため、あらかじめトイレ、キッチン、ベッド、シャワー等の避難所の環境改善に必要な機能を整理し、次に掲げるような施設、設備の整備に努める。さらに、必要な施設、設備の確保のため、民間事業者等との災害時応援協定の締結を推進する。

- (ア) 指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、水、食料、非常用電源、常備薬、マスク、消毒薬、生理用品、ベッド、パーティション、テント、炊出し用具、毛布、暖房用具等の機器等避難生活に最低限必要な物資、資機材を確保するほか、飲料水兼用耐震性貯水槽や備蓄倉庫、LPガス設備等の整備に努めるとともに、ベッド、パーティション、テント等を避難所開設当初から円滑に設置できる体制の整備に努める。

なお、備蓄物資の調達に当たっては、要配慮者、女性、子供にも配慮し、便利で使いやすい備蓄品を導入するなど、令和6年能登半島地震における課題や県民アンケートの結果を参考に品目・数量を検討する。

また、キッチンカー団体やキッチンカーを保有する民間事業者との災害応援協定の締結等により、温かい食事を提供できる体制の整備に努める。さらに、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。

- (イ) 井戸、給水タンク、仮設（簡易）トイレ、マンホールトイレ、マット、ガス設備、非常用電源、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器等避難生活に必要な施設、設備の整備に努めるほか、ラジオ、テレビ等災害情報の入手に資する機器を整備するとともに、令和6年能登半島地震において活用されたトイレカー、断水時に使用可能な水循環型シャワー等の整備について検討する。

また、必要に応じ、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための整備に努めるとともに、空調、洋式トイレなど、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した

避難の実施に必要な施設・設備の整備に努める。

さらに、停電時においても、施設・設備の機能が保たれるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常発電設備等の整備に努める。

ウ 指定避難所における運営体制の整備

指定避難所においては、多種多様な問題が発生することが予想されるため、町は、自主防災組織や社会福祉協議会等と連携し、避難所運営委員会の設置、住民との役割分担を記載した避難所運営マニュアルを作成し、各地域の実情を踏まえた避難所運営体制の整備を図る。

また、マニュアルの作成、定期的な訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるとともに、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発にも努める。

なお、町は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

さらに、町及び指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、避難所運営のノウハウを有する専門家、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）等との定期的な情報交換を行い、連携を強化し、円滑な避難所運営ができる体制の整備に努める。

このほか、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組みを迅速に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位、個人情報の利用目的や共有範囲についてあらかじめ検討するよう努める。

【資料：9－2 備蓄物資】

（2）避難路の確保

指定緊急避難場所への距離が長い地域や火災による延焼の危険性が著しく高い地域については、避難者が安全かつ円滑に避難できるよう、避難路をあらかじめ確保しておく。

また、避難者が指定緊急避難場所に安全に到達できるよう、避難誘導標識等を設置する。なお、誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用し、どの災害の種別に対応した指定緊急避難場所であるかを明示すること、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

ア 避難路の選定

指定緊急避難場所及び指定避難所を指定した市町村は、市街地の状況に応じて次の基準により避難路を選定する。

- （ア）避難路は概ね8～10mの幅員を有し、なるべく道路付近に延焼の危険性のある建物、危険物施設がないこと。
- （イ）指定緊急避難場所及び指定避難所まで複数の道路を確保すること。
- （ウ）地下に危険な埋設物がないこと。
- （エ）高潮、浸水、がけ崩れ等の危険のある地域を避けること。
- （オ）落下物の危険性が少ないこと。
- （カ）自動車の交通量がなるべく少ないこと。

（3）観光地等における指定避難所・指定緊急避難場所等の確保

町長が行う避難指示等の対象には、帰宅できない一時的滞在者も含まれるため、多数の人が集まる観光地等においては、これらの者も避難人口に含んだ安全な指定避難所・指定緊急避難場所及び避難路を確保するとともに、避難誘導のためのわかりやすい避難標識の設置に努める。

(4) 積雪期における指定避難所・指定緊急避難場所等の確保

町は県と連携して、除雪機械の設置、消融雪施設の整備等により除雪を促進するとともに、防雪施設の整備を行い、指定避難所・指定緊急避難場所及び避難路の確保を図る。

また、指定避難所・指定緊急避難場所に小型除雪機械やテントを整備するとともに、施設の耐雪構造化に努める。

(5) 被災者用の住居の確保

町は県と連携して、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、体制の整備に努める。

2 町の避難計画

町及び防災上重要な施設の管理者等は、災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるよう、あらかじめ避難計画を作成しておく。

町は、施設の管理者等と連携して、避難誘導等の安全体制の確保に努める。

(1) 避難に関する広報

町は、住民が的確な避難行動を取ることができるようにするため、指定避難所・指定緊急避難場所、災害危険地域を明示したハザードマップや広報たてやま等を活用して避難に関する広報活動を実施する。また、災害時に指定避難所・指定緊急避難場所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備にも努める。

ア 指定避難所・指定緊急避難場所の広報

次の事項について、住民に対して周知徹底を図る。

- (ア) 指定避難所・指定緊急避難場所の名称
- (イ) 指定避難所・指定緊急避難場所の所在位置
- (ウ) 指定避難所・指定緊急避難場所への経路
- (エ) 指定避難所・指定緊急避難場所の収容人数
- (オ) 家庭動物の受入方法
- (カ) その他必要な事項

イ 避難のための知識の普及

住民に対して次の事項の普及に努める。特に、自家用車による避難は、交通渋滞が予想され、消火活動、救急・救助活動、医療救護活動及び緊急物資の輸送活動等に重大な支障をもたらすおそれがあるため、住民にその自粛を呼び掛ける。

- (ア) 平常時における避難のための知識
- (イ) 避難時における知識
- (ウ) 避難収容後の心得

(2) 避難計画

避難計画は、次の事項に留意して作成する。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

ア 避難情報の発令を行う客観的数値に基づく具体的な基準（降雨量、河川の水位等）及び伝達方法

町は、土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定する。また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて、町をいくつかの地域に分割した上で、土砂災害に関するメッシュ情報等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設

定する等、必要に応じて見直すよう努める。

イ 避難情報発令の実施責任者及び不在の場合の代理者

ウ 指定避難所・指定緊急避難場所の名称、所在地、対象地区及び対象人口（一時滞在者を含む。）

エ 指定避難所・指定緊急避難場所への経路及び誘導方法

オ 指定避難所・指定緊急避難場所の開設に伴う被災者救援措置に関する事項

（ア）給水

（イ）給食

（ウ）毛布、寝具の支給

（エ）衣料品、日用品等必需品の支給

（オ）負傷者に対する応急救護

（カ）避難者に同行した家庭動物の収容

カ 指定避難所・指定緊急避難場所の管理に関する事項

（ア）避難収容中の秩序保持

（イ）避難者に対する災害情報の伝達

（ウ）避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底

（エ）避難者に対する各種相談業務

キ 災害時における広報

（ア）広報車による周知

（イ）誘導員による現地広報

（ウ）住民組織を通じた広報

（エ）防災行政無線による広報

（オ）インターネット、緊急速報メール、ケーブルテレビ等による広報

（3）防災上重要な施設の管理者の留意事項

学校、病院その他防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図るとともに、訓練を実施することにより避難に万全を期する。

ア 避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示伝達の方法を定める。

イ 児童生徒を集团的に避難させる場合に備えて、学校及び教育委員会においては指定避難所・指定緊急避難場所の選定、保護者等に対する周知方法、収容施設の確保並びに保健、衛生及び給食の実施方法について定める。

ウ 病院において患者を他の医療機関又は安全な場所へ集团的に避難させる場合において、収容施設の確保、移送方法、保健、衛生及び入院患者に対する実施方法等について定める。

（4）不特定多数の者が利用する施設の管理者の留意事項

ショッピングセンター、駅、観光施設、その他不特定多数の者が利用する施設の管理者は、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努める。なお、この際必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とする。

（5）福祉避難所としての使用協定

町は、要配慮者の避難を受け入れるための「福祉避難所」として、町内社会福祉法人等が所有・管理する施設を利用するための協定を結び、連携を推進していく。

【資料：17－2 災害応援協定等一覧（民間団体等）】

【資料：12－5 避難場所及び避難施設】

【資料：16－5 福祉施設】

3 飲料水、食料及び生活必需品等の確保

大規模な災害が発生した場合、ライフラインや道路等の損壊により、流通機構は一時的に麻痺状態になることが予想される。県及び町等は、呉羽山断層帯の被害想定や、令和6年能登半島地震での課題を踏まえ、被災者に最低限の飲料水、食料及び生活必需品等の供給が円滑に行えるよう、品目や数量を適宜見直し、現物備蓄や流通備蓄の体制をあらかじめ定めておく必要がある。また、平常時から訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。なお、避難生活に必要な備蓄物資の調達においては、要配慮者や女性、子供等に配慮するとともに、備蓄状況については、年に1回は住民に公表するよう努める。

また、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に新物資システム（B-P L o）を用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも、食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう国や県の協力を求め、無人航空機等の輸送手段の確保に努める。

また、災害時に必要不可欠な最低限の食料、飲料水及び生活必需品については、「個人で備蓄しておくことが基本である。」という認識により、個人備蓄の啓発・奨励を行う。

さらに、保管場所について、各地区の拠点となる避難所での分散備蓄など、令和6年能登半島地震を踏まえた備蓄拠点配置の最適化について検討するとともに、迅速な物資の配布のため、備蓄物資のリストや保管場所等を自主防災組織等の関係者と共有し、連携の強化に努める。

このほか、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、快適なトイレ環境確保のための携帯トイレ、簡易トイレ、食料、飲料水、適温の食事のための炊き出し用具やキッチン資機材、安眠確保のための段ボールベッド・エアベッド等の簡易ベッド、毛布、プライバシー確保のためのパーティション、衛生促進のための入浴設備、洗濯設備、乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、トイレットペーパー、生理用品のほか、マスクや消毒液等の感染症対策に必要な物資等の避難生活に必要な物資を備蓄する。

なお、町は、新物資システム（B-P L o）を活用し、施設（備蓄倉庫・物資拠点・避難所）ごとの備蓄物資の品目・数量や施設概要等の情報を定期的に更新するなど、最新状況の把握に努める。

（1）飲料水の確保

町は、水道施設が破損し、飲料水の供給ができなくなる場合に備え、貯水槽、応急給水用資機材を活用して飲料水の確保に努める。

なお、家庭において備蓄すべき水量は、一人1日3リットル程度を基準として、給水車等による応急給水対策が開始されるまでの最低3日間分（推奨一週間分）の世帯人数分を確保する。飲料水の備蓄には、衛生的で安全性が高く、水もれや破損のしない容器を用いる。

ア 水道施設の破損等により飲料水の供給ができなくなった場合は、次の方法により飲料水を確保する。

（ア）直接水源から給水し、給水タンク等を用いて搬水する。

イ 住民は、衛生的で安全性が高く、水もれや破損のしない容器に水を備蓄する。

一人1日3リットル×世帯人員×最低3日間分（推奨一週間分）

ウ 自治会等の自主防災組織は、次により飲料水を確保する。

（ア）応急給水を円滑に実施するための給水班の編成準備

（イ）ポンプ、貯水槽、ポリタンク、次亜塩素酸カルシウム等、応急給水に必要とされる資機材の整備

【資料：13－4 町有給水用具等】

(2) 食料の確保

町は、被災者に対する食料の供給は、原則として、炊出し体制が整うまでの間は備蓄してある非常食を供給するものとし、非常食の備蓄・調達先の確保に努める。

ア 非常食の備蓄、調達体制

(ア) 非常食の備蓄を推進するとともに、災害時において相互に融通するなど隣接市町村と連携を図る。また、被災時における迅速な対応を図るため、指定避難所ごと又はその近傍における分散備蓄を進める。

(イ) 住民の家族構成に応じた非常食最低3日間分（推奨一週間分）の備蓄を積極的に啓発し、奨励する。

(ウ) 指定避難所に近い企業・事業所に対し、非常食の備蓄を協力依頼する。

(エ) 病院や社会福祉施設等に対し、患者や入所者の実態に応じた非常食の備蓄を奨励する。

(オ) 非常食の公共備蓄を補完するため、流通備蓄を推進するとともに、調達先とあらかじめ協定を締結しておく。また、流通備蓄による食料の調達を確実にするため、調達先との協定内容の点検及び調達先の拡充に努める。

イ 炊出し計画

(ア) 町は、被災時の炊出しを速やかにできるよう、責任者（町）、現場の責任者（指定避難所）、献立、炊出し方法等の炊出し計画をあらかじめ定めておく。

(イ) 炊出しは、米飯、弁当、パン、即席麺等とする。

ウ 救援要請

(ア) 町のみでは食料の確保が十分にできないと判断される場合は、県を通じて隣接市町村や他の市町村に救援を要請する。

(イ) さらに不足する場合には、県が救援するとともに、県が北陸農政局に救援を要請する。

エ 輸 送

(ア) 被災時には大量の救援物資の受入れに混乱が予想されることから、ストックヤードとして使用できる集積地をあらかじめ定めておく。

また、集積地を定めた場合は、県、隣接市町村や他の市町村、日本赤十字社富山県支部、一般社団法人富山県トラック協会、富山県倉庫協会、国の防災基本計画に定める物資関係省庁（厚生労働省、農林水産省、経済産業省、総務省、消防庁）又は非常災害対策本部に連絡しておく。

(イ) 物資の輸送手段を確保するため、また、物資の保管のため、運輸・倉庫等の関係団体と協定を締結し、あらかじめ関係団体に協力を依頼しておくとともに、訓練を実施し輸送体制の強化を図る。

【資料：9－2 備蓄物資】

【資料：13－1 炊飯調理施設】

【資料：13－2 主食の調達先】

【資料：17－2 災害応援協定等一覧（民間団体等）】

(3) 生活必需品の確保

町は、家屋の倒壊破損、焼失による被災者を保護するための寝具類、日用品その他の生活必需品（以下「生活必需品」という。）を供給するものとし、生活必需品の備蓄・調達先の確保に努める。

ア 生活必需品の備蓄、調達

(ア) 生活必需品を備蓄するとともに、隣接市町村と連携を図る。

特に、被災時には輸送手段等が混乱するため、指定避難所ごと又はその近傍における分散備蓄を進める。

(イ) 感染症対策として有効である、マスク、消毒液等の備蓄を奨励する。

(ウ) 住民の家族構成に応じた最低3日間分(推奨一週間分)の携帯トイレ・簡易トイレ・トイレ凝固剤、トイレトーパーなど生活必需品の備蓄を積極的に啓発し、奨励する。

(エ) 病院や社会福祉施設に対し、患者や入所者等の日常生活の実態に応じた生活必需品の備蓄を奨励する。

(オ) 生活必需品の公共備蓄を補完するため、流通備蓄を推進するとともに、調達先とあらかじめ協定を締結しておく。また、流通備蓄を確保するため、年1回、定期的に協定内容を確認する。

(カ) 被災実績や他自治体の被災事例等を踏まえ、備蓄物資(毛布、ストーブ等)の内容・数量等を適宜見直す。なお、生活必需品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子供に配慮し、便利で使いやすい物資を導入するなど、最新の動向を踏まえ検討するとともに、現物備蓄に限界があることを踏まえ、必要に応じて、子育て支援ネットワーク等の関係団体を紹介する体制を確保する。

(キ) 住民や自主防災組織が自助、共助の観点から備蓄すべき生活必需品を周知し、備蓄を積極的に啓発するとともに、県及び町が備蓄する品目以外の個人備蓄を奨励する。

イ 炊飯器等炊事道具、燃料、食器の調達

(ア) 炊出しは、指定避難所の給食設備や給食施設の炊事道具を使用して行うこととするが、被災時に使用不可能な場合や備えていない指定避難所のため、町は炊事道具の調達先を確保しておく。

(イ) 炊出し用のLPガス、卓上コンロの燃料が不足した場合に備え、これらの調達先を確保しておく。また、災害対応バルク貯槽※の設置により炊出しや発電が可能となることなどから、新たな災害対策機器の活用も検討しておく。

※LPガスの小型の貯槽(バルク貯槽)と、燃焼機器(コンロ、発電機等)及びこれらを接続するためのワンタッチカップリング機器がセットになったもの。平常時のLPガスの供給設備としても使用できる。

(ウ) キッチンカー団体やキッチンカーを保有する民間事業者との避難所等における食事の提供に関する災害時応援協定の締結を推進するとともに、調理器具の備蓄等を行い、栄養バランスのとれた適温の食事を提供できる体制の整備に努める。

ウ 救援及び輸送

「(2) 食料の確保」と同様の体制を取る。

(4) 電源の確保

病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう周知に努める。

4 避難所以外での避難者対策

町は、指定避難所だけでなく、協定・届出避難所として位置付けられた避難所についても、あらかじめ情報を把握するとともに、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討する。

また、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者や、在宅避難者等が発生する場合は、車中泊避難者のための専用スペースの確保や、在宅避難者の支援拠点の確保を検討するとともに、関係機関と連携し、災害ケースマネジメントなどの被災者支援体制の整備に努める。

その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努める。

5 帰宅困難者対策

町及び県は、公共交通機関の運行が停止した場合、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が発生することから、「むやみに移動しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について、平常時から積極的に広報するとともに、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促すなど、帰宅困難者対策を行う。

6 被災者等への的確な情報伝達活動

被災者等への情報伝達手段として、特に防災行政無線等の無線系（戸別受信機を含む。）の整備を図るなど、災害情報を被災者等へ速やかに伝達する手段の確保に努めるとともに、有線系や携帯電話も含め、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努める。要配慮者、災害により孤立するおそれのある地域の被災者、帰宅困難者等、情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。特に、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができる体制の整備に努めるとともに、障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるよう、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備に努める。

また、町は災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図る。

なお、町は、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図る。

放送事業者、通信事業者等は、被害に関する情報、被災者の安否情報等について、情報の収集及び伝達に係る体制の整備に努める。また、町は、安否情報の確認のためのシステムの効果的かつ効率的な活用が図られるよう、住民に対する普及啓発に努める。

さらに、町は、住民等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておく。

第4 災害救援ボランティア活動の体制強化

実施担当	総務課、健康福祉課、社会福祉協議会

災害時において、町、県及びその他の防災関係機関は、被災者の救助・救援活動、ライフラインの復旧など、災害対応の中心的な役割を担っており、また、住民は、自主防災という点で各自の行動が期待される。

しかし、町や自主防災組織（住民）の対応力を超える災害においては、被災地の様々なニーズが増大し、ボランティアの迅速かつ、きめ細かな対応が必要とされる。

一方、効果的な災害対策活動を展開するためには、ボランティアの養成とともに、ボランティアと被災者をつなぐ連絡調整機能やボランティア相互の連携が不可欠であり、富山県民ボランティア総合支援センター、社会福祉協議会、日本赤十字社富山県支部及びNPO等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時において防災ボランティア活動が円滑に行われるよう活動環境の整備を図る。

また、町は、防災ボランティアの活動環境として、NPOやボランティア等との三者で連携し、平

常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修・訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、災害状況やボランティア活動等の最新情報を共有し意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。

1 ボランティアの活動内容

災害時における救援ボランティア活動には、行政・企業・民間団体から派遣される専門知識、技術を有する者で、通常は防災関係機関の要請に基づき活動する専門的なボランティア活動と、被災者の生活支援を目的に、専門作業以外の作業に参加する者で、自主的に活動する一般的なボランティア活動とがある。

(1) 専門的なボランティア活動

- ア 消防、救助
- イ 医療救護
- ウ 通信の確保
- エ 行方不明者の搜索
- オ 特殊車両等の運転

(2) 一般的なボランティア活動

- ア 高齢者、障がい者等の介助、誘導
- イ 手話、外国語の通訳
- ウ 救援物資の仕分け、搬送、配布
- エ 炊出し、水汲み
- オ 家財の搬出、家屋の片付け

2 ボランティアの普及、養成

(1) ボランティア活動の普及・啓発

社会福祉協議会やボランティア防災関係機関・団体等と相互に連携し、ボランティア活動に対する意識を高めるとともに、社会全体としてボランティア活動を行いやすい環境づくりを進める。

なお、勤労者がボランティア活動に参加しやすい環境づくりを進めるため、企業等に対してボランティア休暇等の必要性について理解を求め、協力を要請する。

(2) ボランティアの養成

町及び社会福祉協議会等は、ボランティア防災関係機関・団体等と相互に連携を図り、災害時に適切に行動できる知識、技術を身につけてもらうため、社会人や学生等を対象に災害救援ボランティア講習や訓練を実施する。

なお、高齢者等の介護や通訳等として、日頃、活動しているボランティアは、災害時においてもその活動が期待されるところであり、協力が得られるよう努める。

3 災害中間支援組織の育成

町は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、災害救援ボランティアセンターを運営する社会福祉協議会との役割分担等を定めておく。

4 ボランティアの受入体制の整備

(1) 災害ボランティアコーディネーターの養成

ボランティア関係機関・団体等と相互に連携し、ボランティアとして支援したい人と支援を求める人をつなぐ災害ボランティアコーディネーターの養成を促進するとともに、名簿登載に努

める。

(2) 災害救援ボランティア活動マニュアルの作成

災害時における救援ボランティアの円滑な受入れと効果的な活動が展開されるための基本的な事項と推進体制等について、富山県災害救援ボランティア活動指針が作成されている。

町及び社会福祉協議会は、この指針と一体的な運用が図られるよう地域の実情に応じた災害救援ボランティア活動マニュアルを作成している。

(3) 防災訓練への参加・研修等の実施

総合防災訓練等への災害救援ボランティアコーディネーター等及びボランティアの積極的な参加を呼び掛けるとともに、ボランティア関係機関・団体、自治会、自主防災組織等との連携のあり方について訓練を通して検証する。

(4) 富山県災害救援ボランティア連絡会の設置運営

災害時におけるボランティアの円滑な受入れ、被災者に対するボランティア活用の呼び掛け、メディアを活用したボランティアについての情報発信などについて検討するとともに、県内のボランティア関係機関・団体等の連携強化を行うため、県及びボランティア関係機関・団体等を構成員とする協議機関として富山県災害救援ボランティア連絡会を設置し、相互協力・連絡体制等を整備する。

(5) NPO・ボランティア関係機関・団体等との連携

NPO・ボランティア関係機関・団体等と連携を図るとともに、災害中間支援組織を含めた連携体制の構築を図り、災害救援ボランティア活動が円滑に行われるよう、受援体制の整備に努める。

(6) 資機材の整備及び活用体制の構築

ボランティア活動に必要な資機材及びストックヤードを整備するとともに、資機材の活用ネットワークに関する会議等において資機材活用体制の構築に関する検討を行う。

(7) 災害救援ボランティア本部運営業務の効率化

災害救援ボランティア本部の運営を円滑に行い、入力作業や管理作業の負担を軽減するために、費用面も踏まえた災害支援アプリ等の活用・導入について検討する。

第5 孤立集落の予防

実施担当	総務課、消防本部、上市警察署

町は、土砂災害の発生等による孤立集落の発生を未然に防止するための各種対策を実施するとともに、孤立化のおそれのある集落については、日常機能の低下を極力さけるため万全の事前措置を実施する。

1 実態の調査等

町は、孤立化のおそれのある集落と各集落の課題の把握に努めるとともに、「富山県孤立集落予防・応急対策指針」について、過去の災害から得られた教訓や災害対応の課題に対する検証を踏まえた見直しを行い、町や各集落に周知し、孤立集落の予防対策・応急対策の推進に取り組む。また、当該集落における地区計画、停電、断水等のライフラインの途絶に対応できるオフグリッド化のための資機材整備等の自主防災組織の防災力向上への支援に取り組む。

2 孤立集落の機能維持

町は、孤立する集落の機能の維持を図り、住民の安全を確保するため、次の必要な施設、資機材

の整備又は調達計画を策定しておく。

- (1) 土木作業機械及び管理棟
- (2) 危険箇所照明施設
- (3) 通信施設設備
- (4) 負傷者搬送用資材

3 集落と町役場等との連絡体制の整備

町は、孤立化のおそれのある集落との通信を確保するため、次のとおり連絡体制の整備に努め、運用等について具体的に定めておく。

- (1) 防災行政無線の整備
- (2) 加入電話による住民との情報連絡網の確立
- (3) 非常通信の確保
- (4) 他の機関の通信手段の活用
- (5) 衛星携帯電話や衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器の配備

4 事前措置

(1) 食料等生活必需品の確保

山間地集落等、物流ネットワークから遠隔地に当たる地域では、土砂災害の発生等により孤立化し、生鮮食料品等の確保が困難な場合があるため、町は、各家庭単位での食料、燃料及び医薬品等の備蓄について奨励する。

【資料：9－2 備蓄物資】

(2) 対応手順の整理

複数箇所集落が孤立化することを想定し、町としての対応手順（集落内の状況確認体制、道路啓開等の優先順位の基本的な考え方等）を整理する。

(3) 道路ネットワーク脆弱地域対策

道路ネットワークが脆弱な地域への対応を考慮した道路啓開計画を作成し、計画的な道路整備に取り組む。また、季節や気象条件を考慮した孤立集落へのアクセス方法を検討し、空からの救助・物資輸送を想定したヘリコプターの離着陸が可能な地点の調査に努めるとともに、道路の寸断の要因となるおそれのある沿道林の事前伐採に努める。

(4) 救急、救助実施計画

ア 救急、救助部隊の編成等

消防署、上市警察署等は、孤立した集落での土砂災害等に伴うけが人等の発生に備え、救助部隊の編成、輸送手段等について事前に計画を作成しておく。

イ ヘリコプターによる救助体制の整備

孤立集落への救急、救助活動には、県消防防災ヘリコプターや県警ヘリコプター、富山県ドクターヘリの活用が有効である。

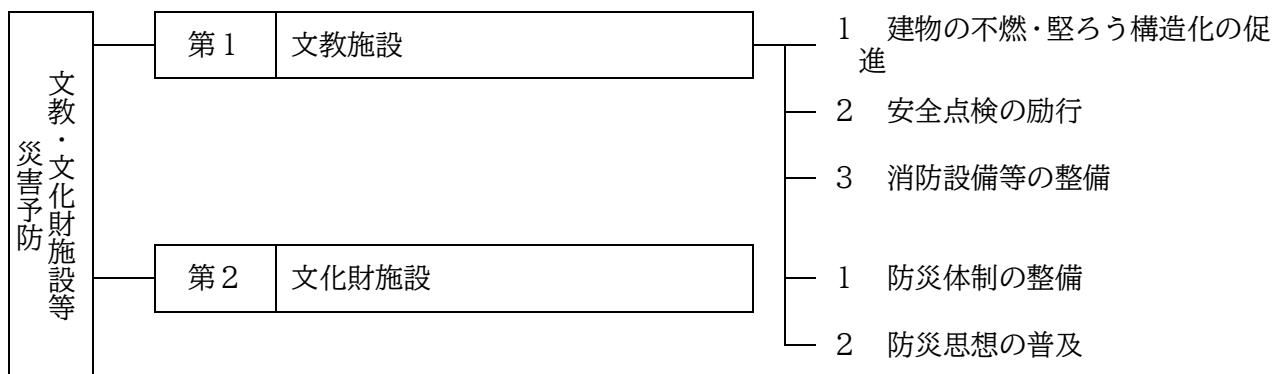
町は、孤立化のおそれのある集落の緊急時臨時着陸場所の適地を選定し、受入体制を整備しておく。

県消防防災ヘリコプターの活用は、「本編 第2章 第21節 県消防防災ヘリコプター活用計画」に定める内容とする。

【資料：14－3 緊急時におけるヘリポート予定地】

第6節 文教・文化財施設等災害予防

不特定かつ多数の者が利用し、災害時には指定避難所の拠点ともなる文教、文化財施設の風水害等による被害を未然に防止し、また、被害の拡大防止を図るため、校舎等の建物の不燃・堅ろう構造化を促進するとともに、消防、避難及び救助のための施設、設備等の整備に努める。



第1 文教施設

実施担当 教育課

文教施設の災害予防対策として、次の事項について積極的な推進を図る。

1 建物の不燃・堅ろう構造化の促進

不燃材の使用促進に努め、所管する文教施設の不燃・堅ろう構造化に努める。

2 安全点検の励行

学校等文教施設における消火、避難及び救助のための施設、設備並びに児童、生徒の通学路の日常点検、定期点検を管理責任者のもとに実施する。

3 消防設備等の整備

消防関係機関等との連携を密にし、消火設備等消防、避難及び救助設備の整備を行う。

【資料：16-2 学校教育施設】

【資料：16-3 社会教育施設】

第2 文化財施設

実施担当 教育課

町及び文化財所有者又は管理者は、文化財施設の災害予防対策として、次の事項について積極的な推進を図る。

1 防災体制の整備

(1) 防災計画の作成

文化財所有者又は管理者は、防災管理者を置き、当該防災管理者は、防災関係機関の指導のもとに防災計画を作成し、その維持管理に万全を期する。

(2) 火気等の使用制限区域の設定

文化財は貴重な国民的財産であり、その保全に万全の配慮が必要なことから、町は所有者又は

管理者に対し、火気等の使用制限区域、禁煙区域の設定について助言指導を行う。

(3) 保存施設等の整備の促進

町は、文化財を風水害等による被害から守るため、文化財所有者又は管理者が収蔵庫、保存庫等の文化財保存施設の整備及び消火設備器具、各種警報装置、排水設備等の整備を行うことを促進するとともに、このための助成を行う。

(4) 安全点検の励行

町は、文化財及び消防等の施設、設備の点検が明確な基準と責任体制のもとで行われるよう所有者又は管理者に対し、助言指導を行う。

(5) 自衛消防組織の確立

文化財所有者又は管理者は、当該地域の住民の理解と協力のもとに自衛消防組織の育成を図るとともに、防災に関する知識及び技術等の習得に努める。

2 防災思想の普及

町及び文化財所有者又は管理者は、住民に対し、文化財保護強調月間、文化財保護週間並びに文化財防火デー等あらゆる機会を通じ、防災思想の普及に努める。

【資料：16－4 指定文化財一覧表】

第7節 防災営農体制の確立

災害による農林業の被害を最小限に食い止めるため、地域ぐるみ、集落ぐるみの営農体制を整え、組織的な防災活動を展開する必要がある。このため、アルプス農業協同組合等を通じ、防災営農体制の促進を図るとともに、被害防止の指導を徹底する。

防災営農体制の確立	第1	稲及び畑作物
	第2	育苗施設及び乾燥調製施設
	第3	園芸作物及び果樹
	第4	家畜及び畜産施設
	第5	林産物
	第6	共済制度の推進

第1 稲及び畑作物

実施担当 農林課

- (1) 集落営農等組織的な生産体制を強化し、適期作業の確実な実施を推進する。
- (2) 倒伏に耐える健全な栽培技術の普及を図る。
- (3) 災害に対応するため、農作物の適正配分による作付を推進する。
- (4) 気象に応じた栽培管理の徹底を図る。
- (5) 災害に備えた種子の備蓄の徹底を図る。

第2 育苗施設及び乾燥調製施設

実施担当 農林課

- (1) 消火器具、防火水槽等の施設、設備の整備充実を図る。
- (2) 電気配線の定期点検、乾燥機の火炉等の始業前点検の徹底を図る。

第3 園芸作物及び果樹

実施担当 農林課

産地ぐるみの災害防止を促進するため、組織的な防災施設の導入や防止対策を確実に実施できる体制づくりを推進する。

第4 家畜及び畜産施設

実施担当	農林課

畜舎及び家畜の安全を図るため、土砂崩れ等のおそれのある畜産施設等を点検しておくとともに、日頃から家畜防疫体制を整備し、衛生管理に努める。

第5 林産物

実施担当	農林課

- (1) 火災の延焼、拡大を防ぐため、防火林道、防火森林の造成と保護樹林を設ける。
- (2) 深根性樹種の導入を図るなど風水害に強い樹種、品種を選定する。
- (3) 過度の枝打ちを避け、林縁木には枝打ちを行わない。
- (4) 除・間伐に当たっては、立木密度に大きな疎密を生じさせない。
- (5) 林地に空地をつくらないため、災害、病虫害等でできた空地には造林する。
- (6) 造林地内に、耐風力がより大きい樹種を帯状又は団地状に植栽して混交林に仕立てる。
- (7) 大面積皆伐を避け、小面積皆伐、伐区の分散を図り、水害の発生を未然に防止する。

第6 共済制度の推進

実施担当	農林課

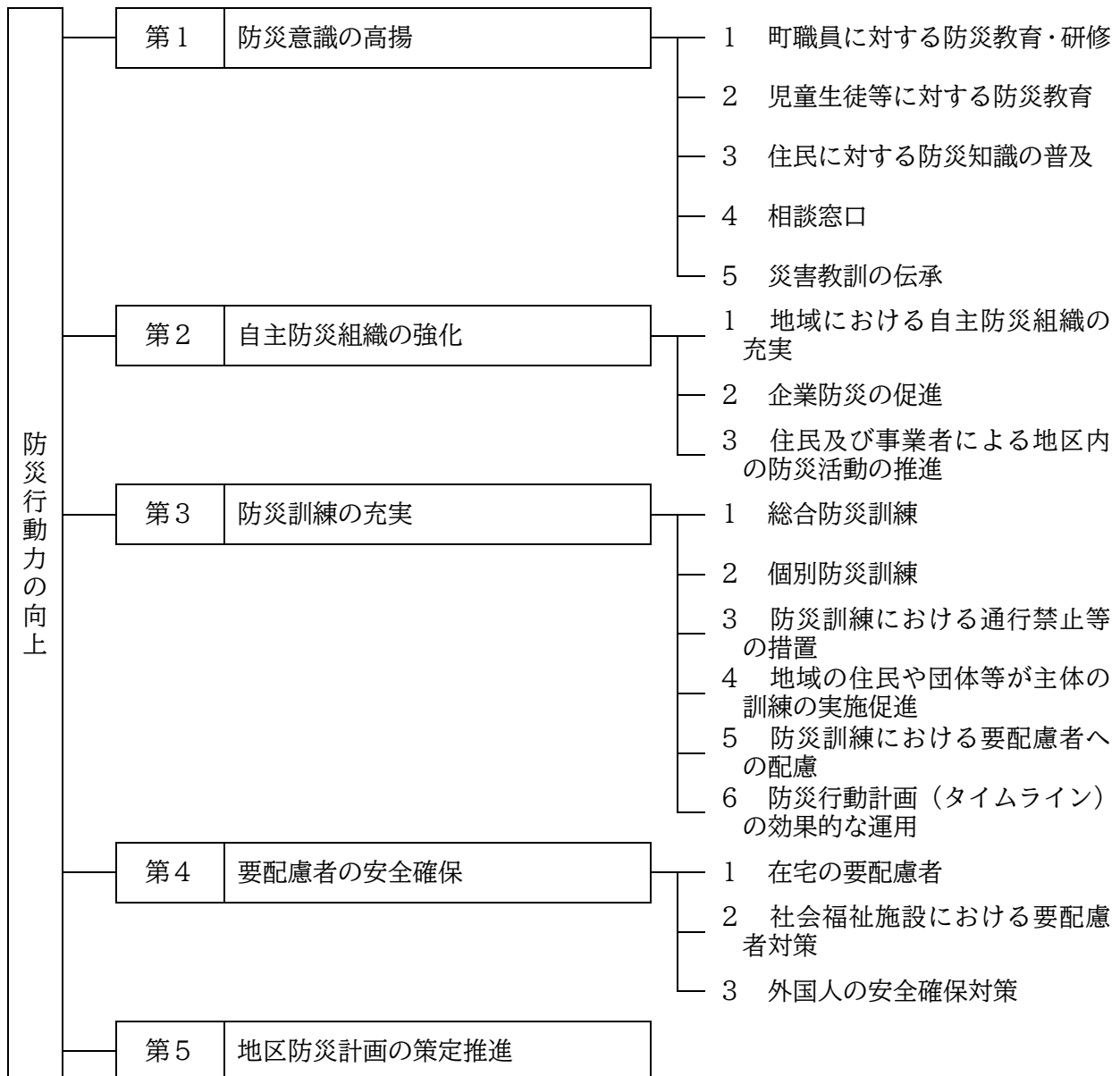
農業共済組合等の共済への加入促進と共済制度の充実を図り、災害に強い農林業経営の育成に努める。

第8節 防災行動力の向上

大規模な風水害は、広い地域にわたり、交通混乱、被災者の発生等各種の被害をもたらすことから、行政の的確な対応にあわせ、住民や事業所の迅速な活動が不可欠である。しかしながら、大規模な災害時には、行政自体も被災することから防災対応に限界がある。

住民は、「自分の身は自分で守る、みんなのまちはみんなで守る。」ことを認識するとともに、町をはじめ防災関係機関は、地域の防災行動力の向上に努め、被害の未然防止や軽減を図ることが必要である。

このため、防災広報、防災教育などの防災意識の高揚、住民・事業所等による自主防災組織の強化、防災関係機関を中心とする防災訓練の実施及び要配慮者の安全確保などを通じて、防災行動力の向上に努める。



第1 防災意識の高揚

実施担当	各課

風水害による被害を最小限に止めるためには、住民をはじめ防災関係機関等が、風水害に関する知識と各自の防災対応について、日頃から習熟しておくことが不可欠である。

このため、町をはじめ防災関係機関は、住民の防災意識の高揚を図るとともに、家庭や職場、学校などにおける地域の防災行動力を向上させるため、防災知識の普及啓発、防災教育の推進に努める。その際、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方及び性的少数者の視点に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮する。

さらに、過去の災害の教訓を踏まえ、全ての住民が災害から自らの命を守るためには、住民一人一人が確実に避難できるようになることが必要である。このため、地域の関係者の連携の下、居住地、職場、学校等において、地域の災害リスクや「自分は災害に遭わない」という思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練の実施に努める。

また、防災への関心を低下させないためにも、継続的な啓発活動に努める。

1 町職員に対する防災教育・研修

防災業務に従事する職員（災害時に参集し、災害対応業務に従事する職員を含む。）に対し震災時における的確な判断力を養い、各機関における防災活動を円滑に進めるため、次により防災教育を普及徹底し、職員の災害対応能力の向上に努める。

また、都市計画等を担当する職員に対して、ハザードマップ等を用いた防災教育を行い日頃の計画行政の中に防災の観点を取り入れるよう努める。

（１）教育の方法

- ア ロールプレイング方式による図上訓練の実施
- イ 講習会、研修会の実施
- ウ 見学、現地調査の実施
- エ 防災活動マニュアル等印刷物の配布
- オ 国等が実施する研修への派遣
- カ 防災士養成研修の受講

（２）教育内容

- ア 各機関の防災体制と各自の任務分担、指揮命令系統
- イ 職員の安否確認の実施基準と非常参集の方法
- ウ 災害の特性
- エ 防災知識と技術
- オ 防災関係法令の運用
- カ 業務継続計画（ＢＣＰ）の理解と運用
- キ 各機関内又は関係機関との円滑な情報共有
- ク 事前の備え（執務室の整理整頓、災害対応資機材の保管場所の確認等）
- ケ 他自治体や海外等の防災体制や災害対応
- コ その他必要な事項

2 児童生徒等に対する防災教育

町教育委員会は、県教育委員会の指針に沿って、児童生徒に対する防災教育を実施する。

(1) 防災教育の充実

ア 学校教育における防災教育

- (ア) 各学校長は、年度初めに防災に関する安全計画を立案し、その効果的な実現のため風水害、火災等の緊急時に起こる様々な危険とその際の安全な行動について理解させ、状況に応じて適切に行動できるよう、防災教育を教育活動の全体を通して計画的かつ組織的に行う。
- (イ) 防災に関する安全計画の内容は、児童生徒の発達段階、学校の立地条件、校舎の構造などの環境に対応するとともに、消防署と連絡を密にし、災害の種別に応じて適切に設定する。
- (ウ) 学校には防災管理者を置き、関係法規に定める防災知識普及業務を行う。
- (エ) 防災に関する安全教育は、総合的な学習等の時間の活用により災害に対する能力を高める学習や特別活動の学校行事及び学級活動、ホームルーム等において、PTAや住民、消防団員等も参加した実践的な避難訓練等を行うよう努める。
- (オ) 住んでいる地域の特徴や過去の風水害の教訓等について継続的な防災教育に努める。
- (カ) 防災教育の推進に当たっては、児童・生徒の理解が進むよう、県が作成した「児童・生徒用防災ハンドブック」など、わかりやすい教材を活用する。
- (キ) 災害時におけるボランティアの重要性について事例教育を含めるなど、その理解を深めさせる。
- (ク) 学校は、消防団・自主防災組織等が参画した防災教育の実施体制を構築し、消防団員等による講演や体験学習、防災訓練等の防災教育を行うよう努める。
- (ケ) 防災教育は、避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動がとれるようにする。
- (コ) ハザードマップ等を活用し、住んでいる地域の特徴や過去の風水害の教訓等について継続的な防災教育に努める。

イ 登下校時の安全指導

各学校長は、台風、フェーン現象時などの天候状況を踏まえ、気象情報や防災機関が発する警報に注意し、道路、河川、橋梁等の状況を的確に把握し、登下校の方法や時間について、事前に十分指導する。また、防災関係機関及び町教育委員会等との連絡を密にしておく。

ウ 教職員・保護者に対する防災教育

(ア) 講習会・講演会

学識経験者並びに防災関係機関の専門職員を講師として招き、風水害の原因、対策等の科学的・専門的知識を深める講演会を開催するほか、防災資機材の取扱いや応急救護の実技、メンタルヘルス等についての講習会を行う。

(イ) 研修会

校長をはじめ教職員の安全教育、安全管理に関する指導力やマルチメディアの活用等情報管理能力などを向上させるため、研修を計画的に実施する。

3 住民に対する防災知識の普及

住民に対し、専門家の知見も活用しながら、ハザードマップの理解、家屋の耐震診断や家具類の転倒防止対策、食料・飲料水などの個人備蓄、非常持出品の準備等、家庭での予防・安全対策及び風水害発生時に取るべき行動など防災知識の普及啓発を多様な手段により推進する。また、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、災害時のシミュレーション結果や人流データの分析、県

による県民アンケートの結果から令和6年能登半島地震における避難の実態等を示しながら、その危険性や適切な避難行動の重要性を周知する。

なお、町は、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組みを行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの提供に努めるとともに、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクと取るべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組みを支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る。

また、被災時の男女のニーズの違いなど多様な視点に配慮するとともに、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いにも配慮するよう努める。

(1) 普及の方法

ア 社会教育、各種団体を通じての普及・啓発

P T A、青年団体、女性団体、自治会、事業所団体等各種団体を対象とした研修会、講習会、集会等の開催や資料の提出、ビデオ、DVDの貸出等を通じて、被害防止に関する知識を普及啓発し、住民がそれぞれの立場から社会の一員としての自覚を持ち、地域の防災活動に寄与する意識を高める。

また、事業所団体では、構成員の組織内部における防災知識の普及を促進させる。

イ 広報媒体による普及

町は、多様な広報により、防災知識の普及に努める。

(ア) 町のホームページによる普及

(イ) 富山県自主防災アドバイザーを活用した普及活動

(ウ) ラジオ、ケーブルテレビ等による普及

(エ) 新聞、雑誌による普及

(オ) その他の印刷物による普及

(カ) 映画、スライド、疑似体験装置による普及

(キ) 図画、作文の募集による普及

ウ 富山県防災危機管理センター、富山県広域消防防災センター等による普及

富山県防災危機管理センターの研修室や交流・展示ホール及び災害を四季でとらえた体験型学習施設における地震、流水、風雨災害などの体験学習や富山県ならではの特色ある研修、消防職団員の訓練の見学などを通じて、住民の防災意識を高める。

エ 防災訓練を通じての防災意識の啓発

町は、防災訓練等への住民の積極的参加を呼び掛け、訓練を通じて実地体験による知識の普及、意識の啓発を行う。

(2) 普及の内容

ア 各機関の防災体制

イ 台風、集中豪雨、土砂災害等の風水害に対する一般的知識

ウ 過去の主な被害事例

エ 普段からの心がけ

(ア) 住宅の点検

(イ) 屋内の整理点検

(ウ) 火災の防止

(エ) 応急救護

(オ) 最低3日間分（推奨一週間分）の非常食料・飲料水・簡易トイレ等の準備

(カ) 指定避難所・指定緊急避難場所、避難路の確認

(キ) 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、充電池等）の準備

(ク) 基本的な防災用資機材の操作防止対策

(ケ) 保険・共済への加入等の生活再建に向けた事前の備え

オ 災害発生時の心得

(ア) 場所別、状況別の心得

(イ) 出火防止及び初期消火

(ウ) 避難の心得

(エ) 家族間の連絡方法（NTT西日本株式会社の伝言ダイヤル「171」、NTTドコモの災害用伝言板等）

カ 警報等発表時や緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令時に取りべき行動

(ア) 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識

(イ) 正常性バイアス等を克服し、避難行動を取りべきタイミングを逸することなく適切な行動を取る

(ウ) 指定避難所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の分散避難、避難経路等の確認

(エ) 広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方

(オ) 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真の撮影

(カ) 生活の再建に資する行動 など

キ マイ・タイムラインの作成

災害の危険が迫った際の避難行動について、あらかじめ時系列で整理計画するマイ・タイムラインの作成を通じ、防災意識を高める。

ク デジタル技術の活用

防災アプリや県によるシームレスデジタル防災マップの活用等、避難行動を促す仕組みの構築に努める。

(3) 各種ハザードマップの活用

町は、各種ハザードマップを用いて住民に対し周知を図る。また、ハザードマップが住民等の避難に有効に活用されるよう、その内容を十分検討するとともに、住民による建物の耐震補強、将来的な居住場所の移転、土地取引における活用等を通じて、その内容を理解してもらうよう努める。

4 相談窓口

町は、所管する事項について、住民の災害対策の相談に応ずる。

5 災害教訓の伝承

町は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。また、災害に関する石碑や、モニュメント等の自然災害伝承碑等が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

住民は、語り部活動や家庭・地域内での語り継ぎ、防災教育、慰霊祭等の開催、伝承碑の保存その他の方法により、自ら災害教訓の伝承に努める。

第2 自主防災組織の強化

実施担当	総務課、消防本部、自主防災組織、各事業所

災害から住民の生命、身体及び財産を守るためには、行政機関をはじめとする防災関係機関の防災

対策のみでなく、住民の一人一人が「自分の身は自分で守る、みんなのまちはみんなで守る。」と認識し行動することが必要である。また、防災活動を行うに当たり、各自がばらばらに行動するのでは、その効果は期待できない。住民が団結し、組織的に行動することが必要である。

町は、地域における防災活動の中心として、住民による防災組織が自主的に結成されるよう指導するとともに、防災活動を有効に実施するための防災資機材の配備や自主防災組織のニーズを踏まえた支援メニューの検討等を進め、地域における防災行動力の向上に努める。その際、自主防災組織の育成、強化を図る際の女性の参画の促進に努める。

また、事業所は、地域社会の一構成員として、その社会的責任を自覚し、事業所単位での防災体制の充実強化及び地域の自主防災組織と相互に協力、連携できる体制を整備するよう努める。

1 地域における自主防災組織の充実

(1) 自主防災組織の結成

町は、自主防災組織の未結成地区を対象とした防災講座の実施や防災リーダーを対象とした研修会の開催など、自治会等を単位とする自主防災組織の結成、組織化を促進する。

ア 自主防災組織の編成基準

(ア) 自主防災組織の編成

自主防災組織がその機能を十分に発揮できるよう、あらかじめ組織の編成を定めておく。
なお、組織の編成に当たっては、地域の実情に応じ、次の点に留意する。

- a 自主防災組織は、住民相互の緊密な連携のもとに活動することが必要であり、住民が連帯感をもてるよう適正な規模で編成する。
- b 昼夜間の活動に支障がないよう組織を編成する。なお、災害時の安否確認のためにも、日頃から昼夜間それぞれにおける町内に居住する住民の名簿作成に努める。

(イ) 自主防災組織の規約

自主防災組織を運営していく上で、基本的な事項については、規約を設けて明確にする。

イ 自主防災組織の活動基準

(ア) 平常時の活動

- a 防災知識の普及活動
- b 各種訓練の実施
 - (a) 情報収集伝達訓練
 - (b) 初期消火訓練
 - (c) 避難訓練
 - (d) 救出救護訓練
 - (e) 給食給水訓練
 - (f) その他必要な訓練
- c 防災点検の実施（地域内の危険箇所等の点検）
- d 防災用資機材等の整備点検

(イ) 災害時の活動

- a 情報の収集伝達
- b 近所への呼び掛け
- c 出火防止及び初期消火
- d 救出救護活動
- e 避難及び避難誘導の実施
- f 給食、救護物資の配布及びその協力

（２）防災士の養成と自主防災組織の育成

災害時において重要な役割を担う自主防災組織や地域の防災リーダーの育成充実を図るため、町は県が実施する防災士養成研修やスキルアップ研修等により防災の専門知識をもち、避難所運営への参画や、住民主体の地区防災計画の作成を推進できる防災士を数多く養成する。また、女性防災士の養成を推進し、女性の視点や経験を活かした防災活動の強化を図る。併せて、防災活動に必要な各種マニュアルの作成配布、リーダー養成講習会の実施、防災講習会等の開催など教育訓練を受ける機会や防災士同士が活動事例を共有する機会、交流する機会の提供に努める。

（３）自主防災組織の活動環境の整備

町は、自主防災組織を活性化し、災害時に効果的な活動を行うために必要な資機材の整備や各種訓練を行うための広場、消防水利を整備する。

また、町は県の支援を活用し、可搬式動力ポンプ、発電機、エンジンカッター、チェーンソー、ジャッキなど自主防災組織が使用する資機材、孤立化のおそれのある集落の自主防災組織による停電・断水を想定したオフグリッド型の資機材を整備する。

（４）自主防災組織の訓練の充実

災害時における迅速かつ的確な防災行動力を身につけるには、防災訓練を繰り返し行うことが必要である。このため、自主防災組織にあっては、平常時から初期消火訓練、安否確認訓練、応急救護訓練、避難訓練、避難所開設・運営訓練等の各種訓練を行い、災害時の防災活動に必要な知識、技術を習得しておくとともに、防災機関等が行う各種訓練に積極的に参加する。

また、町は、自主防災組織が行う各種訓練を充実させるため、積極的に訓練の技術指導を行う。

（５）小学校区単位、町全体の連絡協議会の活用

自主防災組織相互の協議・交流を深めることが、組織率の向上と既存組織の活性化に資することから、小学校区単位、町全体の連絡協議会を活用していく。

（６）自主防災組織と地域の様々な団体との連携

自主防災組織は、住民の防災意識を高め、自発的な参加を促すだけでなく、さらなる地域防災力の向上を図るため、地域の消防団、学校、福祉団体、企業等の様々な団体との連携を進める。

（７）地区防災計画の策定

町は、自主防災組織等による地区防災計画の策定促進に努める。

【資料：6-13 自主防災組織の現況】

2 企業防災の促進

企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じたリスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。具体的には、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど、事業継続マネジメント（BCM）の取組みを通じて防災活動の推進に努める。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、国及び地方公共団体が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

このため、町は、こうした取組みに資する情報提供等を進めるとともに、企業防災分野の進展に

伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援及び事業継続マネジメント（BCM）構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組む。

さらに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図る。

なお、要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成する。

また、町は県と連携し、事業所に設置された自衛消防隊が、実践的な消火・救助活動や避難活動の訓練を行うなど、地域防災活動の推進への協力を要請するとともに、災害時の活動マニュアルの整備を行うことができるよう支援する。

このほか、事業所は、災害時において、地域の防災活動と歩調を合わせて、効果的に次の防災活動を行うよう努める。

（１）事業所防災計画の作成

事業所で使用する火気及び危険物等は一般家庭に比べ規模が大きく、それだけ、発災の危険性や地域に与える影響が大きいと予想される。

このため、各事業所は、被害の防止及び被害の拡大防止を図るため防災計画を策定し、自主防災体制の確立を図る。

（２）自衛消防組織

ア 自衛消防隊の設置

ホテル、ショッピングセンター、観光施設など多数の収容人員を有する事業所をはじめとして、各事業所においては、自衛消防の活動に必要な人員及び装備を有する自衛消防隊を設置し、講習及び訓練を実施して防災行動力の向上に努める。

イ 危険物施設の防災組織

危険物施設は、災害が発生した場合、周囲に及ぼす影響が大きいことから、事業所の自主防災体制を強化するため、自衛消防組織の結成が不可欠であり、その結成に努める。

（３）事業所防災訓練の実施

事業所の自主防災組織が、災害時において迅速かつ的確な防災活動を行うためには、日頃から防災訓練を積み重ね、組織構成員一人一人が必要な知識・技能を身につけておくことが必要であり、事業所は住民と一体となって防災訓練を実施するとともに、防災機関等が行う各種訓練に積極的に参加する。

また、消防機関は、事業所が定期的に行う初期消火、通報、避難等の訓練の指導や消防技術の講習を実施する。

（４）柔軟な勤務形態の構築

事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに、従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。

3 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者（要配慮者利用施設等の施設管理者を含む。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、要配慮者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、町と連携して防災活動を行う。

また、町は、町地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう、町内の一定の地区内の住民及び

当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、町地域防災計画に地区防災計画を定める。

第3 防災訓練の充実

実施担当

各課、消防本部、自主防災組織、道路管理者、学校、病院、
社会福祉施設、介護老人保健施設

災害発生時には、防災関係機関等は、災害応急対策活動を実施することとなるが、これらの応急対策活動が円滑に行われるためには、平常時から各種の防災訓練を実施し、災害に備えておくことが必要である。

このため、町をはじめとする防災関係機関等は、自主防災組織、事業所、ボランティア団体並びに住民と緊密に連携し、総合訓練及び個別訓練を実施する。

なお、訓練の実施に当たっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるよう、住民の生活実態も勘案しながら、訓練参加者・実施時間、使用する器材等の訓練環境などについて具体的な設定を行う。また、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込む、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるように関係機関と連携する、発災初期の被害情報が限られた状況を想定するなど、実災害の対応から得られた教訓や改善策、各種計画・マニュアル等を踏まえて実践的なものとなるよう工夫する。さらに、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。訓練後は評価を行い、課題を明らかにし、必要に応じて改善を行うとともに、次回の訓練に反映させる。

1 総合防災訓練

町は、様々な条件を想定し、住民と一体となって、初動活動訓練など災害応急対策について実践的かつ実効性のある総合的な防災訓練を実施する。これにより、各機関相互の緊密な協力体制を確立するとともに、地域防災計画の内容の理解と防災意識の高揚を図る。

また、町は、地域における第一次的な防災機関として円滑な災害対策活動を期すため、防災訓練に必要な組織及び訓練実施方法に関する計画を定め、防災関係機関、自主防災組織及び住民の協力を得て、総合訓練を実施する。

(1) 訓練項目

- ア 職員参集訓練
- イ 情報収集・伝達訓練（各種情報共有システムを用いた訓練、無人航空機を活用した情報収集訓練等）
- ウ 災害対策本部設置・運営訓練
- エ 実地訓練
- オ 物資拠点運営・物資輸送訓練

(2) 実施時期

9月から11月の期間において、共催する県と調整し実施する。

(3) 訓練への参加

総合防災訓練には、住民や多くの機関が参加して実施することが効果的であるため、住民や防災関係機関は積極的に参加し、自らの役割や行動要領に基づいた適切な避難行動や避難所の開設・運営方法の習得に努める。

2 個別防災訓練

(1) 職員参集訓練

町は、災害発生時における応急対策の万全を期するため、必要な職員の動員体制や参集時のルール・連絡方法、災害対策本部での受付手順等を確認し、各機関の配備計画に基づき職員参集訓練を実施する。

(2) 災害対策本部の設置・運営訓練

町は、発災直後における災害対策本部の円滑な立ち上げと初動対応に関する的確な情報収集・伝達、判断力等の養成を図り、また、本計画等に定める応急対策活動の習熟と検討・検証の機会とするため、ロールプレイング方式などによる図上訓練を実施する。

(3) 情報収集・伝達訓練

各防災関係機関は、情報収集・伝達に関するマニュアル等を用いて、無人航空機による情報収集や各種情報共有システムの取扱いの習熟に向けた訓練を実施する。併せて、電子機器が使えない事態等を想定し、紙の地図等を用いた情報のとりまとめ訓練等も実施する。また、必要に応じて複数機関による合同訓練を実施する。

(4) 避難所開設・運営訓練

町及び自主防災組織、防災士等は、事前に作成したマニュアル等を用いて避難所の開設・運営訓練を行う。

(5) 消防訓練

消防署は、同時多発火災や消火栓の使用不能等を想定し、さらに住民と一体となった消防訓練や隣接消防本部との合同訓練を実施する。

(6) 道路啓開訓練

道路管理者及び関係機関は、北陸圏域道路啓開計画に基づき、被災状況に応じた優先啓開道路の決定手順の確認や関係機関との円滑な情報共有体制の確立に関する訓練を実施する。また、情報収集・伝達に係る機器及び地図等の活用による、発災時を想定した状況付与型の道路啓開訓練を実施する。

(7) 避難訓練

学校、病院、社会福祉施設、介護老人保健施設等では、避難訓練計画を作成し、定期的又は随時に実践的な避難訓練を実施し、児童・生徒・患者等に行動要領を習熟させる。

また、町は、水防団等と協議し、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行う。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「緊急安全確保」を講ずべきことにも留意する。

(8) 水防訓練

町は、水防思想の普及啓発を図るため、各種水防工法等の实地訓練を実施する。

なお、水防訓練は、次の項目について行うものとし、実施に当たっては特に住民の協力を得て、水防思想の高揚に努める。

- ア 観測（水位、雨量、風速等）
- イ 通報（電話、無線、伝達）
- ウ 動員（水防団、消防団の応援、住民の協力）
- エ 輸送（資材、器材、人員等）
- オ 工法（水防工法）
- カ 樋門、角落しの操作

キ 避難、立退き（危険区域居住者の避難）

（９）非常通信訓練

災害時においては、有線設備が壊滅的な被害を受けるほか、無線設備においても少なからず被害を受けることが考えられ、通信が途絶する事態が予想される。

このような事態に対処し、通信の円滑な運用を確保するため、各機関に有事の際における情報の収集及び伝達の要領、通信設備の応急復旧活動要領等についての訓練を繰り返し実施する。この場合において、非常通信協議会を中心に無線設備の保守点検や柔軟かつ複数の非常通信ルートの見直しを含めた通信訓練を実施することに努めるとともに、自営通信システムの保有団体・機関の協力を得た通信訓練に努める。また、必要に応じて、臨時災害放送局の開設に係る訓練についても考慮する。

なお、これらの訓練は、同一機関が設備する通信施設及び複数の他機関が設備する通信施設の相互において実施するよう努める。

（１０）観光施設等における防災訓練の実施

観光施設等の管理者は、日頃から災害についての認識を深めるとともに、災害発生時に迅速かつ的確に行動するため、町等の防災関係機関と連携しながら、観光客等の協力を得て、適宜、防災訓練、避難訓練等を実施する。

（１１）その他の訓練

防災関係機関は、それぞれ定めた災害応急対策や事業継続計画（ＢＣＰ）に基づき、図上演習を含めた各種訓練を実施する。

3 防災訓練における通行禁止等の措置

町は、防災訓練の効果的な実施を図るため、特に必要な場合は、県公安委員会に対し、訓練の実施に必要な限度で、道路における歩行者又は車両の通行の禁止又は制限の申請を行う。

4 地域の住民や団体等が主体の訓練の実施促進

町は、地域の住民や事業所、学校等が主体となった地域の災害リスクに基づいた防災訓練が実施されるよう、働きかけるものとし、その際には、夜間等様々な条件に配慮し、きめ細かく実施されるよう助言し、住民の災害時の適切な避難行動や避難先、避難所の開設・運営方法、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。また、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。

5 防災訓練における要配慮者への配慮

町及び地域住民等が防災訓練を実施する際には、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方及び性的少数者の視点に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。

また、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・ＤＶの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及・徹底を図る。

6 防災行動計画（タイムライン）の効果的な運用

町及び防災関係機関は、他の関係機関と連携して、災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成（ダムの放流情報も含む。）するよう努める。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを

行うとともに、平常時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。

第4 要配慮者の安全確保

実施担当 住民課、健康福祉課、自主防災組織、社会福祉施設、介護保険施設

自力で避難することが困難な高齢者、障がい者、乳幼児、外国人等の要配慮者を災害から守るため、安全の確保対策を講ずる。また、町は、必要に応じて福祉避難所を設置し、要配慮者を受け入れる。

なお、要配慮者のうち、特に配慮を要する避難行動要支援者の避難支援体制を整備するため、避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲や避難支援等関係者となる者等を定めるとともに、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を踏まえ、全体計画の策定、避難行動要支援者名簿の作成、避難行動要支援者一人一人の支援方法、避難経路などを盛り込んだ個別避難計画を策定する。この際、被災者支援業務の迅速化・効率化を図るため、避難行動要支援者名簿や個別避難計画についてはデジタル化を図るよう努める。

また、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるとともに、訓練等により両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

さらに、町は、個別避難計画の作成を促進するため、避難行動要支援者や避難支援等に携わる関係者に対し、制度の周知・啓発等に努める。

1 在宅の要配慮者

(1) 在宅の要配慮者のための要配慮者支援全体計画（マニュアル）の作成及び避難支援体制の整備

ア 町は、要配慮者やその家族が、普段から災害に関する基礎的な知識や災害発生時に取るべき行動等について理解や関心を高めるため、要配慮者支援全体計画（マニュアル）を作成する等、防災上必要な知識の普及啓発に努める。

イ 町は、防災関係部局、福祉関係部局、自主防災組織、社会福祉協議会、福祉関係者等との連携の下、個人のプライバシーに配慮しつつ、要配慮者に関する情報（住居、情報伝達体制、必要な支援内容等）を平常時から電子データ、ファイル等で管理するとともに、指定避難所や避難路の指定に当たっては、要配慮者の実態にあわせて、利便性や安全に十分配慮し、一人一人の要配慮者に対して複数の避難支援者を定めた具体的な支援活動体制を整備するよう努める。

ウ 町は、要配慮者の特性に応じ、携帯端末等の情報機器の活用や情報内容を工夫するなど、情報伝達手段について配慮する。

(2) 要配慮者支援担当の設置

町は、健康福祉課を中心とした横断的な組織として、要配慮者担当を設け要配慮者の避難支援業務を実施する。

平常時においては、要配慮者情報の共有化、避難支援体制の整備等に努め、災害時には、避難情報等の伝達業務、避難誘導の指揮、指定避難所との連携等を行う。

(3) 自主防災組織の連携・協力体制の整備

ア 自主防災組織は、民生委員・児童委員等福祉関係者との連携により、個人のプライバシーに配慮しつつ、町が作成している避難行動要支援者名簿の活用など、要配慮者の避難支援方法について検討しておく。

イ 災害発生後、直ちに在宅の要配慮者の安全確保や避難行動を手助けできるのは家族や近隣の住民であり、身近な地域において（自治会等を単位として）、迅速に安否確認や避難誘導、救助

活動が行えるよう、自主防災組織の活動を強化する。

ウ 自主防災組織は、町と連携し、在宅の要配慮者の安全確保や避難誘導、救助活動に十分配慮した地域防災訓練を実施する。

(4) 社会福祉施設への緊急入所

町は、災害により居宅で生活することが困難な寝たきり等の高齢者や障がい者の生活を支援するため、社会福祉施設への緊急入所の手順等必要な事項をあらかじめ関係施設と協議し、定めておく。

(5) 在宅の要配慮者の把握

町は、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努める。

(6) 避難行動要支援者名簿等の作成等

町は、災害対策基本法第49条の10に基づき、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎となる名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）を作成する。

また、避難行動要支援者名簿は、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用を支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努める。

さらに、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。この場合、積雪や凍結といった課題にも留意する。

このほか、個別避難計画は、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用を支障が生じないように、個別避難計画情報の適切な管理に努める。

また、町は、町地域防災計画に定めるところにより、消防機関、警察、福祉専門職、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供する。また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講ずる。

なお、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮を行う。

町は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

このほか、避難行動要支援者を速やかに避難誘導し、安否確認を行うため、地域の住民や自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア等の多様な主体の協力を得ながら、平時から、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、情報伝達体制の整備、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成、

避難誘導體制の整備、避難訓練の実施等による支援体制の強化に努める。

ア 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は、生活の基盤が自宅にある者のうち、以下の要件に該当する者とする。

- (ア) 独居高齢者（75 歳以上）、高齢者のみの世帯（75 歳以上）
- (イ) 身体障害者手帳 1 級・2 級の手帳を所持する者
- (ウ) 精神障害者保健福祉手帳 1 級・2 級の手帳を所持する者
- (エ) 療育手帳の重度（A）の手帳を所持する者
- (オ) 要介護認定 3～5 の判定を受けている者
- (カ) 特定疾患治療研究事業の医療費助成認定を受けている難病患者
- (キ) その他、災害時に地域の支援が必要な者で、申し出のあった者
- (ク) 避難支援等関係者が必要と認めた者
- (ケ) 町長が名簿記載の必要があると認めた者

イ 避難行動要支援者名簿作成に必要な個人情報

避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

- (ア) 氏名
- (イ) 生年月日
- (ウ) 性別
- (エ) 住所又は居所
- (オ) 電話番号その他の連絡先
- (カ) 避難支援等を必要とする事由
- (キ) 上記に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

ウ 避難行動要支援者名簿作成に必要な個人情報の入手方法

町は、避難行動要支援者名簿を作成するに当たり、避難行動要支援者に該当するものを把握するため、関係課で把握している情報を集約するよう努める。

エ 名簿の更新に関する事項

町は、住民の転入・転出、介護認定、身体障害者手帳等の事務を通じて避難行動要支援者名簿を定期的に更新し、名簿情報を最新の状態に保つ。

(7) 避難支援等関係者等

ア 避難支援等関係者への情報提供

町は、災害対策基本法第 49 条の 11 に基づき、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等の実施に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）に対し、避難行動要支援者名簿に記載された情報を提供する。ただし、名簿情報を提供することについて本人の同意の有無にかかわらず、必要に応じて避難支援等関係者に情報提供を行う。

イ 避難支援等関係者となる者

避難支援等関係者となる者は、以下に掲げる団体及び個人とする。

- (ア) 立山町消防署
- (イ) 民生委員・児童委員
- (ウ) 町内会・自治会区長
- (エ) 富山県警察
- (オ) その他避難支援等の実施に携わる関係者

ウ 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために町が求める措置及び町が講ずる措置
避難行動要支援者名簿の提供に際しては、避難支援等関係者が適切な情報管理を図るよう、町は、次に掲げる措置を講ずる。

- (ア) 当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供すること。
- (イ) 災害対策基本法に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明すること。
- (ウ) 避難行動要支援者名簿については、施錠可能な場所へ保管するなど、厳重なる保管を行うよう指導すること。
- (エ) 避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導すること。
- (オ) 避難行動要支援者名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取扱う者を限定するよう指導すること。
- (カ) 個人情報の適正管理について、避難支援等関係者と必要に応じて協定を締結すること。

エ 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等に際しては、避難支援等関係者本人又は避難支援等関係者の家族等の生命及び身体の安全が確保されていることが大前提であり、避難支援等関係者は、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援を行う。

オ 要配慮者の配慮

町は、要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるよう、通知又は警告の配慮に努める。

(8) 在宅の要配慮者の安否確認体制の充実

町は、災害時の在宅の要配慮者の安否確認が円滑になされるよう、地域包括支援センター等関係機関の協力を得て、民生委員・児童委員、障がい者相談員、地域福祉推進員、自主防災組織、町内会・自治会、その他関係団体やボランティアとして協力できる者と連携して、安否確認体制の充実を図る。

(9) 情報伝達、避難誘導体制等の整備

ア 地域ぐるみの協力のもとに、要配慮者ごとに複数の避難支援者を定めておくなど、きめ細かな情報伝達、避難誘導体制の確立に努める。

イ 指定避難所や避難路の指定に当たっては、要配慮者の実態にあわせ、利便性や安全性に配慮するとともに、被災地以外の地域にあるものを含め、宿泊施設を借上げる等、多様な避難所の確保に努める。

ウ 要配慮者の支援活動の中心となるグループや団体、近隣の地域住民、ボランティア組織等地域組織の育成に努める。

エ 要配慮者の特性に応じ、情報伝達が迅速かつ円滑に行われるよう、携帯端末等の情報機器の活用、情報内容の工夫、緊急通報システムの整備等に努める。

(10) 防災知識の普及啓発等

ア 要配慮者やその家族が、普段から災害に関する基礎的な知識や災害発生時取るべき行動等について理解や関心を高めるため、災害対策マニュアルを作成する等、防災上必要な知識の普及啓発に努める。

イ 要配慮者の避難等を組み入れた防災訓練を実施するよう努める。

ウ 在宅の要配慮者対策

町は、在宅の高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦などの要配慮者が、災害時に速やかに避難できるよう日頃からの防災知識の普及、啓発に努めるとともに要配慮者自身による自助対策

（家具の固定、備蓄品や持ち出し品の用意、近所との関係づくりなど）を推奨する。

（11）公共施設等の安全性強化

町は、災害発生時における要配慮者の利用を考慮して、その安全を確保するため、公共施設等のバリアフリー化等に努める。

2 社会福祉施設における要配慮者対策

（1）防災応急計画の策定

社会福祉施設及び介護保険施設の管理者は、災害予防対策について、次の措置を講ずるよう努める。

ア 現行の防災計画中に風水害対策上必要な事項を盛り込むなど、防災応急計画の策定に努める。

イ この応急計画の策定に当たっては、特に次の事項に留意する。

（ア）入所者、職員及び施設の安全（被害）確認に関すること

（イ）施設の立地条件及び耐久性等に適応した安全性の確保に関すること

（ウ）入所者の態様に配慮した避難誘導に関すること（指定避難所・指定緊急避難場所、避難路、避難誘導方法、避難実施責任者等）

（エ）施設の被災状況等に関する町、防災関係機関への情報伝達に関すること

（オ）施設と入所者の保護者の情報連絡に関すること

（カ）防災教育・訓練の実施に関すること

（2）施設間の応援協力体制の確立

町は、施設の倒壊等による入所者の他施設への移送等、施設相互の応援協力体制について、あらかじめ必要な事項を定めておく。

【資料：16－5 福祉施設】

3 外国人の安全確保対策

（1）防災知識の普及・啓発

町は、日本語が不自由な外国人のために、外国語による防災に関する情報（外国人旅行者向け災害情報提供アプリ「Safety tips：国土交通省観光庁」など）の紹介を行うなど、デジタル技術も活用して日頃から防災知識の普及・啓発に努める。

また、防災訓練の実施に際しては、外国人住民の参加を呼び掛ける。

（2）案内表示板等の整備

町は、指定避難所や避難路の表示等災害に関する案内板について外国語の併記表示を進め、外国人にも分かりやすい案内板の設置に努める。

（3）災害時の支援体制の整備

町は、災害時における外国語による災害情報の伝達方策や指定避難所での外国人支援体制の検討及び外国人住民支援のボランティアの育成、外国人住民の居住地の把握に努める。なお、在日外国人と訪日外国人は、行動特性や情報ニーズが異なることに留意する必要がある。

また、公益財団法人とやま国際センター内の富山県多言語支援センターと連携し、各種支援（通訳、翻訳、連絡調整等）に努める。

また、富山県災害多言語支援センター・NPO等の通訳ボランティアと連携した避難所運営訓練の実施や、多言語翻訳機、アプリなどの活用を検討する。

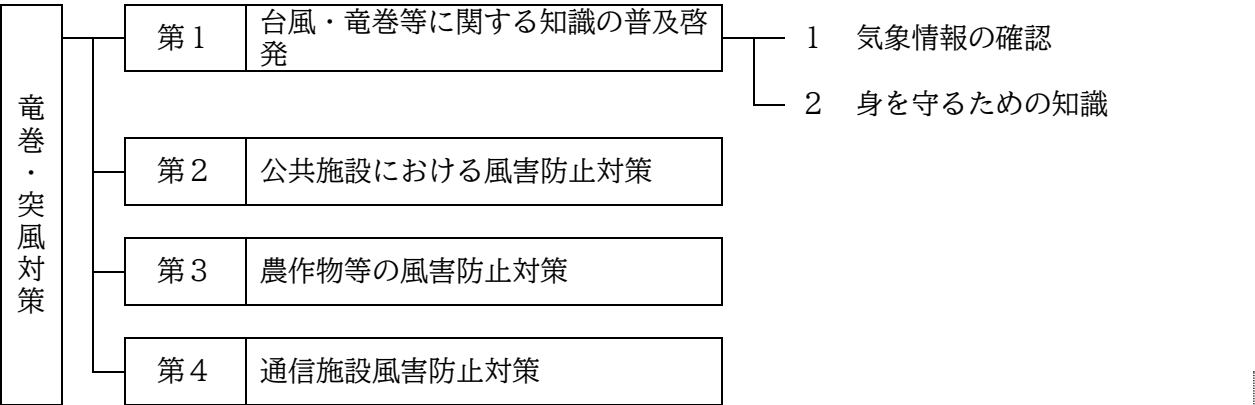
第5 地区防災計画の策定推進

実施担当	総務課

町内の一定の地区内の居住者及び事業者が「自助」・「共助」の精神に基づき、町等と連携して、自発的に地区における防災活動を促進し、地域における防災力を高めるため、各地区の特性に応じた、コミュニティレベルでの防災活動を内容とする「地区防災計画」の策定を推進する。

第9節 竜巻・突風対策

被害が発生する強風には、台風、冬期の季節風、竜巻その他フェーンや降雹に伴う局地的な強風などがある。強風は、農作物等に被害を与え、土壌を乾燥し、風による土壌侵食すなわち風食を生ずる。そのため、肥えた耕土が吹き飛ばされてやせ地になったり、飛土が作物を埋没したりして被害を与える。また、竜巻は、建築物や工作物に被害を与えるのみならず、時として人命を奪うこともある。このため、恒久的な風害防止対策として、風による人的被害及び公共施設、農耕地、農作物の災害を予防することを目的とする。



第1 台風・竜巻等に関する知識の普及啓発

実施担当	総務課、企画政策課

台風・竜巻等による風害を最小限に止めるため、住民に対して次の内容について普及啓発を図る。

1 気象情報の確認

気象庁が発表する警報や注意報、気象情報などの防災気象情報については、平常時から、テレビ・ラジオ等により確認することを心掛ける。

2 身を守るための知識

台風から身を守るためには、正確な気象情報を収集し、早めに安全な場所に避難すること、また、避難する時間が少ない竜巻等から身を守るためには、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努める。

第2 公共施設における風害防止対策

実施担当	健康福祉課、教育課

- (1) 学校及び保育所など、応急対策上重要な施設の安全性に配慮する。
- (2) 家屋やその他の建築物倒壊等を防止するための緊急措置は、それぞれの施設管理者が行うものとし、町は状況に応じて施設管理者に対して、看板やアンテナ等を固定するなどして強風による落下物防止対策等の徹底を図る。

第3 農作物等の風害防止対策

実施担当	農林課

台風による農林産物の風害防止のため、農林施設の管理者や農作物等の生産者に対して、防風林等風害防止のための管理方法の周知徹底を図る。

第4 通信施設風害防止対策

実施担当	建設課、各通信事業者、国土交通省北陸地方整備局、 富山県立山土木事務所

強風時における通信確保のため、次の対策を行う。

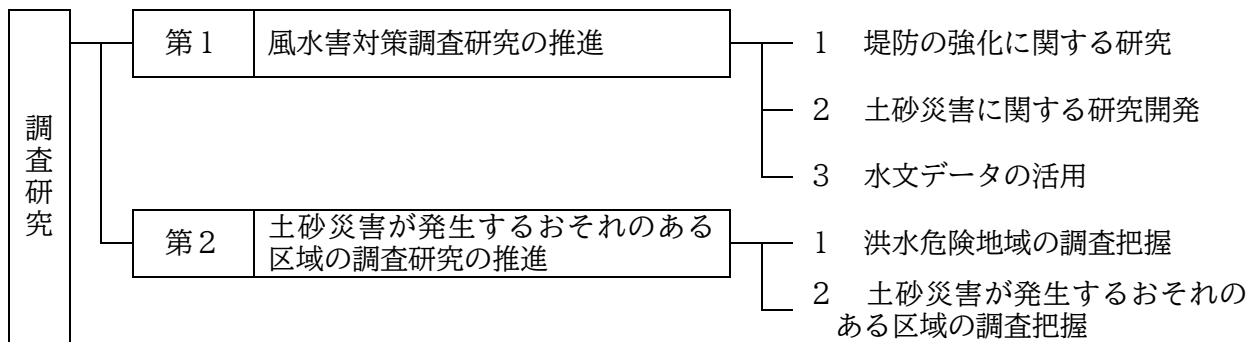
- (1) 強風等により切断のおそれのある老朽通信線路の取替え及び補強を行う。
- (2) 都市部では地下通信ケーブル化に努める。
- (3) 通信線路周辺の樹木の伐採を行い、接触事故を防ぐ。
- (4) その他必要な点検、整備を定期的に行う。

第10節 調査研究

風水害の態様は複雑多様である。人命、財産に直接被害を与える洪水、土石流をはじめ、がけ崩れ、地すべり、暴風など、今日においてもその社会的影響は計り知れないものがある。

町は、県及び防災関係機関と連携して、各種の被害とその対策を総合的、科学的に調査・研究することが必要である。

また、町においては、これら各種の調査による成果を利用し、災害の危険性を地域の実情に即して的確に把握するための防災アセスメントを積極的に実施する。



第1 風水害対策調査研究の推進

実施担当 建設課、農林課、国土交通省北陸地方整備局、富山県立山土木事務所

1 堤防の強化に関する研究

- (1) 地震、越水、浸透水、表面浸食に対する堤防の強度を向上させる技術の開発
- (2) 堤防破壊の事例分析
- (3) 体系的な堤防の強度評価方法
- (4) 漏水や地すべりによる堤防破壊の発生予測手法
- (5) 強度向上のための対策工法に関する研究及び開発

2 土砂災害に関する研究開発

土砂災害対策を有効、適切に推進するため、次の事項を重点として、土砂災害に関する各種の研究開発及びその成果の普及、活用を推進する。

- (1) 土砂移動メカニズムの解明
- (2) 地形・地質条件及び気象条件等、土砂災害発生の素因、誘因となる諸条件の解明及び発生時期、場所、規模の予測技術の開発
- (3) 土砂災害が発生するおそれのある区域及び土砂移動による危険が及ぶ範囲の確定技術、危険度評価技術の精度向上
- (4) 豪雨の発生をきめ細かく予想するための降水短時間予測の精度向上、大雨の降る可能性を予測する大雨ポテンシャル予報の精度向上及び地面現象注意・警報の充実のための技術開発
- (5) 土砂移動の発生監視技術の開発
- (6) 土砂災害に関する情報の収集伝達システムの確立

(7) 土砂災害防止・復旧技術の高度化

また、これらの土砂災害に関する研究開発の効率的な推進に資するため、官・学・民の連携を強化するとともに、専門家の充実強化等、災害発生時の機動的な調査研究体制の整備を図る。

3 水文データの活用

風水害、土砂災害等の自然災害を防ぐために水文データ等の観測機器の整備及びデータの蓄積等を推進する。

また、河川情報システムや土砂災害情報システム等により収集蓄積したデータを活用した洪水予測等の調査研究を進める。

第2 土砂災害が発生するおそれのある区域の調査研究の推進

実施担当	建設課、農林課、国土交通省北陸地方整備局、富山県立山土木事務所

1 洪水危険地域の調査把握

浸水実績及び浸水想定区域等に基づき、溢水、湛水等による災害発生のおそれのある土地の区域について市街地開発等の土地利用を誘導しないほか、災害発生時における危険区域の調査の推進、地区別防災カルテの作成等に努める。

特に、洪水ハザードマップについては、避難等にきめ細かく役立てるためには、より正確に個々の場所における浸水深、浸水経過等の予測を行う必要があり、今後さらに計算精度を上げるべく計算方法の開発やデータの更新を図っていく。

2 土砂災害が発生するおそれのある区域の調査把握

土砂移動の可能性が高く、これによる被害が発生するおそれのある区域をあらかじめ調査し、土砂災害が発生するおそれのある区域を把握しておくことは、防災工事の実施、土地利用の適正化等のために不可欠だけでなく、具体的な土砂災害対策を推進する上で基本となるものである。このため、町や防災関係機関は、相互に緊密な連携の下に、防災パトロールを行うなど土砂災害が発生するおそれのある区域の調査、把握の充実を図り、土砂災害ハザードマップ、地区別防災カルテの配布等により住民に周知するよう努める。

第2章 災害応急対策

風水害等による大規模な災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合、町、県及び防災関係機関は、法令及び本計画並びに各機関の防災に関する計画の定めるところに基づき、その組織及び機能の総力をあけて、災害応急対策に当たる。

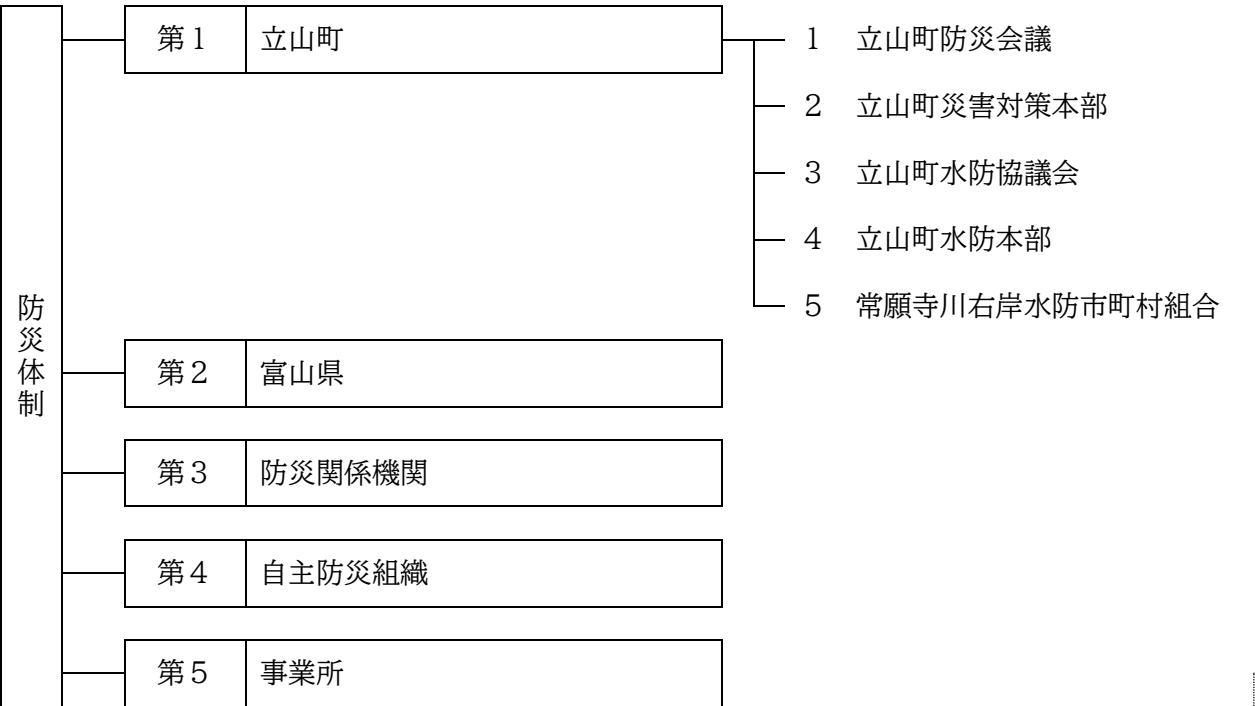
災害応急対策としては、予警報等の防災関係機関への伝達及び住民への周知徹底、水防活動や土砂災害危険区域における警戒及び避難体制の徹底など、災害未然防止活動を迅速かつ的確に行う。

災害が発生した場合には、被害規模や被害拡大の危険性について情報を収集し、その情報に基づき災害対策本部の設置や広域的な応援要請を行うなど、迅速かつ的確な初動態勢をとり、一刻も早く、人命の救助・救急、医療救護及び消火等の緊急救護活動を行う。

また、被害状況及び拡大の危険性に応じて、避難活動、交通規制・緊急輸送対策を進めるとともに、被災者に対して必要な生活支援（飲料水・食料・生活必需品の供給等）を行う。

当面の緊急事態に対処した後は、廃棄物処理・防疫・食品衛生対策、警備活動等による社会生活の維持を図るとともに、二次災害の被害拡大の防止、ライフライン・公共施設等の社会諸機能の応急復旧活動を実施する。

第1節 防災体制



第1 立山町

実施担当	各部各班

町は、関係法令、条例に基づき、次の防災組織を設置する。

1 立山町防災会議

災害対策基本法第16条の規定に基づき、町の地域に係る防災行政を総合的に運営するために設置する。

(1) 編 成

立山町防災会議の編成は、立山町防災会議条例の定めるところによる。

【資料：5-1 立山町防災会議条例】

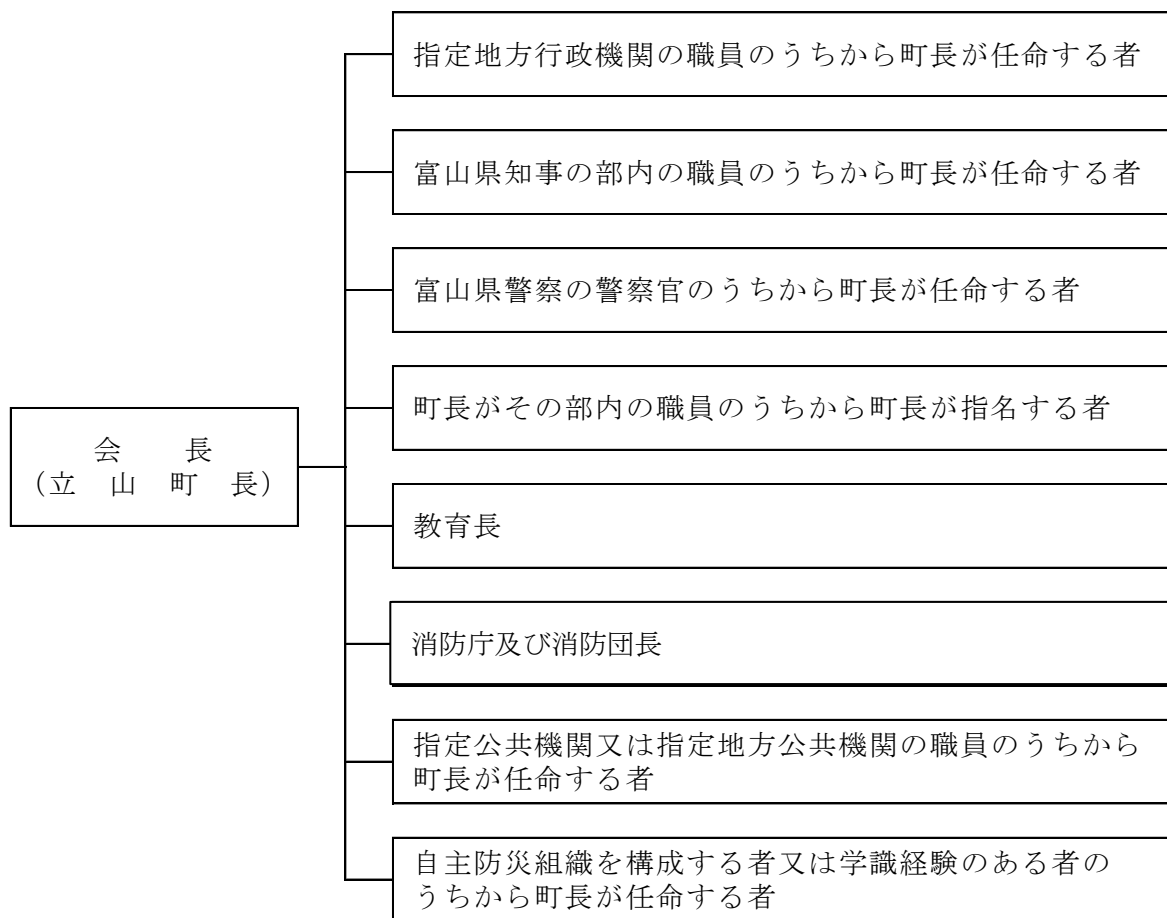
【資料：5-2 立山町防災会議運営規定】

(2) 立山町防災会議の組織

防災会議は、会長及び委員をもって組織し、会長は町長をもってあてる。

会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

■ 立山町防災会議組織図



【資料：5-3 立山町防災会議委員名簿】

(3) 立山町防災会議の運営

会議は、定例会と臨時会として会長が召集し、委員の過半数以上の出席により会議を開催する。

議事は、出席委員の過半数で決する。

防災会議にその事務を処理させるため事務局を置く。

(4) 所掌業務

ア 立山町地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。

イ 立山町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。

ウ その他、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務。

2 立山町災害対策本部

(1) 設置の根拠

- ア 災害対策基本法第23条
- イ 立山町災害対策本部条例

【資料：4-1 立山町災害対策本部条例】

(2) 所掌業務

地域防災計画の定めによる町域の災害予防及び災害応急対策を実施すること。

【資料：4-3 立山町災害対策本部運営要領】

(3) 組織

「立山町災害対策本部の組織及び運営に関する規程」により組織する。

立山町災害対策本部組織については、「本章 第4節 応急活動体制」に定める内容とする。

【資料：4-2 立山町災害対策本部の組織及び運営に関する規程】

3 立山町水防協議会

(1) 設置の根拠

- ア 水防法第33条第1項
- イ 立山町水防協議会条例

【資料：7-1 立山町水防協議会条例】

(2) 所掌事務

水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議すること。

(3) 組織

水防協議会の会長は町長とし、委員は25名以内で組織する。

【資料：7-2 立山町水防協議会委員名簿】

4 立山町水防本部

(1) 設置の根拠

- ア 水防法第3条、第5条
- イ 立山町水防計画

【資料：7-1 立山町水防協議会条例】

(2) 所掌事務

水防計画の定めるところにより、町域（常願寺川横江堰堤から下流を除く。）の水害の防止及び軽減に関わる災害応急対策を実施すること。

(3) 組織

本部長は町長とする。

なお、災害対策本部が設置されたときは、災害対策本部に統括される。

5 常願寺川右岸水防市町村組合

(1) 設置の根拠

- ア 水防法第3条、第5条
- イ 常願寺川右岸水防市町村組合規約

【資料：7-3 常願寺川右岸水防市町村組合規約】

(2) 所掌事務

常願寺川右岸（横江堰堤から下流）一帯にわたる水防上必要な監視、予報、警報、通信、連絡、輸送及び水防に必要な器具資機材並びに設備運用及び災害応急対策を実施すること。

(3) 組 織

この組合は、立山町、富山市及び舟橋村をもって組織する。
事務所は、管理者所在の市町村に置く。

第2 富山県

実施担当	総務部総務班（総務課）

県は、市町村を包括する団体として、次の防災組織を設置する。

- (1) 富山県防災会議
- (2) 富山県災害対策本部

第3 防災関係機関

実施担当	総務部総務班（総務課）、消防本部、消防団、上市警察署、各通信事業者、電力事業者、ガス事業者、富山地方鉄道株式会社、鉄道事業者、国土交通省北陸地方整備局、富山県立山土木事務所

町の区域を所管又は町内にある防災関係機関は、災害対策基本法第47条の規程に基づき、県地域防災計画及び災害応急対策の円滑な実施のため、防災組織の充実を図る。

第4 自主防災組織

実施担当	総務部総務班（総務課）、自主防災組織

(1) 根拠及び目的

災害対策基本法第5条第2項に基づき、防災に関する住民の責務を全うするため、地域住民が「自分の身は自分で守る、みんなのまちはみんなで守る。」という連帯感により、町内会等を単位として自主的に結成する組織であり、災害時には被害の防止及び軽減のための防災活動を期待されているものである。

(2) 組織の規約

自主防災組織を円滑かつ効率よく運営していくためには、その実態を考慮し、基本的な事項については、規約を設けておく。

第5 事業所

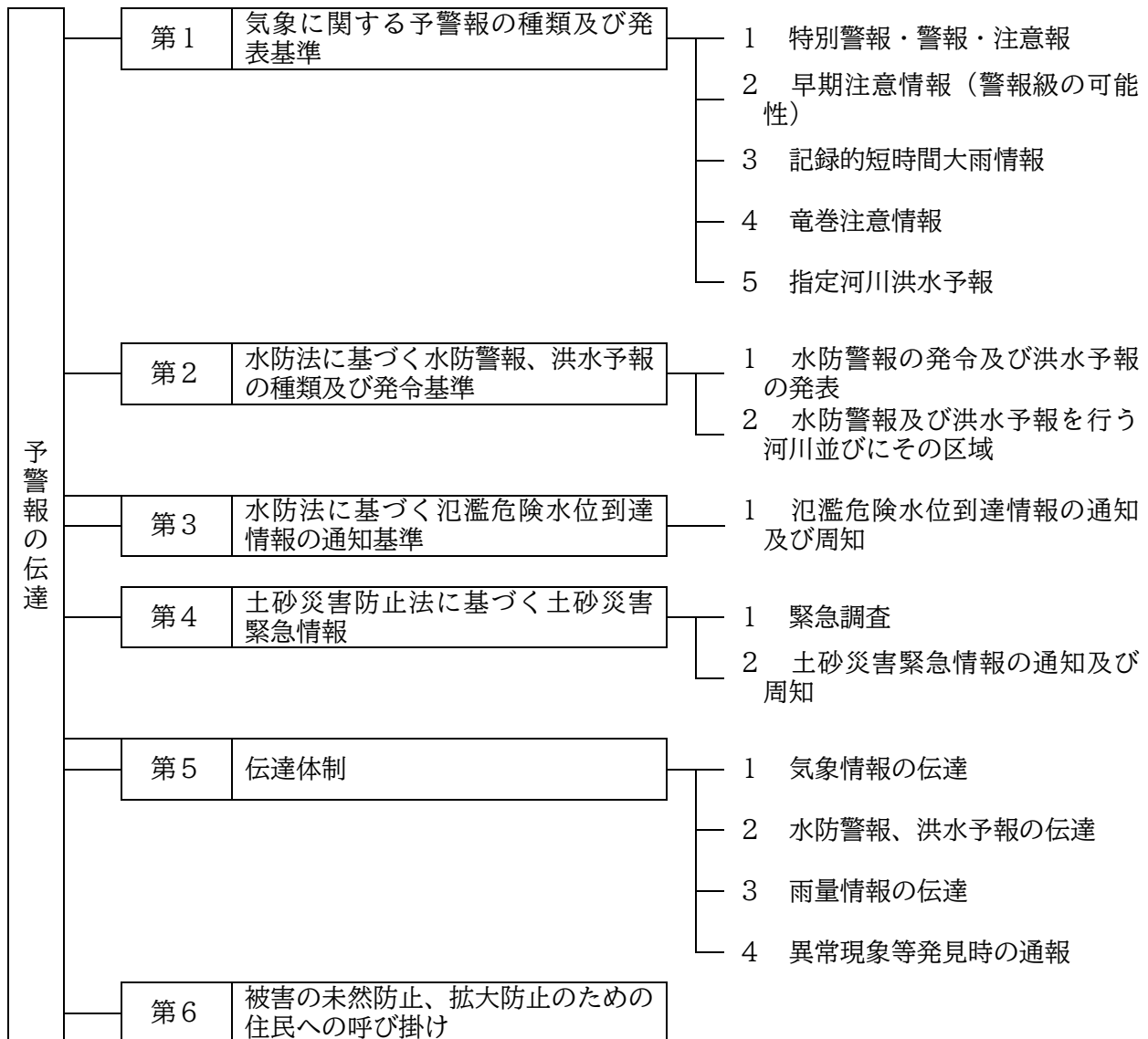
実施担当	総務部総務班（総務課）、経済部商工観光班（商工観光課）、各事業者

地域の安全と密接な関連がある事業所は、従業員、利用者の安全を確保するとともに、地域の災害を拡大することのないよう、的確な防災活動を行う。

このため、自主的な防災組織（自衛消防組織等）を編成し、事業所内における安全確保はもとより、関係地域の自主防災組織とも密接な連携を取り、地域の安全に積極的に寄与するよう努める。

第2節 予警報の伝達

気象及び水防に関する予警報の種類、発表基準を明らかにするとともに、これらの伝達系統、手段等の伝達体制の周知徹底を図る。



第1 気象に関する予警報の種類及び発表基準

実施担当 富山地方気象台

気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づく注意報、警報、特別警報等は、富山地方気象台が発表する。

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意・警戒が呼び掛けられる場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。

大雨特別警報が発表されたときには、その内容を補足する「記録的な大雨に関する富山県気象情報」、「記録的な大雨に関する北陸地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が速やかに発表される。

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する富山県気象情報」、「顕著な大雨に関する北陸地方気象情報」、「顕著な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。「顕著な大雨に関する気象情報」の発表基準を満たすような線状降水帯による大雨の可能性がある程度高いことが予想された場合に、半日程度前から気象情報において、「線状降水帯」というキーワードを使って呼び掛ける。この呼び掛けは、警戒レベル相当情報を補足する解説情報として発表される。

1 特別警報・警報・注意報

大雨や強風等の気象現象によって、災害が発生するおそれがあるときには「注意報」が、重大な災害が発生するおそれがあるときには「警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、富山県の市町村ごとに現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに明示して、県内の市町村ごとに発表される。また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等については、実際に危険度が高まっている場所が「キキクル（危険度分布）」や「雷ナウキャスト」、「竜巻発生確度ナウキャスト」等で発表される。

なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域の名称が用いられる場合がある。

【資料：2－2 注意報・警報の種類及び発表基準（富山地方気象台）】

2 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（富山県東部など）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（富山県）で発表される。大雨、高潮に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

3 記録的短時間大雨情報

県内で、大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。

この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低い土地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。

富山県の雨量による発表基準は、1時間100mm以上の降水が観測又は解析されたときである。

4 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼び掛けられる情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（富山県東部、富山県西部）で発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位（富山県東部、富山県西部）で発表される。この情報の有効期間は、発表か

ら概ね1時間である。

5 指定河川洪水予報

河川の増水や氾濫等に対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表する警報及び注意報であり、常願寺川・神通川・庄川及び小矢部川洪水予報については、富山河川国道事務所と富山地方気象台が共同で、黒部川洪水予報については、黒部河川事務所と富山地方気象台が共同で発表する。

また、令和2年3月に取りまとめられた河川・気象情報の改善に関する検証報告書に基づき、国土交通省と共同で指定河川洪水予報を実施する河川においては、大雨特別警報の解除後の氾濫への警戒を促すため、大雨特別警報を警報等に切り替える際、切り替え以降に河川氾濫の危険性が高くなると予測した場合等に臨時の指定河川洪水予報を発表する。この情報は、府県気象情報のページに掲載する。

種 類	標 題	概 要
洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位を超える状況が継続しているとき、または急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示等の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
	氾濫警戒情報	氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
洪水注意報	氾濫注意情報	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 ハザードマップによる災害リスク等を再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

第2 水防法に基づく水防警報、洪水予報の種類及び発令基準

実施担当 総務部総務班（総務課）

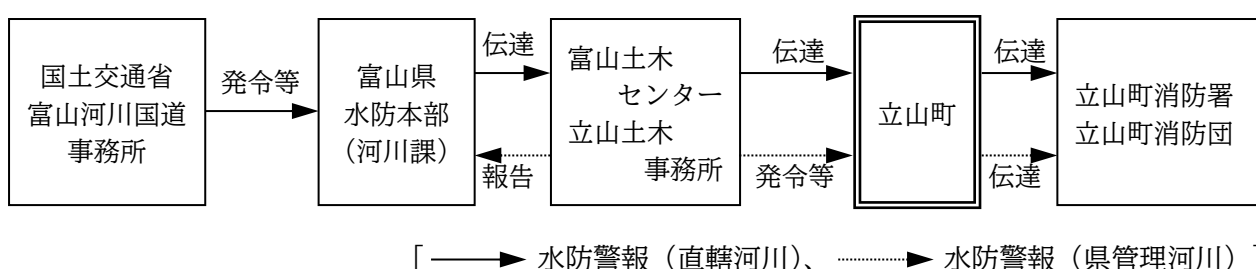
1 水防警報の発令及び洪水予報の発表

（1）水防警報の発令

水防警報は、洪水等により住民の経済上重大な損害を生ずるおそれのある河川について、国土交通大臣又は知事が発令する。

国土交通大臣は、水防警報を発令したときは直ちに知事に通知し、知事は、通知を受けたとき及び水防警報を発令したときは、直ちにその警報事項を町長に通知する。

■ 水防警報伝達系統図



（2）洪水予報の発表

洪水予報は、洪水により住民の経済上重大な損害を生ずるおそれのある河川について、国土交通大臣と気象庁長官が共同して発表する。

国土交通大臣及び気象庁長官は、洪水予報を発表したときは直ちに知事に通知し、知事は、通知を受けたときは、直ちにその状況を町長に通知する。

【資料：7－9 水防警報の種類、内容及び発令基準】

【資料：7－12 指定河川の洪水予報の種類と発表基準】

2 水防警報及び洪水予報を行う河川並びにその区域

水防警報及び洪水予報を行う河川並びにその区域は、国土交通大臣又は知事が指定する。

【資料：7－8 水防警報河川及びその区域】

【資料：7－10 洪水予報指定予報河川とその区域】

第3 水防法に基づく氾濫危険水位到達情報の通知基準

実施担当 総務部総務班（総務課）

1 氾濫危険水位到達情報の通知及び周知

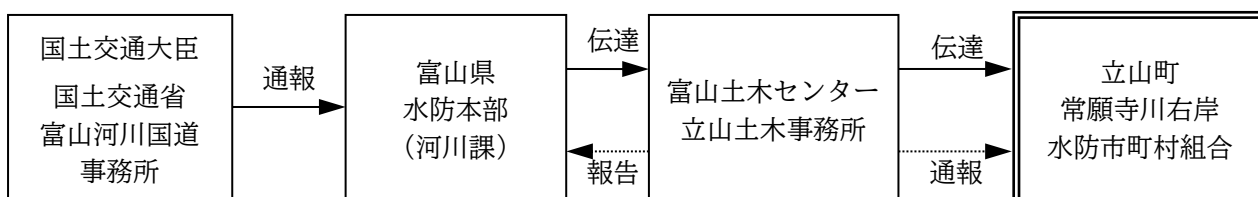
知事は、洪水予報を行う河川以外の河川で洪水により相当な被害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、町長に通知するとともに一般に周知する。

また、その他の河川についても、役場等の所在地に係る河川については、雨量の情報を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、町等へ河川水位等の情報を提供するように努める。

さらに、町長は、公共下水道等の排水施設等で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものにおいて、氾濫危険水位（雨水出水特別警戒水位）を定め、その水位に達

したときは、水防計画で定める水防管理者、量水標管理者及び関係市町村長に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知する。

■ 氾濫危険水位到達情報・水防警報伝達系統図



[———▶ 到達情報（直轄河川）、-----▶ 到達情報（県管理河川）]

【資料：7-13 水位周知河川及びその区域】

【資料：7-14 氾濫危険水位到達情報・発報担当者及び受報者】

第4 土砂災害防止法に基づく土砂災害緊急情報

実施担当 総務部総務班（総務課）、総務部調査広報班（企画政策課）

1 緊急調査

土砂災害防止法に基づく重大な土砂災害の急迫した危険が予想される状況において、特に高度な専門的知識及び技術が必要である場合（土石流及び河道閉塞等による湛水等の高度な技術を要する土砂災害）は国が、その他の場合は、県が緊急調査を行う。

2 土砂災害緊急情報の通知及び周知

国又は県は、町の避難指示の判断に資するため、緊急調査の結果に基づき、土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を、町長に通知するとともに、一般に周知するため必要な措置を講ずる。

（1）町への通知

国及び県は、緊急調査の結果、土砂災害緊急情報を通知する必要がある場合においては、関係市町村に対し通知する。

（2）地域住民への周知

県及び町は、土砂災害のおそれがある土地の区域とその時期について、住民説明会等により被害のおそれのある地域に居住する住民に説明を行う。

（3）報道機関等への発表

国及び県は、土砂災害緊急情報を通知した場合においては、緊急情報を通知した旨を報道機関等に発表する。

第5 伝達体制

実施担当 総務部総務班（総務課）、関係各部各班

1 気象情報の伝達

町長は、富山地方気象台の発表する気象情報（特別警報・警報・注意報）を知事から受けたときは、防災関係機関に連絡を行う。

また、状況にもより、概ね次の場合には、住民等へ防災行政無線（戸別受信機を含む。）、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、広報車、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、インターネット、防災アプリ（耳で聴くハザードマップ等）、シームレスデジタル防災マップ等、多様な伝達手段により注意・警戒を呼び掛ける。

- （1）1時間雨量が20mmを超え、大雨注意報・警報が発表されているとき。
- （2）3時間雨量が40mmを超え、大雨注意報・警報が発表されているとき。
- （3）24時間雨量が80mmを超え、大雨注意報・警報が発表されているとき。
- （4）強風注意報・暴風警報が発表され、風速15m以上を観測したとき、又は台風が接近したとき。
- （5）土砂災害警戒情報が発表されたとき。
- （6）竜巻注意情報が発表されたとき。
- （7）1m以上の積雪があり、大雪警報が発表されたとき。
- （8）その他町の区域において災害が発生すると予想されるとき。

2 水防警報、洪水予報の伝達

町長は、国土交通大臣又は知事より水防警報の発令及び解除並びに洪水予報の発表を受けたときは、立山町水防計画の定めるところにより、防災関係機関、住民等へ連絡を行う。

3 雨量情報の伝達

総務課並びに災害関係課は、次に掲げる場合には、雨量情報について県総合防災情報システムにより収集・伝達を行う。

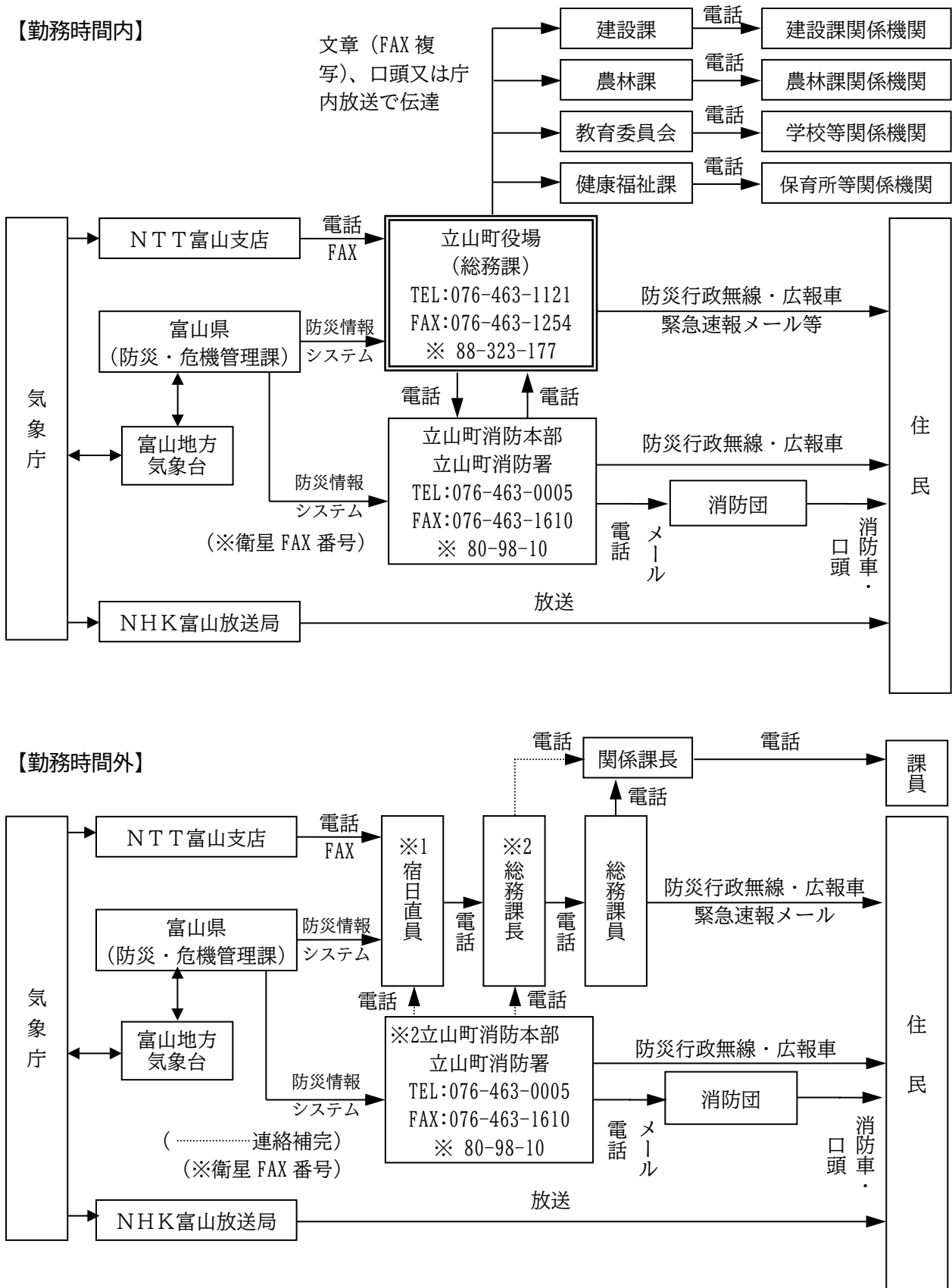
また、町管内の各機関の雨量計で測定した降雨量について、必要に応じて報告を受ける。

- （1）大雨注意報又は警報が発表されたとき。
- （2）特別警戒水位到達情報の伝達を受けたとき。
- （3）その他災害が発生するおそれが認められるとき。
- （4）災害が発生したとき。

【資料：2－6 気象観測施設】

【資料：10－1 富山県総合防災情報システム】

■ 気象予警報等伝達系統図



※1 大雨・洪水警報が発表されたときは、宿日直員は、総務課長のほか、総務課当番班長、建設課当番班長（係長）へ電話連絡する。

※2 総務課長又は消防署長は、状況により町長、副町長及び教育長へ電話連絡する。

4 異常現象等発見時の通報

被害が発生し、又は発生のおそれのある異常な現象を発見した者は、直ちに町長又は警察官に通報する。

この場合において、通報を受けた警察官は、速やかに町長に通報する。

また、町長は、必要な関係機関に通報する。

なお、通報を要する異常現象は下記のとおりとする。

(1) 気象に関する事項

- ア 激しい降雨
- イ 異常降雪
- ウ 竜巻など著しく異常な現象

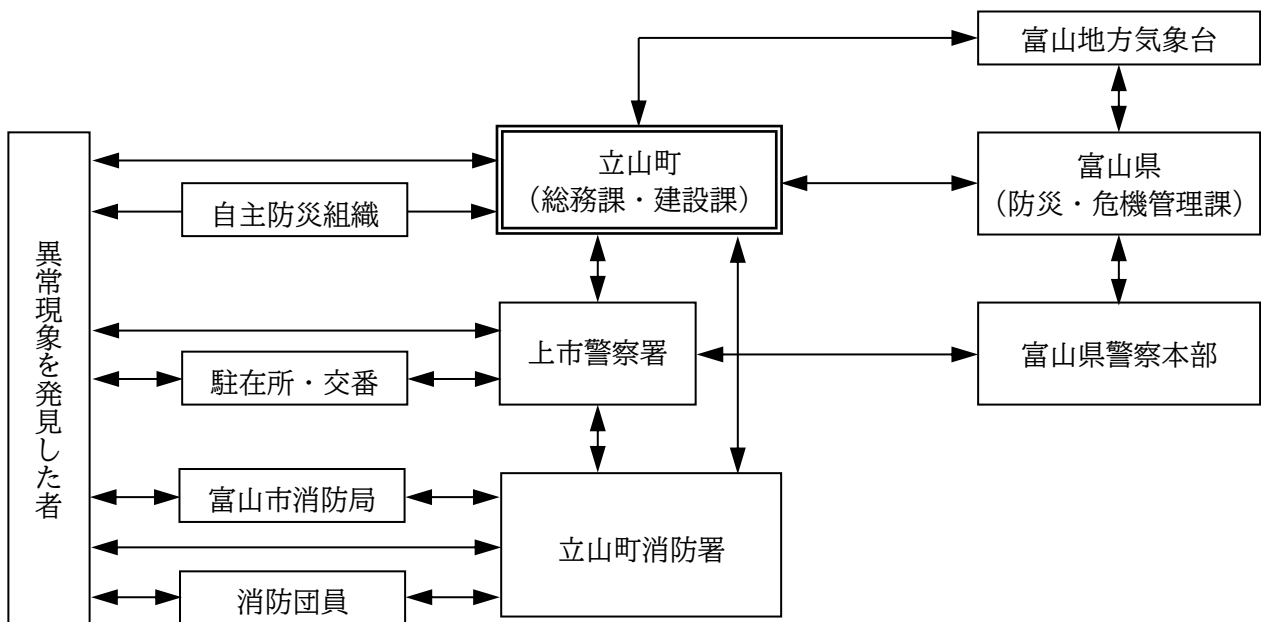
(2) 地象に関する事項

火山地域での熱雲、降灰砂、山崩れ、地割れ、地形の変化

(3) 災害の前兆に関する事項

- ア 急傾斜地等の危険地域における地表水、湧水、亀裂、竹林等の傾斜
- イ 河川における堤防の漏水、越水

■ 異常現象等発見時の通報



第6 被害の未然防止、拡大防止のための住民への呼び掛け

実施担当 関係各部各班

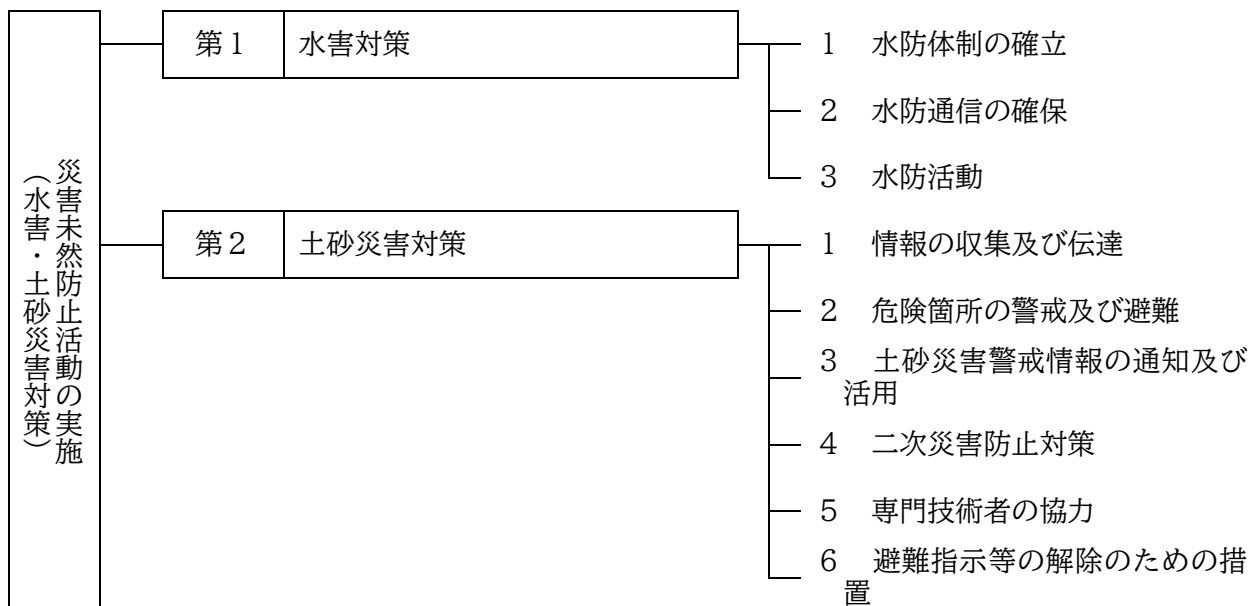
被害が発生するおそれが高くなるなど、必要な場合、関係各部各班は、防災行政無線・広報車等を利用し、住民に対し、警戒の強化や避難の準備等、被害の未然防止及び拡大防止を促す呼び掛けを行い、注意を喚起する。

その際、要配慮者への呼び掛けにも配慮する。

また、災害発生時及び発生後においても、同様の措置により必要な対策を行う。

第3節 災害未然防止活動の実施（水害・土砂災害対策）

水害及び土砂災害の被害を未然に防止し被害を最小限に止めるため、町及び防災関係機関は、迅速かつ的確な活動を行う。



第1 水害対策

実施担当	建設部応急建設班（建設課）、経済部農林土木班（農林課）、水防（消防）団、国土交通省北陸地方整備局、富山県立山土木事務所

1 水防体制の確立

町及び防災関係機関は、水害による被害の発生を防ぎよし、又は救助・救援活動を実施するなど、災害の拡大を防止するため、迅速な活動体制の確立を図る。

（1）動員配備

町職員の動員配備の基準については、「本章 第4節 第1 配備体制」に定める内容とする。

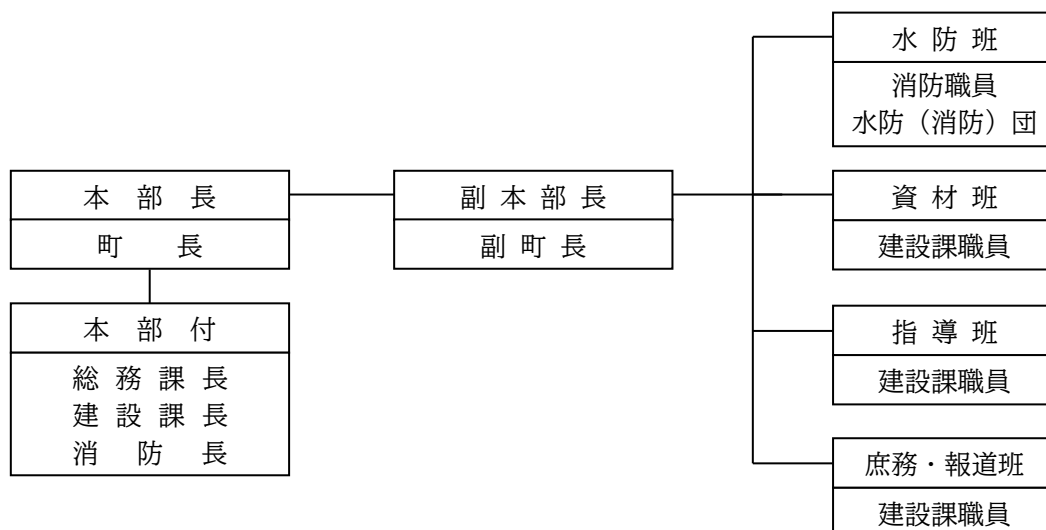
（2）水防体制

ア 町（水防管理者）は、河川が警戒水位を超えたとき、又は洪水等についての水防活動が必要であると認めたときから、その危険が除去されるまでの間、町長を本部長とした水防本部を建設課内に設置する。

イ 水防本部は、災害対策本部が設置されたときは、災害対策本部に統括される。

ウ 常願寺川右岸（横江堰堤から下流）の水防に関しては、常願寺川右岸水防市町村組合の管理者所在市町村（立山町）に水防本部を置く。

■ 立山町水防本部組織図

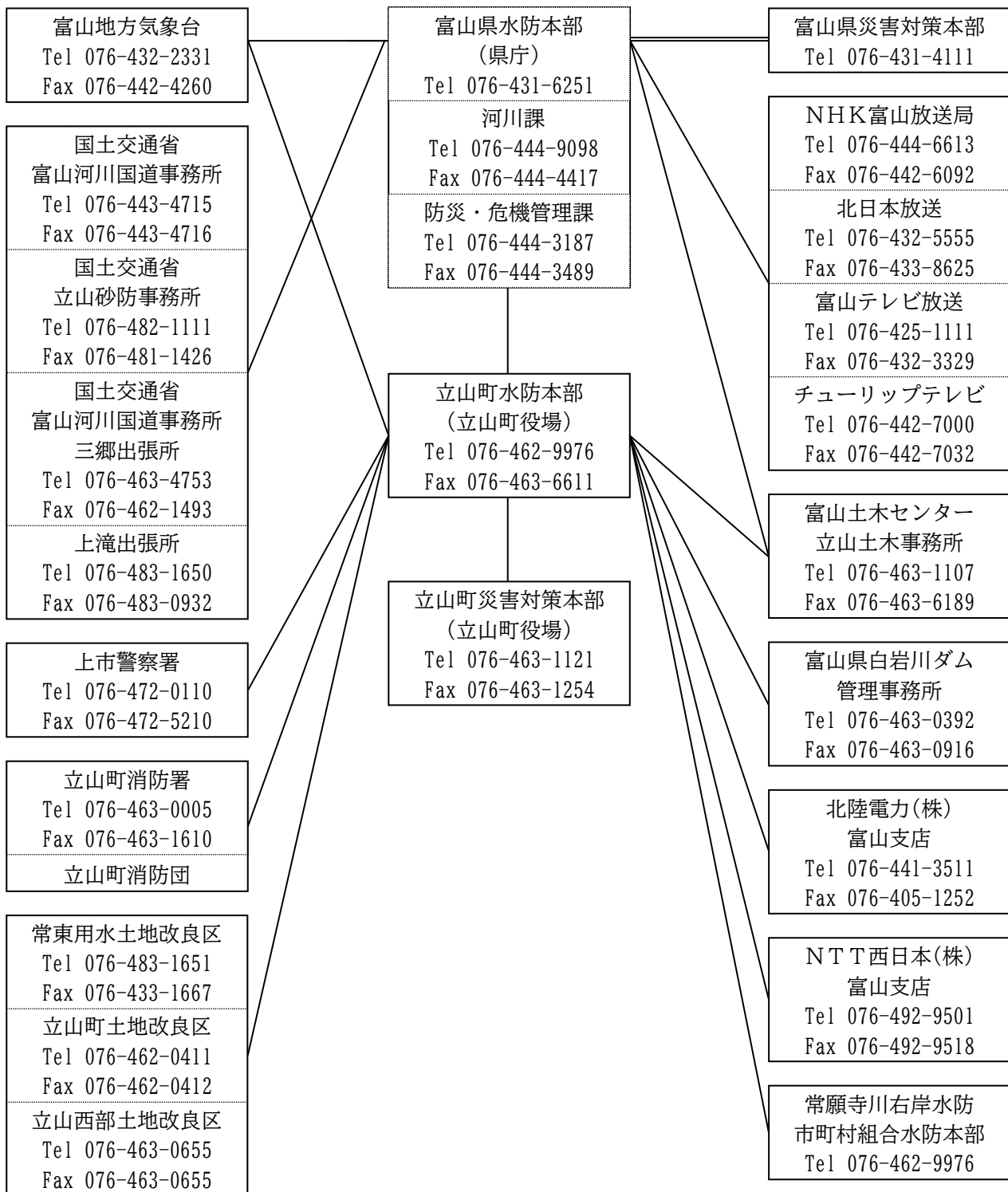


【資料：7－4 水防事務分担表】

2 水防通信の確保

町（水防管理者）は、水防上緊急を要する通信については、各連絡所と緊密に連絡を図り、資材等の備蓄品、水防作業現場等には必ず自動車伝令等を配置し、防災行政無線等の通信設備の使用をもって迅速に情報の伝達確保に努める。

■ 水防通信情報系統図（立山町）



【資料：7－6 水防通信情報連絡図（常願寺右岸水防市町村組合）】

3 水防活動

町（水防管理者）は、水防上緊急を要する通信については、各連絡所と緊密な連絡のもと、迅速な情報の確保に努める。

（１）監視警戒

町（水防管理者）は、重要水防区域及び水防警戒河川には、水防業務の分担に基づき河川に常時巡視員を配置し随時区域内を巡視するとともに、水防上危険であると認められた箇所があるときは水防本部へ連絡して必要な措置を求めなければならない。

また、直ちに水防作業を開始するとともに、立山土木事務所、富山県水防本部並びに富山河川国道事務所に、その状況及び見通し等を連絡する。

【資料：3-13 重要水防箇所（国土交通省）】

【資料：3-14 重要水防箇所（富山県）】

【資料：7-8 水防警戒河川及びその区域】

【資料：7-9 水防警戒の種類、内容及び発令基準】

【資料：7-10 洪水予報指定河川とその区域】

【資料：7-11 洪水予報指定予報河川の基準地点と基準水位】

【資料：7-12 指定河川の洪水予報の種類と発表基準】

【資料：7-13 水位周知河川及びその区域】

【資料：7-14 氾濫危険水位到達情報・発報担当者及び受報者】

【資料：7-15 流量観測所及び通報、警戒流量】

（２）水位の通報

町（水防管理者）は、気象状況の通知を受けたとき、又は出水のおそれを察知したときは、水位の変動を監視し、水防団待機水位に達したときは、直ちに富山河川国道事務所及び立山土木事務所へ通報する。

■ 水位観測所及び基準水位

所管事務所	河川名	観測場所	平水位 (m)	水防団 待機水位 (m)	氾濫 注意水位 (m)	避難判断 水位 (m)	氾濫 危険水位 (m)	備考
国土交通省 富山河川国 道事務所	常願寺川	富山市 大山上野 (大川寺)	1.90	4.20	5.10	5.24	6.61	国： テレメータ
富山県 立山土木事 務所	白岩川	立山町泉 (泉正橋)	1.00	2.20	2.60	3.30	3.80	県： テレメータ
〃	〃	上市町 放土ヶ瀬 (交益橋)	1.40	3.00	3.40	4.10	4.80	〃
〃	栃津川	立山町 浦田 (流観橋)	0.30	1.60	2.00	2.10	2.60	〃

【資料：7-7 水位観測所及び基準水位】

水位の通報事項：日時、場所、水位（増減の傾向及び見込み）、その他必要と認める事項

（３）出動水防業務及び堤防等の異常報告

町（水防管理者）は、次の場合直ちに富山河川国道事務所及び立山土木事務所に報告する。

ア 警戒水位に達し、又はそれ以上の場合に水防団及び消防機関が出動したとき。

イ 水防作業を開始したとき。

ウ 堤防その他の施設に異常を発見したとき。

報告内容：出動時間、出動人員、活動場所、水防活動開始時間、堤防等の危険状況及び形状水防工法、使用資材数量、資材の要請、見通し等

（４）水防資材の確保

水防本部長（町長）は、水防用施設及び資材・器具を整備し、緊急に必要が生じた場合は水防本部長（町長）又は消防団長が使用・収用する。

水防作業に際しては、あらかじめ備蓄してある資材を用いるが、不足する場合は、民間からの調達・収用を行う。

【資料：7－16 水防倉庫の所在位置及び備蓄資材等】

（５）決壊の通報

町（水防管理者）は、堤防その他の施設で決壊又はこれに準ずる事態が発生した場合には、水防法第25条の規定により、直ちにその旨を富山河川国道事務所及び立山土木事務所へ通報する。あわせて氾濫の及ぶおそれのある隣接市町村水防管理者等へ通報する。

（６）町長が行う避難指示等

「本章 第10節 第1 避難情報の発令及び誘導」に定める内容とする。

（７）避難対策

「本章 第10節 避難活動」に定める内容とする。

（８）水防作業の終了

水位が警戒水位以下に低下し水防警戒の必要がなくなり、水防作業の終了を命じたときは、これを一般に周知するとともに知事に対し通報する。

（９）水防報告

水防活動が終了したときは、町（水防管理者）は遅滞なく実施状況を取りまとめ、富山河川国道事務所及び立山土木事務所に報告する。

（10）その他

その他必要な事項は、「立山町水防計画」及び「常願寺川右岸水防市町村組合水防計画」の定めるところとする。

第2 土砂災害対策

実施担当

建設部土木車両班（建設課）、経済部農林土木班（農林課）、
国土交通省北陸地方整備局、富山県立山土木事務所

1 情報の収集及び伝達

集中豪雨、融雪等により、土砂災害の発生が予想される場合及び土砂災害が発生した場合においては、町及び防災関係機関は次のことに留意しつつ、迅速かつ的確な情報の収集、伝達を行う。

（１）土砂災害警戒区域、土砂災害危険区域等の存する地域においては、富山県総合防災情報システム等を活用し局地的な降雨等の情報把握に努めるとともに、現地との連絡通報体制を確保し、土砂災害の前兆現象及び発生時における災害の状況の早期把握に努める。

また、土砂災害に関する住民の避難指示の判断等に当たっては、国や県からの土砂災害警戒情報や大規模な河道閉塞発生時などに発出される土砂災害緊急情報等の情報を活用する。

- （2）土砂災害の発生が予想される場合は、住民及びライフライン管理者、交通機関等に対し、早急に注意を喚起し、又は警戒避難等の指示、伝達を行うものとし、特に具体的に危険が予想される土砂災害警戒区域等周辺の住民に対しては、極力個別伝達に努める。

ア 収集すべき情報の内容

収集すべき情報の内容は、概ね次のとおりとする。

- （ア）警戒区域等及びその付近の降水量
- （イ）急傾斜地の地表水、湧水の状況
- （ウ）警戒区域等及びその付近の亀裂の有無
- （エ）森林（立木）等の傾倒状況
- （オ）人家（建築物）等の倒壊状況
- （カ）住民及び滞在者の数
- （キ）その他災害に関する状況

【資料：2－3 土砂災害警戒情報】

【資料：3－2 急傾斜地崩壊危険箇所】

【資料：3－3 急傾斜地崩壊危険区域指定地】

【資料：3－4 地すべり危険箇所（国土交通省所管）】

【資料：3－5 地すべり危険箇所（林野庁所管）】

【資料：3－6 地すべり危険箇所（農林水産省農村振興局所管）】

【資料：3－7 土石流危険渓流】

【資料：3－8 崩壊土砂流出危険地区（国有林関係）】

【資料：3－9 崩壊土砂流出危険地区（民有林関係）】

【資料：3－10 山腹崩壊危険地区（国有林関係）】

【資料：3－11 山腹崩壊危険地区（民有林関係）】

【資料：3－12 砂防指定地】

【資料：3－18 土砂災害警戒区域等】

2 危険箇所の警戒及び避難

豪雨等によって災害が発生するおそれがある場合や、治山、砂防施設、ため池等灌漑施設等による二次災害の危険性のある箇所に対しては、町は関係防災機関と協力して警戒に当たる。

町長は、富山県総合防災情報システム等から得られる次の情報及び渓流・斜面の状況や気象情報等も含め総合的に判断し、住民避難の要否、時期を決定する。

3 土砂災害警戒情報の通知及び活用

（1）町の措置

土砂災害警戒情報、これを補足する情報及び土砂災害の前兆現象等の情報を収集し、土砂災害に関する住民の避難指示の判断等に当たり活用する。

4 二次災害防止対策

土砂災害は、地形、地質、降雨状況等により、同一箇所又はその周辺において断続的に発生し、又は崩壊により堆積した土砂が移動する等により、二次災害を引き起こすおそれがある。このため、土砂災害発生時においては、町及び防災関係機関は、次の事項に留意して必要な措置を講ずる。

- （1）引き続き降雨等の気象状況に十分な注意、監視を行うとともに、崩壊面及びその周辺斜面、堆積土砂等について、安全に留意しつつ監視を行う。
- （2）安全が確認されるまで、崩壊危険箇所周辺の居住者の避難指示を継続するとともに、警戒区域

の設定、立入規制等必要な措置を行う。

（３）行方不明者等の搜索活動、応急工事等に当たっては、特に十分な注意、監視を行う。

（４）降雨継続時には、作業の安全を確保した上で、崩壊箇所及びその周辺へのシート被覆、応急排水路等の簡易な応急措置により、再崩壊等の防止に努める。

（５）安全が確認されれば、直ちに二次災害防止のため堆積土砂等の除去、土留工事等を実施する。

5 専門技術者の協力

（１）「社団法人斜面防災対策技術協会富山県支部」及び「富山県地質調査業協会」との協定の活用

町は、二次災害発生の可能性の判断、適切な応急対策工事の実施等について、必要に応じて協定を結んでいる「社団法人斜面防災対策技術協会富山県支部」及び「富山県地質調査業協会」へ協力を要請する。

（２）その他の機関との連携及び制度の活用

町は、必要に応じて「NPO法人富山県砂防ボランティア協会※1」、地元在住のコンサルタント、斜面判定士※2 及び全国的な砂防関係ボランティア団体等へ協力を要請するほか、国の災害復旧技術専門家派遣制度※3 や災害支援技術強化対策事業※4 を活用し、早期の対応に努める。

※1：NPO法人富山県砂防ボランティア協会

土砂災害から県民の生命や財産を守るため、土砂災害防止に係わるボランティア活動を行い、もって県民の福祉に寄与することを目的とする団体。

※2：斜面判定士

砂防ボランティア全国連絡協議会により認定される。

災害時に土砂災害が起きそうな斜面を緊急的に判断する。

※3：災害復旧技術専門家派遣制度

公益社団法人全国防災協会が、災害復旧精度を熟知した者を災害復旧技術専門家として認定、登録し、災害発生時等に地方公共団体等の求めに応じて派遣し、災害復旧活動の支援、助言をボランティア活動として行う制度。

※4：災害支援技術強化対策事業

全国土地改良事業団体連合会が、農林水産省、農業工学研究所、県OB等の専門技術者を登録・派遣し、農地・農業用施設に関する災害対策等の助言を行う事業

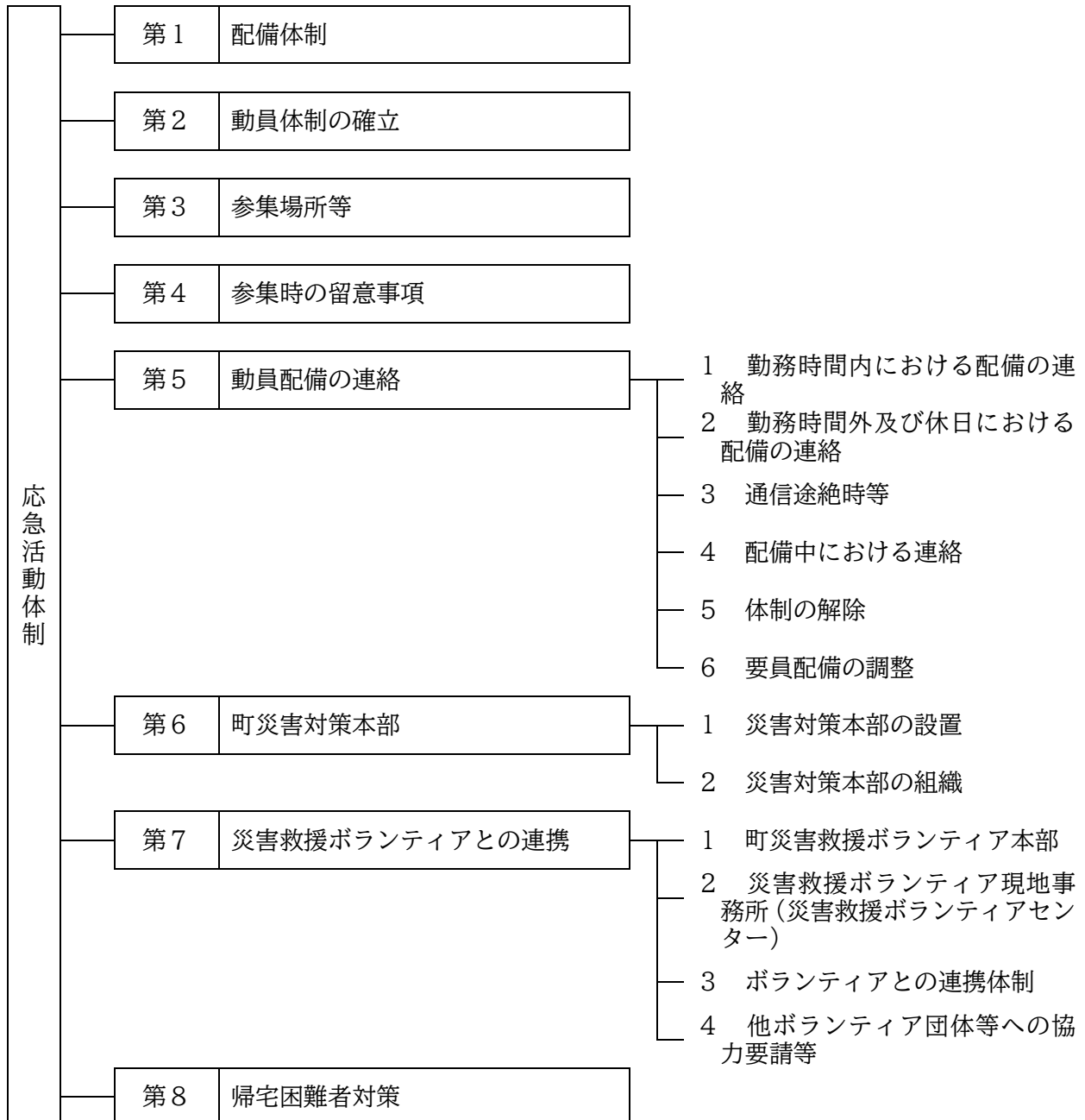
6 避難指示等の解除のための措置

町は、避難指示等（土砂災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に限る。）を解除しようとする場合において、必要があると認めるときは、国又は県に対し、当該解除に関する事項について助言を求めることができる。また、そのための連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

第4節 応急活動体制

災害が発生した場合、又は発生のおそれがある場合、県、町、防災関係機関及び住民は一致協力して、災害の拡大防止と被災者の救援救護に努め、被害の発生を最小限に止める必要がある。このため、県、町及び防災関係機関は、それぞれ災害対策本部を速やかに設置し、応急活動を実施する。この際、災害対応業務に従事する職員の健康管理等を徹底する。

なお、水防活動に係る水防本部及び水防管理団体の活動体制は「富山県水防計画」に定めるとおりとし、県災害対策本部が設置された場合には、これに統括される。



第1 配備体制

実施担当 各部各班

防災活動及び応急対策の実施を推進するために、町が取るべき体制は次の基準による。

■ 職員の非常配備基準（風水害）

種 別	配備基準	配備の内容
第1 非常配備 (準備体制)	1. 大雨、洪水、強風、雷等の注意報の一つ以上が発表され、危険な状態が予想されるとき。 又は 2. 大雨、洪水、暴風等の警報の一つ以上が発表されたとき。 又は 3. その他必要により町長が指令したとき。	① 総務課職員及び水防本部要員が主として情報収集活動及び連絡活動が円滑に実施できる体制を取る。 ② 上記のほか、注意報の種類、危険予測の程度及び災害情報などにより、当該災害に関係する課は所要の人員をあてる。 ③ 状況によって、速やかに第2非常配備に移行し得る体制を取る。
第2 非常配備 (警戒体制)	1. 大雨、洪水、暴風等の警報の一つ以上が発表され、危険な状態が予想されるとき。 2. 土砂災害警戒情報が発表されたとき。 又は 3. 局地的な応急対策が必要と認めるとき。 又は 4. その他状況により町長が指令したとき。	① 総務課職員、当該災害に関係する課の係長以上の職員及び水防本部要員が応急対策活動に当たる。 ② 上記のほか、危険予測の程度及び災害情報等により、各課の係長以上全員及び総務課長又は所管課長が必要と認めた所要の人員をあてる。 ③ 町長が指令した場合は、全所属長は登庁し、速やかに災害対策本部が設置し得る体制を取る。
第3 非常配備 (非常体制) 災害対策本部 の設置	1. 土砂災害警戒情報が発表され、被害の発生が予想されるとき。 又は 2. 大雨特別警報が発表されたとき。 又は 3. 町の全域にわたって、災害が発生すると予想されるとき。 又は 4. 町の全域でなくとも、その被害が特に甚大であると予想され、かつ町長が指令したとき。	① 水防本部を災害対策本部に統合し総合的な応急対策活動を実施できる体制を取る。 ② 全職員が登庁し、応急対策活動を実施する。 なお、登庁することが困難な場合には、所属長に、その旨を伝えるときともに、最寄りの避難場所等へ参集し応急活動に従事する。

第2 動員体制の確立

実施担当 各部各班

- (1) 各課長は、動員の順位、連絡方法等を定めた動員計画を事前に作成し、課内の職員に周知しておく。
- (2) 各課長は、災害対策本部設置前の災害対策の活動に従事する職員をあらかじめ指定しておくとともに、夜間、休日等時間外の災害発生に備えて、連絡体制を整備する。
- (3) 甚大な被害が生じ、長期間の対応が想定される場合は、あらかじめ交代要員として複数名を確保するよう努める。
- (4) 過去の災害で得た知識、経験、ノウハウ等を災害対応に活かすため、総務課在籍者の名簿を作成し、大規模災害時に、災害対策本部等への応援職員として派遣する仕組みを検討する。

第3 参集場所等

実施担当 各部各班

- (1) 職員の参集場所は、原則として、所属する部署とする。ただし、別に指示があるときは、町長の指定した場所に参集する。また、町災害対策本部が設置されたときにおける災害対策本部室要員は町役場庁舎に参集する。
- (2) 自家用車、公共交通機関等が利用できない場合は、バイク、自転車、徒歩により参集する。

第4 参集時の留意事項

実施担当 各部各班

- (1) 自ら又は家族が被災した職員は、その旨を各課長へ連絡するとともに、家族の避難、病院への収容等必要な措置をとった後に登庁する。
- (2) 交通の混乱・途絶等により登庁できない職員は、その旨を各課長に連絡し、その後の指示を受ける。
- (3) 職員は、参集途上において可能な限り、町域の被害状況を把握し、各課長へ報告する。
- (4) 登庁職員は、その職務について権限を有する者が不在のときには、臨機の判断により迅速かつ的確な応急対策を実施する。このとき、当該職員は、事後、速やかに実施業務の内容について、権限を有する者に報告する。

第5 動員配備の連絡

実施担当 各部各班

1 勤務時間内における配備の連絡

- (1) 総務課長は、非常配備体制を取ったときは、関係課長に対して配備決定の指示を行うとともに、状況により庁内放送等で全職員に対してその旨を連絡する。
- (2) 消防署は、消防団長、副団長及び各分団に、その旨を連絡する。
- (3) 災害対策関係課長は、それぞれの所管する出先機関及び各防災関係機関等へその旨を連絡する。

2 勤務時間外及び休日等における配備の連絡

勤務時間外及び休日等における宿日直者は、災害緊急情報を受けたときは、直ちに総務課長に連絡するとともに、その指示に従って職員が登庁するまでの間、災害対策事務を行う。

総務課長に連絡が取れない場合は、あらかじめ定められた連絡体制により連絡する。

連絡を受けた総務課長等は、直ちに町長及びあらかじめ定められた連絡体制により職員等に連絡する。

3 通信途絶時等

通信途絶時等は、「立山町職員初動マニュアル」に沿って、職員は自主的に行動する。

4 配備中における連絡

(1) 警戒体制への移行

総務課長から、警戒体制への移行の連絡があったときは、各課配備職員は当該課長に連絡するとともに、関係職員に登庁の連絡をする。

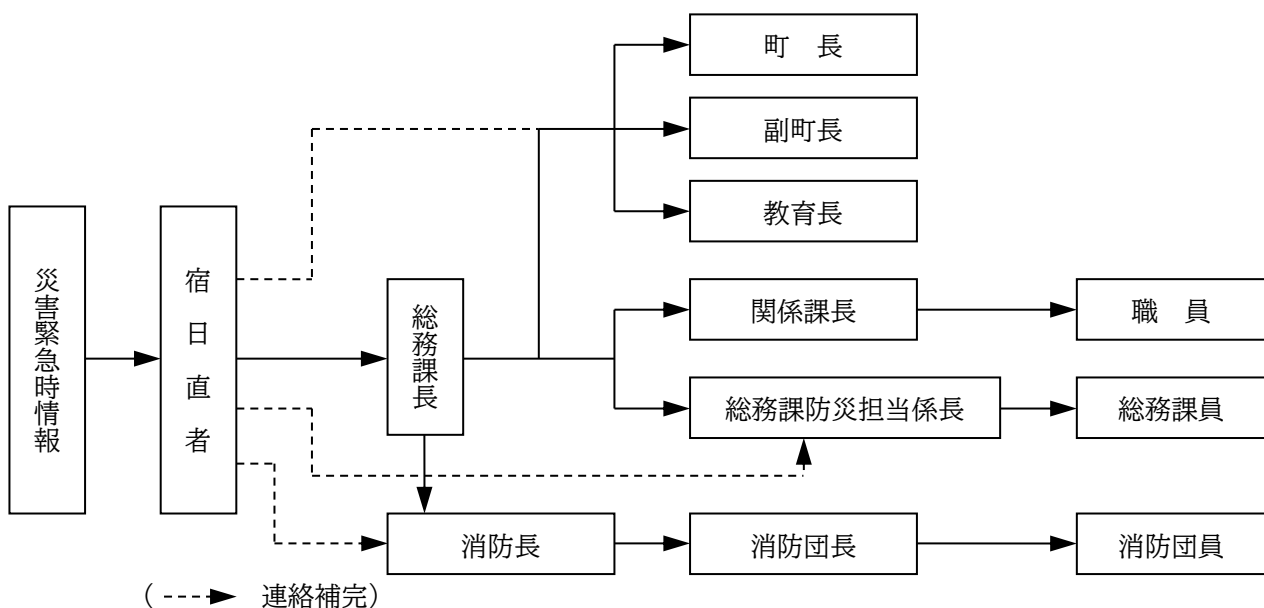
また、消防団にあっては、所定の場所に参加するように連絡する。

(2) 非常体制への移行

総務課長は、配備課長及び他の全ての課長に、非常体制を取る旨を連絡する。

各課長は、所属職員に連絡を取り、登庁を指示する。

■ 宿日直者による伝達系統図



5 体制の解除

気象予警報が解除されるなど、災害発生のおそれなくなったときは、総務課長は、関係各課と協議の上、非常配備体制を解除するとともに、関係課及び消防署を通じ消防団へこの旨を知らせる。

6 要員配備の調整

(1) 各部の要員配備の調整

各部長は、部内各班の応急対策活動の実施状況を把握し、応援が必要なときは、部内のその他の班に応援を指示する。

なおかつ要員が不足するときは、総務部総務班（総務課）に要員配備の調整を求める。

総務部総務班（総務課）は、要員配備の調整を求められた場合、各部各班と調整を行う。

(2) 応援要請等

町職員をもって動員が不足するときは、他市町村等へ応援を要請する。

第6 町災害対策本部

実施担当	各部各班

町長は、町域の全部又は一部に災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、災害予防及び災害応急対策を実施するために必要であると認めるときは、立山町災害対策本部を設置する。

1 災害対策本部の設置

(1) 災害対策本部の設置基準及び手続き

ア 設置の決定

災害状況の推移により、本部の開設が必要とされる客観情勢にいたったときは、町防災会議の意見を聴き、関係課長が参集して本部開設等について検討の上、本部員会議を招集し、災害対策本部の開設、災害応急対策等について協議し、決定する。

ただし、緊急を要するときは、総務課長、関係課長と協議し、町長の命を受けて災害対策本部を開設することができる。

イ 設置基準

「本節 第1 配備体制」の第3非常配備（非常体制）に定める配備基準に該当する場合、災害対策本部を設置する。

ウ 開設場所

本部長（町長）は、次の場所に災害対策本部を設置する。

(ア) 町役場庁舎大会議室

(イ) 町役場庁舎大会議室が被災し、本部を設置できない場合には、立山町防災児童館複合施設を使用する。

エ 本部設置の標示

本部長（町長）は、災害対策本部を設置した場合は、本部設置施設正面に「立山町災害対策本部」の標示を掲げる。

オ 災害対策本部の解散

本部長（町長）は、次の状況となったと判断したとき本部員会議を開き、災害対策本部の解散を決定する。

(ア) 災害発生のおそれが解消したとき。

- (イ) 応急対策活動が概ね完了したとき。
- (ウ) その他、本部長が必要なしと認めたとき。

(2) 災害対策本部の設置・廃止の通知等

本部長（町長）は、災害対策本部を設置又は廃止したときは、直ちに庁内放送、防災行政無線、ケーブルテレビ、ラジオ、テレビ、新聞、緊急速報メール等を通じて、庁内、住民等に公表するものとし、あわせて次に掲げるものに通報する。

- ア 富山県（防災・危機管理課）
ただし、県に連絡できない場合は国（消防庁）
- イ 上市警察署、消防署及び防災関係機関
- ウ 報道機関
- エ 隣接市町村長

2 災害対策本部の組織

町災害対策本部の組織及び分掌事務は、町災害対策本部の組織及び運営に関する規程による。

(1) 災害対策本部の組織

町災害対策本部は、本部長及び副本部長その他の職員をもって組織する。
なお、各部における組織及び班の編成は、次頁のとおりとする。

(2) 本部長及び副本部長

- ア 町長を本部長とし、副本部長は、副町長及び教育長をもってあてる。
- イ 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
- ウ 本部長の職務を代理する順序は、副町長、教育長の順とする。

(3) 本部員会議

重要な災害対策について協議するため、本部員会議を設置し、迅速かつ的確な災害応急対策を実施する。

本部員会議は、本部長、副本部長、各部長及びその他本部長が指名する者をもって組織し、必要の都度本部長が招集する。

なお、本部員会議において協議・決定すべき事項は、次のとおりとする。

- ア 災害応急対策の基本方針に関すること。
- イ 職員の非常配備体制に関すること。
- ウ 各部各班の調整、相互協力に関すること。
- エ 県及び他市町村への応援要請に関すること。
- オ 自衛隊の災害派遣要請に関すること
- カ 現地災害対策本部に関すること。
- キ 義援金、義援物資の受付及び配分に関すること。
- ク その他災害対策の重要事項に関すること。

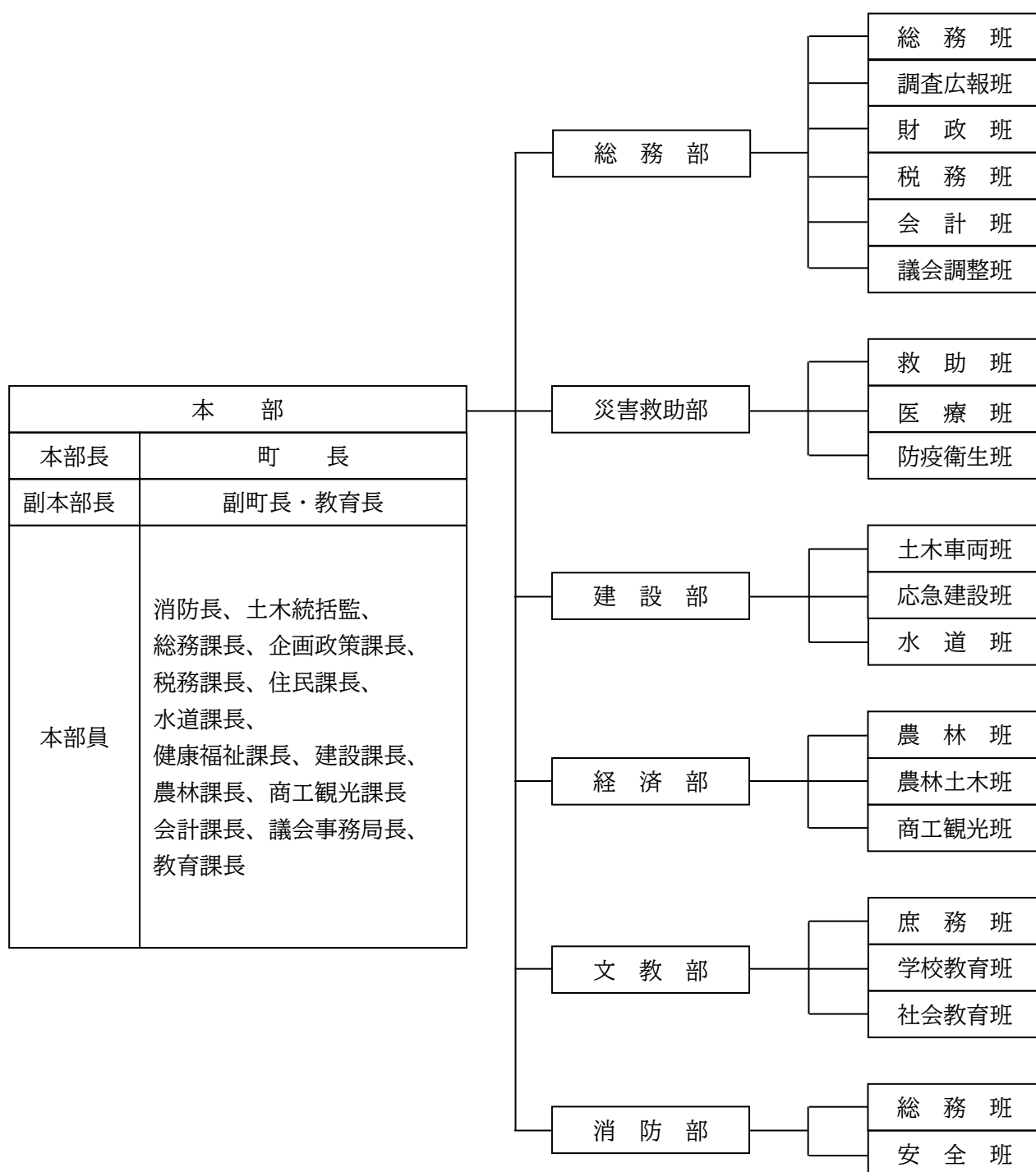
(4) 本部室

本部が設置されたときは、当該災害の総括的窓口として本部室を設ける。

本部室には、本部と各部の円滑な連絡体制を確保するため、各部長が指名した職員を連絡員として本部室に常駐させる。

※災害対策本部と消防署及び富山市消防局は、「災害対策本部管理システム」を活用し、情報共有を行う。

■ 立山町災害対策本部組織図



【資料：4－1 立山町災害対策本部条例】

(5) 本部各班の組織及び分掌事務

各部・各班の分掌事務は、立山町災害対策本部の組織及び運営に関する規定に定めるところによる。

■ 部の分掌事務

部（部長）	分 掌 事 務
総務部 （総務課長）	本部の運営、各部及び防災関係機関等との連携調整、職員の配置、災害関連事項のとりまとめ及び財務に関すること。
災害救助部 （健康福祉課長）	災害救助、医療救護及び環境衛生の保持に関すること。
建設部 （建設課長）	水防並びに公共土木施設及び建築物関係の災害対策、上下水道施設の災害対策に関すること。
経済部 （農林課長）	農畜産物、農地林務及び商工観光関係の災害対策に関すること。
文教部 （教育課長）	教育関係の災害対策に関すること。
消防部 （消防長）	火災その他の災害の予防、警戒及び防ぎよ並びに被災者の救出に関すること。

■ 班の分掌事務

種別	班（班長）班員	分掌事務
総務部	総務班 （総務課長） 総務課員 ※ただし、1～16は特に行政係員を主務者とする	1. 災害対策本部の運営及び各部の連絡・調整に関すること。 2. 災害対策本部の庶務に関すること。 3. 本部長の命令及び指示の伝達に関すること。 4. 防災会議に関すること。 5. 災害対策活動の総括に関すること。 6. 職員の非常配備、動員招集及び配置に関すること。 7. 国、県及び防災関係機関との連絡調整に関すること。 8. 自衛隊の出動要請、連絡調整に関すること。 9. 県及び他市町村への応援要請に関すること。 10. 避難情報の発令に関すること。 11. 富山県総合防災情報システムに関すること。 12. 防災行政無線、その他通信の確保に関すること。 13. 気象情報及び地震情報等の接受及び通報に関すること。 14. 各種被害状況の情報収集に関すること。 15. 災害把握、復旧調整に関すること。 16. 災害救助物資及び資材の調達に関すること。 17. 応急対策及び災害救助に係る労務供給に関すること。 18. 派遣された職員の身分取扱いに関すること。 19. 部内の連絡調整に関すること。 20. 職員の被災給付、公務災害補償及び福利厚生に関すること。 21. 庁内臨時電話、放送設備の整備に関すること。 22. 受援・応援活動に関すること。 23. 被災建物、被災宅地の応急危険度判定に関すること。 24. 各部各班に属さないこと。
	調査広報班 （企画政策課長） 企画政策課員	1. 各種情報の収集、整理及び伝達に関すること。 2. 高度情報通信ネットワークに関すること。 3. 報道機関に対する災害情報の発表に関すること。 4. 住民への災害予報・災害救助状況等の周知に関すること。 5. 災害記録（写真、録画、録音等）に関すること。 6. 視察者及び見舞者の応接に関すること。 7. 庁内の情報機器の被害調査に関すること。 8. 住民からの意見・要望・問い合わせに関すること。
	財政班 （総務課長） 総務課員	1. 災害対策に係る予算措置に関すること。 2. 町有財産の被害調査のとりまとめに関すること。 3. 町有自動車の配備に関すること。 4. 緊急輸送（通行）車両の確認証明に関すること。 5. 応急公用負担に関すること。 6. 応急復旧資金の調達に関すること。

種別	班（班長）班員	分掌事務
総務部	税務班 （税務課長） 税務課員	1. 被害家屋、土地の所在地確認に関すること。 2. 家屋、土地等の被害調査に関すること。 3. り災証明書の発行に関すること。 4. 災害に伴う町税等の減免に関すること。
	会計班 （会計課長） 会計課員	1. 義援金の受付及び保管に関すること。 2. 災害時における諸経理のとりまとめに関すること。
	議会調整班 （議会事務局長） 議会事務局員	1. 町議会との連絡に関すること。 2. 緊急議会の開催に関すること。
災害救助部	救助班 （健康福祉課長） 健康福祉課員	1. 災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用申請に関すること。 2. 救助全般の具体策の樹立及び実施に関すること。 3. 社会福祉施設等の災害対策に関すること。 4. 指定避難所の開設及びその指導に関すること。 5. 炊き出しの計画に関すること。 6. 被災者に対する生活保護及び法外援護に関すること。 （見舞金等の取扱いを含む。） 7. 被災児童の援護に関すること。 8. 義援物品の出納保管に関すること。 9. 食料、衣料、生活必需品の供給に関すること。 10. 要配慮者の避難及び援護に関すること。 11. 被災者台帳の作成に関すること。 12. 日赤活動との連絡に関すること。 13. 災害ボランティアに関すること。 （立山町社会福祉協議会との連携） 14. 部内の調整連絡に関すること。
災害救助部	医療班 （健康福祉課長） 健康福祉課員	1. 被災者の医療救護に関すること。 2. 医療救護班の編成に関すること。 3. 医療救護所の開設及び救助用医薬品に関すること。 4. 医療機関との連絡調整に関すること。 5. 被災者の健康支援に関すること。
	防疫衛生班 （住民課長） 住民課員 健康福祉課員	1. 防疫対策の樹立及び感染症予防に関すること。 2. 災害による遺体の処理、埋・火葬に関すること。 3. ごみ、し尿、災害廃棄物等の処理に関すること。 4. 応急仮設トイレ等の確保措置に関すること。 5. 火葬施設との連絡に関すること。 6. 公害苦情等の処理及び対策に関すること。 7. 死亡獣畜の処理に関すること。

種別	班（班長）班員	分掌事務
建設部	土木車両班 （建設課長） 建設課員	1. 道路、橋梁の被害対策に関すること。 2. 河川の災害対策に関すること。 3. 道路除雪に関すること。 4. 地すべり、急傾斜地、砂防等の災害対策に関すること。 5. 交通不能箇所の調査及び対策に関すること。 6. 応急復旧、緊急措置に要する諸資材の確保に関すること。 7. 災害救助物資及び資材の輸送に関すること。 8. 部内の連絡調整に関すること。
	応急建設班 （建設課長） 建設課員	1. 水防情報の収集、水防活動及び水防計画に関すること。 2. えん堤及び水門等指導連絡に関すること。 3. 緊急救援物資の輸送及び車両の確保に関すること。 4. 緊急自動車（トラック等）の配車に関すること。 5. 緊急輸送（通行）路線の確保に関すること。 6. 町有施設の災害対策に関すること。 7. 町営住宅の災害対策に関すること。 8. 倒壊家屋等の処理及び宅地等に係る指導・相談に関すること。 9. 応急仮設住宅の用地確保及び建設に関すること。 10. 応急仮設住宅の入居者選定に関すること。 11. 建設関連業者との連絡に関すること。 12. その他災害復興建設に関すること。
	水道班 （水道課長） 水道課員	1. 上水道施設の災害対策に関すること。 2. 下水道施設の災害対策に関すること。 3. 災害時における飲料水の確保供給に関すること。 4. 飲料水の衛生管理に関すること。

種別	班（班長）班員	分掌事務
経済部	農林班 （農林課長） 農林課員 農業委員会事務局員	1. 災害時の食料等の確保に関する事 2. 農作物及び農林畜産施設の被害調査に関する事 3. 農作物及び農業施設の災害対策に関する事 4. 農作物、種苗及び生産資材の緊急あっせんに関する事 5. 農林産物に係る病虫害発生防除に関する事 6. 家畜、家きん、畜産施設及び畜産物の災害対策に関する事 7. 家畜飼料に関する事 8. 家畜の伝染病の防疫に関する事 9. 農業関係団体との連絡に関する事 10. 部内の連絡調整に関する事
	農林土木班 （農林課長） 農林課員	1. 農地の災害対策に関する事 2. ため池、用排水路、農業用施設の災害対策に関する事 3. 治山及び林道施設の災害対策に関する事
	商工観光班 （商工観光課長） 商工観光課員	1. 商工業関係資材等の緊急輸送手配に関する事 2. 工場、事業所等の災害対策に関する事 3. 観光施設、観光客の災害対策に関する事 4. 中小企業に対する復旧資金のあっせん及び助成に関する事 5. 労働者災害状況調査に関する事 6. 産業経済団体との連絡調整に関する事
文教部	庶務班 （教育課長） 教育課員	1. 部内の職員の動員に関する事 2. 指定避難所（教育施設）の開設運営の協力に関する事 3. 教育関係の被害のとりまとめ及び連絡調整に関する事 4. 部内の連絡調整に関する事
	学校教育班 （教育課長） 教育課員	1. 学校教育施設の災害対策に関する事 2. 被災児童、生徒の授業に関する事 3. 被災児童、生徒への教科書等の支給に関する事 4. 被災児童、生徒の保健管理に関する事 5. 被災児童、生徒の学校給食に関する事 6. 被災生徒の育英、奨学に関する事 7. 教職員の確保に関する事 8. 児童、生徒の避難誘導及び救護保護に関する事 9. 被災者等の給食に関する事
	社会教育班 （教育課長） 教育課員	1. 社会教育・体育施設の災害対策に関する事 2. 文化財等の災害対策に関する事 3. 災害救助活動に協力する社会教育団体等の連絡調整に関する事 4. 炊き出しの応援に関する事

種別	班（班長）班員	分掌事務
消防部	総務班 （消防本部総務課長） 消防署員	1. 消防計画の総括に関すること。 2. 関係機関との連絡調整に関すること。 3. 消防団員の動員及び配備に関すること。 4. 住民の避難誘導及び立退き指示等に関すること。 5. 被災地の警備・警戒に関すること。 6. 隣接市町村消防機関との相互応援に関すること。
	安全班 （消防本部安全課長） 消防署員	1. 救急、救助業務に関すること。 2. 火災その他の災害の予防、警戒及び防ぎよに関すること。 3. 被災者の救助、救出及び救急搬送に関すること。 4. 自主防災組織に関すること。 5. 危険物及び高圧ガスの管理指導に関すること。

備考 各部各班の共通の分掌事務は、次のとおりとする。

1. 災害関係情報の収集に関すること。
2. 被害状況の調査に関すること。
3. 関係機関への被害状況等の報告及び通報に関すること。
4. 所属施設又は出先機関の災害対策に関すること。
5. 他部、他班の応援に関すること。
6. その他本部長の命じた事項に関すること。

【資料：4－2 立山町災害対策本部の組織及び運営に関する規程】

【資料：4－3 立山町災害対策本部運営要領】

（6）現地災害対策本部

ア 現地災害対策本部の設置

本部長は、必要があると認めたときは、災害現場に現地災害対策本部を置く。

イ 現地災害対策本部の活動

現地災害対策本部は、本部任務のうち、緊急を要する対策について、本部からの連絡、状況報告、要請等に基づいて活動する。

ウ 現地災害対策本部の職員

（ア）現地災害対策本部長

現地災害対策本部長は、災害対策本部の副本部長又は本部員のうちから本部長が指名し、本部長の命を受けて現地災害対策本部の事務を掌理する。

（イ）現地災害対策本部員、職員

現地災害対策本部員は災害対策本部の班長の中から、現地災害対策本部職員は災害対策本部職員の中から現地災害対策本部長が指名する。

（7）災害情報連絡員

地域の被害情報の収集及び災害対策本部からの情報伝達を行うため、災害情報連絡員を地区等に派遣する。

第7 災害救援ボランティアとの連携

実施担当	災害救助部救助班（健康福祉課）、町社会福祉協議会

大規模な災害が発生したとき、町内外から災害救援ボランティアとして多数の参加が予想される。

このため、町は、町社会福祉協議会が設置する災害救援ボランティア本部と連携し、災害救援ボランティアの円滑な受入と活動が効果的に行われるよう努める。なお、県災害救援ボランティア本部は、富山県総合福祉会館内に設置される。

また、町は県、関係団体等と相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受入体制を確保するよう努める。ボランティアの受入れに際して、ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。

さらに、町は、県、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有する。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組みにより、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境について配慮する。

ただし、災害救援ボランティアの受入対象地域については感染症等の感染状況を踏まえ適宜判断するものとし、受入れの際は必要な感染防止措置を講じる。

1 町災害救援ボランティア本部

町社会福祉協議会は、町災害対策本部が設置されたときは、町と連携し、速やかに「町災害救援ボランティア本部」を設置する。

また、設置後、速やかに報道機関等を通じてボランティアの受入窓口や連絡先、ボランティアの活用等を広報するとともに、地域協力団体又は県災害救援ボランティア本部にコーディネーター等運営スタッフの派遣協力を要請し、運営体制を整備する。

(1) 設置場所

町災害救援ボランティア本部は、町社会福祉協議会に設置する。

なお、当該施設に設置できない場合は、町と協議の上、設置すべき施設を決定する。

(2) 機能・業務

- ア ボランティアニーズの把握
- イ 町災害対策本部、県災害救援ボランティア本部及び現地事務所との連絡調整
- ウ 現地事務所間のボランティア、コーディネーター等の配置・連絡調整
- エ 地域協力団体との情報交換及び運営スタッフ等の派遣協力要請
- オ 相談窓口の設置
- カ ボランティア活動参加申込者への対応
- キ ボランティアの受入れ
- ク 活動用資機材の調達（町災害対策本部と連携）
- ケ 救援物資の仕分け、搬送
- コ 地域内への広報

(3) その他

町は、県から事務の委任を受けた際は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、町社会福祉協議会が設置する災害救援ボランティア本部に委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

2 災害救援ボランティア現地事務所（災害救援ボランティアセンター）

町災害救援ボランティア本部は、被災地の被害状況に応じてボランティア活動の拠点となる現地事務所（災害救援ボランティアセンター）を設置するものとし、速やかにその旨を地域住民に広報する。

なお、現地事務所（災害救援ボランティアセンター）を設置しない場合には、この機能は町災害救援ボランティア本部が担う。

（1）設置場所

現地事務所（災害救援ボランティアセンター）を設置する場合、町と町社会福祉協議会は協議し、ボランティア活動が円滑に行える場所（公民館、指定避難所等の施設）を確保する。

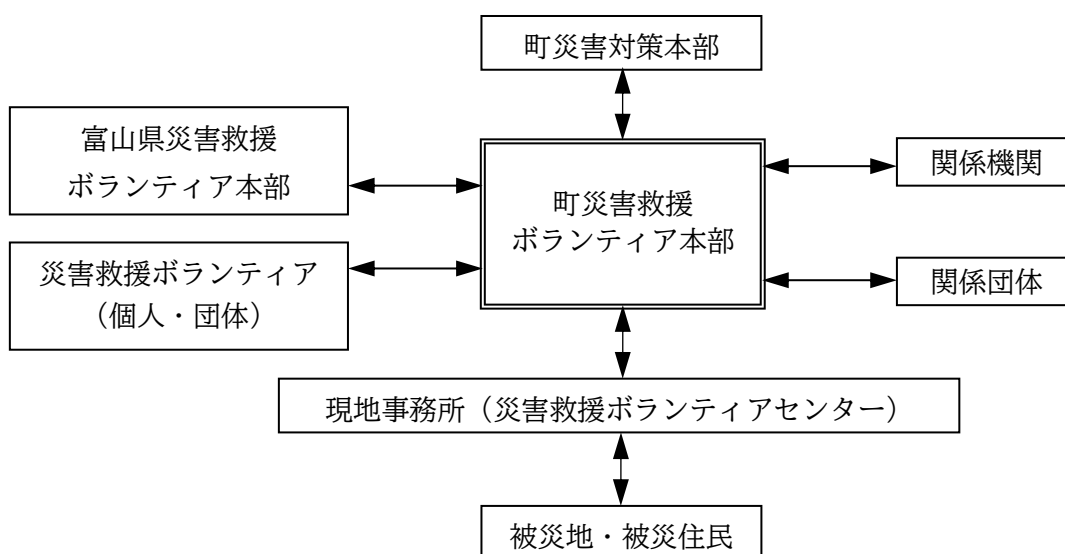
（2）機能・業務

- ア 町災害救援ボランティア本部との連絡調整
- イ ボランティアニーズ及び被災状況の把握
- ウ ボランティアの受入れ、登録、保険加入
- エ ボランティアと被災者ニーズとのマッチング（コーディネート）
- オ 救援物資の整理配布
- カ 活動用資機材の配布
- キ 現地での活動
- ク ボランティアの健康管理
- ケ 被災者の相談対応

3 ボランティアとの連携体制

町災害対策本部とボランティア（被災建築物応急危険度判定士・被災宅地危険度判定士・医療ボランティア等の専門ボランティアを除く。以下同じ。）との有機的な連携を図るため、次のような体制を取る。

■ ボランティアとの連携体制



4 他ボランティア団体等への協力要請等

町災害救援ボランティア本部だけでは対応が困難であると認めるときは、被災地域外からの災害救援ボランティアの受入れ、活動調整等について、県災害救援ボランティア本部、日本赤十字社富

山県支部、県社会福祉協議会、県民ボランティア総合支援センターへ協力を要請する。

また、必要に応じ、不足しているボランティアの職種等の情報を報道機関に提供するとともに、災害専用ホームページを開設し公開する。

第8 帰宅困難者対策

実施担当	総務部調査広報班（企画政策課）

昼間の町域内には、通勤・通学、買い物、旅行等の多くの人が流入、滞在しているため、大規模な災害が発生した場合、交通が途絶し、自宅に帰ることができない人々が多数発生することが予想される。

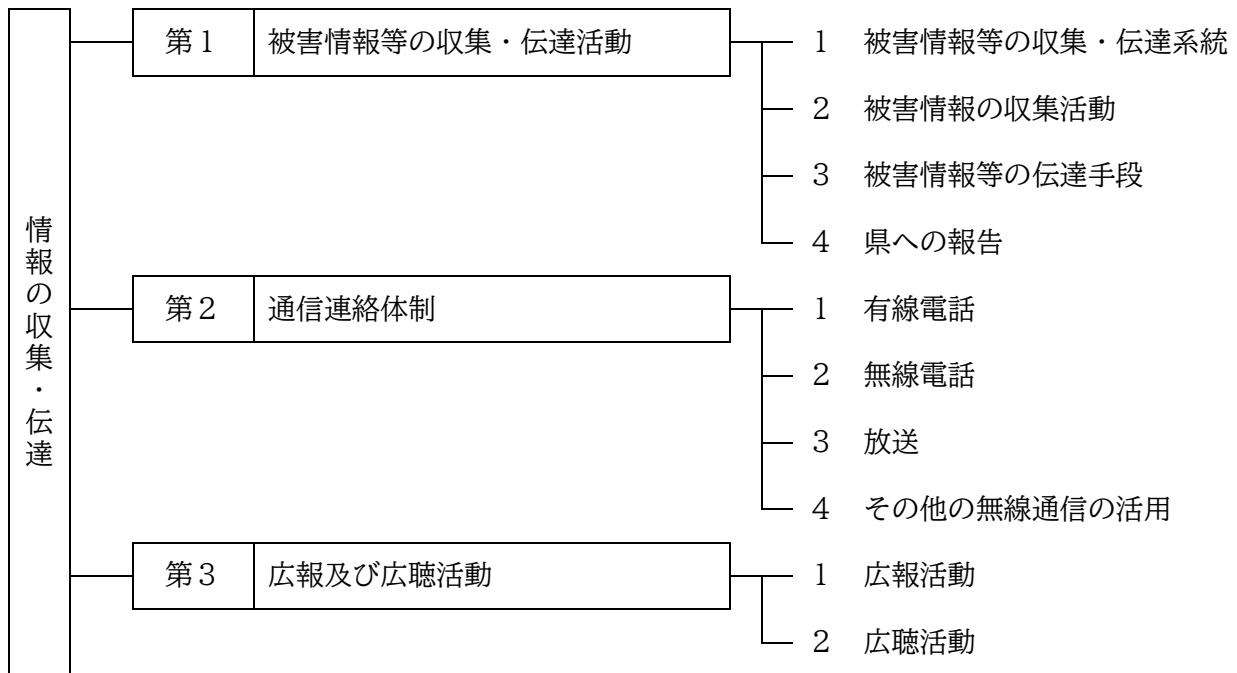
このため、町は、このような帰宅困難者を支援するため、防災関係機関との応援協定の締結等を推進するとともに、県が推進する徒歩帰宅支援ステーションの住民への広報を行う。

■ 支援ステーション・ステッカー



第5節 情報の収集・伝達

被害情報、応急対策の情報を取りまとめ、迅速な指揮命令体制を確立し、適時適切に防災関係機関に提供するとともに、住民に対する広報・広聴活動に資する。



第1 被害情報等の収集・伝達活動

実施担当

総務部総務班（総務課）、総務部調査広報班（企画政策課）、
消防部総務班（消防本部）

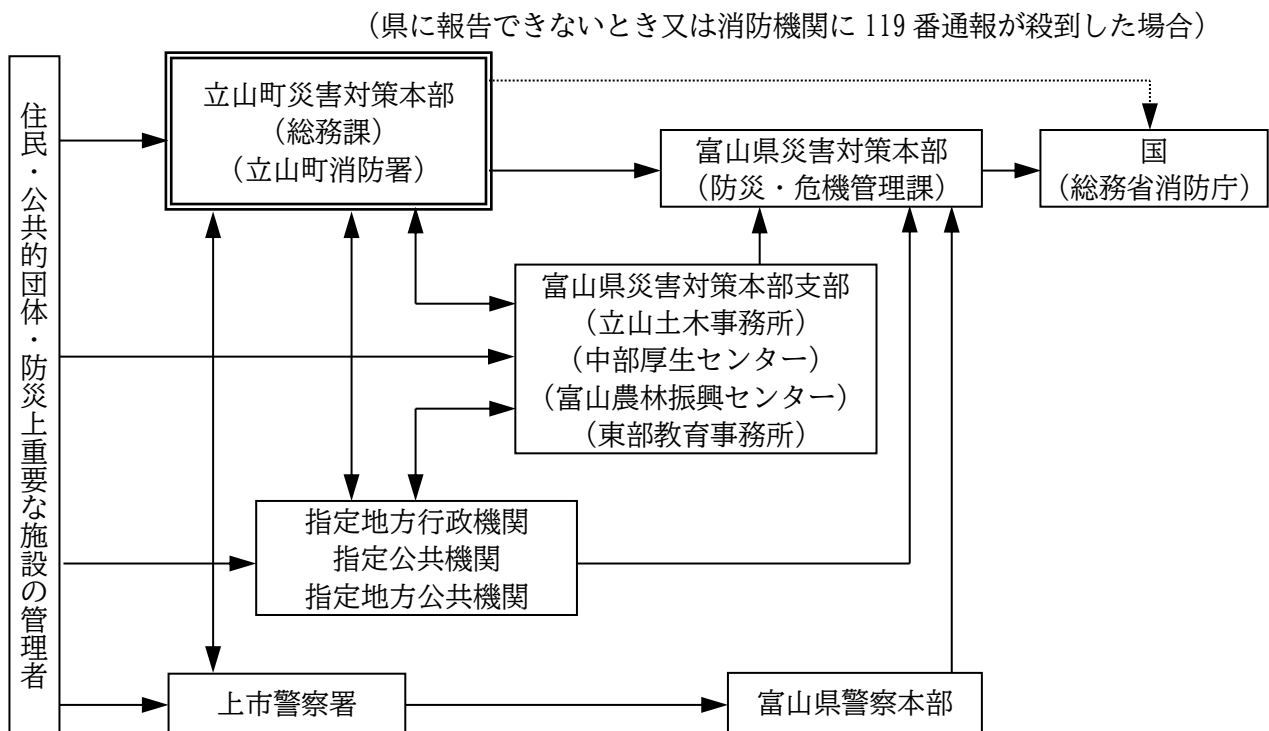
総務部総務班（総務課）及び防災関係機関は、災害の発生に際して、速やかに管内又は所管業務に関する被害状況等を迅速かつ的確に把握し、防災関係機関へ定期的に報告を行う。

1 被害情報等の収集・伝達系統

被害情報等の収集・伝達系統は、次図のとおりである。

なお、休日・夜間等勤務時間外における情報の接受は、宿日直者が緊急に対応する。

■ 被害情報等の収集・伝達系統図



※ () 内は、災害対策本部が設置されない場合を示す。

【資料：4-3 立山町災害対策本部運営要領】

2 被害情報の収集活動

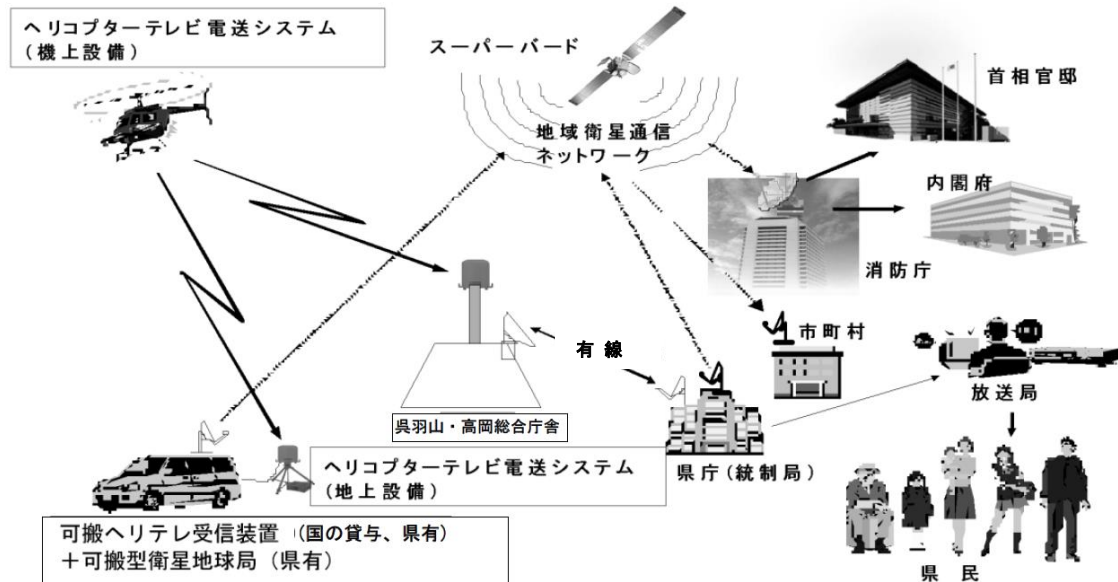
概括的な情報も含め、多くの被害情報を収集し、被害規模を早期に把握することは、災害応急対策を効果的に実施する上で不可欠である。

このため、総務部調査広報班（企画政策課）は、次の方法によるほか、可能な限り多様な方法により情報収集に努めるとともに、収集した情報を関係機関に共有する。

- (1) 異常現象の発見者による通報から情報を収集する。
- (2) 富山県総合防災情報システムや消防署から情報収集する。
- (3) 参集する職員が確認した自宅周辺及び参集途上での被害状況を本人から収集する。
- (4) 県消防防災ヘリコプター及び自衛隊、国土交通省等の航空機の上空からの目視、県消防防災ヘリコプター等のヘリコプターテレビ電送システムにより情報を収集する。また、高所監視カメラの活用のほか、無人航空機を保有する機関の撮影等による情報も収集する。なお、収集した画像情報については、防災IoTシステム等を活用し、関係機関間での迅速な共有に努める。
- (5) 被災地、指定避難所及び二次災害等の危険箇所へ職員を派遣し、防災行政無線、携帯電話等により情報を収集する。
- (6) ライフライン、公共交通防災関係機関等が把握する情報を、電話、無線等により収集する。
- (7) テレビ、ラジオを視聴し、情報を収集する。
- (8) 消防無線の使用状況を接受するとともに、119番通報の殺到状況を把握することにより、情報を収集する。
- (9) 立山町アマチュア無線クラブの協力を得て情報を収集する。

- (10) タクシー会社、トラック会社、警備会社等の協力を得て情報を収集する。
- (11) インターネットにより情報を収集する。
- (12) 無人航空機を活用したレーザー測量等、最新の ICT 技術を用いて情報を収集する。

■ 富山県消防防災ヘリコプターテレビ電送システム



3 被害情報等の伝達手段

総務部総務班（総務課）及び防災関係機関は、次の手段により被害情報等を伝達する。

- (1) 有線が途絶したときは、防災行政無線、高度情報通信ネットワーク、消防無線、警察無線等他機関の無線通信施設等を利用する。また、必要に応じて、北陸総合通信局に対し災害対策用移動通信機及び災害対策用移動電源車の貸出要請を行うことも考慮し、さらに、災害対策用移動通信機器の輸送が困難な場合には、ヘリコプター等の航空機を保有する関係機関への輸送の要請について検討する。
- (2) 全ての通信施設が不通のときは、通信可能な地域まで職員を派遣するなど、あらゆる手段を尽くして情報を伝達するよう努める。
- (3) 被害情報の迅速かつ正確な把握には、映像による把握が特に有効である。このため、携帯電話、インターネット、アマチュア無線による映像伝送についても有効に活用する。

4 県への報告

(1) 被害情報等の報告内容

被害情報に関する内容は、次のとおりである。

- ア 災害の原因
- イ 被害が発生した日時
- ウ 被害が発生した場所又は地域
- エ 被害状況
- オ 応急措置状況
- カ その他必要な事項

(2) 被害情報の報告

町及び防災関係機関は、町域内に被害が発生したときは、迅速に被害の状況の情報を収集し、

関係機関に連絡する。また、定期的に情報を収集し、デジタル技術の活用により、関係機関に最新の情報を円滑に共有するよう努める。なお、人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）については、県が一元的に集約し、調整を行う。

道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、国、県、町、指定公共機関は、それぞれの所管する道路のほか、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、被災市町村に連絡する。また、被災市町村は、防災関係機関との連携により速やかに孤立集落を把握し、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努める。

町は県と連携し、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報の官邸及び非常本部等を含む防災関係機関への共有を図る。

また、町は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。なお、県は、町等と連携して、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、「災害時における安否不明者の氏名等の公表に関するガイドライン」に基づき、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、安否不明者の絞り込みを行う。

ア 災害即報

総務部総務班（総務課）及び消防部総務班（消防本部）は、町域内に被害が発生した場合、人的被害の状況（死者・行方不明者数）、建築物の被害の状況及び水害、土砂災害等の発生状況等の情報を収集し、被害規模の把握に努め、被害が大規模であると認められるときは、被害規模及び概括的な被害情報を県災害対策本部（防災・危機管理課）に報告するとともに、被害状況、災害対策本部の設置状況、災害応急対策の活動状況について、随時、県災害対策本部（防災・危機管理課）に報告する。併せて、「火災・災害等即報要領」に基づき、消防庁に対しても原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く報告する。

また、住民等からの119番の通報の殺到状況についても、あわせて国（総務省消防庁経由）及び県災害対策本部（防災・危機管理課）に通報する。

さらに、被害状況、町災害対策本部の設置状況、応急対策の活動状況について、随時、県災害対策本部（防災・危機管理課）に報告する。

なお、被災により県に報告できない場合は、国（総務省消防庁経由）に直接報告する。特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、町は、住民登録の有無に関わらず、町の区域内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努める。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡する。

イ 災害確定報告

災害確定報告は、応急措置が完了した後、10日以内に、県災害対策本部（防災・危機管理課）に報告する。

【資料：11－1 県への災害即報、災害確定報告】

【資料：11－2 県への災害概況即報】

第2 通信連絡体制

実施担当

総務部総務班（総務課）、総務部調査広報班（企画政策課）、
各通信事業者

総務部総務班（総務課）及び防災関係機関は、災害応急対策に必要な情報収集・伝達を迅速かつ的確に行うため、加入電話や専用線電話など、通常の通信手段を利用するほか、特に必要があるときは、無線電話、テレビ・ラジオ、非常通信、インターネット、衛星携帯電話等を利用し、防災機関相互の通信連絡体制を緊密にし、応急活動を円滑に遂行する。

また、電気通信事業者は、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害、復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び住民に対して、わかりやすい情報提供（ホームページのトップページへの記載、地図による障害エリアの表示等）を行うとともに、関係機関に共有する。

1 有線電話（NTT西日本株式会社、各防災関係機関）

（1）災害時優先電話

電話回線が異常に輻輳した場合においても、NTT西日本株式会社等が行う発信規制や輻輳している所への通話規制の対象とならない加入電話であり、あらかじめNTT西日本株式会社富山支店の指定を受けるとともに、着信防止対策を取り、災害対策上支障がないよう措置しておく。

（2）専用電話

災害時の通信連絡を行うに当たり、緊急を要するときは、各機関の所有する専用電話を利用しで行う。

利用できる施設としては、警察電話、消防電話、水防電話、航空保安電話、気象電話、鉄道電話、電気事業電話があり、その利用方法としては、一般電話に準じて行う。

2 無線電話

（1）県防災行政無線

災害時には、県防災行政無線（高度情報通信ネットワーク）が有する電話、ファクシミリの一斉通報機能、データ・画像伝送機能を活用する。

また、必要に応じ、県との間に直通回線（ホットライン）を設定する。

ア 県災害対策本部 81～83-111-3360、3361、3363～3366、3369

イ 消防庁危機管理センター 81～83-048-500-7510

（2）防災相互無線

防災相互通信用周波数には、158.35MHzと466.775MHzの2波があり、都市部や石油コンビナート等における大規模災害時において、無線局相互間での連絡等に活用する。

（3）携帯電話

町が所有する携帯電話の一部を災害時優先電話として登録し、積極的に活用する。

（4）衛星携帯電話

衛星携帯電話を積極的に活用する。

（5）緊急速報メール等の活用

携帯端末等の緊急速報メールを積極的に活用する。

3 放 送

本部長（町長）は、緊急を要する場合で、かつ特別の必要があるときは、あらかじめ放送各社と締結している「災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用等に関する協定について」及び「通信設備の優先利用等に関する協定」に定めた手続きにより、知事を通じて、放送機関に災害に関する通知、要請、伝達、警告及び予警報等の放送を依頼する。

（１）依頼の手続き

総務部調査広報班（企画政策課）は、次の事項を明記の上、文書をもって依頼するが、特に緊急を要する場合は、口頭、電話により依頼し、後刻速やかに文書を提出する。

- ア 放送を求める理由
- イ 放送の内容
- ウ 発信者名及び受信の対象者
- エ 放送の種類

（２）放送の依頼先

- ア 日本放送協会富山放送局
- イ 北日本放送株式会社
- ウ 富山テレビ放送株式会社
- エ 株式会社チューリップテレビ
- オ 富山エフエム放送株式会社
- カ 富山県ケーブルテレビ協議会
- キ 株式会社TAM（ケーブルテレビ）

4 その他の無線通信の活用

災害に関する情報連絡を迅速に行うため、他機関の無線通信施設を利用することができる。

（１）利用できる主な施設

- ア 警察、消防、水防、鉄道、電気その他、災害救助法第11条で定める業務を行う機関の保有する無線

通信施設名	通信系統
市町村防災行政無線	市町村とその集落及び防災関係機関等を結ぶ回線
消防防災無線	消防庁と都道府県を結ぶ回線
中央防災無線	官邸及び内閣府等（防災関係省庁を含む。）と都道府県を結ぶ回線
国土交通省回線	国土交通省と同省の出先機関並びに都道府県を結ぶ回線
警察庁回線	警察庁と都道府県警察を結ぶ回線
気象庁回線	気象庁と気象庁の出先機関を結ぶ回線
海上保安庁回線	海上保安庁と海上保安庁の出先機関を結ぶ回線
消防無線	消防機関等相互を結ぶ回線
県警察無線	県内の警察機関相互を結ぶ回線
鉄軌道無線	西日本旅客鉄道株式会社、富山地方鉄道株式会社、万葉線株式会社の各防災関係機関を結ぶ回線
電気事業用無線	北陸電力株式会社、北陸電力送配電株式会社、関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社の各防災関係機関を結ぶ回線

- イ 非常通信協議会の構成員の保有する無線
- ウ 前号以外で無線局を有する機関の無線

(2) 相互協力

発受信者と無線局の設置者は、非常通信協議会等を通じて、事前に十分に協議を行い、災害時の通信の確保に協力する。

第3 広報及び広聴活動

実施担当 総務部総務班（総務課）、総務部調査広報班（企画政策課）

災害時の混乱した事態に、民心の安定、秩序の回復を図るため、災害の状態、災害応急対策の実施状況や各種の生活情報を住民に迅速かつ的確に周知するよう、積極的に広報活動を実施する。

なお、住民への情報提供に当たっては、広報窓口を一元化するとともに、定期の記者発表等適時適切に正確な情報を提供するよう努める。

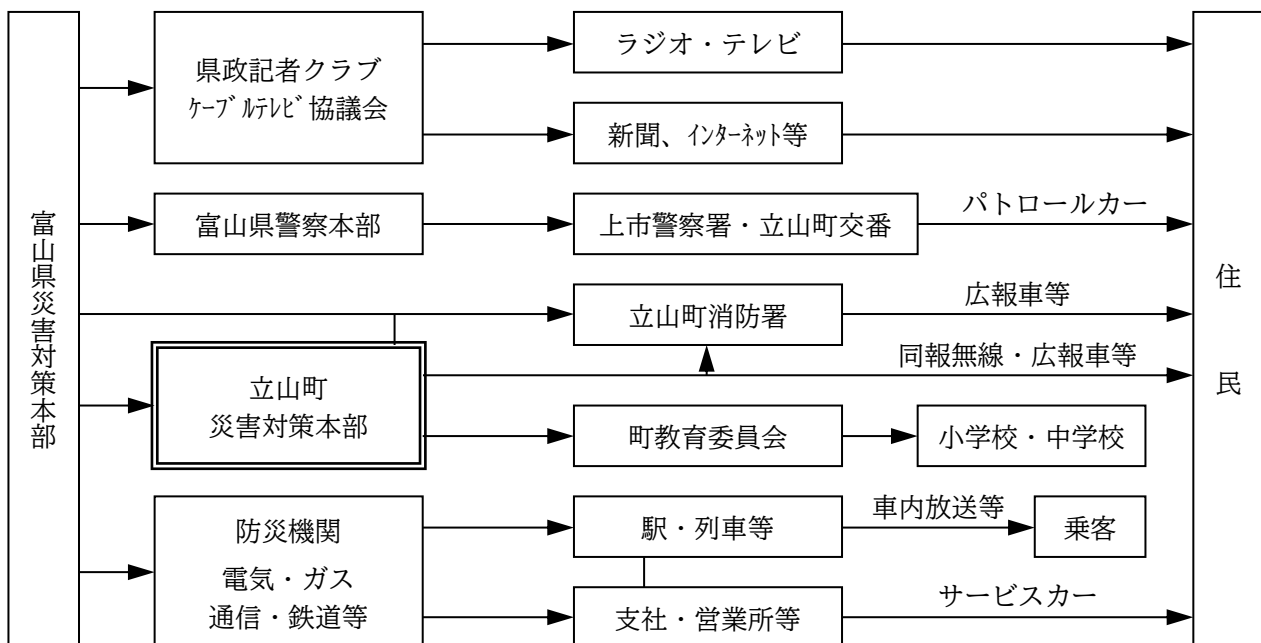
また、速やかな復旧を図るため、防災関係機関と連携を取りながら広聴活動を実施し、被災者の要望事項の把握に努める。

1 広報活動

(1) 活動体制

総務部調査広報班（企画政策課）は、防災関係機関と連携を取りながら、適切かつ迅速な広報活動に努める。

■ 災害時の広報活動フロー



(2) 広報活動の内容

ア 災害発生前

災害の規模、動向、今後の予想を検討し、これに対処するため被害防止に必要な事項を分かりやすくまとめ、住民に対し、防災行政無線、広報車、ホームページ、SNS、防災アプリ、ケーブルテレビ、チラシ等により広報活動を実施する。

イ 災害発生後

県、防災関係機関と緊密な連絡を取り、相互に協力しながら、広報資料の収集に努めるとともに、住民に対し、防災行政無線、広報たてやま、広報車、ホームページ、SNS、防災アプリ、掲示板、テレビ、ラジオ、ケーブルテレビ等を活用して、広報活動を実施する。また、多様な媒体へ迅速に情報を伝達するためLアラート（災害情報共有システム）等による伝達手段の多重化・多様化に努める。

（ア）災害発生直後の広報

- a 災害発生状況（家屋の倒壊、水害・土砂災害等災害発生状況）
- b 災害応急対策の状況（地域・コミュニティごとの取組状況等）
- c 交通状況（道路交通規制等の状況、鉄道・バスの被害、運行状況等）
- d 地域住民の取るべき措置（流言飛語の防止、近隣助け合いの呼び掛け等）
- e 避難の指示（避難地域の状況、指定避難所の開設状況等）
- f 医療機関の開設及び医療救護所の設置状況

（イ）応急復旧活動段階の広報

- a 地域住民の安否情報（指定避難所ごとの被災者氏名等の確認状況等）
- b 給食・給水の実施状況、生活必需品の配布状況その他生活に密着した情報（水道管等地域のライフライン設備の途絶等被災状況、し尿処理・衛生に関する状況、臨時休校の情報等）

（ウ）支援受入れに関する広報

- a 各種ボランティア情報（他機関と連携したニーズ把握、受入れ・派遣情報等）
- b 義援金・救援物資の受入れに関する情報

（エ）被災者に対する広報

被災者への相談サービスの開設状況

（オ）その他必要事項

（3）庁内及び防災関係機関への連絡

災害情報、被害状況の推移等について、各部連絡員を通じて職員に周知させるとともに、各部に対して措置すべき事項及び伝達事項を連絡する。

また、必要に応じて、防災関係機関等に災害情報を提供する。

（4）報道機関への対応

ア 報道機関に対する発表

報道機関に対しては、原則として、本部長（町長）が被害状況及び対策等の情報を随時の記者会見により発表する。また、災害対策本部情報掲示板を設け、広報に努める。

イ 放送機関に対する要請

（ア）テレビ、ラジオを通じた広報は、県を通じて放送機関に要請する。

（イ）ケーブルテレビを通じた広報は、町が実施する。

（5）災害記録の作成

大規模な災害、特異な災害と認められるとき、若しくは長期間にわたり日常生活に影響をもたらす災害が発生した際には、災害状況を写真、ビデオ等により取材し、資料の収集、保存に努め、総合的な記録ビデオ、記録集等を作成する。住民等が撮影した写真等についても、住民の了承を得て活用する。

(6) 障がい者、外国人に対する広報

ア 障がい者に対する広報

障がい者に対する広報は、町の協力を得て、ファクシミリ、チラシの直接配布等により実施する。

イ 外国人に対する広報

外国人に対する広報は、語学ボランティアの協力を防災関係機関に要請し、広報文を翻訳し、チラシの作成・配布、ホームページへの掲載、拡声器での街頭広報等により実施する。

(7) 安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等公表

県は、発災時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、「災害時における安否不明者等の氏名等の公表に関するガイドライン」に基づき、町等と連携の上、あらかじめ一連の手続き等について整理し、対応するよう努める。

2 広聴活動

町は、県と連携して、被災者又はその関係者からの家族の消息、医療、生活必需品、住居の確保や融資等についての相談、要望、苦情に応ずるため、次のとおり広聴活動等を実施する。

(1) 活動体制

総務部総務班（総務課）は、被災者のための相談所を設け、苦情又は要望事項を聴取し、防災関係機関と連絡しながら適切な処理に努めるとともに、地域住民の安否情報の収集に努めるなど、強力な広聴活動を実施する。

なお、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することがないように配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、消防機関、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

また、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者に居所を知られることのないよう当該被害者の個人情報の管理を徹底する。

(2) 相談窓口の開設等

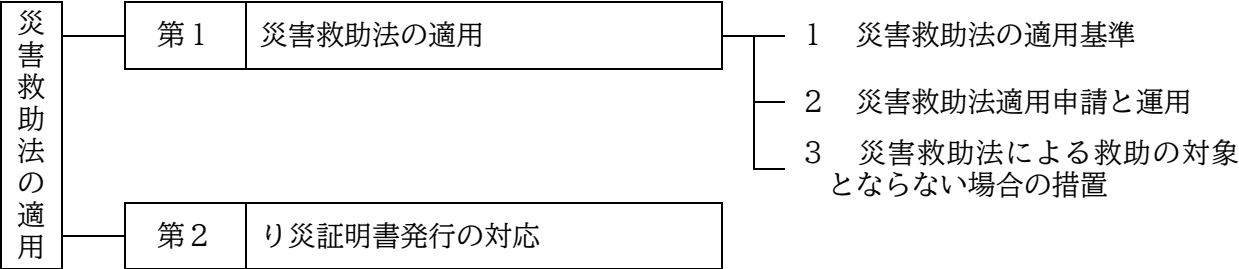
総務部総務班（総務課）は、県及び防災関係機関と緊密な連携を図り、住民の安否情報、住民等からの問合せ、要望、意見等に的確かつ迅速な対応を行う。

また、必要に応じ、専用電話・ファクシミリ、専任相談職員の配置等、災害の状況に応じた相談窓口を設置する。

第6節 災害救助法の適用

大規模な災害により町域内の被害が一定の基準を超える場合は、災害救助法の適用を知事に要請し、その救助の実施の決定を求めることで、被災者の保護及び社会秩序の保全を図る。

災害救助法の規定に基づく救助は、知事が実施し、本部長（町長）が補助する。ただし、知事から委任された救助事務については、本部長（町長）が実施する。



第1 災害救助法の適用

実施担当	総務部総務班（総務課）

1 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条に定めるところによるが、本町における具体的適用基準は次のとおりである。

- （1）本町における全壊、全焼、流失等による住家の滅失した世帯数が50世帯以上であること。
- （2）被害世帯数が（1）の基準に達しないが、県内の被害世帯数が1,500世帯以上で、本町の被害世帯数が25世帯以上であること。
- （3）被害世帯数が（1）又は（2）の基準に達しないが、県内の被害世帯数が7,000世帯以上に達したこと又は、当該災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと。
- （4）多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって厚生労働省令で定める基準に該当すること。

【資料：12－1 災害救助法適用基準】

2 災害救助法適用申請と運用

（1）災害救助法適用の県への申請

大規模な災害が発生し、町における被害が適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、本部長（町長）は、知事に対し、被害状況を報告し、災害救助法の適用申請を行う。

なお、県の機能等に甚大な被害が発生し、被害状況の報告が一時的に不可能な場合には、直接、内閣府令に対して緊急報告を行う。

（2）救助の種類・期間

ア 救助の種類、期間については下表のとおりである。災害救助法に基づく救助は、県が実施機関となり、町は、その補助機関として活動する。なお、災害救助法第30条第1項及び富山県

災害救助法施行規則（平成12年富山県規則第63号）第16条の規定に基づき、救助の実施に関する権限に属する事務の一部を本部長（町長）が行うこととされたときは、当該救助の実施に関する事務を処理する。

イ 救助の委任をしない事項についても、災害が発生し、知事の指示を待ついとまがない場合には、本部長（町長）が救助を開始し、事後、知事に報告する。

【資料：12-2 災害救助の種類及び実施者】

【資料：12-3 災害救助内容の早見表】

■ 救助の種類・実施期間

救 助 の 種 類	実 施 期 間
指定避難所の設置及び収容	災害発生の日から7日以内 （おそれ段階においては、救助の実施が認められる期間内）
応急仮設住宅の設置	災害発生の日から20日以内に着工、完成の日から2年以内
炊出しその他による食品の給与	災害発生の日から7日以内
飲料水の供給	災害発生の日から7日以内
被服・寝具その他生活必需品の給（貸）与	災害発生の日から10日以内
医療	災害発生の日から14日以内
助産	分娩した日から7日以内
被災者の救出	災害発生の日から3日以内
被災した住宅の応急修理	災害発生の日から3月以内 （国の特定災害対策本部等が設置された災害にあっては6月以内）
生業に必要な資金の貸与	災害発生の日から1月以内
学用品の給与（教科書）	災害発生の日から1月以内
学用品の給与（文房具）	災害発生の日から15日以内
埋葬	災害発生の日から10日以内
遺体の搜索	災害発生の日から10日以内
遺体の処理	災害発生の日から10日以内
障害物の除去	災害発生の日から10日以内
輸送費及び賃金職員等雇上費	救助の実施が認められる期間内

※ 救助の適切な実務が困難な場合には、知事は内閣総理大臣に協議し、その同意を得て期間を延長することができる。（令第3条第2項）

また、避難所の設置、医療及び助産、遺体の処理（洗浄、縫合等）等については、日本赤十字社富山県支部に委託している。

(3) 救助の実施状況等の把握及び報告

災害救助法に基づく救助を実施した場合は、その実施状況等を次のとおり把握し報告する。

ア 救助実施記録日計票の作成

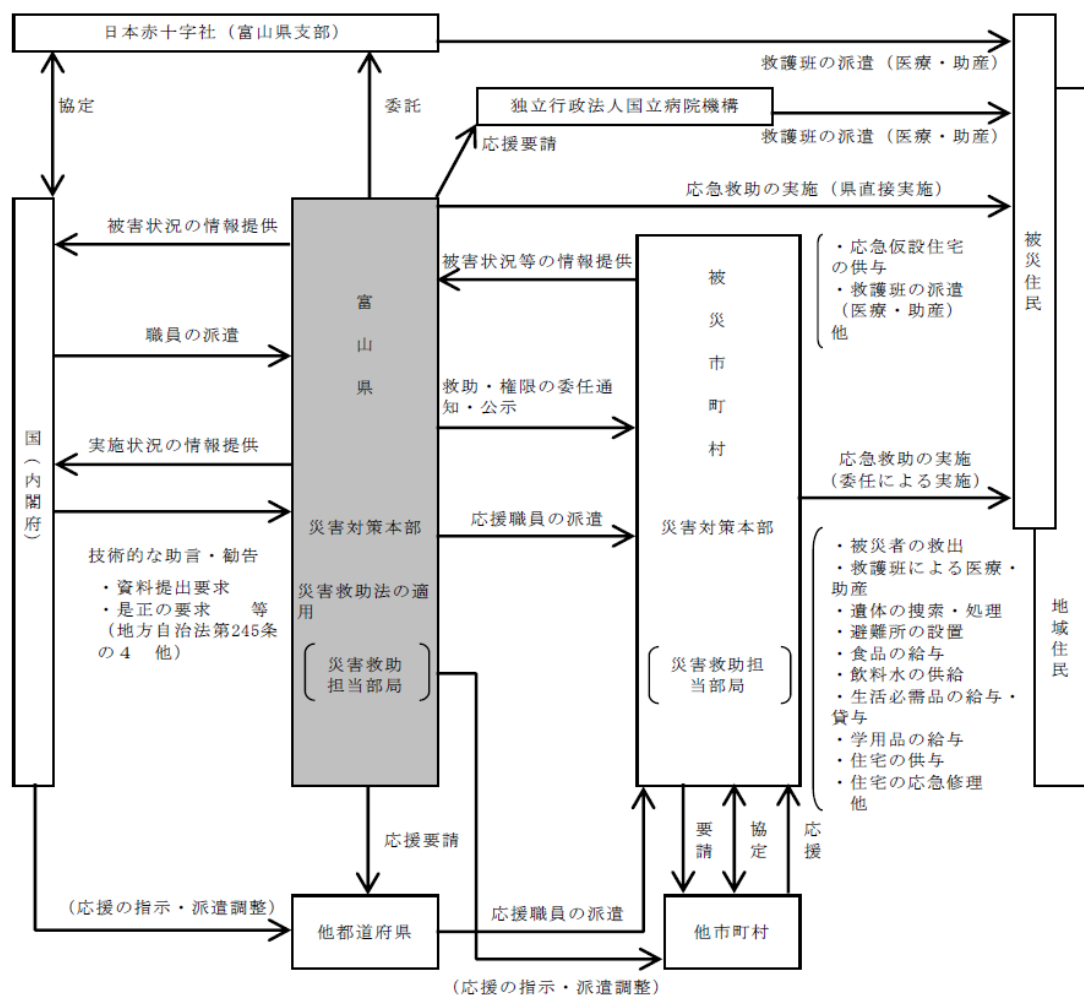
町は、救助の実施を行う各部に「災害救助の実務」（災害救助実務研究会監修）に記載された救助実施様式を救助の種類ごとに配布する。

救助実施様式の配布を受けた各部は、所定の事項を記入の上、毎日、災害対策本部に報告する。

イ 救助日報の作成

町は、救助実施様式を取りまとめて救助日報（「災害救助の実務」による。）を作成し、適時県に報告する。

■ 災害救助法による応急救助の実施概念図



【資料：12－4 災害救助日報】

【資料：12－6－1 避難所開設状況】

【資料：12－6－2 避難所収容者名簿】

【資料：12－6－3 食料給与状況】

【資料：12－6－4 食料給与簿】

【資料：12－6－5 飲料水供給状況】

【資料：12－6－6 生活必需品受払簿】

【資料：12－6－7 生活必需品給与状況】

【資料：12-6-8 生活必需品受領書】

【資料：12-6-9 被災者救出状況】

【資料：12-6-10 医療救護班活動状況】

【資料：12-6-11 病院・診療所医療実施状況】

【資料：12-6-12 助産状況】

【資料：12-6-13 遺体搜索状況】

【資料：12-6-14 遺体処理状況】

【資料：12-6-15 埋葬状況】

【資料：12-6-16 学用品給与状況】

【資料：12-6-17 応急仮設住宅状況】

【資料：12-6-18 住宅応急修理状況】

【資料：12-6-19 障害物除去状況】

【資料：12-6-20 輸送状況】

【資料：12-6-21 用員雇上げ状況】

【資料：12-6-22 ボランティア活動状況】

3 災害救助法による救助の対象とならない場合の措置

災害救助法による救助の対象とならない場合においては、災害の状況により必要に応じて本部長（町長）の責任において救助を実施する。

第2 リ災証明書発行の対応

実施担当	総務部税務班（税務課）

大規模災害時の被災世帯の認定においては、災害救助法の適用並びに義援金の配分など住民にとっての影響が極めて大きいため、住民からの請求に応じて、リ災証明書が直ちに発行できるよう被災者台帳を作成する。

発行事務は、災害救助部（健康福祉課、住民課）の協力を得て、総務部税務班（税務課）が担当する。

【資料：11-3 被害状況調書（被災者台帳）】

【資料：11-4 被害状況調書一覧表】

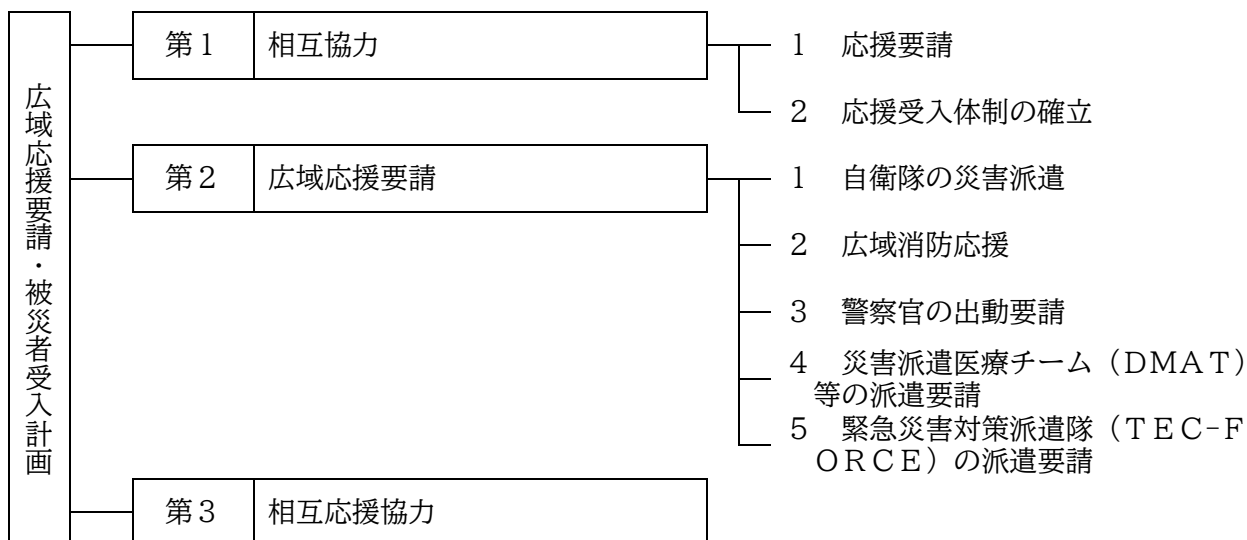
【資料：12-7 リ災証明書】

第7節 広域応援要請・被災者受入計画

災害発生後、概括的な被害状況等を迅速に把握し、町だけでは十分な応急・復旧活動を実施することが困難と判断したときは、法令及び応援協定等に基づき、速やかに応援要請を実施する。

なお、応援要請に当たっては、受入体制に不備が生じないよう十分配慮する。

また、他の市町村が被災したときには、被災地の被害状況等の情報収集を積極的に行うとともに、速やかに応援体制を整える。



第1 相互協力

実施担当 総務部総務班（総務課）

町は、被害が広範囲に及んだ場合、町の防災関係機関のみでは対応が困難になることから、別に定める「立山町災害時受援計画」に基づき、県や被災していない市町村等の協力を得て防災対策を行う。

1 応援要請

（1）他市町村への要請

本部長（町長）は、必要があると認めるときは、あらかじめ締結した相互応援協定に基づき、他の市町村長に対し、応援を要請する。

【資料：17-1 災害応援協定等一覧（自治体等）】

（2）県への要請

ア 県への応援要請

本部長（町長）は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があると認めるときは、知事に対し、次の事項を記載した文書をもって、県の応援を要請する。

ただし、緊急を要する場合にあっては、電話、電子メール又は口頭をもって要請し、事後速やかに文書を送付する。

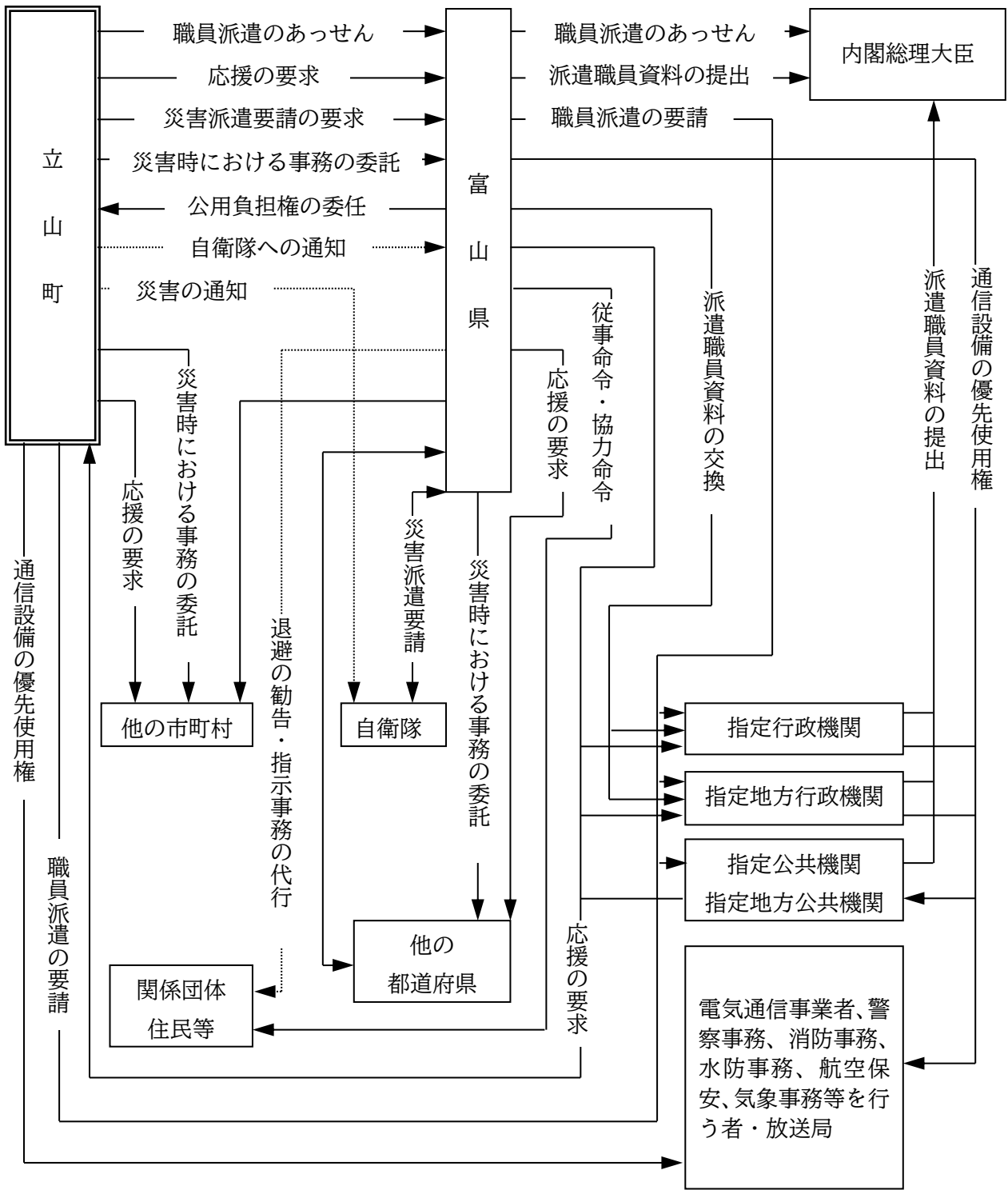
- （ア）災害の状況及び応援を求める理由
- （イ）応援を必要とする人員、物資等
- （ウ）応援を必要とする場所、期間
- （エ）応援を必要とする活動内容
- （オ）その他応援に関し必要な事項

イ 知事に対する職員派遣のあっせん要請

本部長（町長）は、災害応急対策又は災害復旧のため、必要があると認めるときは、知事に対し、次の事項を記載した文書をもって、指定地方行政機関又は特定公共機関の職員の派遣についてあっせんに要請する。

- （ア）派遣のあっせんを求める理由
- （イ）派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数
- （ウ）派遣を必要とする期間
- （エ）派遣される職員の給与その他の勤務条件
- （オ）その他職員の派遣のあっせんについて必要な事項

■ 災害時の応援協力体制（災害対策基本法）



(3) 国等の機関に対する職員派遣の要請

本部長（町長）は、町域における災害応急対策又は災害復旧のため、必要があると認めるときは、指定地方行政機関又は特定公共機関の長に対し、次の事項を記載した文書をもって当該機関の職員の派遣を要請する。

- ア 派遣を要請する理由
- イ 派遣を要請する職員の職種別人員数
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ その他職員の派遣について必要な事項

(4) 公共的団体、民間団体等に対する要請

本部長（町長）は、必要があると認めるときは、公共的団体、民間団体等に協力を要請する。

2 応援受入体制の確立**(1) 連絡体制の確保**

総務部総務班（総務課）は、応援要請が予測される災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、迅速かつ的確にその状況を把握し、国、関係都道府県、市町村等に通報するほか、必要な情報連絡を行う。

(2) 受入体制の確保

総務部総務班（総務課）は、県等との連絡や応援受入れを速やかに行うため受援調整機能を担う体制を定めるとともに、応援を速やかに受け入れるための施設を指定するなど、受入体制を確立する。

なお、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する。

また、応援職員等が宿泊場所を確保することが困難な場合に、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地などの確保に配慮する。

(3) 経費の負担

応援を受けた場合、応援に要した費用は、協定等の定めがある場合を除き、原則として町の負担とする。

第2 広域応援要請

実施担当	総務部総務班（総務課）、各部各班

1 自衛隊の災害派遣**(1) 自衛隊の災害派遣要請の依頼手続き**

本部長（町長）は、災害が発生し、人命又は財産の保護のため必要があると認めた場合、知事に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

- ア 依頼者
本部長（町長）

- イ 依頼手続

本部長（町長）が、知事に対して災害派遣要請を依頼しようとするときは、次の事項を明記した文書をもって行う。

ただし、緊急を要し、文書をもってすることができない場合は、電話等により県（防災・危

機管理課)に依頼し、事後速やかに文書を送達する。また、通信の途絶等により、本部長(町長)が知事に対して、災害派遣要請の依頼ができない場合は、直接、その旨及び町域に係る災害の状況を部隊に通知し、事後、速やかに所定の手続きを行う。

- (ア) 災害の状況及び派遣を要請する理由
- (イ) 派遣を希望する期間
- (ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (エ) その他参考となるべき事項

【資料：17－3 自衛隊災害派遣要請依頼書】

■ 自衛隊連絡先

自衛隊区分	所在地	電話番号
陸上自衛隊 第14普通科連隊長	〒921-8520 石川県金沢市野田町1-8	076-241-2171
航空自衛隊 第6航空団司令	〒923-8586 石川県小松市向本折町戊267	0761-22-2101

(2) 自衛隊の自主派遣

- ア 自衛隊指定部隊等の長は、災害の発生が突発的でその救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがないときは、要請を待つことなく、次の基準により部隊等を派遣する。
 - (ア) 災害に際し、防災関係機関に対して、当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報活動を行う場合。
 - (イ) 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められた場合に、直ちに救援の措置を取る必要がある場合。
 - (ウ) 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものである場合。
 - (エ) その他、災害に際し、上記に準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがない場合。
- イ 指定部隊等の長は、知事の要請を待たずに、部隊の災害派遣を行った場合においても、できる限り早急に知事に連絡し、密接な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施する。
- ウ 知事の要請を待たずに部隊等を派遣した後に、知事が派遣要請をした場合は、その時点から知事の派遣要請に基づく救援活動を実施する。

(3) 自衛隊との連絡

- ア 情報の交換

総務部総務班(総務課)及び自衛隊は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、各種情報を迅速かつ的確に把握し、相互に絶えず情報の交換をする。
- イ 連絡員の派遣依頼

総務部総務班(総務課)は、災害派遣が決定した場合、陸上自衛隊第14普通科連隊及び航空自衛隊第6航空団に対し、災害対策本部(総務課)への連絡員の派遣を依頼し相互の連携を取るとともに、町役場内に自衛隊連絡所のためのスペースを供与する。

(4) 災害派遣部隊の受入体制

- ア 災害救助復旧機関との調整

本部長(町長)は知事と連携し、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう最も効果的に作業を分担するよう配慮する。

イ 作業計画及び資材等の準備

本部長（町長）は知事と連携し、自衛隊が作業を速やかに開始できるよう、次の基準により計画を立てる。

また、作業実施に必要な資材を整えるとともに、諸作業に関係ある管理者の了解をとりつけるよう配慮する。

(ア) 作業箇所及び作業内容

(イ) 作業の優先順位

(ウ) 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所

(エ) 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所

ウ 活動拠点の確保

知事及び町長は、次の活動拠点を確保する。

(ア) 宿舎（テント設営敷地を含む。）

(イ) 資機材置場、炊事場

(ウ) 駐車場

(エ) ヘリコプター離着陸場

場所は、被災地近傍の公園、グラウンド等が適切で、面積は、連隊（1,000 人規模）で約 15,000 m²、師団（約 10,000 人程度）で約 140,000 m²以上の地積が必要である。

(オ) ヘリコプターの離着陸要領

ヘリコプターは、風に向かって約 10 度～12 度の上昇角で離着陸する。通常は、垂直に離陸したり、高い所から垂直に着陸したりしない。

(カ) ヘリコプターの離着陸場選定基準

a 地面は堅固で傾斜 6 度以内

b 少なくとも 2 方向に障害物がないことが望ましい。ただし、東西南北 100m×100m の地積があれば良い。

(キ) 場外離着陸場

【資料：14－3 緊急時におけるヘリポート予定地】

エ 派遣部隊到着後の措置

総務部総務班（総務課）は、各部各班と連携し、派遣部隊が到着したときは、目的地に誘導するとともに、効果的に作業が進められるよう派遣部隊の責任者と作業計画等について協議し、調整の上必要な措置を取るとともに、到着後、県に報告する。

(ア) 派遣部隊の長の官職氏名

(イ) 隊員数

(ウ) 到着日時

(エ) 作業内容及び進捗状況

(5) 災害派遣部隊の撤収要請

本部長（町長）は、災害派遣要請の目的を達成したとき、又はその必要がなくなったときは、災害派遣要請の依頼手続に準じて撤収要請を行う。

【資料：17－4 自衛隊災害派遣撤収要請依頼書】

(6) 災害派遣の活動内容

救援活動区分	内 容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害状況を把握する。

救援活動区分	内 容
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の捜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合、速やかに捜索救助活動を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対し、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤は、防災関係機関の提供するものを使用する。
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去に当たる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う。薬剤等は、防災関係機関の提供するものを使用する。
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
給食及び給水	被災者に対し、給食及び給水を実施する。
入浴支援	被災者に対し、入浴支援を実施する。
救援物資の無償貸与又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和 33 年総理府令第 1 号）に基づき、被災者に対し救援物資を無償貸付し、又は譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。

（7）その他

ア 経費の負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として、町が負担するものとし、その内容は概ね次のとおりである。

- （ア）救援部隊が救援活動を実施するために必要な資機材（自衛隊の保有する装備品に係るものを除く。）等の購入費、借上料及び修繕料
- （イ）派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- （ウ）派遣部隊の宿営及び救難活動に伴う光熱水費、電話料、入浴料等
- （エ）派遣部隊の救援活動実施の際に生じた損害の補償
- （オ）その他救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義がある場合は、自衛隊と協議する。

2 広域消防応援

（1）消防相互応援協定に基づく応援要請

県内の市町村は、大規模災害に対処するため、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 39 条の規定に基づき、「富山県市町村消防相互応援協定」及び「富山市・富山県東部消防組合・立山町消防相互応援協定」を締結している。

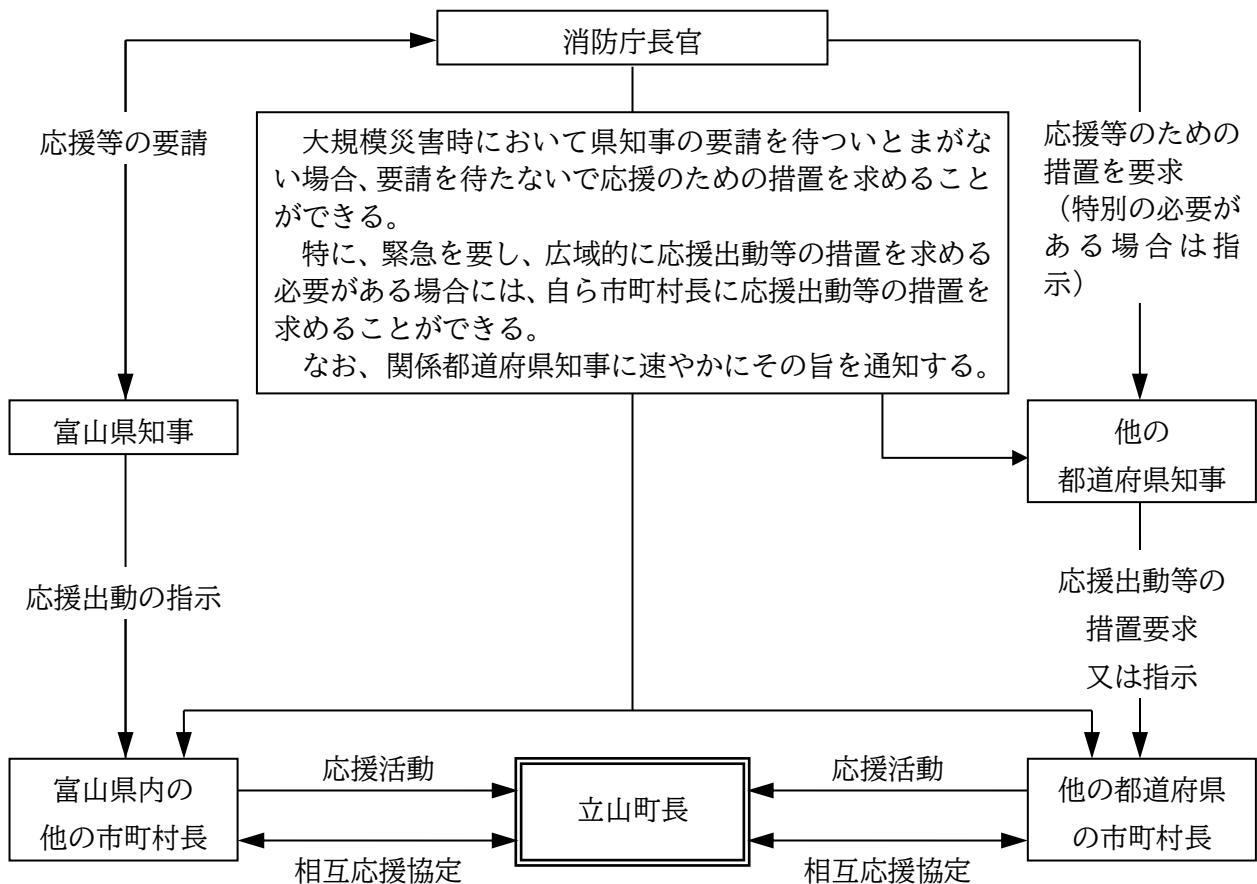
これに基づき、本部長（町長）は、自らの消防力のみでは対応できないときは、県内の他の消防に対し、次の事項を示して応援要請を速やかに行う。

- ア 災害の種別
- イ 災害の状況
- ウ 応援隊の種別、隊員数及び人員
- エ 防ぎよに必要な資機材の種別及び数量

オ 応援の場所及び誘導員の配置場所

カ その他必要な事項

■ 広域消防応援の要請フロー



(2) 緊急消防援助隊の出動要請

ア 緊急消防援助隊の出動要請を行うときは、次の事項を明らかにして県（防災・危機管理課）に要請する。ただし、書面による要請のいとまがないときは、口頭による要請を行うものとし、事後、速やかに書面を提出する。

(ア) 災害発生日時、災害発生場所、災害の種別・状況、人的・物的被害の状況

(イ) 応援要請日時、必要応援部隊

(ウ) その他の情報（必要資機材、装備等）

イ 応援要請市町村の対応

町は、応援要請を行ったときは、次により受入体制を整備する。

(ア) 応援消防隊が効率的に活動できるよう指揮命令、連絡体制の明確化

(イ) 応援消防隊の種別、隊数、資機材の把握

(ウ) 応援消防隊に対する給食、宿泊手配等

(エ) 資機材の手配、現場への道案内等

ウ 緊急消防援助隊の活動支援情報の整備

消防署は、次に掲げる活動支援情報について、被災地に到着した緊急消防援助隊に対して速やかに提供できるよう、あらかじめ資料等を準備しておく。

(ア) 地理の情報（広域地図、住宅地図等）

(イ) 水利の情報

- a 水利の種類（消火栓、防火水槽、プール、河川等）
- b 水利の所在地
- c 水利地図（広域地図、住宅地図等）
- （ウ）ヘリコプターによる医療機関への搬送体制に係る情報（ヘリコプター離着陸場所位置図、救急搬送医療機関位置図等）
- （エ）住民の指定緊急避難場所の情報
- （オ）宿営可能場所、燃料補給可能場所、食料等物資の補給可能場所の情報

（3）消防庁長官への応援要請

本部長（町長）は、自らの消防力及び県内の消防力をもってしても、災害防ぎよに対応できないと認める場合には、消防組織法第44条の規定による緊急消防援助隊又は「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく応援を消防庁長官に要請するよう知事に依頼する。

3 警察官の出動要請

本部長（町長）は、警察官の出動が必要と認める場合には、上市警察署長に対し、出動を要請する。

なお、大規模災害時に、迅速かつ広域的に被災地へ赴き、直ちに被害情報・交通情報の収集、救助救出、緊急交通路の確保等の活動に当たる「警察災害派遣隊」が都道府県警等に設置されており、必要に応じ部隊の派遣を要請する。

4 災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣要請

本部長（町長）は、被災地内の医療体制では多数の傷病者に対応できない場合は、県に対し、協定に基づき、災害派遣医療チーム（DMAT）、ドクターヘリ、医療救護班及び災害派遣精神医療チーム（DPAT）、災害支援ナース等の派遣を要請する。

5 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣要請

本部長（町長）は、大規模自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、北陸地方整備局（立山砂防事務所）に対し、派遣要請を行う。

第3 相互応援協力

実施担当	総務部総務班（総務課）

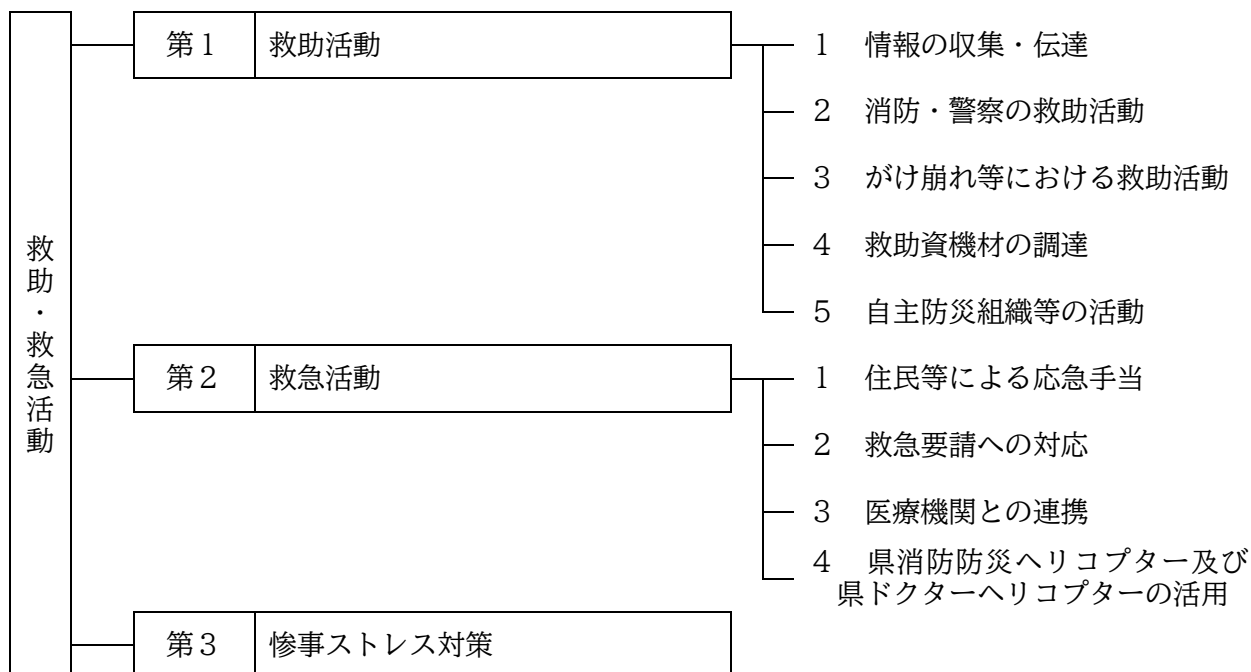
町長は、知事、他市町村長、協定締結市町村長等から応援又は協力を求められたときは、災害対策基本法第67条の規定に基づき、応援体制を速やかにとり、協力支援を実施する。

なお、応援職員の派遣に当たっては、感染症対策のため、派遣する職員の健康管理等を徹底する。

第8節 救助・救急活動

災害の発生により、早急に救助・救急を必要とする事象が多数発生することが予想される。

このため、消防、警察、自衛隊、施設等の管理者、防災関係機関及び自主防災組織等は、緊密な連携を取りながら、救助・救急活動を迅速に行う。



第1 救助活動

実施担当 災害救助部救助班（健康福祉課）、消防本部、自主防災組織、自衛消防隊

災害救助部救助班（健康福祉課）、消防署及び防災関係機関は、救助用資機材を有効に活用して、迅速かつ的確に救助活動を行う。

なお、災害現場で活動する部隊等は、感染症対策等のため、健康管理やマスク着用、手指消毒の奨励等を徹底する。また、感染症の発症が確認された際は、患者の隔離、消毒の実施等の蔓延防止措置を行う。

1 情報の収集・伝達

災害救助部救助班（健康福祉課）、消防・警察は、119番・110番通報、住民からの駆け込み通報、参集職員の情報、自主防災組織からの情報提供、消防防災ヘリコプターや警察ヘリコプターの情報提供等により被災状況を早期に把握し、救助態勢を整え、収集した被災情報を防災関係機関に連絡する。

また、関係機関等が無人航空機を利用する際は、必要に応じ、緊急用務空域の指定について、県を通じて国に依頼するとともに、同空域が指定された場合は、県と連携して飛行許可申請等の調整を行う。

2 消防・警察の救助活動

（1）多発すると思われる救助要請に対しては救助計画を立て、組織的な対策を取る。

（2）自主防災組織、住民が独力で救助可能と思われる場合は、自主防災組織等に救助活動を指示す

る。

- (3) 災害発生初期においては、住民、防災関係機関等の通報等により活動し、その後は、計画的な捜索活動を行う。
- (4) 要救助者が多数いる場合は、次の事象を優先して救助活動を行う。
 - ア 救命活動を必要とする負傷者を優先とし、その他の負傷者はできる限り自主的な処置を行わせ、他の防災関係機関と連携した活動を行う。
 - イ 同時に多数の救助救急活動を要する場合は、被災の程度、傷病者の発生の程度に応じて優先順位を決定する。
- (5) 災害の実態、規模に応じて、単独で、また、保有している資機材等で対応できないと予想される場合は、県、他市町村及び自衛隊に応援要請を行い、さらに、NPO法人全国災害救助犬協会等のボランティア団体にも必要に応じて協力を要請する。各防災関係機関は緊密に連携し、迅速、的確、計画的な救助活動を行う。

3 かけ崩れ等における救助活動

人命を救助するため、かけ崩れ等崩壊土砂を除去する必要がある場合は、まず、道路等の施設管理者が主体となって土砂を除去し、その後、消防、警察、自衛隊及び管理者が連携して救助活動に当たる。

4 救助資機材の調達

防災関係機関は、自らが保有している救助資機材では対応が困難な場合は、民間の建設業者の協力を得て重機等の資機材を確保し、迅速な救助活動を行う。

5 自主防災組織等の活動

- (1) 自主防災組織及び自衛消防隊は、まず、自分たちの住んでいる地域ないし事業所内の被害状況を調査把握し、生存者の確認、要救助者の早期発見に努め、消防署に連絡する。
- (2) 被災状況に応じて自主的に被災者の救助活動を行うとともに、救助活動を行う消防署に協力する。

第2 救急活動

実施担当	災害救助部医療班（健康福祉課）、消防部総務班（消防本部）、自主防災組織、消防団、自衛消防隊

災害救助部医療班（健康福祉課）及び消防署は、災害時に多数発生する傷病者に迅速かつ的確な応急処置を施し、必要に応じて県消防防災ヘリコプター及び県ドクターヘリコプターの派遣要請を行うなど医療機関への効率的な搬送に努める。

また、住民等は、できる限り応急手当を行い救急活動に協力する。

1 住民等による応急手当

住民、自主防災組織及び消防団等は、救急防災関係機関が到着するまでの間、止血、心肺蘇生（AEDを含む。）等の応急手当を行い、被害の軽減に努める。

- (1) 自主防災組織及び自衛消防隊は、自分たちの住んでいる地域又は事業所・企業内の被害状況を調査把握し、生存者の確認、要救助者の早期発見に努め、消防部総務班（消防本部）に連絡する。
- (2) 被災状況に応じて自主的に被災者の救助活動を行うとともに、救助活動を行う消防部総務班（消

防本部)・消防団に協力する。

2 救急要請への対応

- (1) 負傷者の搬送は、原則として消防署が行う。ただし、消防署の救急車が対応できない場合は、町、医療救護班、県が確保した車両により搬送を実施し、状況によっては他市町村に応援を要請する。
- (2) 救急隊員は、トリアージの結果により負傷者の状況に応じた応急処置を行う。

【資料：15-2 トリアージタグの様式】

3 医療機関との連携

災害救助部医療班（健康福祉課）は、迅速な医療救護活動を行うため、必要に応じて、医療関係機関と連携の上、災害現場に現地救護所を設置し、負傷者の応急手当等を行う。

消防本部は、富山医療圏の基幹病院と連携を密にし、被災状況や重傷者の受入状況を確認し、迅速かつ的確に負傷者の搬送を行う。

4 県消防防災ヘリコプター及び県ドクターヘリコプターの活用

「本章 第21節 県消防防災ヘリコプター活用計画」に定める内容とする。

第3 惨事ストレス対策

実施担当	関係各部各班

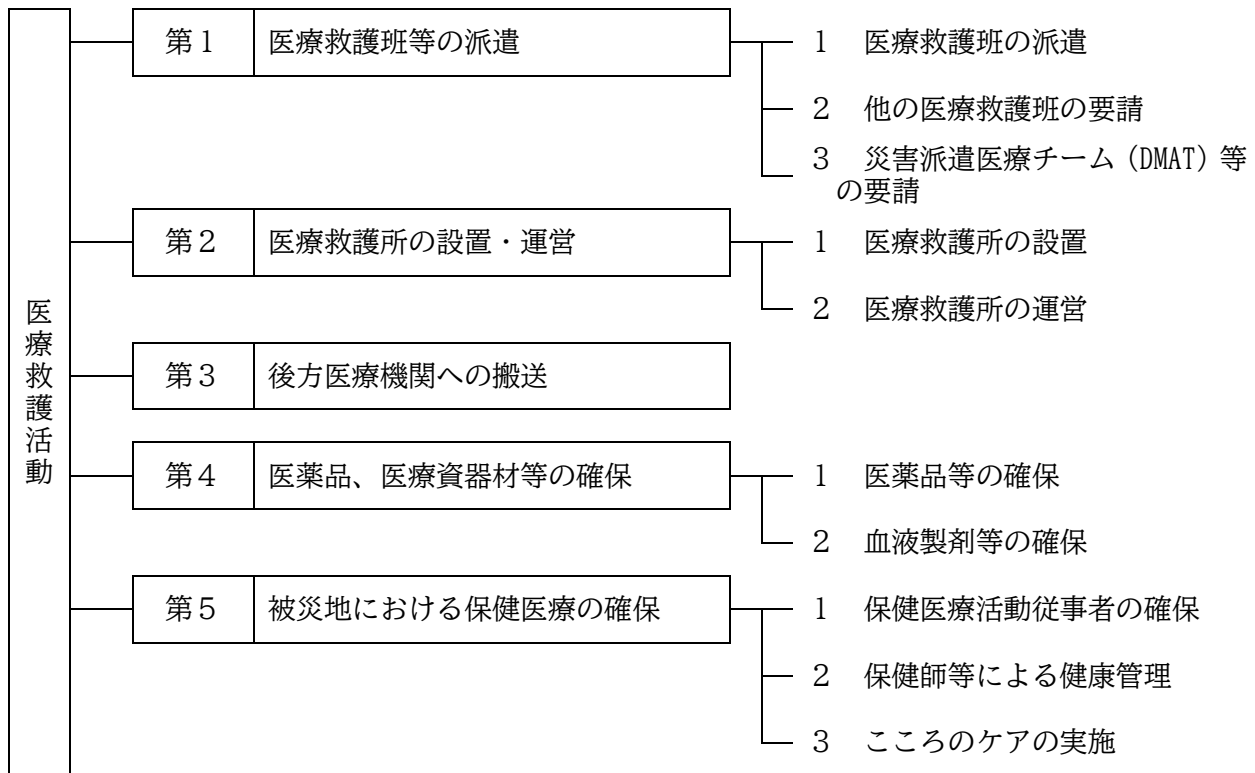
救助・救急活動を実施する各機関は、惨事ストレスに係る相談会の開催等、惨事ストレス対策の実施に努める。

なお、消防署については、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

第9節 医療救護活動

災害時には、家屋の倒壊、火災等により多数の負傷者が発生することが予想される。また、医療機関においても、一時的混乱や職員の参集の問題、さらに交通、通信の途絶による混乱やライフラインの途絶による診療機能の低下が予想される。

医療救護は住民の生命と安全に直接関わることであり、迅速な活動が要求されるため、町は、県及び各医療防災関係機関、各防災関係機関と密接な連携を取りながら被災者の救護に万全を期する。



第1 医療救護班等の派遣

実施担当 災害救助部医療班（健康福祉課）

1 医療救護班の派遣

災害救助部医療班（健康福祉課）は、把握した情報をもとに必要と認める場合は、中新川郡医師会と連携・協力して医療救護所に医療救護班を派遣する。

災害救助法が適用されたときは、県の補助機関として県災害対策本部の指示に従い活動する。

2 他の医療救護班の要請

中新川郡医師会及び町の能力で医療救護活動の実施が困難であると判断したときは、県に対して、他の医療救護班の応援を要請する。

3 災害派遣医療チーム（DMAT）等の要請

本部長（町長）は、大規模災害時において、町域内の医療体制では多数の傷病者に対応できない場合は、必要に応じて、県（防災・危機管理課）に対し協定に基づき、富山県DMAT等の派遣要請を依頼する。

その際、災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾン及び災害薬事コーディネーター

は、適宜助言及び支援を行う。

【資料：15－1 医療機関等一覧表】

第2 医療救護所の設置・運営

実施担当	災害救助部医療班（健康福祉課）、消防部総務班（消防本部）

1 医療救護所の設置

災害救助部医療班（健康福祉課）は、災害発生後、あらかじめ指定した医療救護所の中から医療救護所を設置する。

ただし、指定した医療救護所以外にも必要な場所があれば、適宜、医療救護所を設置する。

2 医療救護所の運営

- （1）医療救護所は、災害救助部医療班（健康福祉課）が設置し、医療救護班は、医療救護所を中心として医療救護活動を実施する。

ア 活動内容

- （ア）初期救急医療（トリアージを伴う医療救護活動）
- （イ）地域災害医療センター及び基幹災害医療センターへの移送手配
- （ウ）医療救護活動の記録
- （エ）死亡の確認
- （オ）医療救護所の患者収容状況等の活動状況報告

イ 患者等の搬送

災害救助部医療班（健康福祉課）は、搬送計画に基づく患者、医療従事者及び医療資器材の搬送体制を確保する。

また、消防部総務班（消防本部）との連携を図り、広域的な搬送体制を確保する。

ウ 医療救護班の編成

医療救護班は、医師1名、看護師2名、薬剤師1名、その他2名を基準として編成する。

エ 医療資器材等の供給

災害救助部医療班（健康福祉課）は、救護活動に必要な医療資器材等の調達を行う。

- （2）医療救護所の管理者は、町災害対策本部の指示により活動する。

- （3）災害救助部医療班（健康福祉課）は、指定避難所の設置が長期間と見込まれる場合には、指定避難所に併設して被災者に医療を提供する施設（避難所救護センター）の設置運営を行う。

- （4）避難所救護センターに配置する医師については、当初は内科系を中心とした編成に努め、その後精神科医を含めた編成に切り替える等、指定避難所及び周辺地域の状況に合わせ、適時適切な対応を行う。また、災害時歯科医療救護マニュアルに基づき、県歯科医師会の協力を得て、歯科巡回診療車、携帯用歯科診療機器の確保等を行う。

第3 後方医療機関への搬送

実施担当	災害救助部医療班（健康福祉課）、消防部安全班（消防本部）

- （1）医療の処置を行った者のうち、施設等への収容を必要と認める場合は、後方医療機関へ搬送する。搬送は、消防部安全班（消防本部）が実施する。

- (2) 医療機関における収容可能人員、診療機能の稼働状況等について把握し、後方医療機関の確保を行い、上市警察署に誘導を要請するなど、傷病者の搬送体制を整備する。また、災害の規模により必要がある場合は、隣接市町村、県に対し傷病者の受入れについて要請する。
- (3) 必要に応じて、重症傷病者の災害拠点病院への搬送体制を確保するとともに、災害拠点病院、救命救急センター等への緊急搬送について県に要請する。
- (4) 消防部安全班（消防本部）は、車両による搬送が困難と認められるときは、県消防防災ヘリコプター及び県ドクターヘリコプター等による搬送を検討し、県に要請する。

第4 医薬品、医療資器材等の確保

実施担当	災害救助部医療班（健康福祉課）

1 医薬品等の確保

- (1) 災害救助部医療班（健康福祉課）は、住民の在庫備蓄及び取扱業者等の流通備蓄により医薬品、医療資器材等を調達する。
- (2) 必要に応じて、県又は防災関係機関に対し、供給の要請を行う。

【資料：9-2 備蓄物資】

2 血液製剤等の確保

災害救助部医療班（健康福祉課）は、血液製剤等については、県に要請し、富山県赤十字血液センターより提供を受ける。

第5 被災地における保健医療の確保

実施担当	災害救助部医療班（健康福祉課）

1 保健医療活動従事者の確保

- (1) 災害救助部医療班（健康福祉課）は、医療救護班の編成に必要な医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師等保健医療活動従事者の数及び不足数について迅速な把握に努める。
- (2) 災害救助部医療班（健康福祉課）は、不足する保健医療活動従事者の確保のため、県又は防災関係機関に対し、派遣を要請する。

2 保健師等による健康管理

- (1) 災害救助部医療班（健康福祉課）は、県と連携し、「災害時の保健活動マニュアル」に基づき、保健師等により、被災者のニーズに的確に対応した健康管理（保健指導及び栄養指導等）を行う。中でも、インフルエンザ等の感染症やエコノミークラス症候群、高齢者の心身機能の低下等について予防に努める。
- (2) 被害が長期化する場合、指定避難所が多数設置されている場合等においては、被災者の健康管理のための実施計画を策定することにより、計画的な対応を行う。
- (3) 必要に応じて、県に対し、日本災害歯科支援チーム（JDAT）、日本災害リハビリテーション支援協会（JRAT）、日本栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）等の協力を要請する。

3 こころのケアの実施

(1) 被災者等のこころのケア

災害救助部医療班（健康福祉課）は、精神科医等と連携を取りながら、指定避難所における精神保健医療相談や巡回活動を行う。また、被災者が気軽に相談できるように、指定避難所において、こころのケアのための相談室を開設する。さらに、災害救援ボランティアや職員等救護活動に従事している者のこころのケアにも十分留意する。

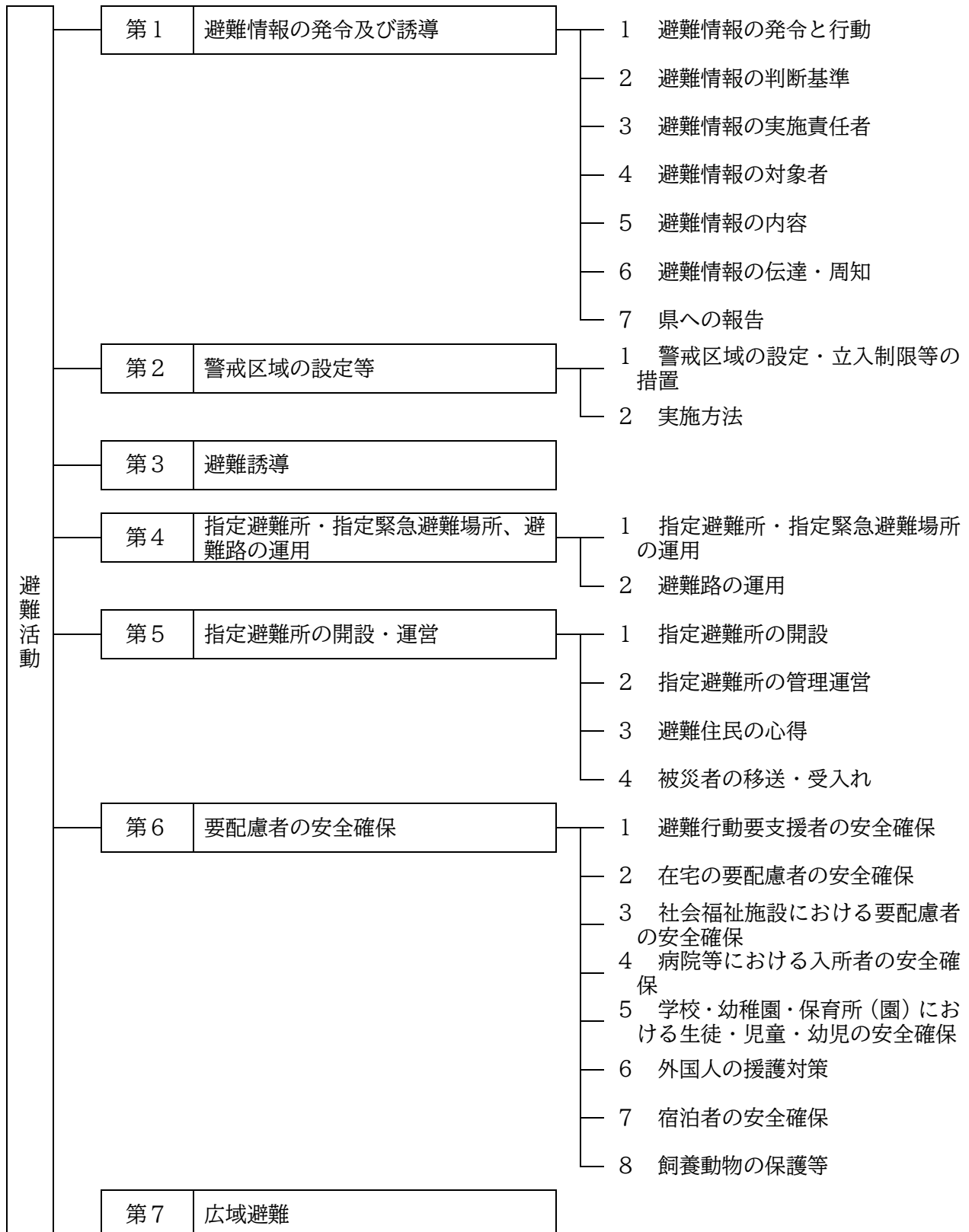
なお、必要に応じて、県に災害派遣精神医療チーム（D P A T）の派遣要請を依頼する。

(2) 長期にわたるこころのケア

被災後、かなり期間が経過した後においても、心の傷を癒すことは容易ではないと考えられる。被災から数年間は、医療機関、児童相談所、学校、職場等が連携し、心的外傷後ストレス障害（P T S D）等に対応する専門的な支援を実施するなど、住民の心の健康の保持や治療に努める。

第10節 避難活動

集中豪雨、台風等のときには、洪水、地すべり、がけ崩れ等の発生が想定され、住民の避難を要する地域が生じることが予想されるため、町は災害対策基本法に基づき、人命の安全を第一に避難に必要な措置を取り、住民の生命、身体の安全確保に努める。



第1 避難情報の発令及び誘導

実施担当 総務部総務班（総務課）、総務部調査広報班（企画政策課）

1 避難情報の発令と行動

本部長（町長）は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、必要と認める地域の必要と認める居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを指示（避難指示）する。また、立退きすることがかえって危険なおそれがある場合等において、緊急安全確保を指示することができる。さらに、避難指示に先立ち、避難に時間を要する高齢者等の避難を促すため、高齢者等避難を発令する。

原則として、避難情報の発令は、災害対策本部で行うが、通信の不通等により災害対策本部に被害状況等の報告ができない場合や土砂災害における危険など、危険が目前に迫り、緊急を要する場合、町長の判断により避難情報の発令を行うことができる。ただし、その場合にも災害対策本部との連絡確保に努め、連絡がとれるようになった後は災害対策本部に対して発令事実について速やかに報告する。

なお、町は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行う。

避難情報は、高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保があり、特徴は次のとおりである。

■ 避難情報等と居住者等が取るべき行動等

避難情報等	居住者等が取るべき行動等
【警戒レベル1】 早期注意情報 (気象庁が発表)	●発表される状況：今後気象状況悪化のおそれ ●居住者等が取るべき行動：災害への心構えを高める ・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。
【警戒レベル2】 大雨・洪水・ 高潮注意報 (気象庁が発表)	●発表される状況：気象状況悪化 ●居住者等が取るべき行動：自らの避難行動を確認 ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認する。
【警戒レベル3】 高齢者等避難 (立山町が発令)	●発令される状況：災害のおそれあり ●居住者等が取るべき行動：危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者。 ・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
【警戒レベル4】 避難指示 (立山町が発令)	●発令される状況：災害のおそれ高い ●居住者等が取るべき行動：危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。

避難情報等	居住者等が取るべき行動等
【警戒レベル5】 緊急安全確保 (立山町が発令)	●発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない） ●居住者等が取るべき行動：命の危険 直ちに安全確保！ ・指定緊急避難場所等へ立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保を行う。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全に取ることができるとは限らず、また、本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

※警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて5段階に分類した「居住者等が取るべき行動」と、その「行動を促す情報」とを関連付けるものである。

2 避難情報の判断基準

避難情報は、災害対策本部（又は町長）が適切に判断し、次のような状況が認められる場合に発令する。

また、必要に応じて富山地方気象台、富山河川国道事務所及び立山土木事務所等と連絡を取り、避難情報の判断支援を受ける。

- (1) 河川の上流が災害により被害を受け、下流区域に浸水による危険があるとき。
- (2) 火災が拡大するおそれがあるとき。
- (3) 爆発のおそれがあるとき。
- (4) 有毒ガス等の危険物質の流出拡散により、周辺地域の住民に対して危険が及ぶと予測されるとき。
- (5) 地すべり、がけ崩れ及び土石流等により、著しく危険が切迫しているとき。
- (6) 大規模災害により建物が大きな被害を受け、居住を継続することが危険なとき。
- (7) その他、住民の生命又は身体を災害から保護するため必要と認められるとき。

■ 避難情報の判断基準（対象河川：常願寺川、白岩川、栃津川）

発令内容	判断基準
【警戒レベル3】 高齢者等避難	・大雨、洪水警報が発表され、かつ常願寺川において指定河川洪水予報「氾濫警戒情報」が発表され、高齢者等が早めに安全に避難する必要があるとき。 ・大雨、洪水警報が発表され、かつ白岩川、栃津川において基準水位観測所における水位が避難判断水位に達し、更に水位が上昇しているとき。あるいは水位予測に基づき氾濫危険水位に達すると見込まれ、高齢者等が早めに安全に避難する必要があるとき。
【警戒レベル4】 避難指示	・常願寺川において、指定河川洪水予報「氾濫危険情報」が発表されたとき。 ・白岩川、栃津川において、水位が氾濫危険水位に達したとき。 ・破堤につながるような漏水等を確認したとき。
【警戒レベル5】 緊急安全確保	・常願寺川において、指定河川洪水予報「氾濫発生情報」が発表されたとき。 ・白岩川、栃津川において、氾濫が発生したとき。 ・河川管理施設の大規模漏水、亀裂等を確認したとき。 ・堤防の決壊・越水を確認したとき。

※上記のいずれかの判断基準に該当する場合に、当該避難情報を発令する。

■ 上記以外の河川及び用水路等の判断基準

発令内容	判断基準
【警戒レベル3】 高齢者等避難	・本町に大雨又は洪水警報が発表され、河川及び用水路等の近隣で浸水のおそれがあるとき。
【警戒レベル4】 避難指示	・高齢者等避難発令基準を満たし、河川及び用水路等の近隣で浸水の危険性が高いとき。
【警戒レベル5】 緊急安全確保	・避難指示発令基準を満たし、かつ河川及び用水路等の近隣で浸水が床上に及んでいるとき。

■ 避難情報の判断基準（土砂災害）

発令内容	判断基準
【警戒レベル3】 高齢者等避難	・本町に大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ「富山県土砂災害警戒情報支援システム」による危険度状況図において、スネークラインの2時間後予測が「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）に達し、高齢者等が早めに安全に避難する必要があるとき。 ・上記判断基準に該当する可能性が高いと見込まれる強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合。（夕刻時点で発令） ※大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など ・土砂災害警戒区域等付近にて前兆現象の発見があり、高齢者等が早めに安全に避難する必要があるとき。 （湧水・地下水が濁り始めた、水量が変化、小石が斜面からぱらぱら落ち出す、斜面の湧水・表面流の発生、腐った土の臭い等）
【警戒レベル4】 避難指示	・土砂災害警戒情報が発表され、「富山県土砂災害警戒情報支援システム」による危険度状況図において、スネークラインの2時間後予測が土砂災害発生危険基準線（Critical Line:以下「CL」という。）を超え、「非常に危険（紫）」（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）に達したとき。） ・上記判断基準に該当する可能性が高いと見込まれる強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合。（夕刻時点で発令） ・上記判断基準に該当する可能性が高いと見込まれる強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合。 ※立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令 ・土砂災害の前兆現象が発見されたとき。 （斜面の亀裂・はらみ、擁壁・道路等にクラック発生等）
【警戒レベル5】 緊急安全確保	（災害が発生直前又は既に発生しているおそれ） ・大雨特別警報（土砂災害）が発表されたとき。 ・土砂災害の危険度分布で「災害切迫（黒）」（警戒レベル5相当情報[土砂災害]）となった場合。 （災害発生を確認） ・土砂災害の発生が確認された場合。

※上記のいずれかの判断基準に該当する場合に、当該避難情報を発令する。

3 避難情報の実施責任者

避難情報の実施責任者は、次のとおりとする。なお、実施責任者が不在の場合に備え、あらかじめ代理者を定めておく。

災害対策本部は、避難情報の発令を行った場合、速やかに知事に報告する。また、避難情報の発令に関する意思決定に当たり、必要に応じて県に助言を求める。

町長は、住民主体の避難行動を支援するため、避難指示等の発令の際には、それに対応する警戒レベル（※）や発令の対象者を明確にするとともに、対象者ごとに警戒レベルに対応した取るべき避難行動がわかるように伝達する。警戒レベルと避難情報等の関係は、原則として次のとおりである。

住民に速やかに立退き避難を促す情報は、避難指示を基本とする。

また、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する住民が余裕をもって適切な避難行動ができるよう、「避難指示」には至らないが、今後、避難を要する状況になる可能性があると判断される場合には、「高齢者等避難」を発令する。

なお、災害発生情報は、命を守るための行動に極めて有益であり、可能な範囲で発令する。

また、町長は、高齢者等避難の発令、避難指示等を行った場合、速やかに知事に報告する。なお、県は町長からの求めがあるときは、避難の指示等に関する意思決定のための助言を行う。

県は、時機を失することなく避難指示等が発令されるよう、町に積極的に助言する。さらに、町は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて富山地方気象台、気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行う。

町は、高齢者等避難、避難指示等において必要となる避難すべき区域や判断基準を明確にした避難指示等の判断・伝達マニュアルの事前作成に努める。

なお、避難指示等の判断・伝達マニュアルを作成するときは、県、気象官署、河川管理者、海岸管理者、砂防関係機関等は、積極的な連携を図る。

■ 避難情報の実施責任者

発令区分	実施責任者 (関係法令)	措置	実施の基準
【警戒レベル3】 高齢者等避難	町長 (災害対策基本法 第56条)	要配慮者へ避難行動の開始を求める。	要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が高まったとき。
【警戒レベル4】 避難指示	知事及びその命を受けた職員又は水防管理者 (水防法第29条)	立退きの指示	洪水、雨水出水により著しい危険が切迫していると認められるとき。
	知事及びその命を受けた職員 (地すべり等防止法第25条)	立退きの指示	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。

発令区分	実施責任者 (関係法令)	措置	実施の基準
【警戒レベル4】 避難指示	町長 [又は知事] (災害対策基本法 第60条)	立退き及び立退き 先の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特別の必要があると認められるとき。 [知事は、町長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。]
	警察官 (災害対策基本法 第61条) (警察官職務執行 法第4条)	立退き及び立退き 先の指示 警告 避難の指示	町長が避難のため、立退きを指示することができないと認めるとき。 町長から要請があったとき。 重大な被害が切迫していると認めるときは、警告を発し、又は特に急を要する場合において危害を受けるおそれのある者に対し、必要な限度で避難等の措置を取る。
	自衛官 (自衛隊法第94 条)		被害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は避難等について必要な措置を取る。
【警戒レベル5】 緊急安全確保	町長 [又は知事] (災害対策基本法 第60条)	安全確保の指示	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、立退きがかえって危険であり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるとき。 [知事は、町長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。]

4 避難情報の対象者

避難情報の対象者は、避難を要すると認められる区域内の必要と認める居住者、滞在者、通過者等を対象とする。

5 避難情報の内容

本部長（町長）は、次の内容を明示して避難情報を発令する。

- (1) 要避難対象地域（行政区名、避難施設名）
- (2) 避難先（安全な方向及び指定緊急避難場所の名称）
- (3) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の理由（避難要因となった危険要素の所在地、避難に要する時間等）
- (4) 避難情報の実施責任者
- (5) 避難経路
- (6) その他避難時の注意事項等（災害危険箇所の所在、災害の概要、避難行動時の最小携帯品、要配慮者の優先避難等）

高齢者等避難の発令により、避難指示の内容に準じて高齢者や障がい者等、避難行動に時間を要する要配慮者の迅速な避難の促進を行うとともに、要配慮者以外の者に対して避難の準備を伝達し、

風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進する。

また、住民に対して避難指示等を発令するに当たり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動を取りやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。

なお、避難指示の発令の際には、指定緊急避難場所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨等の場合は、躊躇なく避難指示を発令する。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知する。

6 避難情報の伝達・周知

要避難対象地域の住民に対する避難情報の伝達方法は、次のとおりとする。

また、避難の必要がなくなった場合も同様とする。

- (1) 防災行政無線、サイレンによる伝達
- (2) 消防車・広報車による町内巡回放送
- (3) 消防団員による各戸伝達
- (4) 自治会・町内会、自主防災組織等による各戸伝達
- (5) コミュニティFM、ケーブルテレビ、ホームページ等による周知
- (6) 緊急速報メールによる周知

7 県への報告

避難情報を発令したとき、あるいは自主避難が行われたときは、防災関係機関は相互に連絡を行うものとし、町長が避難情報を発令したときは、避難措置及びその解除について次の内容を記録するとともに、知事に対し速やかに報告する。

- (1) 実施者
- (2) 実施の利用及び日時
- (3) 避難の対象地域
- (4) 避難先
- (5) その他必要な事項（解除の場合は、その理由及び解除の日時）

第2 警戒区域の設定等

実施担当	総務部総務班（総務課）

1 警戒区域の設定・立入制限等の措置

災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、住民の生命、身体及び財産に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、町長は次の措置を取ることができる。

- (1) 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入制限・禁止及び退去命令
- (2) 他人の土地の一時使用等
- (3) 現場の被災工作物の除去等
- (4) 住民を応急措置の業務に従事させること

上記の場合において、本部長（町長）の委任を受けて職権を行う者が現場にいないとき又は要求があったときは、警察官は同様の措置を取ることができる。また、災害派遣を命ぜられた部隊の自

衛官は、前二者が現場にいないときは、同様の措置を取ることができる。なお、当該措置をとった場合は直ちに町長に通知しなければならない。

■ 警戒区域の設定・立入制限等の措置

指示等の区分	実施責任者	根拠法令	災害の種類	措置する場合	措置内容
立入制限 退去命令	町長	災害対策基本法 第63条 第1項	災害全般	災害が発生し、又は発生しようとしている場合、人命又は身体に対する危険を防止するため警戒区域を設定したとき	災害応急対策従事者以外の者の立入制限、禁止、警戒区域からの退去命令
	警察官	災害対策基本法 第63条 第2項	災害全般	上記の場合において ① 町長、又は委任を受けた職員が現場にいないとき ② 町長が要求したとき	同 上 (町長に通知)
	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	災害対策基本法 第63条 第3項	災害全般	町長その他災害対策基本法第63条第1項に規定する町長の職権を行うことができる者がその場にいる場合	同 上 (町長に通知)
	水防団長 水防団員 消防機関に属する者	水防法 第21条 第1項	洪水	水防上緊急の必要があるため警戒区域を設定したとき	区域への立入禁止、制限又は区域からの退去命令
	警察官	水防法 第21条 第2項	洪水	上記の場合において水防団長等が現場にいないとき、又は水防団長等の要求があったとき	同 上
出入制限 退去命令	消防吏員 消防団員	消防法 第28条 第1項	火災	火災について、消防警戒区域を設定したとき	区域への出入禁止、制限、又は区域からの退去命令
	警察官	消防法 第28条 第2項	火災	上記の場合において、消防吏員等が現場にいないとき、又は消防吏員等の要求があったとき	同 上
出入制限 退去命令 火気使用禁止	消防長 消防署長	消防法 第23条 の2 第1項	ガス、火薬 危険物の漏 えい、飛散 流出につい て	火災の発生のおそれ、かつ発生した場合に人命又は財産に対する被害を防止するため、火災警戒区域を設定したとき	区域への出入禁止、制限又は区域内からの退去命令及び区域内の火気使用禁止
	警察署長	消防法 第23条 の2 第2項	ガス、火薬 危険物の漏 えい、飛散 流出につい て	同上の場合において、消防吏員等が現場にいないとき、又は消防吏員等の要求があったとき	同 上

2 実施方法

(1) 警戒区域の表示

警戒区域を設定した場合、非常線を張り、その区域への立入りを制限、禁止又はその区域からの退去を命じる。

(2) 警戒区域の周知

警戒区域の設定を行った者は、避難指示等と同様、防災関係機関及び住民にその内容を周知する。

(3) 通 知

自衛官が警戒区域の設定を行った場合は、直ちにその旨を町長に通知する。

第3 避難誘導

実施担当

災害救助部救助班（健康福祉課）、消防部総務班（消防本部）、
上市警察署、自主防災組織

本部長（町長）が避難情報を発令した場合又は危険が切迫し、住民が緊急に避難する必要がある場合は、災害救助部救助班（健康福祉課）及び消防部総務班（消防本部）は、混乱を起こすことなく、安全かつ円滑な避難誘導に努めるとともに、要配慮者の避難に十分配慮する。

(1) 避難の誘導

避難の誘導は、災害救助部救助班（健康福祉課）、消防部総務班（消防本部）若しくは各施設管理者が、自治会・町内会、自主防災組織、消防団、消防署、上市警察署等の協力を得て実施する。

ア 災害救助部救助班（健康福祉課）

避難情報が発令された場合、消防署及び上市警察署の協力を得て、地域又は自治会単位に集団の形成を図るため、あらかじめ指定してある指定緊急避難場所及び指定避難所に誘導員を配置し、住民を誘導する。

危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとに取りべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努める。

また、避難指示等が発令された場合の避難行動として、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難を行うことがかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、町は、日頃から住民等への周知徹底に努める。

なお、避難指示等は地域の居住者の他、滞在者に対しても行われる場合があることから、観光客等の一時滞在者の避難誘導についても配慮する。

災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じ、高齢者等避難の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開放し、住民等に対し周知徹底を図る。

イ 消防署

（ア）避難情報が発令された場合には、被害の規模、道路橋梁の状況、火災の拡大の方向及び消防隊の運用を勘案し、最も安全と思われる方向を町、上市警察署に通報する。

（イ）避難が開始された場合は、消防職員及び消防団員により、避難誘導に当たる。

ウ 上市警察署

町に協力し、一定の地域、事業所を単位として集団をつくり、誘導員及び各集団のリーダーの誘導のもとに、次により避難させる。この場合、特に高齢者、障がい者を優先して避難誘導

する。

(ア) 避難誘導に当たっては、避難路の要所に誘導員を配置し、避難者の通行を確保し、避難者を迅速かつ安全に避難させるとともに、活発な広報活動を行い、事故・紛争等の防止に努める。

(イ) 指定緊急避難場所及び指定避難所においては、警戒員を配置し、関係防災機関と密接に連絡の上、指定緊急避難場所及び指定避難所の秩序維持に努める。

(ウ) 指定緊急避難場所及び指定避難所の誘導員及び警戒員は、常に周囲の状況に注意し、火災の延焼方向、速度の状況を把握して指定緊急避難場所及び指定避難所並びに避難経路の状況が悪化した場合には、機を失することなく再避難の措置を講ずる。

エ 自主防災組織

自主防災組織は、町、消防署、上市警察署等の各機関と連携協力し、地域内の住民の避難誘導を行う。この場合、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者の避難誘導に配慮する。

(2) 避難の優先順位

ア 要配慮者

避難指示等は地域の居住者のほか、滞在者に対しても行われる場合があることから、旅行者等の一時滞在者の避難誘導についても配慮する。

イ 防災活動従事者以外の者

ウ 防災活動従事者

※避難の優先順位はア→イ→ウの順位とする。

(3) 誘導の方法

ア 留意事項

(ア) 避難経路には消防職員、消防団員を誘導員として配置する。

(イ) 誘導員は、指定避難所等、経路及び方向を的確に指示する。

(ウ) 必要に応じ誘導標識、誘導灯、誘導柵を設ける。

(エ) 避難経路は、できる限り危険な橋梁、堤防、その他災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。

(オ) 避難経路上の障害物等を除去する。

(カ) 危険地域には、非常線を張るほか、状況により誘導員を配置する。

(キ) 浸水地にあっては、舟艇又はロープ等を使用し、安全を期する。

(ク) 誘導中は、水没、感電等の事故防止に努める。

(ケ) 夜間においては、特に危険を防止するため、投光器などの照明具を最大限活用する。

イ 車両等による移送

要配慮者及び災害の状況により自力で立ち退くことが困難な者については、町が車両及びヘリコプターの要請等により移送する。また、地域住民の協力を得ながら、それぞれの態様に十分配慮した迅速かつ適切な避難誘導を行う。

ウ 応援の要請

災害地が広範囲で大規模な避難のための移送を必要とし、町において処置できないときは、県へ応援を要請する。また、状況によっては、直接他の市町村と連絡して実施する。

エ 避難時の携帯品

(ア) 緊急の場合

現金、貴重品以外の日用品、身の回り品を最小限にする。

- (イ) 時間的余裕があると認められる場合
避難秩序を乱さない範囲とする。

(4) 避難住民の心得

住民等は誘導員の指示に従い、電気のブレーカーの遮断、使用中の火気の消火等出火防止措置を講じた後、互いに協力して直ちに安全な場所へ避難する。この場合、原則として徒歩による避難とし、自動車による避難及び家財の持出し等は危険なので取りやめる。

(5) 避難者の確認

ア 高齢者等避難や避難指示を発令した地域に対しては、避難終了後速やかに警察官、消防職員、消防団員等による巡回を行い、立退きが遅れた者等の有無の確認を行う。

イ 警察官は、避難指示等に従わない者について説得に努める。

(6) 屋内での退避等

屋外を移動して指定避難所等へ避難することがかえって危険となり、屋内に留まることが安全と判断される場合には、自宅等の2階以上や屋上などの上階への移動（垂直避難）を行う。

第4 指定避難所・指定緊急避難場所、避難路の運用

実施担当	災害救助部救助班（健康福祉課）、上市警察署

1 指定避難所・指定緊急避難場所の運用

災害時における指定避難所・指定緊急避難場所の運用は、災害救助部救助班（健康福祉課）が行う。

なお、2以上の市町村にわたって所在する指定緊急避難場所及び指定避難所又は2以上の市町村の被災住民が利用する指定緊急避難場所及び指定避難所の運用については、関係する市町村があらかじめ協議した事項により対処する。

- (1) 災害救助部救助班（健康福祉課）は、避難住民の安全を確保するため、あらかじめ運営要領を定めるとともに、事態の推移に即応して次の措置を取る。

ア 指定緊急避難場所及び指定避難所の規模並びに周辺の状況を勘案し、運用に要する職員を配置すること

イ 情報伝達手段を確保し、適宜正確な情報を提供するとともに適切な指示を行うこと

ウ 疾病者に対し、救急医療を施すため、医療救護所及び医師を確保すること

エ 指定緊急避難場所及び指定避難所の衛生保全に努めること

オ 避難期間に応じて、水、食料及び緊急物資の手配を行うとともに、その配給方法を定め、平等かつ効率的な配給を実施すること

カ 避難解除となった場合の避難者の帰宅又は指定緊急避難場所及び指定避難所への移動を安全かつ円滑に誘導すること

- (2) 町は、必要に応じ、県に対し指定緊急避難場所及び指定避難所の運用に必要な措置についての応援要請を行う。

【資料：12－5 避難場所及び避難施設】

2 避難路の運用

(1) 指定緊急避難場所及び指定避難所並びに周辺道路の交通規制

上市警察署は、災害時における交通の混乱を防止し、避難を容易にするため、次により指定緊急避難場所及び指定避難所並びにその周辺道路における交通規制を可能な限り実施する。

- ア 指定緊急避難場所及び指定避難所内並びに同場所への避難に当たる道路は、駐車禁止とする。
- イ 指定緊急避難場所及び指定避難所周辺の幅員 3.5m未満の道路は、原則として車両通行禁止とする。
- ウ 上記以外の道路についても、車両の通行を抑制するため、一方通行や進行禁止の交通規制を行う。
- エ 避難路に当たる道路の主要交差点で信号機の滅灯や、故障等が発生した場合は、整理誘導のため警察官を配置する。

(2) 幹線避難路の確保

町は、避難を容易にするため、職員の派遣及び警察官・自主防災組織等の協力により幹線避難路上にある障害物を除去する。

第5 指定避難所の開設・運営

実施担当

災害救助部救助班（健康福祉課）、文教部庶務班（教育課）、
総務部総務班（総務課）、動物愛護団体

指定緊急避難場所に避難した住民のうち、住居を喪失するなど、引き続き救助を要する者について、応急的な食料等の配布を行うため、指定避難所を開設するとともに、自主防災組織や施設管理者等の協力を得て、良好な避難生活が行われるように必要な措置を講ずる。

なお、避難所の撤収を判断した際は、避難所の運営組織リーダーを通じて避難者に周知する。

1 指定避難所の開設

指定避難所の開設の実務は、各施設の管理責任者が複数の職員を派遣して担当させるが、災害の状況により緊急に開設する必要があるときは、勤務職員又は最初に到着した町職員が実施する。

なお、指定避難所の開設状況等とともに、当該避難所に付与された全国共通避難所・避難場所IDを県に報告する。

(1) 指定避難所の開設

- ア 指定避難所の開設は、原則として本部長（町長）の指示により、災害救助部救助班（健康福祉課）及び文教部庶務班（教育課）が行う。
- イ 町は、災害の規模に鑑み、必要な指定避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。
- ウ 町は、必要に応じて管内の学校、公共建物等を指定避難所として開設し、住民等に対し周知徹底を図る。また、必要に応じ、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、水害・土砂災害等に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て指定避難所として開設する。
- エ 夜間等、突発的な災害発生の場合には、本部長（町長）からの指示がなくても避難の必要が生じると自主的に判断されたときは、居合わせた職員が施設入口（門）を開け放ち、避難所開設の準備を行う。
- オ 住民が自主避難で集まっている場合には、速やかに上記の作業を行い、とりあえず体育館などの広いスペースに誘導し、無用の混乱を避ける。
- カ 指定避難所を開設したときは、開設状況を速やかに県（災害対策本部）及び上市警察署、消防署等関係機関に連絡する。また、県及び町は、指定避難所の混雑状況などが住民にわかるよう適切な媒体を用いて広報する。
- キ 指定避難所を開設した場合は、避難所管理要員を配置する。
- ク 指定避難所の開設期間は災害発生の日から7日以内とする。ただし、知事は内閣総理大臣に協議し、その同意を得て、期間を延長することができる。

ケ 指定避難所の運営に必要な資機材、台帳等はあらかじめ整理しておき、まず、それらを活用して、指定避難所の運営に当たる。

コ 高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を指定避難所として借り上げる等、多様な指定避難所の確保に努める。

サ 町は、指定避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、指定避難所の開設状況等を適切に県に報告し、県は、その情報を国に共有するよう努める。

シ 特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して指定避難所の混雑状況を周知するなど、避難の円滑化に努める。

ス 指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等所有の研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの指定避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知する。特に、要配慮者に対しては、町域外のホテル・旅館等を含めて、実質的に福祉避難所として開設することも検討する。

(2) 避難所管理要員の派遣

指定避難所を開設した場合は、速やかに指定避難所の運営及び連絡調整に当たる避難所管理要員を派遣する。担当者の派遣人数、派遣方法、連絡体制は状況に応じて定める。

(3) 必要な資機材等

指定避難所の運営に必要な資機材、台帳等はあらかじめ整理しておき、まず、それらを活用して、指定避難所の運営に当たる。

(4) 要配慮者への配慮

ア 要配慮者用のスペースとして、暖かいところ、トイレに近いところを確保する。

イ 事情の許す限り、自主防災組織等の意見を聞いて地域ごとにスペースを設定し、避難した住民による自主的な運営となるよう配慮する。

ウ 町内外を含め、旅館やホテル等を指定避難所として借り上げる等、多様な指定避難所の確保に努める。

(5) 避難所開設の報告

避難所を開設した職員は、避難住民の収容を終えた後、総務部総務班（総務課）に報告する。

総務部総務班（総務課）は、速やかに県（災害対策本部）及び上市警察署、消防署等防災関係機関に対して、開設の状況（日時、場所、施設名、収容者数、開設期間の見込み等）を連絡する。

(6) 指定避難所内の管理室の開設

指定避難所内に「管理室」を速やかに開設し、避難住民に対して避難所運営の責任者の所在を明らかにする。

(7) 指定避難所の開設期間

災害救助法に定められた指定避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。

ただし、状況により上記の期間を延長する必要がある場合には、本部長（町長）は知事の事前承認（内閣総理大臣の承認を含む。）を得て、延長することができる。

【資料：12－5 避難場所及び避難施設】

2 指定避難所の管理運営

災害救助部救助班（健康福祉課）及び文教部庶務班（教育課）は、あらかじめ作成した避難所運営マニュアルを活用し、避難所運営委員会を設置し、必要に応じてNPOやボランティア、防災士等の外部支援者等の協力を得て指定避難所を運営する。指定避難所には原則として、避難所管理要

員として職員を常駐させ、災害救助地区の自主防災組織やボランティア、防災士等の協力を得て、避難者の保護に当たる。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支える体制整備に努める。

また、施設の使用に当たっては、施設管理者と緊密な連絡を取り、保全管理に十分留意する。

町は、各指定避難所の適切な運営管理を行うものとし、この際、指定避難所における正確な情報の伝達、食料・飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、防災士、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求める。また、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。

なお、開設当初からプライバシー確保のためのパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置することとし、また、栄養バランスのとれた適温の食事を提供できるよう、炊き出しに利用できる場所、調理器具や食料の確保に努める。併せて、快適なトイレの設置状況、し尿処理状況、健康のための入浴施設の設置状況等の把握に努め、避難生活への配慮に努める。

(1) 避難所管理要員（避難所担当職員）の常駐

指定避難所には原則として、避難所管理要員として職員を常駐させ、災害救助地区の自主防災組織やボランティア等の協力を得て、避難者の保護に当たる。

(2) 指定避難所の運営

避難所管理要員は、指定避難所に収容されている避難者の人数、氏名、安否情報、生活必需品の需給状況、その他被災者ニーズ等の生活情報を早期に把握し、電話、携帯電話及び電子メール又は情報連絡員（伝令）等により総務部総務班（総務課）へ連絡する。

(3) 県への報告

総務部総務班（総務課）は、災害救助部救助班（健康福祉課）及び文教部庶務班（教育課）からの報告に基づき、住民の避難状況を学区別、指定避難所別に取りまとめ、県災害対策本部総務班（防災・危機管理課）へ、電話、携帯電話及び電子メール等により報告する。

(4) 関係書類

指定避難所の維持管理のための責任者は、次の関係書類を整理保存する。

- ア 避難者名簿
- イ 物資管理簿
- ウ 避難所状況報告
- エ 避難所設置に要した支払証拠書類
- オ 避難所設置に要した物品支払証拠書類

(5) 被災者の状況把握

ア 指定避難所における生活環境に注意を払い、生活指導の実施や要配慮者、女性への配慮を行うなど、常に良好な環境を維持するよう努める。また、避難所の生活環境整備に当たり、必要に応じて子育て支援ネットワーク等の団体を紹介するなど、関係団体の専門的知識等を活用した支援を行う。

イ ベッド、パーティション、テント等を避難所開設当初から円滑に設置できる体制の整備に努めるとともに、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛

生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。

- ウ 指定避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や指定避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。
- エ 指定避難所等の運営における女性や子育て家庭の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方及び性的少数者の視点等に配慮すること、子供・若者の居場所の確保に努める。特に、男女別トイレ、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所等における安全性の確保、キッズスペースや学習スペースの設置など、女性や子育て家庭、子供・若者のニーズに配慮した指定避難所の運営に努める。
- オ 指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるとともに、警察や病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。
- カ 指定緊急避難場所や指定避難所等に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れる。
- キ 指定緊急避難場所や指定避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努める。
- ク 避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事提供、入浴や洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置の実施に努める。

(6) 要配慮者への配慮

指定避難所への収容及び指定避難所の運営管理に当たっては、要配慮者の態様に合わせ、次に掲げる事項に十分配慮し、住民やボランティア等の協力を得ながら、計画的に生活環境の整備を図る。

- ア スロープや洋式仮設トイレの設置、段差の解消、車椅子や障がい者用携帯便器等の供給等、高齢者、障がい者等に配慮した設備、機器等の整備を行う。
- イ 介護用品、育児用品など要配慮者の態様に応じた生活必需品の調達確保に勉める。
- ウ 災害発生後できる限り速やかに、全ての指定避難所を対象として要配慮者の把握調査を行い、次のとおり組織的・継続的な保健福祉サービスの提供が開始できるように努める。
 - (ア) ホームヘルパー、ガイドヘルパー等の派遣
 - (イ) 入浴サービス等在宅福祉サービスの実施
 - (ウ) 病院や社会福祉施設等への受入れ、ボランティア家庭への受入委託、里親への委託等
- エ 要配慮者の心身両面の健康状態に特段の配慮を行い、こころのケア、巡回健康相談等を実施する。
- オ 文字放送テレビ、ファクシミリ等の設置、手話通訳者の派遣等、要配慮者に対する情報伝達手段の確保に努める。

(7) 飼養されていた家庭動物等の保護等

- ア 被災地域における動物の保護及び収容

飼い主の分からない負傷又は逸走状態の家庭動物については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、町及び獣医師会をはじめとする動物愛護団体等は、県に協力し、動物の保護及び収容に努める。

イ 指定避難所における家庭動物の収容及び適正な飼養

飼い主とともに指定避難所に避難した家庭動物については、町は、「富山県動物同行避難所等運営マニュアル」に基づき、指定避難所の隣接地にその動物の収容所を設置する等、できる限り指定避難所での収容を可能とするよう努める。

町は、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。

また、町は、動物の収容所を設置する際に、県の適正な飼養の指導のもと動物愛護ボランティア団体等と協力し、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

(8) 指定避難所の早期解消

応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅等利用可能な既存住宅のあっせん等により指定避難所の早期解消に努める。

(9) 学校運営への協力

指定避難所としてあらかじめ指定されている学校においては、避難所管理責任者の調整のもと、校長の指導により運営業務に協力する。

- (10) 町が把握している被災者の安否情報について、住民に提供できる窓口を設置する。被災者の情報については、被災者台帳を基に提供するものとするが、個人情報の取扱いには特に留意する。
- (11) 在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じて物資の補充等の支援を行い、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供する。
- (12) 車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行い、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供する。この際、車中泊の早期解消に向けた必要な支援の実施に努める。

3 避難住民の心得

住民は、指定避難所の管理運営について、管理責任者の指示に従い、必要に応じて管理運営に協力するとともに、相互に助け合い、良好な環境のもとで避難生活ができるよう努める。

4 被災者の移送・受入れ

(1) 被災者の他市町村への移送

ア 町内の指定避難所だけでは被災者を収容できない場合、本部長（町長）、県に対し被災者の他市町村への移送について要請する。

イ 本部長（町長）は、他市町村への移送を行う場合は、町職員の中から避難所管理者を定め、移送先の市町村に派遣するとともに、移送に当たり引率者を添乗させる。

ウ 指定避難所の運営は町が行い、被災者を受け入れてもらう市町村にも協力を要請するとともに、被災住民に関する情報の共有を確実に行う。

- (2) 大規模災害により広域一時滞在、県外広域一時滞在が必要とされる場合において、県が大きな被害を受け、調整できない場合は、内閣総理大臣に代行を要請する。

(3) 他市町村からの被災者の受入れ

町長は、知事より他市町村の被災者を受け入れるための避難所開設の要請を受けたときは、自ら被災し対応できない場合等を除き、直ちに指定避難所を開設し受入体制を整備する。また、受け入れた被災住民に対し、必要な支援情報を提供する。

第6 要配慮者の安全確保

実施担当

災害救助部救助班（健康福祉課）、災害救助部防疫衛生班（住民課）、文教部学校教育班（教育課）、経済部商工観光班（商工観光課）、消防部総務班（消防本部）、総務部総務班（総務課）、自主防災組織、社会福祉施設

高齢者、障がい者、乳幼児、外国人、旅行者等のいわゆる要配慮者は、災害発生時において、自力による危険回避行動や避難行動に困難を伴うことが多い。このため、災害発生時に要配慮者が置かれる状況を十分考慮し、災害応急対策を講ずる必要がある。特に、在宅の要配慮者と施設入所者では、その援護及び救護体制が異なることから、それぞれの状況に応じた対策を講ずる。

1 避難行動要支援者の安全確保

（1）要配慮者対策

ア 避難行動要支援者の支援

- （ア）被災市町村は、災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、あらかじめ作成した避難行動要支援者名簿や個別避難計画を効果的に活用し、避難行動要支援者の避難支援及び迅速な安否確認を行う。
- （イ）被災市町村は、自主防災組織や防災士等の協力を得ながら居宅にとり残された避難行動要支援者の発見に努め、発見した場合には、必要に応じて指定避難所への誘導又はあらかじめ定めた手順により社会福祉施設への緊急入所を行う。
- （ウ）被災市町村は、避難行動要支援者の特性に応じ、携帯端末等の情報機器を適切に活用するなど、情報伝達手段について配慮する。
- （エ）自主防災組織は、災害発生時に、家族や近隣住民、消防団、防災士等と連携を図り、避難行動要支援者の安否確認や避難誘導、救助活動、必要な情報の提供等に努める。

2 在宅の要配慮者の安全確保

（1）在宅の要配慮者の安全確保

- ア 災害救助部救助班（健康福祉課）は、高齢者、障がい者等自ら避難することが困難な避難行動要支援者の避難について、町が作成した災害対策マニュアル及び個別の避難支援計画に留意し、避難行動要支援者の援護及び救護を行う。
- イ 災害救助部救助班（健康福祉課）及び消防部総務班（消防本部）は、自主防災組織等の協力を得ながら居宅にとり残された要配慮者（特に、避難行動要支援者）の発見に努め、発見した場合には、本人の同意を得て、必要に応じ指定避難所への誘導、又はあらかじめ定めた手順により社会福祉施設への緊急入所を行う。
- ウ 災害救助部救助班（健康福祉課）は、要配慮者の態様に応じ、手話、筆談、携帯端末等の情報機器の活用や情報内容を工夫する等、情報伝達手段について配慮する。
- エ 自主防災組織等は、災害発生時に、家族や近隣住民、消防団等と連携を図り、在宅の要配慮者（特に、避難行動要支援者）の安否確認や避難誘導、救助活動等に努める。

（2）要配慮者の生活支援

ア 福祉避難所の設置

災害救助部救助班（健康福祉課）は、要配慮者を受入れ、日常生活に支障なく避難生活を送ることができるようにするための「福祉避難所」を、社会福祉法人の協力を得て設置する。福祉避難所に受け入れる対象者は、要配慮者及びその介護者等（家族を含む。）とする。

また、福祉避難所において要配慮者のニーズに対応できるよう、備品や物資等の整備に努める。

【資料：17－2 災害応援協定等一覧（民間団体等）】

イ 福祉避難所への直接避難

災害救助部救助班（健康福祉課）は、要配慮者の障がい特性や状況等を考慮し、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう、個別避難計画や福祉避難所における受入対象者の公示等を通じて、受入対象者の調整等を行う。また、直接避難を想定していない福祉避難所にあつては、町において発災直後の要配慮者の避難先について検討するよう努める。

ウ 社会福祉施設への緊急入所

災害救助部救助班（健康福祉課）は、県及び施設代表機関とあらかじめ定めた手順により、居宅や指定避難所において生活することが困難な高齢者や障がい者の社会福祉施設への緊急入所を行う。

県内の施設で対応できない場合、県は、近隣県に対して、社会福祉施設への緊急入所の協力を要請する。

エ 指定避難所における相談体制及び情報提供手段の整備

総務部総務班（総務課）は、指定避難所において、被災した要配慮者の生活に必要な物資や人的援助のニーズを把握するため相談体制を整備する。

特に、情報の伝達が困難な視聴覚障がい者や車椅子の利用者については、手話通訳、移動介護等のボランティアの活用により、支援体制を整備する。

また、ラジオ、テレビ（字幕・手話・解説放送）、ホワイトボード、遠隔通訳サービス（手話・文字チャット）等の視聴覚障がい者のための情報提供手段を整備する。

オ 要配慮者の実態調査とサービス提供

災害救助部救助班（健康福祉課）は、県の協力を得て、居宅や指定避難所において、被災した要配慮者の実態調査を速やかに行い、保健・医療・福祉等の防災関係機関や民間の病院、介護事業者等との連携のもとに必要なサービスや物資を確保するなど、万全の措置を講ずる。

3 社会福祉施設における要配慮者の安全確保

（１）要配慮者の安全確保

被災した社会福祉施設は、あらかじめ策定した災害応急計画等に従い、災害発生時に直ちに要配慮者等の安否確認や避難誘導を行う。また、必要に応じ、救助機関等の協力を要請し、要配慮者等の救助活動を行う。

（２）被害状況の報告

被災した社会福祉施設は、あらかじめ町及び県と定めた手順に従い、町又は県へ被害状況の報告を速やかに行う。

（３）要配慮者の移送

施設の損壊等により要配慮者を他の社会福祉施設へ移す必要がある場合、町は、県及び施設代表機関とあらかじめ定めた手順により、他の施設への移送を行う。

県内の施設で対応できない場合は、県が近隣県に対して、社会福祉施設等への受入協力を要請する。

（４）支援要請

被災した社会福祉施設は、物資や救助職員の不足数を把握し、近隣施設、町、県等に支援を要請する。

4 病院等における入所者の安全確保

(1) 入所者の安全確保

被災した病院等は、あらかじめ策定した災害応急計画等に従い、災害発生時に直ちに入所者等の安否確認や避難誘導を行う。また、必要に応じ、救助機関等の協力を要請し、入所者等の救助活動を行う。

(2) 被害状況の報告

被災した病院等は、あらかじめ町及び県と定めた手順に従い、町又は県へ被害状況の報告を速やかに行う。

(3) 入所者の移送

施設の損壊等により入所者を他の病院等へ移す必要がある場合、町は、県及び中新川郡医師会とあらかじめ定めた手順により、他の施設への移送を行う。

(4) 支援要請

被災した病院等は、物資や医師・看護師等の不足数を把握し、中新川郡医師会、近隣施設、町、県等に支援を要請する。

【資料：15－1 医療機関等一覧表】

5 学校・幼稚園・保育所（園）における生徒・児童・幼児の安全確保

(1) 被災状況の把握

文教部学校教育班（教育課）及び災害救助部救助班（健康福祉課）は、在校（園）中・保育中に災害が発生した場合、速やかに教育・保育関係施設の被害状況及び生徒・児童・幼児の安全確保の状況について校（園）長・保育所（園）長等を通して、又は自ら調査する。

(2) 生徒・児童・幼児の保護

生徒・児童・幼児が在校（園）中・保育中に災害が発生したときは、次の方針によりあらかじめ定められた学校（園）・保育所（園）の防災計画に従い、保護に努める。

ア 学校（園）・保育所（園）の対応

（ア）校（園）長・保育所（園）長は、対策本部を設置し、情報等の把握に努め、的確な指揮に当たるとともに、直ちに文教部学校教育班（教育課）又は災害救助部救助班（健康福祉課）にその旨を連絡する。

（イ）校（園）長・保育所（園）長は、状況に応じ避難指示を行い、教職員・保育士等はあらかじめ定められた避難順序に従って迅速かつ確実に校（園）舎外の安全な指定緊急避難場所に誘導する。

（ウ）生徒・児童・幼児については、全員を学校（園）・保育所（園）に保護し、保護者（又は代理人）に直接引き渡すことを原則とする。

（エ）施設内において、災害が発生したときは、生徒・児童・幼児等の安全を確認し、初期消火、救護、搬出活動等の防災活動に努める。

（オ）校（園）舎・敷地が、状況により危険と判断される場合は、教職員・保育士を引率責任者とし、消防職員・消防団員の協力を得て、他の指定緊急避難場所へ移動する。

イ 教職員・保育士の対処、指導基準

（ア）災害が発生した場合は、生徒・児童・幼児を教室・保育室等を集める。

（イ）生徒・児童・幼児の避難・誘導に当たっては、氏名・人員等の把握、異常の有無等を明確にし、的確に指示する。

- (ウ) 学級担任等は、出席簿等を携行し、学校（園）・保育所（園）の本部の指示により、所定の場所へ誘導・退避させる。
- (エ) 障害のある児童については、あらかじめ介助体制等の組織を作るなど十分配慮する。
- (オ) 生徒・児童・幼児の保護者への引渡しについては、あらかじめ決められた方法で確実に行う。
- (カ) 遠距離通学者、交通機関利用者、留守家庭等で帰宅できない生徒・児童・幼児については、氏名・人員等を確実に把握し、引き続き保護する。
- (キ) 生徒・児童・幼児の安全を確保したのち、学校（園）・保育所（園）の本部の指示により防災活動に当たる。
- (ク) 他の指定緊急避難場所へ移動する場合には、消防職員・消防団員と協力し、安全な通路の選定を早急に行い、避難誘導を行う。

(3) 臨時休校（園）・休所等の措置

文教部学校教育班（教育課）及び災害救助部救助班（健康福祉課）は、登校（園）前の段階にあっては、校（園）舎の被害又は通学（園）路の状況及び教職員（保育士）の被災の程度により、校（園）長・保育所（園）長と協議の上、臨時休校（園）・休所等の措置を取ることとする。

【資料：16－2 学校教育施設】

【資料：16－5 福祉施設】

6 外国人の援護対策

(1) 外国人の救護

災害救助部救助班（健康福祉課）及び消防部総務班（消防本部）は、地域の自治会・町内会、自主防災組織及びボランティアや地域のキーパーソン等の協力を得ながら、外国人の安否確認や避難誘導、救助活動に努める。

(2) 外国人への生活支援

ア 外国人への情報提供

災害救助部救助班（健康福祉課）は、外国人向けの防災関係等の情報サイトへのアクセスリンクを公式ウェブサイト等に記載するとともに、報道機関、外国人雇用企業監理団体及び地域のキーパーソン等の協力のもとに、被災した外国人に対して生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報の提供を行う。

イ 指定避難所における相談体制の整備

総務部総務班（総務課）は、指定避難所において、被災した外国人の生活に必要な物資や通訳等のニーズを把握するため、ボランティア、富山県災害多言語支援センター及び外国人雇用企業監理団体等の協力を得ながら、相談体制を整備する。また、携帯型翻訳機・アプリ等の活用を推進する。

7 宿泊者の安全確保

(1) 宿泊施設の被害状況・営業状況の把握

経済部商工観光班（商工観光課）は、町内の宿泊施設の被害状況・営業状況の把握に努める。各宿泊施設は、宿泊者に人的被害が発生したとき、あるいは発生するおそれがあるときには、消防部総務班（消防本部）に通報する。

(2) 宿泊者の安全確保

宿泊者の安全確保については、一次的には各宿泊施設の責任において万全を期す。

指定避難所等において支援が必要な場合、各宿泊施設は町に支援を要請し、町は、要請を受け

たときは、可能な限り支援を行う。

8 飼養動物の保護等

(1) 被災地域における動物の保護及び収容

飼い主のわからない負傷又は逸走状態の家庭動物については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、町は県と連携し、獣医師会をはじめ、動物愛護団体等の協力を得て、動物の保護及び収容に努める。

(2) 避難所における家庭動物の収容及び適正な飼養

町は、飼い主とともに避難所に避難した家庭動物については、「富山県動物同行避難所等運営マニュアル」に基づき、避難所の隣接地にその動物の収容所を設置するなど、できる限り避難所での収容を可能とするよう努める。

また、指定避難所における家庭動物の受入状況を把握するとともに、必要に応じて家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。

第7 広域避難

実施担当

災害救助部救助班（健康福祉課）、文教部庶務班（教育課）、
総務部総務班（総務課）

町は、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、町域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては都道府県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。

県は、町から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行う。

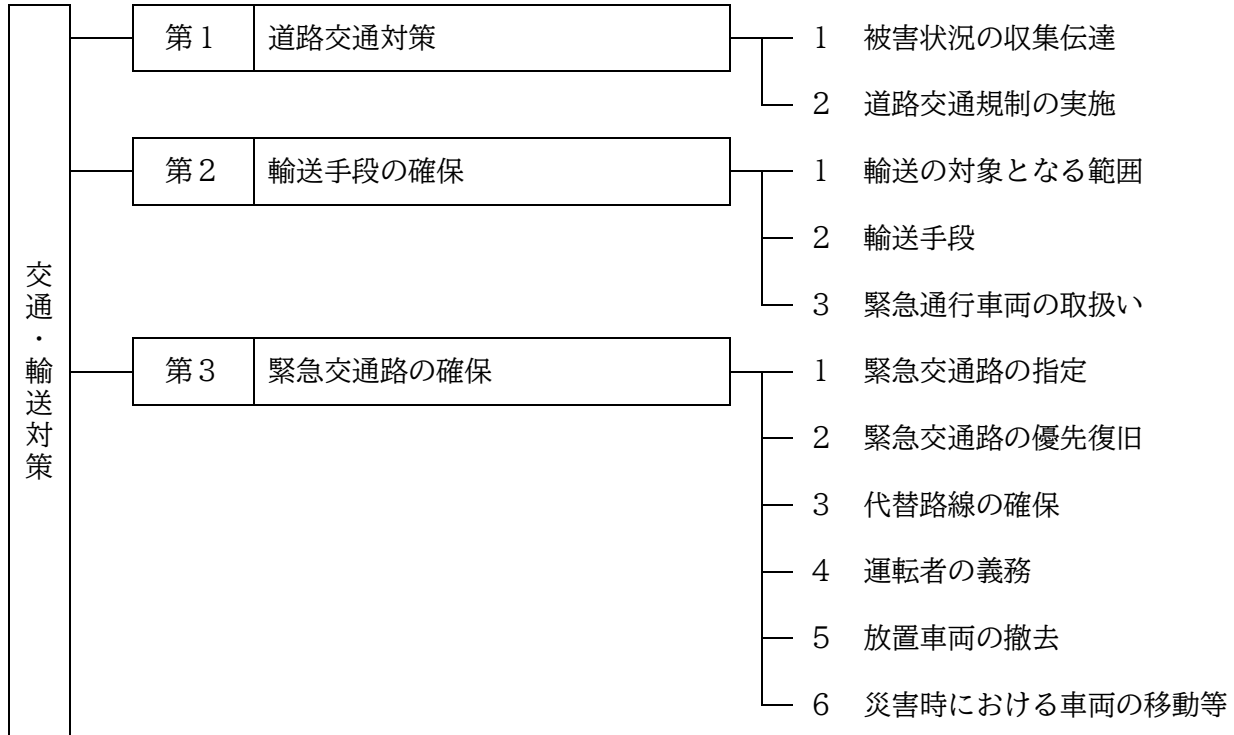
町は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

また、県、町及び運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努める。

さらに、指定行政機関、公共機関、県、町及び事業者は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡を取りあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確な情報を提供できるように努める。

第11節 交通・輸送対策

災害発生時の救助活動、救急搬送、消火活動、緊急輸送活動、応急復旧活動等を迅速かつ的確に実施するために、人員及び物資に必要な車両を調達するなど、陸上輸送路を確保するとともに、航空機の活用を含む総合的な輸送確保を行う。



第1 道路交通対策

実施担当	建設部土木車両班（建設課）、上市警察署、国土交通省北陸地方整備局、富山県立山土木事務所

災害時における交通の混乱を防ぐため、町及び防災関係機関は迅速な道路等の被害状況の把握及び危険回避を目的とした交通規制を実施する。

なお、道路啓開については、県、警察、消防、自衛隊等関係機関と協力して必要な措置を行う。

1 被害状況の収集伝達

道路、橋梁等の交通施設の被害の情報収集及び伝達は、次のとおり行う。なお、避難に資する情報は、関係機関と連携の上、住民に対して積極的に発信・伝達する。

（1）道路パトロール

災害により道路、橋梁等道路施設の危険な状況の発生、又は発生のおそれがある場合は、建設部土木車両班（建設課）は、直ちにパトロールを実施する。

なお、大規模災害時には、緊急輸送に備えるため、緊急通行確保路線から順次行う。

（2）発見者からの通報

災害により道路、橋梁等道路施設の危険な状況、又は交通の混乱を発見した者は、速やかに本部長（町長）又は警察官に通報する。

通報を受けた警察官は、速やかにその旨を本部長（町長）に通報する。

(3) 防災関係機関への通報

本部長（町長）は、住民等発見者又は警察官より通報を受けた場合は、当該道路の管理者及び
上市警察署に通報する。

2 道路交通規制の実施

県公安委員会及び道路管理者は、災害の発生又は発生のおそれがある場合は、道路交通の混乱及び危険を防止するため、必要な交通規制を実施する。

また、県公安委員会及び道路管理者は相互に連絡を取り、交通規制の適切な運用を図る。

(1) 交通規制の内容

ア 道路管理者は、道路、橋梁等が破損、決壊、その他の理由により通行が危険であると認められる場合には、区間を定めて道路の通行を禁止又は制限する。

イ 上市警察署は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている時、直ちに走行中の車両を道路左側に寄せ停車させる。停車に当たってはできる限り、トンネル、橋梁を避け、道路の中央部は緊急通行車両の通路として確保する。

ウ 県公安委員会は、危険区域での一般車両通行禁止及び危険区域内への流入禁止又は迂回措置を取る。

(2) 相互連絡

道路管理者と上市警察署は相互に連絡を取り、交通規制を行うときは、あらかじめその規制の対象区間と期間及び理由をそれぞれ通知する。

ただし、急を要する場合で通知することが困難な場合は、事後速やかに通知する

第2 輸送手段の確保

実施担当	総務部財政班（総務課）

総務部財政班（総務課）は、災害応急対策を実施するに当たり、人員及び物資等の輸送に必要な車両等を確保し、輸送力の確保に努める。また、輸送活動を行うに当たっては、人命の安全、被害の拡大防止、災害応急対策の円滑な実施に配慮する。

輸送拠点においては、効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保する。

なお、緊急輸送手段としてヘリコプターの活用が有効と判断される場合には、ヘリコプターの派遣要請を行い、地上輸送とともに航空輸送を機動的かつ効果的に活用する。

1 輸送の対象となる範囲

(1) 第1段階

ア 救助・救急活動、医療活動従事者、医薬品等、人命救助に要する人員・物資

イ 消防、水防活動等、災害の拡大防止のための人員・物資

ウ 町災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保全要員等、初動の応急対策に必要な人員・物資

エ 後方医療機関へ搬送する負傷者

オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員・物資

(2) 第2段階

ア 上記（1）の続行

イ 食料・水等、生命の維持に必要な物資

- ウ 傷病者及び被災者の被災地外への移送
- エ 輸送施設の応急復旧に必要な人員・物資

(3) 第3段階

- ア 上記(2)の続行
- イ 災害復旧に必要な人員・物資
- ウ 生活必需品

2 輸送手段

総務部財政班（総務課）は、災害の程度、輸送物資等の種類、数量、緊急度及び現地の交通施設の状況を勘案して、次のうち最も適切な方法により輸送手段の確保を行う。

(1) 陸上輸送

- ア 乗用車、貨物自動車、バス（以下「車両」という。）による輸送
 - 道路交通が不能となる場合のほかは、車両により迅速かつ確実に輸送を行う。
- (ア) 責任者
 - 各部（班）所管の車両は、第一次的に所属部の災害対策に使用する。
 - ただし、必要に応じて総務部財政班（総務課）が集中管理して、応急対策活動の優先順位を考慮した効率的な運用を図る。
- (イ) 車両の確保
 - 緊急輸送の実施に際し、町有車両が不足するときは、総務部財政班（総務課）は、次により車両の確保を図る。
 - a 公共的機関が所有する車両
 - b 輸送業者が所有する車両
 - c その他の車両
- (ウ) 必要に応じ、応援協力を締結している他県市や陸上自衛隊へ支援を要請する。
- (エ) 人員の確保
 - 輸送に必要な人員は、建設部各班の職員をもってあてがうが、不足するときは総務部総務班（総務課）に、各部（班）からの応援職員の割当てを求める。
 - なお、事業所からの借上げ車両については、車両の運行に必要な人員について、併せて協力を要請する。
- (オ) 燃料等の調達
 - 総務部財政班（総務課）は、車両用の燃料又は消耗機材の調達が困難な場合は、民間事業者等へ協力を依頼し、調達先の確保に努める。
- (カ) 他市町村等への協力要請
 - 本部長（町長）は、町内で車両の確保が困難な場合、又は輸送の都合上他の市町村より調達することが適当であると認められるときは、次の事項を明示して、他市町村又は県に対し調達、あっせん等を要請する。
 - a 輸送区間及び借上げ機関
 - b 輸送人員又は輸送量
 - c 車両等の種類及び台数
 - d 集結場所及び日時
 - e その他必要な事項
- イ 鉄道による輸送
 - 車両による輸送が不可能な場合又は遠隔地において物資を確保した場合においては、鉄道に

より必要な人員、物資の輸送を行う。

鉄道による輸送は、富山地方鉄道株式会社に依頼する。

(2) ヘリコプターによる輸送

地上輸送に支障がある場合又は山間僻地へ緊急に輸送の必要が生じた場合においては、ヘリコプターにより必要な人員、物資の輸送を行う。

県消防防災ヘリコプターの活用は、「本章 第21節 県消防防災ヘリコプター活用計画」に定める内容とする。

(3) 人力による輸送

車両等による輸送が困難なときは、人力輸送を行う。

3 緊急通行車両の取扱い

災害時には、一般車両の通行を禁止又は規制し、応急措置の実施に必要な緊急通行車両を優先して通行させるため、総務部財政班（総務課）は、災害応急対策に従事する緊急通行車両であることの確認を円滑に実施する。

なお、事前に「緊急通行車両確認証明書」及び「緊急通行車両確認標章」の交付（従来の緊急通行車両等事前届出済証を含む。）を受けている車両は、既に確認済みのため、緊急交通路を使用できる。

(1) 確認実施機関

緊急通行車両の確認は、知事（事務所管：防災・危機管理課）又は県公安委員会（事務所管：県警本部交通規制課）が行う。

(2) 確認対象車両

- ア 警報の発令及び伝達並びに避難の指示に使用されるもの
- イ 消防、水防その他の応急措置に使用されるもの
- ウ 被災者の救難、救助その他保護に使用されるもの
- エ 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に使用されるもの
- オ 施設及び設備の応急復旧に使用されるもの
- カ 廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境の保全及び公衆衛生に使用されるもの
- キ 犯罪の予防、交通の規制その他被災地における社会秩序の維持に使用されるもの
- ク 緊急輸送の確保に使用されるもの
- ケ その他災害の発生の防ぎよ又は拡大の防止のための措置に使用されるもの
- コ 規制除外車両の一部

(3) 確認手続

緊急通行車両であることの確認は、災害発生前でも受けることができる。また、規制除外車両のうち、大規模災害発生後、速やかに緊急交通路の通行を認めることが適切である車両についても災害発生前に事前届出ができる制度を設けている。

町有車両のうち、事前に届出済みの緊急通行車両で、「緊急通行車両等事前届出済証」を所有する車両は、直ちに上市警察署に提出し、「緊急通行車両確認証明書」及び「緊急通行車両標章」の交付を受けて、当該車両に常備する。

事業所等からの借上げ車両等で事前届出をしていない車両については、「緊急通行車両確認申出書」を上市警察署に提出する。

【資料：14－2 緊急通行車両等事前届出・確認手続等に関する要綱】

(4) 緊急通行車両用燃料の優先供給

県及び町の緊急通行車両等については、富山県石油商業組合との「災害時における徒歩帰宅者支援及び石油燃料の安定供給に関する協定書」に基づき、優先的に石油燃料の供給を受ける。

第3 緊急交通路の確保

実施担当

建設部応急建設班（建設課）、国土交通省北陸地方整備局、
富山県立山土木事務所

大規模災害時には、一般車両の流入により交通渋滞を招き、災害対策活動が阻害されるおそれがあるため、必要に応じて一般車両の通行を規制し、緊急交通路を確保する。

1 緊急交通路の指定

県公安委員会は、道路被害状況の調査結果に基づいて、あらかじめ定められた緊急通行確保路線を中心に、道路管理者と協議の上、緊急交通路にあてる道路を指定し、各流入部において緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限する。

町では、指定された緊急交通路をもとに、輸送体制を整えるとともに、防災行政無線、広報車による住民等への広報活動を実施し、協力を求める。

【資料：14-1 緊急輸送道路】

2 緊急交通路の優先復旧

建設部応急建設班（建設課）、県及び防災関係機関は、大規模災害により道路施設が被害を受けたときは、指定された緊急交通路を、他の道路に優先して幅員5mで応急復旧する。

この場合、被害の状況により町内建設業者に協力を依頼する。

3 代替路線の確保

緊急交通路が使用不能となった場合は、町道、林道、農道等、指定道路に代わるべき道路について確保するものとし、この場合、必要に応じて県等の防災関係機関に対し応援を要請する。

4 運転者の義務

(1) 走行中のとき

ア 落石やその兆候、道路の冠水等を覚知した際は、直ちに警察又は町に通報するとともに、危険箇所には近づかず停車すること。

イ 停車する際は、安全な方法により車両を道路左側に寄せること。ただし、山道などでは地盤が緩んでいることがあるので、路肩に寄り過ぎないように注意すること。

ウ 停車後はカーラジオ等により気象情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。

エ 車両を置いて避難するときは、できる限り路外に停車させること。やむを得ず道路上に停車して避難するときは、車両を道路の左側に寄せて停車させ、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアをロックしないこと。

(2) 災害対策基本法の規定に基づく交通規制が行われたとき

ア 道路区間を指定した交通規制が行われたときは、その区間以外の場所へ、区域を指定した交通規制が行われたときは、道路外の場所へ、速やかに車両を移動させること。

イ 速やかに移動することが困難なときは、他の緊急車両の妨害とならない方法により駐車すること。

ウ 警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。

5 放置車両の撤去

(1) 警察官の措置

警察官は、緊急交通路において、緊急通行車両の通行を確保するため、必要に応じ運転者に対し措置命令を行う。

相手方が命ぜられた措置をとらないとき又は現場にいないときは、自ら放置車両その他の物件を撤去する。

(2) 自衛官、消防職員・団員の措置

自衛官、消防職員・団員は、緊急交通路において、警察官が現場にいない場合に限り、自衛隊用又は消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じ運転者等に対し措置命令を行うことができる。

相手方が命ぜられた措置をとらないとき又は現場にいないときは、自ら放置車両その他の物件を撤去する。

上記の命令又は措置をとったときは、その旨及び当該命令又は措置をとった場所を上市警察署長に通知しなければならない。

6 災害時における車両の移動等

道路管理者は、緊急通行車両の通行を確保するため、必要に応じて道路区間を指定、周知後、運転者等に対し措置命令を行うことができる。

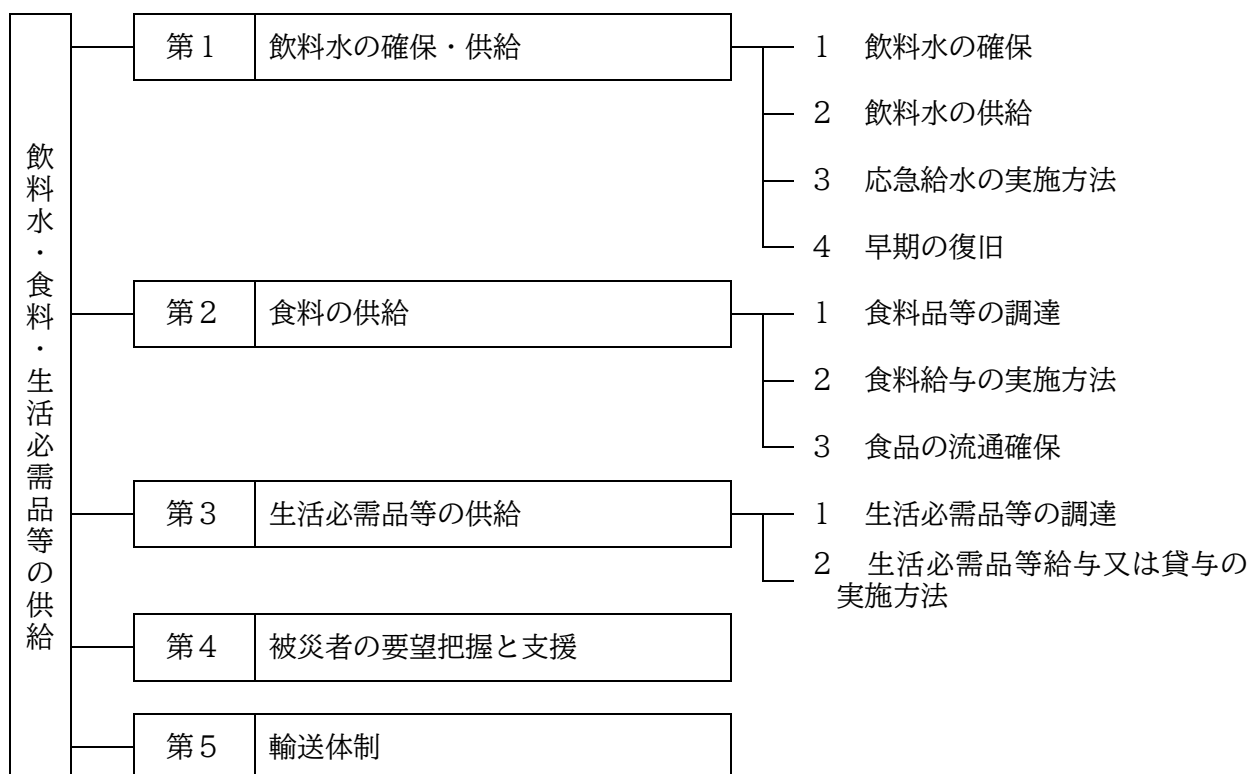
相手方が命ぜられた措置をとらないとき又は現場にいないときは、自ら放置車両その他の物件を撤去する。

上記の措置をとったときは、上市警察署長に対して、記録した情報の提供を行う。

第12節 飲料水・食料・生活必需品等の供給

大規模な災害が発生した場合には、飲料水・食料・生活必需品等の不足が予想されるため、町は災害予防対策により確保した備蓄品等を被災者に迅速に供給する。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資や家庭動物の飼養に関する資材をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者や男女の違いなど多様なニーズに配慮する。



第1 飲料水の確保・供給

実施担当

建設部水道班（水道課）、国土交通省北陸地方整備局、
富山県立山土木事務所

災害が発生し、飲料水が不足したときは、被災住民の飲料水を可能な限り確保するため、配水池等に貯水した浄水を有効に活用する。

また、被災状況によっては、必要に応じて流通備蓄の活用を行う。

1 飲料水の確保

町は、配水池の貯留水、ボトルウォーター及び流通備蓄の活用により確保する。

（1）町が実施する対策

ア 建設部水道班（水道課）が、上水道施設の被災状況の確認を行い、飲用可能な飲料水の確保を行う。

イ 停電等により水源から配水できない場合（井戸水等）は、自家発電装置の借上げを行い、飲料水の確保を行う。

ウ 町だけで対応が困難な場合は、相互応援協定による近隣市町村からの応急給水により調達する。

【資料：17-1 災害応援協定等一覧（自治体等）】

エ 町は、民間企業との間で災害時における流通備蓄の提供を受ける協定を結んでおり、協定企業からの飲料水の提供を受け、避難者に供給する。

【資料：17-2 災害応援協定等一覧（民間団体等）】

オ 町は、災害直後の住民の生命維持に必要な飲料水量として一人一日3リットル程度を確保する。

（ア）町は、災害が発生した場合、その地区の断水世帯数及び断水が一時的なものか長期にわたるものか等を的確に判断し、応急給水の対策をたてるとともに、正確な情報を断水地区の住民に広報する。

（イ）町は、住民の飲料水の確保対策として、拠点給水、運搬給水等を行うほか、住民の備蓄水などにより対処する。

（ウ）町は、断水地区の状況を把握し、必要水量、給水車の必要台数等を算定する。

（エ）町は、断水地区への給水車の早期到達のため、地理に詳しい職員を配置する等、体制整備を図る。

（2）住民が実施する対策

住民は、ポリタンク等給水用具の確保を行う。

2 飲料水の供給

飲料水の供給は、断水世帯、指定避難所、病院等を中心に、町において給水車、給水タンク等により行う。

（1）給水量

ア 第1段階

生命維持に必要な水量として一人一日3リットル程度が必要とされている。

この期間は発災直後の混乱期3日程度とし、拠点給水、運搬給水及び住民の備蓄水によって対処する。

イ 第2段階

炊事、洗面の最低生活を営むための水量とする。

この期間は段階的に第一次応急復旧の実施後完了までの期間で、順次給水量を増量し、地域の実情に応じて仮設給水栓によって対処する。

ウ 第3段階

若干の不便はあるが通常の生活に必要な水量とする。

この期間は、第二次応急復旧の期間で、各戸給水量については、各地域の実情に応じて算定する。

■ 給水目標の目安

段階	災害発生からの期間	目標水量	水量の根拠
第1	災害発生から3日	3リットル/人・日	生命維持に最小必要な水量
第2	災害発生から15日	20リットル/人・日	炊事、洗面、トイレなど最低生活水準を維持するために必要な水量
第3	災害発生から18日	100リットル/人・日	通常の生活で不便であるが、生活可能な必要水量
	災害発生から25日	250リットル/人・日	ほぼ通常の生活に必要な水量

- ※1 拠点給水：指定避難所及びこれに近隣する浄水場、配水場等を給水拠点に設定し応急給水を行うものである。この給水拠点には、飲料水を確実に確保することが必要である。そのためには、常時貯水タンク等により確保する方法があり、やむを得ない場合には、拠点に仮設貯水設備を設置し必要量の飲料水を搬送する方法がある。実施に当たっての留意事項は、次のとおりである。

(1) 拠点給水場所の確認

地域住民に対し、平常時から災害時の飲料水供給場所を周知しておくことが必要である。

(2) 被災人口の確認

応急給水活動を円滑に進めるため、被災人口及び確保水量を早急に把握することが必要である。

(3) 拠点での給水方法

貯水設備に仮設給水栓類を取付け、住民自身が受水していく方法とし、混乱のないよう配慮することが必要である。

また、給水に当たっては、特に衛生管理に配慮し、住民の受水容器の安全性についても考慮しなければならない。

- ※2 運搬給水：大規模災害発生時の混乱期に、臨時給水拠点を設置し、給水車で運搬給水する方式は、人的、物的両面から給水区域を対象とすることは非常に困難と思われるので、可能な限り限定することが必要である。しかし、災害による被害が僅少で臨時の給水拠点が限定できる場合には運搬給水も有効である。この他、次のような特別な場所についても、緊急時の要請により運搬給水で対応することが必要である。

(1) 災害救護所及び総合病院

災害時の救急医療体制に支障をきたさないよう、優先的な給水に配慮する。

(2) 災害時給食設備所

災害時における指定避難所等の給食施設に対する運搬給水。

(3) その他

被害の状況により特に必要と認められる場所に対する運搬給水。

- ※3 仮設給水栓による給水：応急復旧の進捗に伴って被災施設の機能回復、配水調整による断水区域の縮小を図り、適宜に仮設給水栓を設置し、応急給水を行う方式である。

3 応急給水の実施方法

(1) 責任者

応急給水は、建設部水道班（水道課）を主体に実施し、災害の状況に応じ給水能力を強化するため給水隊を編成する。

(2) 給水方法

給水は、給水対象世帯及び人員等を調査の上、公共施設又は臨時に設ける給水栓等から給水を実施する。また、状況に応じて水質検査を実施する。

【資料：13－3 給水戸数・人口】

(3) 給水用資機材

町有の給水用資機材を使用するが、不足する場合は消防タンク車を使用するほか、民間の資機

材を借上げる。

それでもなお調達が不足又は困難な場合は、知事に調達を要請する。

【資料：13-4 町有給水用具等】

(4) 応援要請

被災の規模により町での給水活動が困難となる場合には、相互応援協定等に基づき給水車等による応援給水を受ける。また、「日本水道協会富山県支部水道災害相互応援要綱」に基づき近隣市町村へ応援を要請し、応急給水を受ける。

被災規模が広範囲に及ぶなど県内市町村での給水活動等が困難と予想される場合には、「日本水道協会中部地方支部災害時応援に関する協定」及び相互応援協定書に基づき他の県支部長及び日本水道協会の他の地方支部長への応援を要請し、県外市町村から応急給水を受ける。

4 早期の復旧

災害による水道施設被害の影響は、広範囲に及ぶおそれがあるため、住民の生活用水確保を目途に、できる限り早く正常給水を行う。

また、あらかじめ想定に基づき応急復旧方法を定めるとともに復旧要員、資材、重機の確保や応援について、水道事業者、資機材メーカー、施工業者との間で非常時に備えた事前の協定を締結する。

【資料：13-5 町指定給水装置工事業者】

第2 食料の供給

実施担当	災害救助部救助班（健康福祉課）、文教部社会教育班（教育課）

災害により食生活に支障をきたした者及び災害応急対策従事者に対し、応急炊出し等を実施して、災害時の食料確保を図る。

食料の供給は、炊出し体制が整うまでの間は、被災者に対する食料として、備蓄や調達した非常食を供給するものとし、炊出し体制が整ってから、米飯による炊出しを実施する。

また、被災状況によっては、必要に応じて流通備蓄の活用を行う。

1 食料品等の調達

被災地の状況をいち早く把握し、国の災害救助用米穀等が供給されるまでの間、町や県の備蓄食料により対応する。

また、相互応援協定、関係業界団体等との協定に基づいて食料等の調達活動を行う。

(1) 町が実施する対策

ア 町は、災害時において町が実施する被災者に対する炊出しその他による食料の給与のための調達計画（備蓄を含む。）を樹立し、米穀等の主食、副食等の調達数量、調達先その他調達に必要な事項について定める。

イ 災害救助部救助班（健康福祉課）が、必要数量の確認を行い、食料の調達確保を行う。

ウ 本部長（町長）は、町の備蓄のみでは必要数量を満たせない場合は、県、近隣市町村及び相互応援協定締結市町村に対して食料の供給について種類及び数量を明示して要請を行う。

【資料：9-2 備蓄物資】

【資料：17-1 災害応援協定等一覧（自治体等）】

エ 町は、民間企業との間で災害時における流通備蓄の提供を受ける協定を結んでおり、協定企業からの食料の提供を受け、避難者に供給する。

【資料：17-2 災害応援協定等一覧（民間団体等）】

オ 町長は、災害救助法適用後、食料の給与の必要が生じたとき、直ちに知事の指示を受け、状況によりその調達を県厚生部に連絡する。

(2) 北陸農政局への要請

災害の程度が甚だしく、災害救助用米穀の供給に関する知事の指示が受けられない等の事情により町長が必要と認めた場合には、本部長（町長）から北陸農政局又は政府所有食料を保管する倉庫の責任者に対して、災害救助法発動期間中の災害救助用米穀について緊急引渡しを要請する。

2 食料給与の実施方法

(1) 責任者

炊出し等食料の給与は、災害救助部救助班（健康福祉課）及び文教部社会教育班（教育課）が行うが、各指定避難所において、事前に作成、共有している備蓄物資の保管場所一覧等を活用し、町内会等のうちからその規模に応じて複数の責任者を定めて行う。

責任者は、赤十字奉仕団、自治会・町内会、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て実施する。

(2) 給与方法

責任者は、実施機関、被災者の実態、人員、必要食料等を勘案し、炊出し、パンの給与等適当な方法により実施する。

(3) 炊出し

学校、保育所など公共施設の炊飯調理施設を使用するが、不足するとき又は使用不能の場合は、近くの適当な場所で行うほか、本部長（町長）は知事を通じて自衛隊に協力を要請する。

【資料：13－1 炊飯調理施設】

(4) 要配慮者への優先的給与

食料の給与は、主として住居の制約を受けた者、帰宅が困難な者とするが、高齢者、乳幼児、児童及び身体障がい者等の要配慮者へ優先的に供給する。

(5) 費用及び期間等

食料の給与に関する費用の算出及び給与期間等は、災害救助法を準用する。

【資料：12－3 災害救助内容の早見表】

3 食品の流通確保

大規模災害時には、食品の流通が停滞しその確保が困難となり、品不足、物価の高騰をもたらし、パニック状態になるおそれがあるため、町は防災関係機関と連絡を密にし、食品の流通がある程度確保できるよう必要な事項を定める。

第3 生活必需品等の供給

実施担当	災害救助部救助班（健康福祉課）

町は、日常生活に欠かせない衣服、寝具、その他生活必需品等を、迅速に被災者に給与又は貸与し、日常生活の確保を図る。

また、被災状況によっては、必要に応じて流通備蓄の活用を行う。

1 生活必需品等の調達

被災地の状況をいち早く把握し、町や県の備蓄品により対応する。

また、相互応援協定、関係業界団体等との協定に基づいて生活必需品等の調達活動を行う。

(1) 町が実施する対策

ア 町は、災害時において町が実施する被災者に対する生活必需品の給与のための調達計画（備蓄を含む。）を樹立し、生活必需品等の調達数量、調達先その他調達に必要な事項について定める。

イ 災害救助部救助班（健康福祉課）が、必要数量の確認を行い、生活必需品等の調達確保を行う。

ウ 本部長（町長）は、町の備蓄のみでは必要数量を満たせない場合は、県、近隣市町村及び相互応援協定締結市町村に対して生活必需品等の供給について種類及び数量を明示して要請を行う。

【資料：17-1 災害応援協定等一覧（自治体等）】

エ 町は、民間企業との間で災害時における流通備蓄の提供を受ける協定を結んでおり、協定企業からの生活必需品等の提供を受け、避難者に供給する。

【資料：17-2 災害応援協定等一覧（民間団体等）】

オ 町長は、災害救助法適用後、生活必需品の給与の必要が生じたとき、直ちに知事の指示を受け、状況によりその調達を県厚生部に連絡する。

(2) 留意事項

寒冷期における毛布、長期の避難生活における下着、紙おむつ、生理用品等、不足することにより被災者の心身に大きな負担となる生活物資については、最優先に調達、確保を行う。

2 生活必需品等給与又は貸与の実施方法

(1) 責任者

生活必需品等の給与又は貸与は、災害救助部救助班（健康福祉課）が行うが、各現場において、事前に作成、共有している備蓄物資の保管場所一覧等を活用し、町内会等のうちからその規模に応じて複数の責任者を定めて行う。

責任者は、民生委員・児童委員、自治会・町内会、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て実施する。

(2) 給与、貸与の方法

責任者は、被災者の実態、人員、必要必需品の種類、数量等を勘案し、町内業者から調達する。

本部長（町長）は、調達が不足又は困難な場合には、流通業者・知事に調達を要請する。

(3) 支給又は貸与の対象者

ア 災害により住家に被害を受けた者等であること。

住家の被害程度は、全焼、全壊、半焼、半壊、流失等及び床上浸水であって、床下浸水又は非住家の被害を受けただけの者は対象としない。

イ 生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者であること。

ウ 高齢者、乳幼児、児童及び身体障がい者等の要配慮者へ優先的に供給する。

(4) 費用及び期間等

生活必需品等の給与又は貸与に関する費用の算出及び給与期間等は、災害救助法を準用する。

【資料：12-3 災害救助内容の早見表】

(5) 物価安定・消費者保護対策

被災者には、災害救助法に基づき食料の給与、生活必需品等の給与又は貸与が行われることになるが、それらの物資が基礎的な物資に限られ、かつ、時限措置であることから、併せて民間事

業者による生活必需品等の供給が円滑に行われることが重要である。

このため、町は県と連携し、生活必需品等の安定供給を民間事業者に要請するとともに、被災に便乗した値上げや被災者の弱みにつけ込んだ悪質商法の発生が認められる場合には、警察との連携を密に行い、監視を強化する。

第4 被災者の要望把握と支援

実施担当	災害救助部救助班（健康福祉課）

- （1）指定避難所の供給責任者は、被災者の食料・生活必需品等に対する要望や指定避難所で不足している物資を的確に把握し、災害対策本部に連絡する。
- （2）本部長（町長）は、対応できない食料・生活必需品等の要望については、県に応援を要請する。
- （3）災害救助部救助班（健康福祉課）は、被災者の要望を聞き取る体制を整備し、指定避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。

第5 輸送体制

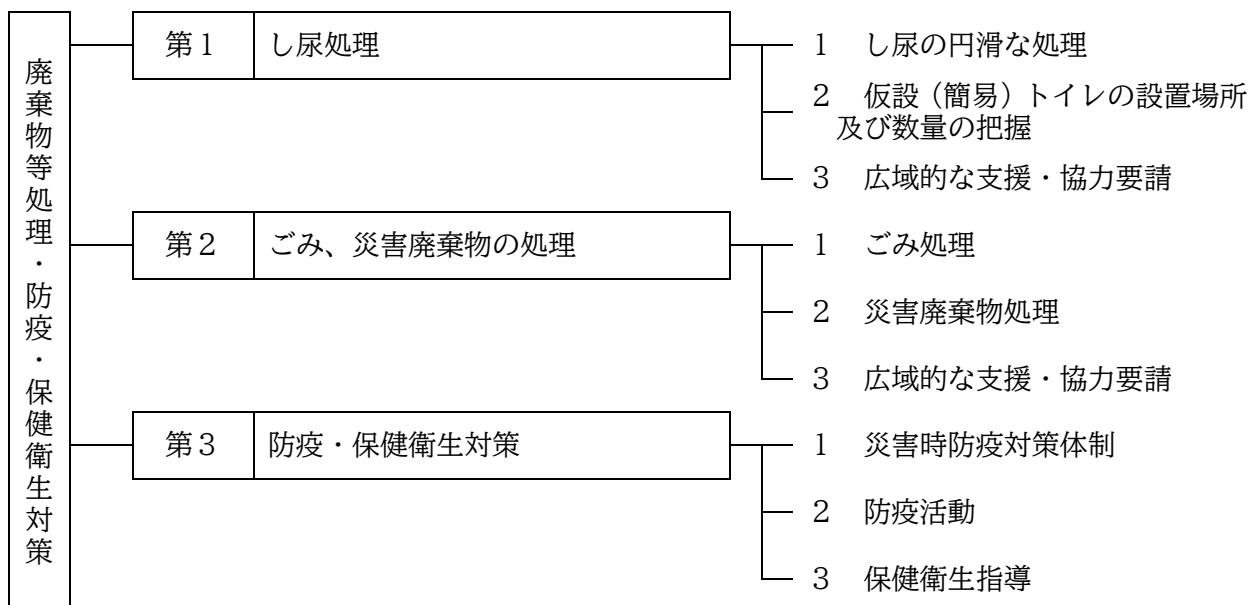
実施担当	建設部土木車両班（建設課）、国土交通省北陸地方整備局、 富山県立山土木事務所

町は、地域内輸送拠点を速やかに開設するとともに、民間事業者との災害時連携協定に基づき、輸送拠点での物資の受入れ、車両の手配、輸送等を行う体制を速やかに整え、指定避難所等までの輸送体制を確保する。

第13節 廃棄物等処理・防疫・保健衛生対策

廃棄物処理対策について、収集運搬機材、仮置場、処理施設及び処分場を確保するとともに、県及び周辺市町村との緊密な連絡のもとに円滑な処理に努める。

また、災害発生時の生活環境の悪化、被災者の体力の低下等によって感染症が発生し、又は多発するおそれがあるため、感染症流行の未然防止に万全を期するとともに、炊出し等の食事提供時における食中毒の未然防止を図るため、適切な監視指導を実施する。



第1 し尿処理

実施担当 災害救助部防疫衛生班（住民課）、富山地区広域圏事務組合

災害発生後には、指定避難所等におけるし尿の処理需要が発生するほか、し尿処理施設の損壊による処理機能の低下が予想される。このため、富山地区広域圏事務組合と連携してし尿処理計画を作成し、し尿の収集処理を適切に実施して、住民衛生の確保、地域環境の保全を図っていく。

1 し尿の円滑な処理

（1）し尿処理施設の応急復旧

災害救助部防疫衛生班（住民課）は富山地区広域圏事務組合と連携して、し尿を衛生的に処理するため、し尿処理施設の速やかな復旧に努めるとともに、人員、収集運搬車両を確保して円滑な収集・運搬に努める。

【資料：15－7 し尿処理施設】

（2）収集・運搬

災害救助部防疫衛生班（住民課）は富山地区広域圏事務組合と連携して、人員、収集運搬車両を確保して円滑な収集・運搬に努める。

収集順位は、指定避難所等緊急汲み取りを必要とする所から「災害時におけるし尿処理に関する協定」により事業所に要請して実施する。

また、積雪時においては住民に対し除雪協力や収集方法の変更に理解を求める。

（3）処 理

収集したし尿の処理は、し尿処理施設で行うことを原則とするが、災害が大規模なため処理能力を超えるとき、若しくは処理が困難な場合は、状況に応じて環境衛生上支障のない範囲で臨時に貯留施設を設置する。

2 仮設（簡易）トイレの設置場所及び数量の把握

災害救助部防疫衛生班（住民課）は、収集した下水道、し尿処理施設等の被害情報をもとに必要な仮設トイレの設置場所及び数量を把握し、必要に応じて、水洗トイレの使用の制限を行うとともに、仮設（簡易）トイレを速やかに指定避難所、住宅密集地に設置する。

仮設（簡易）トイレの管理については、必要な消毒剤を確保し、十分な衛生上の配慮を行う。

3 広域的な支援・協力要請

本部長（町長）は、し尿の収集・運搬及び処理に必要な人員、収集運搬車両及び処理施設が不足する場合には、県に対して広域的な支援の要請を行う。

第2 ごみ、災害廃棄物の処理

実施担当	災害救助部防疫衛生班（住民課）、富山地区広域圏事務組合、消防団

災害発生後には建築物の倒壊、焼失等によって多量のごみ、災害廃棄物が発生するほか、廃棄物処理施設の損壊による処理機能の低下が予想される。

このため、富山地区広域圏事務組合と連携して廃棄物処理計画を作成し、ごみ、災害廃棄物の収集処理を適切に実施して、住民衛生の確保、地域環境の保全を図っていく。

1 ごみ処理

（1）ごみ処理施設等の応急復旧

災害救助部防疫衛生班（住民課）は、富山地区広域圏事務組合と連携して、ごみを衛生的に処理するため、ごみ処理施設の速やかな復旧に努める。

【資料：15－6 ごみ処理施設】

（2）収集・運搬

災害救助部防疫衛生班（住民課）は、富山地区広域圏事務組合と連携して、人員、収集運搬車両を確保して円滑な収集・運搬に努める。

ごみの量が多大若しくは収集困難なときは、廃棄物処理業者あるいは建設業者等の車両を借上げるとともに、被災地住民及び消防団員等の協力を得て迅速に行う。

また、積雪時においては住民に対し除雪協力や収集方法の変更に理解を求める。

【資料：15－5 ごみ収集施設及びごみ収集業務委託者】

（3）処 理

収集したごみの処理は、ごみ処理施設で行うことを原則とするが、災害が大規模なため処理能力を超えるとき、若しくは処理が困難な場合は、状況に応じて環境衛生上支障のない範囲で臨時にごみの集積場所を指定する。

（4）指定避難所におけるごみの保管場所の確保

指定避難所から発生する生活ごみの円滑な収集ができない場合には、指定避難所に十分な保管場所を確保するとともに、シート掛け等により、極力、生活環境の保全に努める。

2 災害廃棄物処理

町は、事前に定めた立山町災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物の発生量や被災家屋の棟数、

一般廃棄物処理施設の被害状況、処理可能量等を把握して立山町災害廃棄物処理実行計画を作成し、仮置場の設置やその火災対策、廃棄物の収集運搬、分別・処理・再資源化、アスベスト飛散防止等の環境対策、住民等への啓発・広報、必要に応じた損壊家屋等の解体・撤去等を行うとともに、速やかに住民・ボランティアセンター等に対し啓発・広報（災害廃棄物の分別や収集、仮置場の利用方法、解体・撤去の手続き等）を行い、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理を図る。

町は、事前に定めた立山町災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物の発生量や被災家屋の棟数、一般廃棄物処理施設の被害状況、処理可能量等を把握して立山町災害廃棄物処理計画を作成する。

（１）災害廃棄物の処理

ア 災害廃棄物の処理

損壊家屋からの災害廃棄物については、危険なもの、交通の支障となるものを優先的に解体・撤去する。

イ 実施者

災害救助部防疫衛生班（住民課）及び消防団員等が行い、状況により区域住民及び町内建設業者等に協力要請する。

なお、ボランティアやNPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。

（２）中間処理施設、最終処分場及び仮置き用空き地の確保

損壊家屋からの災害廃棄物の選別、保管、焼却ができる処理施設とともに仮置き場を確保する。また、破碎、分別を徹底し、木材やコンクリート等のリサイクルを図るとともに、最終処分までのルートを確保する。

（３）被災建築物の解体に伴うアスベスト対策

「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（環境省）」に基づき、損壊家屋の解体に当たっては、アスベストの使用の有無を確認するとともに、アスベストが使用されている建築物の解体、収集・運搬及び処理に際し、アスベストが飛散しないよう十分な対策を講ずる。

3 広域的な支援・協力要請

災害救助部防疫衛生班（住民課）は、生活ごみ、解体廃棄物、残骸物の収集・運搬及び処理に必要な人員、収集運搬車両及び処理施設が不足する場合には、県に対して広域的な支援の要請を行う。

第3 防疫・保健衛生対策

実施担当	災害救助部防疫衛生班（住民課）

大規模な災害発生時には、家屋の浸水、水道の断水や下水道管路被害による汚水のおふれ出し等により、感染症や食中毒が発生するおそれがあるため、町は災害防疫対策組織を設置して、中部厚生センター、医療機関、消防署と連携しながら速やかに防疫・保健衛生活動を実施する。

なお、被災地において感染症の発生や拡大が見られる場合には、関係部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるとともに、必要に応じて、日本環境感染学会等と連携して、非被災自治体に災害時感染制御支援チーム（DICT）の派遣を要請する。

また、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるとともに、避難所等においては、生活環境を確保するため、必要に応じて、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等、より快適なトイレの設置に配慮するよう努める。

1 災害時防疫対策体制

(1) 町災害時防疫組織の設置

中部厚生センターの災害防疫組織に準じ、災害救助部防疫衛生班（住民課）を中心とした災害防疫活動組織を編成し、管内の防疫活動を行う。

(2) 医療機関、医師会及び消防署との連携

中部厚生センター及び市町村ごとに整備された連絡体制に基づき、町内の医療機関、中新川郡医師会及び消防署との連絡を緊密に行う。

(3) 防疫資材の確保

ア 防疫用器具機材の確保

防疫用器具機材は町の備蓄品を使用し、不足する機材等については、速やかに関係機関から借上げて確保する。

【資料：15－3 防疫用備品】

イ 防疫用薬剤等の調達

防疫を実施するため必要とする薬品の調達は、取扱業者、取扱品目、供給能力等を把握し、緊急確保の体制を整備しておくものとし、本部長（町長）は調達が不足又は困難な時は、知事に調達のあっせんを要請する。

2 防疫活動

災害救助部防疫衛生班（住民課）は、被災地における感染症の発生状況を迅速に把握し、防疫活動を実施する。

(1) 防疫の実施

次に掲げる事項を災害の規模、態様に応じ、範囲及び期間を定めて速やかに行う。

ア 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）第27条第2項及び第29条第2項の規定による消毒の施行

イ 感染症法第28条第2項の規定によるねずみ族、昆虫等の駆除

ウ 予防接種法第6条の規定による臨時予防接種

(2) 実施区域

被災により環境衛生条件が低下し、感染症発生又はそのおそれがある場合は、施設管理者等に指導するとともに、次に掲げる地域から優先して消毒を実施する。

ア 下痢患者、有熱患者が多発している地域

イ 指定避難所のトイレ、その他の不衛生になりがちな場所

ウ 浸水地域その他衛生条件が良好でない地域

エ 飲料水確保場所

オ 災害廃棄物仮置場、応急し尿処理場所

カ ねずみ族、昆虫等の発生場所

(3) 実施方法

ア 疫病調査を行い、被災地における感染症の発生状況の把握、患者の早期発見に努めるとともに、健康診断を行い、有症者には医療救護所での受診を指導する。

イ 手洗い等の衛生指導及び逆性せっけん液の配布等を行う。

ウ 感染症が発生したときは感染患者及び保菌者を富山市民病院併設隔離病棟及びその他適当な医療施設に搬送し、治療を行う。

エ 感染症発生箇所の消毒実施又は施設管理者への指導を行う。

- オ 感染症の発生した場合は、速やかに中部厚生センターを経由し、知事に報告書を提出する。
- カ 防疫上必要と認める場合、知事の指示、命令に従い、臨時の予防接種を実施する（ワクチン等の確保を迅速に行い、時機を逸しないよう措置する。）。)
- キ チラシ、立て看板、広報車等による広報を実施するとともに、県に対し報道機関等を通じた広報を要請する。

（４）住民及び事業所・企業の役割

防疫活動の実施に当たっては、地域住民、ボランティアと協力し、地域の衛生活動に当たる。

（５）中部厚生センター等への協力要請

本部長（町長）は、防疫活動が町だけの能力で実施が困難であると判断したときは、中部厚生センター等の応援を要請する。

3 保健衛生指導

（１）衛生活動

ア 被災者に対する衛生指導

災害救助部防疫衛生班（住民課）は、指定避難所等の被災住民に対し、台所、トイレ等の衛生的管理及び消毒、手洗いの励行等を指導する。

イ 食中毒の防止

必要に応じて、被災地及び指定避難所での飲食物による食中毒を防止するため、給食施設等に対する食品衛生監視指導を実施する。

ウ 飼犬の管理

飼犬による人畜への被害発生を防止するため、狂犬病予防員等と協力し、放浪犬を保護収容するとともに、飼い主に対し、飼犬の管理方法を指導する。

エ 家庭動物の保護

災害時には、飼い主とはぐれた動物や負傷動物が多数生ずることが想定されることから、これらの家庭動物については、県と連携し、関係団体及び動物愛護ボランティア等の協力を得て、動物の保護及び収容に努める。

また、被災した飼養動物の保護収容、危険動物の逸走対策、飼い主等からの飼養動物の一時預かり要望への対応、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について、県及び獣医師会等と連携して必要な措置を講ずる。

（ア）飼養されていた家庭動物の保護等

a 被災地域における動物の保護及び収容

飼い主のわからない負傷又は逸走状態の家庭動物については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、県は、町及び獣医師会をはじめ、動物愛護団体等の協力を得て、動物の保護及び収容に努める。

b 指定避難所における家庭動物の収容及び適正な飼養

飼い主とともに指定避難所に避難した家庭動物については、町は、「富山県動物同行避難所等運営マニュアル」に基づき、指定避難所の隣接地にその動物の収容所を設置するなど、できる限り指定緊急避難場所等での収容を可能とするよう努める。

町は、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。

また、県は、動物の収容所を設置する町及び動物愛護団体等と協力して、飼い主とともに避難した家庭動物について適正な飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

(2) 保健活動

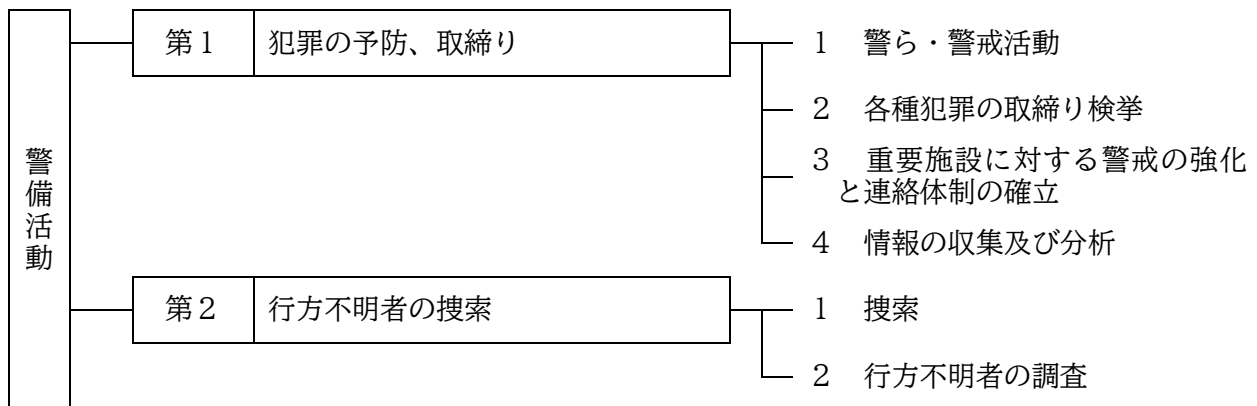
町は、指定避難所等の被災住民、特に高齢者及び乳幼児の保健状態の把握、エコノミークラス症候群、生活不活発病（廃用症候群）、インフルエンザ等の感染症の予防、高血圧症、糖尿病等の人への治療の確保、口腔衛生対策等を目的とする健康診断及び健康相談を行う。

また、必要に応じて、精神科医や保健師等によるこころのケアを実施する。

第14節 警備活動

災害時には、一時的に社会生活上、大きな混乱が生ずることが予想され、さらに、時間の経過とともに、被災者の不安、生活必需品の買占め、売り惜しみ、不当価格販売及びこれらの混乱に乗じた各種犯罪の発生が予想される。

このため、上市警察署は、災害時において、早期に警備体制を確立し、防災関係機関との緊密な連携のもとに災害情報の収集に努め、住民の生命、身体及び財産の保護を第一とし、犯罪の予防等の警備活動を推進する。



第1 犯罪の予防、取締り

実施担当 上市警察署

被災地では、物資の欠乏、戸締まりの不完全、将来に対する不安感等から各種犯罪が発生しやすい状態となる。

このため、上市警察署は次の点に留意し、住民の不安を軽減し、混乱の発生を防止するため、窃盗、暴力事犯、経済事犯等生活に密着した犯罪の予防及び取締りを行う。

1 警ら・警戒活動

(1) 犯罪の予防活動

被災地の混乱に乗じた窃盗等の各種犯罪を予防するため、警ら・警戒活動を実施する。

(2) 指定避難所・指定緊急避難場所、救援拠点施設等に対する警戒活動

指定避難所・指定緊急避難場所、食料・救援物資・復旧資材その他生活必需品の貯蔵（集積）場所及び官公署等公共施設に対する立寄り、警ら・警戒活動を実施する。

2 各種犯罪の取締り検挙

災害による混乱のため、凶悪犯、窃盗犯、粗暴犯、知能犯、性犯、経済事犯等の各種犯罪の発生が予想されることから、次により犯罪の予防及び取締りを行い、住民の不安を除去し、混乱を防止する。

- (1) 犯罪情報の収集と分析
- (2) 警戒取締り体制の強化
- (3) 金融・経済事犯に対する措置
- (4) 猟銃等に対する取締り

(5) 火薬類、高圧ガス、石油類、放射性物質等危険物に対する措置

石油類、可燃性ガス、有毒ガス等の漏出が認められる場合は、特に次の措置を取る。

- ア 火気の使用禁止
- イ 漏出範囲の確認、警戒線の設定及び避難措置
- ウ 施設の管理者等による漏出防止及び防毒措置
- エ 中毒防止方法の広報

3 重要施設に対する警戒の強化と連絡体制の確立

次に掲げる施設に対する警戒を強化するとともに、管理者又は責任者との連絡を密にして自主警戒体制及び異常時における連絡体制を確立する。

- (1) 避難地
- (2) 食料その他応急物資の集積又は配給所
- (3) 主要官公庁
- (4) ガス、水道、電気、電話等の主要施設
- (5) 武器、爆薬、火薬等の貯蔵所
- (6) 鉄道その他交通機関

4 情報の収集及び分析

次の事項に関する情報を収集及び分析し対策を講ずる。

- (1) 流言飛語
- (2) 交通機関利用者、運転者、観光客等の動向

第2 行方不明者の搜索

実施担当	上市警察署、消防本部、消防団

行方不明者については家族や近親者にとって切実な問題であり、また、住民にとっても関心の深い問題である。

このため、行方不明者の搜索及び関係情報の入手に努めるとともに、関係機関との連携を図りながら早期発見に努める。

1 搜索

(1) 部隊の大量投入による広範囲な搜索

被災地域が広い場合、行方不明者の把握に困難を伴うため、警察災害派遣隊等特別派遣部隊を早期、大量に投入して、広範囲な搜索活動を実施する。

(2) 関係機関と連携した効率的な搜索

上市警察署は、町災害対策本部へ連絡員を派遣するとともに、自衛隊及び消防署等との連携により、効率的に行方不明者を搜索する。

なお、行方不明者の所在が確認できない場合は倒壊家屋や河川等を繰り返し搜索する。

(3) 警察犬、災害救助犬の活用

搜索に当たっては、NPO法人全国災害救助犬協会との連携により、警察犬、災害救助犬を効率的に活用する。

2 行方不明者等の調査

(1) 行方不明者等の調査依頼

ア 相談所の開設

災害発生後、速やかに警察署、交番等に迷い子、行方不明者相談所を開設する。

イ 名簿の作成

指定避難所へ被害調査班を派遣して、避難者と迷い子、行方不明者の把握に努め、把握した迷い子、行方不明者については名簿を作成し、県警察警備本部及び上市警察署警備本部に備え付け、一元的に管理するとともに安否の照会に対応する。

ウ 相談窓口・相談コーナーの設置

迷い子、行方不明者に関する相談に応じるため、指定避難所に相談窓口を設置し、要員を派遣する。

また、外国人の行方不明者対策として、外国人相談コーナーもあわせて設置する。

エ 他の警察活動との連携

救出・救護活動及び検視活動との連携により、迷い子、行方不明者の発見に努める。

(2) 関係機関との連絡体制

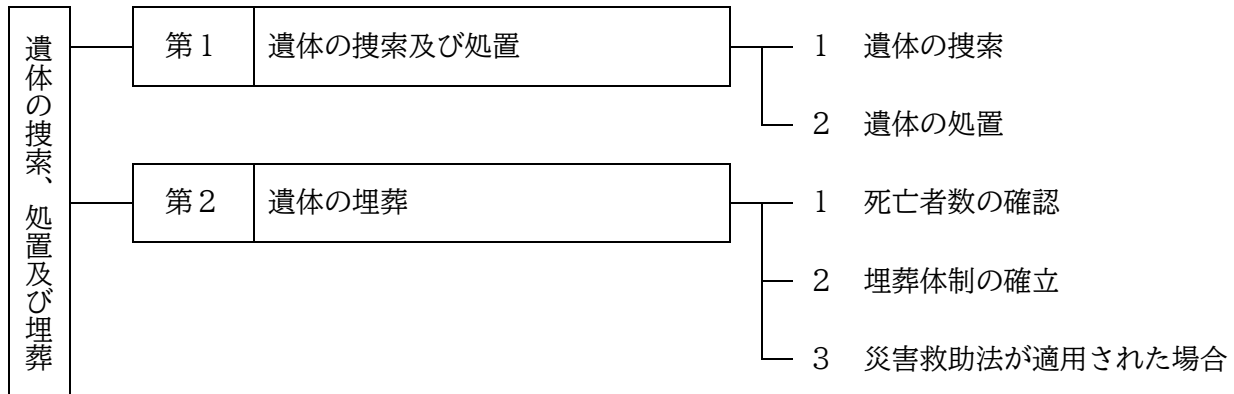
上市警察署は、町災害対策本部、自衛隊、消防署との連携により、効率的に行方不明者を把握するため、これらの機関へ相互に連絡員を派遣し、把握情報を共有化する。

また、報道機関へ積極的に迷い子、行方不明者に関する情報を提供し、マスメディアを活用した発見活動に努めるなど報道機関との連携を強化する。

第15節 遺体の搜索、処置及び埋葬

大規模な災害が発生した場合、多数の死傷者が生じるおそれがある。

町は、災害により死亡者が発生したときは、上市警察署、中新川郡医師会、消防署、消防団、日本赤十字社富山県支部等と緊密な連携を取りながら、遺体の搜索、処置、埋葬の各段階において遅滞なく処理し、また、必要に応じて広域的な協力を得ることにより、人心の安定を図る。



第1 遺体の搜索及び処置

実施担当 災害救助部防疫衛生班（住民課・健康福祉課）、消防本部、消防団

1 遺体の搜索

（1）行方不明の状態にある者で、周囲の状況により既に死亡していると推定される者の搜索を行う。

この場合、町は、消防署、消防団、上市警察署及び自衛隊等と緊密な連携を取る。

（2）必要があれば、遺体の搜索を労力、資機材を借り上げて速やかに実施する。

遺体の搜索に当たっては、上市警察署と協力し、行方不明者の届出の受理と関係情報の入手に努める。

ア 搜索隊

搜索は、消防署員、消防団員、警察官、自衛隊員により搜索隊を編成し実施する。

イ 搜索用機械器具

搜索活動に必要な車両等機械器具等は、必要に応じて防災関係機関に要請し調達する。

ウ 応援要請

本部長（町長）は、町のみでは搜索の実施が困難であり、近隣市町村の応援を要する場合は、知事又は応援を必要とする市町村に対して、搜索要請する。

2 遺体の処置

災害救助部防疫衛生班（住民課・健康福祉課）は、死亡した者について次の範囲内において遺体に関する処置を行う。

なお、大規模な災害により遺体の搬送車、棺等が不足する場合は、広域的かつ速やかに情報を収集し、調達する。

（1）遺体の収容

ア 可能な限り屋内の広い場所を確保し、中新川郡医師会の協力を得て遺体の検案を行う。なお、警察官は検視その他の所要の処置を行う。

- イ 葬祭業者の実態を把握し、多数の遺体に伴う棺の確保に努める。
- ウ 検案、検視を終えた遺体を消防署及び上市警察署の協力を得て収容、引渡しに当たる。
- エ 遺体の安置所は、被災現場付近の寺院、公共建築物等の適当な場所とする。ただし、適当な建物がない場合は天幕、幕張り等の設備を設ける。
- オ 遺体の腐敗を防止するため、ドライアイス等必要な資材の調達・確保に努める。
- カ 遺体処置表及び遺留品処置表を作成の上、遺体を納棺し、さらに、献花の上、氏名及び番号を記載した「氏名札」を棺に添付する。
- キ 必要に応じて日本赤十字社富山県支部に遺体の処置、検案についての協力を要請する。

(2) 身元不明遺体の取扱い

身元不明遺体については、上市警察署と協力し、人相、着衣、所持品、特徴等を写真撮影することはもとより、遺品を適切に保存するとともに、歯科医師会の協力を得て身元の確認に努める。

第2 遺体の埋葬

実施担当	災害救助部防疫衛生班（住民課）

災害による犠牲者の遺体の埋葬を行おうとする者は、死亡に係る所定の手続きを完了の上、速やかに埋葬を実施する。なお、正規の手続きを経ていると、遺体の損傷等により公衆衛生上問題が発生すると認められる場合、町は手続きの特例的な取扱いについて県を通じて厚生労働省に協議する。

また、遺体の埋葬を行う者がいないとき又は判明しないときは、本部長（町長）が行う。

【資料：15－4 埋葬施設】

1 死亡者数の確認

災害救助部防疫衛生班（住民課）は、適切に埋葬するため、死亡者数について正確な把握に努めるとともに、相談窓口を設置して、埋葬を支援する。

2 埋葬体制の確立

災害の状況によっては、遺体の数が極めて多いこと、交通事情の混乱もあることなどから、町のみで速やかな埋葬を実施することが困難な事態も予想される。

このような場合、広域的な協力体制のもとに搬送車や火葬場を確保するなど、県からの埋葬に関する情報提供を受けながら、大規模災害等の緊急事態に機動的に対応していく。

3 災害救助法が適用された場合

災害救助法が適用された場合の遺体の埋葬は、災害により死亡した者について遺体の応急的処置程度のものを行う。その対象は、遺族がいないか又は遺族がいても災害による混乱期等により自ら埋葬を行うことが困難な場合において、資力の有無にかかわらず実施する。

なお、棺、埋葬又は火葬費及び骨つぼ等の現物を実際に埋葬する者に支給する。

第16節 ライフライン施設の応急復旧対策

電力、ガス、上下水道、通信等のライフライン施設は、都市化の進展とともに、高度化、複合化しており、また、住民の依存度も著しく高まっている。

こうしたライフライン施設が被災した場合、都市機能に多大な被害を与え、住民の生活にも深刻な影響を与えるおそれがある。

このため、ライフライン防災関係機関は、災害時における活動体制を確立し、相互に連携を保ちながら、できる限り早急な応急復旧対策を迅速かつ的確に実施する。

ライフライン施設の 応急復旧対策	第1	上水道施設	1 応急復旧対応
			2 災害時の広報
			3 応援要請
	第2	下水道施設	1 応急復旧対応
			2 災害時の広報
			3 他部局との連携
			4 応援要請
	第3	電力施設（北陸電力株式会社、北陸電力送配電株式会社）	
	第4	ガス施設（日本海ガス株式会社、一般社団法人富山県エルピーガス協会等）	
	第5	通信施設（NTT西日本株式会社、株式会社NTTドコモ北陸、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社）	

第1 上水道施設

実施担当	建設部水道班（水道課）、総務部調査広報班（企画政策課）、 国土交通省北陸地方整備局、富山県立山土木事務所

大規模な災害時における飲料水の確保及び被害施設の応急復旧に対処するため、被害の規模、態様に即した判断の下に緊急配水調整を行い、断水区域を限定した上で、応急復旧対策を実施する。なお、断水が発生した場合は、速やかに断水状況を把握した上で応急給水計画を策定するとともに、応急給水に必要な人員、給水車及び資機材を確保し、応急給水の実施に努める。

1 応急復旧対応

（1）施設の点検

建設部水道班（水道課）は、災害発生後速やかに上水道施設の被害状況を把握する。

管路については、水圧状況や漏水、道路陥没等の有無、地上建物の被害状況等の把握に努める。

なお、以下の管路については優先的に点検する。

- ア 主要配水管路
- イ 給水拠点に関する管路
- ウ 河川、鉄道等の横断箇所

(2) 応急措置

- ア 漏水等により、道路陥没等が発生し、道路交通上危険が予測される箇所は、断水後、可能な限り危険防止措置を実施する。
- イ 倒壊家屋、消失家屋及び所有者不明の給水装置の漏水は、仕切弁により閉栓する。

(3) 災害復旧用資機材の確保

復旧に必要な資機材については、平常業務との関連において町水道課が保有しているものを活用し、不足するものについては、他市町村、関係業者から確保する。

2 災害時の広報

災害発生時は、総務部調査広報班（企画政策課）と協力して、水道施設の被害状況、復旧の見通し、給水拠点等を周知するため、町水道課の車両及び可能な人員を動員して広報活動を行う。

3 応援要請

本部長（町長）は、被害が甚大な場合は、「日本水道協会富山県支部水道災害相互応援要綱」に基づき応援を要請し、応急復旧等を受ける。

被災規模が広範囲に及ぶなど県内市町村での給水活動等が困難と予想される場合には、「日本水道協会中部地方支部災害時応援に関する協定」及び相互応援協定書に基づき他の県支部長及び日本水道協会の他の地方支部長に対する応援を要請し、県外市町村から応急復旧等を受ける。

第2 下水道施設

実施担当	建設部水道班（水道課）、総務部調査広報班（企画政策課）、 中新川広域行政事務組合、国土交通省北陸地方整備局、 富山県立山土木事務所

町及び中新川広域行政事務組合は、災害が発生した場合は直ちに、下水道施設の被害状況の調査、施設の点検を行い、緊急措置及び応急復旧活動により、生活環境の不衛生化と水環境の悪化の防止に努める。

1 応急復旧対応

(1) 被害状況調査及び点検

災害発生後、建設部水道班（水道課）は中新川広域行政事務組合と連携して、速やかに被害状況の調査及び点検を行うとともに、二次災害発生のおそれがある施設など緊急度の高い施設から、順次、重点的に実施する。

(2) 応急復旧計画の策定

被害状況の調査及び点検資料等に基づき、応急復旧計画を遅滞なく策定する。

なお、策定に当たっては、応急復旧の緊急度、応急復旧工法、応急復旧資機材及び作業員の確保、計画及び監督技術者の確保、復旧財源措置等を考慮する。

(3) 二次災害防止の緊急措置

施設の被災による二次災害を防止するため、次のとおり遅滞なく適切な措置を講ずる。

ア 管路施設

管路の損傷等に伴う路面の陥没等による道路交通の支障及びマンホールの浮き上がり等による道路交通の支障及びマンホールからの汚水の溢水に対する措置

イ 処理場・ポンプ場施設

- (ア) ポンプ設備の機能停止に対する措置
- (イ) 停電、断水及び自動制御装置停止に対する措置
- (ウ) 処理槽からの溢水及び漏水に対する措置
- (エ) 燃料等の漏えいに対する措置

(4) 災害復旧用資機材の確保

復旧に必要な資機材については、平常業務との関連において町水道課が保有しているものを活用し、不足するものについては、他市町村、関係業者から確保する。

2 災害時の広報

災害発生時は、総務部調査広報班（企画政策課）と協力して、下水道施設の被害状況、復旧の見通し、上水道の使用制限等を周知するため、町水道課の車両及び可能な人員を動員して広報活動を行う。

3 他部局との連携

応急復旧に当たっては、関係する他部局、機関と協議を行い、他のライフライン施設の応急復旧と整合した効率的な復旧を図る。

特に、上水道施設と下水道施設の復旧は、相互に復旧進捗状況を確認するなど整合性を保ちながら進める。

4 応援要請

本部長（町長）は、被害が甚大な場合は、「下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール」に基づき応援を要請し、応急復旧等を受ける。

第3 電力施設（北陸電力株式会社、北陸電力送配電株式会社）

実施担当	電力事業者

電気施設の被災による停電は、他機関の復旧作業や住民生活の維持など社会的に大きな影響を及ぼす。災害が発生した場合は、被害状況を早期かつ的確に把握し、速やかに応急復旧作業を実施し、電力の供給確保に努める。

一方、マスメディアを通じて事故状況・復旧状況の情報提供を行い、通電による火災発生等の防止に努め、可能な限り広報車を出しての現場広報も展開する。

第4 ガス施設（日本海ガス株式会社、一般社団法人富山県エルピーガス協会等）

実施担当	消防部総務班（消防本部）、ガス事業者

災害の発生に伴い、建屋内の配管が損傷し、漏えいガスによる二次災害の危険性もあるため容器バルブの閉止、安全点検の実施などを周知徹底する。

また、被災設備は、速やかに復旧し、ガス供給を再開して、被災住民の人心及び生活の安定に努める。

- (1) LPガス販売店は、災害時には設備の緊急点検を実施し、ガス漏れ発生時に消防部総務班（消

防本部)と連携のもとに、容器バルブの閉止、容器の移送等の措置を速やかに実施する。

- (2) L P ガス販売店は、町内の L P ガス利用者の二次災害防止と損傷箇所の復旧のため、富山県 L P ガス協会や施工業者との協力体制のもと、町内の L P ガス施設の緊急安全点検を実施する。
- (3) 消防部総務班(消防本部)及び L P ガス販売店は、二次災害防止のため、L P ガス利用者に対して設備の安全確認と損傷時のバルブ閉止の徹底を周知するため、広報活動を行う。

第5 通信施設(NTT西日本株式会社、株式会社NTTドコモ北陸、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社)

実施担当	各通信事業者

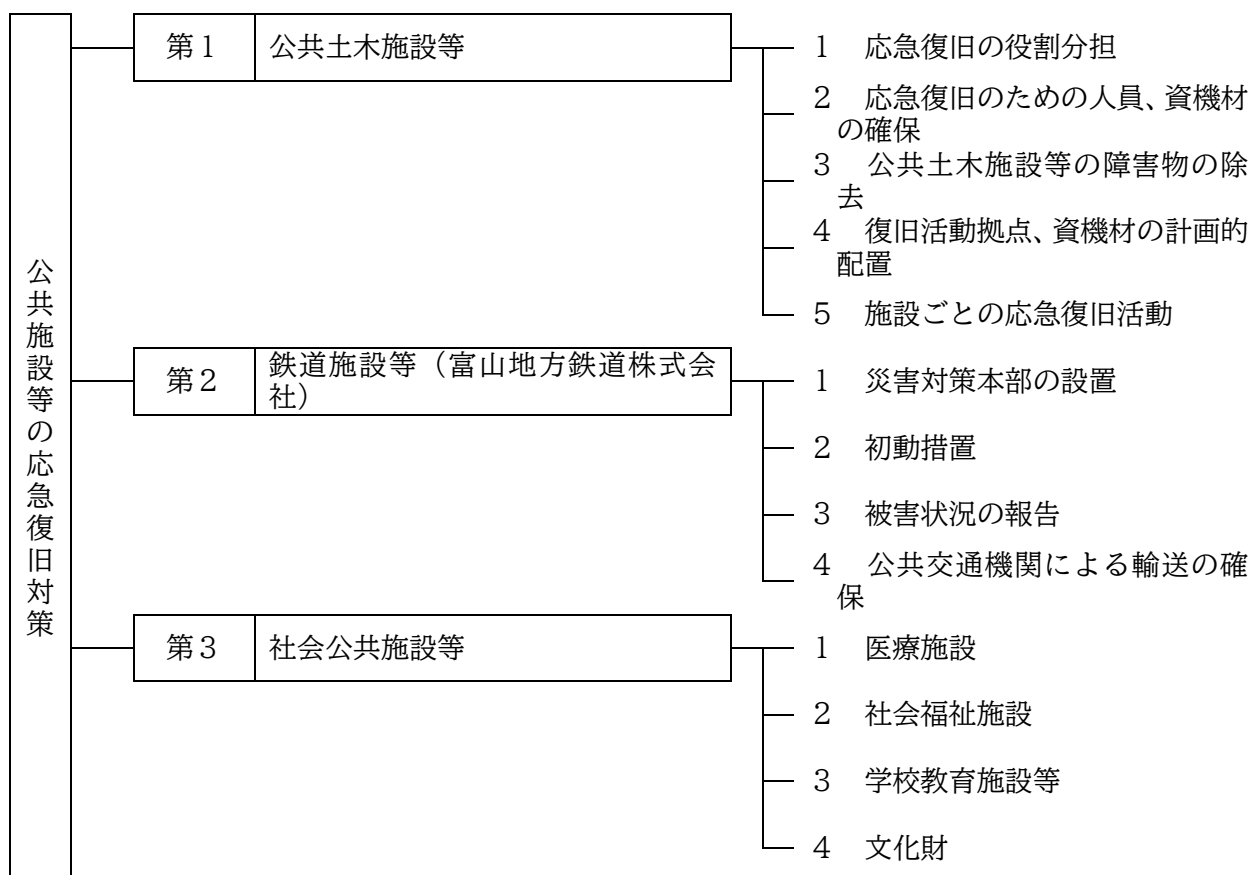
災害の発生に伴い、通信施設の被災による通信の不通は、他機関の復旧作業や住民生活の維持など社会的に大きな影響を及ぼす。

災害が発生した場合は、被害状況を早期に的確に把握し、速やかに応急復旧作業を実施し、通信確保に努める。

- (1) 通信事業者各社は、緊急に必要な災害対策機器等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保に留意し、速やかに応急復旧を行う。
- (2) 災害の発生による、公衆通信が途絶した場合に備え、無線による専用通信を活用し、町、県、上市警察署、富山地方気象台、国土交通省、電力会社、私鉄等の防災関係機関の情報連絡網の適切な応急措置を実施する。

第17節 公共施設等の応急復旧対策

道路、橋梁、河川及び鉄道等の公共施設は、道路交通、物資運輸など社会活動を営む上で極めて重要な役割を担っている。特に災害で損壊したときは、消火活動、救助・救急活動、緊急輸送活動及びその他の応急活動等に重大な支障を及ぼすため、これら公共施設が被災したときは、速やかに応急・復旧措置を講ずる。



第1 公共土木施設等

実施担当

建設部土木車両班（建設課）、国土交通省北陸地方整備局、
富山県立山土木事務所

公共土木施設等が被災した場合、施設の管理者は、必要に応じ公共土木施設の緊急点検を行い、速やかに被害状況を把握し、施設の機能回復のための応急復旧措置を講ずる。

また、迅速な応急復旧を行う上で、復旧活動拠点や資機材の計画的配置が必要であることから、その整備促進に努める。

1 応急復旧の役割分担

応急復旧は、基本的に各施設の管理者が施設の復旧を行う。

また、公共土木施設のない地区での土砂災害などの復旧活動や人命救助のための崩壊土砂の除去は、原則として建設部土木車両班（建設課）が行う。

2 応急復旧のための人員、資機材の確保

(1) 人員の確保

施設の管理者は、復旧活動が円滑に実施されるよう各路線、各地区にあらかじめ作業分担を決めておくとともに、必要に応じて町建設業協会等へ応援を要請して応急復旧を実施する。

【資料：17-2 災害応援協定等一覧（民間団体等）】

(2) 建設機械の確保

施設の管理者は、災害時の復旧作業に対応するため、毎年、建設機械の保有量を把握し、災害時には、その確保を図る。

(3) 資材の確保

施設の管理者は、災害時の復旧作業に対応するため、毎年、町保有の復旧用資材の備蓄状況を把握するとともに、建設資材業者の復旧用資材の最低在庫保有量を把握し、その確保を図る。

【資料：9-1 救急・救助用資機材等】

(4) 国土交通省北陸地方整備局との「災害時の相互協力に関する申し合わせ」に基づく協力要請

申し合わせに基づき、国土交通省北陸地方整備局に対し、北陸地方整備局等の職員の派遣、災害に係る専門家の派遣、構成機関が保有する車両、建設機械、応急組立橋等応急復旧資機材の貸し付け、通信機器等の貸し付け及び操作員の派遣等の協力を要請する。

【資料：17-1 災害応援協定等一覧（自治体等）】

3 公共土木施設等の障害物の除去

災害時に発生した道路、河川等の障害物を除去することにより、住民の日常生活や業務活動を確保する。

(1) 実施機関

ア 応急措置を実施するため障害となる工作物の除去は、建設部土木車両班（建設課）が行う。

イ 道路、河川等にある障害物の除去は、その道路、河川等の管理者が行う。

ウ 山（がけ）崩れ、浸水等によって住家又はその周辺に運ばれた障害物の除去は、建設部土木車両班（建設課）が行うものとし、町のみで実施困難のときは、知事に対し応援協力を要請する。

エ その他、施設、敷地内の障害物の除去は、その施設、敷地内の所有者又は管理者が行う。

(2) 障害物除去を必要とする場合

災害時における障害物（工作物を含む。）の除去を必要とする場合の対象は、概ね次のとおりとする。

ア 住民の生命、財産等の保護のため除去を必要とする場合

イ 河川氾濫、護岸決壊等の防止、その他水防活動実施のため除去を必要とする場合

ウ 緊急な応急措置の実施のため除去を必要とする場合

エ その他、公共的立場から除去を必要とする場合

(3) 障害物除去の方法

ア 実施者は、自らの組織、労力、機械器具を用い又は建設業者の協力を得て、速やかに行う。

イ 除去作業は、緊急な応急措置の実施上やむを得ない場合のほか、周囲の状況等を考慮し、事後支障の生じないように配慮し行う。

(4) 除去した障害物の集積場所

障害物の集積場所については、それぞれの実施者において考慮するものとするが、概ね次の場所に集積破棄又は保管する。

なお、この集積場所については、関係用地管理者などと協議し、あらかじめ選定した場所とする。

- ア 廃棄するものについては、実施者の管理に属する遊休地及び空地その他廃棄に適当な場所
- イ 保管するものについては、その保管する工作物等に対応する適当な場所
- ウ 除去した障害物が二次災害の原因とならないような場所
- エ 広域避難地として指定された場所以外の場所

(5) 除去に必要な機械、器具の整備等

- ア 障害物の規模及び範囲により、それぞれ対策をたてる。
- イ 比較的小規模なものについては、各管理者において処理し、大規模なものについては建設業者等の協力を得ながら、概ね次により実施する。
 - (ア) 建設業協会等との提携
建設用資機材及び技能者等要員の調達、提供については、あらかじめ建設業協会との協定を締結し、これに基づき確保する。
 - (イ) 資機材の生産、販売業者との提携
応急復旧のため必要となる資機材については、あらかじめその生産及び販売業者との協定を締結し、これに基づき確保する。

(6) 障害物除去に関する応援、協力の要請

本部長（町長）は、住民の生命、財産保護のため必要と認める場合には、知事に対して障害物の除去について応援、協力の要請を行う。

4 復旧活動拠点、資機材の計画的配置

応急対策活動を、迅速かつ円滑に実施するために復旧活動拠点及び資機材の計画的配置に努める。

5 施設ごとの応急復旧活動

(1) 道 路

被災した道路、橋梁については、迅速に応急復旧対策を実施し、緊急交通路を確保する。
特に、公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象は、次のとおりである。

- ア 緊急通行確保路線
- イ 一般道路で道路の陥没、決壊等により二次災害を生じるおそれのあるもの
- ウ ライフラインの管理施設等、防災上重要な施設に通じる道路

(2) 河 川

堤防等、河川管理施設が被災した場合は、速やかに施設の復旧に努める。
特に、公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象は、次のとおりである。

- ア 破堤
- イ 堤防・護岸・天然河岸の決壊等で住民の日常生活に重大な影響を与えているもの
- ウ 堤防護岸等の決壊で破堤のおそれがあるもの
- エ 河川の埋そくで水の流れを著しく阻害するもの
- オ 護岸、床止、水門、樋門、樋管又は天然河岸の全壊又は決壊でこれを放置したとき、著しい被害が生じるおそれのあるもの

(3) ダ ム

管理する施設が被災した場合は、被害状況を速やかに調査し復旧を行う。

(4) 砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止施設

管理する施設が被災した場合は、被害状況を速やかに調査し、復旧を行う。

特に、公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象は、次のとおりである。

ア 砂防施設

(ア) 砂防えん堤、床固工、護岸、堤防、山腹施設又は天然河岸の全壊又は決壊でこれを放置したとき、著しい被害が生じるおそれのあるもの

(イ) 流路工若しくは床固工の埋そく、又は天然河岸の埋そくでこれを放置したとき、著しい被害が生じるおそれのあるもの

イ 地すべり防止施設

施設の全壊若しくは決壊、埋そく又は埋没でこれを放置したとき、著しい被害が生じるおそれのあるもの

ウ 急傾斜地崩壊防止施設

擁壁、法面保護工、排水施設、杭等の全壊又は決壊でこれを放置したとき、著しい被害を生ずるおそれのあるもの。

(5) 治山施設

他の災害に起因する土砂災害により治山施設（えん堤、床固、護岸等）が被害を受けた場合は、被害状況を地域住民やヘリコプターによる被災状況調査等から早急に把握するとともに、施設の機能の早期確保のための緊急復旧的な措置を講じ、二次災害の防止に努める。

(6) 農業用排水施設

ため池堤体の決壊、山腹水路の溢水や滑落、排水機場ポンプ施設の損傷など、特に人家・人命及び公共施設に被害を及ぼすおそれが生じたときは、各施設管理者は、関係機関に連絡するとともに、補強・補修・浚渫等の応急工事や緊急放流等の必要な措置を実施する。

また、飲料水及び消防用水源としての機能も有する農業用水の安全確保のため、必要な応急措置を講ずる。

第2 鉄道施設等（富山地方鉄道株式会社）

実施担当	富山地方鉄道株式会社

災害発生の場合、鉄道事故及び災害処置要項、災害時運転取扱要項の定めるところにより、被害を最小限に止め、迅速に応急復旧の体制を確立する。

1 災害対策本部の設置

災害の発生が予想されるとき又は発生したときは、直ちに災害対策本部を設けて必要な体制を整える。

2 初動措置

災害の発生が予想されるとき又は発生したときは、次のような初動措置を講じ、乗客の安全確保に努める。

(1) 鉄 道

ア 列車運転規制と安全確認

災害の発生が予想されるとき又は発生したときは、あらかじめ定められた運転基準等に基づき、運転規制を実施するとともに安全確認を行う。

イ 乗務員の対応、避難誘導

(ア) 運転士は列車運転中、災害により危険な状況が予想されるとき又は輸送指令員等から列車停止の指示を受けたときは、危険な箇所を避けて速やかに停車する。

(イ) 車掌は乗務中に、災害により危険な状況が予測されるときは、直ちに運転士に連絡し、運転士と協力して運行の安全確保にあたるとともに、旅客に対し適切な指示と案内誘導を行う。

ウ 救出救護

事故が発生したときは、速やかに関係機関に連絡するとともに、被災者の救出救護に努める。

(2) 路線バス

ア 運行措置と安全確認

災害の発生が予想されるとき又は発生したときは、あらかじめ定められた措置基準等に基づき、運行規制を実施するとともに安全確認を行う。

イ 乗務員の対応、避難誘導

(ア) 災害により危険な状況が予測されるときは、直ちに運行を一時停止し、危険な箇所を避けて停車する。停車後、危険と判断されるときは、安全な場所へ避難誘導する。

(イ) 停止させた車両を放置するときは、移動可能な状態にする。

(ウ) 乗務員は運行管理者から運行の中止・制限・再開の指示を受ける。被災地外にあっても会社と連絡を取り乗客の不安の軽減に努める。

ウ 救出救護

事故が発生したときは、速やかに関係機関に連絡するとともに、被災者の救出救護に努める。

3 被害状況の報告

鉄道・バス路線の被害状況を速やかに把握の上、町及び県に対して報告を行う。

4 公共交通機関による輸送の確保

大量の人員を輸送できる公共交通機関は、発災後の各種応急復旧対策等の遂行や円滑な市民生活の回復に必要不可欠なことから、公共交通業者は、速やかに次のような応急復旧の措置を講じ、輸送の確保を図る。

(1) 輸送手段の確保

ア 鉄 道

線路、橋梁等関係施設に被害を生じた場合、緊急度により仮線路、仮橋等の応急工事を実施し、応急交通の確保に努める。

また、当該応急工事が完了するまでの間については、代行バス等他の輸送力を有効に活用することにより輸送の確保を図る。

イ 路線バス

要員状況、使用可能な車両状況を把握するとともに、警察・道路管理者との密接な連携のもとに、運行確保路線の選定を行い、適時適切な運行計画による輸送の確保に努める。

(2) 復旧計画

応急措置の終了後、速やかに被害原因の調査分析を行い、再び同種の被害を受けることのないよう本復旧計画を立てる。

(3) 運行状況の広報等

列車・バスの運行状況について、駅構内等において広報するとともに、県に対し報告する。

第3 社会公共施設等

実施担当

災害救助部医療班（健康福祉課）、災害救助部救助班（健康福祉課）、
文教部学校教育班（教育課）、文教部社会教育班（教育課）

被災した医療施設、社会福祉施設等については、次のような迅速かつ的確な応急復旧措置を取り、被害の軽減を図る。

1 医療施設

災害救助部医療班（健康福祉課）及び関係機関は、患者の生命保護を最重点におき、施設管理者が実施する停電時又は給水不能時の措置、患者の避難措置等が迅速に行えるよう協力する。

また、病院等の被害が甚大なときは、県を通じて被害のない医療施設に連絡し、人的・物的応援を要請する。

【資料：15－1 医療機関等一覧表】

2 社会福祉施設

災害救助部救助班（健康福祉課）は、被害状況を調査し、施設設置者に対し復旧計画の策定等を指導するとともに、早期復旧に努める。

【資料：16－5 福祉施設】

3 学校教育施設等

（1）学校教育施設

文教部学校教育班（教育課）は、県と協議の上、復旧計画（「本編 第3章 第3節 第1 災害復旧事業計画」に定める内容とする。）に基づき、速やかに復旧工事を行う。

【資料：16－2 学校教育施設】

（2）社会教育施設

文教部社会教育班（教育課）は、県と協議の上、所要の被害状況調査や復旧計画の策定などを行い、当該復旧計画に基づき、速やかに復旧工事を行う。

【資料：16－3 社会教育施設】

4 文化財

（1）文化財に被害が発生した場合は、その所有者又は管理者は、直ちに消防署へ通報するとともに災害の拡大防止に努める。

（2）文化財に被害が発生した場合は、その所有者又は管理者は、被害状況を速やかに調査し、その結果を教育委員会を経由して県へ報告する。

（3）文教部社会教育班（教育課）は、被災文化財の被害拡大を防ぐため、県と協力して応急措置を講ずる。

【資料：16－4 指定文化財一覧表】

第18節 農林業の応急対策

農林業の
応急対策

- 1 農業対策
- 2 畜産業対策
- 3 林業対策

実施担当 経済部農林班（農林課）、経済部農業土木班（農林課）

被害状況の早期かつ的確な把握に努め、農作物等被害の拡大防止のための栽培・管理技術指導の徹底を図るとともに、農作物、森林の病虫害や家畜等の伝染性疾病的発生、まん延防止のための防除、倒木等による二次災害防止のための除去を行う。

災害時の農林業の応急対策は、農業関係機関等と連携し、本部長（町長）が実施する。

1 農業対策

（1）被害情報の収集、報告

経済部農林班（農林課）は、富山農林振興センター、アルプス農業協同組合、富山県農業共済組合等と連携し、被害状況の早期かつ的確な把握を行う。

（2）災害技術対策

町は、農作物等被害の拡大防止、病虫害の発生防止に対する技術対策を富山農林振興センター、アルプス農業協同組合等と連携し、速やかに農業者に周知徹底する。

（3）住民の実施する対策

ア 住民は、経済部農林班（農林課）が行う被害状況調査や応急復旧対策に協力するとともに、富山農林振興センター、アルプス農業協同組合等の指導に基づき農作物等被害の拡大防止、病虫害の発生防止対策を実施する。

イ 住民は、被災した生産施設、集出荷貯蔵施設等の速やかな復旧を進める。

（4）農業用排水路

経済部農業土木班（農林課）は、農業用排水路の水門操作について、速やかに土地改良区等管理団体に依頼する。

2 畜産業対策

災害により家畜及び畜産施設が被害を受けた場合は、被害状況を県に報告するとともに、被害の拡大を防止するため、富山農林振興センター、アルプス農業協同組合、富山県農業共済組合等防災関係機関と連携して、次の措置を実施する。

（1）家畜の避難

家畜の避難は、家畜飼育者等において実施する。

経済部農林班（農林課）は、家畜を避難させる必要を認める場合には、家畜飼育者等に家畜を避難させるよう指示する。

（2）飼料の確保

災害により飼料の確保が困難となった場合には、経済部農林班（農林課）は、県、飼料販売業者等に対し、必要数量の飼料の確保、供給について要請を行う。

(3) 家畜の疫病予防、衛生管理

県東部家畜保健衛生所の指示に従い、次の措置の実施に協力する。

ア 畜舎の消毒等の実施

イ 家畜伝染病予防のための緊急予防注射の実施

ウ 患畜が発生した場合における隔離、通行遮断、殺処分

エ 死亡獣畜の処理

死亡獣畜の処理は、所有者が行う。

ただし、経済部農林班（農林課）が早急に適切な処理を行う必要があると認める場合、県の関係部局と連携を取り、所有者に処理を行うよう指示する。

3 林業対策

森林内の倒木については、二次被害の拡大防止のため速やかに処理するとともに、森林病虫害の発生防除等の徹底に努める。

また、被災した生産、流通、加工施設等の速やかな復旧を進める。

(1) 被害情報の収集、報告

経済部農林班（農林課）は、農林水産総合技術センター森林研究所、立山山麓森林組合等と連携し、森林の被災状況を調査し、その結果を県に速やかに報告するとともに、応急復旧のため、技術指導等必要な措置を取る。

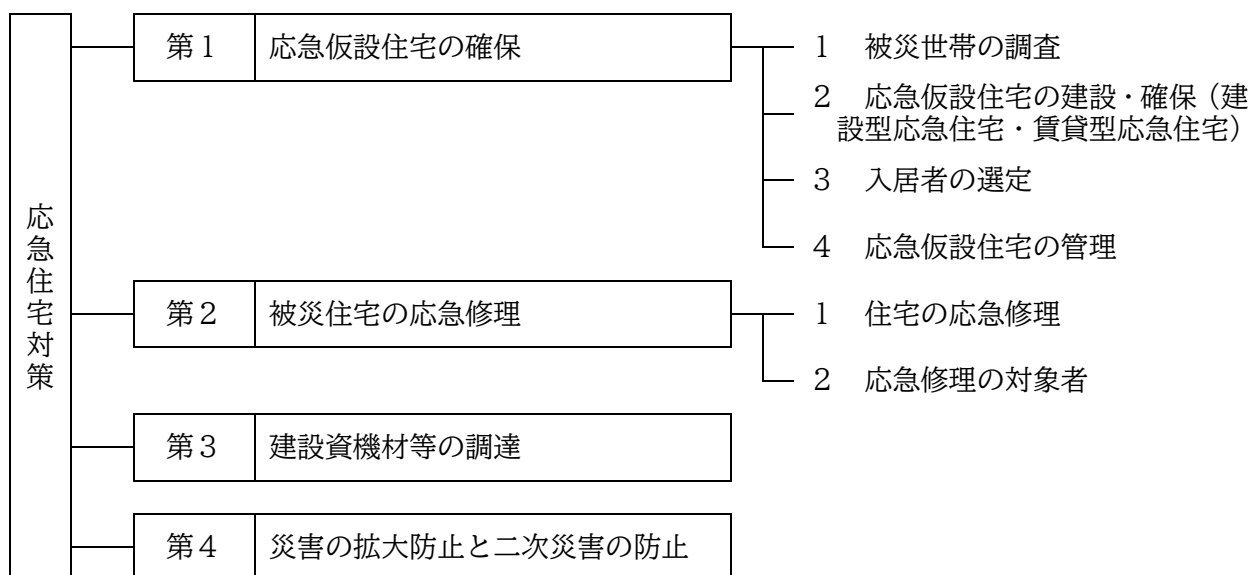
(2) 住民の実施する対策

住民は、町等が行う被災状況調査や応急復旧に協力する。

第19節 応急住宅対策

災害によって、家屋に被害を受け、自らの資力では住宅を確保できない被災者のため、被災世帯の調査、応急仮設住宅の提供、被災家屋の応急修理、公営住宅等のあっせんを実施し、住民生活の安定に努める。

なお、既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援やブルーシートの展張等を含む応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとし、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害にも十分配慮する。



第1 応急仮設住宅の確保

実施担当

建設部応急建設班（建設課）、国土交通省北陸地方整備局、
富山県立山土木事務所

1 被災世帯の調査

建設部応急建設班（建設課）は、災害のため住家に被害が生じた場合、応急仮設住宅の建設及び住宅被災に対する応急処理に必要な事項を調査し、県に報告する。

- （1）住宅及び宅地の被害状況
- （2）被災地における住民の動向
- （3）応急住宅対策（応急仮設住宅入居、応急住宅修理等）に関する被災者の希望

2 応急仮設住宅の建設・確保（建設型応急住宅・賃貸型応急住宅）

（1）建設の目的

災害救助法が適用された災害により、住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自己の資力によっては居住する住家を確保できない者に応急仮設住宅を供与し、一時的な居住の安定を図る。

(2) 体制の確立

富山県応急仮設住宅建設マニュアルを確認し、連絡及び建設に係る体制を確立する。

(3) 建設用地

原則として公園などの公有地とする。

(4) 設置戸数

被災世帯が必要とする戸数を設置する。

(5) 建設の規模及び費用

1戸当たりの建設面積及び費用は、富山県災害救助法施行規則別表第1に定める基準とする。
なお、高齢者、障がい者のために訪問介護事業等を利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅を設置する。

(6) 建設の時期

原則として災害発生の日から20日以内に着工する。

(7) 建設工事

- ア 応急仮設住宅の建設は、所定の基準により知事が直接建設業者に請け負わせることにより建設する。ただし、状況に応じ、知事は本部長（町長）に委任することができる。
- イ 建設部応急建設班（建設課）は県と連携し、応急仮設住宅の建設に当たっては、一般社団法人富山県建設業協会、一般社団法人プレハブ建築協会、一般社団法人全国木造建設事業協会、一般社団法人日本ムービングハウス協会等に対して協力を要請する。

(8) 民間賃貸住宅借上げによる供与（賃貸型応急住宅）

- ア 被災状況を考慮し、応急仮設住宅の建設に併せて民間賃貸住宅を借上げ応急仮設住宅として供与する。ただし、状況に応じ、知事は本部長（町長）に委任することができる。
- イ 町は県と連携し、民間賃貸住宅の借上げによる供与に当たっては、公益社団法人富山県宅地建物取引業協会、公益社団法人全日本不動産協会富山県本部、公益社団法人日本賃貸住宅管理協会富山県支部及び公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会に協力を要請する。

(9) 供与の期間

入居者に供する期間は、応急仮設住宅の完成の日から2年以内とする。
ただし、知事は内閣総理大臣に協議し、その同意を得て延長することができる。

3 入居者の選定

(1) 入居者資格

次の各号に全て該当する者のほか、知事が必要と認める者とする。

- ア 住家が全焼、全壊又は流出した者
- イ 居住する住家がない者
- ウ 自らの資力では住家を確保できない者で、次のいずれかに該当する者
 - (ア) 生活保護法の被保護者及び要保護者
 - (イ) 特定の資産のない失業者
 - (ウ) 特定の資産のない母子・父子世帯
 - (エ) 特定の資産のない高齢者、病弱者及び障がい者
 - (オ) 特定の資産のない勤労者
 - (カ) 特定の資産のない小企業者
 - (キ) 上記（ア）～（カ）に準ずる経済的弱者
- エ 被災地における住民登録の有無を問わない。

(2) 入居者の選定

ア 応急仮設住宅の入居者の選定については、県が町の協力を得て行う。

ただし、状況に応じ委任された場合は、本部長（町長）が選定することができる。

イ 選定に当たっては、障がい者や高齢者を優先的に入居させるとともに、民生委員・児童委員の意見を参考にする。

4 応急仮設住宅の管理

応急仮設住宅の管理は、県が本部長（町長）の協力を得て行う。

ただし、状況に応じ委任された場合は本部長（町長）が管理する。

応急仮設住宅の管理に際しては、安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性や子供・若者を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。

第2 被災住宅の応急修理

実施担当

建設部応急建設班（建設課）、国土交通省北陸地方整備局、
富山県立山土木事務所

1 住宅の応急修理

(1) 修理の目的

災害救助法が適用された災害により住家が半壊又は半焼し、自己の資力では応急修理をできない者に、居住に必要な最小限度の部分を応急的に修理し、居住の安定を図る。

(2) 修理の範囲及び費用

居室、炊事場及びトイレ等、日常生活に必要な最小限の部分とし、応急修理に要する費用は、富山県災害救助法施行規則別表第1に定める基準とする。

(3) 修理の時期

原則として、災害発生の日から3か月以内に完了させる（国の特定災害対策本部等が設置された災害にあっては6か月以内）。

ただし、知事は内閣総理大臣に協議し、その同意を得て延長することができる。

(4) 修理の方法

住宅の応急修理は、現物給付をもって実施する。

2 応急修理の対象者

(1) 給付対象者の範囲

次の各号に全て該当する者のほか、知事が必要と認める者とする。

ア 住家が半焼、半壊した者でそのままでは当面の日常生活を営むことができない者

イ 自らの資力では住家の応急修理ができない者で、次のいずれかに該当する者

(ア) 生活保護法の被保護者及び要保護者

(イ) 特定の資産のない失業者

(ウ) 特定の資産のない母子・父子世帯

(エ) 特定の資産のない高齢者、病弱者及び障がい者

(オ) 特定の資産のない勤労者

- (カ) 特定の資産のない小企業者
- (キ) 上記に（ア）～（カ）に準ずる経済的弱者

（２）対象者の選定

町において、被災者の資力、生活条件を十分に調査し、それに基づき、県が選定する。
ただし、状況に応じて本部長（町長）に委任して、選定することができる。

第3 建設資機材等の調達

実施担当	建設部応急建設班（建設課）、国土交通省北陸地方整備局、 富山県立山土木事務所

建設部応急建設班（建設課）は県と連携し、応急仮設住宅及び被災住宅の応急修理についての資機材及び人員の確保について、一般社団法人富山県建設業協会、一般社団法人富山県建築組合連合会、富山県森林組合連合会、富山県木材組合連合会等の関係団体に協力を要請するほか、不足が生じる場合、一般社団法人プレハブ建築協会等の全国的団体、他都道府県及び国に資機材の調達に関して要請する。

第4 災害の拡大防止と二次災害の防止

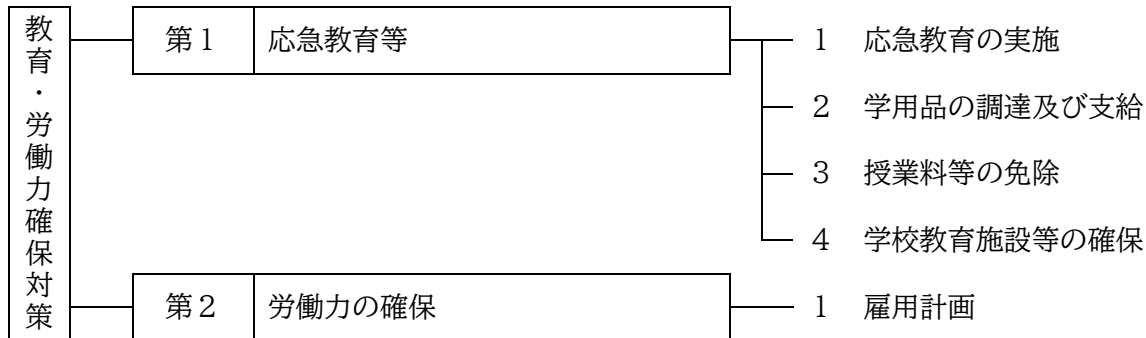
実施担当	建設部応急建設班（建設課）、国土交通省北陸地方整備局、 富山県立山土木事務所

建設部応急建設班（建設課）は、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行う。

第20節 教育・労働力確保対策

教育施設は、多くの生徒・児童・幼児を収容する施設であり、災害発生時には生徒・児童・幼児の安全及び教育を確保する必要があるため、災害時の応急教育計画に基づき避難誘導活動、応急教育を実施する。

また、大規模災害時には、町内の応急活動に従事する労働力が少なくなることが想定されるため、労働者の確保計画を作成する。



第1 応急教育等

実施担当 文教部各班（教育課）

災害時における生徒・児童・幼児（以下「児童生徒等」という。）の生命及び身体の安全並びに教育活動の確保を図るため、幼稚園、小学校、中学校等における応急対策について万全を期する必要がある。

1 応急教育の実施

（1）応急教育計画の策定等

ア 応急教育計画の策定等

（ア）校長又は園長（以下「校長等」という。）は、あらかじめ教育委員会と協議の上、災害時の応急教育計画（行動マニュアルを含む。）を策定する。

（イ）校長等は、災害の発生に備えて、次の措置を講じる。

- a 児童生徒等の避難訓練、災害時の事前指導、安否確認方法、事後措置及び保護者との連絡方法（一斉メールの活用等）のマニュアルを専門家等の助言を得るなどして作成し、その周知を図るとともに、継続的に見直しを行う。
- b 教育委員会、上市警察署、消防署・消防団及び保護者への連絡網や協力体制を確立する。
- c 勤務時間外における所属職員の連絡先や非常招集の方法を定め、職員に周知する。

イ 水、食料及び医薬品等の確保

（ア）飲料水の確保

災害時における飲料水の確保のため、応急給水槽の建設、応急給水用資機材収納倉庫の整備等の施策を推進する。

また、学校薬剤師等の助言、指導を受けて、通常飲用していない井戸水等を飲用に用いるなどして、井戸水等飲用水の確保に努めるとともに、飲用水の場所を周知する。

（イ）医薬品等の確保

学校においては、当面（概ね2～3日）の医療救護活動に必要な医薬品・医療資機材の確

保に努め、災害に備える。

ウ 管理諸室の確保等

学校機能の早期回復を期するため、校長室、職員室等の管理諸室を確保するとともに、住民への提供については、屋外運動場、体育館等、あらかじめ定めておいた使用優先順位により対応する。

(2) 災害時の態勢

ア 緊急時の対策

(ア) 校長等は、被災状況に応じ適切な緊急避難の指示を与える。

(イ) 校長等は、児童生徒等、教職員及び施設設備の被害状況並びに学校周辺の状況を速やかに把握するとともに、教育委員会へ報告しなければならない。また、児童生徒等の安否情報は、事前に定めた方法により迅速に保護者と共有する。

(ウ) 校長等は、状況に応じ、教育委員会と連絡の上、臨時休校（休園）等適切な処置を取る。

(エ) 校長等は、学校等の管理に必要な職員を確保するとともに、指定避難所の開設等災害対策に協力するなど万全の態勢を確立する。

(オ) 校長等は、応急教育計画に基づき、災害状況に即した応急の指導を行う。

(カ) 応急教育の実施計画については、教育委員会に報告するとともに、決定次第速やかに保護者及び児童生徒等に周知徹底を図る。

イ 児童生徒等の健康対策・精神保健対策

(ア) 応急処置・感染症対策

養護教諭・その他の教職員等はけが人の手当、心肺蘇生法等を施し、医師に引き継ぐまで応急手当をする。

また、患者の収容施設や隔離収容施設、救急医療施設、救急医薬品の確保に努める。

さらに、食中毒発生の防止のため、給食従事者は衛生の徹底に努める。

(イ) 臨時健康診断

学校医との連携を密にして、必要に応じて臨時健康診断を行う。

(ウ) 児童生徒等の心身の健康観察、心の健康相談

学校医、臨床心理士、養護教諭、OB教職員は、援助実施計画を策定し、特に保護者と必要な連携を取りながら、相談者の問題が解決されるまで、継続的に相談活動を行う。

(エ) 要配慮者への援護

対象児童生徒等のもつ障がいの種類により、次のような配慮を行う。

a 聴覚障がい児の場合、手話通訳者等による情報提供

b 病弱者・重度心身障がい児の場合、人工透析、吸入、心臓管理、空調管理など可能な医療態勢の提供

(3) 災害復旧時の態勢

ア 校長等は、授業の再開に必要な教職員を掌握するとともに、児童生徒、教職員等の被災状況等を調査し、教育委員会に報告する。

イ 校長等は、教育委員会と連絡し、校舎の整備を図るほか、教科書及び教材の給与に協力する態勢の確保に努める。

ウ 教育委員会は、被災学校等ごとに担当職員、指導主事を定め、情報及び指令の伝達について万全を期する。

エ 教育委員会及び校長等は、連絡網の確立を図り、指示事項伝達の徹底を期する。

オ 応急教育計画に基づき、学校等へ収容可能な児童生徒等は、学校等に収容し、指導する。教育活動の再開に際しては、登下校（園）の安全の確保を期するよう留意し、指導に当たっては、

健康、安全教育及び生活指導に重点をおくようにする。

カ 疎開した児童生徒等については、教職員の分担を定め、地域ごとに実情の把握に努め、疎開先を訪問するなどして、前記（オ）に準じた指導を行うように努める。

キ 指定避難所等に学校を提供したため、長期間学校が使用不可能の場合には、教育委員会に連絡し、他の公共施設の確保を図るなど、早急に授業の再開を期する。

ク 校長等は、災害の推移を把握し、教育委員会と緊密に連絡の上、平常授業となるよう努め、その時期については早急に保護者に連絡する。

2 学用品の調達及び支給

（1）給与の対象

教科書、文房具及び通学用品（以下「学用品」という。）を喪失又はき損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒等（私立学校を含む。）に対し、被害の実情に応じ、富山県災害救助法施行規則別表第1で定める学用品を支給する。

（2）給与の期間

災害発生日から教科書については1か月以内、その他については15日以内とする。

ただし、交通の途絶による学用品の調達及び輸送の困難が予想される場合には、知事は内閣総理大臣に協議し、その同意を得て延長することができる。

（3）給与の方法

学用品は、原則として知事が一括購入し、就学上支障がある小学校児童及び中学校生徒に対する配分は、町が実施する。

なお、学用品の給与を迅速に行うために、知事から委任を受けた本部長（町長）が教育委員会及び校長等の協力を得て、調達から配分までの業務を行うこともある。

【資料：16－1 学用品業者一覧表】

3 授業料等の免除

町は、被災した児童生徒等に対する学校納付金等の減免について、必要な計画を策定する。

4 学校教育施設等の確保

（1）被害状況調査と復旧計画策定

文教部庶務班（教育課）は、個々の学校の被害状況を調査し、建替え、大規模改修、中規模改修、その他の営繕工事等の必要性を判定し、復旧計画を策定する。

判定により倒壊等のおそれがあるものについては、早急に解体撤去する。

また、危険物取扱い施設については、早急に保安体制を取る。

（2）仮設校舎の建設

文教部庶務班（教育課）は、校舎の損壊や指定避難所としての利用により教室が不足する場合には、早急に仮設校舎の建設を進め、応急教育を早期に開始する。

（3）避難児童生徒の学習の場の確保

指定避難所における児童生徒等の学習の場を確保するため、公民館等の開放を検討する。

【資料：16－2 学校教育施設】

【資料：16－3 社会教育施設】

第2 労働力の確保

実施担当	総務部総務班（総務課）

町は、災害応急活動に関する様々な事業が展開されることに伴い、相当の労働力が必要になると見込まれるため、労働力の確保に必要な事項を定める。

1 雇用計画

（1）雇用方法

総務部総務班（総務課）は、町が管理する建物、道路等に係る災害応急活動に必要な人員を把握して、県に連絡し、労働者の確保を要請する。

（2）労働者の供給

労働者の確保を要請した場合は、労働者の待機場所にて労働者の供給を受ける。

また、労働者の待機場所又は適宜の交通機関までの送迎について協力する。

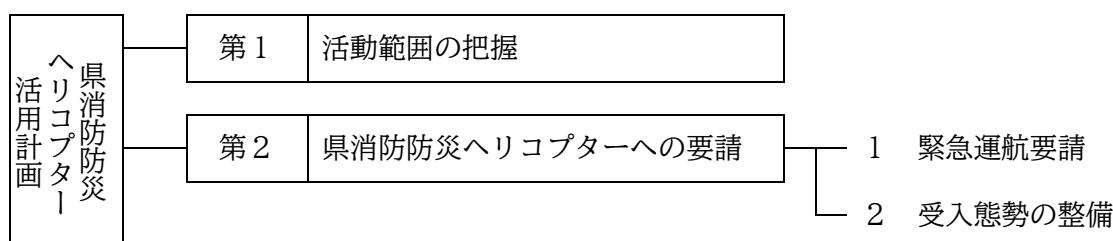
（3）賃金の支払い

労働者確保を要請した場合、賃金は町において予算措置し、就労現場において、作業終了後、直ちに支払う。

なお、現金支給ができない場合は、就労証明書を発行するとともに、現金支給日を就労者本人に通知する。

第21節 県消防防災ヘリコプター活用計画

機動性に優れた県消防防災ヘリコプターを活用し、初動時における被害情報収集・伝達や救出・救助活動、負傷者の搬送、緊急輸送物資の輸送等、広域的・機動的な活動を行う。



第1 活動範囲の把握

実施担当	関係各部各班

災害時には、県消防防災ヘリコプターの機動性等を活用し、災害直後の初動時、緊急対応時、応急対応時等において、「富山県消防防災ヘリコプター運航管理要綱」等に基づき、主に次のような活動を行う。

- (1) 被災直後の被害概況を速やかに把握し、災害対策本部等に伝達
- (2) ヘリコプターによる救出・救助活動が必要な場合の救出・救助活動
- (3) ヘリコプターによる救急患者等の搬送が必要な場合の救急患者等の搬送
- (4) 救援隊・医師等の人員搬送
- (5) 被災地への救援物資の搬送
- (6) 応急復旧用資機材等の搬送
- (7) その他ヘリコプターにより対応すべき活動

第2 県消防防災ヘリコプターへの要請

実施担当	総務部総務班（総務課）、消防部安全班（消防本部）

本部長（町長）は、災害応急活動の実施において必要があると判断したときは、災害の状況、派遣を要請する理由、希望する活動内容及び活動範囲、ヘリポートの位置等必要な事項を明らかにして、富山県防災航空センターに県消防防災ヘリコプターの派遣を要請する。

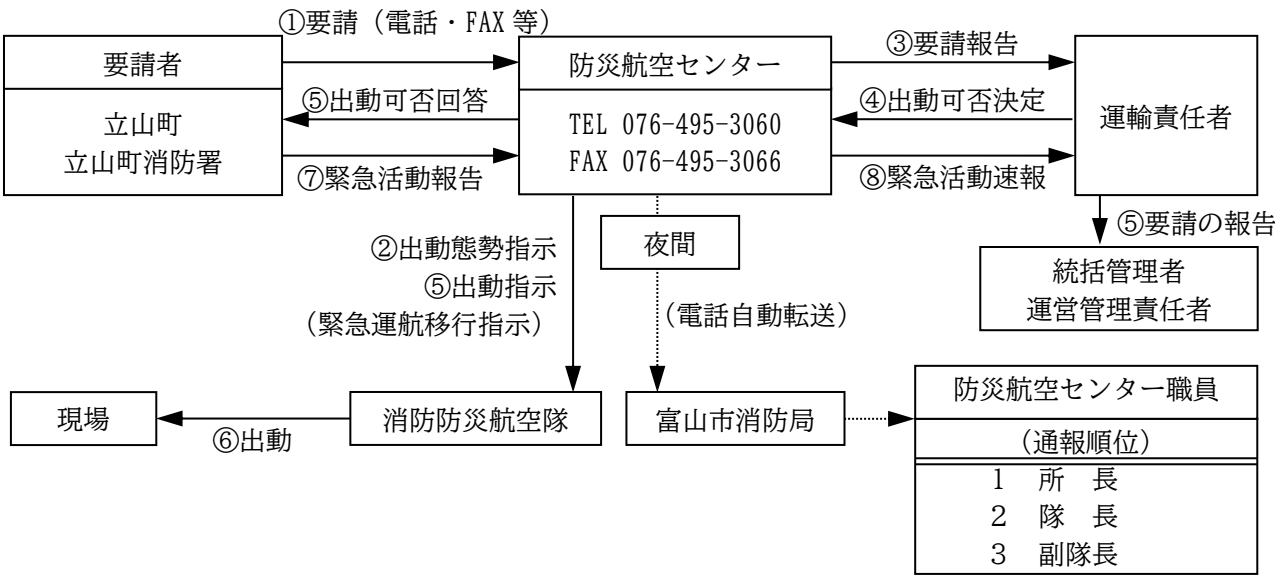
1 緊急運航要請

県消防防災ヘリコプターの緊急運航要請を必要とするときは、「富山県消防防災ヘリコプター緊急運航要領」により防災航空センターに要請する。

なお、富山県ドクターヘリ基地病院は、要請するいとまがないと認める時は要請を待たないで緊急運航する。

要請の手続きの流れは次図のとおり。

■ 県消防防災ヘリコプター緊急運航要請手続きの流れ



2 受入態勢の整備

県消防防災ヘリコプターの緊急運航を要請したときは、県防災航空センターと密接な連携を図るとともに、必要に応じて次の受入態勢を整える。

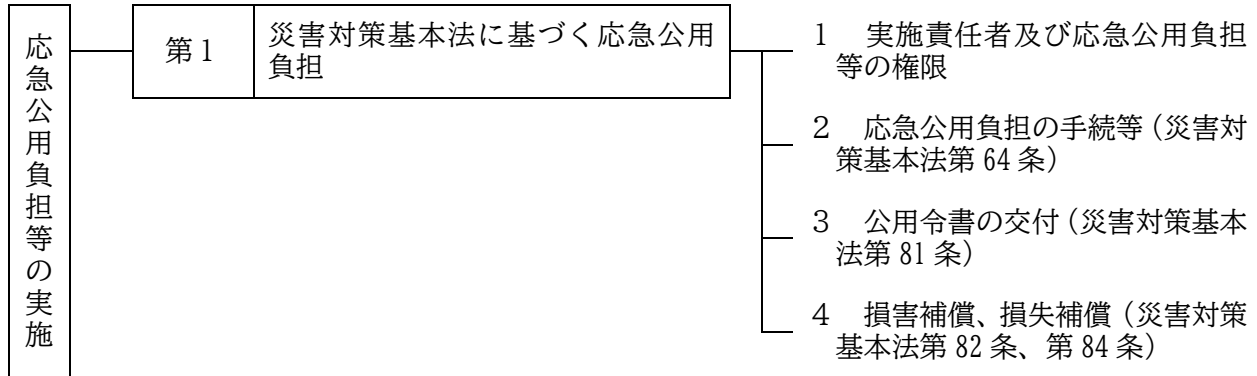
- （1）離着陸場所及び安全対策の確保
- （2）傷病者等の病院等への搬送手配
- （3）空中消火用水利、空中消火基地の確保
- （4）その他必要な事項

【資料：17－1 災害応援協定等一覧（自治体等）】

【資料：14－3 緊急時におけるヘリポート予定地】

第22節 応急公用負担等の実施

本部長（町長）は、災害が発生し、又はまさに災害が発生しようとする場合において、応急措置を実施するため、緊急の必要があると認めたときは、施設、土地、家屋又は物資を管理、使用及び収用し、若しくは住民等を応急措置の業務に従事させるなどの必要な措置を講ずる。



第1 災害対策基本法に基づく応急公用負担

実施担当 総務部財政班（総務課）

1 実施責任者及び応急公用負担等の権限

（1）本部長（町長）（災害対策基本法第64条、第65条、第71条）

応急措置を実施するため、緊急の必要があると認めるときは、次の措置を取ることができる。

- ア 町内の他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木、その他の物件を使用し、若しくは収用すること。
- イ 災害を受けた工作物又は物件で、当該応急措置の実施に支障となるものの除去、その他必要な措置を行うこと。
- ウ 町内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させること。
- エ 知事が行う従事命令等の権限を委任された場合は、その委任された公用負担等の処分を行うこと。

（2）警察官又は自衛官（災害対策基本法第64条、第65条）

本部長（町長）又はその職権の委任を受けた町の吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、警察官は、前（1）ア、イ及びウの本部長（町長）の職権を行うことができる。また、災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、前者が現場にいないときは、同様の措置を取ることができる。なお、当該措置をとった場合は直ちに本部長（町長）に通知しなければならない。

（3）知事（災害対策基本法第71条、第73条）

- ア 県の区域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため特に必要があると認めるときは、従事命令、協力命令若しくは保管命令を発し、施設、土地、家屋若しくは物資を管理し、使用し若しくは収用することができる。
- イ 災害の発生により、市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、前記（1）に定める市町村長の行う事務を代って実施することができる。

(4) 指定地方行政機関の長（災害対策基本法第78条）

応急措置を実施するため特に必要があると認めるときは、防災業務計画の定めるところにより、当該応急措置の実施に必要な物資の生産、集荷、販売、配給、保管若しくは輸送を業とする者に対し、その取扱う物資の保管を命じ、又は必要な物資を収用することができる。

2 応急公用負担の手続等（災害対策基本法第64条）

応急公用負担の手続等は、次のとおりである。（災害対策基本法第64条）

- (1) 本部長（町長）又は警察官若しくは災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、1（1）アによる措置を講じたときは、次によらなければならない。

ア 土地建物等の所有者等権原を有する者に対し、当該処分等に係る必要事項を通知する。

イ 土地建物等の所有者等が不明な場合は、町又は上市警察署若しくは自衛隊の事務所等に上記必要事項を掲示する。

- (2) 本部長（町長）又は警察官若しくは災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、1（1）イによる措置を講じたときは、次によらなければならない。

ア 工作物等の返還のための公示

除去された工作物等を返還するため、保管を始めた日から14日間、町又は上市警察署若しくは自衛隊の事務所等に返還に必要な事項を掲示する。

イ 工作物等の売却

保管した工作物等が滅失し、又は破損するおそれのある場合若しくは保管に費用、手数のかかる場合は、その工作物を売却し、その代金を保管することができる。

ウ 保管等の費用

工作物等の保管、売却、公示等に要した経費は、その工作物等の返還を受けるべき占有者等が負担する。

エ 未返還工作物等の帰属

公示の日から6か月を経過しても返還することのできない工作物等は、次のとおり、その所有権が帰属する。

(ア) 本部長（町長）が保管する場合、町

(イ) 上市警察署長が保管する場合、県

(ウ) 自衛隊の部隊等の長が保管する場合、国

3 公用令書の交付（災害対策基本法第81条）

本部長（町長）若しくは知事又は指定行政機関の長等は、従事命令、協力命令、保管命令及び施設、土地、家屋又は物資の必要な処分を行う場合は、その所有者、占有者、又は管理者等に対し、公用令書を交付して行う。

4 損害補償、損失補償（災害対策基本法第82条、第84条）

(1) 損害補償

本部長（町長）若しくは知事又は指定行政機関の長等の従事命令等により応急措置の業務に従事した者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は廃疾となったときは、町又は県は、その者又はその遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償しなければならない。

(2) 損失補償

本部長（町長）若しくは知事又は指定行政機関の長等が発する保管命令や施設、土地等管理、

使用、物資の収用を行う場合には、その処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。

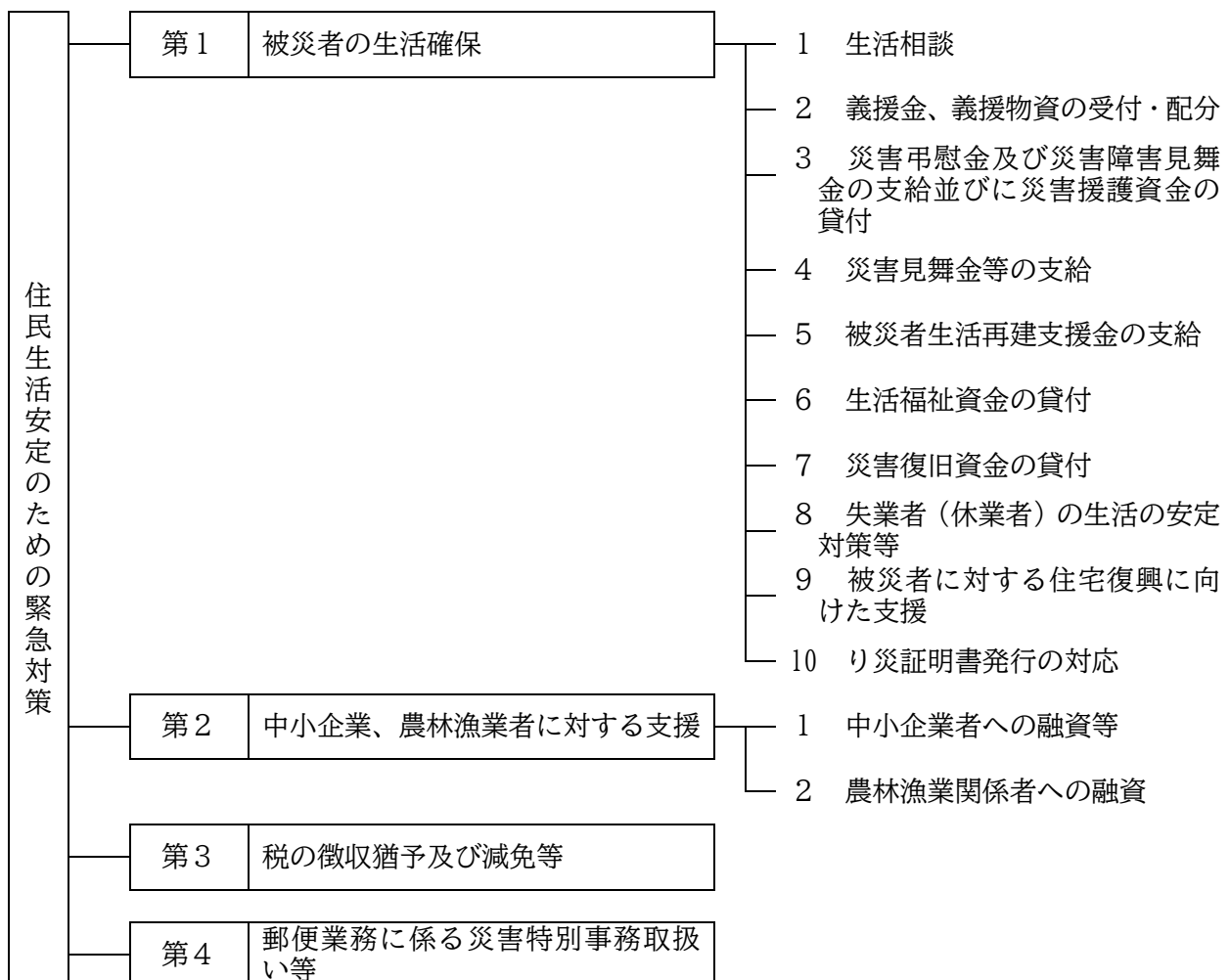
第3章 災害復旧対策

被災した地域の復旧・復興においては、住民生活安定のための各種の緊急対策を講じ、被災者の生活再建を支援するとともに、激甚災害の指定等により、再度の災害発生の防止に配慮した公共施設等を復旧し、より安心して安全な地域振興のための基礎的な条件づくりを目指す。

第1節 住民生活安定のための緊急対策

防災関係機関及び各種団体等は協力して、被災者に対する生活必需品の供給等、民心の安定と社会秩序の維持を図るための災害復旧対策を実施し、住民生活安定のための緊急措置を行う。

町は、被災者が自ら適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用した支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができるよう環境整備に努める。なお、被災者台帳等は被災者支援業務の迅速化・効率化を図るため、デジタル化を図るよう努める。



第1 被災者の生活確保

実施担当	関係各部各班

被害を受けた住民が、被災から速やかに再起できるよう、被災者に対する生活相談、義援金・救援物資、災害弔慰金等の支給、生活福祉資金の貸付け、失業者（休業者）の生活安定対策等、住民の自力復興を促進するための各種対策を講じ、早期の生活安定を図る。

また、これらによる被災者の自立的生活再建の支援を早期に実施するため、町は被災後、早期に被災証明の交付体制を確立し、被災者に被災証明書を交付する。

さらに、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

1 生活相談

（1）被災者の要望の把握

町は、被災者の要望把握を専門に行う職員を指定避難所等に派遣するとともに、住民代表、民生委員・児童委員、ボランティア等との連携により、被災者の要望を集約する。

さらに、被災地域が広域にわたり、多数の指定避難所が設置された場合には、数箇所の指定避難所を巡回するチームを設けて、要望の把握に当たる。

（2）生活相談の実施

町は、被災者のための相談所を設置し、苦情又は要望事項を聴取し、その解決を図るとともに、その内容を防災関係機関に連絡するなど、積極的に広聴活動を実施する。

また、被災者への迅速かつ適切な救護措置を推進するため、指定避難所等の窓口に一本化した被災相談所を設け、相談、要望、苦情等を聴取し、速やかに関係部局に連絡し早期解決を図る。

（3）各種相談窓口の設置

町は、被災者の要望に応じて次のような相談窓口を設置する。

これらの相談窓口は、専門的な内容も多いため、関係団体、業界団体、ボランティア組織等の協力を得て、準備、開設及び運営を実施する。

また、被災の長期化に対応して、適宜、相談組織の再編等を行う。

- ア 生命保険、損害保険（支払い条件等）
- イ 家電製品の取扱い等（感電、発火等の二次災害対策等）
- ウ 法律相談（借地借家契約、マンション修復、損害補償等）
- エ 心の悩み相談（恐怖、虚脱感、不眠、ストレス、人間関係等）
- オ 外国人（安否確認、母国との連絡、避難生活等）
- カ 住宅（仮設住宅、空家情報、公営住宅、復旧工事等）
- キ 雇用、労働（失業、解雇、休業、賃金未払い、労災補償等）
- ク 消費（物価、必需品の入手等）
- ケ 教育（学校）
- コ 福祉（障がい者、高齢者、児童等）
- サ 医療・衛生（医療、薬、風呂等）
- シ 廃棄物（ごみ、災害廃棄物、産業廃棄物、家屋の解体・撤去等）
- ス 金融（生活資金の融資等）
- セ 税（徴収猶予及び減免等）

- ソ ライフラインの復旧状況（電気、ガス、水道、下水道、電話、交通関係）
- タ ガス消費機器の取扱等（適合ガス種、ガス漏えい対策等）

2 義援金、義援物資の受付・配分

災害が発生した場合に、各方面から寄託される義援金、義援物資の受付及びこれらの配当等を適切に行う。

また、被災地のニーズの把握及び報道機関等を通じた公表、被災地のニーズに応じた物資の提供の受付、被災地（受入側）と県民や企業等（提供側）の連絡調整業務を円滑に実行できるよう努める。

（1）義援金、義援物資の受付

ア 義援金の受付

町は、義援金口座を開設し、義援金を受け付ける。

収納状況を随時把握し、義援金領収証明書を交付する。

イ 義援物資の受付

町は、寄託者に受領書を交付してこれを保管するものとし、保管場所は、災害の状況や義援物資の量を勘案し、公共施設とする。

【資料：12－8 義援金、義援物資受領書】

（2）義援金、義援物資の募集

災害の状況に応じて、義援金、義援物資の募集を行うものとし、募集に当たっては、新聞、テレビ等の報道機関に協力を求めるとともに、各種団体、防災関係機関を通じて一般住民などに呼び掛ける。

（3）義援金、義援物資の配分

ア 義援金の配分

義援金の配分については、町が設置する義援金配分委員会により配分率並びに配分方法を決定し、被災者に対する適正かつ円滑な配分を行う。

イ 義援物資の配分

義援物資については、適宜配分するものとし、被災者に対する配分に際しては、自治会等に協力を要請して迅速に実施する。

3 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付

■ 制度の概要

区 分	概 要	根 拠
① 災害弔慰金の支給	自然災害により死亡した住民の遺族に対し、町が、国、県、町（1/2、1/4、1/4）の三者の負担のもとに 500 万円以内の災害弔慰金を支給するもの。	災害弔慰金の支給等に関する法律 第3条
② 災害障害見舞金の支給	自然災害により精神又は身体に障害を受けた者に対して、町が、国、県、町（1/2、1/4、1/4）の三者の負担のもとに 250 万円以内の災害障害見舞金を支給するもの。	災害弔慰金の支給等に関する法律 第8条
③ 災害援護資金の貸付け	自然災害により住居や家財に被害を受けた場合及び世帯主が負傷した場合に、その世帯の生活の立て直しを目的とした貸付制度。	災害弔慰金の支給等に関する法律 第10条

(1) 災害弔慰金

町は、立山町災害弔慰金の支給等に関する条例に基づいて、豪雨、豪雪、洪水、地震等の自然災害で、被害の程度が一定規模に達した場合に、その災害により死亡した住民の遺族に対し災害弔慰金を支給する。

ア 支給となる災害

- (ア) 1市町村において住居が5世帯以上滅失した災害
- (イ) 県内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害
- (ウ) 県内において災害救助法第2条第1項が適用された市町村が1以上ある場合の災害及び
(イ)と同等と認められる特別の事情がある場合の災害
- (エ) 災害救助法第2条第1項が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害

イ 支給額

- (ア) 生計維持者 500万円
- (イ) その他の者 250万円

ウ 受給遺族

死亡した者の死亡当時における配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含み、離婚の届出をしていないが事実上離婚したと同様の事情にあった者を除く。)、子、父母、孫及び祖父母並びに兄弟姉妹(死亡した者の死亡当時その者と同じく同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。)の範囲とする。ただし、兄弟姉妹にあっては、当該配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合に限る。

(2) 災害障害見舞金

ア 支給対象者

町は、条例の定めるところにより災害弔慰金の支給における対象災害と同一の範囲の災害で、その災害により負傷又は疾病にかかり、それが治ったとき(その症状が固定したときを含む。)に、次に規定する程度の障がいを持つ者を対象とし、災害障害見舞金を支給する。

- (ア) 両目が失明した者
- (イ) 咀嚼及び言語の機能を廃した者
- (ウ) 神経系統の機能又は精神に著しい障がいを残し、常に介護を要する者
- (エ) 胸腹部臓器の機能に著しい障がいを残し、常に介護を要する者
- (オ) 両上肢をひじ関節以上で失った者
- (カ) 両上肢の用を全廃した者
- (キ) 両下肢をひざ関節以上で失った者
- (ク) 両下肢の用を全廃した者
- (ケ) 精神又は身体の障がい重複する場合における当該重複する障がいの程度が前各号と同程度以上と認められる者

イ 支給額

- (ア) 生計維持者 250万円
- (イ) その他の者 125万円

【資料：18-1 立山町災害弔慰金の支給等に関する条例】

【資料：18-2 立山町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則】

(3) 災害援護資金**ア 貸付対象者及び貸付限度額**

町は、条例の定めるところにより、県内において、災害救助法第2条第1項による救助が行われた市町村が1以上ある場合の自然災害を対象とし、災害援護資金の貸付けを行う。なお、貸付対象者・限度額は、次のとおりとする。

(令和元年9月18日現在)

被害の種類及び程度	限度額
① 療養に要する期間が概ね1か月以上である世帯主の負傷がある場合 ア 家財の1/3以上の損害及び住居の損害がない場合 イ 家財の1/3以上の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 ウ 住居が半壊した場合 エ 住居が全壊した場合	150万円 250万円 270万円 350万円
② 療養に要する期間が概ね1か月以上である世帯主の負傷がない場合 ア 家財の1/3以上の損害があり、かつ、住居の被害がない場合 イ 住居が半壊した場合 ウ 住居が全壊した場合(エの場合を除く。) エ 住居の全体が滅失若しくは流失した場合	150万円 170万円 250万円 350万円
③ 次のいずれかの事由の1つに該当するものであって、被災した住宅を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合 ア ①のウの場合 イ ②のイの場合 ウ ②のウの場合	350万円 250万円 350万円

イ 貸付条件**(ア) 所得制限**

世帯人数	町民税における総所得額
1人	220万円
2人	430万円
3人	620万円
4人	730万円
5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額

※世帯の住居が滅失した場合は、1,270万円

(イ) 利 率

年3%以内で町長が定める率(据置期間は無利子)

(ウ) 据置期間

3年(特別の事情がある場合は5年)

(エ) 償還期間

10年(据置期間を含む。)

(オ) 償還方法

年賦償還、半年賦償還又は月賦償還

4 災害見舞金等の支給**(1) 災害見舞金**

知事は、自然災害によって、住家が全壊、半壊した世帯に対して、町を通じて見舞金を支給する。

ア 対象災害

(ア) 県内に「災害救助法」が適用された市町村が1以上ある場合の災害

(イ) (ア)と同等の被害と知事が認めた災害

イ 支給額

(ア) 全壊世帯 10万円

(イ) 半壊世帯 5万円

(2) 住宅災害見舞金

町は、条例の定めるところにより、区域内に住所を有する者で災害等により、被災した世帯に対して、住宅災害見舞金を支給する。

ア 対象災害

(ア) 火災、爆発その他の人為的災害により受けた被害

(イ) 落雷、台風、暴風雨、豪雪、洪水、地震、地すべりその他の異常な自然災害により受けた被害（※対象災害の認定は、町長及び立山町消防本部の報告により行う。）

イ 支給の対象

町民が現に居住する住宅及び家財。

ただし、自らの所有に属さない住宅に居住する者の被災については、家財を支給の対象とする。

ウ 支給額

損害の状況に応じ、災害被災世帯主に見舞金を支給する。

内 容			見 舞 金
火災等	全焼・全壊	70%以上	100,000円
	半焼・半壊	50%以上	90,000円
		30%以上	70,000円
		20%以上	50,000円
	一部焼 一部損壊	10%以上	30,000円
		5%以上	20,000円
		5%未満	5,000円
自然災害	全壊・流失	70%以上	30,000円
	半壊	20%以上	15,000円
	一部損壊	20%未満	5,000円
	床上浸水	全床面積の50%以上	20,000円
		全床面積の50%未満	10,000円

5 被災者生活再建支援金の支給

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難な者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、被災者生活再建支援金を支給する。

(1) 対象となる自然災害

ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害（同条第2項の規定により同条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当することとなるものを含む。）が発生した市町村の区域に係る自然災害

イ 10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村の区域に係る自然災害

- ウ 100以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した都道府県の区域に係る自然災害
- エ ア又はイに規定する被害が発生した市町村以外の市町村(人口10万未満のものに限る。)の区域であって、5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生したものに係る自然災害
- オ 隣接県においてアからウまでに規定する被害のいずれかが発生した場合における当該県に隣接する県内の市町村(人口10万未満のものに限る。)の区域であって、5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生したものに係る自然災害
- カ ウ又はエに規定する被害が発生した都道府県が2以上ある場合における県内の市町村(人口10万未満のものに限る。)の区域であって、5(人口5万未満の市町村にあっては、2)以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生したものに係る自然災害

(2) 支給対象世帯

- ア 住宅が全壊した世帯(損害割合50%以上)
- イ 住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ウ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯(長期避難)
- エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難である世帯(大規模半壊世帯：損害割合40%台)
- オ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯(中規模半壊世帯：損害割合30%台)

(3) 支給金額

	基礎支援金 (住宅の被害程度)	加算支援金 (住宅の再建方法)		計
ア 全壊 イ 解体 ウ 長期避難	100万円	建設・購入	200万円	300万円
		補修	100万円	200万円
		賃借 (公営住宅除く。)	50万円	150万円
エ 大規模半壊	50万円	建設・購入	200万円	250万円
		補修	100万円	150万円
		賃借 (公営住宅除く。)	50万円	100万円
オ 中規模半壊	—	建設・購入	100万円	100万円
		補修	50万円	50万円
		賃借 (公営住宅除く。)	25万円	25万円

※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額

(4) 支給申請

- ア 申請窓口 市町村
- イ 申請時の添付書類
基礎支援金：り災証明書、住民票 等
加算支援金：契約書(住宅の購入、賃借等) 等
- ウ 申請期間
基礎支援金：災害発生日から13月以内
加算支援金：災害発生日から37月以内

6 生活福祉資金の貸付

災害により被害を受けた低所得世帯等における速やかな自立更生のために、富山県社会福祉協議会が民生委員・児童委員、町社会福祉協議会の協力を得て、福祉資金の貸付を行う。

なお、被害の程度に応じて以下の資金の重複貸付も可能である。

(1) 災害を受けたことにより臨時に必要となる経費

ア 貸付対象者：低所得者世帯、障がい者世帯又は高齢者世帯

(日常生活上療養又は介護を要する高齢者が属する世帯に限る。)

イ 貸付限度額：150万円以内

ウ 償還期間：6か月以内の据置期間（災害の状況に応じて2年以内）経過後7年以内

エ 利率：無利子。ただし、連帯保証人がいない場合にあっては、年1.5%

(2) 災害を受けたことにより住宅の補修、改築等に必要な経費

ア 貸付対象者：低所得者世帯、障がい者世帯又は高齢者世帯

(日常生活上療養又は介護を要する高齢者が属する世帯に限る。)

イ 貸付限度額：250万円以内

ウ 償還期間：6か月以内の据置期間（災害の状況に応じて2年以内）経過後7年以内

エ 利率：無利子。ただし、連帯保証人がいない場合にあっては、年1.5%

7 災害復旧資金の貸付

(1) 災害復旧資金

災害により被害を受けた勤労者又はその家族に対し、不動産及び生活の復旧に必要な資金の貸付を行う。

ア 貸付対象者：富山県内に1年以上継続して居住しており、同一事業所に1年以上継続して勤務している勤労者

イ 貸付限度額：150万円

ウ 償還期間：5年以内

エ 利率：年2.2%、保証料別途年0.8%

オ 取扱窓口：北陸労働金庫（富山県内の支店）

8 失業者（休業者）の生活の安定対策等

(1) 雇用保険の求職者給付の支給に関する特例措置

災害によりその雇用される適用事業所（災害救助法が適用された地域に限る。）が休業するに至ったため一時的な離職を余儀なくされた者に対し、基本手当を支給し、失業期間中の生活の安定を図る。

また、失業により基本手当を受給中の者が災害により認定日に出向いていくことができない場合には事後に証明書により、失業の認定を行い基本手当を支給する。

さらに、被災地以外の公共職業安定所においてもこれらの支給を受けることができる等、これらの周知を図る。

(2) 労働保険料の納付期限の延長措置

被災した労働保険適用事業主及び労働保険事務組合に対し、関係法令に基づき、労働保険料の納付期限の延長措置を講ずる。

(3) 被災者に対する就職あっせん及び職業訓練対策

ア 被災者に対する就職あっせん

公共職業安定所は、災害による離職者の把握に努めるとともに、その再就職について県下各

公共職業安定所（6箇所）との緊密な連携のもとに、速やかな就職あっせんに努める。

このため、公共職業安定所に臨時職業相談窓口（公共職業安定所へ出向くことが困難な地域にあっては臨時職業相談所）を開設するとともに、巡回職業相談を実施する。

また、他都道府県への再就職希望者については、総合的雇用情報システムの活用等により、他都道府県と連絡調整を行い雇用の安定を図る。

イ 失業者（休業者）への対策

雇用調整助成金の特例措置等の周知とその活用により失業の予防を図るとともに、公共職業安定所に相談コーナーを設置し、説明会の開催等により、雇用の維持・確保に努める。

ウ 新規学卒者の内定取り消し又は未就職者の大幅増加防止への対策

経営者団体等に対し、内定取り消しの事態が発生しないよう要請を行うとともに、傘下企業に対して、就職未決定者等の採用について、公共職業安定所への求人申し込みを依頼する等、求人の確保に努める。

公共職業安定所では、受理した求人をネットワークを活用して、新規学卒者等に広く情報提供を行い就職の促進を図る。

エ 職業訓練対策

職業能力開発校は、失業者（休業者）の再就職や転職を容易にするため、職業訓練（委託訓練を含む。）を実施する。

（4）離職者に対する生活資金の支援

ア 離職者生活安定資金の融資

離職者に対し、離職中における生活の維持や求職活動に必要な資金の融資を行う。

（ア）貸付対象者：次の全てを満たす者

- a 富山県内に1年以上継続して居住している者
- b 離職中であり、公共職業安定所で求職の申込みをし、現在求職活動をしている者
- c 世帯の生計を維持している者
- d 雇用保険一般被保険者であった者で、求職者給付を現在受給中又は受給終了後6か月以内の者

（イ）貸付限度額：100万円

（ウ）償還期間：5年以内

（エ）利 率：年2.2%、保証料別途年0.7%

（オ）取扱窓口：北陸労働金庫（富山県内の支店）

イ 総合支援資金の融資

失業者等、日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために継続的な相談支援（就労支援、家計指導等）と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付けを行うことにより自立が見込まれる世帯に対し、生活福祉資金（総合支援資金）貸付けを行う。

（ア）貸付対象者：次の全てを満たす世帯の者

- a 低所得世帯であって、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっていること
- b 資金の貸付けを受けようとする者の本人確認が可能であること
- c 現に住居を有していること又は生活困窮者住宅確保給付金の申請を行い、住宅の確保が確実に見込まれること
- d 実施主体が貸付け及び関係機関とともに支援を行うことにより、自立した生活を営めることが見込まれ、償還を見込めること
- e 失業等給付、職業訓練受講給付金、生活保護、年金等の他の公的給付又は公的な貸付け

を受けることができず、生活費を賄うことができないこと

(イ) 貸付期間：原則3か月以内

(ただし、就職に向けた活動を誠実に実施している場合などにおいては、最長12か月まで延長可能)

(ウ) 貸付限度額：月額20万円、ただし、単身世帯にあっては月額15万円

(エ) 償還期間：貸付期間の終了後6か月以内の据置期間経過後、10年以内

(オ) 利率：年1.5%。ただし、保証人がいれば無利子

(カ) 取扱窓口：町社会福祉協議会

9 被災者に対する住宅復興に向けた支援

災害時において、県と住宅金融支援機構が協力し、住宅の復興に向けた相談所の開設や住宅金融支援機構融資の返済中の被災県民に対し、返済猶予や返済方法の変更等ができるようにして支援する。

10 リ災証明書発行の対応

災害が発生し、被害を受けた者があるときは、被災者台帳を整備し、必要があるときは、リ災証明書を発行する。

(1) 被害状況調書（被災者台帳）の作成

被害状況調書（被災者台帳）は、被災世帯調査の結果等を基に作成する。

(2) リ災証明書の発行

リ災証明書の発行事務は、被災者台帳を基に行う。

台帳により確認できないときは、申請者の立証資料を基に客観的な判断で行う。

(3) 証明の範囲

災害対策基本法第2条第1号に規定する災害で、次の種類の被害に関するもの。

人的被害	住家、住家以外の建物の被害
・ 死亡 ・ 行方不明 ・ 負傷	・ 全壊（全焼） ・ 流出 ・ 大規模半壊 ・ 中規模半壊 ・ 半壊（半焼） ・ 準半壊 ・ 準半壊に至らない（一部損壊） ・ 床上浸水 ・ 床下浸水 ・ その他の物的被害

【資料：11－3 被害状況調書（被災者台帳）】

【資料：12－7 リ災証明書】

第2 中小企業、農林漁業者に対する支援

実施担当 関係各部各班

1 中小企業者への融資等

災害により被害を受けた中小企業者に対し、既往の中小企業高度化資金等の債務について、償還の猶予及び償還期間の延長の措置を講じるとともに、県及び政府系金融機関が、事業の復旧に必要な資金の融資を行い、災害が経営に与える影響を軽減し、事業の安定を図る。

(1) 既往借入金の償還猶予、償還期間の延長

ア 中小企業高度化資金の既往債務の償還猶予及び償還期限の延長（3年以内）

(2) 県信用保証協会の別枠保証による信用補完

ア 激甚災害による被災区域内に事業所を有し、かつ、激甚災害を受けた中小企業者の再建資金の保証の特例（激甚法第12条の中小企業信用保険法による災害関係保証の特例）

イ 災害等突発的な事由により地域の相当数の中小企業者の事業活動に著しい支障が生じている地域に事業所を有する中小企業者

[災害の影響後1か月間の売上高又は販売数量が前年同月比20%以上減少、かつ、災害の影響後3か月間の売上高又は販売数量が前年同期比20%以上減少すると見込まれるもの]

（中小企業信用保険法第2条第5項の経営安定関連保証（別枠保証））

[上記ア、イによる措置内容]

一般保証限度額：2億8千万円 ＋ 特別保証限度額：2億8千万円

(3) 政府系金融機関による災害復旧貸付制度

株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫においても中小企業の災害復旧のための貸付制度が講じられている。

(4) 県制度融資による対応

県の制度融資においては、経営安定資金地域産業対策枠により、被災中小企業の経営安定のための融資を行う。

ア 対象者：災害等突発的な事態の発生により経営の安定に支障が生じている中小企業者

イ 資金使途：運転資金

ウ 限度額：5,000万円

エ 期間：7年（うち据置1年）以内

オ 利率：年1.70%

カ 信用保証：県信用保証協会の保証に付す

(5) 中小企業高度化資金による対応

災害復旧貸付事業

既往の高度化資金の貸付を受けた事業用施設が災害による被害を受けた場合に、被災した施設の復旧を図る場合や、施設の復旧に当たって新たに高度化事業を実施するもの

ア 貸付割合：90%以内（無利子）

イ 期間：20年（うち据置3年）以内

2 農林漁業関係者への融資

災害により被害を受けた農林漁業者又はその組合に対し、農林漁業の生産力の回復と経営の安定を図るため、必要な資金措置を迅速かつ適切に講ずる。

(1) 経営資金等の融通

農林水産物の被害が一定規模以上である場合においては、「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」（以下「天災融資法」という。）の適用を受けて、被害農林漁業者等に対する経営資金等の融通等の措置を講ずる。

(2) 農林漁業団体に対する指導

災害時において、被害農林漁業者等が緊急に必要とする資金の融通等に関し、農業協同組合等関係金融機関に対し、つなぎ資金の融通の依頼その他被害の実情に即した適切な指導を行う。

(3) 株式会社日本政策金融公庫による融資

株式会社日本政策金融公庫においても、農林水産業施設等の災害復旧資金及び被害農林漁業者の経営維持安定に必要な資金について、金融措置が講じられている。

(4) 既往借入金の償還猶予、償還期間の延長等

被災により農業近代化資金等の既往借入金の償還ができなくなった農業者等に対して、償還猶予、償還期間の延長を行うほか、株式会社日本政策金融公庫の各種農業制度資金の既往借入金についても償還猶予等の手続きが迅速に行われるよう依頼するなど必要な措置を講ずる。

第3 税の徴収猶予及び減免等

実施担当	総務部税務班（税務課）

町は、災害により被災者の納付すべき町税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期日の延長、町税（延滞金等を含む。）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

第4 郵便業務に係る災害特別事務取扱い等

実施担当	日本郵便株式会社

(1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

災害時において、被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の支店及び郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。

(2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除

災害時において、被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。

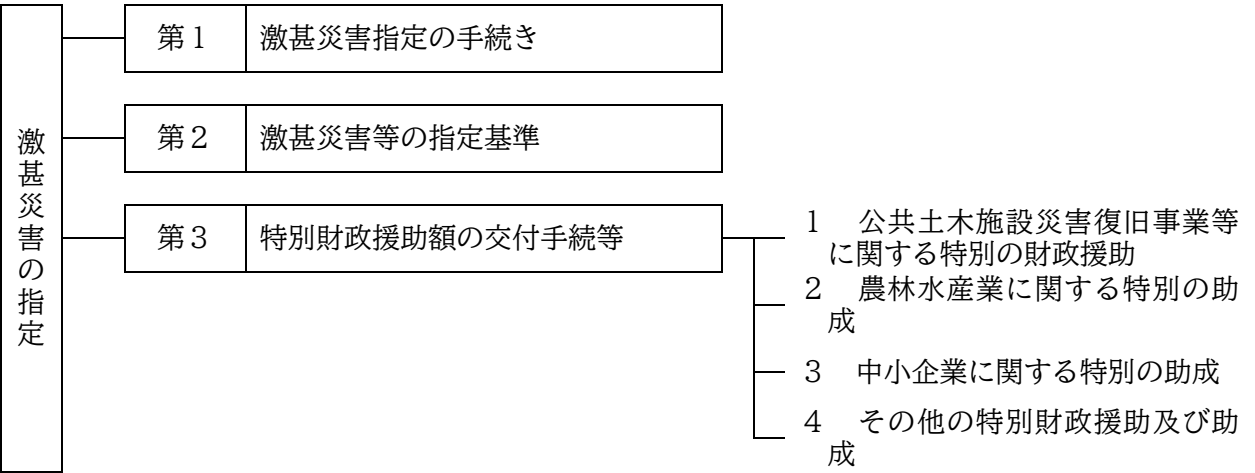
(3) 被災地あて救助用郵便物の料金免除

災害時において、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。

第2節 激甚災害の指定

災害復旧事業には、法律又は予算の範囲内において、国が全部若しくは一部を負担し、又は補助して行う災害復旧事業及び「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号。以下「激甚法」という。）に基づき援助される事業がある。

災害復旧事業費は、知事の報告その他町が提出する資料及び実施調査に基づき決定されるため、迅速な資料の提出等必要な措置を講ずる。



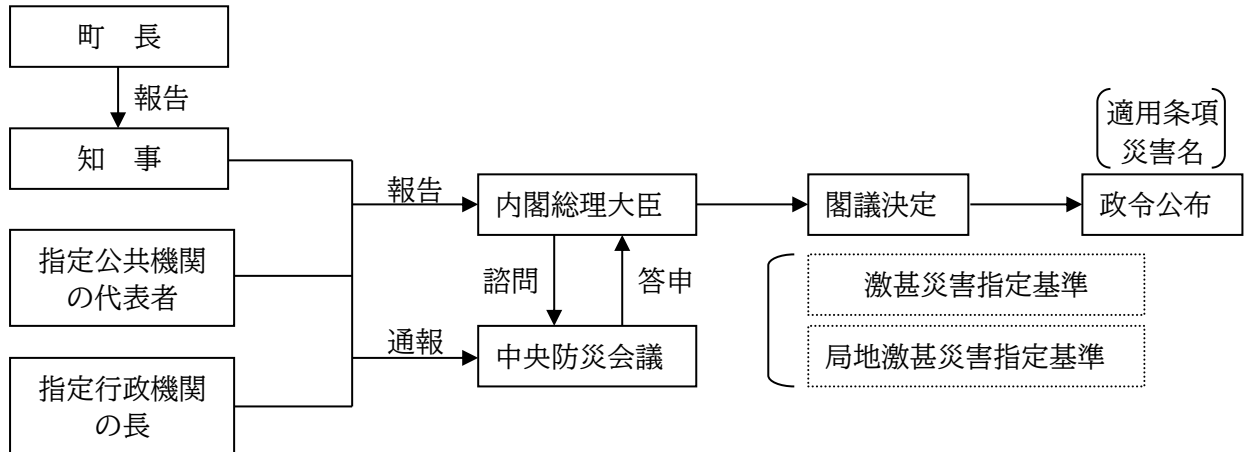
第1 激甚災害指定の手続き

実施担当	総務部総務班（総務課）

大規模な災害が発生した場合、内閣総理大臣は、知事等の報告に基づき、中央防災会議に意見を聞いて、激甚災害として指定すべきかどうか判断する。この場合、中央防災会議は、内閣総理大臣に答申するに際し、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準に基づいて、激甚災害として指定すべき災害かどうかを答申する。

- （1）町長は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分考慮して、災害状況を知事に報告する。
- （2）知事は、町の被害状況等を検討の上、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる災害について関係各部に必要な調査を行わせる。
- （3）関係各部は、激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置する。
- （4）大規模な災害が発生した場合、内閣総理大臣は、知事等の報告に基づき、中央防災会議の意見を聞いて、激甚災害として指定すべき災害かどうか判断する。この場合、中央防災会議は、内閣総理大臣に答申するに際し、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準に基づいて、激甚災害として指定すべき災害かどうか答申することとなっている。

■ 指定手続きフロー



第2 激甚災害等の指定基準

実施担当 関係各部各班

(1) 激甚災害指定基準（本激）

激甚災害に対処するための特別の財政援助等の措置を行う必要がある災害の指定基準は次表のとおりとする。（昭和37年12月7日、中央防災会議決定指定基準）

適用条項（適用措置）	指 定 基 準
激甚法第2章 （公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助）	次のいずれかに該当する災害 （A基準） 事業費査定見込額＞全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額の0.5% （B基準） 事業費査定見込額＞全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額の0.2% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの 1 都道府県負担事業の事業費査定見込額＞当該都道府県の当該年度の標準税収入総額の25% 2 一の都道府県内の市町村負担事業の事業費査定見込総額＞当該都道府県内全市町村の当該年度の標準税収入総額の5%
激甚法第5条 （農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置）	次のいずれかに該当する災害 （A基準） 事業費査定見込額＞当該年度の全国農業所得推定額の0.5% （B基準） 事業費査定見込額＞当該年度の全国農業所得推定額の0.15% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの 1 一の都道府県内の事業費査定見込額＞当該都道府県の当該年度の農業所得推定額の4% 2 一の都道府県内の事業費査定見込額＞10億円

適用条項（適用措置）	指 定 基 準
激甚法第6条 （農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例）	次の1又は2の要件に該当する災害 ただし、当該施設の被害見込額が5,000万円以下の場合は除外 1 激甚法第5条の措置が適用される激甚災害 2 農業被害見込額＞当該年度の全国農業所得推定額の1.5%であることにより激甚法第8条の措置が適用される激甚災害 ただし、上記に該当しない場合でも、水産業共同利用施設に係るものについては、当該災害による漁業被害見込額が農業被害見込額を超え、かつ、次の3又は4の要件に該当する災害 ただし、水産業共同利用施設の被害見込額が5,000万円以下の場合は除外 3 漁船等（漁船、漁具及び水産動植物の養殖施設）の被害見込額＞当該年度の全国漁業所得推定額の0.5% 4 漁業被害見込額＞当該年度の全国漁業所得推定額の1.5%であることにより激甚法第8条の措置が適用される激甚災害
激甚法第8条 （天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例）	次のいずれかに該当する災害 ただし、災害の状態によりその必要なしと認められるものは除外 （A基準） 農業被害見込額＞当該年度の全国農業所得推定額の0.5% （B基準） 農業被害見込額＞当該年度の全国農業所得推定額の0.15% かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上あるもの 一の都道府県内の当該災害に係る特別被害農業者数＞当該都道府県内の農業を主業とする者の数の3%
激甚法第11条の2 （森林災害復旧事業に対する補助）	次のいずれかに該当する災害 （A基準） 林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ。）＞当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額の5% （B基準） 林業被害見込額＞当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額の1.5% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの 1 一の都道府県内の林業被害見込額＞当該都道府県の当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額の60% 2 一の都道府県内の林業被害見込額＞当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額の1%
激甚法第12条、第13条 （中小企業信用保険法による災害関係保証の特例等）	次のいずれかに該当する災害 （A基準） 中小企業関係被害額＞当該年度の全国中小企業所得推定額（第2次産業及び第3次産業国民所得×中小企業付加価値率×中小企業販売率の推計。以下同じ。）の0.2% （B基準） 中小企業関係被害額＞当該年度の全国中小企業所得推定額の0.06% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの 1 一の都道府県内の当該災害に係る中小企業関係被害額＞当該年度の当該都道府県の中小企業所得推定額の2% 2 一の都道府県内の中小企業関係被害額＞1,400億円 ただし、火災の場合又は激甚法第12条の適用がある場合の全国中小企業所得推定額に対する中小企業関係被害額の割合は、被害の実情に応じ特例措置が講じられることがある

適用条項（適用措置）	指 定 基 準
激甚法第16条（公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助）、第17条（私立学校施設災害復旧事業に対する補助）、第19条（市町村施行の感染症予防事業に関する負担の特例）	激甚法第2章の措置が適用される激甚災害 ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合は除外
激甚法第22条 （り災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例）	次のいずれかに該当する災害 （A基準） 滅失住宅戸数≧被災地全域で4,000戸 （B基準） 1 滅失住宅戸数≧被災地全域で2,000戸 かつ、次のいずれかに該当するもの （1）一市町村の区域内で200戸以上 （2）その区域内の住宅戸数の1割以上 2 滅失住宅戸数≧被災地全域で1,200戸 かつ、次のいずれかに該当するもの （1）一市町村の区域内で400戸以上 （2）その区域内の住宅戸数の2割以上 ただし、火災の場合の被災地全域の滅失戸数は、被害の実情に応じた特例的措置が講ぜられることがある
激甚法第24条 （小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等）	1 公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置については激甚法第2章の措置が適用される災害 2 農地及び農業用施設等小災害に係る措置については激甚法第5条の措置が適用される災害
上記以外の措置	災害発生の都度被害の実情に応じ個別に考慮

（2）局地激甚災害指定基準（局激）

災害を市町村単位の被害の規模でとらえ、限られた地域内で多大な被害を被ったものについて、激甚災害として指定することができるが、その指定基準は次表のとおりとする。

（昭和43年11月22日、中央防災会議決定指定基準）

適用条項（適用措置）	指 定 基 準
激甚法第2章（3、4条） （公共土木施設災害復旧事業等に関する財政援助）	1 当該市町村が負担する公共土木施設災害復旧事業等の査定事業費額が次のいずれかに該当する災害 ただし、当該市町村ごとの当該査定事業費額の合計が1億円未満のものは除外 （1）当該査定事業費額＞当該市町村の当該年度の標準税収入の50%（当該査定事業費額が1,000万円未満のものは除外） （2）当該査定事業費額＞当該市町村の当該年度の標準税収入の20%（当該標準税収入が50億円以下であり、かつ、当該査定事業費額が2億5,000万円を超えるもの） （3）当該査定事業費額＞当該市町村の当該年度の標準税収入の20%＋{（当該標準税収入－50億円）の60%}（当該標準税収入が50億円を超え、かつ、100億円以下のもの） 2 1の当該査定事業費の見込額からみて、1の災害に明らかに該当すると見込まれる災害 ただし、被害箇所数が10未満のものは除外

適用条項（適用措置）	指 定 基 準
激甚法第5条、第6条 （農地等の災害復旧事業 等に係る補助の特別措 置等）	1（1）当該市町村の農地等の災害復旧事業に要する経費の額＞当該市町村の当該年度の農業所得推定額の10%（経費の額が1,000万円未満のものは除外） ただし、該当市町村ごとの当該経費の額の合計が5,000万円未満の場合は除外 （2）上記に該当しない場合でも、当該市町村の漁業被害額が農業被害額を超え、かつ、次に該当する災害 当該市町村の漁船等（漁船、漁具及び水産動植物の養殖施設）の被害額＞当該市町村の当該年度の漁業所得推定額の10%（漁船等の被害額が1,000万円未満のものは除外） ただし、該当市町村ごとの当該漁船等の被害額の合計が5,000万円未満の場合は除外 2 1の当該経費の見込額からみて、1の災害に明らかに該当すると見込まれる災害 ただし、被害箇所数が10未満のものは除外
激甚法第11条の2 （森林災害復旧事業に対 する補助）	当該市町村の林業被害見込額（樹木に限る）＞当該市町村の当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額の1.5倍（被害見込額が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額の0.05%未満のものは除外） かつ、次の要件のいずれかに該当する市町村が1以上あるもの 1 大火による災害の場合の要復旧見込面積＞300ha 2 その他の災害の場合の要復旧見込面積＞当該市町村の民有林（人工林に限る）面積の25%
激甚法第12、第13条 （中小企業信用保険法に よる災害関係保証の特 例等）	当該市町村の中小企業関係被害額＞当該市町村の当該年度の中小企業所得推定額の10%（被害額が1,000万円未満のものは除外） ただし、該当市町村ごとの当該経費の額の合計が5,000万円未満の場合は除外
激甚法第24条 （小災害債に係る元利償 還金の基準財政需要額 への算入等）	激甚災害指定基準（本激）の激甚法第24条の欄に同じ

第3 特別財政援助額の交付手続等

実施担当 関係各部各班

激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県関係部局に提出する。
激甚災害に定められている措置のうち、主要なものの概要は次のとおりである。

1 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

（県厚生部、県農林水産部、県土木部、県教育委員会）（激甚法第3条、第4条）

河川、道路、港湾等の公共土木施設、保護施設、児童福祉施設等の厚生施設や公立学校などが災害により被害を受けた場合には、それぞれ、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法、生活保護法、児童福祉法、公立学校施設災害復旧費国庫負担法等の根拠法令に基づき災害復旧事業が行われるが、激甚法第3条及び第4条が適用されると、これらの災害復旧事業に係る国庫補助額がその額に応じて累進的に嵩上げされる。

過去の例からみると、例えば、公共土木施設の災害復旧事業の場合、国庫負担率は、一般災害で

あれば6～8割程度であるが、激甚災害の場合には、7～9割程度まで引き上げられる。

2 農林水産業に関する特別の助成

(1) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置（激甚法第5条）

農地、農業用施設又は林道の災害復旧事業は、通常、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（以下「暫定措置法」という。）に基づき行われるが、激甚法第5条が適用されると、これらの災害復旧事業に係る国庫補助額がその額に応じて累進的に嵩上げされる。

過去の例からみると、例えば、農地の災害復旧事業の場合、国庫負担率は、一般災害であれば概ね8割程度であるが、激甚災害の場合は、概ね9割程度まで引き上げられる。

(2) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例（激甚法第6条）

農業協同組合、森林組合等が所有する倉庫、共同作業場等の共同利用施設の災害復旧事業は、通常、暫定措置法に基づき行われるが、激甚法第6条が適用されると、これらの災害復旧事業に係る国庫補助額がその額に応じて累進的に嵩上げされる。

過去の例からみると、国庫負担率は、一般災害であれば2割程度であるが、激甚災害の場合には、概ね9割又は5割程度まで引き上げられる。

(3) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例（激甚法第8条）

天災融資法が発動された災害が激甚災害に指定された場合には、天災融資法に定める経営資金等について、貸付け限度額の引き上げ（例：一般被災農業者の場合、200万円→250万円、果樹栽培者等の場合、500万円→600万円）及び償還期限の延長（6年→7年）が行われ、貸付条件の緩和が図られる。

なお、利率については、天災融資法が発動により、特別被災者に対し3%以内の低利で貸すなどの措置がとられる。

(4) 森林災害復旧事業に対する補助（激甚法第11条の2）

激甚災害を受けた一定地域における森林災害復旧事業について、国が都道府県に対し、当該事業費の2分の1を特別に補助する。

3 中小企業に関する特別の助成

(1) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例（激甚法第12条）

中小企業信用保険法による災害関係保証について、激甚法第12条の適用により、付保限度額の別途設定（普通保険の場合、2億8,000万円の別枠設定）及び保険てん補率の引き上げ（普通保険の場合、70%→80%）の特例措置が行われる。なお、激甚災害の場合には、中小企業信用保険法施行令の規定により、保険料率の引き下げも併せて行われる。

(2) 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金等の償還期間等の特例（激甚法第13条）

激甚災害を受けた者が当該災害を受ける以前に貸付けを受けていた小規模企業者等設備導入資金についてその償還期限を2年以内の範囲で延長することができるものとする特例である。

4 その他の特別財政援助及び助成

(1) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助（激甚法第16条）

激甚災害を受けた公立の公民館、図書館、体育館等の社会教育施設の災害復旧事業について、国が当該事業費の3分の2を特例的に補助するもの。

(2) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助（激甚法第17条）

激甚災害を受けた私立の学校の災害復旧事業について、国が当該事業費の2分の1を特例的に補助するもの。

(3) 水防資材費の補助の特例（激甚法第21条）

水防管理団体が水防のため使用した資材に関する費用について、国が当該費用の3分の2を特例的に補助するもの。（一般災害の場合、費用の3分の1を補助する予算補助制度がある。）

(4) 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例（激甚法第22条）

激甚災害により滅失した住宅に当該災害の当時居住していた者に賃貸するため、地方公共団体が公営住宅の建設等をする場合に、国がその工事費の4分の3を特例的に補助するものである。（一般災害の場合、国庫補助率3分の2）

(5) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（激甚法第24条）

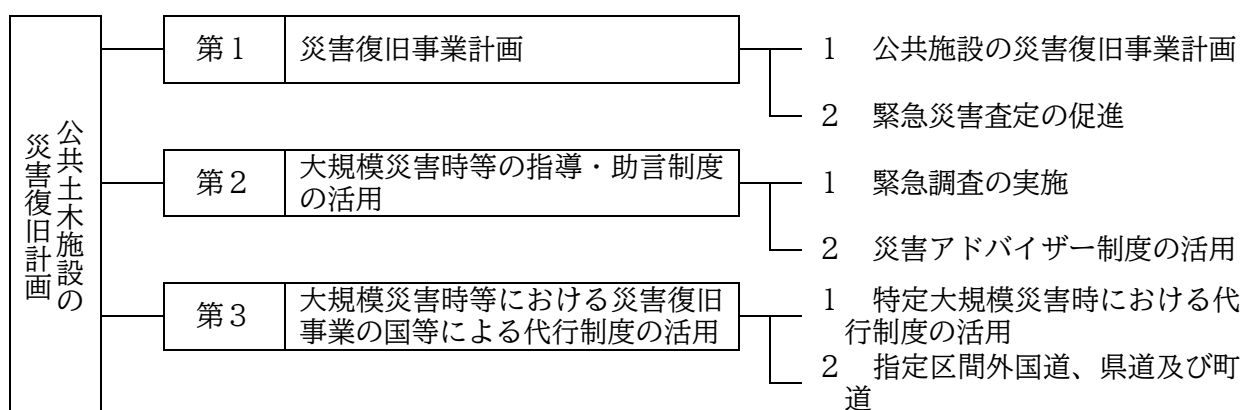
激甚災害によって必要を生じた公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業のうち、1箇所の事業費が一定額未満の小規模なものについて、当該事業費にあてため発行を許可された地方債に係る元利償還に要する経費は、地方交付税法の定めるところにより、基準財政需要額に算入されることとなっている（例えば、農地等の場合、基準財政需要額への算入率は約100%）。

第3節 公共土木施設の災害復旧計画

被災した公共施設の復旧は、災害応急対策計画に基づく応急措置終了後、被害の程度を十分調査し、災害復旧事業の実施機関において各施設を速やかに原形復旧するとともに、新設又は改良等の事業計画を樹立し再災害の発生防止を図る。

また、必要に応じ、国や他の地方公共団体等に対して職員の派遣その他の協力を求めるものとし、特に他の地方公共団体に対して技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度の活用も含めて検討する。

なお、道路管理者、上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、関係機関と連携して、道路と生活インフラの復旧に努める。



第1 災害復旧事業計画

実施担当	関係各部各班

1 公共施設の災害復旧事業計画

公共施設の災害復旧事業計画は、概ね次の計画とする。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業計画
 - ア 河川公共土木施設災害復旧事業計画
 - イ 砂防施設災害復旧事業計画
 - ウ 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画
 - エ 道路公共土木施設災害復旧事業計画
- (2) 農林業施設災害復旧事業計画
- (3) 都市災害復旧事業計画
- (4) 上・下水道災害施設復旧事業計画
- (5) 公営住宅災害復旧事業計画
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (7) 学校施設災害復旧事業計画
- (8) 社会教育施設災害復旧事業計画
- (9) 文化財災害復旧事業計画
- (10) その他の公共物災害復旧事業計画

2 緊急災害査定の促進

災害が発生した場合には、速やかに公共施設の災害の実態を調査、把握して、必要な資料等を作成し、災害査定の緊急な実施が容易となるよう所要の措置を講じて、災害復旧事業の迅速な施行に努める。

第2 大規模災害時等の指導・助言制度の活用

実施担当	関係各部各班

1 緊急調査の実施

被害が甚大又は広範囲に及ぶなど特別な災害が発生した場合は、必要に応じて、国に対して緊急調査を要請し、国の指導・助言を得る。

2 災害アドバイザー制度の活用

被害が甚大又は広範囲に及ぶなど特別な災害が発生した場合は、必要に応じてアドバイザー制度（災害復旧技術専門家派遣制度）を活用し、災害に対して知見を有する専門家より指導・助言を得る。

第3 大規模災害時等における災害復旧事業の国等による代行制度の活用

実施担当	建設部各班、国土交通省北陸地方整備局、富山県立山土木事務所

1 特定大規模災害時における代行制度の活用

著しく異常かつ激甚な災害が発生し、国において緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）等を受けた場合は、必要に応じて、国による災害復旧事業の代行を要請し、災害復旧に関する工事を行う。

2 指定区間外国道、県道及び町道

指定区間外の国道、県道及び町道において、工事が高度の技術を要する場合又は高度の機械力を使用して実施することが適当であると認める場合又は都道府県の区域の境界に係る場合においては、必要に応じて、国による災害復旧事業の代行を要請し、災害復旧に関する工事を行う。

町が管理する道路のうち、指定区間外国道及び県道と交通上密接な関連を有する道路において、町から災害復旧事業の代行の要請があり、かつ、町が自ら実施することが困難であると認められる場合においては、必要に応じて、県が災害復旧に関する工事を行う。

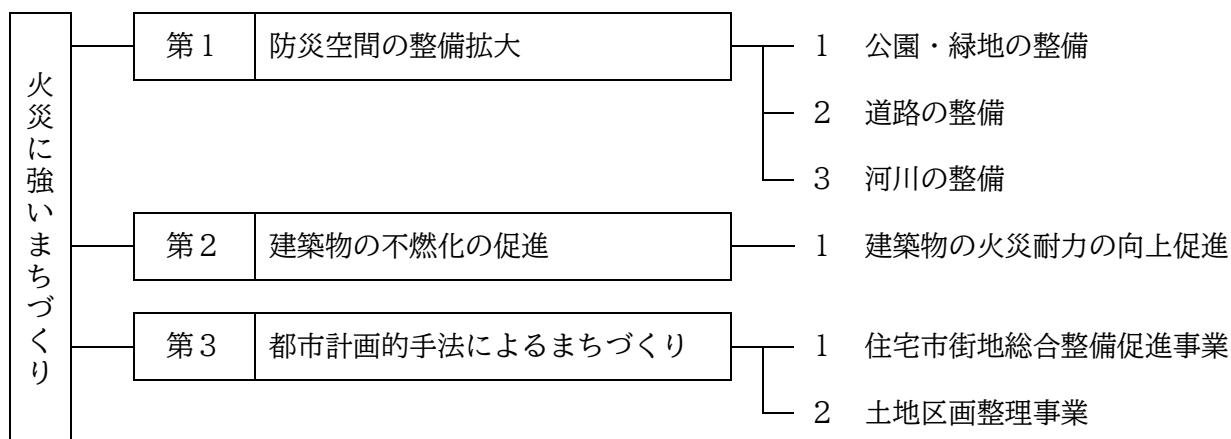
第 3 編 火 災 編

第1章 火災予防対策

第1節 火災に強いまちづくり

火災に強い町にするためには、市街地の構造そのものの防災性を高めていくことが基本である。

町は、防災まちづくりを推進するため、「立山町都市計画マスタープラン」など、まちづくりの方針と連携を図りながら、建築物の耐震不燃化を進め、市街地大火の防止対策を主要目的とした各種施策を展開する。



第1 防災空間の整備拡大

実施担当 建設課、国土交通省北陸地方整備局、富山県立山土木事務所

大規模な災害時において、避難者の安全確保のための避難路や避難地として、市街地の中に計画的にオープンスペースを確保することは、「火災に強いまちづくり」の基本的課題である。

町は、火災の延焼を阻止するだけでなく、指定緊急避難場所や地域の防災活動の拠点などの防災空間として活用することができる公園・緑地等の整備を推進し、町全体の安全性の向上に努めるとともに、道路については、災害時の代替性を確保した交通体系の整備を行う。

1 公園・緑地の整備

公園・緑地は、災害時における避難救援活動の場所、あるいは大火災の延焼を防止するための緩衝帯として防災上重要な役割を持っている。

このため、公園・緑地の整備促進に努めるとともに、園内において耐火性に優れた植栽帯の整備をはじめ、災害応急対策に必要な施設として耐震性貯水槽、備蓄倉庫等の整備促進に努める。

2 道路の整備

道路は、火災の延焼を防止する防火帯としての役割を果たすとともに、避難、救援、消防活動などの災害対策活動の実施上極めて重要な施設である。

このため、幹線道路をはじめとする町内の道路について、整備促進に努める。

3 河川の整備

河川は、火災時には一時集合場所や地域の防災活動の拠点として、市街地における貴重なオープンスペースとなる。

このため、河川において、救援・輸送活動の支援に資するための防災活動拠点の整備など防災対策を考慮した整備の促進に努める。

第2 建築物の不燃化の促進

実施担当	建設課、国土交通省北陸地方整備局、富山県立山土木事務所

町は、防災上重要な公共施設及び重要な地区の建築物の不燃化を促進する。

1 建築物の火災耐力の向上促進

建築物自体の耐火・防火性は、建築基準法を中心とする各種法令により規定されており、火災ができるだけ拡大しないような措置がとられている。

大規模建築物や不特定多数の人が利用する建築物については、防災避難上の各種の措置の徹底を図るよう努める。

第3 都市計画的手法によるまちづくり

実施担当	建設課、国土交通省北陸地方整備局、富山県立山土木事務所

住宅密集市街地の防災対策が必要な地域について都市計画的手法を用い、耐震・耐火建築物の建設と道路、公園、上下水道、広場等の公共施設を総合的に整備することにより、災害に強く安全で快適なまちづくりを促進する。

1 住宅市街地総合整備事業

既成市街地において、耐火建築物を中心とした安全で快適な拠点住宅地の形成や防災上危険な密集市街地の整備改善など、住宅市街地総合整備事業により市街地の再生を推進する。

2 土地区画整理事業

地域危険度が高く公共用地率が極めて低い木造密集市街地等において、土地区画整理事業により都市基盤施設の整備を図ることによって、地域環境を改善し、災害に強いまちづくりを進める。

また、市街地化が進みつつある周辺部においては、スプロール化を未然に防止するため、土地区画整理事業の導入を促進し、道路、公園等の都市基盤の整備を先行的に行うことにより、良好な生活環境をもつ災害に強い市街地の形成を目指す。

第2節 予防行政の充実強化

予防行政の充実強化	第1	防火管理の徹底
	第2	消防用設備等の設置促進及び維持の適正化
	第3	防火対象物の点検及び報告
	第4	消防同意の厳正な運用
	第5	予防査察の徹底

第1 防火管理の徹底

実施担当 消防本部

- (1) 消防本部は、消防法第8条の規定が適用される防火対象物の管理について権原を有する者に対し、防火管理者の選任、届出、消防計画の作成とそれに基づく消火・通報・避難訓練の実施等を指導し、防火管理の徹底を図る。
- (2) 消防本部は、現在の防火管理者等に対し、講習会等を実施し、資質の向上を図る。

第2 消防用設備等の設置促進及び維持の適正化

実施担当 消防本部

消防本部は、防火対象物の関係者に対し、火災が発生した場合の、早期発見、初期消火、適切な避難により、被害の軽減と人命の安全を確保するため、適正な消防用設備等の設置を促進するとともに、定期的な点検等の実施により、常時有効に機能するよう維持管理の適正化を指導する。

また、一般住宅において火災が発生した場合、早期に発見することにより被害の軽減と、人命の安全確保を図るため、住宅用防災機器の設置を促進し、有効に機能するよう維持管理を指導する。

第3 防火対象物の点検及び報告

実施担当 消防本部

消防本部は、一定の防火対象物について、防火対象物点検資格者による定期的な点検及びその結果の報告を行わせ、一定の防火基準に適合する場合には「防火優良認定証」又は「防火基準点検済証」を表示させる。一定の防火基準に適合する宿泊施設については、積極的な申請を促し、「適マーク」を表示させる。

また、防火対象物定期点検報告制度の対象外の施設については、自主的な点検を行わせ、「防火自主点検済証」を提示させる。

【資料：6－8 防火対象物一覧表】

第4 消防同意の厳正な運用

実施担当	建設課、消防本部、国土交通省北陸地方整備局、富山県立山土木事務所

消防本部は、建築許可等における消防同意の厳正な運用を図り、適切な消防用設備等の設置指導を実施する。

第5 予防査察の徹底

実施担当	消防本部

消防本部は、火災予防のため、計画的かつ継続的に予防査察を実施するものとし、消防法令に違反しているものに対しては、改善指導等を行い、違反の是正を徹底する。

また、一般住宅に対しても、火災予防運動期間等を利用するなどにより「防火診断」等を実施し、火災予防の周知徹底を図る。

第3節 林野火災予防対策

林野火災予防対策	第1	林野火災に強い地域づくり
	第2	広報活動の充実
	第3	予防体制の強化
	第4	災害応急対策、災害復旧への備え

第1 林野火災に強い地域づくり

実施担当 農林課、森林所有者、立山山麓森林組合

- (1) 町は、富山森林管理署及び県と連携し、消火活動の円滑な実施のための防火林道や防火性のある樹種の植栽等による防火林帯の整備等を実施する。
- (2) 森林所有者、立山山麓森林組合等は、自主的な森林保全管理活動の推進に努める。

第2 広報活動の充実

実施担当 農林課

町は、県及び防災関係機関と連携し、林産物の採取、森林レクリエーション等の森林利用者、森林所有者、林業労働者、農山村住民、小中学校生徒等を対象として広報活動を実施することとし、駅、役場、学校、林道及び登山口にポスター、警報板等を配備するほか、テレビ、ラジオ、有線放送、新聞等の報道機関を通じて、林野火災予防意識の啓発を図る。また、林野火災に関する広報資料の作成・周知等に努める。

このほか、町は、林野火災の出火原因の大半が不用意な火の取扱いという人為的なものであることに鑑み、山火事予防運動等の機会やSNS等の各種媒体を活用した火の取扱いや不始末による出火の危険性等の周知により、林野火災に対する住民の防火意識の高揚を図るとともに、林業関係者、林野周辺住民、ハイカー等の入山者等に対する啓発を実施する。啓発に当たっては、多発期や休日前に重点的に行うなど、林野火災の発生傾向にも十分留意する。

第3 予防体制の強化

実施担当 農林課、消防本部、消防団

町は、県及び富山森林管理署、立山山麓森林組合、消防本部等防災関係機関と連絡調整を図り、林野火災予防のための適切な資機材の配置、管理を含め、効果的な予防体制を確立するものとし、特に次の事項に重点を置き実施する。

- (1) 森林レクリエーション施設の設置者、管理者は、休憩所の吸殻入れや炊飯場所における簡易防火施設等を整備する。
- (2) 町は、異常乾燥、強風等の気象条件に留意し、森林法に基づく火入れの規制を適正に行う。

- (3) 林業関係者、消防機関は密接な連携のもとに、消防訓練、研究会等を開催し、地域の実情に即した予防対策を講ずる。
- (4) 町は、県及び防火防災関係機関と連携し、森林所有者による自主的な予防活動組織を育成強化する。
- (5) 町は、乾燥や強風等の気象状況に応じて的確に火災に関する警戒情報等を発表するとともに、住民等に対する注意喚起、監視パトロール等の強化など、適切な対応を行う。
- (6) 消防団は、消防本部等と連携した実践的かつ効果的な訓練の充実や、悪条件下での情報伝達体制の強化、火災対応能力の向上に必要な資機材等の充実等を図る。
- (7) 町は、林野火災の未然防止と被害の軽減を図るため、林野火災の発生危険度等に係る情報の発信に努めるとともに、標識板や立看板、防火水槽、簡易防火用水など防火思想の普及と初期消火のための施設の配備を促進する。
- (8) 町は、火入れの許可申請の徹底やたき火等の把握に取り組むとともに、火入れやたき火等を行う者が火災予防上必要な措置の徹底を図るよう、適切な対応を行うとともに、許可した火入れの情報等を消防本部と共有する。

第4 災害応急対策、災害復旧への備え

実施担当	農林課、消防本部、消防団

- (1) 林野火災は、ひとたび発生すると気象条件や地形、飛び火の発生等により急激な延焼拡大等に至る場合があること、気象状況の変化により延焼方向の急変や飛び火等が発生するおそれがあること、その消火活動においては、全体像の把握や、狭隘・急峻な林野内への進入・放水活動に困難な場合があること、活動が長期化し多くの人員を必要とすること等に留意して備えを行う必要がある。このため、町は消防本部と連携し、指揮体制の早期確立、速やかな応援要請、地上・空中消火の連携を基本とした災害対応等の実施のための備えを行う。
- (2) 町は、平時から災害時の情報通信手段の確保に努め、その整備・運用・管理に当たっては、山間地での利用を前提とした広範囲な情報連絡が可能な通信機器の整備を促進する。
- (3) 町は、熱源探査を活用した効果的な延焼状況等の把握や消火活動のため、熱画像直視装置や無人航空機等の関連する資機材の整備を促進する。
- (4) 町は、ヘリコプターによる空中消火を積極的に推進するため、ヘリコプター、活動拠点、熱源探査装置を含む資機材等の整備を推進する。
- (5) 町は、林野火災においては迅速な初期消火が重要であることから、消防団について、消防本部等と連携した実践的かつ効果的な訓練の充実や、悪条件下での情報伝達体制の強化、火災対応能力の向上に必要な資機材等の充実等を図る。
- (6) 町は、水利が限られる山間地での消火活動の実施のため、自然水利の利用や消防用水の確保が可能な車両等、林野内への送水や放水を可能にする資機材の充実強化を図るとともに、建設業者等の所有車両の活用に向けて連携を強化する。
- (7) 消防本部は、林野火災を想定した消防計画や林野火災防御図のほか、強風下の林野火災を想定した飛び火警戒要領等の策定等を行い、効果的な消火活動体制を整備する。
- (8) 消防本部は、広域応援など様々な状況を想定し、消防計画や林野火災防御図等を活用した、より実践的な消火等の訓練を実施する。

第4節 大火危険気象に対する予防措置

大火危険気象に対する予防措置	第1	火災警報の発表
	第2	消防機関の警戒措置体制の確保
	第3	防火対象物の警戒
	第4	消防機関の点検整備と災害時の出動体制
	第5	火災発生防止の緊急措置

第1 火災警報の発表

実施担当 総務課

町長は、火災予防上危険であると認められる気象状況にある場合は、必要に応じて消防法第22条の規定により火災警報を発表する。

町長は、火災警報を発表又は解除した時は、速やかに防災関係機関に周知するとともに、知事に報告しなければならない。

第2 消防機関の警戒措置体制の確保

実施担当 消防本部

消防署は、警戒措置体制の確保に努めるものとし、火災警報が発表された場合に行う警戒計画をあらかじめ定めておく。

第3 防火対象物の警戒

実施担当 総務課、消防本部

町長は、防火対象物の警戒措置が十分行われるよう必要に応じて消防署に出動を命ずるほか、木造大規模建築物、危険物等貯蔵所、大量火気使用場等、火災発生危険の大きいもの、あるいは火災が発生した場合、著しく拡大延焼するおそれのある防火対象物、又は文化財等については、防火管理者の協力等により特別な警戒措置がとられるよう、あらかじめ指導協議の上、所要の警戒計画を定めておく。

【資料：6－8 防火対象物一覧表】

第4 消防機械の点検整備と災害時の出動体制

実施担当 消防本部

消防署は、消防機械の点検整備をするとともに、災害時には立山町消防計画に定める出動基準を活用する。

第5 火災発生防止の緊急措置

実施担当	消防本部

消防署は、住民に火災発生防止の啓発を図るため、予防広報計画、特別予防査察実施計画をあらかじめ定めておく。

第5節 防災活動体制の整備

防災活動体制の整備	第1	通信連絡体制の整備
	第2	緊急輸送ネットワークの整備
	第3	航空防災体制の強化
	第4	相互応援体制の充実

第1 通信連絡体制の整備

実施担当 総務課、企画政策課

「第2編 風水害編 第1章 第4節 第5 通信連絡体制の整備」に定める内容を準用する。

第2 緊急輸送ネットワークの整備

実施担当 総務課、建設課、国土交通省北陸地方整備局、富山県立山土木事務所

「第2編 風水害編 第1章 第4節 第10 緊急輸送ネットワークの整備」に定める内容を準用する。

第3 航空防災体制の強化

実施担当 総務課

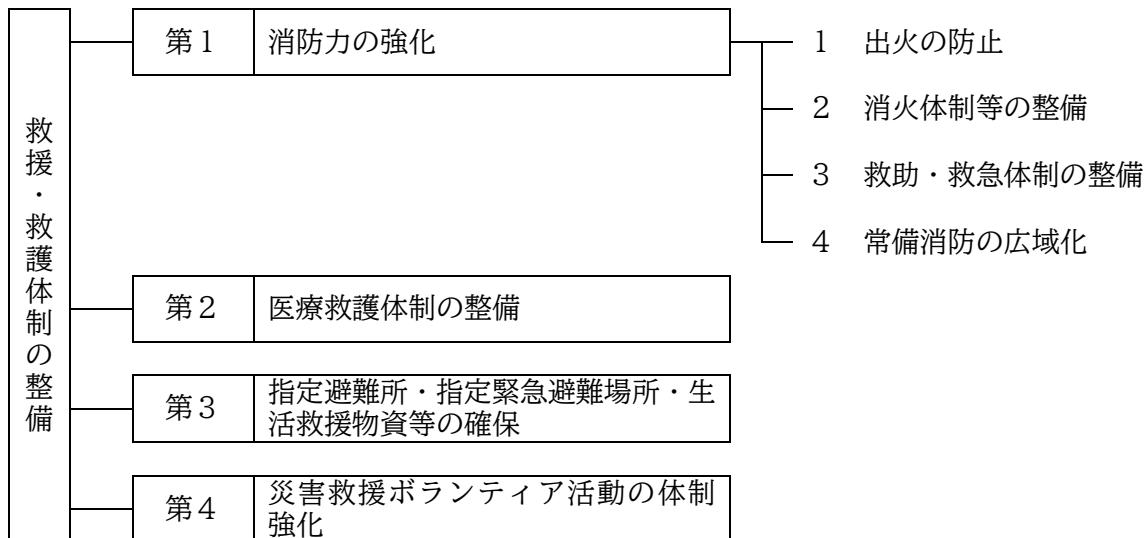
「第2編 風水害編 第1章 第4節 第11 航空防災体制の強化」に定める内容を準用する。

第4 相互応援体制の充実

実施担当 関係各課

「第2編 風水害編 第1章 第4節 第12 相互応援体制の充実」に定める内容を準用する。

第6節 救援・救護体制の整備



第1 消防力の強化

実施担当 総務課、消防本部、消防団、自治会、自主防災組織

火災の発生予防、被害の拡大防止のためには、まず、住民一人一人が平素から出火の防止に努めるとともに、火災時取るべき行動を常に訓練等を通じて心がけておくことが大切である。

また、町は、出火防止、初期消火体制の確保、火災の拡大防止、救助・救急体制の整備に努める。

さらに、同時多発火災や延焼拡大が発生した場合は、消防力の分散、倒壊建物による通行障害などにより消防活動が困難になることも予想されるため、自主防災組織に対する可搬式消防ポンプの配備や自衛消防隊の組織化などにより初期消火が効果的にできるよう消防力の一層の充実に努める。

1 出火の防止

町は、火災の発生を未然に防ぐため、住民に次の指導を行い、出火の防止に努める。

(1) 一般家庭に対する指導

出火防止のため、防災訓練や広報媒体を通じて、一般家庭に次の事項の知識の普及に努める。

- ア 耐震自動消火装置付き火気設備、器具及びガス漏れ警報器等の安全な機器の普及
- イ 灯油等の危険物の安全管理、可燃物の転倒落下防止策、ストーブ上での洗濯物乾燥の厳禁、ガスの元栓の閉止等の指導徹底
- ウ 火を使う場所の不燃化及び整理整頓
- エ カーテン等防災製品の普及
- オ 消火器具、風呂水の汲み置き等消火準備の徹底
- カ 住宅用火災警報器の設置促進及び適切な維持管理
- キ 感震ブレーカーの普及

(2) 事業所に対する指導

消防本部は、多数の者が利用する学校、病院、ショッピングセンター等の施設については、防火管理者を必ず選任させ、自衛消防に関する組織、防災対策等も含んだ消防計画を作成するよう指導する。

また、予防査察を実施し、消防計画に基づく消火、避難等の訓練の実施、火気の使用又は取扱

いに関する指導を行うとともに、消防法の規定に基づく消防用設備等を整備させ、対象物に対する防火体制を推進する。

2 消火体制等の整備

(1) 初期消火体制の強化

町及び消防本部は、火災による被害を最小限に止めるために、出火の防止、家庭における初期消火並びに地域及び事業所における初期消火体制の確立などの普及啓発に努める。

ア 事業所は、自衛消防隊の組織化、各種訓練を通じて、技能の向上、事業所相互の協力体制を推進し、また、地域の一構成員として、地域防災訓練への積極的参加や保有する資機材を活用した消火活動など、地域との連携体制の強化に努める。

イ 自主防災組織は、日頃から訓練を通じて初期消火の知識、技術の習得に努める。

ウ 消防団は、高度かつ専門的な知識・技術の習熟と併せ、実践的な訓練を通じた消火技術の錬磨向上に努めるとともに、地域の防災リーダーとして、自主防災組織をはじめとする住民に対する防災指導を通じて、地域の防災力の向上に努める。

エ 町は、自主防災組織に対して大規模地震など多様な災害にも対応するため、可搬式動力ポンプ等の消防設備の整備を推進するとともに、住民参加の防災訓練を定期的実施する。

オ 町は、消防職団員と住民との交流等を通じ、消防職団員がやりがいを持って活動できる環境づくりに努める。

(2) 消防設備等の強化

ア 町は、消防組織の拡充強化に努めるとともに、消防団の施設設備の充実、青年層・女性層（大学生等を含む。）の消防団への積極的参加等、消防団の活性化を推進する。

イ 町は、消防力の強化、多様な災害への対応を図るため、消防ポンプ自動車等の消防機械、消火栓、防火水槽等の消防水利その他の消防施設、設備等の整備及びこれら施設等の計画的配置に努める。特に、危険物施設の特種火災に対処するため、化学車、消火薬剤等の資機材整備を促進する。

(3) 消防水利の整備

町及び消防本部は、大規模な火災に備え消防水利の多様化を図るため、次の施設の整備に努める。

ア 消火栓、防火水槽及び耐震性貯水槽の計画的な整備を進めるとともに、延焼火災が発生する危険性の高い住宅地等に優先的に配備するなど、消防水利の拡充に努める。

イ 河川などの自然水利、農業用水、消融雪施設、プール、井戸等の多様な水利を確保し、効率的な利用を進める。特に、河川水の利用を容易にするため、階段式護岸の整備を行うとともに、プール及び消融雪施設からも取水可能にするよう施設整備に努める。

【資料：6－3 消防組織図】

【資料：6－4 消防施設の現況】

【資料：6－5 消防機械の配置状況】

【資料：6－6 消防水利の現況】

【資料：6－7 現有防火水槽】

3 救助・救急体制の整備

「第2編 風水害編 第1章 第5節 第1 消防力の強化」に定める内容を準用する。

4 常備消防の広域化

「第2編 風水害編 第1章 第5節 第1 消防力の強化」に定める内容を準用する。

第2 医療救護体制の整備

実施担当

総務課、健康福祉課、日本赤十字社富山県支部、
富山県赤十字血液センター

「第2編 風水害編 第1章 第5節 第2 医療救護体制の整備」に定める内容を準用する。

第3 指定避難所・指定緊急避難場所・生活救援物資等の確保

実施担当

総務課、住民課、健康福祉課、建設課、商工観光課、水道課、教育課、
国土交通省北陸地方整備局、富山県立山土木事務所、自主防災組織

「第2編 風水害編 第1章 第5節 第3 指定避難所・指定緊急避難場所・生活救援物資等の確保」に定める内容を準用する。

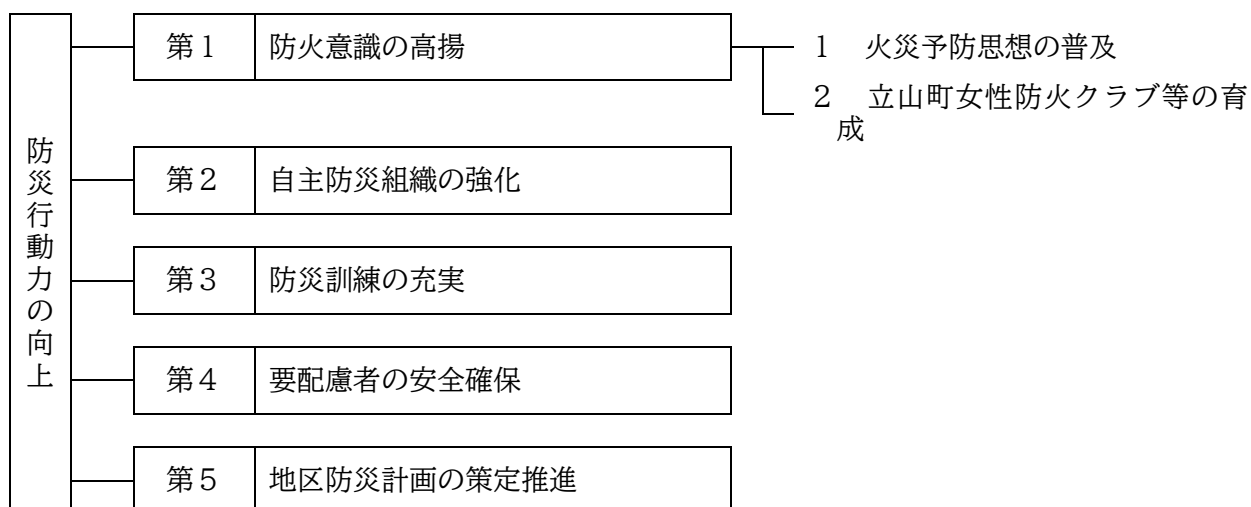
第4 災害救援ボランティア活動の体制強化

実施担当

総務課、健康福祉課、社会福祉協議会

「第2編 風水害編 第1章 第5節 第4 災害救援ボランティア活動の体制強化」に定める内容を準用する。

第7節 防災行動力の向上



第1 防火意識の高揚

実施担当 総務課、消防本部、消防団

1 火災予防思想の普及

消防本部は、春季・秋季の全国火災予防運動期間などあらゆる機会をとらえ、ポスター、新聞、テレビ、広報たてやま、町ホームページなどを利用し、火災予防思想の普及を図る。

また、避難訓練や初期消火訓練、応急処置に関する講習の実施などにより、住民の防火意識の高揚に努める。

2 立山町女性防火クラブ等の育成

消防本部は、建物火災の約半数が住宅火災という現状に鑑み、家庭や地域における防火安全の担い手である主婦等を対象に、女性防火クラブの育成を図る。

また、幼少年期から火災予防の重要性を学ぶため、幼年消防クラブ及び少年消防クラブの結成、育成を図る。

第2 自主防災組織の強化

実施担当 総務課、消防本部、自主防災組織、各事業所

「第2編 風水害編 第1章 第8節 第2 自主防災組織の強化」に定める内容を準用する。

第3 防災訓練の充実

実施担当 各課、消防本部、自主防災組織、道路管理者、学校、病院、社会福祉施設、介護老人保健施設

「第2編 風水害編 第1章 第8節 第3 防災訓練の充実」に定める内容を準用する。

第4 要配慮者の安全確保

実施担当	住民課、健康福祉課、自主防災組織、社会福祉施設、介護保険施設

「第2編 風水害編 第1章 第8節 第4 要配慮者の安全確保」に定める内容を準用する。

第5 地区防災計画の策定推進

実施担当	総務課

「第2編 風水害編 第1章 第8節 第5 地区防災計画の策定推進」に定める内容を準用する。

第2章 火災応急対策

第1節 火災警報等の伝達

気象、火災に関する警報等の発表内容、基準を明らかにするとともに、これらの伝達系統、手段等の伝達体制の周知徹底を図る。

火災警報等の伝達	第1	火災気象通報
	第2	火災警報の発表
	第3	伝達体制
	第4	被害の未然防止、拡大防止のための住民への伝達

第1 火災気象通報

実施担当 富山地方気象台

富山地方気象台が知事に通報する火災気象通報の基準は、次のとおりである。

ただし、降雨、降雪を伴い、その必要がないと認められるときは通報されない。

- (1) 実効湿度が65%以下で、最小湿度40%以下になり、最大風速7m/sを超える見込みのとき。
- (2) 平均風速10m/s以上で、1時間以上連続して吹く見込みのとき。

第2 火災警報の発表

実施担当 総務部総務班（総務課）

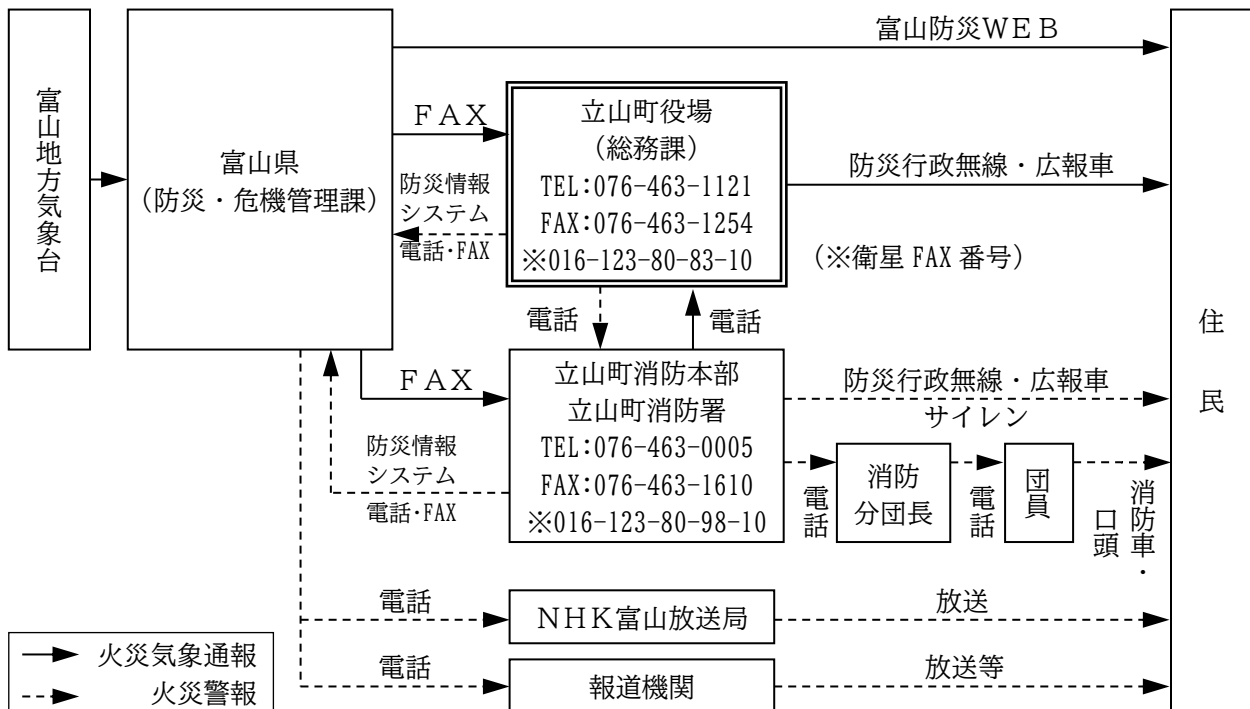
町長は、消防法第22条の規定により町域を対象として、知事から火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であるときは、必要に応じて、火災警報を発表する。

第3 伝達体制

実施担当 総務部総務班（総務課）、消防部総務班（消防本部）、消防団

- (1) 町長は、火災警報を発表したとき又は解除したときには、消防署と連携し、電話、ファクシミリ、防災行政無線、サイレン呼鳴、広報車等により、住民及び防災関係機関に周知徹底を図る。
また、総合防災情報システムにより県（防災・危機管理課）に連絡するものとし、併せて火災警報発表時の管内の気象状況を電話又はファクシミリにより連絡する。
- (2) 伝達系統は、次のとおりである。

■ 火災警報等伝達系統図



第4 被害の未然防止、拡大防止のための住民への伝達

実施担当 消防部総務班（消防本部）、消防団

消防署は、火災気象通報を受けたとき、又は気象状況が火災の予防上危険であると認めるときは、住民に対して火の元の確認等被害の未然防止、拡大防止を促すため、住民への伝達を行い、注意を喚起する。その際、要配慮者への伝達にも配慮する。

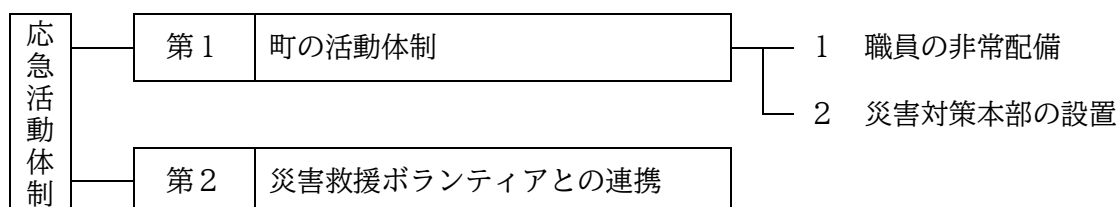
なお、周知方法は、以下による。

- (1) 報道機関を通じての広報
- (2) 防災行政無線・広報車等による広報
- (3) 消防団による消防車・口頭による広報
- (4) 緊急速報メールによる広報
- (5) その他適切な方法

第2節 応急活動体制

大規模な火災が発生した場合又は広範囲に延焼拡大するおそれがある場合は、町、消防署、消防団及び防災関係機関は一致協力して、災害の拡大防止と被災者の救援救護に努め、被害の発生を最小限に止める必要がある。

このため、町は、必要に応じて災害対策本部を速やかに設置する等、応急活動を実施する。



第1 町の活動体制

実施担当 各部各班

町長は、町域に大規模な火災が発生した場合又は広範囲に延焼拡大するおそれのある場合には、防災関係機関や県、他市町村及び住民などの協力を得て、災害応急対策を実施する。

1 職員の非常配備

(1) 非常配備基準

火災警報が発表された場合の非常配備基準は、「第2編 風水害編 第2章 第4節 第1 配備体制」に定める第1 非常配備（準備体制）を取る。

大規模な火災が発生した場合又は火災が広範囲に延焼拡大するおそれがある場合の職員動員配備の基準は、被害の程度に応じ「第2編 風水害編 第2章 第4節 第1 配備体制」に定める動員配備の基準に準じた体制を取る。

2 災害対策本部の設置

(1) 災害対策本部の設置

町長は、収集された情報により多数の死傷者、避難者が発生している場合又は林野火災が広範囲に延焼拡大している場合で、必要と認めるときは、直ちに災害対策本部を設置し応急対策に当たる。

(2) 組織

災害対策本部の組織は、「第2編 風水害編 第2章 第4節 第6 町災害対策本部」に定める内容を準用する。

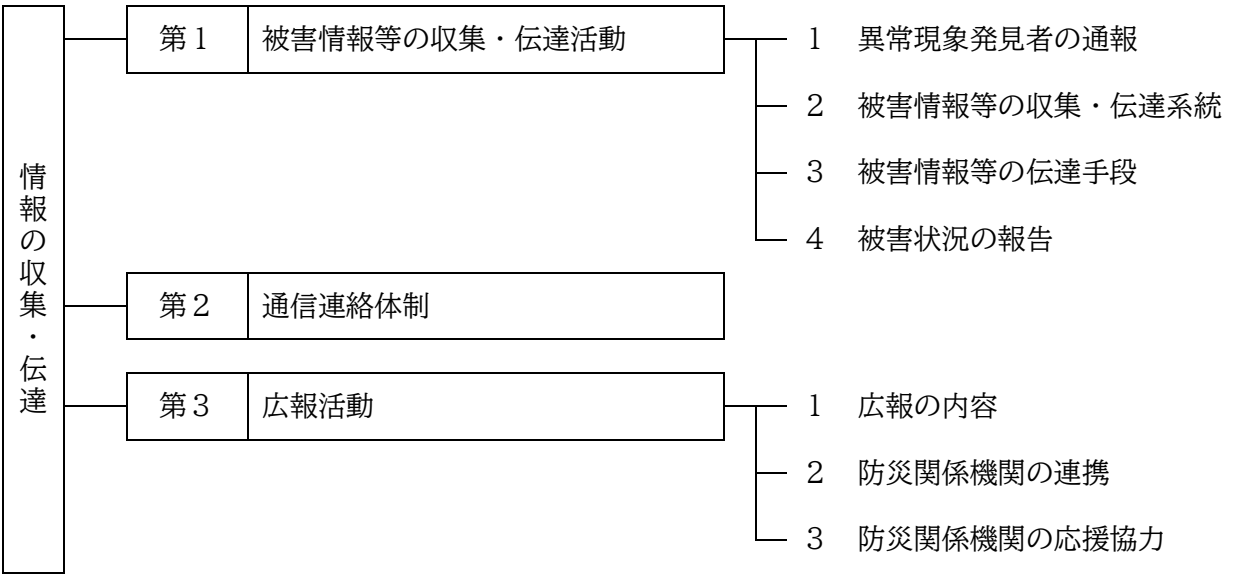
第2 災害救援ボランティアとの連携

実施担当 災害救助部救助班（健康福祉課）、町社会福祉協議会

「第2編 風水害編 第2章 第4節 第7 災害救援ボランティアとの連携」に定める内容を準用する。

第3節 情報の収集・伝達

被害情報、応急対策の情報を取りまとめ、迅速な指揮命令体制を確立し、適時適切に防災関係機関に提供するとともに、住民に対する広報・広聴活動に資するものとする。



第1 被害情報等の収集・伝達活動

実施担当	総務部総務班（総務課）、総務部調査広報班（企画政策課）、 消防部総務班（消防本部）

総務部総務班（総務課）及び防災関係機関は、災害の発生に際して、速やかに管内又は所管業務に関する被害状況等を迅速かつ的確に把握し、防災関係機関へ報告を行う。

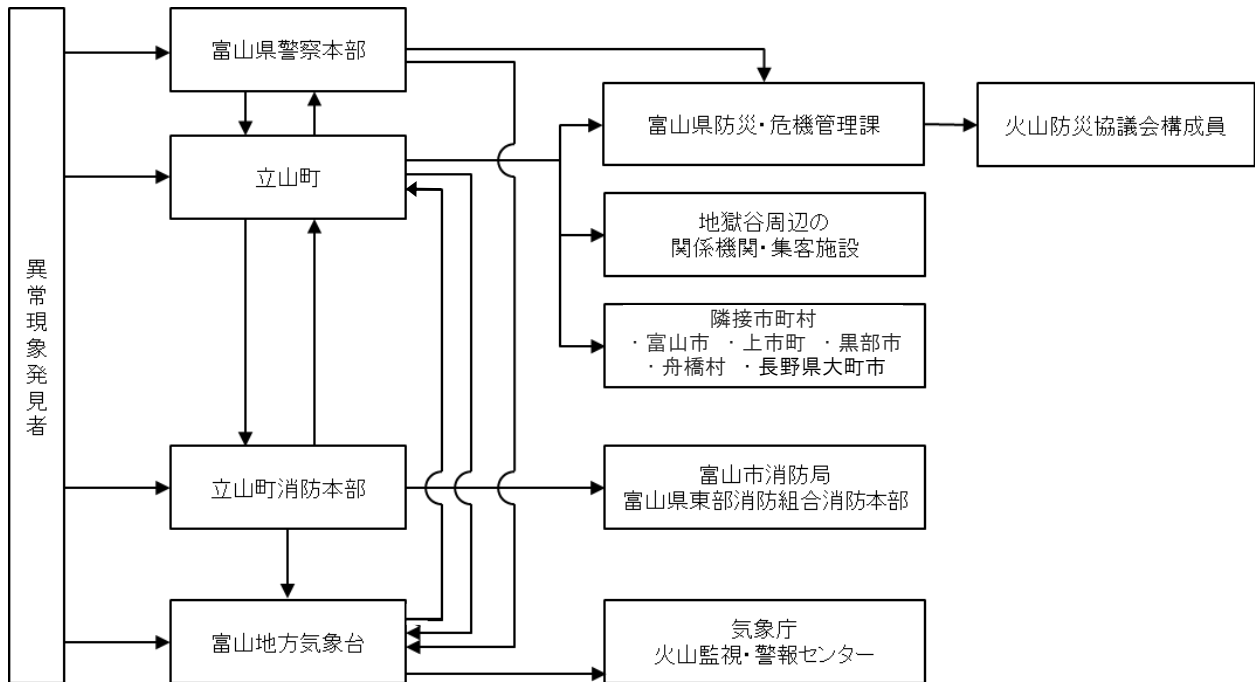
1 異常現象発見者の通報

被害が発生し、又は発生のおそれのある異常な現象を発見した者は、直ちに町長又は警察官若しくは海上保安官に通報する。

この場合において、通報を受けた警察官又は海上保安官は、速やかに町長に通報する。

また、町長は、必要な関係機関に通報する。

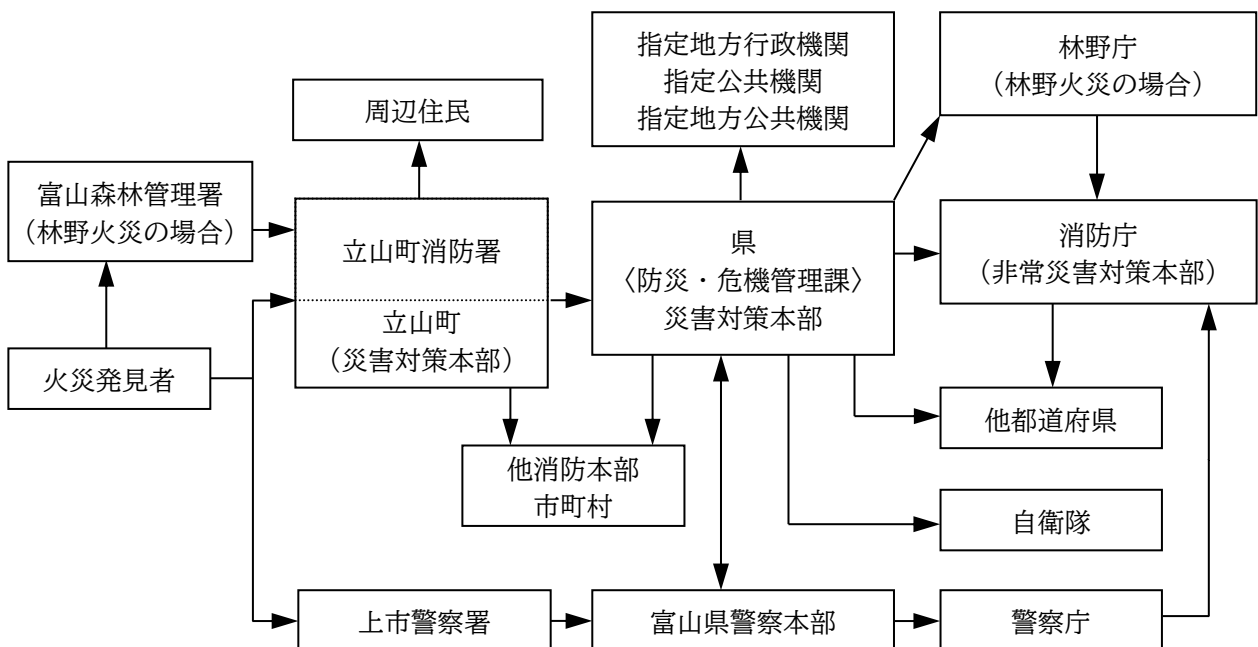
■ 異常現象伝達系統図



2 被害情報等の収集・伝達系統

被害情報等の収集・伝達系統は次図のとおりである。

■ 火災被害情報等の収集・伝達系統図



3 被害情報等の伝達手段

火災における被害情報等の伝達手段は、「第2編 風水害編 第2章 第5節 第1 被害情報等の収集・伝達活動」に定める内容を準用する。

4 被害状況の報告

(1) 県への報告

総務部総務班（総務課）、消防部総務班（消防本部）は、町域内に被害が発生した場合、火災の発生状況、人的被害の状況、林野の被害状況等の情報を収集し、被害規模の把握に努め、これらの情報を県災害対策本部（防災・危機管理課）に報告する。

また、被害状況、町災害対策本部の設置状況、応急対策の活動状況について、随時、県災害対策本部（防災・危機管理課）に報告する。

(2) 事業者の活動体制

林野火災が発生したときは、林業関係事業者は、消防、警察等との連携を図り初期対応、情報連絡等の協力を努める。

第2 通信連絡体制

実施担当	総務部総務班（総務課）、総務部調査広報班（企画政策課）、各通信事業者

「第2編 風水害編 第2章 第5節 第2 通信連絡体制」に定める内容を準用する。

第3 広報活動

実施担当	総務部調査広報班（企画政策課）

災害時の混乱した事態に、民心の安定、秩序の回復を図るため、災害の状態、災害応急対策の実施状況や各種の生活情報を住民に迅速かつ的確に周知するよう、積極的に広報活動を実施する。

なお、住民への情報提供に当たっては、広報窓口を一元化するとともに、定期の記者発表等適時適切に正確な情報を提供するよう努める。

また、速やかな復旧を図るため、防災関係機関と連携を取りながら広聴活動を実施し、被災者の要望事項の把握に努める。

1 広報の内容

(1) 被災者への情報

総務部調査広報班（企画政策課）及び防災関係機関は、被災者の家族等のニーズを十分把握し、火災の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、医療機関の情報、応急対策の状況等、正確できめ細かな情報を適切に提供する。

(2) 住民への的確な情報

防災関係機関は、住民に対し、火災の状況、安否情報、道路交通規制等の状況等、ニーズに応じた情報を積極的に伝達する。

2 防災関係機関の連携

防災関係機関は、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に連絡を取りあい情報交換を行う。

3 防災関係機関の応援協力

(1) 報道機関は、防災関係機関から災害広報を実施することについて依頼があった場合、積極的に協力する。

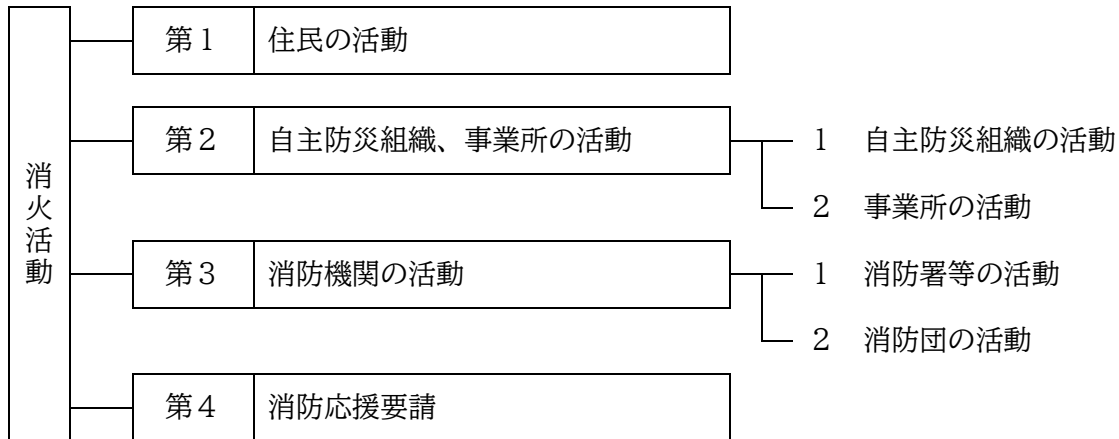
- (2) 各関係防災機関は、報道機関から災害報道のための取材活動を実施するに当たり、資料の提供について依頼を受けた場合、できる限り迅速かつ積極的に協力する。

第4節 消火活動

火災が発生した場合、特に木造建物の密集地域等における火災発生の場合、その延焼拡大により多くの人命の危険が予想される。

このため、住民、自主防災組織及び事業所等は、可能な限りの初期消火を行う。

一方、消防本部は、全機能をあげて延焼の拡大防止、避難の安全確保に努める。



第1 住民の活動

実施担当 消防本部、消防団

火災が発生した場合は、住民は、まず身の安全を確保し、消火器等で初期消火を行うとともに、速やかに消防に通報し、隣人に大声で助けを求める。

また、火災を発見したときは、速やかに消防に通報するとともに、可能な限り初期消火に協力する。

第2 自主防災組織、事業所の活動

実施担当 自主防災組織、自衛消防隊

1 自主防災組織の活動

(1) 火災が発生したときは、消防署に通報するとともに、消火器、可搬式動力ポンプ等を活用し、水路、消火栓等あらゆる消防水利を活用して自主的に初期消火活動に当たる。

なお、消火器具が不足するときは、バケツリレーなどにより消火、延焼阻止に努める。

(2) 消防機関が到着したときは、協力して消火活動に当たる。

2 事業所の活動

(1) 従業員は火災を発見した場合、事業所内の警備員室・電話交換室など定められた場所に通報し、受報者は消防に通報するとともに、放送設備や非常ベル等で関係者に伝達する。

また、ガスの供給遮断や、石油類等の流出の防止等必要な防災措置を講ずる。

(2) 事業所の自衛消防隊は機を失することなく、消火設備や器具を集中させて一気に消火し、延焼阻止に努める。なお、火災が多数発生した場合は、重要な場所から先に消火し、危険物への引火等、拡大すると判断される場合は、付近の住民に避難を呼び掛ける。

- (3) 必要に応じて従業員、顧客の避難誘導を行う。その際、誘導に当たっては指示内容を明確にし、かつ、危機感をあおらないよう冷静、沈着に行う。

第3 消防機関の活動

実施担当	消防部安全班（消防本部）、消防団

消防機関は、火災状況を把握すると同時に、効率的な消防活動を行い、早期鎮圧と延焼阻止に努める。

1 消防署等の活動

(1) 火災発生状況の把握

消防署は、住民からの通報、消防防災ヘリコプター等からの情報提供により、火災の概括的な状況を早期に把握し、防災関係機関に連絡する。

(2) 職員の参集体制等

消防署は、火災の延焼拡大に備え職員の参集基準を明確にするなど職員参集体制を確立する。

(3) 消防活動

消防署は、消防団と協力しながら把握した情報をもとに火災の種類、規模に応じ、迅速かつ効率的な消防活動を行う。

ア 火災が延焼拡大し、個々の消防隊では対応できない場合は、部隊を集中運用するなど効果的な消火活動を展開し、人命の確保と重要地域の防ぎよに当たる。

イ 火災が延焼拡大し、住民の生命に危険を及ぼすことが予想される場合は、避難路や避難地の確保等避難者の安全確保対策を優先的に実施する。

ウ 人命救助事象が発生した場合は、消火活動に優先して救助活動に当たる。

エ 工場、危険物貯蔵施設等から出火した場合又は既に同施設等が延焼している場合においては、住民の立入禁止、住民の避難誘導の安全措置を講ずるとともに、周辺地域の延焼阻止など被害の拡大防止のため、消防力の集中運用により鎮圧を行う。

オ 延焼阻止線

延焼火災を阻止するため、地形、地物、空地、水利の状況と動員部隊を勘案して延焼阻止線を設定する。

カ 重要施設に対する消火活動

火災が延焼拡大しているときは、避難者の収容施設、救護物資の集積場所、病院等の救護施設、応急復旧に直接必要な防災対策の中核機関、住民生活に直接影響を及ぼす公共機関及び報道機関等の施設等、重要施設及びその周辺区域に対して重点的な消火活動を行う。

【資料：6－1 立山町消防本部及び消防署の設置等に関する条例】

【資料：6－3 消防組織図】

【資料：6－8 防火対象物一覧表】

2 消防団の活動

消防団は地域に密着した消防機関として、管轄区域の被災情報の収集、出火防止等の住民指導のほか、火災その他の災害に対して現有装備を効果的に活用して消防活動に当たる。

(1) 出火の防止

住民に対し出火の防止と初期消火の呼び掛けを行う。

(2) 情報収集活動

消防車等を活用しながら、火災の発生状況、道路の通行不能箇所、要救助者等の被災状況の情報を収集し、消防署等に伝達する。

(3) 消火活動

消火活動あるいは避難路、避難地確保のための消火活動を行う。

(4) 救助・救急活動

要救助者の救助と負傷者に対する止血等の応急措置を行い、安全な場所への搬送を行う。

(5) 避難方向の指示

避難指示等が発せられた場合は、これを住民に伝達するとともに防災関係機関と連絡を取りながら、火災の状況等的確な情報に基づき、住民に安全な方向を指示して住民の安全確保と指定緊急避難場所の防護活動を行う。

【資料：6－2 立山町消防団の設置等に関する条例】

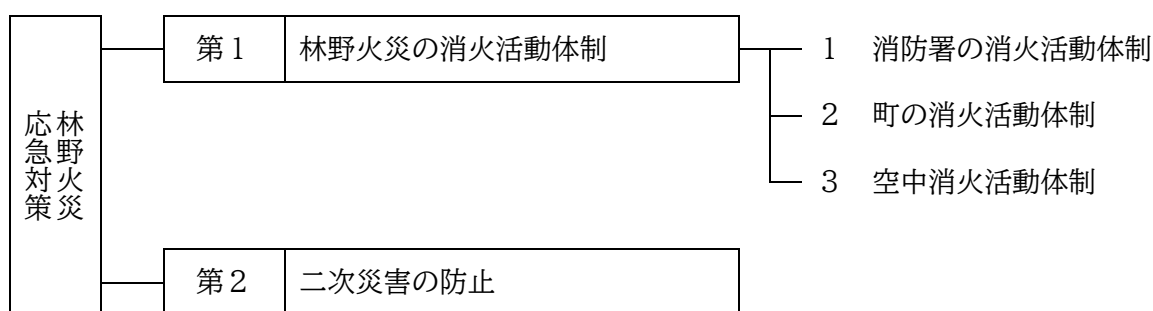
【資料：6－3 消防組織図】

第4 消防応援要請

実施担当	総務部総務班（総務課）、各部各班

「第2編 風水害編 第2章 第7節 第2 広域応援要請」に定める内容を準用する。

第5節 林野火災応急対策



第1 林野火災の消火活動体制

実施担当 消防本部、消防団

1 消防署の消火活動体制

(1) 消火活動

消防署は、林野火災がその発生場所、風向及び地形等現地の状況によりその変化に応じた措置を取る必要があることを考慮し、消火活動に当たっては、滑落や落石、火煙に囲まれる危険性等の山間地特有の安全管理を周知徹底するとともに、次のア～カの事項を検討して最善の方策を取る。なお、火災防ぎよに当たっては人命を第一とし、住家等への延焼防止を最優先に行うとともに、無人航空機等を活用し、夜間も含め刻々と変化する災害の状況を的確に把握するよう努める。

- ア 部隊等の出動区域、順路等
- イ 携行する消防資機材
- ウ 指揮命令及び連絡要領並びに通信の確保
- エ 応援部隊の集結場所及び誘導方法
- オ 応急防火線の設定
- カ 消防資機材及び救急資機材の確保と補給方法

このほか、速やかに火災の状況を把握し、消防計画、林野火災防御図、飛び火警戒要領等の活用、地上消火隊及び消防防災航空隊間の連携により、迅速かつ効果的な消火活動を行う。活動終期においては、空中からの熱源探査並びに地上での警戒及び残火処理を徹底し、確実な鎮火を行う。

(2) 消防相互応援

消防署は、林野火災の拡大に伴い町のみで消火できないと判断したときは、「第2編 風水害編 第2章 第7節 第2 広域応援要請」に定める消防相互応援協定に基づき、他市町村に対して速やかに応援を要請する。

2 町の消火活動体制

町は、林野火災対応の指揮体制を早期に確立するとともに、関係機関との調整等を含む消防活動全体の総合調整を行う。

3 空中消火活動体制

消防署は、空中消火活動の実施においては、県の支援を受け、空中消火用水利や消火剤等の手配及びヘリコプターの離着陸場等の受入体制の整備を行う。また、消防防災航空隊及び自衛隊による

迅速かつ効果的な空中消火を行うため、ヘリコプター機数、給水拠点、燃料補給方法などの調整を行うとともに、地上及び空中の消火活動の連携に努める。

空中消火活動に際する応援要請等は、以下に示すとおりである。

(1) 県消防防災ヘリコプターによる空中消火活動

消防署は、林野火災が発生し、空中消火活動等が必要と認めるときは、「第2編 風水害編 第2章 第21節 県消防防災ヘリコプター活用計画」に定める、県消防防災ヘリコプターによる空中消火活動等を要請する。

(2) 広域航空消防応援

消防署は、大規模な林野火災が発生し、必要があると認めるときは、「第2編 風水害編 第2章 第7節 第2 広域応援要請」に定める、消防庁長官に対してヘリコプターによる消火活動の応援要請を依頼する。

(3) 自衛隊の災害派遣

町は、大規模な林野火災が発生し、急激な延焼拡大や火災の長期化等、必要があると認めるときは、「第2編 風水害編 第2章 第7節 第2 広域応援要請」に定める、自衛隊に災害派遣要請を依頼する。

第2 二次災害の防止

実施担当

建設部土木車両班（建設課）、経済部農林土木班（農林課）、
国土交通省北陸地方整備局、富山県立山土木事務所

林野火災により流域が荒廃した地域の下流部においては、土石流等の二次災害が発生するおそれがあることについて十分留意し、二次災害の防止に努める。

また、降雨等による二次的な土砂災害防止施策として専門技術者を活用して、土砂災害等の危険箇所点検等を行う。その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係住民への周知を図り、応急対策を行うとともに、警戒避難体制の整備を行うものとし、県と連携して、可及的速やかに砂防設備、治山設備、地すべり防止施設等の整備を行う。

第6節 災害救助法の適用

実施担当 総務部総務班（総務課）、総務部税務班（税務課）

「第2編 風水害編 第2章 第6節 災害救助法の適用」に定める内容を準用する。

第7節 広域応援要請・被災者受入計画

実施担当 総務部総務班（総務課）、各部各班

「第2編 風水害編 第2章 第7節 広域応援要請・被災者受入計画」に定める内容を準用する。

第8節 救助・救急活動

実施担当 関係各部各班、自主防災組織、消防団、自衛消防隊

「第2編 風水害編 第2章 第8節 救助・救急活動」に定める内容を準用する。

第9節 医療救護活動

実施担当 災害救助部医療班（健康福祉課）、消防部総務班（消防本部）、消防部安全班（消防本部）

「第2編 風水害編 第2章 第9節 医療救護活動」に定める内容を準用する。

第10節 避難活動

実施担当 関係各部各班、上市警察署、自主防災組織、動物愛護団体、社会福祉施設

「第2編 風水害編 第2章 第10節 避難活動」に定める内容を準用する。

なお、町は、林野火災が急激に延焼拡大して避難指示等が広範囲となる場合があることを鑑み、避難行動要支援者の避難支援が適切に行われるよう十分配慮する。

第11節 交通・輸送対策

実施担当 総務部財政班（総務課）、建設部土木車両班（建設課）、建設部応急建設班（建設課）、上市警察署、国土交通省北陸地方整備局、富山県立山土木事務所

「第2編 風水害編 第2章 第11節 交通・輸送対策」に定める内容を準用する。

第12節 飲料水・食料・生活必需品等の供給

実施担当

建設部水道班（水道課）、建設部土木車両班（建設課）、
災害救助部救助班（健康福祉課）、文教部社会教育班（教育課）、
国土交通省北陸地方整備局、富山県立山土木事務所

「第2編 風水害編 第2章 第12節 飲料水・食料・生活必需品等の供給」に定める内容を準用する。

第13節 廃棄物等処理・防疫・保健衛生対策

実施担当

災害救助部防疫衛生班（住民課）、富山地区広域圏事務組合、消防団

「第2編 風水害編 第2章 第13節 廃棄物等処理・防疫・保健衛生対策」に定める内容を準用する。

第14節 警備活動

実施担当

上市警察署、消防本部、消防団

「第2編 風水害編 第2章 第14節 警備活動」に定める内容を準用する。

第15節 遺体の搜索、処置及び埋葬

実施担当

災害救助部防疫衛生班（住民課・健康福祉課）、消防本部、消防団

「第2編 風水害編 第2章 第15節 遺体の搜索、処置及び埋葬」に定める内容を準用する。

第16節 ライフライン施設の応急復旧対策

実施担当

建設部水道班（水道課）、総務部調査広報班（企画政策課）、
中新川広域行政事務組合、消防部総務班（消防本部）、各事業者、
国土交通省北陸地方整備局、富山県立山土木事務所

「第2編 風水害編 第2章 第16節 ライフライン施設の応急復旧対策」に定める内容を準用する。

第17節 公共施設等の応急復旧対策

実施担当

関係各部各班、各事業者、国土交通省北陸地方整備局、富山県立山土木
事務所

「第2編 風水害編 第2章 第17節 公共施設等の応急復旧対策」に定める内容を準用する。

第18節 応急住宅対策

実施担当

建設部応急建設班（建設課）、国土交通省北陸地方整備局、
富山県立山土木事務所

「第2編 風水害編 第2章 第19節 応急住宅対策」に定める内容を準用する。

第19節 教育・労働力確保対策

実施担当

文教部各班（教育課）、総務部総務班（総務課）

「第2編 風水害編 第2章 第20節 教育・労働力確保対策」に定める内容を準用する。

第20節 県消防防災ヘリコプター活用計画

実施担当

関係各部各班

「第2編 風水害編 第2章 第21節 県消防防災ヘリコプター活用計画」に定める内容を準用する。

第21節 応急公用負担等の実施

実施担当

総務部財政班（総務課）

「第2編 風水害編 第2章 第22節 応急公用負担等の実施」に定める内容を準用する。

第3章 火災復旧対策

第1節 住民生活安定のための緊急対策

実施担当 関係各部各班、日本郵便株式会社

「第2編 風水害編 第3章 第1節 住民生活安定のための緊急対策」に定める内容を準用する。

第2節 激甚災害の指定

実施担当 総務部総務班（総務課）、関係各部各班

「第2編 風水害編 第3章 第2節 激甚災害の指定」に定める内容を準用する。

第3節 公共土木施設の災害復旧計画

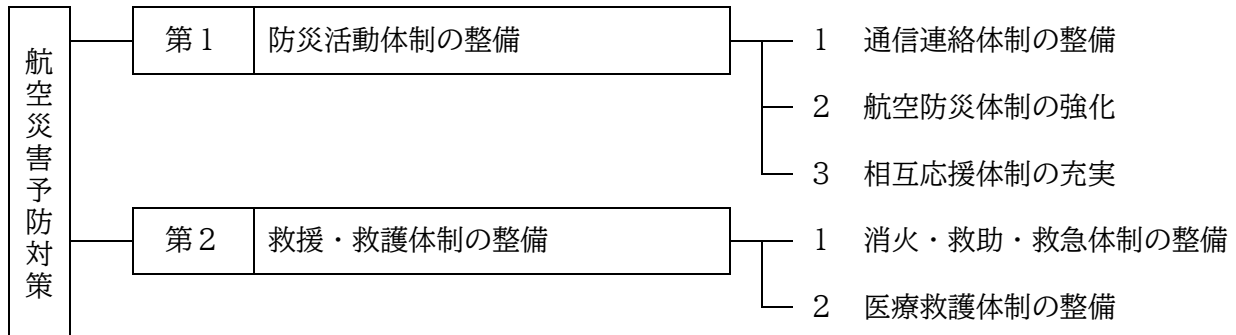
実施担当 関係各部各班、国土交通省北陸地方整備局、富山県立山土木事務所

「第2編 風水害編 第3章 第3節 公共土木施設の災害復旧計画」に定める内容を準用する。

第 4 編 事 故 災 害 編

第1章 航空災害対策

第1節 航空災害予防対策



第1 防災活動体制の整備

実施担当 総務課、企画政策課、関係各課

1 通信連絡体制の整備

「第2編 風水害編 第1章 第4節 第5 通信連絡体制の整備」に定める内容を準用する。

2 航空防災体制の強化

「第2編 風水害編 第1章 第4節 第11 航空防災体制の強化」に定める内容を準用する。

3 相互応援体制の充実

「第2編 風水害編 第1章 第4節 第12 相互応援体制の充実」に定める内容を準用する。

第2 救援・救護体制の整備

実施担当 総務課、健康福祉課、消防本部、消防団、自治会、自主防災組織、日本赤十字社富山県支部、富山県赤十字血液センター

1 消火・救助・救急体制の整備

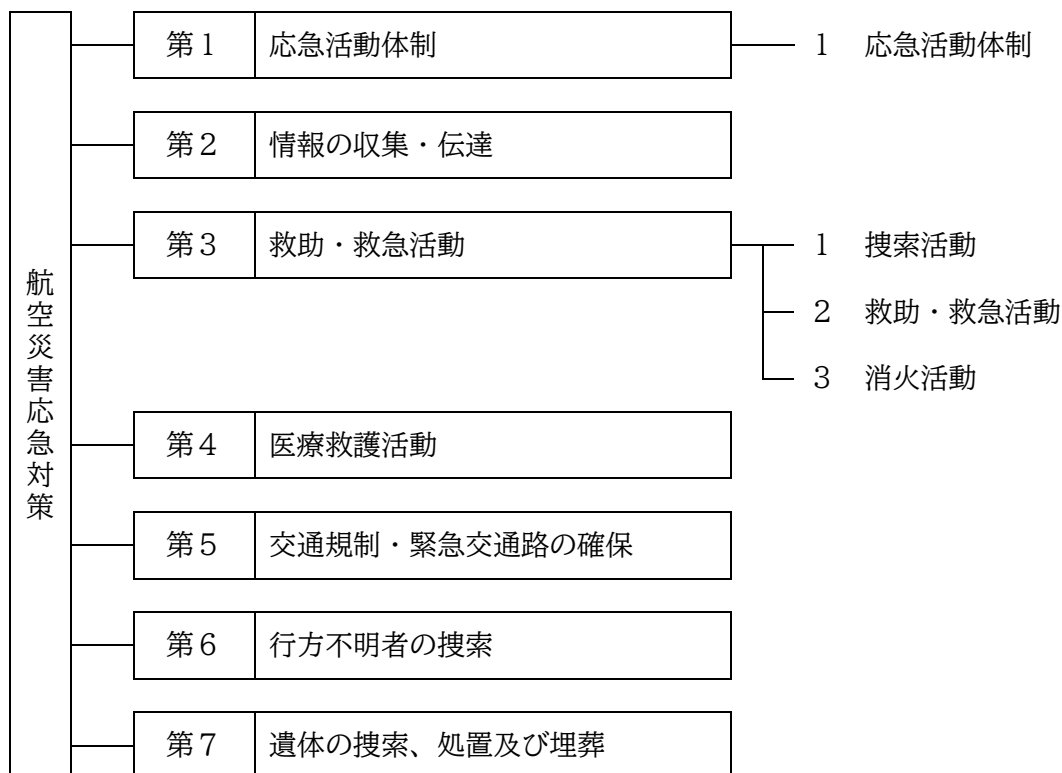
「第2編 風水害編 第1章 第5節 第1 消防力の強化」及び「第3編 火災編 第1章 第6節 第1 消防力の強化」に定める内容を準用する。

2 医療救護体制の整備

「第2編 風水害編 第1章 第5節 第2 医療救護体制の整備」に定める内容を準用する。

第2節 航空災害応急対策

本町及びその周辺において、航空機の墜落等により、多数の死傷者を伴う大規模な航空災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合、町及び防災関係機関は、それぞれ災害対策本部等を速やかに設置し、応急活動を実施する。



第1 応急活動体制

実施担当	各部各班、町社会福祉協議会、各事業者

町は、町域において大規模な航空災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、県及び防災関係機関並びに区域内的の公共的団体及び住民の協力を得て、応急対策を実施する。

1 応急活動体制

町は、被害規模の状況により、災害対策本部を設置し応急対策を実施する。

応急活動体制は「第2編 風水害編 第2章 第4節 応急活動体制」に定める内容を準用する。

第2 情報の収集・伝達

実施担当

総務部総務班（総務課）、総務部調査広報班（企画政策課）、
消防部総務班（消防本部）、各通信事業者

「第2編 風水害編 第2章 第5節 情報の収集・伝達」に定める内容を準用する。

第3 救助・救急活動

実施担当

関係各部各班、消防団、上市警察署、自主防災組織

1 搜索活動

町、消防署、上市警察署及び県は、ヘリコプターなど多様な手段を活用し、相互に連携して搜索活動を実施する。

2 救助・救急活動

（1）救助活動

ア 情報の収集・伝達

消防署は、各機関からの通報、情報提供をもとに被害状況を早期に把握し、救助体制を整え、収集した被害情報を防災関係機関に連絡する。

イ 消防署の救助活動

災害の実態、規模に応じて、単独で、また、保有している資機材で対応できないと予想される場合には、県、他市町村及び自衛隊に応援要請を行うなど、計画的な救援活動を行う。

ウ 救助資機材の調達

自らが保有している救助資機材では対応が困難な場合は、民間の建設業者の協力を得て重機等の資機材を確保し、迅速な救助活動を行う。

（2）救急活動

消防署は、負傷者に迅速かつ的確な応急処置を施し、必要に応じてヘリコプターを活用するなど医療機関への効率的な搬送に努める。

ア 救急要請への対応

（ア）負傷者の搬送は、原則として消防署が実施する。ただし、消防署の救急車が対応できないときは、町、県、医療救護班で確保した車両により搬送を実施し、状況によっては他市町村等に応援を要請する。

（イ）救急隊員は、救命処置を要する重傷者の搬送を最優先するとともに、重傷者の状況に応じた応急処置を行う。

イ 医療機関等との連携

（ア）町は、迅速な医療救護活動を行うため、必要に応じて、中新川郡医師会に医療救護班の出勤を要請するとともに、災害現場に現地医療救護所を設置し、負傷者の応急手当等を行う。

（イ）消防署は、救急医療情報システムを活用して災害時後方病院の重傷者の受入状況を確認し、迅速かつ的確に負傷者の搬送を行う。

ウ ヘリコプターの活用

遠隔地から高次医療機関等への搬送の必要がある場合など、救急搬送にヘリコプターが有効な時は、消防防災ヘリコプター又は警察ヘリコプターを活用する。

ただし、負傷者が多数いるため、これらのヘリコプターだけでは対応できない場合は、他県

市、自衛隊及び伏木海上保安部に応援を要請する。

県消防防災ヘリコプターの活用は、「第2編 風水害編 第2章 第21節 県消防防災ヘリコプター活用計画」に定める内容を準用する。

3 消火活動

- (1) 消防署は、速やかに火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。
- (2) 災害規模が大きく、町の消防力だけでは対処できない場合は、「富山県市町村消防相互応援協定」に基づいて応援要請を行う。
- (3) 町は、町域外で航空災害が発生し、同協定に基づき、応援を求められた場合は、迅速かつ円滑な応援の実施に努める。

第4 医療救護活動

実施担当	災害救助部医療班（健康福祉課）、消防部総務班（消防本部）、消防部安全班（消防本部）

「第2編 風水害編 第2章 第9節 医療救護活動」に定める内容を準用する。

第5 交通規制・緊急交通路の確保

実施担当	総務部財政班（総務課）、建設部土木車両班（建設課）、建設部応急建設班（建設課）、上市警察署、国土交通省北陸地方整備局、富山県立山土木事務所

「第2編 風水害編 第2章 第11節 交通・輸送対策」に定める内容を準用する。

第6 行方不明者の搜索

実施担当	上市警察署、消防本部、消防団

「第2編 風水害編 第2章 第14節 第2 行方不明者の搜索」に定める内容を準用する。

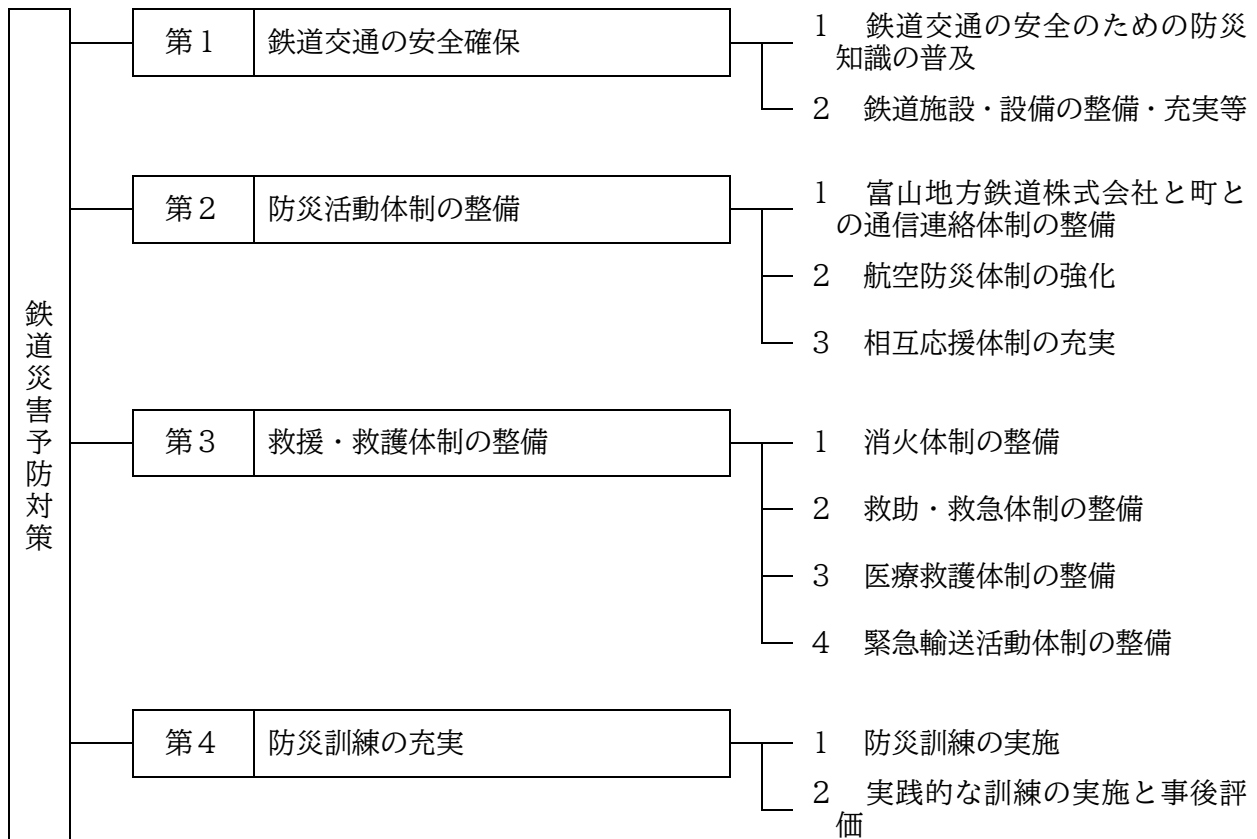
第7 遺体の搜索、処置及び埋葬

実施担当	災害救助部防疫衛生班（住民課・健康福祉課）、消防本部、消防団

「第2編 風水害編 第2章 第15節 遺体の搜索、処置及び埋葬」に定める内容を準用する。

第2章 鉄道災害対策

第1節 鉄道災害予防対策



第1 鉄道交通の安全確保

実施担当

富山地方鉄道株式会社、国土交通省北陸地方整備局、
富山県立山土木事務所

鉄道災害の発生防止のためには、鉄道交通の安全確保が基本であるため、富山地方鉄道株式会社はじめ防災関係機関は、鉄道交通のより一層の安全確保を図り、各施策を実施する。

1 鉄道交通の安全のための防災知識の普及

踏切等における自動車との衝突、置石等による列車脱線等の外部要因による事故を防止するため、全国交通安全運動等の機会を捉えて、ポスターの掲示、チラシ類の配布等を行うよう努める。

2 鉄道施設・設備の整備・充実等

大規模鉄道事故の防止のため、踏切等の施設や安全のための設備の整備・充実を図るとともに、鉄道施設周辺の安全を確保する。

また、被害が更に拡大することを防止するため、あらかじめ適切な措置を講ずる。

第2 防災活動体制の整備

実施担当	総務課、企画政策課、関係各課

1 富山地方鉄道株式会社と町との通信連絡体制の整備

「第2編 風水害編 第1章 第4節 第5 通信連絡体制の整備」に定める内容を準用する。

2 航空防災体制の強化

「第2編 風水害編 第1章 第4節 第11 航空防災体制の強化」に定める内容を準用する。

3 相互応援体制の充実

「第2編 風水害編 第1章 第4節 第12 相互応援体制の充実」に定める内容を準用する。

第3 救援・救護体制の整備

実施担当	総務課、健康福祉課、消防本部、消防団、自治会、自主防災組織、 道路管理者、上市警察署、日本赤十字社富山県支部、 富山県赤十字血液センター

1 消火体制の整備

(1) 富山地方鉄道株式会社の体制

火災による被害の拡大を最小限に止めるため、初期消火のための体制の整備に努めるとともに、消防署との連携の強化に努める。

(2) 消防署等の体制

「第3編 火災編 第1章 第6節 第1 消防力の強化」に定める内容を準用する。

2 救助・救急体制の整備

(1) 富山地方鉄道株式会社の体制

ア 事故災害発生直後における旅客の避難誘導等のための体制の整備に努めるとともに、消防署との連携の強化に努める。

イ 公安委員会その他の防災関係機関の協力のもとに、事故災害時の応急活動のために必要となる人員又は応急資機材等の輸送のための車両の整備に努める。

(2) 消防署等の体制

「第2編 風水害編 第1章 第5節 第1 消防力の強化」に定める内容を準用する。

3 医療救護体制の整備

「第2編 風水害編 第1章 第5節 第2 医療救護体制の整備」に定める内容を準用する。

4 緊急輸送活動体制の整備

(1) 道路管理者及び上市警察署等は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制を整備する。

(2) 上市警察署は、発災時において交通規制が実施された場合の車両運転者の取るべき措置等について周知を図る。

第4 防災訓練の充実

実施担当	総務課、消防本部、上市警察署、富山地方鉄道株式会社

応急対策活動が円滑に行われるためには、平常時から防災訓練を実施し、災害に備えておくことが必要である。

1 防災訓練の実施

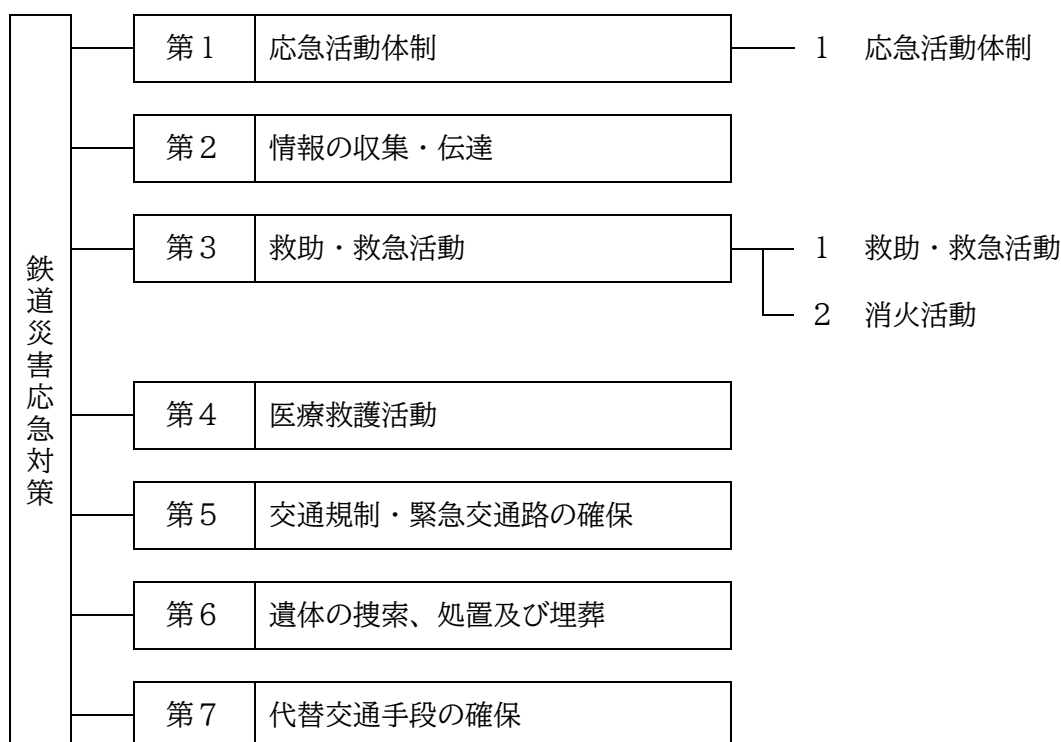
- (1) 事故災害の発生を想定した情報伝達訓練を実施するよう努めるとともに、上市警察署、消防署を始めとする町の防災訓練に積極的に参加する。
- (2) 富山地方鉄道株式会社と防災関係機関は、相互に連携した訓練を実施する。

2 実践的な訓練の実施と事後評価

- (1) 富山地方鉄道株式会社及び町が訓練を行うに当たっては、災害及び被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫する等様々な条件を設定し、実践的なものとなるよう工夫する。
- (2) 訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

第2節 鉄道災害応急対策

大規模鉄道事故が発生した場合、迅速に被害状況等を把握し、救助・救急活動を行う。
また、富山地方鉄道株式会社は、鉄道利用者の生活に支障のないよう代替交通手段を確保する。



第1 応急活動体制

実施担当	各部各班、町社会福祉協議会、各事業者

町は、町域において大規模な鉄道災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、富山地方鉄道株式会社、県及び防災関係機関と連携して、応急対策を実施する。

1 応急活動体制

町は、被害規模の状況により、災害対策本部を設置し応急対策を実施する。

活動体制については「第2編 風水害編 第2章 第4節 応急活動体制」に定める内容を準用する。

第2 情報の収集・伝達

実施担当	総務部総務班（総務課）、総務部調査広報班（企画政策課）、 消防部総務班（消防本部）、各通信事業者

「第2編 風水害編 第2章 第5節 情報の収集・伝達」に定める内容を準用する。

第3 救助・救急活動

実施担当

関係各部各班、消防団、上市警察署、自主防災組織、
富山地方鉄道株式会社

1 救助・救急活動

(1) 救助活動

ア 情報の収集・伝達

消防署は、各機関からの通報、情報提供をもとに被害状況を早期に把握し、救助体制を整え、収集した被害情報を防災関係機関に連絡する。

イ 富山地方鉄道株式会社の救助活動

富山地方鉄道株式会社は、事故災害発生直後における負傷者の救助・救急活動を行うよう努めるとともに、救助・救急活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努める。

ウ 消防署の救助活動

災害の実態、規模に応じて、単独で、また、保有している資機材で対応できないと予想される場合には、県、他市町村及び自衛隊に応援要請を行うなど、計画的な救援活動を行う。

エ 救助資機材の調達

自らが保有している救助資機材では対応が困難場合は、民間の建設業者の協力を得て重機等の資機材を確保し、迅速な救助活動を行う。

(2) 救急活動

消防署は、負傷者に迅速かつ的確な応急処置を施し、必要に応じてヘリコプターを活用するなど医療機関への効率的な搬送に努める。

ア 救急要請への対応

(ア) 負傷者の搬送は、原則として消防署が実施する。ただし、消防署の救急車が対応できないときは、町、県、医療救護班で確保した車両により搬送を実施し、状況によっては他市町村等に応援を要請する。

(イ) 救急隊員は、救命処置を要する重傷者の搬送を最優先するとともに、重傷者の状況に応じた応急処置を行う。

イ 医療機関等との連携

(ア) 町は、迅速な医療救護活動を行うため、必要に応じて、中新川郡医師会に医療救護班の活動を要請するとともに、災害現場に現地医療救護所を設置し、負傷者の応急手当等を行う。

(イ) 消防署は、救急医療情報システムを活用して災害時後方病院の重傷者の受入状況を確認し、迅速かつ的確に負傷者の搬送を行う。

ウ ヘリコプターの活用

遠隔地から高次医療機関等への搬送の必要がある場合など、救急搬送にヘリコプターが有効な時は、消防防災ヘリコプター、県ドクターヘリコプター又は警察ヘリコプターを活用する。

ただし、負傷者が多数いるため、これらのヘリコプターだけでは対応できない場合は、他県市及び自衛隊に応援を要請する。

県消防防災ヘリコプターの活用は、「第2編 風水害編 第2章 第21節 県消防防災ヘリコプター活用計画」に定める内容を準用する。

2 消火活動

(1) 富山地方鉄道株式会社は、事故災害発生直後における初期消火活動を行うよう努めるとともに、

消火活動を実施する各機関に可能な限り協力する。

(2) 消防署は、速やかに火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

(3) 町は、町域外で鉄道災害が発生し、応援を求められた場合は、迅速かつ円滑な応援の実施に努める。

第4 医療救護活動

実施担当	災害救助部医療班（健康福祉課）、消防部総務班（消防本部）、消防部安全班（消防本部）

「第2編 風水害編 第2章 第9節 医療救護活動」に定める内容を準用する。

第5 交通規制・緊急交通路の確保

実施担当	総務部財政班（総務課）、建設部土木車両班（建設課）、建設部応急建設班（建設課）、上市警察署、国土交通省北陸地方整備局、富山県立山土木事務所

「第2編 風水害編 第2章 第11節 交通・輸送対策」に定める内容を準用する。

第6 遺体の搜索、処置及び埋葬

実施担当	災害救助部防疫衛生班（住民課・健康福祉課）、消防本部、消防団

「第2編 風水害編 第2章 第15節 遺体の搜索、処置及び埋葬」に定める内容を準用する。

第7 代替交通手段の確保

実施担当	各事業者

富山地方鉄道株式会社は、事故災害が発生した場合には、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努めるものとし、被災していない公共交通事業者は、可能な限り代替輸送に協力する。

第3節 鉄道災害復旧対策

復旧 鉄道 災害 対策	第1	施設及び車輛の復旧作業
	第2	復旧予定の明示

第1 施設及び車輛の復旧作業

実施担当	富山地方鉄道株式会社

富山地方鉄道株式会社は、事故災害に伴う施設及び車輛の被害の状況に応じ、あらかじめ定めた復旧資材の調達計画及び人材の応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑な被災施設及び車輛の復旧に努める。

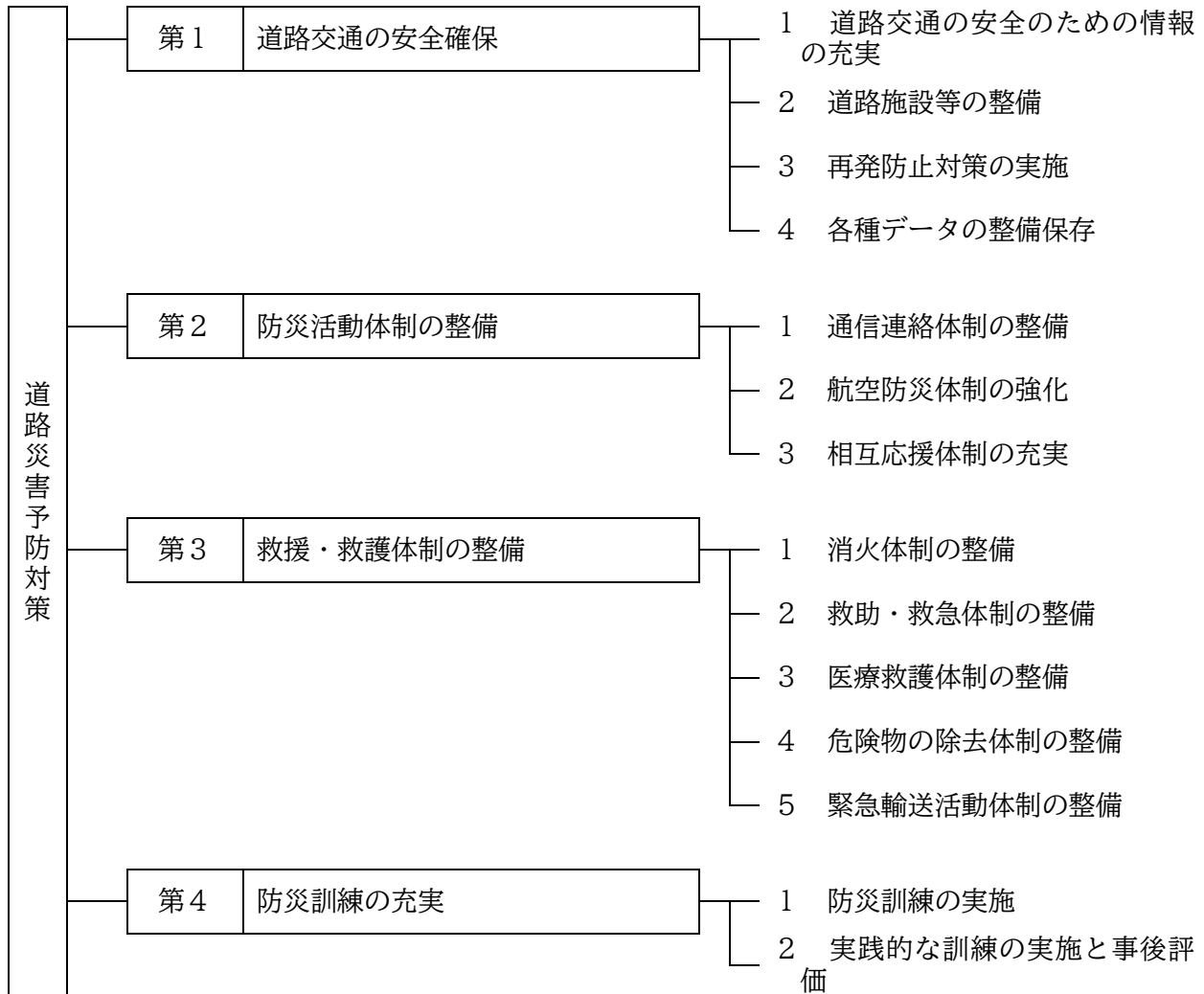
第2 復旧予定の明示

実施担当	富山地方鉄道株式会社

富山地方鉄道株式会社は、可能な限り復旧予定時期を明示するよう努める。

第3章 道路災害対策

第1節 道路災害予防対策



第1 道路交通の安全確保

実施担当 総務課、建設課、国土交通省北陸地方整備局、富山県立山土木事務所

道路災害の発生防止のためには、道路交通の安全確保が基本であるため、道路管理者はじめ防災関係機関は、道路交通のより一層の安全確保を図り、各施策を実施する。

1 道路交通の安全のための情報の充実

(1) 気象情報の伝達

道路管理者は、富山地方気象台による気象等に関する情報を有効に活用するための体制の整備を図る。

(2) 異常現象の発見及び情報提供

道路管理者は、道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために、情報の収集、連絡体制の整備を図る。

また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。

(3) 防災知識の普及

道路管理者は、道路利用者に対し、災害時の対応等の防災知識の普及を図る。

2 道路施設等の整備

- (1) 道路管理者は、道路施設等の点検を通じ、道路施設等の現況の把握に努める。
- (2) 道路管理者は、道路における災害を予防するため、必要な施設等の整備を図る。
- (3) 道路管理者は、道路施設等の安全を確保するため、必要な体制等の整備に努める。
- (4) 道路管理者は、道路防災対策事業等を通じ、安全性・信頼性の高い道路ネットワークの整備を計画的かつ総合的に実施する。

3 再発防止対策の実施

道路管理者は、原因究明のための総合的な調査研究を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を実施する。

4 各種データの整備保存

道路管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため複製を別途保存するよう努める。

第2 防災活動体制の整備

実施担当	総務課、企画政策課、関係各課

1 通信連絡体制の整備

「第2編 風水害編 第1章 第4節 第5 通信連絡体制の整備」に定める内容を準用する。

2 航空防災体制の強化

「第2編 風水害編 第1章 第4節 第11 航空防災体制の強化」に定める内容を準用する。

3 相互応援体制の充実

「第2編 風水害編 第1章 第4節 第12 相互応援体制の充実」に定める内容を準用する。

なお、国があらかじめ作成する道路啓開等の計画を踏まえて、道路啓開等に必要の人員、資機材の確保等について、民間団体等との協定締結に努める。

第3 救援・救護体制の整備

実施担当	総務課、健康福祉課、消防本部、上市警察署、消防団、自治会、自主防災組織、日本赤十字社富山県支部、富山県赤十字血液センター

1 消火体制の整備

「第3編 火災編 第1章 第6節 第1 消防力の強化」に定める内容を準用する。

2 救助・救急体制の整備

「第2編 風水害編 第1章 第5節 第1 消防力の強化」に定める内容を準用する。

3 医療救護体制の整備

「第2編 風水害編 第1章 第5節 第2 医療救護体制の整備」に定める内容を準用する。

4 危険物の除去体制の整備

町、道路管理者、県及び消防署は、事故車両からの危険物の流出時に的確な除去活動を行うことができるよう、資機材の整備に努める。

5 緊急輸送活動体制の整備

- (1) 道路管理者及び警察等は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制を整備する。
- (2) 警察は、発災時において交通規制が実施された場合の車両運転者の取るべき措置等について周知を図る。

第4 防災訓練の充実

実施担当	総務課、消防本部、上市警察署

応急対策活動が円滑に行われるためには、平常時から防災訓練を実施し、災害に備えておくことが必要である。

1 防災訓練の実施

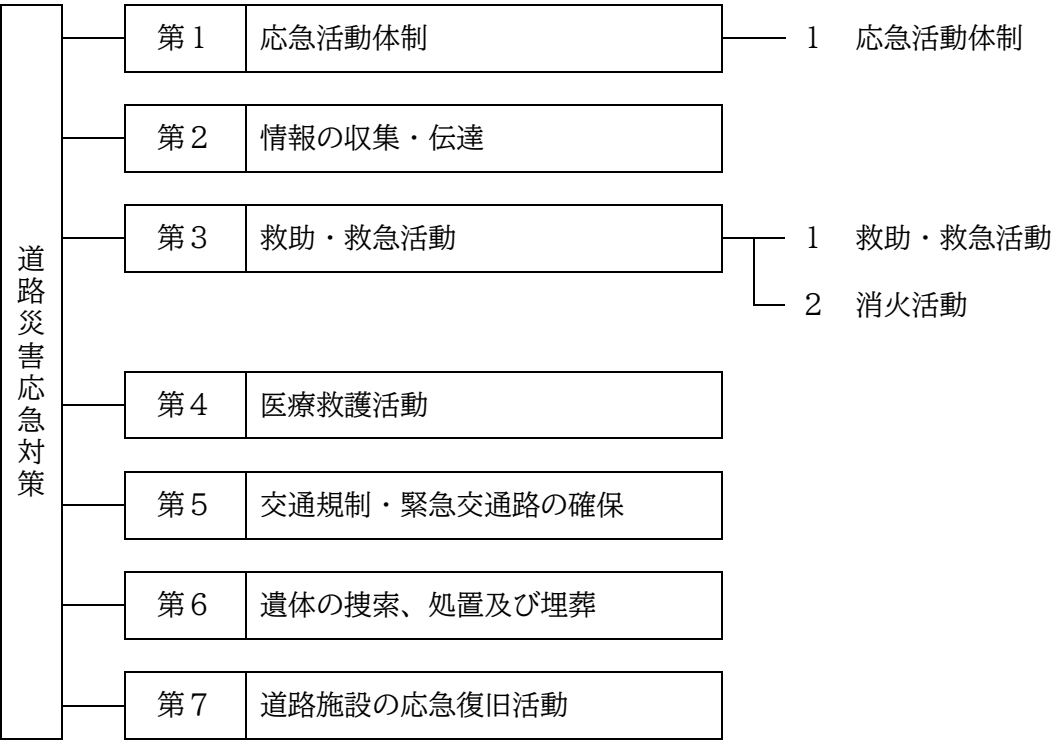
- (1) 道路管理者は、防災訓練の実施を通じ、災害時の対応について周知徹底を図る。
- (2) 道路管理者と防災関係機関は、相互に連携した訓練を実施する。

2 実践的な訓練の実施と事後評価

- (1) 道路管理者、町及び県が訓練を行うに当たっては、災害及び被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫する等様々な条件を設定するなど実践的なものとなるよう工夫する。
- (2) 訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

第2節 道路災害応急対策

自然災害・事故等が発生したときは、迅速に被害状況等を把握し、救助・救急活動を行う。
また、必要に応じ、う回道路の選定、交通規制等の災害応急対策を取り、被害を最小限に食い止めるとともに、応急復旧工事を行う。
大規模道路事故が発生した場合、道路管理者は、迅速に被害状況等を把握し、救助・救急活動を行う。



第1 応急活動体制

実施担当	各部各班、町社会福祉協議会、各事業者

町は、町域において大規模な道路災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、道路管理者、県及び防災関係機関と連携して、応急対策を実施する。

1 応急活動体制

町は、被害規模の状況により、災害対策本部を設置し応急対策を実施する。
活動体制については「第2編 風水害編 第2章 第4節 応急活動体制」に定める内容を準用する。

第2 情報の収集・伝達

実施担当	総務部総務班（総務課）、総務部調査広報班（企画政策課）、 消防部総務班（消防本部）、各通信事業者

「第2編 風水害編 第2章 第5節 情報の収集・伝達」に定める内容を準用する。

第3 救助・救急活動

実施担当	関係各部各班、消防団、上市警察署、自主防災組織

1 救助・救急活動

(1) 救助活動

ア 情報の収集・伝達

消防署は、各機関からの通報、情報提供をもとに被害状況を早期に把握し、救助体制を整え、収集した被害情報を防災関係機関に連絡する。

イ 道路管理者の救助活動

道路管理者は、迅速かつ的確な救助・救急活動の初期活動に資するよう協力するよう努める。

ウ 消防署の救助活動

災害の実態、規模に応じて、単独で、また、保有している資機材で対応できないと予想される場合には、県、他市町村及び自衛隊に応援要請を行うなど、計画的な救援活動を行う。

エ 救助資機材の調達

自らが保有している救助資機材では対応が困難な場合は、民間の建設業者の協力を得て重機等の資機材を確保し、迅速な救助活動を行う。

(2) 救急活動

消防署は、負傷者に迅速、的確な応急処置を施し、必要に応じてヘリコプターを活用するなど医療機関への効率的な搬送に努める。

ア 救急要請への対応

(ア) 負傷者の搬送は、原則として消防署が実施する。ただし、消防署の救急車が対応できないときは、町、県、医療救護班で確保した車両により搬送を実施し、状況によっては他市町村等に応援を要請する。

(イ) 救急隊員は、救命処置を要する重傷者の搬送を最優先するとともに、重傷者の状況に応じた応急処置を行う。

イ 医療機関等との連携

(ア) 町は、迅速な医療救護活動を行うため、必要に応じて中新川郡医師会に医療救護班の出動を要請するとともに、災害現場に現地医療救護所を設置し、負傷者の応急手当等を行う。

(イ) 消防署は、救急医療情報システムを活用して災害時後方病院の重傷者の受入状況を確認し、迅速かつ的確に負傷者の搬送を行う。

ウ ヘリコプターの活用

遠隔地から高次医療機関等への搬送の必要がある場合など、救急搬送にヘリコプターが有効な時は、消防防災ヘリコプター、県ドクターヘリコプター又は警察ヘリコプターを活用する。

ただし、負傷者が多数いるため、これらのヘリコプターだけでは対応できない場合は、他県市及び自衛隊に応援を要請する。

県消防防災ヘリコプターの活用は、「第2編 風水害編 第2章 第21節 県消防防災ヘリコプター活用計画」に定める内容を準用する。

2 消火活動

(1) 道路管理者は、迅速かつ的確な初期消火活動に資するよう協力する。

(2) 消防署は、速やかに火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

- (3) 町は、町域外で道路災害が発生し、応援を求められた場合は、迅速かつ円滑な応援の実施に努める。

第4 医療救護活動

実施担当	災害救助部医療班（健康福祉課）、消防部総務班（消防本部）、消防部安全班（消防本部）

「第2編 風水害編 第2章 第9節 医療救護活動」に定める内容を準用する。

第5 交通規制・緊急交通路の確保

実施担当	総務部財政班（総務課）、建設部土木車両班（建設課）、建設部応急建設班（建設課）、上市警察署、国土交通省北陸地方整備局、富山県立山土木事務所

「第2編 風水害編 第2章 第11節 交通・輸送対策」に定める内容を準用する。

第6 遺体の搜索、処置及び埋葬

実施担当	災害救助部防疫衛生班（住民課・健康福祉課）、消防本部、消防団

「第2編 風水害編 第2章 第15節 遺体の搜索、処置及び埋葬」に定める内容を準用する。

第7 道路施設の応急復旧活動

実施担当	建設部土木車両班（建設課）、国土交通省北陸地方整備局、富山県立山土木事務所

- (1) 道路管理者は、迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努める。
- (2) 道路管理者は、道路施設の応急復旧を行うとともに、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行う。

第3節 道路災害復旧対策

道路災害 復旧対策	第1	道路施設の復旧事業
	第2	復旧予定の明示

第1 道路施設の復旧事業

実施担当	建設部土木車両班（建設課）、国土交通省北陸地方整備局、 富山県立山土木事務所

道路管理者は、関係機関と協力し、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用し、迅速かつ円滑な道路施設の復旧に努める。

第2 復旧予定の明示

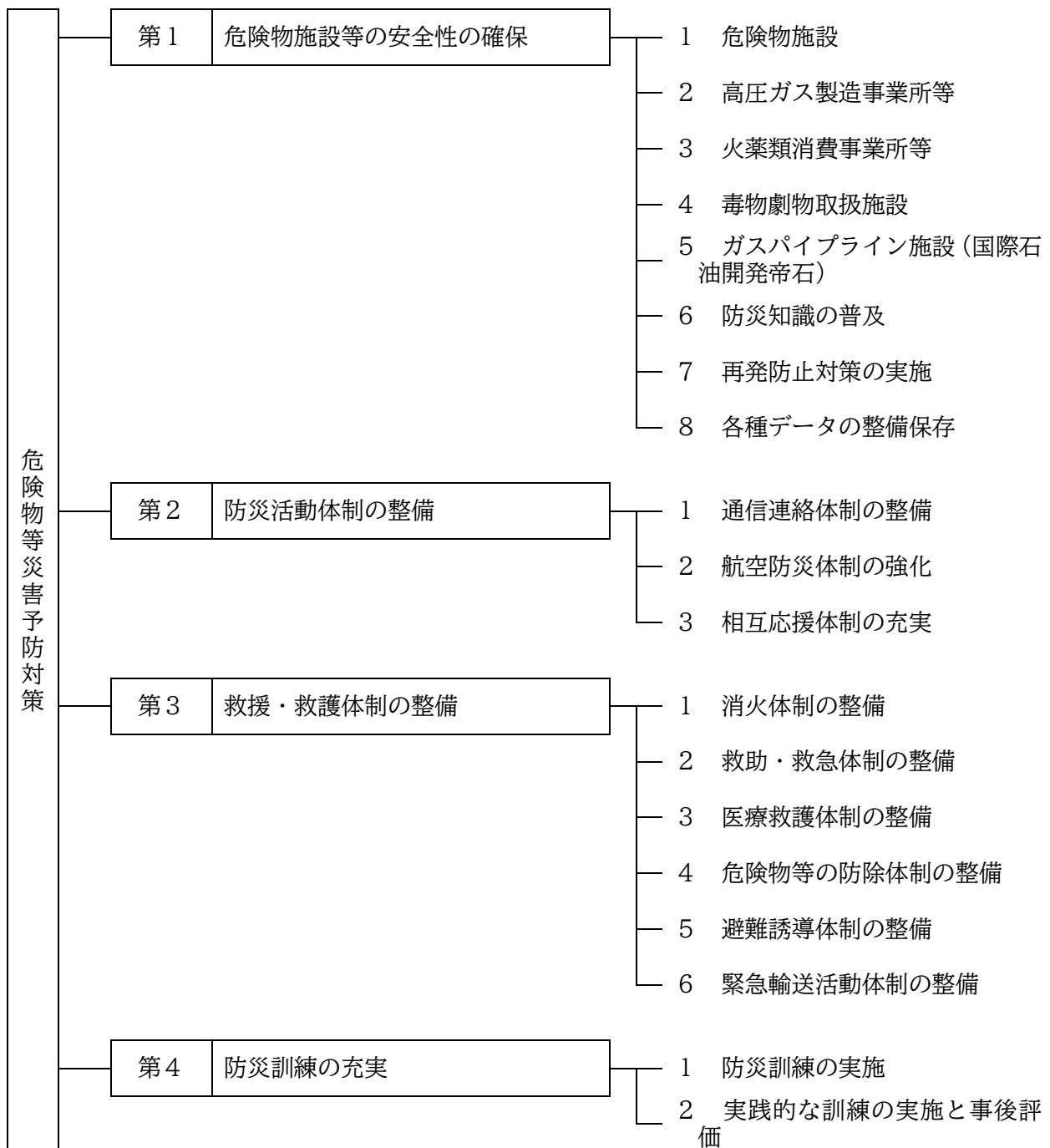
実施担当	建設部土木車両班（建設課）、国土交通省北陸地方整備局、 富山県立山土木事務所

道路管理者は、復旧に当たり、可能な限り復旧予定時期を明示する。

第4章 危険物等災害対策

第1節 危険物等災害予防対策

石油類等の危険物、高圧ガス等の貯蔵又は取扱いについては、その不備が直ちに災害の原因になり得ることや他の原因によって災害を拡大させる要因となることから、関係事業者、消防署及び県は、災害発生防止のための対策を積極的に推進する。



第1 危険物施設等の安全性の確保

実施担当	関係各課、消防本部、上市警察署、各事業者

1 危険物施設

危険物施設において、火災や漏えいが発生した場合には、周辺地域への延焼等により多大な被害が生ずるおそれがある。

このため、町は、県の立入検査に協力し、危険物施設の維持管理や危険物の貯蔵、取扱い基準の遵守等について指導を徹底し、危険物施設からの出火、漏えい等の防止に努める。

また、少量危険物貯蔵取扱所については、立山町火災予防条例に基づき指導する。

(1) 町及び県の措置

ア 保安確保の検査及び指導

町は、県に協力し、危険物施設の位置、構造、設備の状況及び危険物の貯蔵、取扱いの方法が消防法令に定められた基準に適合しているか否かについて立入検査を実施し、必要に応じ危険物施設の所有者、管理者又は占有者に対し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。

イ 危険物輸送の安全化

町は、県及び上市警察署と連携し、危険物の移送、運搬車両について常置場所における立入検査や路上取締りを実施し、標識の掲示、消火器の設置等を徹底するとともに、移動タンク貯蔵所については危険物取扱者の乗車、免状の携帯及び移送に関する基準の遵守、運搬車両については運搬容器、積載方法及び運搬方法の技術上の基準の遵守を徹底するなど、危険物輸送における災害防止に努める。

(2) 危険物施設の管理者等の措置

ア 施設の安全確保

危険物施設の所有者、管理者又は占有者は、施設が消防法令に定められた技術上の基準に適合しているか否かについて定期点検を実施し、基準に適合しない場合は速やかに補修、取替を行うなど、施設の安全確保に努める。

イ 自主防災体制の確立

危険物施設の所有者、管理者又は占有者は、予防規程の内容を常に見直し、事業実態に合ったものとするとともに、従業員に対する保安教育や防災訓練を実施し、自主防災体制の確立に努める。

また、隣接する事業所間で相互応援協定を締結し、自衛消防隊の協力体制の確立、防災資機材の確保などに努める。

ウ 防災資機材の備蓄

危険物施設の所有者、管理者又は占有者は、危険物に応じた消火薬剤、流出油処理剤等の防災資機材の備蓄の強化に努める。

【資料：6－9 危険物の貯蔵所と取扱所】

2 高圧ガス製造事業所等

高圧ガスの製造事業所や貯蔵所において、爆発や毒性ガスの漏えい等の事故が発生した場合には、周辺地域の公共の安全に大きな影響が生じるおそれがある。

このため、高圧ガスの製造及び貯蔵等関係施設の適正な維持・管理や、高圧ガスの取扱基準の遵守等について、関係団体との連携協力により自主保安体制の推進を図り、高圧ガスによる事故の未然防止に努める。

(1) 町の措置

町は、県が実施する高圧ガス関係施設の保安検査や立入検査に協力する。

(2) 事業所の措置

ア 施設の保全と設備管理

事業所の長は、施設基準の維持・管理及び定期自主点検を励行し、高圧ガス設備の安全性向上に努める。

イ 自主保安体制の確立

事業所の長は、危害予防規定の内容を常に見直し、事業実態に適合したものとするよう努めるとともに、危険予知活動等の安全教育や防災訓練を実施し、安全意識の高揚を図るなど、自主保安体制の確立に努める。

また、自衛消防隊の隣接事業所との相互応援協定等の相互協力の促進に努める。

ウ 防災資機材の整備

事業所の長は、高圧ガスの種類や量に応じた消火薬剤、保護具等防災資機材の整備に努める。

エ 通信設備の確保

事業所の長は、緊急時の情報連絡を密にするため、無線設備、重要電話回線その他の方法による緊急連絡体制を整備し、伝達手段の確保に努める。

オ 運転の緊急停止

大規模な製造事業所においては、異常警報器等と連動して危険度に応じて関係機器等を自動遮断するシステムの導入に努める。

カ 防災活動

事業所の長は、災害に対応した緊急操作、行動等のシステム化を進めるとともに、定期的な操作訓練及び防災訓練等を実施し、二次災害の防止に努める。

【資料：6-10 高圧ガス製造・貯蔵・販売所】

3 火薬類消費事業所等

火薬類の消費場所や火薬庫において事故が発生した場合には、周辺地域の公共の安全に大きな影響が生じるおそれがある。

このため、火薬類の関係施設の適正な維持・管理や取扱基準の遵守等について、関係団体との連携協力により自主保安体制の推進を図り、火薬類による事故の未然防止に努める。

(1) 町の措置

町は、県が実施する火薬庫等の関係施設の保安検査や立入検査に協力する。

(2) 事業所の措置

ア 施設の保全と設備管理

事業所の長は、火薬庫等の施設基準の維持・管理及び定期自主点検を励行し、関係設備の安全性向上に努める。

イ 自主保安体制の確立

事業所の長は、保安教育計画を定めるとともに、危険予知活動等の安全教育や防災訓練を実施し、安全意識の高揚を図るなど、自主保安体制の確立に努める。

ウ 通信設備の確保

事業所の長は、緊急時の情報連絡を密にするため、無線設備、重要電話回線その他の方法による緊急連絡体制を整備し、伝達手段の確保に努める。

エ 防災活動

事業所の長は、災害に対応した事故想定訓練を実施する等、二次災害の防止に努める。

【資料：6-11 火薬庫（棟）】

4 毒物劇物取扱施設

（1）毒物劇物取扱施設における予防対策

毒物劇物多量保有施設の損傷があった場合には、周辺地域に重大な影響を及ぼすことになるため、災害予防対策を講じなければならない。

毒物劇物取扱施設であって、消防法あるいは高圧ガス保安法によって規制を受けている施設については、法令により予防対策が指導されている。また、前二法により規制を受けない施設については、次の事項を重点として立入指導を強化する。

ア 毒物劇物屋外貯蔵タンクについては、事故時の流出を防止するため防液堤あるいは貯留槽等の設置措置を推進する。

イ 毒物劇物の多量保有施設については、保有する毒物又は劇物に応じた危害防止規程を制定させる等の自主災害防止対策を推進する。

（2）学校における予防対策

学校においては、理科実験等に使用する化学薬品などの毒劇物を所有しており、これらの化学薬品類の漏えいにより、火災や有毒ガスが発生して被害が拡大されるおそれがあるため、次の措置を講じるとともに、取扱要領の作成や管理責任者の選定を行い、化学薬品類の保管の適正化と事故防止に努める。

ア 化学薬品類の容器及び収納棚等の転倒落下の防止

イ 容器の破損等による化学薬品類の飛散の防止

ウ 混合混触発火性物品の近接貯蔵の禁止

エ 化学薬品類の収納場所の整理整頓及び在庫管理の徹底

オ 初期消火用資機材の整備

【資料：6-12 毒物劇物製造、販売所等】

5 ガスパイプライン施設（国際石油開発帝石）

ガスパイプライン施設において、漏えいや火災が発生した場合には、周辺地域へ多大な被害が生ずるおそれがある。

このため、県の立入検査に町は必要に応じ協力し、ガスパイプライン施設の維持管理や、取扱い基準の遵守等について指導を徹底し、ガスパイプライン施設からの出火、漏えい等の防止に努める。

（1）保安確保の検査及び指導

県は、ガスパイプライン施設の位置、構造、設備の状況及び取扱いの方法が消防法令に定められた基準に適合しているか否かについて立入検査を実施し、必要に応じガスパイプライン施設の所有者、管理者又は占有者に対し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。

町は、県の検査・指導等に応じ必要に応じて協力する。

（2）ガスパイプライン施設の管理者等の措置

ガスパイプライン施設の所有者、管理者又は占有者は、施設が消防法令に定められた技術上の基準に適合しているか否かについて定期点検を実施し、基準に適合しない場合は速やかに補修、取替を行うなど、施設の安全確保に努める。

6 防災知識の普及

町は、県及び事業者等と連携し、危険物安全週間や防災関連行事を通じ、住民に対して、その危険性を周知するとともに、災害発生時に取るべき行動、指定緊急避難場所での行動等防災知識の普及、啓発を図る。

その際に、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児等要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。

7 再発防止対策の実施

町、県及び事業者は、危険物等災害が生じた場合に、その原因の徹底的な究明に努め、その結果を踏まえ、再発防止対策を実施する。

8 各種データの整備保存

町、県及び事業者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

第2 防災活動体制の整備

実施担当	総務課、企画政策課、関係各課

1 通信連絡体制の整備

「第2編 風水害編 第1章 第4節 第5 通信連絡体制の整備」に定める内容を準用する。

2 航空防災体制の強化

「第2編 風水害編 第1章 第4節 第11 航空防災体制の強化」に定める内容を準用する。

3 相互応援体制の充実

「第2編 風水害編 第2章 第4節 第12 相互応援体制の充実」に定める内容を準用する。

第3 救援・救護体制の整備

実施担当	総務課、住民課、健康福祉課、建設課、商工観光課、水道課、教育課、国土交通省北陸地方整備局、富山県立山土木事務所、消防本部、消防団、自治会、自主防災組織、日本赤十字社富山県支部、富山県赤十字血液センター

1 消火体制の整備

「第3編 火災編 第1章 第6節 第1 消防力の強化」に定める内容を準用する。

2 救助・救急体制の整備

「第2編 風水害編 第1章 第5節 第1 消防力の強化」に定める内容を準用する。

3 医療救護体制の整備

「第2編 風水害編 第1章 第5節 第2 医療救護体制の整備」に定める内容を準用する。

4 危険物等の防除体制の整備

- (1) 町は、危険物等が大量流出した場合に備えて、防除活動及び避難誘導活動を行うための体制の整備に努める。
- (2) 町は、危険物等が大量流出した場合に備えて、オイルフェンス等防除資機材及び避難誘導に必要な資機材の整備を図る。
- (3) 町は、防災関係機関による危険物等の種類に応じた防除資機材の整備状況を把握し、災害発生時には必要に応じて、応援を求めることができる体制を整備する。

5 避難誘導体制の整備

「第2編 風水害編 第1章 第5節 第3 指定避難所・指定緊急避難場所・生活救援物資等の確保」を準用する。

6 緊急輸送活動体制の整備

- (1) 道路管理者及び警察等は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制を整備する。
- (2) 警察は、発災時において交通規制が実施された場合の車両運転者の取るべき措置等について周知を図る。

第4 防災訓練の充実

実施担当	総務課、消防本部、上市警察署、自衛防災組織

応急対策活動が円滑に行われるためには、平常時から防災訓練を実施し、災害に備えておくことが必要である。

1 防災訓練の実施

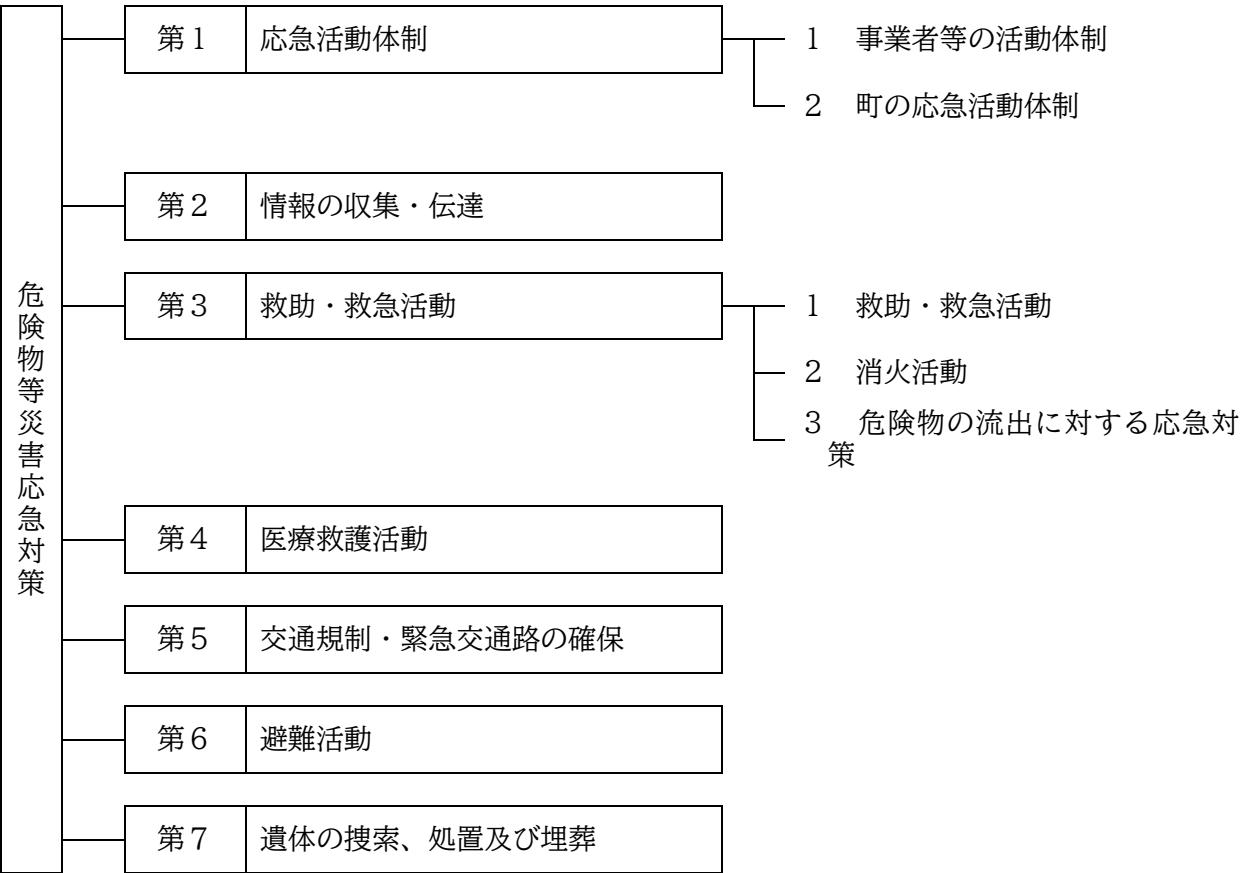
- (1) 消防署、上市警察署は、様々な危険物災害を想定し、より実践的な消火、救助・救急等の訓練を実施する。
- (2) 自衛防災組織、消防署・上市警察署等防災関係機関及び住民等は、相互に連携した訓練を実施する。
- (3) 訓練の際には、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児等要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。

2 実践的な訓練の実施と事後評価

- (1) 自衛防災組織、町及び県が訓練を行うに当たっては、災害及び被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫する等様々な条件を設定するなど実践的なものとなるよう工夫する。
- (2) 訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

第2節 危険物等災害応急対策

危険物等災害が発生した場合、被害が広範囲にわたるおそれがあるため、県をはじめとする各防災関係機関と連携し、応急対策を実施する。



第1 応急活動体制

実施担当	各部各班、町社会福祉協議会、各事業者

町は、町域において大規模な危険物等災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、事業者、県及び防災関係機関と連携して、応急対策を実施する。

1 事業者等の活動体制

(1) 大量の危険物を有する危険物施設

危険物等大量貯蔵所から火災、漏えいが発生した場合、従業員はもとより地域住民に対しても大きな影響を与えるおそれがある。

これらの施設については、関係法令に基づき予防規程が定められ防災体制が強化されているが、被害を最小限に抑えるため、防災関係機関相互の緊密な連携のもとに、災害の種類、規模、態様に応じた的確な応急対策を講ずる必要がある。

ア 危険物等施設の管理者は、予防規程等に基づき火災、流出等の災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合には、直ちに危険物の取扱作業を中止し、初期消火活動、危険物の流出防止の対策を講ずるとともに、速やかに消防防災関係機関に通報し、二次災害防止のための施設の点検、応急処置を行う。

イ 危険物等施設の管理者は、状況に応じて消防防災関係機関と密接な連携を図り、危険物の回収、拡散防止、救助・救急・消火、避難等の応急措置を実施し、被害拡大を防止する。

(2) 高圧ガス製造事業所等

高圧ガスの製造事業所、貯蔵所及び消費事業所において、高圧ガスの漏えい事故等が発生した場合、従業員はもとより地域住民に対しても大きな影響を与えるおそれがある。

このため、事故が発生した場合は、事業所においては、危害予防規程等に定められた防災体制を直ちに発動するとともに、関係機関相互の緊密な連携のもとに、事故の種類、規模、態様に応じた的確な応急対策を講じ、被害を最小限に抑える必要がある。

ア 事業所の長は、高圧ガスの漏えい等が発生し、若しくは発生するおそれのある場合には、危害予防規程等に基づき直ちに高圧ガスの取扱い作業を中止し、可燃性ガスによる爆発や火災の初期消火活動、毒性ガス等の除害活動等を講じるとともに、速やかに消防防災関係機関に通報し、二次災害防止のための施設の点検、応急処置を行う。

イ 事業所の長は、状況に応じ、県及び関係官署の指示を得て、高圧ガスの回収、拡散防止、消火、救助救出、避難等の応急措置を実施し、被害拡大の防止に努める。

ウ 町、県及び関係官署は、被害拡大のおそれがあると認めるときは、周辺住民等の避難誘導、警戒区域の設定、交通規制及び広報活動を行う。

(3) 火薬類消費事業所等

火薬類の消費場所や火薬庫において、火薬類による事故が発生した場合、作業員はもとより地域住民に対しても大きな被害を与えるおそれがある。

このため、事故が発生した場合は、事業所においては、防災体制を直ちに発動するとともに、関係機関相互の緊密な連携のもとに、的確な応急対策を講じ、被害を最小限に抑える必要がある。

ア 事業所の長は、火薬類による事故が発生し、若しくは火薬類が危険な状態となった場合には、直ちに火薬類の取扱い作業を中止し、初期消火活動や負傷者等の救出活動の対策を講じるとともに、速やかに消防防災関係機関に通報し、二次災害防止のための施設の点検、応急処置を行う。

イ 事業所の長は、状況に応じ、県及び関係官署の指示を得て、火薬類の回収、消火、救助救出、避難等の応急措置を実施し、被害拡大の防止に努める。

ウ 町、県及び関係官署は、被害拡大のおそれがあると認めるときは、周辺住民等の避難誘導、警戒区域の設定、交通規制及び広報活動を行う。

(4) 毒物劇物取扱施設

毒物劇物取扱施設で事故が発生した場合、毒物劇物が飛散し、流出又は地下に浸透し、保健衛生上、地域住民に対しても大きな被害を与えるおそれがある。

このため、事故が発生した場合は、施設の責任者は、関係機関相互の緊密な連携のもとに、的確な応急対策を講じ、被害を最小限に抑える必要がある。

ア 施設の管理者は、毒物劇物による危害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、危害を防止するための必要な措置を行うとともに、中部厚生センター、消防署、上市警察署に通報する。

イ 施設の管理者は、上市警察署、消防署と連携し、負傷者の救出、避難措置及び警戒区域の設定、交通規制等災害拡大防止の措置を行う。

(5) ガスパイプライン施設（国際石油開発帝石）

ガスパイプライン施設において、漏えいや火災が発生した場合には、周辺地域へ多大な被害が生ずるおそれがある。

これらの施設については、関係法令に基づき予防規程が定められ防災体制が強化されているが、被害を最小限に抑えるため、防災関係機関相互の緊密な連携のもとに、災害の種類、規模、態様に応じた的確な応急対策を講ずる必要がある。

ア ガスパイプライン施設の管理者は、予防規程等に基づき漏えい、火災等の災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合には、直ちに流出防止の対策を講ずるとともに、速やかに消防防災関係機関に通報し、二次災害防止のための施設の点検、応急処置を行う。

イ ガスパイプライン施設の管理者は、状況に応じて消防防災関係機関と密接な連携を図り、救助・救急・消火、避難等の応急措置を実施し、被害拡大を防止する。

（6）学校における毒物劇物取扱対策

化学薬品等毒物劇物を取扱う学校が災害により被害を受けた場合、二次災害の防止を図るため、次のような応急対策を講ずる必要がある。この場合、特に被害の拡大が予想される場合は、専門技術者の応援を求めるとともに、学生及び地域住民の避難など、迅速かつ適切な措置を実行する。

ア 毒物劇物の散逸、飛散、流出、混合の防止に努めること。

イ 毒物劇物の保管場所に近づくものがないよう、ロープ張りや立て看板の設置等、注意を喚起する措置をとること。

ウ 職員等の身の安全が確保できる範囲で、初期消火活動を行うこと。

2 町の応急活動体制

町は、被害規模の状況により、災害対策本部を設置し応急対策を実施する。

活動体制については、「第2編 風水害編 第2章 第4節 応急活動体制」に定める内容を準用する。

第2 情報の収集・伝達

実施担当

総務部総務班（総務課）、総務部調査広報班（企画政策課）、
消防部総務班（消防本部）、各通信事業者

「第2編 風水害編 第2章 第5節 情報の収集・伝達」に定める内容を準用する。

第3 救助・救急活動

実施担当

関係各部各班、消防団、上市警察署、自主防災組織

1 救助・救急活動

（1）救助活動

ア 情報の収集・伝達

消防署は、各機関からの通報、情報提供をもとに被害状況を早期に把握し、救助体制を整え、収集した被害情報を防災関係機関に連絡する。

イ 事業者の救助活動

事業者は、迅速かつ的確な救助・救急活動の初期活動に協力するよう努める。

ウ 消防署の救助活動

災害の実態、規模に応じて、単独で、また、保有している資機材で対応できないと予想される場合には、県、他市町村及び自衛隊に応援要請を行うなど、計画的な救援活動を行う。

(2) 救急活動

消防署は、負傷者に迅速かつ的確な応急処置を施し、必要に応じてヘリコプターを活用するなど医療機関への効率的な搬送に努める。

ア 救急要請への対応

(ア) 負傷者の搬送は、原則として消防署が実施する。ただし、消防署の救急車が対応できないときは、町、県、医療救護班で確保した車両により搬送を実施し、状況によっては他市町村等に応援を要請する。

(イ) 救急隊員は、救命処置を要する重傷者の搬送を最優先するとともに、重傷者の状況に応じた応急処置を行う。

イ 医療機関等との連携

(ア) 町は、迅速な医療救護活動を行うため、必要に応じて、中新川郡医師会に医療救護班の出勤を要請するとともに、災害現場に現地医療救護所を設置し、負傷者の応急手当等を行う。

(イ) 消防署は、救急医療情報システムを活用して災害時後方病院の重傷者の受入状況を確認し、迅速かつ的確に負傷者の搬送を行う。

ウ ヘリコプターの活用

遠隔地から高次医療機関等への搬送の必要がある場合など、救急搬送にヘリコプターが有効な時は、消防防災ヘリコプター又は警察ヘリコプターを活用する。

ただし、負傷者が多数いるため、これらのヘリコプターだけでは対応できない場合は、他県市及び自衛隊に応援を要請する。

県消防防災ヘリコプターの活用は、「第2編 風水害編 第2章 第21節 県消防防災ヘリコプター活用計画」に定める内容を準用する。

2 消火活動

(1) 消防署、自衛消防組織等は、速やかに火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

(2) 町は、町域外で危険物等災害が発生し、相互応援協定に基づき応援を求められた場合は、迅速かつ円滑な応援の実施に努める。

3 危険物の流出に対する応急対策

町及び県は、危険物等が河川等に大量に流出した場合、直ちに関係機関と協力の上、環境モニタリング、危険物等の処理等必要な措置を講ずる。

第4 医療救護活動

実施担当

災害救助部医療班（健康福祉課）、消防部総務班（消防本部）、
消防部安全班（消防本部）

「第2編 風水害編 第2章 第9節 医療救護活動」に定める内容を準用する。

第5 交通規制・緊急交通路の確保

実施担当	総務部財政班（総務課）、建設部土木車両班（建設課）、 建設部応急建設班（建設課）、上市警察署、国土交通省北陸地方整備局、 富山県立山土木事務所

「第2編 風水害編 第2章 第11節 交通・輸送対策」に定める内容を準用する。

第6 避難活動

実施担当	関係各部各班、上市警察署、自主防災組織、動物愛護団体、 社会福祉施設

「第2編 風水害編 第2章 第10節 避難活動」に定める内容を準用する。

第7 遺体の搜索、処置及び埋葬

実施担当	災害救助部防疫衛生班（住民課・健康福祉課）、消防本部、消防団

「第2編 風水害編 第2章 第15節 遺体の搜索、処置及び埋葬」に定める内容を準用する。

第3節 危険物等災害復旧対策

危険物等災害復旧対策	第1	公共施設の復旧事業
	第2	復旧予定時期の明示
	第3	環境への配慮

第1 公共施設の復旧事業

実施担当	建設部応急建設班（建設課）、国土交通省北陸地方整備局、 富山県立山土木事務所

町は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用し、迅速かつ円滑な被災公共施設の復旧事業を行う。

第2 復旧予定時期の明示

実施担当	総務部調査広報班（企画政策課）

町は、復旧に当たり、可能な限り復旧予定時期を明示する。

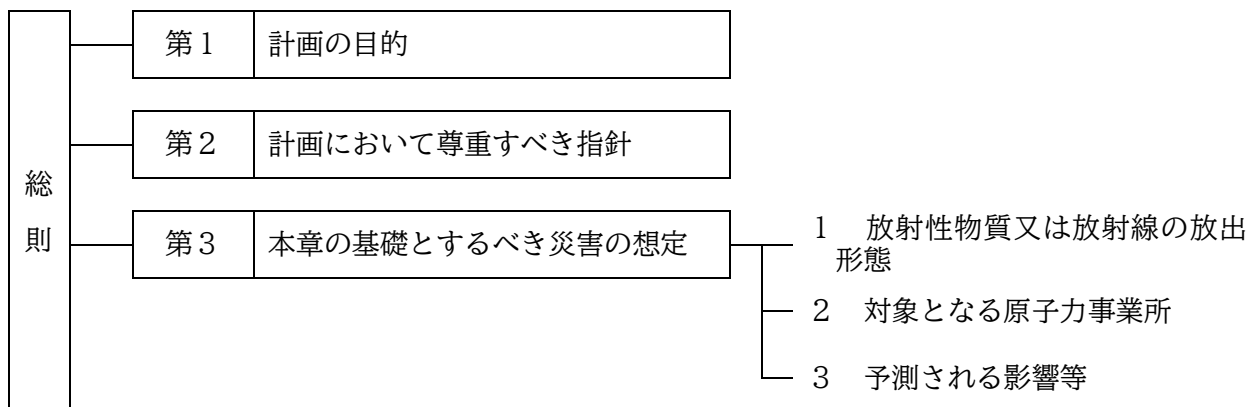
第3 環境への配慮

実施担当	建設部応急建設班（建設課）、国土交通省北陸地方整備局、 富山県立山土木事務所

町は、復旧に当たり、環境に配慮しつつ、必要な措置を講ずる。

第5章 原子力災害対策

第1節 総 則



第1 計画の目的

富山県と隣接する石川県には、志賀原子力発電所（石川県志賀町）が所在している。

本町は、志賀原子力発電所（石川県志賀町）から約70kmの距離に位置しており、「緊急時防護措置を準備する区域：UPZ（原子力発電所から概ね30km）」にも含まれていない。

しかし、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないなど、原子力災害の特殊性を考慮すると、富山県の最寄りの原子力発電所で原子力緊急事態が発生した場合に備え、住民の心理的動揺や混乱をできる限り低くするためには、想定される全ての事態に対応できるよう対策を講じることとし、万一、不測の事態が発生した場合であっても対処できるよう万全の体制を整備することが重要となる。

本章では、原子力事故災害（隣接県の原子力発電所における大規模な事故及び放射性物質の輸送中に発生した事故により放射性物質が大量に放出される災害）に関し、予防計画、応急計画及び復旧計画を定め、総合的かつ計画的な対策を講じることによって、住民の健康を保護するとともに、不安を解消し、安全・安心な住民生活を確保することを目的とする。

なお、本章に定めるもの以外に必要な事項は、風水害編の各章・各節に準じた対策を講じる。

第2 計画において尊重すべき指針

原子力災害対策においての専門的・技術的事項については、原子力規制委員会の「原子力施設等の防災対策について」（平成24年9月一部改訂）を十分に尊重する。

第3 本章の基礎とするべき災害の想定

1 放射性物質又は放射線の放出形態

原子力発電所における放射性物質又は放射線の放出形態は、原子力災害対策指針によれば以下のように想定されている。

「原子炉施設においては、多重の物理的防護壁により施設からの直接の放射線はほとんど遮へいされ、また、固体状、液体状の放射性物質が広範囲に漏えいする可能性も低い。したがって、周辺環境に異常に放出され広域に影響を与える可能性の高い放射性物質としては、気体状のクリプトン、キセノン等の希ガス及び揮発性の放射性物質であるヨウ素を主に考慮すべきである。また、これら

に付随して放射性物質がエアロゾル（気体中に浮遊する微粒子）として放出される可能性もあるが、その場合にも、上記、希ガス及び揮発性放射性物質の影響範囲への対策を充実しておけば、所要の対応ができるものと考えられる。

これらの放出された放射性物質は、プルーム（気体状あるいは粒子状の物質を含んだ空気の一団）となって風下方向に移動するが、移動距離が長くなるにしたがって、拡散により濃度は低くなる。」

2 対象となる原子力事業所

本章の原子力災害対策は、富山県の最寄りの志賀原子力発電所を対象として策定する。

■ 志賀原子力発電所（石川県志賀町）

事業者名	北陸電力株式会社	
発電所名	志賀原子力発電所	
所在地	石川県羽咋郡志賀町赤住 1	
号 機	1 号機	2 号機
電気出力	540,000kw	1,358,000kw
原子炉型式	沸騰水型軽水炉（BWR）	改良型沸騰水型軽水炉（ABWR）
熱出力	1,593,000kw	3,926,000kw

3 予測される影響等

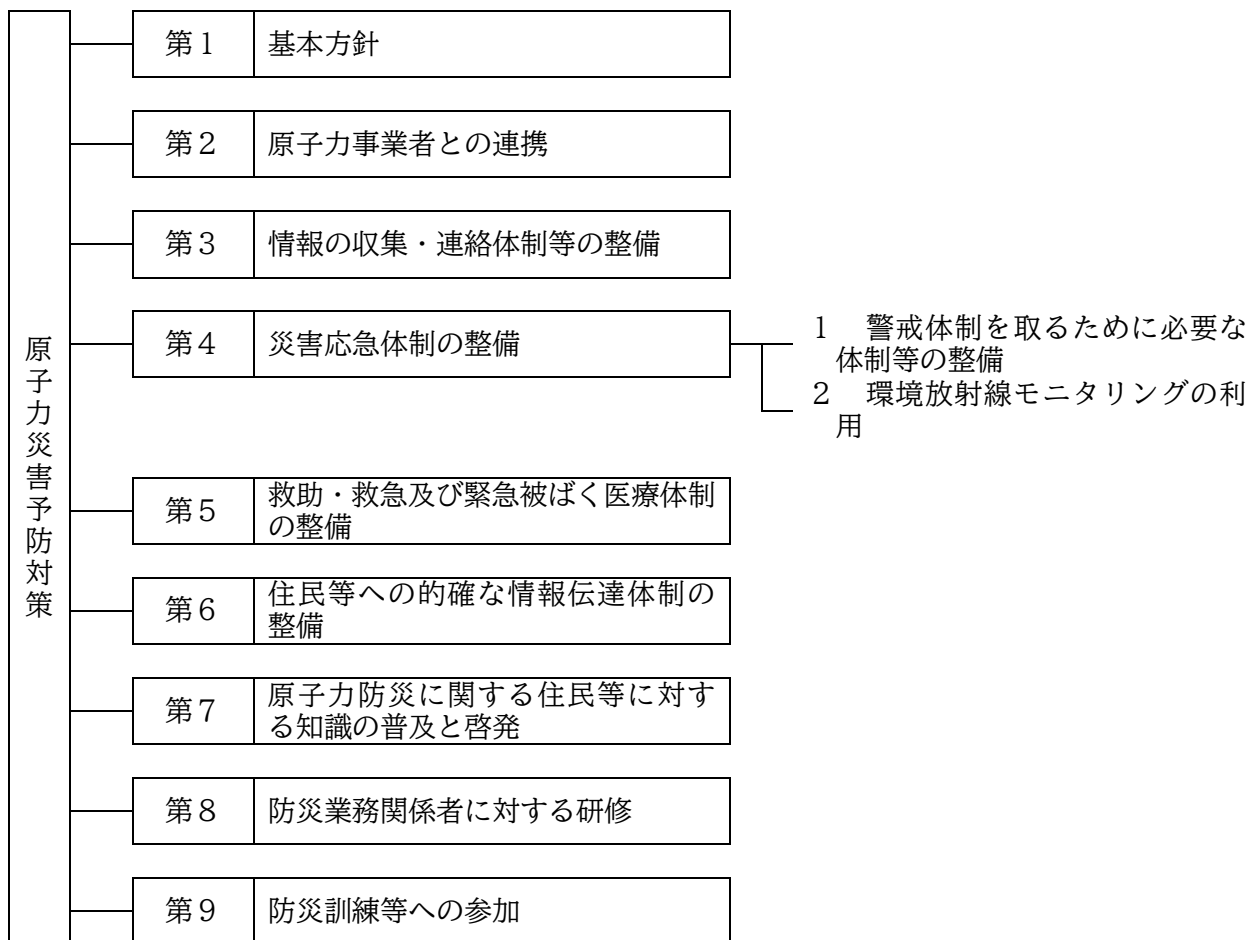
志賀原子力発電所から町域までの距離が最短で 50 km以上あることから、万一、米国スリーマイル島原発事故に相当する異常事態が志賀原子力発電所で発生したと仮定しても、防災指針において住民の屋内退避等の措置を検討する必要があるとされる、外部全身被ばく線量で 10 ミリシーベルト（※）以上の放射線が本町に到達することはないと想定される。

しかし、隣県の原子力発電所において異常事態が発生し、住民への適切な情報提供がなされなかった場合、住民の不安が高まるとともに、地域に混乱が生じるおそれがあることに十分留意する必要がある。

※ シーベルト（Sv）放射線によって人体にどれだけ影響があるかを示す単位

ミリ（m）＝1／1000 マイクロ（μ）＝1／100 万

第2節 原子力災害予防対策



第1 基本方針

本節は、災害対策基本法に基づき実施する予防体制の整備及び原子力災害発生時の事前対策を中心に定める。

第2 原子力事業者との連携

実施担当 総務課

志賀原子力発電所において事故及び異常が発生した場合は、北陸電力株式会社から県を経由して町に情報が提供される。

■ 事故及び異常発生の情報等

1	関係諸法令に定める値を超えて放射性物質が放出されたとき
2	非常用炉心冷却設備等工学的安全施設が動作したとき
3	原子炉施設の事故、故障等により原子炉が停止したとき又は停止することが必要となったとき
4	核原料物質又は核燃料物質によって汚染された物質が管理区域外に漏洩したとき
5	富山県内において、新燃料、使用済燃料及び放射性廃棄物の輸送中に事故が発生したとき
6	新燃料、使用済燃料及び放射性廃棄物の盗取又は所在不明が生じたとき
7	発電所敷地内において火災が発生したとき
8	原子炉施設以外で発生した要因により、原子炉が停止したとき又は停止することが必要となったとき
9	社会的影響が生ずる又はそのおそれがある事象が発生したとき
10	発電機出力が低下したとき
11	原子炉施設保安規定に定める範囲内で、主要な機器等の復旧措置を行う必要が生じたとき
12	原子炉の運転中に、主要な機器等に軽度の故障が発生したとき
13	原子炉の停止中に、国の指示に基づく又は他の発電所で発生した故障等に関連する点検により、主要な機器等に故障が発見されたとき
14	放射性物質が放出されたとき（1の関係諸法令に定める基準以下の場合）
15	管理区域内で、一定量以上の放射性物質が漏れたとき
16	運転操作・保守作業等の中で起きた過失による事象
17	原子炉施設保安規定に定める範囲内で、主要な機器等の復旧措置を行う必要があるもののうち事象が軽微なもの
18	原子炉の停止中に発見された、主要な機器等における軽微な故障及び維持的な工事により復旧する故障
19	主要な機器等以外の機器の故障
20	新燃料、使用済燃料及び放射性廃棄物の輸送計画
21	定期検査の実施計画及び実施結果
22	事故等の情報及び上記の情報以外の情報で報道発表されたもの
23	志賀原子力発電所の運転状況（平常時の状況）
24	環境放射線の測定結果（平常時の状況）

第3 情報の収集・連絡体制等の整備

実施担当	総務課

町は、県と原子力防災に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、あらかじめ情報の収集・連絡体制等を整備する。

第4 災害応急体制の整備

実施担当	関係各課

町は、原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、あらかじめ必要な体制の整備を図る。

1 警戒体制を取るために必要な体制等の整備

(1) 情報収集・連絡活動のために必要な体制の整備

町は、県より特定事象発生の通報等を受けた場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡が行えるよう必要な体制を整備する。

また、町は、警戒態勢を取るためのマニュアルを作成するなど必要な体制を整備する。

(2) 災害対策本部体制等の整備

町は、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合、県及び防災関係機関等より情報収集を行い、必要に応じて災害対策本部を設置し、応急対策活動を行う。

このため、災害対策本部の設置場所、職務権限、本部の組織・所掌事務、職員の参集配備体制、本部運営に必要な資機材の調達方法等について、あらかじめ定めておく。

2 環境放射線モニタリングの利用

町は、県内における放射性物質又は放射線による影響を把握するため、平常時より県が実施している、環境放射線モニタリング（以下「モニタリング」という。）について協力し、随時モニタリング情報の提供を受ける。

(1) モニタリング体制等の整備

県は、平常時におけるモニタリングを実施するため、モニタリングポスト、積算線量計、可搬型計測用機器等の環境放射線モニタリング設備・機器等（以下「モニタリング機器」という。）の整備、維持管理を行う。

町は、空間の放射線線量率（以下「空間放射線量」という。）について、必要に応じ県が実施するモニタリングに協力する。

(2) 平常時におけるモニタリング

県は、平常時より、空間放射線量の測定や環境試料・流通食品・水道水中の放射性物質濃度の検査を行い、町は県より随時モニタリング情報の提供を受ける。

(3) 緊急時放射能影響予測システム（SPEEDI ネットワークシステム）の整備及び維持

県は、国、原子力事業者と連携し、必要に応じ平常時から SPEEDI ネットワークシステム環境放射線システム等、情報伝達のネットワークの整備・維持に努める。

町は、必要に応じて県より SPEEDI ネットワークシステムが予測した情報の提供を受ける。

第5 救助・救急及び緊急被ばく医療体制の整備

実施担当 健康福祉課

原子力災害発生時の被災者等の救急・救助及び緊急被ばく医療活動等に係る活動体制の整備のため、町は県と連携して、地域内外の緊急時対応可能医療機関（緊急疾患と汚染・被ばくを伴う患者の治療を行える施設）を事前に把握するよう努める。

第6 住民等への的確な情報伝達体制の整備

実施担当 企画政策課

- （1）県と連携し、特定事象発生後の経過に応じて、住民等に提供すべき情報の項目について整理する。
- （2）的確かつわかりやすい情報を迅速に伝達できるよう、体制等の整備を図る。
- （3）住民等からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等について、あらかじめその方法、体制等について定める。
- （4）原子力災害の特殊性に鑑み、国及び関係市町村と連携し、高齢者、障がい者、外国人などの要配慮者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に対する情報伝達体制の整備に努める。
- （5）防災行政無線、広報たてやま、広報車、ホームページ、掲示板、テレビ、ラジオ、ケーブルテレビ等の多様なメディアの活用体制の整備に努める。

第7 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発

実施担当 総務課

町は、県、国及び原子力事業者と協力して、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため、次に掲げる事項について広報活動を実施する。

なお、防災知識の普及と啓発に際しては、高齢者、障がい者、外国人などの要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、教育機関においても、防災に関する教育の充実に努める。

- （1）放射性物質及び放射線の特性に関すること（低線量被ばくの健康影響、避難退域時検査※等の目的を含む。）
 - ※国からの指示に基づき、避難や一時移転を行う住民等に対し、除染を実施すべき基準以下であるか否かを確認する検査
- （2）原子力発電所の概要に関すること
- （3）原子力災害とその特性に関すること
- （4）放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- （5）緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関すること（緊急時の通報連絡体制、緊急時モニタリング等の結果の解釈の方法、住民等の避難経路・場所及び医療機関の場所等、除染・汚染防止や安定ヨウ素剤服用の効果及び留意点並びに防災活動の手順）
- （6）屋内退避、避難、一時移転、避難退域時検査に関すること

- (7) コンクリート屋内退避所、指定避難所に関すること
- (8) 要配慮者への支援に関すること
- (9) 緊急時に取るべき行動
- (10) 指定避難所での運営管理、行動等に関すること

第8 防災業務関係者に対する研修

実施担当	関係各課

町は、県と連携して、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、防災業務関係者に対し、関係省庁、指定公共機関等の実施する原子力防災に関する研修を積極的に活用するよう指導する。

また、国及び防災関係機関と連携して、次に掲げる事項等について、被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者に対する研修を必要に応じ実施する。

なお、研修成果を訓練等において具体的に確認し、研修内容の充実を図る。

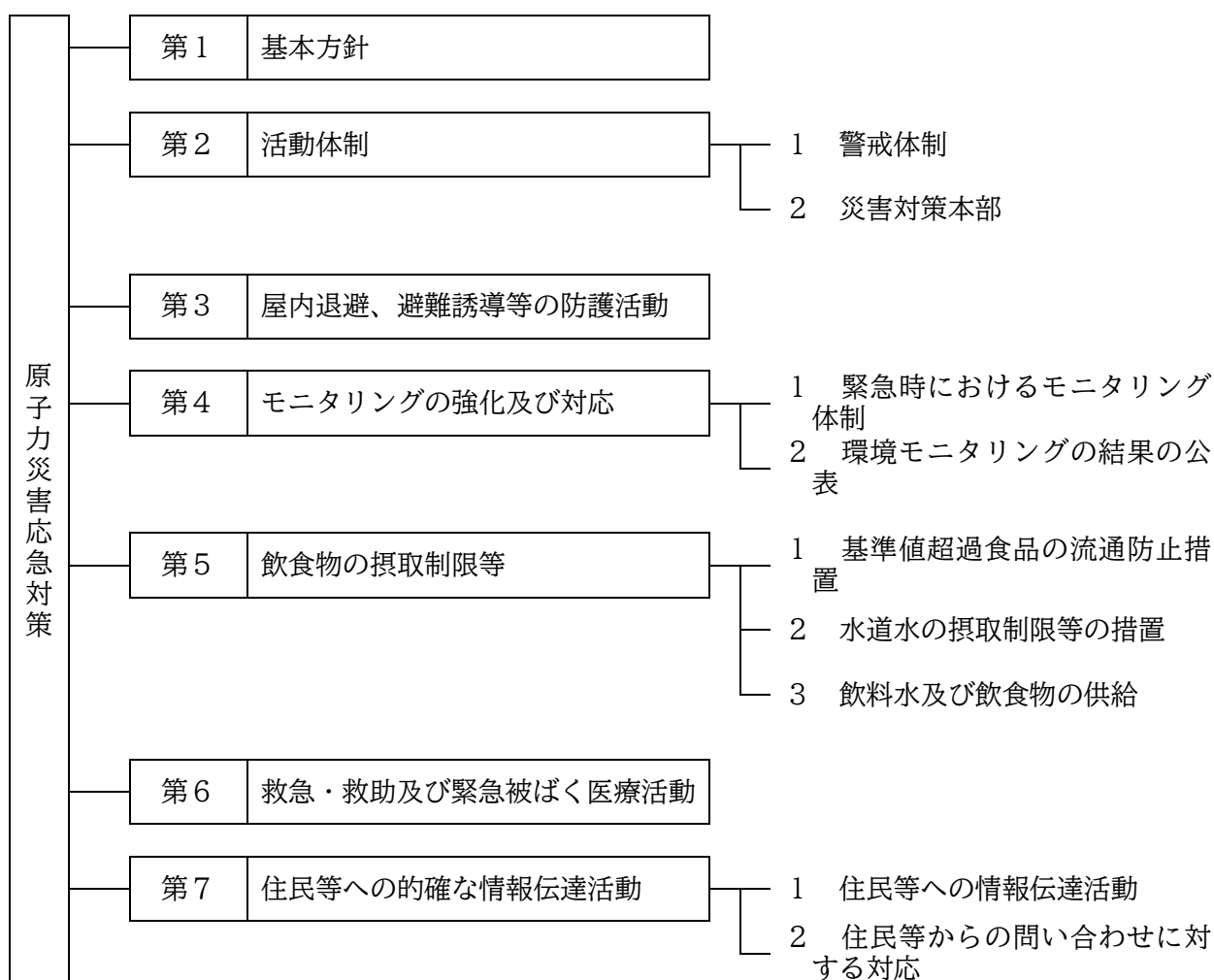
- (1) 原子力防災体制及び組織に関すること
- (2) 原子力発電所の概要に関すること
- (3) 原子力災害とその特性に関すること
- (4) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- (5) モニタリング実施方法及び機器、気象情報や SPEEDI ネットワークシステムをはじめとした放射性物質の大気中拡散計算の活用に関すること
- (6) 原子力防災対策上の諸設備に関すること
- (7) 緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関すること
- (8) 緊急時に住民等が取るべき行動及び留意事項に関すること
- (9) 原子力災害医療（応急手当と除染・汚染防止を含む。）に関すること
- (10) その他、緊急時対応に関すること

第9 防災訓練等への参加

実施担当	関係各課

町は、県が各種原子力防災訓練を実施する場合は、必要に応じ住民の協力を得て、積極的に参加する。

第3節 原子力災害応急対策



第1 基本方針

本節は、特定事象等について原子力事業者から連絡があった場合の対応及び原災法第15条の規定に基づき原子力緊急事態宣言が発出された場合（本県の地域が緊急事態応急対策実施区域に指定されない場合も含む。）の緊急事態への応急対策を中心に示したものである。

これら以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本節に示した対策に準じて対応する。

第2 活動体制

実施担当 関係各部各班

町は、県より特定事象発生の通報等又は内閣総理大臣の原子力緊急事態宣言等各段階における活動体制を取り、防災対策に当たる。

1 警戒体制

町は、県より特定事象発生の通報等を受けた場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡が行えるよう警戒体制を取る。

2 災害対策本部

町は、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合、県及び防災関係機関等より情報収集を行い、必要に応じて、町長を本部長とする災害対策本部を設置し、応急対策活動を行う。

また、原子力緊急事態解除宣言がなされたとき、若しくは本部長（町長）が、原子力発電所の事故が終結し、災害応急対策が完了又は対策の必要がなくなったと認めたときは、災害対策本部を解散する。

災害対策本部の所掌事務は「第2編 風水害編 第2章 第4節 第6 町災害対策本部」に定める内容を準用する。

第3 屋内退避、避難誘導等の防護活動

実施担当 総務部総務班（総務課）、災害救助部救助班（健康福祉課）、消防部総務班（消防本部）、上市警察署、自主防災組織

原子力緊急事態が発生した場合には、原災法第15条の規定に基づき、内閣総理大臣は、応急対策を実施すべき区域の市町村長及び都道府県知事に対し、住民等に屋内退避や避難に関する指示を行うこととなっている。

町は、富山県への影響が懸念される場合に早い段階からの注意喚起を行うとともに、富山県に対し原災法第15条の規定に基づく指示があった場合には、屋内退避等が必要かどうかについて、以下の方法で住民に対して情報を提供する。

- （1）報道機関を通じたラジオ・テレビや新聞などの報道や臨時のFM放送
- （2）上市警察署・立山町交番等での情報提供や必要に応じたパトロールカーによる巡回、広報活動
- （3）消防署の広報車等による広報活動
- （4）防災行政無線や広報車等の活用
- （5）小中学校においては、教育委員会を通じた連絡を行うこと
- （6）必要に応じ、各防災機関や電気・ガス・通信事業者、鉄道事業者に対する住民への適切な呼び掛けの依頼
- （7）防災行政無線、広報たてやま、ホームページ、掲示板、ケーブルテレビ等の多様なメディアを活用した情報提供

なお、情報提供に当たっては、高齢者、障がい者、乳幼児、外国人、妊産婦その他の要配慮者に十分配慮する。屋内退避、避難誘導に当たっては、関係市町村に協力し、適切な情報の提供に努める。

■ 屋内退避及び避難等に関する指標

予測線量（単位：mSv）		防護対策の内容
外部被ばくによる実効線量	内部被ばくによる等価線量 ・放射性ヨウ素による小児甲状腺の等価線量 ・ウランによる骨表面又は肺の等価線量 ・プルトニウムによる骨表面又は肺の等価線量	
10～50	100～500	住民は、自宅等の屋内へ避難すること。 その際、窓等を閉め気密性に配慮すること。 ただし、施設から直接放出される中性子線又はガンマ線の放出に対しては、指示があれば、コンクリート建屋に退避するか、又は避難すること。
50 以上	500 以上	住民は、指示に従いコンクリート建屋の屋内に退避するか、又は避難すること。

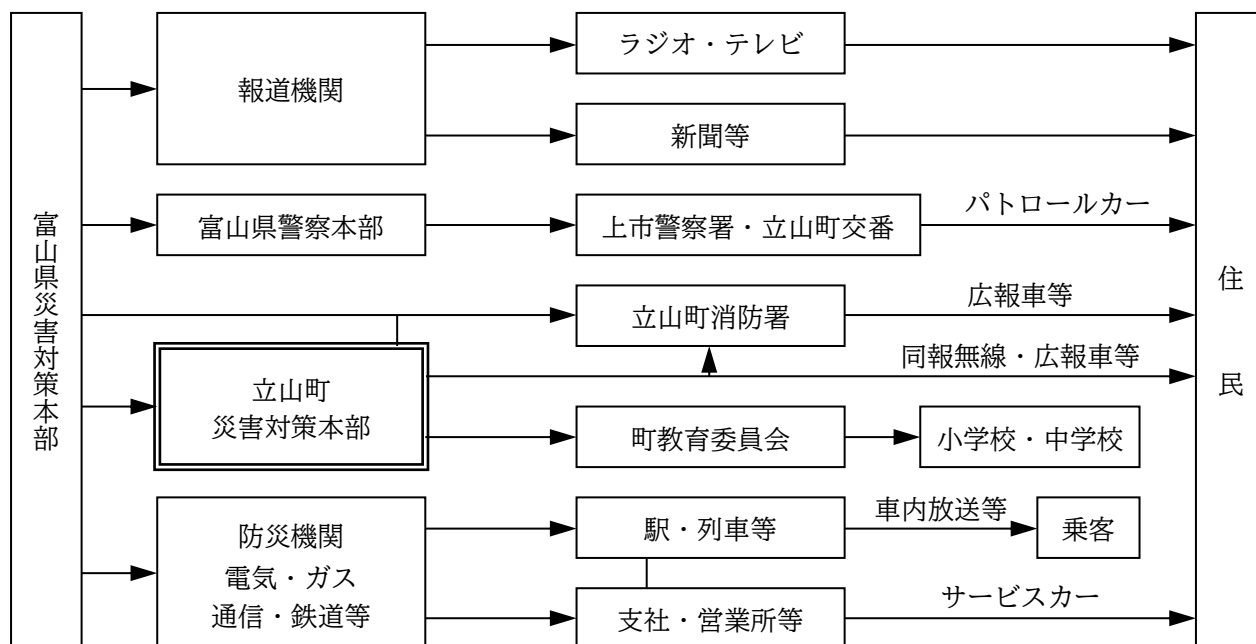
注) 1. 予測線量は、災害対策本部等において算定され、これに基づく周辺住民等の防護対策措置についての指示等が行われる。

2. 予測線量は、放射性物質又は放射線の放出期間中、屋内に居続け、なんらの措置も講じなければ受けると予測される線量である。

3. 外部被ばくによる実効線量、放射性ヨウ素による小児甲状腺の等価線量、ウランによる骨表面又は肺の等価線量、プルトニウムによる骨表面又は肺の等価線量が同一レベルにないときは、これらのうちいずれか高いレベルに応じた防護対策を取る。

※「原子力施設等の防災対策について」（平成24年9月一部改訂、原子力安全委員会）より

■ 住民への情報伝達フロー



第4 モニタリングの強化及び対応

実施担当	総務部総務班（総務課）

県は、原子力発電所における事故の覚知以降、平常時におけるモニタリング体制から緊急時におけるモニタリング体制に切替える。

町は、県の行うモニタリングについて協力し、随時モニタリング情報の提供を受ける。

1 緊急時におけるモニタリング体制

（1）モニタリングの強化

県は、原子力発電所における事故を覚知した場合は、モニタリング機器によるモニタリングを強化する。

（2）放射能濃度の測定・放射性物質の検査

県は、県災害対策本部のもとで、国の指示等を踏まえながら、空間放射線量や環境試料の測定、食品・水道水中の放射性物質の検査を行う。

町は、県が実施するモニタリングに協力する。

2 環境モニタリングの結果の公表

県は、緊急時におけるモニタリングの結果については、その都度、報道機関にプレスリリースを行うとともに、県のホームページにより公表を行う。

町は、県より随時モニタリング情報の提供を受け、住民に対し防災行政無線、ホームページ、広報たてやま等により公表・周知を図る。

第5 飲食物の摂取制限等

実施担当	建設部水道班（水道課）、災害救助部救助班（健康福祉課）、 国土交通省北陸地方整備局、富山県立山土木事務所

1 基準値超過食品の流通防止措置

（1）県が行う県内流通食品の放射性物質検査の結果、当該食品に含まれる放射性物質が食品衛生法で定める基準値（以下「基準値」という。）を超えた場合は、町は県と協力して、当該食品の廃棄・回収等の措置を講じるほか、加工食品が基準値を超えた場合は、原因を調査し、必要に応じ原料の生産地におけるモニタリング検査の強化等の対策を講ずる。

（2）県が行う緊急時におけるモニタリングの結果、県産農林産物等の放射性物質濃度が、基準値を超え又は超えるおそれがあると認められる場合は、町は県と協力して、国の指導・助言・指示等に基づき、汚染県産農林産物等の採取、出荷制限等必要な措置を講ずる。

2 水道水の摂取制限等の措置

県が行う水道水の放射性物質検査の結果、当該水道水に含まれる放射性物質が水道事業者等の管理目標値を超えた場合は、町は、超過原因の究明、再検査の実施、水道利用者への周知等を実施する。

また、超過が継続すると見込まれる場合は、他の水源への振替、摂取制限等を実施するとともに、住民に対し防災行政無線、ホームページ、広報たてやま等により公表・周知を図る。

■ 飲料水、飲食物摂取制限に関する指標

対 象	放射性ヨウ素 (I -131)	放射性セシウム	ウラン	プルトニウム及び超 ウラン元素のアルフ ァ核種 (^{238}Pu 、 ^{239}Pu 、 ^{240}Pu 、 ^{242}Pu 、 ^{241}Am 、 ^{242}Cm 、 ^{243}Cm 、 ^{244}Cm の放射能濃 度の合計)
飲料水	300 B q /kg	200 B q /kg	20 B q /kg	1 B q /kg
牛乳・乳製品				
野菜類	2,000 B q / kg 以上(根菜、芋類 を除く。)	500 B q /kg以上	100 B q /kg以上	10 B q /kg以上
穀 類				
肉・卵・魚・その他				

※ 乳児用として市販される食品の摂取制限の指標としては、ウランについては、20 Bq/kgを、プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種については、1 Bq/kgを適用する。ただし、この基準は、調理され食事に供される形のものに適用する。

3 飲料水及び飲食物の供給

県は、飲料水、飲食物の摂取制限等の措置を町に指示した時は、町と協力して関係住民への応急措置を講ずる。

第6 救急・救助及び緊急被ばく医療活動

実施担当	災害救助部救助班・医療班（健康福祉課）、消防部安全班（消防本部）

町は、必要に応じて、医療救護所を設置し、県の実施する避難者の健康相談、身体汚染検査及び除染等に協力する。

第7 住民等への的確な情報伝達活動

実施担当	総務部総務班（総務課）、総務部調査広報班（企画政策課）

1 住民等への情報伝達活動

町は、緊急時における住民等の心理的動揺あるいは混乱をおさえ、異常事態による影響をできる限り低くするため、住民等に対する的確な情報提供、広報を迅速かつ的確に行う。

さらに、国や県、原子力事業者と連携し、情報の一元化を図るとともに、情報の空白時間がないよう、定期的な情報提供に努める。

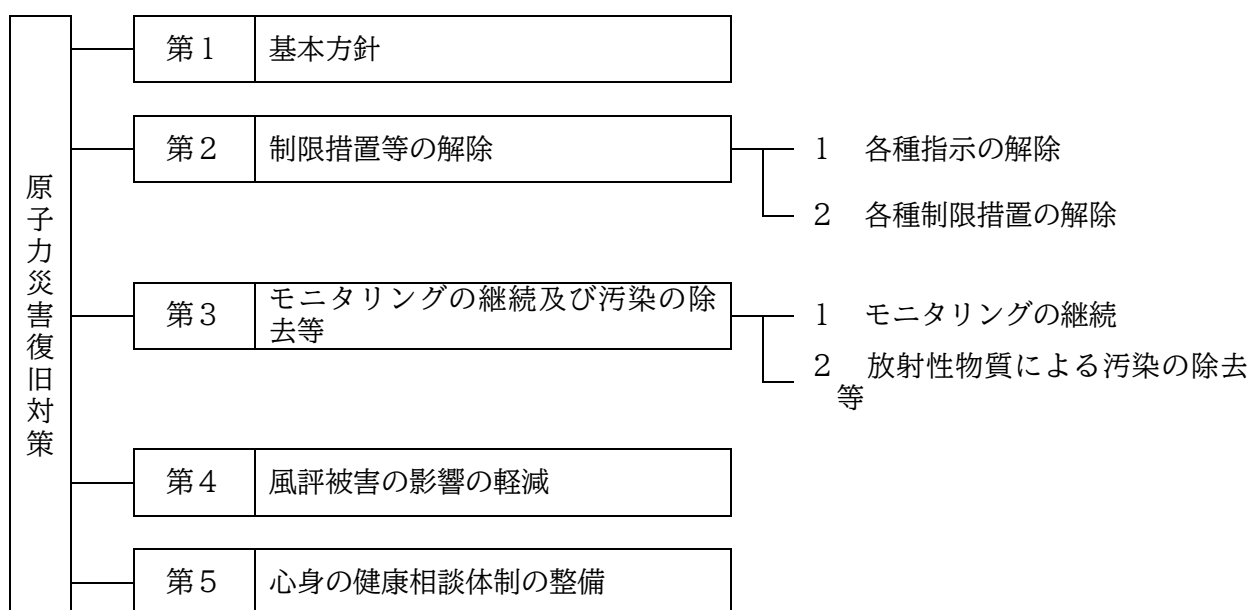
また、報道機関の協力を得て、原子力災害に関する情報を広く住民に向けて提供し、原子力災害に伴う混乱を未然に防ぎ、あるいはその軽減に努める。

2 住民等からの問い合わせに対する対応

町は、緊急時には県と連携し、必要に応じ、相談窓口の設置など速やかに住民等からの問い合わせに対応する。また、住民等のニーズを見極め、収集・整理を行うとともに、情報伝達活動との連携を図る。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者に居所を知られることのないよう当該被害者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

第4節 原子力災害復旧対策



第1 基本方針

本節は、住民の生活の早期安定を図るため、原子力緊急事態解除宣言が発出された後における放射性物質による汚染の除去等や各種制限措置等の解除について定め、事態の収束後における早期復旧を目指す。

第2 制限措置等の解除

実施担当 総務部調査広報班（企画政策課）

1 各種指示の解除

県は、緊急時モニタリングによる測定結果等に基づき、国の派遣する専門家等の助言を踏まえ、住民への放射性物質による影響の懸念がなくなったと認められるときは、関係市町村に対し避難等の指示を解除するよう指示する。

町は、住民に対し、その旨を伝達する。

2 各種制限措置の解除

県は、緊急時モニタリングによる測定結果等に基づき、国の派遣する専門家等の助言を踏まえ、住民への放射性物質による影響の懸念がなくなったと認められるときは、原子力災害応急対策として実施された立入制限、交通規制、汚染県産農林産物等の採取、出荷制限等各種制限措置の解除を防災関係機関に対し指示する。また、県は町と協力し、解除実施状況を確認する。

第3 モニタリングの継続及び汚染の除去等

実施担当 総務部総務班（総務課）、総務部調査広報班（企画政策課）

1 モニタリングの継続

県は、原子力緊急事態解除宣言後においても、必要に応じてモニタリングを継続して行い、その

結果を速やかに公表する。

町は、県より随時モニタリング情報の提供を受け、住民に対し防災行政無線、ホームページ、広報たてやま等により公表・周知を図る。

2 放射性物質による汚染の除去等

県は、国、原子力事業者その他防災関係機関とともに、放射性物質に汚染されたものの除去及び除染作業を促進するものとし、町はこれに協力する。

第4 風評被害の影響の軽減

実施担当	総務部総務班（総務課）、総務部調査広報班（企画政策課）

町は、県及び国と連携し、報道機関等の協力を得て、原子力災害による風評被害等の未然防止又は影響を軽減するために、農林水産業、地場産業の商品等の適正な流通の促進、観光客の減少の防止のための広報活動を行う。

第5 心身の健康相談体制の整備

実施担当	災害救助部医療班（健康福祉課）

町は、県及び国とともに、住民等に対する心身の健康に関する相談に応じるための体制を整備する。

第 5 編 地 震 災 害 編

第1章 地震災害予防対策

大規模な地震は、わが国では、いたるところで繰り返し起きている。地震発生の防止は不可能であり、また、活断層を震源とする内陸型の地震については、現在、予知することも困難とされている。

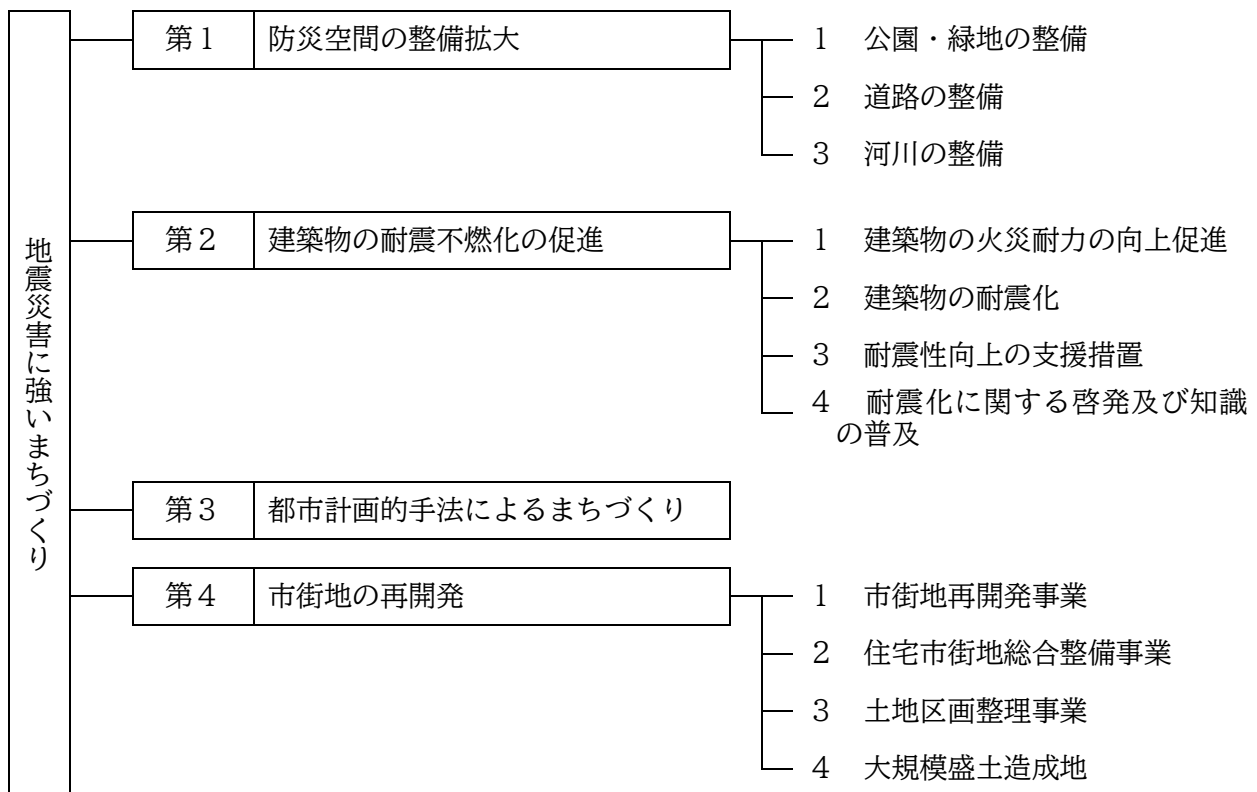
しかしながら、普段より防災意識をもちながら、絶えず効果的な予防対策を推進することで、少しでも被害の軽減を図ることが可能である。

本町の地震災害予防対策として、計画的に防災基盤の整備を促進し、災害に強いまちづくりを進めること、また、防災拠点施設、通信施設の整備や救助・救急、医療救護・消火体制の整備を促進し、地震防災への体制づくりを行うこと、さらには、防災教育・訓練、自主防災組織の強化による防災行動力の向上を図ることなど、地震災害への日常の備えについての防災計画を策定し、本町における予防対策の効果的な推進に努める。

第1節 地震災害に強いまちづくり

地震災害に強いまちにするためには、市街地の構造そのものの防災性を高めていくことが基本である。

町は、防災まちづくりを推進するため、「立山町都市計画マスタープラン」など、まちづくりの方針と連携を図りながら、各種施策を展開する。



第1 防災空間の整備拡大

実施担当	建設課、国土交通省北陸地方整備局、富山県立山土木事務所

震災時において、避難者の安全確保のための避難路や火災等の避難地として、市街地の中に計画的にオープンスペースを確保することは、「災害に強いまちづくり」の基本的課題である。

また、公園・緑地や道路等は、火災の延焼を阻止するだけでなく、一時集合場所や地域の防災の拠点などの防災空間として活用することができる。

このため、町は、防災空間として、公園・緑地、道路等の都市施設の整備を促進し、市街地全体の安全性の向上に努めるとともに、道路については、災害時の代替性を確保した交通体系の整備を行う。

1 公園・緑地の整備

「第3編 火災編 第1章 第1節 第1 防災空間の整備拡大」に定める内容を準用する。

2 道路の整備

「第3編 火災編 第1章 第1節 第1 防災空間の整備拡大」に定める内容を準用する。

3 河川の整備

「第3編 火災編 第1章 第1節 第1 防災空間の整備拡大」に定める内容を準用する。

第2 建築物の耐震不燃化の促進

実施担当	総務課、企画政策課、税務課、建設課、国土交通省北陸地方整備局、富山県立山土木事務所

町は、防災上重要な公共施設及び重要な地区の建築物の不燃化を促進する。

1 建築物の火災耐力の向上促進

「第3編 火災編 第1章 第1節 第2 建築物の不燃化の促進」に定める内容を準用する。

2 建築物の耐震化

(1) 災害時に重要な役割を担う施設の耐震性確保

町は、震災時において、消火・避難誘導・情報伝達等の防災活動の拠点となる消防署、被災者の収容施設となる病院等の公共建築物の安全性を確保するため、「立山町耐震改修促進計画」（令和5年9月改定）を促進するとともに、重要度、建築時期を考慮して順次耐震診断を実施し、耐震改修を進め、耐震性能の向上に努める。

また、防災活動の拠点となる建築物については、震災後においても機能が確保できるよう、情報・通信設備、電気設備、ガス設備、給排水設備、空調設備、消防用設備等の耐震性能の向上に努める。

ア 災害時の拠点施設（役場庁舎等）

災害時の拠点となる重要な機能を担う施設であるため、耐震性能の維持に努める。（平成22年度：耐震改修済）

イ 病院施設

本町内の病院施設は全て民間病院であるため、救護施設としての重要性を周知徹底し、令和7年度末までの耐震化率100%を目標とする。（平成27年度末現在：80%）

ウ 学校施設

災害時の避難施設となるため、統廃合計画等を考慮の上、耐震性能の維持に努める。（平成

25年度：耐震改修済)

エ 山岳地帯の公共施設（立山荘）

風水害や地震災害における指定避難所となるために必要な対応を行う。

（2）公共建築物等の耐震性確保

高齢者、障がい者、乳幼児等が入（通）所している各種福祉施設、介護老人保健施設や社会教育施設の管理者は、施設の耐震診断を行い、必要に応じて補強し耐震性の向上に努める。

多くの者が利用する特定建築物については、令和7年度末までの耐震化率97%を目標とする。
（平成28年3月末現在：92.9%）

（3）住宅の耐震性の確保

地震による建築物の倒壊等の被害を未然に防止し、人命や財産を守るため、住宅の耐震診断の実施及び耐震化に関する施策を実施するとともに、耐震化の普及啓発を図る。

ア 民間住宅

令和7年度末までの耐震化率90%を目標とする。（平成25年度末現在：68%）

イ 町営住宅

耐震性能の維持に努める。（平成25年度：耐震改修済）

（4）危険物を貯蔵、処理する建築物

消防署と連携を図り、建築物の安全性の確保を確認するとともに、消防法による危険物への安全対策が図られているかも含め、総合的な観点から耐震化を推進していく。

（5）災害時に道路閉塞が懸念される建築物

該当する建築物の所有者に、町の重要な道路沿道に居住されていることを周知し、耐震化の重要性を広報していく。

（6）落下物・ブロック塀対策の推進

地震発生時には、多くの落下物やブロック塀の倒壊が発生し、死傷、道路障害物発生 of の大きな要因となる可能性があるため、落下物・ブロック塀対策に努める。

3 耐震性向上の支援措置

町は、「立山町耐震改修促進計画」に基づき、住宅・建築物所有者の耐震化への費用負担を軽減するために国や県が実施する助成制度を活用し、耐震化促進を図る。また、住宅の耐震化や家具の転倒防止等の対策による被害の抑制に向け、各種の補助事業の継続と周知に取り組む。

（1）耐震診断の助成制度

建築物の耐震性が確保されているのかを判断するためには、耐震診断を行う必要がある。

このため、国や県が実施する耐震診断制度を活用し、建築物の耐震化を支援する。

また、相談窓口の設置や普及活動を通じて情報提供を行う。

ア 富山県木造住宅耐震診断支援事業

イ 住宅・建築物安全ストック形成事業

（2）耐震改修の助成制度

耐震診断を実施し耐震改修工事が必要と判定された建築物を対象に、改修工事費の一部を助成する制度を国や富山県と連携し実施する。

ア 木造住宅耐震改修等支援事業

イ 住宅・建築物安全ストック形成事業

(3) その他の支援制度

ア 融資制度

- (ア) 富山県住みよい家づくり資金融資制度
- (イ) 独立行政法人住宅金融支援機構融資制度（耐震改修工事）

イ 税制度

- (ア) 住宅に係る耐震改修促進税制（所得税、固定資産税）
- (イ) 事業用建築物に係る特例措置

4 耐震化に関する啓発及び知識の普及

(1) 相談体制の強化

耐震化へ向けて町の相談窓口の充実を図る。また、県や関係団体とも連携を強化し、住民のあらゆる相談に対応できる環境整備を目指す。

ア 町の窓口強化

住宅等の所有者の耐震化に関する、耐震診断、耐震改修、助成制度、地震対策等の疑問に対応できるよう、立山地域住宅相談所と連携し、相談体制を強化する。

イ 県との連携

富山県建築住宅課、立山土木事務所と連携し、町と県が情報を共有し、相談が行える体制づくりを整備する。

ウ 建築関係団体との連携

耐震診断、耐震改修の詳細な相談に対応できるように、とやま住まい情報ネットワークが設置している「とやま住宅相談所」との連携を図り情報提供の場として活用していく。

(2) 啓発普及活動の充実

町は、住民へ向けて耐震化に関する知識の啓発普及活動を実施し、耐震改修への意識向上を図る。

ア 啓発普及の方法

より多くの住宅・建築物の所有者へ耐震化に関する情報が提供されるように、様々なツールを利用して啓発普及を行っていく。

また、耐震改修を行う建築関連事業者に向けても情報の提供を行う。

(ア) 啓発普及用のパンフレット等の整備

富山県が作成しているパンフレットや技術提案書、一般財団法人日本建築防災協会の発行するパンフレットの活用や、新たな耐震改修促進PRパンフレットを作成するなど、啓発普及に必要なパンフレット等を整備する。

また、耐震診断を実施した者へのフォローアップのため、耐震改修工事事例集を作成し、診断実施者全員への配布を継続して実施する。

(イ) ホームページ、広報、ケーブルテレビの活用

町のホームページや広報たてやま、ケーブルテレビを活用し、耐震化に関する情報を掲載する。

(ウ) 地域防災訓練

地域防災訓練を活用し、地震被害に関する事例、住宅・建築物の耐震化の重要性、地震の総合的な安全対策、震災時の防災対応などについて啓発普及を行い地震に強いまちづくりの意識向上を図っていく。

(エ) セミナーの開催

地域住民を対象とした出前講座や建築事業者を対象にしたセミナーを開催し、耐震化に関

連する正しい情報の提供を行っていく。

イ 啓発普及の内容

耐震化に関する意識の向上を目的に、住宅・建築物の所有者へ向けて、地震被害の恐ろしさ、耐震化の必要性、耐震化に関する技術的な知識、耐震リフォームの利便性、総合的な安全対策などについての情報を提供していく。

(ア) 地震被害の恐ろしさ、耐震化の必要性

(イ) 木造住宅の耐震化に関する技術的な知識

(ウ) 耐震リフォームの利便性

(エ) その他、地震時の総合的な安全対策の紹介

(オ) 防災意識の向上

ウ 立山町地震ハザードマップの配布

町は、災害リスクや被害想定、災害時の指定緊急避難場所、緊急通行確保路線等について記載した「立山町地震ハザードマップ」を配布し、自分の住んでいる地域のゆれやすさ、避難行動について住民の意識向上を図る。

第3 都市計画的手法によるまちづくり

実施担当	建設課、国土交通省北陸地方整備局、富山県立山土木事務所

「第3編 火災編 第1章 第1節 第3 都市計画的手法によるまちづくり」について災害を地震災害と読み替え準用する。

第4 市街地の再開発

実施担当	建設課、国土交通省北陸地方整備局、富山県立山土木事務所

老朽住宅密集市街地の地震防災対策が必要な地域や都市施設が不足している低層過密地を再開発し、耐震耐火建築物の建設と、道路、公園、上下水道、広場等の公共施設を総合的に整備することにより、災害に強く安全で快適なまちづくりを行う必要がある。

1 市街地再開発事業

既成の市街地のうち、低層の木造建築物が密集し、防災上や有効な土地利用という点でも不健全な地域においては、市街地再開発事業により細分化された敷地を統合し、不燃化された共同建築物に建替え、あわせて公共広場などの公共施設を確保する必要がある。

このため、県は、町、組合等が施行する市街地再開発事業に対し、指導、助成を行い、事業を促進する。

2 住宅市街地総合整備事業

老朽住宅が密集し、公共施設が著しく不足している地区において、住宅市街地総合整備事業により、良質な住宅の供給、居住環境の整備、老朽住宅の建替の促進等を行うことにより、防災性能の向上を図る必要がある。

このため、県は、町への指導を行い、事業を促進する。

3 土地区画整理事業

震災発生時における二次災害は、道路の狭隘、オープンスペースの不足、無秩序な市街地の形成といった都市構造上の脆弱性にもその原因がある。

このため、地域危険度が高く公共用地率が極めて低い木造密集市街地等において、都市基盤施設の整備を図ることによって地域環境を改善し、災害に強いまちづくりを進める必要がある。

また、市街化が進みつつある周辺部においては、スプロール化を未然に防止するため、道路、公園等の都市基盤の整備を先行的に行うことにより、良好な生活環境をもつ災害に強い市街地の形成を目指す必要がある。

このため、県は、町及び組合等が施行する土地区画整理事業に対し指導、助成を行い、事業を促進する。

4 大規模盛土造成地

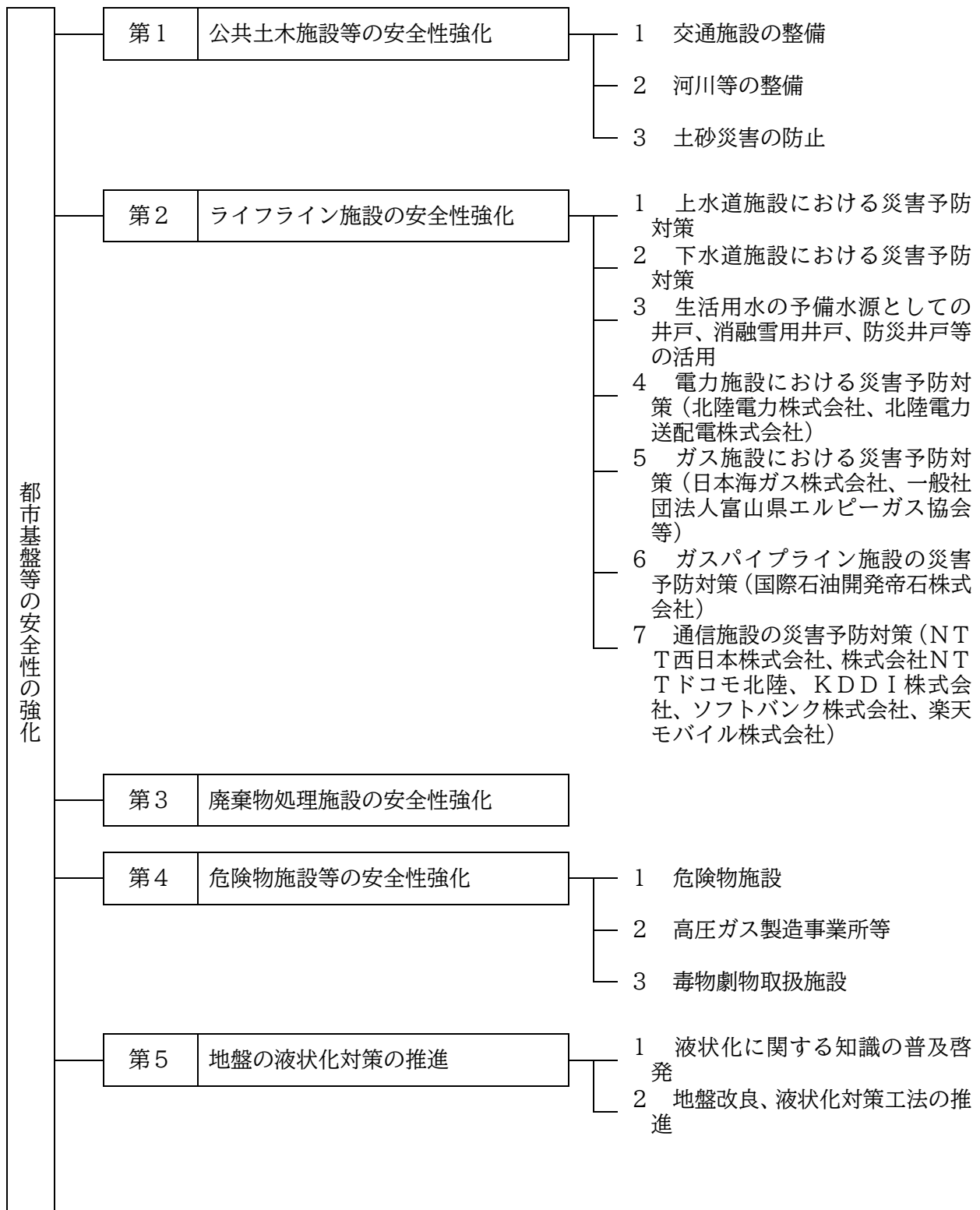
県及び町は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを作成・公表するよう努めるとともに、滑動崩落のおそれ大きい大規模盛土造成地において、宅地の安全性の把握及び耐震化を実施するよう努める。

第2節 都市基盤等の安全性の強化

地震災害の軽減を図るためには、都市機能を支える道路、鉄道、河川等の各種施設や上下水道、電力、ガス、通信等のライフライン施設の耐震化、安全性強化を進めることが必要である。

また、地震においては、落下物の被害、擁壁・がけ等の崩壊、土砂災害等の被害、地盤の液状化被害等が発生しており、その安全性が求められている。

こうした、地震による被害の防止・軽減のために、町、県及び防災関係機関は、都市基盤の安全性強化に努める。



第1 公共土木施設等の安全性強化

実施担当

建設課、農林課、国土交通省北陸地方整備局、富山県立山土木事務所、
富山地方鉄道株式会社

公共土木施設等は、都市機能の根幹をなすものであり、震災時においては、緊急輸送等、復旧の基本となるため、町は、国、県及び防災関係機関と連絡調整を密にし、バランスの取れた整備促進に努めるとともに耐震性強化を推進する。

また、既存の施設が地震時においてもその機能を発揮できるよう計画的・効率的な維持管理や修繕、更新を進めていくとともに、被害が生じた場合に備え、復旧に必要な資材の確保・貯蔵に努める。

1 交通施設の整備

(1) 道路施設

道路は、災害時における住民の避難、消防・医療機関及び緊急物資の輸送、火災の延焼防止等、多様な機能を有していることから、地震時においてもその機能を発揮できるようにするため、次により耐震性に配慮した施設の整備を積極的に推進することで、交通機能の確保に努める。

ア 定期的に点検を行い、これに基づき、緊急通行確保路線など緊急度の高い箇所から順次改良工事を実施する。

イ 橋梁については、緊急通行確保路線等、重要な箇所から計画的に耐震対策を実施する。

ウ 冬期における交通確保については、除雪体制を強化するほかスノーシェッド等の雪寒対策施設について、耐震性に配慮した整備に努める。

(2) 鉄道施設

鉄道は、大量輸送機関であることから、地震による被害が生じた場合には、多数の死傷者が発生する事故に結びつくおそれがある。

このため、富山地方鉄道株式会社は、定期的な安全点検を実施するとともに、耐震基準に応じた施設の改良整備を進め、人命の安全の確保に努める。

2 河川等の整備

本町は、常願寺川の水害により多くの被害を受けており、安政5年(1858年)飛越地震の「鳶山大崩壊」による土石流被害にも見られるように、河川の災害防止は重要である。

このようなことから、地震による水害等から人命・財産等を守るため、町は、県及び防災関係機関と連携し、堤防・護岸等の耐震強化及び安全性の確保に努める。

また、発災後の点検体制(対象施設、実施期限、結果の共有方法等)の強化と継続的な見直し、マニュアルの作成等を行う。

(1) 河川の整備

ア 堤防・護岸の亀裂、沈下等を早期に発見するため、堤防の伐木、除草を実施し、河川巡視などにより日常の管理を十分行う。

イ 地震に起因する堤防の沈下により生じる浸水被害を防止するため、耐震性の不足している河川構造物について、緊急度の高いものから順次対策工事を実施する。

(2) 農業用排水施設の整備

農業用排水施設の被災は、下流域の人家や一般公共施設にも被害が及ぶことが予想されるため、耐震性の不足している施設、老朽化の著しい施設及び建設後の条件変化により機能の低下や脆弱化が進んだ施設について、計画的に改修整備する。

【資料：3-13 重要水防箇所(国土交通省)】

【資料：3-14 重要水防箇所（富山県）】

【資料：3-15 老朽ため池危険箇所】

【資料：7-17 ダム（高さ15.0m以上）】

【資料：7-18 水門・こう門（高さ15.0m未満）】

3 土砂災害の防止

土砂災害は、発生が事前に予測しにくいこと、発生した場合は多数の死傷者を伴うことがあるため、土砂災害の発生が予想される危険箇所（土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所）及び土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域において、国及び県と連携して、砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止などの防災施設の整備に努めるとともに、発災後の点検体制（対象施設、実施期限、結果の共有方法等）の強化と継続的な見直し、マニュアルの作成等に努める。

（1）急傾斜地の安全対策

- ア 日頃から防災関係機関と連携しながら危険区域の巡視を行い、既存崩壊防止施設の点検及びがけ崩れ等による危険の早期発見に努める。
- イ 豪雨や地震に伴う崩壊により多数の住民に危害が生ずると想定される危険区域について、県の指定する「急傾斜地崩壊危険区域」に関する現地掲示板等を設置するとともに、パンフレットや広報たてやま等を活用して住民への周知徹底を図る。
- ウ 危険度の高い箇所から順次崩壊防止工事を推進するとともに、既存施設の適正な管理に努める。
- エ 災害の発生が予想される場合は、避難計画に基づいて避難し、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発表及び伝達、避難、救助その他当該急傾斜地崩壊危険区域内における急傾斜地の崩壊による災害を防止するために必要な警戒避難体制を取る。

（2）土石流、山地災害、地すべり等の防止

- ア 土砂災害が発生するおそれのある危険箇所では、治山、砂防、地すべり対策等を計画的に推進するとともに、人命保護の立場から、住民へこれらの危険箇所の周知に努める。
- イ 危険箇所への雨量計その他の監視施設の設置等、土砂災害に関する観測・情報基盤の整備や警戒避難体制の確立など、災害の軽減に努める。
- ウ 土砂災害は、山地の荒廃等によって長期にわたり繰り返し発生するため、治山・砂防事業において、森林・農地の保全や砂防えん堤など、地域一帯の総合的な対策を進める。
なお、これらの危険箇所のうち、危険度が高く、人家や公共施設が多い箇所については、順次「指定地」に編入して対策工事を実施するよう、県に対して要請する。

（3）「土砂災害防止法」の推進

土砂災害から人命を守るため、土砂災害の危険のある区域を明らかにし、その中で警戒避難体制の整備や危険な箇所への新規住宅等の立地抑制等のソフト対策を進める。

また、重大な土砂災害の急迫した危険が予想される状況において、国や県からの土砂災害緊急情報及び土砂災害の前兆現象等の情報を収集し、適切に住民の避難指示の判断等を行える体制を整備する。

【資料：3-2 急傾斜地崩壊危険箇所】

【資料：3-3 急傾斜地崩壊危険区域指定地】

【資料：3-4 地すべり危険箇所（国土交通省所管）】

【資料：3-5 地すべり危険箇所（林野庁所管）】

【資料：3-6 地すべり危険箇所（農林水産省農村振興局所管）】

【資料：3-7 土石流危険渓流】

【資料：3－8 崩壊土砂流出危険地区（国有林関係）】

【資料：3－9 崩壊土砂流出危険地区（民有林関係）】

【資料：3－10 山腹崩壊危険地区（国有林関係）】

【資料：3－11 山腹崩壊危険地区（民有林関係）】

【資料：3－12 砂防指定地】

【資料：3－15 老朽ため池危険箇所】

【資料：3－18 土砂災害警戒区域等】

第2 ライフライン施設の安全性強化

実施担当

各課、消防本部、自主防災組織、道路管理者、学校、病院、
社会福祉施設、介護老人保健施設、中新川広域行政事務組合、各事業者、
国土交通省北陸地方整備局、富山県立山土木事務所

上下水道、電力、ガス、通信等のライフライン関連施設は、住民の日常生活及び社会・経済活動上欠くことのできないものである。このため、地震災害時においてもその機能を発揮できるよう各機関において防災計画を作成し、耐震性を確保するとともに、系統多重化等による代替性の確保や、オフグリッド化等の取組みの検討を進める。

また、都市計画にあわせ、共同溝・電線類共同溝の整備に努めるとともに、ライフライン機関相互や防災関係機関との情報連絡体制を強化する。

加えて、防災関係機関は被害が生じた場合に備え、復旧に必要な資材の確保・貯蔵に努める。

1 上水道施設における災害予防対策

地震災害時における給水機能を可能な限り維持し、住民の生活用水を確保するため、水道施設の防災性の強化を図る。また、町は、大規模災害を想定した上水道の迅速な復旧に向け、協定事業者のさらなる確保に努める。

（1）緊急時対策

ア 応急給水及び応急復旧の行動指針を作成する。

イ 応急給水を円滑に実施するため、平常時から自治会等と意見交換を行い、共同訓練等の実施に努める。

ウ 応急対策に活用しやすい水道管路図面を整備する。

エ 応急給水、応急復旧に必要な資機材を平素から整備増強しておくとともに、民間所有の資機材の借上げについては、事前に文書により取り決めをしておく。また、資機材が水道事業者間で共用できるよう、使用・規格の統一化に努める。

オ 被災時には、独自に対処することが困難な場合も想定されるため、立山町管工事協同組合、近隣市町村及び日本水道協会富山県支部等の防災関係機関との連絡協力体制を確立する。

（2）施設の整備、耐震化

ア 貯水・取水・浄水施設などの水道施設の重要構造物は、建設年次・施設構造を調査の上、耐震診断を実施し、耐震性の低い施設については補強・増強等を行うよう努める。

イ 送水・配水管は、被害を最も多く受ける施設であり、新設・更新に際しては耐震性の高い管路に取り替えるとともに、継手についても伸縮性のある離脱防止型とするよう努める。

また、配水池、浄水池に接続する管については、可能な限り緊急遮断弁を設置するよう配慮する。

ウ 水道利用者の理解と協力を求めて、給水装置や受水槽の耐震化を推進する。

- エ 12時間分の給水量を貯留できるよう、配水池容量の拡大に努める。
- オ 緊急用貯水槽、大口径配水管を整備し、貯水機能の強化に努める。
- カ 電気設備の停電対策として、無停電電源装置、自家発電設備及び可搬型発電設備等の設置等の対策に努める。

(3) 予備水源の確保

水道の予備水源の整備に努めるとともに、休止水源については、緊急時に使用できるよう定期的な維持管理に努める。

(4) 情報連絡体制

町は、緊急時の通信手段を確保するため、広域通信網及び回線の二重化等によるバックアップシステムの整備を推進するとともに、管路等の重要な施設の情報のデータベース化及びオンライン化に努める。

(5) 防災訓練

「第2編 風水害編 第1章 第8節 第3 防災訓練の充実」に定める内容を準用する。

【資料：13-3 給水戸数・人口】

【資料：13-4 町有給水用具等】

【資料：13-5 町指定給水装置工事業者】

【資料：13-6 上水道施設主要構造物一覧表】

【資料：13-7 立山町上水道施設位置図】

2 下水道施設における災害予防対策

町内の公共下水道事業は中新川広域行政事務組合が、農業集落排水事業は町が管轄している。

このため、中新川広域行政事務組合と協力し、既設下水道施設のうち重要構造物については、建設年次、施設構造等を調査し、耐震診断を実施するとともに、必要に応じて補強、改築を実施する。

新たに建設する下水道施設については、下水道に関する耐震設計基準に基づく耐震対策を導入する。

また、町は、大規模災害を想定した下水道の迅速な復旧に向け、協定事業者のさらなる確保に努める。

(1) 処理場・ポンプ場

ア 施設は、想定される地震により機能を損なう程の破損にいたらないよう、液状化対策を含めた耐震構造とする。

イ 汚水送水管等の配管類は、可とう性伸縮継手を設置し、管の破損、切断を予防するとともに、重要な配管についてはバイパス化、複数化によるバックアップ機能を検討し、必要に応じて導入する。

ウ 機械設備は、移動、転倒及び破損が生じないよう支持及び固定し、耐震対策を実施する。

エ 電気設備は、管路等の浸水や自家発電設備の冷却水断水等による停電対策を実施する。

(2) 管路施設

ア 管路施設のうち重要幹線管渠については、河川や道路横断等の重要な箇所、軟弱地盤、地盤急変箇所等において、必要に応じて地盤改良を実施するとともに、可とう性の管や伸縮継手等を設置し、地震による破断や抜け落ちが生じない構造とする。

さらに、特に重要な幹線については施設のバイパス化、複数化を検討し、必要に応じて導入を図る。

イ マンホール及び取付管は、重要幹線について、液状化のおそれのある箇所において必要に応

じて地盤改良を実施するとともに、可とう性伸縮取付管を設置する。

ウ 橋梁（水管等）は、想定される地震力に耐え得る構造とするとともに、管路には可とう性伸縮継手を設置する。

（3）施設の点検等

ア 平常時の点検は、「下水道維持管理指針」に準拠して実施し、施設の被害を最小限に止め、二次災害の防止を図るとともに、脆弱箇所の把握に努める。

イ 下水道台帳は、災害時に迅速かつ確実にデータの提供が可能となるようにシステム化を図る。また、システム化されるまでの間は、代替性の確保のため、下水道台帳の分散保管を図る。

ウ 応急復旧マニュアルを整備する。

（4）応急復旧のための体制整備

応急対策を同時又は段階的に、実情に応じて円滑に遂行するため、平常時から諸体制を点検、反映していく。

ア 配備体制の整備

下水道施設の防災活動が円滑に実施できるよう、防災訓練等を通して配備体制を点検し、実情に合わせた体制へと反映していく。

イ 民間企業との協力体制

応急復旧対策要員、応急復旧機材の確保のため、施工業者、下水道施設メンテナンス業者、コンサルタント・測量業者、リース・レンタル業者等、民間事業者と協定を締結するなど、協力体制の整備を図る。

ウ 他地方公共団体との相互援助体制

地震災害時の役務及び機材等の提供について、「下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール」に基づき、他地方公共団体と相互援助体制を整備する。

エ 応急対策用機器及び資機材

地震災害時の応急対策が迅速かつ的確に実施できるよう、必要資機材を備蓄、整備する。

オ 防災訓練

地震災害時の対応が円滑かつ的確にできるよう、緊急連絡伝達方法、応急対策の実施方法、応急対策用機材の運転及び取扱方法について、定期的に防災訓練を実施するとともに、防災機関等が行う各種訓練に積極的に参加する。

（5）ライフライン機関相互及び他の防災機関との情報連絡体制の強化

「第2編 風水害編 第1章 第3節 第1 ライフライン施設の安全性強化」に定める内容を準用する。

3 生活用水の予備水源としての井戸、消融雪用井戸等の活用

（1）一般家庭用井戸、営業用井戸

一般家庭用井戸、営業用井戸については、水道の使用量等により井戸の保有を調査し、取水可能量、生活用水としての活用の適否を平常時から把握しておく。

（2）消融雪用井戸等

町の管理する消融雪用井戸については、管理者と協議の上、取水可能量、生活用水としての活用の適否を調査するとともに、取水のための可搬式発電設備、圧力タンク、非常時給水栓の設置のほか、停電時でも取水できる手押しポンプの設置に努める。

また、入浴施設の利用やトイレの設置等について、協定事業者のさらなる確保に努める。

4 電力施設における災害予防対策（北陸電力株式会社、北陸電力送配電株式会社）

「第2編 風水害編 第1章 第3節 第1 ライフライン施設の安全性強化」に定める内容を準用する。

また、各施設において必要に応じ地盤の状況を調査し、耐震性の強化に努める。

5 ガス施設における災害予防対策（日本海ガス株式会社、一般社団法人富山県エルピーガス協会等）

「第2編 風水害編 第1章 第3節 第1 ライフライン施設の安全性強化」に定める内容を準用する。

また、感震機能や安全機能を備えた安全機器の普及促進に努めるほか、LPガス消費者に対し、地震災害時取るべき初期行動について、啓発活動を推進する。

6 ガスパイプライン施設の災害予防対策（国際石油開発帝石株式会社）

「第2編 風水害編 第1章 第3節 第1 ライフライン施設の安全性強化」に定める内容を準用する。

7 通信施設の災害予防対策（NTT西日本株式会社、株式会社NTTドコモ北陸、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社）

「第2編 風水害編 第1章 第3節 第1 ライフライン施設の安全性強化」に定める内容を準用する。

また、各施設において必要に応じ地盤の状況を調査し、耐震性の強化に努める。

第3 廃棄物処理施設の安全性強化

実施担当

住民課、中新川広域行政事務組合、富山地区広域圏事務組合、消防団、産業廃棄物処理施設の管理者

「第2編 風水害編 第1章 第3節 第2 廃棄物処理施設の安全性強化」に定める内容を準用する。

また、公共下水道事業を委託している中新川広域行政事務組合、廃棄物処理事業を委託している富山地区広域圏事務組合と協力し、廃棄物処理施設の耐震性の強化に努める。

【資料：15－6 ごみ処理施設】

【資料：15－7 し尿処理施設】

第4 危険物施設等の安全性強化

実施担当

関係各課、消防本部、上市警察署、各事業者

1 危険物施設

「第4編 事故災害編 第4章 第1節 第1 危険物施設等の安全性の確保」に定める内容を準用する。

また、施設及び屋外設備の耐震化に努める。

【資料：6－9 危険物の貯蔵所と取扱所】

2 高圧ガス製造事業所等

「第4編 事故災害編 第4章 第1節 第1 危険物施設等の安全性の確保」に定める内容を準用する。

また、施設及び屋外設備の耐震化に努める。

【資料：6-10 高圧ガス製造・貯蔵・販売所】

3 毒物劇物取扱施設

「第4編 事故災害編 第4章 第1節 第1 危険物施設等の安全性の確保」に定める内容を準用する。

また、施設及び屋外設備の耐震化に努める。

【資料：6-12 毒物劇物製造、販売所等】

第5 地盤の液状化対策の推進

実施担当	建設課、国土交通省北陸地方整備局、富山県立山土木事務所

近年、地震動による液状化被害も見過ごせないものとなっており、令和6年1月の能登半島地震では、県内で甚大な被害が発生した。町は、県と連携して、地盤の液状化による影響調査を進めるとともに、耐震基準の適用や各種対策工法の普及に努める。

1 液状化に関する知識の普及啓発

町及び公共・公益施設の管理者は、埋立地や旧河道等の液状化のおそれのある箇所を始めとして、地形分類や浅部の地盤データの収集とデータベース化の充実等を図るよう努める。

また、町は、地盤の液状化が予想される地域における建築物等の被害を未然に防止するため、住民に対し、液状化マップ等により地盤の液状化発生の仕組みや、地震被害想定に基づく液状化の危険性の高い地域、過去に町内で生じた液状化被害の記録などの液状化に関する知識の普及啓発、宅地の安全性の把握及び耐震化を実施するよう努める。

2 地盤改良、液状化対策工法の推進

町は、県及び公共・公益施設の管理者と連携して、施設の設置に当たって、地盤改良等により、液状化の発生を防止する対策や、液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策を実施する。

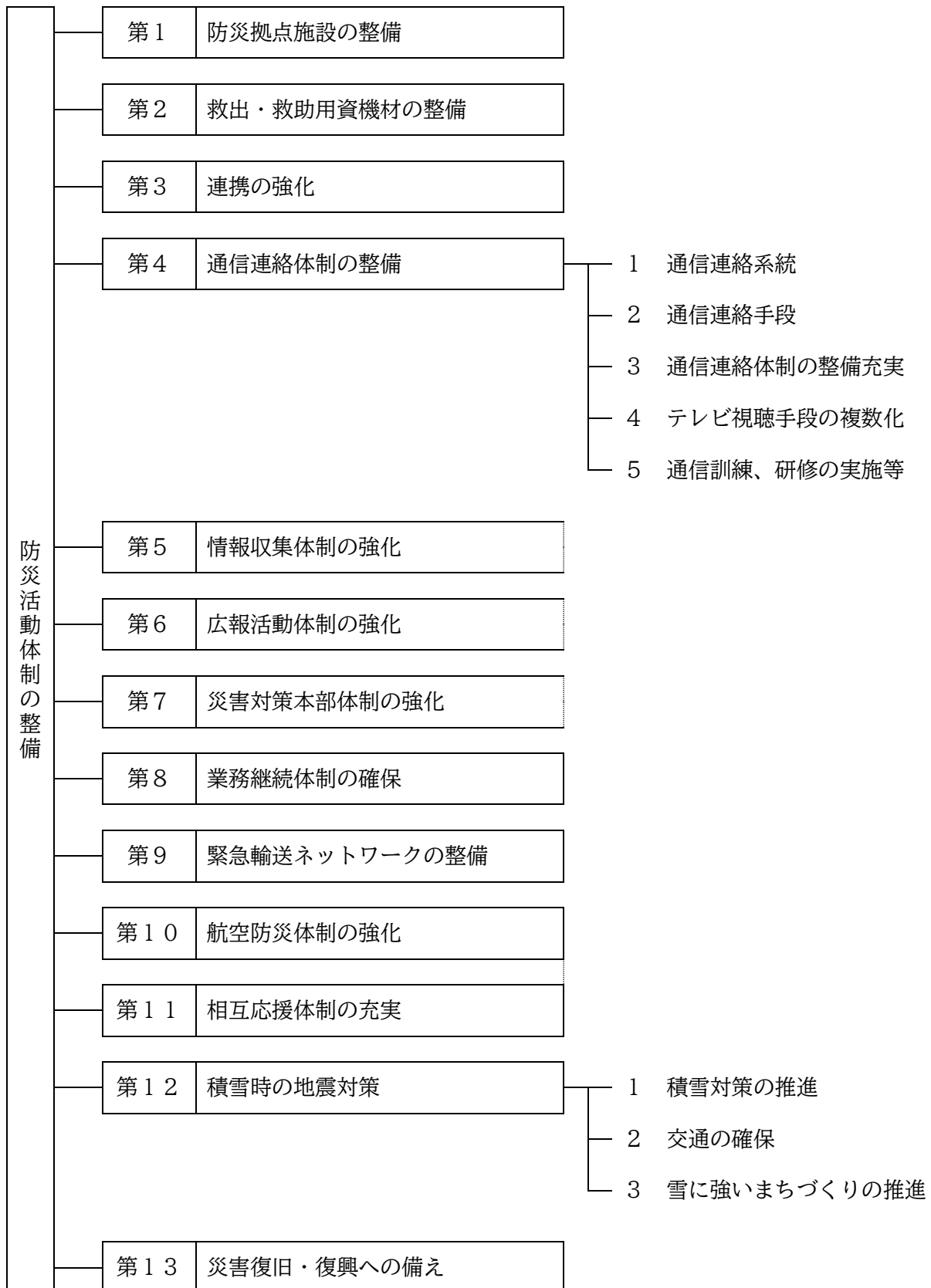
また、民間の建築物については、液状化被害を最小限に抑える対策を実施するよう、建築主、設計者、施工者に指導・助言を行う。

第3節 防災活動体制の整備

同時多発的な火災の発生、建築物の倒壊、多数の負傷者の発生など、地震発生直後から次々に起きる地震災害に迅速かつ的確に対応し、被害を最小限に止めるため、町、県及び防災関係機関において速やかに初動活動体制を整え、所管する防災機能を十分に発揮することが重大な使命である。

このため、災害対策活動の拠点となる施設の整備を進めるとともに、情報収集や避難誘導、救助・救急活動が広域的かつできる限り早急に行える体制を確立することが必要である。

防災体制づくりとして、防災拠点施設や防災活動の拠点となる施設の整備や防災資機材の備蓄を進めるとともに、通信ネットワークの強化による通信連絡体制の整備、緊急輸送体制や航空防災体制の整備強化、さらには、相互応援体制の充実等による陸・空それぞれにおいて相互連携した広域的な支援体制を充実させるなど、防災活動体制の整備に努める。



第1 防災拠点施設の整備

実施担当	関係各課

「第2編 風水害編 第1章 第4節 第1 防災拠点施設の整備」に定める内容を準用する。

第2 救出・救助用資機材の整備

実施担当	建設課、国土交通省北陸地方整備局、富山県立山土木事務所

町及び防災関係機関は、平素から地震災害の発生に備えて、ロープ・空気呼吸器・エンジンカッター・発電機・投光器・応急給水機材などの救助用資機材の整備充実に努めるとともに、地震災害発生に際し、直ちに使用できるよう点検整備をしておく。整備に当たっては、車両や資機材を小型・軽量化するなど、被災地の道路状況が悪い場合や空路を活用して被災地入りする場合も想定した救助用資機材の整備に留意する。

なお、救助活動が円滑に実施できるように他の機関、民間団体・業者等が所有する救出・救助用資機材等を借上げできるよう協力体制を確立しておく。

【資料：9－1 救急・救助用資機材等】

第3 連携の強化

実施担当	総務課

「第2編 風水害編 第1章 第4節 第4 連携の強化」に定める内容を準用する。

第4 通信連絡体制の整備

実施担当	総務課、企画政策課

地震災害時の通信連絡手段を確保するため、情報通信施設の非常用電源設備の整備など停電対策、情報通信施設の危険分散、衛星携帯電話や公衆無線LAN等の無線を活用したバックアップ等、通信路の多ルート化、デジタル化の推進に努めるとともに、定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築等による防災対策を推進する。

また、緊急情報連絡体制を確保するため、無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によりネットワークを強化する。

さらに、地震災害情報の通信及び広報手段として、インターネット、地上デジタル放送や携帯端末をはじめとするITの積極的な活用を図り、携帯端末の緊急速報メール機能、SNS、ワンセグ放送、Lアラート（災害情報共有システム）等の活用による警報等の伝達手段の多重化・多様化に努める。

特に、災害時に孤立するおそれのある地域で停電が発生した場合に備え、衛星通信などにより、当該地域の住民との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意する。

また、通信が途絶している地域で応援部隊や派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努める。

なお、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入にも努める。

1 通信連絡系統

「第2編 風水害編 第1章 第4節 第5 通信連絡体制の整備」に定める内容を準用する。

2 通信連絡手段

「第2編 風水害編 第1章 第4節 第5 通信連絡体制の整備」に定める内容を準用する。

3 通信連絡体制の整備充実

(1) 震度情報ネットワークシステム

県は、地震による被害情報を早期に把握し、迅速な初動活動を実施するため、県内各市町村に計測震度計を設置し、震度情報等を収集するとともに、その情報を消防庁に発信する震度情報ネットワークを運用（平成21年にシステムを更新済）しており、町は、当システムによる県内全体の震度情報等の提供を受けている。

【資料：2-7 震度情報ネットワーク事業における本町の震度計設置場所】

(2) 防災行政無線等の整備促進

町域を網羅する防災行政無線の整備、充実に努める。

なお、町は、地震災害時に指定緊急避難場所となる学校や救援物資の物流拠点となる施設との通信ネットワークにも配慮し整備に努める。

また、住民に対する災害時の情報の迅速かつ的確な収集伝達を図るため、防災行政無線に加えて、孤立化が懸念される山間地集落等地域の実情に応じて衛星通信の整備に努めるとともに、携帯端末の緊急速報メール機能、Lアラート（災害情報共有システム）等、伝達手段の多重化・多様化に努める。

【資料：10-1 富山県総合防災情報システム】

【資料：10-2 震度情報ネットワークシステム連絡系統図】

【資料：10-3 富山県高度情報通信ネットワーク系統図】

(3) 非常通信体制の強化

町は、防災行政無線のほか、防災相互無線、衛星通信、携帯電話、非常用電源等の整備充実に努める。

また、地震災害時などに加入電話等又は自己の所有する無線通信施設等が使用できないとき、又は利用することが困難となったときに対処するため、電波法（昭和25年法律第131号）第52条の規定に基づく非常無線通信の活用を図ることとし、非常通信協議会を通じ、非常通信体制を強化する。

【資料：10-5 非常通信用無線局（中新川郡）】

(4) 富山県総合防災情報システム・防災ネット富山の活用

県本庁・出先機関、県内市町村、各消防本部等を接続した「富山県総合防災情報システム」を利用して、迅速かつ的確な情報収集・伝達を行う。

また、国土交通省が国、県、市町村を光ケーブルで結び、雨量や水位、画像情報等を共有化した「防災ネット富山」を活用する。

(5) 多様な通信手段の確保

N T T西日本株式会社が指定する災害時優先電話の確保を図るとともに、通信途絶時に対応した衛星携帯電話の活用など多様な通信手段の確保に努める。

また、インターネット等についても有効に活用できるよう体制の整備を図るとともに、日本アマチュア無線連盟富山県支部、地域のアマチュア無線クラブ等との災害時連携について検討する。

(6) 全国瞬時警報システム（J-ALERT）の活用

町は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）により、地震等の緊急情報を受信したときは、直ちに防災関係機関及び住民にその内容を伝達する。

(7) 緊急地震速報受信システムの整備

緊急地震速報は、地震発生直後に、各地での強い揺れの到達時刻や震度を予測し、可能な限り素早く知らせる情報であり、強い揺れの前に身の安全を取ることができる。

このため、町は、学校等への緊急地震速報受信システムの整備に努め、児童生徒や施設利用者の安全の確保を図る。

4 テレビ視聴手段の複数化

「第2編 風水害編 第1章 第4節 第5 通信連絡体制の整備」に定める内容を準用する。

5 通信訓練、研修の実施等

「第2編 風水害編 第1章 第4節 第5 通信連絡体制の整備」に定める内容を準用する。

第5 情報収集体制の強化

実施担当	総務課

「第2編 風水害編 第1章 第4節 第6 情報収集体制の強化」に定める内容を準用する。

第6 広報活動体制の強化

実施担当	企画政策課

「第2編 風水害編 第1章 第4節 第7 広報活動体制の強化」に定める内容を準用する。

第7 災害対策本部体制の強化

実施担当	総務課

「第2編 風水害編 第1章 第4節 第8 災害対策本部体制の強化」に定める内容を準用する。

第8 業務継続体制の確保

実施担当	総務課、ライフライン事業者

「第2編 風水害編 第1章 第4節 第9 業務継続体制の確保」に定める内容を準用する。

第9 緊急輸送ネットワークの整備

実施担当	総務課、建設課、国土交通省北陸地方整備局、富山県立山土木事務所

「第2編 風水害編 第1章 第4節 第10 緊急輸送ネットワークの整備」に定める内容を準用する。

第10 航空防災体制の強化

実施担当	総務課

「第2編 風水害編 第1章 第4節 第11 航空防災体制の強化」に定める内容を準用する。

第11 相互応援体制の充実

実施担当	関係各課

「第2編 風水害編 第1章 第4節 第12 相互応援体制の充実」に定める内容を準用する。

第12 積雪時の地震対策

実施担当	建設課、国土交通省北陸地方整備局、富山県立山土木事務所

冬期において地震が発生した場合、他の季節に発生する地震災害に比べて、積雪による被害の拡大や指定避難所・避難路の確保等に支障が生じることが懸念される。

このため、町は、積雪・寒冷対策を推進することにより、冬期における地震被害の軽減に努める。

1 積雪対策の推進

積雪期における地震対策は、除排雪体制の整備、雪に強いまちづくり等、総合的・長期的な雪対策の推進により確立される。

このため、町及び防災関係機関は、相互に連携協力して実効ある雪対策の確立と雪害の防止に努める。

2 交通の確保

地震発生時には、防災関係機関の行う緊急輸送等の災害応急対策の円滑な実施を図るため、道路交通の緊急確保を図ることが重要である。

このため、各道路管理者は、除・排雪体制の充実を図るとともに、防雪施設（スノーシェッド、雪崩防止柵等）、消融雪施設等の整備を推進し、安全な道路交通の確保に努める。

（1）除雪体制の強化

ア 道路管理者は、国道、県道、町道及び高速自動車国道の整合のとれた除雪体制を強化するため、相互の緊密な連携の下に除雪計画を策定する。

また、道路管理者は、除雪水準の向上を図るため、自然条件（地形、積雪状況等）に適合した除雪機械の確保に努める。

イ 積雪寒冷地域に適した道路整備の促進

道路管理者は、冬期交通の確保を図るため、道路整備、雪崩等による交通障害を予防するための防雪施設の整備、消融雪施設の整備等を推進する。

（2）航空輸送の確保

ア 緊急時ヘリポートの確保

県及び町は、孤立が予想される集落のヘリポートの確保を促進するとともに、緊急時のヘリポート（場外離発着場を含む。）の除雪体制の強化を図る。

3 雪に強いまちづくりの推進

（1）家屋倒壊の防止

町は、住宅の耐震性を確保し、屋根雪荷重の増大による地震時の家屋倒壊等を防止するため、建築基準法の構造規定を遵守するよう指導等に努める。

（2）地域相互救助体制の確立

自力で屋根雪の処理が困難な世帯に対して、自主防災組織、ボランティアの協力体制等、地域の相互援助体制の確立を図る。

(3) 積雪・寒冷期における避難路、指定緊急避難場所等の確保

町は、除雪機械の設置、消融雪施設（流雪溝等）の整備等によって除雪を促進するとともに、防雪施設の整備を行うことにより、指定緊急避難場所及び避難路の確保を図る。

また、指定緊急避難場所に小型除雪機械やテントを整備するとともに、施設の耐雪構造化に努める。

さらに、毛布の備蓄、ストーブなどの暖房設備の確保等、指定避難所での寒冷対策に留意する。

(4) 積雪期における情報収集体制の確立

町は、県と連携して、無人航空機を活用したレーザー測量など最新技術の導入や防災関係機関・民間との連携促進等により、積雪期においても被害状況の把握が遅れることがない情報収集体制の確立を図る。

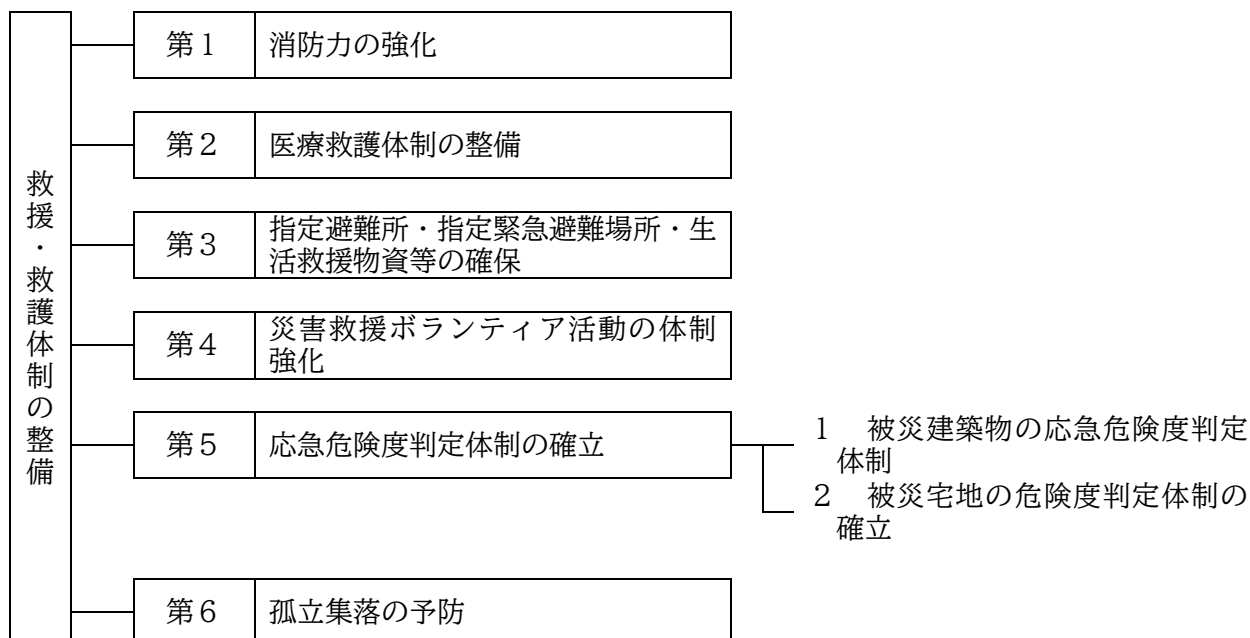
第13 災害復旧・復興への備え

実施担当	総務課、税務課、住民課

「第2編 風水害編 第1章 第4節 第13 災害復旧・復興への備え」に定める内容を準用する。
また、町等は、地震による災害廃棄物の発生を抑制するため、建築物の耐震化等に努める。

第4節 救援・救護体制の整備

発災直後からの人命の安全確保を最優先におき、消防力の強化、医療救護体制の整備、指定避難所・指定緊急避難場所・生活救援物資等の確保、防災ボランティア活動の支援などの救援・救護体制の整備を推進し、被害の可能な限りの軽減に努める。



第1 消防力の強化

実施担当 総務課、消防本部、消防団、自治会、自主防災組織

「第3編 火災編 第1章 第6節 第1 消防力の強化」に定める内容を準用する。

第2 医療救護体制の整備

実施担当 総務課、健康福祉課、日本赤十字社富山県支部、富山県赤十字血液センター

「第2編 風水害編 第1章 第5節 第2 医療救護体制の整備」に定める内容を準用する。

第3 指定避難所・指定緊急避難場所・生活救援物資等の確保

実施担当 総務課、住民課、健康福祉課、建設課、商工観光課、水道課、教育課、国土交通省北陸地方整備局、富山県立山土木事務所、自主防災組織

「第2編 風水害編 第1章 第5節 第3 指定避難所・指定緊急避難場所・生活救援物資等の確保」に定める内容を準用する。

第4 災害救援ボランティア活動の体制強化

実施担当 総務課、健康福祉課、社会福祉協議会

「第2編 風水害編 第1章 第5節 第4 災害救援ボランティア活動の体制強化」に定める内容を準用する。

第5 応急危険度判定体制の確立

実施担当	総務課、国土交通省北陸地方整備局、富山県立山土木事務所

1 被災建築物の応急危険度判定体制

地震による災害発生時においては、被災建築物等による二次災害を防止するため、被害状況及び被災建築物等の地震活動に対する耐力の把握を行うなど、被災建築物に対し速やかに対処する必要があるため、県及び建築関係団体との協力体制のもと被災建築物応急危険度判定体制やその後の復旧対策の体制等を確立する必要がある。

このため、地震発生時に備えて、次の事項を推進する。

- (1) 被災建築物等の応急危険度判定（居住継続の可否等の判断）を行う判定実施本部の組織の確立
- (2) 県及び建築関係団体との協力体制の確立
- (3) 被災建築物応急危険度判定に必要な資機材の備蓄

2 被災宅地の危険度判定体制の確立

地震による宅地被害が広範囲に発生した場合には、町職員だけでは、被害状況調査の実施が困難であることから、町の枠組みを越えた調査体制の整備が必要である。

このことから、被災宅地の状況について調査・判定する知識及び経験を有する技術者を被災宅地危険度判定士として県においてあらかじめ認定・登録を行った上、災害時にこれら技術者をボランティアとして派遣する体制等を確立する必要がある。

このため、災害発生時に備えて次の事項を推進する。

- (1) 被災宅地等の危険度判定を行う判定実施本部の組織の確立
- (2) 県及び建築関係団体との協力体制の確立
- (3) 被災宅地等の危険度判定に必要な資機材の備蓄

第6 孤立集落の予防

実施担当	総務課、消防本部、上市警察署

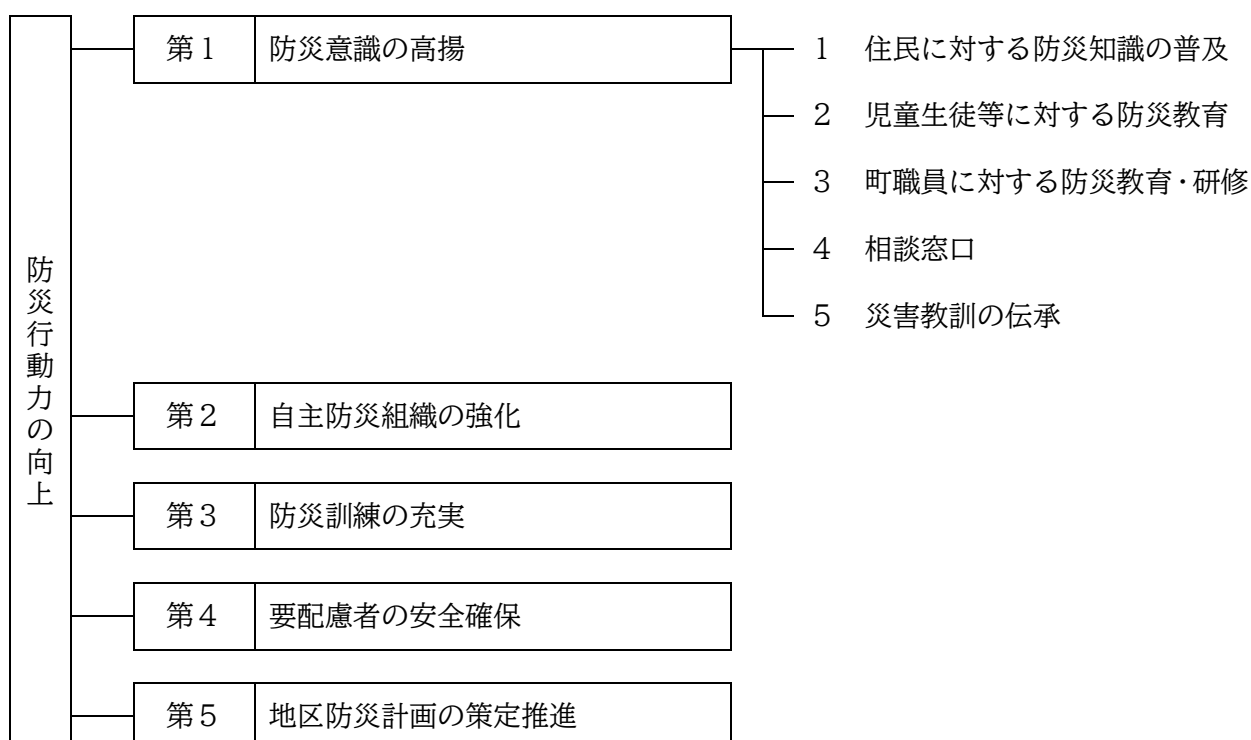
「第2編 風水害編 第1章 第5節 第5 孤立集落の予防」に定める内容を準用する。

第5節 防災行動力の向上

大規模な地震による被害は、広い地域にわたり、火災の同時多発、交通の混乱、被災者の発生等各種の被害をもたらすことから、行政の対応にあわせて住民や事業所等の迅速な活動が不可欠である。しかも、大規模な災害時には行政自体も被災することから防災対応に限界がある。

住民は、「自分の身は自分で守る、みんなのまちはみんなで守る。」ことを認識するとともに、町をはじめ防災関係機関は、地域の防災行動力の向上に努め、被害の未然防止や軽減を図ることが必要である。

このため、防災広報、防災教育などの防災意識の高揚、住民・事業所等による自主防災組織の強化、防災関係機関を中心とする防災訓練の実施及び要配慮者の安全確保などを通じて、防災行動力の向上に努める。



第1 防災意識の高揚

実施担当	各課

地震による被害を最小限に止めるためには、住民をはじめ防災関係機関等が地震災害に関する知識と各自の防災対応について、日頃から習熟しておくことが不可欠である。

このため、町をはじめ防災関係機関は、住民の防災意識の高揚を図るとともに、家庭や職場、学校などにおける地域の防災行動力を向上させるため、防災知識の普及啓発、防災教育の推進に努める。その際、要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、多様な視点に十分配慮するとともに、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いにも配慮するよう努める。

さらに、過去の災害の教訓を踏まえ、全ての住民が災害から自らの命を守るためには、住民一人一人が確実に避難できるようになることが必要である。このため、地域の関係者との連携のもと、居住地、職場、学校等において、地域の災害リスクや「自分は災害に遭わない」という思い込み（正常性

バイアス)等の必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練の実施に努める。

1 住民に対する防災知識の普及

住民に対し、専門家の知見も活用しながら、ハザードマップの理解、家屋の耐震診断や家具類の転倒防止対策、食料・飲料水等の個人備蓄、非常持出品の準備等、家庭での予防・安全対策及び地震発生時取るべき行動、被害想定の数値等の正確な意味の理解促進など防災知識の普及啓発を多様な手段により推進する。また、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、災害時のシミュレーション結果や人流データの分析、県による県民へのアンケート結果から令和6年能登半島地震における避難の実態を示すなどにより危険性や適切な避難行動の重要性を周知する。

さらに、国、県及び町は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクと取るべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組みを支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る。

(1) 普及の方法

「第2編 風水害編 第1章 第8節 第1 防災意識の高揚」に定める内容を準用する。

(2) 普及の内容

ア 各機関の防災体制

イ 地震に対する一般的知識(被害想定の数値等の正確な意味を含む。)

(ア) 地震の発生メカニズム(海溝型地震と断層型地震の違い)

(イ) 富山県の主要活断層の位置

(ウ) 地震規模(マグニチュード)

(エ) 震度分布

(オ) 地震発生確率

(カ) 長周期地震動に関する観測情報

ウ 過去の主な被害事例

エ 普段からの心がけ

(ア) 住宅の点検

(イ) 屋内の整理点検

(ウ) 火災の防止(消火器の準備、ガスのマイコンメーターや感震ブレーカーの設置等を含む。)

(エ) 応急救護

(オ) 最低3日間分(推奨一週間分)の非常食料・飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレ用トイレットペーパー等の準備

(カ) 指定避難所・指定緊急避難場所、避難路の確認

(キ) 非常持出品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備

(ク) 家具・ブロック塀等の転倒防止対策

(ケ) 基本的な防災用資機材の操作防止対策

(コ) 自動車へのこまめな満タン給油

(サ) 地震保険・共済への加入等の生活再建に向けた事前の備え

オ 地震発生時の心得

(ア) 場所別、状況別の心得

(イ) 出火防止及び初期消火

(ウ) 避難の心得

(エ) 家族間の連絡方法(N T T西日本株式会社の伝言ダイヤル「171」、災害用伝言板等)

カ デジタル技術の活用

防災アプリや県によるシームレスデジタル防災マップの活用等、避難行動を促す仕組みの構築に努める。

(3) 地震ハザードマップの活用

町は、地震ハザードマップを用いて住民に対し周知を図る。また、地震ハザードマップが住民等の避難に有効に活用されるよう、その内容を十分検討するとともに、住民による建物の耐震補強、将来的な居住場所の移転、土地取引における活用等を通じて、その内容を理解してもらうよう努める。

2 児童生徒等に対する防災教育

「第2編 風水害編 第1章 第8節 第1 防災意識の高揚」に定める内容を準用する。

3 町職員に対する防災教育・研修

「第2編 風水害編 第1章 第8節 第1 防災意識の高揚」に定める内容を準用する。

4 相談窓口

「第2編 風水害編 第1章 第8節 第1 防災意識の高揚」に定める内容を準用する。

5 災害教訓の伝承

「第2編 風水害編 第1章 第8節 第1 防災意識の高揚」に定める内容を準用する。

第2 自主防災組織の強化

実施担当	総務課、消防本部、自主防災組織、各事業所

「第2編 風水害編 第1章 第8節 第2 自主防災組織の強化」に定める内容を準用する。

第3 防災訓練の充実

実施担当	各課、消防本部、自主防災組織、道路管理者、学校、病院、社会福祉施設、介護老人保健施設

「第2編 風水害編 第1章 第8節 第3 防災訓練の充実」に定める内容を準用する。

第4 要配慮者の安全確保

実施担当	住民課、健康福祉課、自主防災組織、社会福祉施設、介護保険施設

「第2編 風水害編 第1章 第8節 第4 要配慮者の安全確保」に定める内容を準用する。

第5 地区防災計画の策定推進

実施担当	総務課

「第2編 風水害編 第1章 第8節 第5 地区防災計画の策定推進」に定める内容を準用する。

第6節 調査研究

実施担当	総務課

地震による被害は、広域的でかつ各種の災害が複合して発生するなど、多種多様である。

このため、町及び防災関係機関は、各種の被害とその対策を総合的かつ科学的に調査・研究することが必要であるとともに、災害発生時における円滑な消火活動、人命救助活動等に資するよう、官民連携による革新的技術の実用化に向けた研究開発を推進する。

また、町においては、これら各種の調査による成果を利用し、災害の危険性を地域の実情に即して的確に把握するための防災アセスメントを積極的に実施する。

1 地域危険度調査研究の促進

町は、「防災アセスメントマニュアル」（消防庁防災課監修）等に基づく防災アセスメントを実施することにより、その成果を活用して、地域の災害危険性を総合的かつ科学的に把握し、コミュニティレベル（集落単位、自治会単位、学校区単位）でのきめ細かな地区別防災カルテ※、防災マップの作成を積極的に推進する。

防災カルテ等に記載すべき事項を例示すれば、災害危険箇所、指定避難所、指定緊急避難場所、避難路、防災関係施設、土地利用の変遷及び災害履歴等が考えられる。

※地区別防災カルテ

集落単位、自治会単位、学校区単位などに災害危険箇所、指定緊急避難場所、避難路、防災関係施設、人口の動態等を明らかにしたもの。

第2章 地震災害応急対策

地震による災害が発生した場合、町、県及び防災関係機関は、法令及び本計画並びに各機関の防災に関する計画の定めるところに基づき、総力をあげて、災害応急対策に当たる。

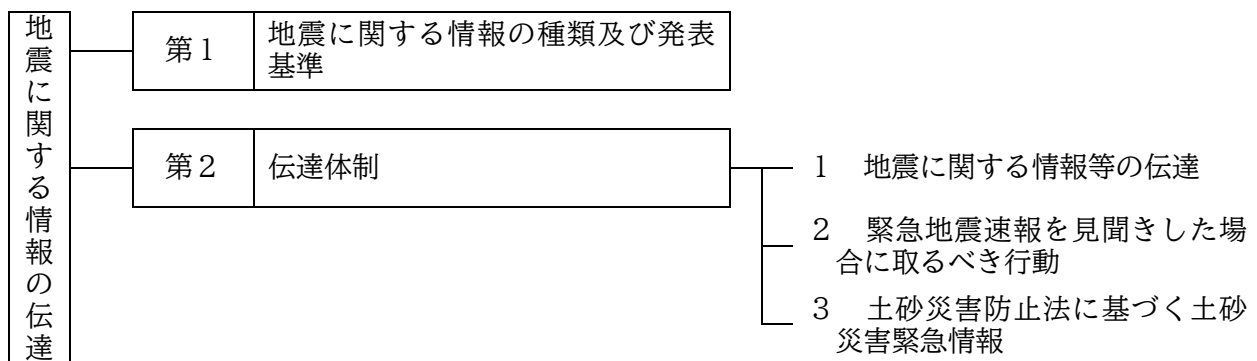
災害応急対策としては、災害発生直前の警報等の伝達、避難誘導等の対策があり、発生後は、被害規模の情報を収集し、その情報に基づき災害対策本部の設置や広域的な応援要請を行うなど、迅速かつ的確な初動体制を取り、人命の救助・救急、医療救護及び消火等の緊急救護活動を行う。

また、被害状況に応じて、避難活動、交通規制・緊急輸送対策を進めるとともに、被災者に対して必要な生活支援（飲料水・食料・生活必需品の供給等）を行う。

当面の緊急事態に対処した後は、廃棄物処理・防疫・食品衛生対策、警備活動等による社会生活の維持を図るとともに、二次災害の被害拡大の防止、ライフライン・公共施設等の社会諸機能の応急復旧活動を実施する。

第1節 地震に関する情報の伝達

地震に関する情報の種類、発表基準を明らかにするとともに、これらの伝達系統、手段等の伝達体制の周知徹底を図る。



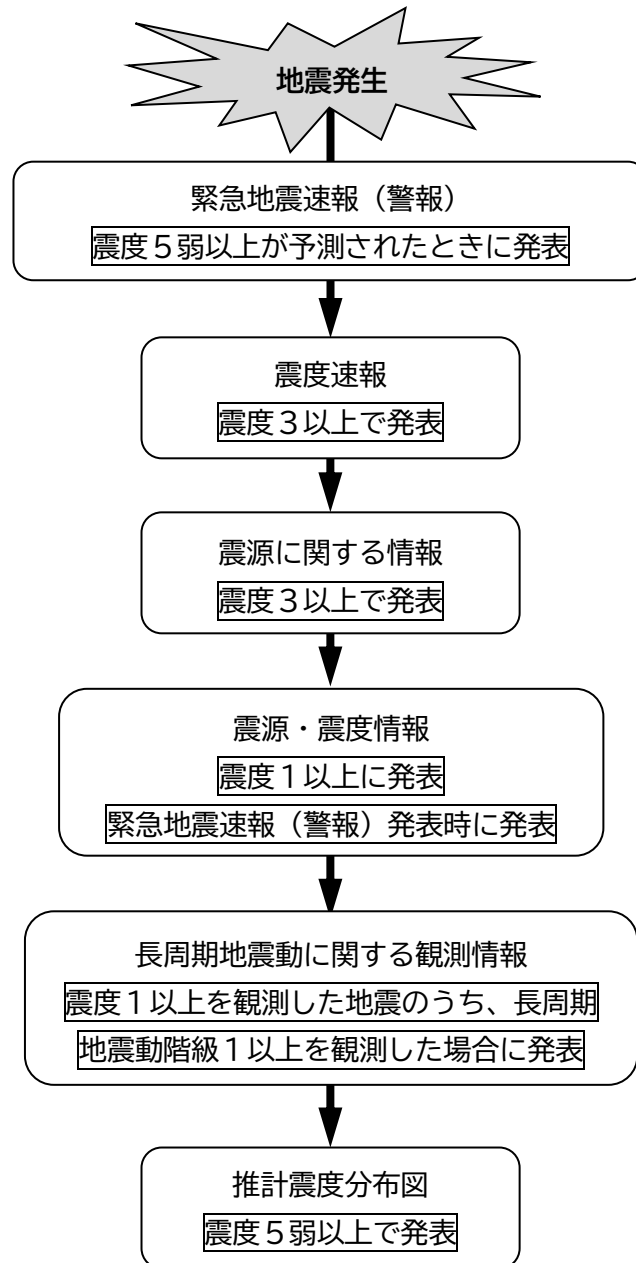
第1 地震に関する情報の種類及び発表基準

実施担当	総務部総務班（総務課）

気象庁では、地震発生直後から地震に関する様々な情報が発表される。

【資料：2－5 地震に関する情報】

■ 地震に関する情報の発表の流れ



第2 伝達体制

実施担当

総務部総務班（総務課）、総務部調査広報班（企画政策課）、
消防部総務班（消防本部）、NHK富山放送局等

1 地震に関する情報等の伝達

地震に関する情報は、危険地域に対して迅速に周知する必要があるため、防災関係機関は、「地震に関する情報等伝達系統図」により、迅速かつ的確に伝達する。

また、地震に関する情報の伝達に当たっては、走行中の車両、運行中の列車、観光客等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線、テレビ、ラジオ、インターネット、緊急速報メール等の移動体通信事業者が提供するサービス等のあらゆる手段を活用するものとし、防災関係機関は、伝達手段の多重化、多様化を図る。

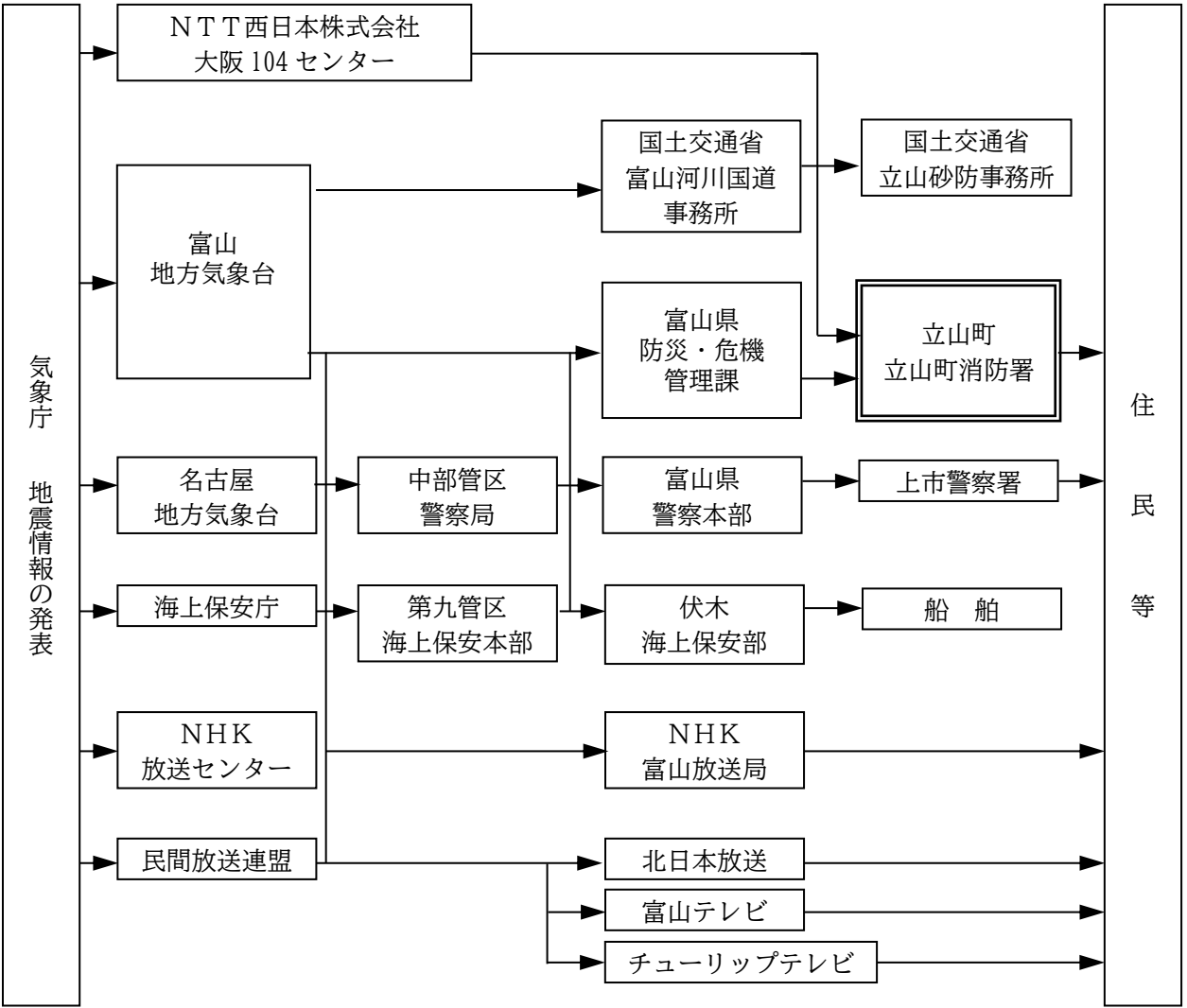
（1）県は、「富山県総合防災情報システム」により、町及び消防署に伝達する。

（2）NHK富山放送局は、NHK放送センター又は富山地方気象台から通知があったときは、ラジオにあっては番組間を利用（緊急の場合は番組を一時中断）し、テレビにあっては字幕等によって放送し、住民に通知する。

その他の放送機関は、富山地方気象台から通知があったときは、ラジオにあっては番組間を利用（緊急の場合は番組を一時中断）し、テレビにあっては字幕等によって放送し、住民に通知する。

（3）町は、同報系防災行政無線や広報車、緊急速報メール等により、住民等へ周知するとともに、防災関係機関への伝達を行う。

■ 地震に関する情報等伝達系統図



2 緊急地震速報を見聞きした場合に取るべき行動

緊急地震速報が発表されてから強い揺れが来るまでは、わずかな時間しかないため、震度又は長周期地震動階級のいずれの基準によるものかに関わらず、緊急地震速報を見聞きしたときは、まずは自分の身の安全を守る行動を取る必要がある。

場 所	取るべき行動の具体例
自宅等の屋内	○ 頭を保護し、大きな家具からは離れ、丈夫な机の下等に隠れる。 <注意> ・あわてて外へ飛び出さない。 ・その場で火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場合は無理して消火しない。 ・扉の近くにいれば、扉を開けて避難路を確保する。
駅やデパート等の集客施設	○ 館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動する。 <注意> ・あわてて出口・階段等に殺到しない。 ・吊り下がっている照明等の下からは退避する。

場 所	取るべき行動の具体例
車の運転中	○ 後続の車が情報を聞いていないおそれがあることを考慮し、あわててスピードを落とすことはしない。 ○ ハザードランプを点灯する等して、まわりの車に注意を促したのち、急ブレーキは踏まずに、緩やかにスピードを落とす。 ○ 大きな揺れを感じたら、急ハンドル、急ブレーキを避ける等、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させる。
屋 外	【市街地】 ○ ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。 ○ ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れる。 ○ 丈夫なビルのそばであれば、ビルの中に避難する。 【山地】 ○ 山やがけ付近では、落石やがけ崩れに注意する。
その他	○ 鉄道やバスなどに乗車中の場合は、つり皮や手すりにしっかりつかまる。 ○ エレベーター内の場合は、最寄りの階で停車させて、すぐに降りる。

3 土砂災害防止法に基づく土砂災害緊急情報

(1) 緊急調査

重大な土砂災害の急迫した危険があるときにおいて、特に高度な専門的知識及び技術が必要である場合（土石流及び河道閉塞等による湛水等の高度な技術を要する土砂災害）は国が、その他の場合は県が緊急調査を行う。

(2) 土砂災害緊急情報の通知及び周知

国又は県は、町の避難指示の判断に資するため、緊急調査の結果に基づき、土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を、町長に通知するとともに、一般に周知するため必要な措置を講ずる。

ア 町への通知

国及び県は、緊急調査の結果、土砂災害緊急情報を通知する必要がある場合においては、関係市町村に対し通知する。

イ 地域住民への周知

県及び町は、土砂災害のおそれがある土地の区域とその時期について、住民説明会等により被害のおそれのある地域に居住する住民に説明を行う。

ウ 報道機関等への発表

国及び県は、土砂災害緊急情報を通知した場合においては、緊急情報を通知した旨を報道機関等に発表する。

第2節 応急活動体制

地震により大規模な災害が発生した場合、災害の拡大防止と被災者の救援救護に努め、被害の発生を最小限に止める必要がある。

このため、県及び防災関係機関並びに住民の協力を得て、その有する全機能を発揮して、災害応急活動を実施する。

応急活動体制	第1	配備体制
	第2	動員体制の確立
	第3	参集場所等
	第4	参集時の留意事項
	第5	動員配備の連絡
	第6	町災害対策本部
	第7	災害救援ボランティアとの連携
	第8	帰宅困難者対策

第1 配備体制

実施担当 各部各班

防災活動及び応急対策実施を推進するために町が取るべき体制は、次の基準による。

■ 職員の非常配備基準（地震災害）

種 別	配備基準	配備の内容
第1 非常配備 (準備体制)	1. 町の区域で震度4の地震が発生したとき。 又は 2. 町長が必要と認め、当該配備を指令したとき。	① 総務・建設・農林・水道の各課及び消防署の職員をもって、情報収集活動、災害応急活動等が円滑に実施できる体制を取る。 ② その他関係課等は所要人員をもって、主として関係施設等の被害調査及び情報連絡活動に当たる。 ③ 状況によって、速やかに第2 非常配備に移行し得る体制を取る。
第2 非常配備 (警戒体制)	1. 町の区域で震度5弱の地震が発生したとき。 又は 2. 町長が必要と認め、当該配備を指令したとき。	① 総務・建設・農林・水道の各課及び消防署の職員は全員、その他の課は係長以上全員及び所管課長が必要と認めた所要の人員をもって、災害の状況に応じた応急対策活動を開始する。 ② 状況によって、速やかに災害対策本部が設置し得る体制を取る。 ③ 避難所運営主務と重複する場合は、避難所の開設を優先する。
第3 非常配備 (非常体制) 災害対策本部 の設置	1. 町の区域で震度5強の地震が発生したとき。 又は 2. 町長が必要と認め、当該配備を指令したとき。	① 全職員が登庁し、応急対策活動を実施する。 なお、登庁することが困難な場合には、所属長に、その旨を伝えるとともに、最寄りの避難場所等へ参集し応急活動に従事する。

第2 動員体制の確立

実施担当 各部各班

「第2編 風水害編 第2章 第4節 第2 動員体制の確立」に定める内容を準用する。

第3 参集場所等

実施担当 各部各班

「第2編 風水害編 第2章 第4節 第3 参集場所等」に定める内容を準用する。

第4 参集時の留意事項

実施担当 各部各班

「第2編 風水害編 第2章 第4節 第4 参集時の留意事項」に定める内容を準用する。

第5 動員配備の連絡

実施担当	各部各班

「第2編 風水害編 第2章 第4節 第5 動員配備の連絡」に定める内容を準用する。

ただし、勤務時間外に各配備体制における配備基準に定められた震度の地震が町域内で発生した場合は、事前に指定されている職員は速やかに町役場庁舎に登庁する。

第6 町災害対策本部

実施担当	各部各班

「第2編 風水害編 第2章 第4節 第6 町災害対策本部」に定める内容を準用する。

第7 災害救援ボランティアとの連携

実施担当	災害救助部救助班（健康福祉課）、町社会福祉協議会

「第2編 風水害編 第2章 第4節 第7 災害救援ボランティアとの連携」を準用する。

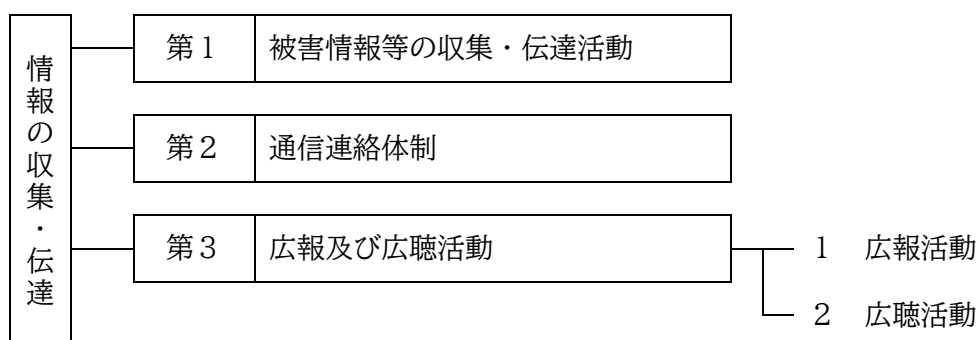
第8 帰宅困難者対策

実施担当	総務部調査広報班（企画政策課）

「第2編 風水害編 第2章 第4節 第8 帰宅困難者対」を準用する。

第3節 情報の収集・伝達

被害情報、応急対策の情報を取りまとめ迅速な指揮命令体制を確立し、適時適切に防災関係機関に提供するとともに、住民に対する広報・広聴活動に資する。



第1 被害情報等の収集・伝達活動

実施担当	総務部総務班（総務課）、総務部調査広報班（企画政策課）、 消防部総務班（消防本部）

「第2編 風水害編 第2章 第5節 第1 被害情報等の収集・伝達活動」に定める内容を準用する。

第2 通信連絡体制

実施担当	総務部総務班（総務課）、総務部調査広報班（企画政策課）、 各通信事業者

「第2編 風水害編 第2章 第5節 第2 通信連絡体制」に定める内容を準用する。

第3 広報及び広聴活動

実施担当	総務部総務班（総務課）、総務部調査広報班（企画政策課）

災害時の混乱した事態に、民心の安定、秩序の回復を図るため、災害の状態、災害応急対策の実施状況や各種の生活情報を住民に迅速かつ的確に周知するよう、積極的に広報活動を実施する。

なお、住民への情報提供に当たっては、広報窓口を一元化するとともに、定期の記者発表等適時適切に正確な情報を提供するよう努める。

また、速やかな復旧を図るため、防災関係機関と連携を取りながら広聴活動を実施し、被災者の要望事項の把握に努める。

1 広報活動

（1）活動体制

「第2編 風水害編 第2章 第5節 第3 広報及び広聴活動」に定める内容を準用する。

（2）広報活動の内容

ア 広域災害広報

総務部調査広報班（企画政策課）は、県、防災関係機関と緊密な連絡を取り、相互に協力し

ながら、広報資料の収集に努めるとともに、住民に対し、防災行政無線、広報たてやま、広報車、ホームページ、SNS、防災アプリ、一斉情報配信システム、掲示板、テレビ、ラジオ、ケーブルテレビ、チラシ等を活用して、広報活動を実施する。

(ア) 地震発生直後

地震に関する情報

(イ) 災害発生直後

- a 災害発生状況（家屋の倒壊、火災等災害発生状況）
- b 災害応急対策の状況（地域・コミュニティごとの取組状況等）
- c 交通状況（道路交通規制等の状況、鉄道・バスの被害、運行状況等）
- d 地域住民の取るべき措置（火災防止、流言飛語の防止、近隣助け合いの呼び掛け等）
- e 避難の指示（避難地域の状況、指定避難所の開設状況等）
- f 医療機関の開設及び医療救護所の設置状況

(ウ) 応急復旧活動段階の広報

- a 地域住民の安否情報（指定避難所ごとの被災者氏名等の確認状況等）
- b 給食・給水の実施状況、生活必需品の配布状況その他生活に密着した情報（水道管等地域のライフライン設備の途絶等被災状況、し尿処理・衛生に関する状況、臨時休校の情報等）

(エ) 支援受入れに関する広報

- a 各種ボランティア情報（他機関と連携したニーズの把握、受入れ・派遣情報等）
- b 義援金・救援物資の受入れに関する情報

(オ) 被災者に対する広報

被災者への相談サービスの開設状況

(カ) その他必要事項

イ 地域災害広報

地域住民への災害に関する広報については、町、消防及び警察をはじめとした防災関係機関が、防災行政無線、広報車、ハンドマイク、掲示板、チラシの張り出し・配付等の紙媒体等に加え、ケーブルテレビ、ウェブサイト、SNS、防災アプリ、携帯端末の緊急速報メール機能、臨時のFM放送等適切な媒体を活用し、次の事項を中心に広報を実施する。また、多様な媒体へ迅速に情報を伝達するためLアラート（災害情報共有システム）等による伝達手段の多重化・多様化に努める。

(ア) 地震発生直後の広報

- a 地震・津波に関する情報

(イ) 発災直後の広報

- a 災害発生状況（家屋の倒壊、火災等災害発生状況）
- b 災害応急対策の状況（地域・コミュニティごとの取組状況等）
- c 交通状況（道路交通規制等の状況、鉄道・バスの被害、運行状況等）
- d 地域住民の取るべき措置（火災防止、流言飛語の防止、近隣助け合いの呼び掛け等）
- e 避難指示（避難地域の状況、緊急避難場所及び避難所の開設状況等）
- f 医療機関の開設及び医療救護所の設置状況

(ウ) 応急復旧活動段階の広報

- a 地域住民の安否情報（避難所ごとの被災者氏名等の確認状況等）
- b 給食・給水の実施状況、生活必需品の配布状況その他生活に密着した情報（水道管等地域のライフライン設備の途絶等被災状況、し尿処理・衛生に関する状況、臨時休校の情報

等)

(エ) 支援受入れに関する広報

- a 各種ボランティア情報（他機関と連携したニーズの把握、受入れ・派遣情報等）
- b 義援金・救援物資の受入れに関する情報

(オ) 被災者に対する広報

- a 被災者への相談サービスの開設状況

(カ) その他必要事項

(3) 庁内及び防災関係機関への連絡

「第2編 風水害編 第2章 第5節 第3 広報及び広聴活動」に定める内容を準用する。

(4) 報道機関への対応

「第2編 風水害編 第2章 第5節 第3 広報及び広聴活動」に定める内容を準用する。

(5) 災害記録の作成

「第2編 風水害編 第2章 第5節 第3 広報及び広聴活動」に定める内容を準用する。

(6) 障がい者、外国人に対する広報

「第2編 風水害編 第2章 第5節 第3 広報及び広聴活動」に定める内容を準用する。

(7) 安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等公表

「第2編 風水害編 第2章 第5節 第3 広報及び広聴活動」に定める内容を準用する。

2 広聴活動

「第2編 風水害編 第2章 第5節 第3 広報及び広聴活動」に定める内容を準用する。

第4節 災害救助法の適用

実施担当	総務部総務班（総務課）、総務部税務班（税務課）

「第2編 風水害編 第2章 第6節 災害救助法の適用」に定める内容を準用する。

第5節 広域応援要請・被災者受入計画

実施担当	総務部総務班（総務課）、各部各班

「第2編 風水害編 第2章 第7節 広域応援要請・被災者受入計画」に定める内容を準用する。

第6節 救助・救急活動

実施担当	関係各部各班、自主防災組織、消防団、自衛消防隊

「第2編 風水害編 第2章 第8節 救助・救急活動」に定める内容を準用する。

第7節 医療救護活動

実施担当	災害救助部医療班（健康福祉課）、消防部総務班（消防本部）、 消防部安全班（消防本部）

「第2編 風水害編 第2章 第9節 医療救護活動」に定める内容を準用する。

第8節 消火活動

大規模な地震が発生した場合、同時多発火災や、その延焼拡大により多くの人命の危険が予想される。このため、住民、自主防災組織及び事業所等は可能な限りの初期消火を行う。

一方、消防本部は全機能をあげて延焼の拡大防止、避難の安全確保に努める。

消 火 活 動	第1	住民の活動
	第2	自主防災組織、事業所の活動
	第3	消防機関の活動
	第4	消防応援要請

第1 住民の活動

実施担当 消防本部、消防団

地震が発生した場合は、住民は、まず、身の安全を確保し、出火の防止と初期消火に努める。

- (1) 使用中のガス、石油ストーブ、電気ヒーター等の火気を直ちに消す。
- (2) LPガスは、ガスボンベバルブ、石油類のタンクは、元バルブを閉止する。
- (3) 電気器具は、電源コードをコンセントから外し、避難の際はブレーカーを切るなど通電時の出火防止に努めるとともに、停電時におけるろうそく等の火気の使用に注意を図る。
- (4) 火災が発生した場合は、消火器等で初期消火を行うとともに、速やかに消防に通報し、隣人に大声で助けを求める。また、火災を発見したときは、速やかに消防署に通報するとともに、可能な限り初期消火に協力する。

第2 自主防災組織、事業所の活動

実施担当 自主防災組織、自衛消防隊

「第3編 火災編 第2章 第4節 第2 自主防災組織、事業所の活動」に定める内容を準用する。

第3 消防機関の活動

実施担当 消防部安全班（消防本部）、消防団

「第3編 火災編 第2章 第4節 第3 消防機関の活動」に定める内容を準用する。

第4 消防応援要請

実施担当 総務部総務班（総務課）、各部各班

「第2編 風水害編 第2章 第7節 第2 広域応援要請」に定める内容を準用する。

第9節 避難活動

大規模な地震が発生した場合には、家屋倒壊、延焼火災の拡大、地すべり、がけ崩れ、噴泥（水）等の発生が想定され、住民の避難を要する地域が生じることが予想されるため、町は災害対策基本法に基づき、人命の安全を第一に避難に必要な措置を取り、住民の生命、身体の安全確保に努める。



第1 避難情報の発令及び誘導

実施担当 総務部総務班（総務課）、総務部調査広報班（企画政策課）

1 避難情報の発令と行動

避難情報の標準的な判断基準については、次表のとおりであるが、対象とする自然災害ごとに状況が異なり、住民に求められる行動も異なる。

そのため、防災関係機関から提供される情報、自ら収集する情報等をもとに、避難情報発令の客観的な判断基準を整理し、避難すべき区域や判断基準を明確にした避難情報に関する判断・伝達マニュアルの事前作成に努め、高齢者等避難と避難指示の2段階で実施する。

■ 避難情報と実施時の状況及び住民に求められる行動

区 分	実施時の状況	住民に求められる行動
【警戒レベル3】 高齢者等避難	・ 要配慮者が避難を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	・ 要配慮者は、近くの（班・町内会指定）避難場所、又は町等から指示のあった場所への避難行動を開始
【警戒レベル4】 避難指示	・ 前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・ 堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・ 人的被害の発生した状況	・ 高齢者等避難の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 ・ 未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動を取る

※自然現象のため不測の事態等も想定されることから、避難行動は、計画された指定避難所等に避難することが必ずしも適切でなく、事態の切迫した状況等に応じて、自宅や隣接建物の2階等に避難することもある。

2 避難情報の発令基準

避難情報は、次のような状況が認められる場合に発令する。

- （1）地震により、地すべり、がけ崩れ及び土石流等の発生のおそれがあり、著しく危険が切迫しているとき。
- （2）地震により、建物が大きな被害を受け、居住を継続することが危険なとき。
- （3）その他、住民の生命又は身体を災害から保護するため必要と認められるとき。

3 避難情報の実施責任者

避難情報の実施責任者は、次表のとおりとする。

実施責任者が不在の場合に備え、あらかじめ代理者を定めておく。

また、避難情報に関する意思決定に当たり、必要に応じ、県に助言を求める。

実際に避難指示が行われたとき、あるいは自主避難が行われたときは、関係機関は相互に連絡を行う。

町は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて富山地方気象台、気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行う。

町長は、指示を行った場合、速やかに知事に報告する。

■ 避難情報の実施責任者

発令区分	実施責任者 (関係法令)	措 置	実施の基準
高 齢 者 等 避 難 【警戒レベル3】	町 長 (災害対策基本法 第56条)	要配慮者へ避難行動 の開始を求める	要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が 避難行動を開始しなければならない段階であり、 災害の発生する可能性が高まったとき。
【警戒レベル4】 避 難 指 示	知事及びその命を 受けた職員又は水 防管理者 (水防法第29条)	立退きの指示	洪水により著しい危険が切迫していると認め られるとき。
	知事及びその命を 受けた職員 (地すべり等防止 法第25条)	立退きの指示	地すべりにより著しい危険が切迫していると 認められるとき。
	町 長 [又は知事] (災害対策基本法 第60条)	立退き及び 立退き先の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合 において、特別の必要があると認められるとき。 [知事は、町長がその全部又は大部分の事務を行 うことができなくなったとき。]
	警察官 (災害対策基本法 第61条) (警察官職務執行 法第4条)	立退き及び 立退き先の指示 警告 避難の指示	町長が避難のための立退きを指示することが できないと認めるとき。 町長から要請があったとき。 重大な被害が切迫していると認めるときは、警 告を発し、又は特に急を要する場合において危 害を受けるおそれのある者に対し、必要な限度 で避難等の措置を取る。
	自衛官 (自衛隊法第94条)		被害により危険な事態が生じた場合において、 警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣を 命ぜられた部隊等の自衛官は避難等について必 要な措置を取る。

4 避難情報の対象者

避難情報の対象者は、避難を要すると認められる区域内の必要と認める居住者、滞在者、通過者等を対象とする。

5 避難情報の内容

本部長（町長）は、次の内容を明示して避難情報を発令する。

- (1) 要避難対象地域（行政区名、避難施設名）
- (2) 避難先（安全な方向及び指定緊急避難場所の名称）
- (3) 避難情報発令の理由（避難要因となった危険要素の所在地、避難に要する時間等）
- (4) 避難情報の実施責任者
- (5) 避難経路
- (6) その他避難時の注意事項等（危険箇所の所在、避難行動時の最小携帯品、要配慮者の優先避難等）

6 避難情報の伝達・周知

要避難対象地域の住民に対する避難情報の伝達方法は、次のとおりとする。

また、避難の必要がなくなった場合も同様とする。

- (1) 防災行政無線、サイレンによる伝達
- (2) 消防車・広報車による町内巡回放送
- (3) 消防団員による各戸伝達
- (4) 自治会・町内会、自主防災組織等による各戸伝達
- (5) コミュニティFM、ケーブルテレビ、ホームページ等による周知
- (6) 緊急速報メールによる周知

7 県への報告

避難情報の発令を行ったとき、あるいは自主避難が行われたときは、防災関係機関は相互に連絡を行うものとし、町長が避難情報の発令を行ったときは、避難措置及びその解除について次の事項を記録するとともに、知事に対し速やかに報告する。

- (1) 実施者
- (2) 実施の理由及び日時
- (3) 避難の対象地域
- (4) 避難先
- (5) その他必要な事項（解除の場合は、その理由及び解除の日時）

第2 警戒区域の設定等

実施担当	総務部総務班（総務課）

「第2編 風水害編 第2章 第10節 第2 警戒区域の設定等」に定める内容を準用する。

第3 避難誘導

実施担当	災害救助部救助班（健康福祉課）、消防部総務班（消防本部）、 上市警察署、自主防災組織

「第2編 風水害編 第2章 第10節 第3 避難誘導」に定める内容を準用する。

第4 指定避難所・指定緊急避難場所、避難路の運用

実施担当	災害救助部救助班（健康福祉課）、上市警察署

「第2編 風水害編 第2章 第10節 第4 指定避難所・指定緊急避難場所、避難路の運用」に定める内容を準用する。

第5 指定避難所の開設・運営

実施担当	災害救助部救助班（健康福祉課）、文教部庶務班（教育課）、 総務部総務班（総務課）、動物愛護団体

「第2編 風水害編 第2章 第10節 第5 指定避難所の開設・運営」に定める内容を準用する。

なお、富山県沿岸部に津波警報が発表された場合には、沿岸自治体からの広域避難への対応を図るため、町長の指示を待たずに、交流ステーションに指定避難所を開設する。

第6 要配慮者の安全確保

実施担当	災害救助部救助班（健康福祉課）、災害救助部防疫衛生班（住民課）、 文教部学校教育班（教育課）、経済部商工観光班（商工観光課）、 消防部総務班（消防本部）、総務部総務班（総務課）、自主防災組織、 社会福祉施設

「第2編 風水害編 第2章 第10節 第6 要配慮者の安全確保」に定める内容を準用する。

第7 広域避難

実施担当	災害救助部救助班（健康福祉課）、文教部庶務班（教育課）、 総務部総務班（総務課）

「第2編 風水害編 第2章 第10節 第7 広域避難」に定める内容を準用する。

第10節 交通・輸送対策

実施担当	総務部財政班（総務課）、建設部土木車両班（建設課）、 建設部応急建設班（建設課）、上市警察署、国土交通省北陸地方整備局、 富山県立山土木事務所

「第2編 風水害編 第2章 第11節 交通・輸送対策」に定める内容を準用する。

第11節 飲料水・食料・生活必需品等の供給

実施担当	建設部水道班（水道課）、建設部土木車両班（建設課）、 災害救助部救助班（健康福祉課）、文教部社会教育班（教育課）、 国土交通省北陸地方整備局、富山県立山土木事務所

「第2編 風水害編 第2章 第12節 飲料水・食料・生活必需品等の供給」に定める内容を準用する。

第12節 廃棄物等処理・防疫・保健衛生対策

実施担当	災害救助部防疫衛生班（住民課）、富山地区広域圏事務組合、消防団

「第2編 風水害編 第2章 第13節 廃棄物等処理・防疫・保健衛生対策」に定める内容を準用する。

第13節 警備活動

実施担当	上市警察署、消防本部、消防団

「第2編 風水害編 第2章 第14節 警備活動」に定める内容を準用する。

第14節 遺体の搜索、処置及び埋葬

実施担当	災害救助部防疫衛生班（住民課・健康福祉課）、消防本部、消防団

「第2編 風水害編 第2章 第15節 遺体の搜索、処置及び埋葬」に定める内容を準用する。

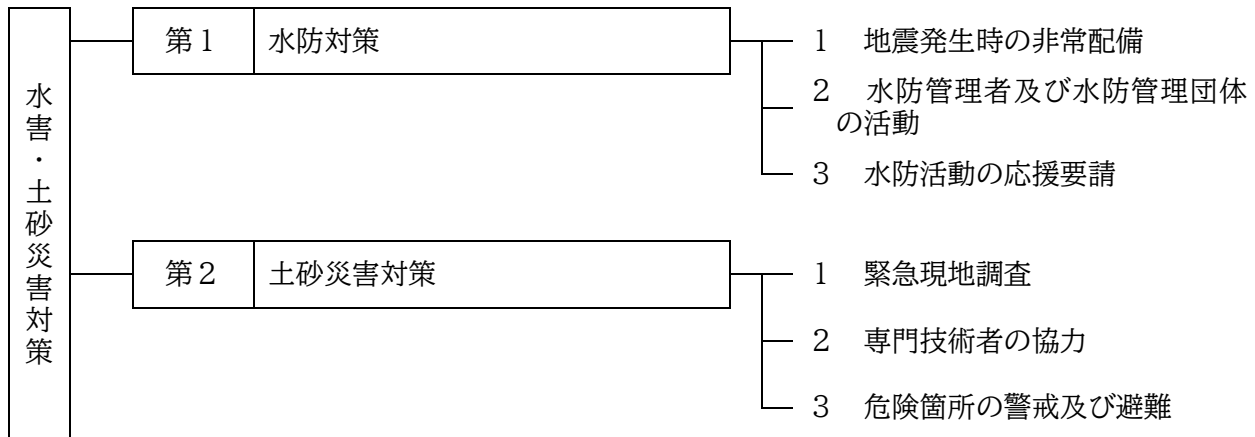
第15節 危険物等災害対策

実施担当	関係各部各班、各通信事業者、町社会福祉協議会、上市警察署、 消防団、自主防災組織、国土交通省北陸地方整備局、 富山県立山土木事務所、各事業者

「第4編 事故災害編 第4章 第2節 危険物等災害応急対策」に定める内容を準用する。

第16節 水害・土砂災害対策

地震が発生すると、河川堤防や砂防設備が直接被害を受けるばかりでなく、その後の降雨による浸水被害、土石流、地すべり、がけ崩れの発生による土砂災害の二次災害の発生が懸念されるため、地震発生時の水防対策、土砂災害に対する警戒体制が円滑に遂行できるよう努める。



第1 水防対策

実施担当

建設部応急建設班（建設課）、経済部農林土木班（農林課）、
水防（消防）団、国土交通省北陸地方整備局、富山県立山土木事務所

1 地震発生時の非常配備

- （1）水防本部は、地震による二次災害防止に水防活動が必要であるときは、平常勤務から非常体制への切替を確実かつ迅速に行い、水防活動に万全を期するため、非常配備の体制を取る。
- （2）水防管理団体の管理者は、状況判断を適正に行い、あらかじめ定める水防本部に準ずる非常配備の体制を取る。

2 水防管理者及び水防管理団体の活動

- （1）町（水防管理者）、消防団長又は消防署長は、大規模な地震が発生した場合は、河川を巡視し、施設の点検、被害状況の把握に努め、水防上危険な箇所を発見したときは、直ちに関係機関及び当該施設の管理者に連絡し、必要な措置を講じるよう要請し、緊急を要する場合は、必要な措置を行い、被害の拡大防止に努める。
- （2）地震による二次災害が予想され、著しい危険が切迫していると認められるときは、知事若しくはその命を受けた職員又は町（水防管理者）は、必要とする区域の居住者に対し避難を呼び掛け又は指示を行う。なお、呼び掛け又は指示を行う者は、当該地域を管轄する警察署長に通知する。

3 水防活動の応援要請

- （1）町（水防管理者）は、緊急の必要があるときは、他の水防管理者、市町村長又は消防団長に対して応援を求める。

応援のため派遣された者は、所要の器具、資材を携行し、応援を求めた町（水防管理者）の指揮のもとに行動する。

隣接する水防管理団体は、協力応援など水防事務に関し、あらかじめ相互協定を締結しておく。

- (2) 町（水防管理者）は、水防のため必要があると認めるときは、上市警察署長に対して警察官の出動を求める。

第2 土砂災害対策

実施担当

建設部土木車両班（建設課）、経済部農林土木班（農林課）、
国土交通省北陸地方整備局、富山県立山土木事務所

1 緊急現地調査

大規模な地震は、直接的な斜面崩壊の発生のほか、その後の降雨による土砂災害（がけ崩れ、地すべり、土石流、山地災害など）による二次災害を引き起こすことが想定される。

このため、地震直後には、町は、県及び防災関係機関と連携して、山地の崩壊状況を調査するほか、既存施設の点検を行う。

その結果、次のような緊急事態を発見した場合は、関係機関と協力して、地上からの集中的な現地調査及び継続的な監視観測体制を取るほか、災害対策計画について協議・調整する。

重大な土砂災害の急迫した危険がある場合においては、土砂災害防止法に基づき、国又は県が緊急調査を行い、土砂災害緊急情報を通知及び周知する。

- (1) 山腹崩壊や地すべりにより崩壊土砂が河川をせき止め「天然ダム」が発生した場合
- (2) 山地水源部で大崩壊の発生が確認又は予想されたとき
- (3) 斜面崩壊防止施設（地すべり防止、急傾斜地崩壊防止施設）が崩壊した、又は崩壊するおそれ大きい場合
- (4) 砂防設備、治山設備、ため池等灌漑施設が崩壊した、又は崩壊するおそれ大きい場合

2 専門技術者の協力

「第2編 風水編 第2章 第3節 第2 土砂災害対策」に定める内容を準用する。

3 危険箇所の警戒及び避難

町は、国、県及び防災関係者と連携して、地震活動や豪雨等によって山地斜面崩壊や天然ダムの決壊などのおそれがあるときや、治山・砂防施設、ため池等灌漑施設等による二次災害の危険性のある箇所に対して警戒に当たる。

特に、土砂災害防止法に基づく緊急調査が行われた場合など、天然ダムの決壊や大崩壊が予想される場合において、土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報（土砂災害緊急情報）を受け取ったときは、本部長（町長）は、その情報等により、住民避難の要否、時期を決定する。

(1) 住民への周知

国及び県は、土砂災害緊急情報を通知した場合においては、緊急情報を通知した旨を報道機関やホームページなどを通じ、住民への周知を図る。

町は、土砂災害緊急情報を受け取った場合は、直ちに庁内放送、防災行政無線、緊急速報メール等を通じて、庁内、住民等に公表する。

第17節 ライフライン施設の応急復旧対策

実施担当	建設部水道班（水道課）、総務部調査広報班（企画政策課）、 中新川広域行政事務組合、消防部総務班（消防本部）、各事業者、 国土交通省北陸地方整備局、富山県立山土木事務所

「第2編 風水害編 第2章 第16節 ライフライン施設の応急復旧対策」に定める内容を準用する。

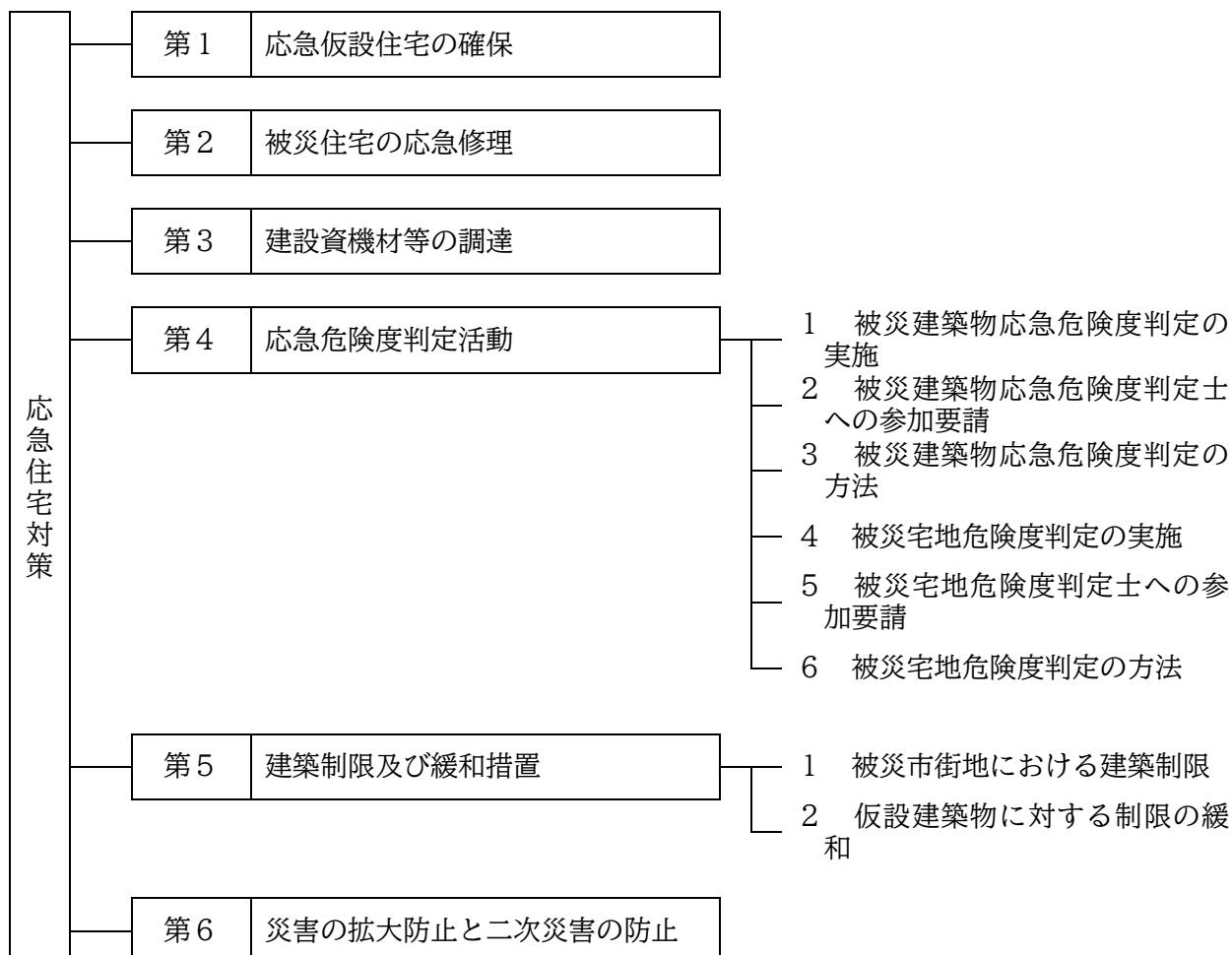
第18節 公共施設等の応急復旧対策

実施担当	関係各部各班、各事業者、国土交通省北陸地方整備局、 富山県立山土木事務所

「第2編 風水害編 第2章 第17節 公共施設等の応急復旧対策」に定める内容を準用する。

第19節 応急住宅対策

地震によって、家屋に被害を受け、自らの資力では住宅を確保できない被災者のため、被災世帯の調査、応急仮設住宅の提供、被災家屋の応急修理、公営住宅等のあっせんを実施し、住民生活の安定に努める。



第1 応急仮設住宅の確保

実施担当	建設部応急建設班（建設課）、国土交通省北陸地方整備局、富山県立山土木事務所

「第2編 風水害編 第2章 第19節 第1 応急仮設住宅の確保」に定める内容を準用する。

第2 被災住宅の応急修理

実施担当	建設部応急建設班（建設課）、国土交通省北陸地方整備局、富山県立山土木事務所

「第2編 風水害編 第2章 第19節 第2 被災住宅の応急修理」に定める内容を準用する。

第3 建設資機材等の調達

実施担当

建設部応急建設班（建設課）、国土交通省北陸地方整備局、
富山県立山土木事務所

「第2編 風水害編 第2章 第19節 第3 建設資機材等の調達」に定める内容を準用する。

第4 応急危険度判定活動

実施担当

総務部総務班（総務課）、国土交通省北陸地方整備局、
富山県立山土木事務所

地震により建築物が被災した場合や宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、地震活動等による建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、被災建築物応急危険度判定士や被災宅地危険度判定士の協力を得て、建築物や宅地の危険度判定を実施する。

1 被災建築物応急危険度判定の実施

- （1）総務部総務班（総務課）は、判定実施計画を作成し、被災建築物応急危険度判定を実施する。
- （2）総務部総務班（総務課）は、地震被害が大規模であること等により必要と判断した場合は、県に対し必要な支援を要請する。
- （3）被災市町村以外の市町村は、県の要請に基づき、被災市町村の判定活動に協力する。

2 被災建築物応急危険度判定士への参加要請

- （1）総務部総務班（総務課）は、町内に在住する判定士に判定活動への参加を要請する。
- （2）本部長（町長）は、建築物の被災状況により、県に判定士のあっせんを要請する。
- （3）被災市町村以外の市町村は、県からの要請に基づき、当該市町村に在住する判定士へ判定活動への参加要請を行う。
- （4）参加要請を受諾した判定士へ、集合場所、集合時間、携行品等を連絡する。

3 被災建築物応急危険度判定の方法

- （1）判定は、「被災建築物応急危険度判定マニュアル（一般財団法人日本建築防災協会・全国被災建築物応急危険度判定協議会）」に基づき実施する。
- （2）総務部総務班（総務課）は、判定士に対し判定に必要な資機材を配布する。
- （3）判定作業は、2名以上の判定士でチームを編成し、担当地区を定めて実施する。
- （4）判定作業中は、判定士登録証を携行し、判定結果を建築物の見やすい場所に表示するとともに、必要に応じて建築物使用者等に判定内容を説明する。
- （5）判定作業終了後は、総務部総務班（総務課）にその結果及び被害の状況を報告する。
- （6）地震活動の状況により必要に応じて判定を繰り返し実施する。

4 被災宅地危険度判定の実施

地震により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、地震活動等による宅地の破壊から生ずる二次災害を防止し、住民の安全確保を図るため、被災宅地危険度判定士の協力を得て、宅地の危険度判定を実施する。

5 被災宅地危険度判定士への参加要請

- (1) 総務部総務班（総務課）は、町内に在住する判定士に判定活動への参加を要請する。
- (2) 本部長（町長）は、被災状況により、県に判定士のあつせんを要請する。
- (3) 被災市町村以外の市町村は、県からの要請に基づき、当該市町村に在住する判定士へ判定活動への参加要請を行う。
- (4) 参加要請を受諾した判定士へ、集合場所、集合時間、携行品等を連絡する。

6 被災宅地危険度判定の方法

- (1) 判定は、「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル（被災宅地危険度判定連絡協議会）」に基づき実施する。
- (2) 総務部総務班（総務課）は、判定士に対し判定に必要な資機材を配布する。
- (3) 判定作業は、3名以上の判定士でチームを編成し、担当地区を定めて実施する。
- (4) 判定作業中は、判定士登録証を携行し、判定結果を擁壁、建築物等の見やすい場所に表示するとともに、必要に応じて宅地所有者等に判定内容を説明する。
- (5) 判定作業終了後は、総務部総務班（総務課）にその結果及び被害の状況を報告する。
- (6) 地震活動の状況により必要に応じて判定を繰り返し実施する。

第5 建築制限及び緩和措置

実施担当

建設部応急建設班（建設課）、国土交通省北陸地方整備局、
富山県立山土木事務所

1 被災市街地における建築制限

地震災害の後、復興計画として都市計画事業及び土地区画整理事業が立案されるまでの間、建築物の無秩序な建築を防止するため、知事は、建築基準法第84条第1項に基づき1か月以内に限り、区域の指定を行い、建築物の建築を制限し、又は禁止する。都市計画事業又は土地区画整理事業の計画決定が多少遅れるような場合には、知事が国土交通大臣の承認を得て、さらに1か月を超えない範囲内で、その期間を延長する。

なお、この建築制限は、住民に早急に周知徹底しなければ実効を失うおそれがあることから、正規の手続きのほか、現場に立札を立てる等の方法を取る。

2 仮設建築物に対する制限の緩和

- (1) 地震災害があった場合、知事は、建築基準法第85条第1項に基づき

ア 災害により破損した建築物の応急修繕

イ 国、地方公共団体又は日本赤十字社が災害援助のために建築する応急仮設建築物で、災害発生後1か月以内に工事に着手するもの

ウ 被災者自ら使用するために建築する応急仮設建築物で、延べ床面積が30㎡以内であり、災害発生後1か月以内に工事に着手するもの

について、建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定を適用しない防火地域以外の地域を指定する。

- (2) 地震災害があった場合、停車場、郵便局、官公署その他これらに類する公益上必要な用途に供する応急仮設建築物については、建築基準法の一部の規定は適用しない。

(3)(1)及び(2)の応急建築物はあくまで臨時のものであり、原則として竣工後3か月以内に除却しなければならない。しかし、3か月を過ぎても存続する必要がある場合は知事の許可を受けなければならない。この場合、知事は、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるときは、2年以内の期間を限って、存続を許可する。

なお、知事は被災者の需要に応ずるに足りる適当な建築物が不足することその他の理由により2年3月を超えて使用する特別の必要がある応急仮設建築物について、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、公益上やむを得ないと認める場合においては、更に1年を超えない範囲内において許可の期間を延長することができる。被災者の需要に応ずるに足りる適当な建築物が不足することその他の理由により当該延長に係る期間を超えて使用する特別の必要がある応急仮設建築物についても、同様とする。

第6 災害の拡大防止と二次災害の防止

実施担当

建設部応急建設班（建設課）、国土交通省北陸地方整備局、
富山県立山土木事務所

建設部応急建設班（建設課）は、老朽化した空き家等の建物、管理されていない構築物の倒壊や火災による被害を防ぐため、空き家や構築物を確認し、所有者に対策を呼び掛ける。

また、災害時に適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等を行う。

第20節 教育・労働力確保対策

実施担当	文教部各班（教育課）、総務部総務班（総務課）

「第2編 風水害編 第2章 第20節 教育・労働力確保対策」に定める内容を準用する。

第21節 県消防防災ヘリコプター活用計画

実施担当	関係各部各班

「第2編 風水害編 第2章 第21節 県消防防災ヘリコプター活用計画」に定める内容を準用する。

第22節 応急公用負担等の実施

実施担当	総務部財政班（総務課）

「第2編 風水害編 第2章 第22節 応急公用負担等の実施」に定める内容を準用する。

第3章 地震災害復旧対策

被災した地域の復旧・復興においては、住民生活安定のための各種の緊急対策を講じ、被災者の生活再建を支援するとともに、激甚災害の指定等により、再度の災害発生の防止に配慮した公共施設等を復旧し、より安心して安全な地域振興のための基礎的な条件づくりを目指す。

第1節 住民生活安定のための緊急対策

実施担当 関係各部各班、日本郵便株式会社

「第2編 風水害編 第3章 第1節 住民生活安定のための緊急対策」に定める内容を準用する。

第2節 激甚災害の指定

実施担当 総務部総務班（総務課）、関係各部各班

「第2編 風水害編 第3章 第2節 激甚災害の指定」に定める内容を準用する。

第3節 公共土木施設の災害復旧計画

実施担当 関係各部各班、国土交通省北陸地方整備局、富山県立山土木事務所

「第2編 風水害編 第3章 第3節 公共土木施設の災害復旧計画」に定める内容を準用する。

第 6 編 雪 害 編

第1章 雪害予防対策

雪害は、地震のように突然、大規模な被害が発生するというものではないが、長期間にわたり、町内全域に被害が発生することになる。

雪害については、事前にその予測が可能であり、絶えず効果的な雪害予防対策を推進することで、被害の防止及び軽減を図ることが可能である。

特に、ハード面の整備推進はもちろんであるが、雪害は長期間かつ広範囲にわたることから、住民の雪害への適応力、抵抗力を向上させ、住民総ぐるみの雪害予防体制を構築することが重要である。

雪害予防対策としては、計画的に防災基盤の整備を促進し、雪害に強いまちづくりを進めること、また、防災拠点施設、通信施設の整備や救助・救急、医療救護体制の整備を促進し、防災への体制づくりを行うこと、さらには、防災教育・訓練、自主防災組織や地域ぐるみ除排雪組織の強化による防災行動力の向上を図るなど、雪害への日常の備えについての防災計画を策定し、雪害防止対策の効果的な推進に努める。

第1節 雪害に強いまちづくり

雪に強い市街地整備や道路の整備、雪に強い建築物の普及、除排雪体制の充実、交通・気象情報の提供など総合的な体制の確立を図り、雪に強いまちづくりを推進する。

雪害に強いまちづくり	第1	無雪害まちづくり地域事業
	第2	防災関連施設等整備事業
	第3	建築物の耐雪化、無雪化事業
	第4	産業の振興、無雪化等

第1 無雪害まちづくり地域事業

実施担当 関係各課

地域ぐるみで雪害を克服するため、次の事業を推進する。

区 分	制 度 名	事 業 概 要	事業主体	所管
地域ぐるみ 除排雪	富山県地域ぐるみ 除排雪促進事業	町が地域住民と連携して行う地域ぐるみ除排雪体制の整備及び小型除雪機械等の整備に対する助成	町	県
	富山県NPO等除 排雪活動推進モデル事業	町がNPO等と連携して行う除排雪活動に必要となる小型除雪機、スコップ、スノーダンプ等の購入費、事業用チラシの印刷費に対する助成		
市街地 雪処理	富山県まちづくり 総合支援事業補助金	雪に強い快適なまちづくりのために実施する消雪、流雪、雪捨て等の克雪施設の整備事業及び親雪施設の整備事業への助成	町	県
山村 雪対策	一般補助施設整備 事業債（豪雪対策 事業分）	町道整備、除雪機械、防雪施設の整備のための地方債に関する財政措置	豪雪地帯 町	総務省
	防災対策事業債 （自然災害防止事 業分）	町地域防災計画に記載されている雪に関する危険箇所の防雪施設整備のための地方債に関する財政措置		
道路交通 体系	社会資本整備総合 交付金事業 防災・安全交付金 事業	地方道の除雪、防雪関連施設の整備のための助成等	県 町	国土 交通省

第2 防災関連施設等整備事業

実施担当 関係各課

災害の防止、防災活動の推進のため、次の事業を推進する。

区 分	制 度 名	事 業 概 要	事業主体	所管
通信施設	町消防防災 無線整備事業	町役場と集落等を結ぶ防災行政無線の整備のための助成	町	消防庁 県
自主防災 組織の育成	コミュニティ 防災資機材等 整備事業	自主防災組織の資機材の整備のための事業	町	消防庁 県
消防施設 整備	消防施設整備 事業	消防施設、資機材の整備のための助成	町	消防庁 県
医療対策	医療用雪上車 整備事業	孤立集落の医療活動用雪上車の整備のための助成	特別豪雪地帯 町	厚生 労働省
雪崩防止	雪崩防止事業	雪崩防止林造成事業の助成	県	林野庁

第3 建築物の耐雪化、無雪化事業

実施担当 建設課、国土交通省北陸地方整備局、富山県立山土木事務所

建築物の耐雪化のため、次の事業を推進する。

区 分	制 度 名	事 業 概 要	事業主体	所管
文教施設	小中学校危険建物改築事業	公立小中学校の校舎屋体、危険校舎改築に対する補助	町	文部科学省
社会福祉施設	社会福祉施設整備費国庫負担（補助）	社会福祉施設等の新增築の事業費単価のかさ上げ（特別豪雪地帯分）	県 町 社会福祉法人	厚生労働省
一般住宅	富山県住みよい家づくり資金融資制度	耐雪住宅建設促進のための資金の融資	個人	県

第4 産業の振興、無雪化等

実施担当 農林課、商工観光課

農林業、商工業の振興等のため、次の事業を推進する。

区 分	制 度 名	事 業 概 要	事業主体	所管
農林業	農山漁村地域整備交付金	農山漁村において防災・減災対策を推進	県 町	農林水産省
農林業	農村地域防災減災事業	農業用排水施設や農道及びため池の補強等地域防災機能の増進	県 町 土地改良区	農林水産省
中小企業	中小企業高度化資金融資制度（共同防災施設事業及び安全衛生設備リース事業）	組合等で設置する消融雪設備等設置資金の融資等	組合等	中小企業庁（県）

第2節 雪崩対策等の推進

雪崩及び融雪に伴う土砂災害による被害を未然に防止し、又は雪崩が発生した場合の被害軽減を図るため、町及び防災関係機関は、雪崩危険箇所等の調査、研究を実施し、その実態を把握するとともに、巡視や有害行為の禁止、警戒避難体制の確立等の予防措置を推進する。

雪崩対策等の推進	第1	雪崩危険箇所の把握
	第2	雪崩危険箇所の予防措置
	第3	警戒避難体制の確立
	第4	融雪期における土砂災害対策

第1 雪崩危険箇所の把握

実施担当 農林課、建設課

雪崩危険箇所を把握し、雪崩防止柵等施設の整備に努めるとともに、雪崩発生危険のある箇所については、広報や標識の設置により関係住民に周知するなどの対策を講ずる。

■ 雪崩危険箇所の調査対象

区 分	摘 要
雪崩危険箇所 (国土交通省)	豪雪地帯対策特別措置法により指定された豪雪地帯で、雪崩の被害想定区域内に、人家5戸以上（5戸未満であっても官公署、学校、病院、要配慮者利用施設、駅、旅館等のある場合を含む。）ある箇所
雪崩危険箇所 (林野庁)	過去において雪崩が発生したか、又は発生するおそれのある箇所で、かつ、人家・公共施設等の保全対象に被害を与えたか、又は与えるおそれのある箇所

【資料：3-16 雪崩危険箇所（国土交通省所管）】

【資料：3-17 雪崩危険箇所（林野庁所管）】

第2 雪崩危険箇所の予防措置

実施担当 農林課、建設課、企画政策課

町は県と連携し、雪崩危険箇所における防止施設の整備等に加え、雪崩危険箇所の公表・周知徹底及び適切な土地利用の誘導等、雪崩危険箇所の予防措置に努める。

- (1) 町は、県及び防災関係機関と協力して、危険箇所等の存在、日常の防災活動、融雪時の対応、雪崩に関する情報等について、パンフレット、広報たてやま等を積極的に活用し、又はハザードマップの作成・配布に努め、住民への周知徹底を図る。

特に、危険箇所にある要配慮者利用施設に対する周知徹底を図るとともに、その情報連絡・警戒避難体制等の整備に努める。

- (2) 町は、当該危険箇所等の巡視を行い、異常現象等の早期発見に努める。また、防災関係機関と

協力して、雪崩災害に対する総合的な防災訓練を実施するよう努める。

第3 警戒避難体制の確立

実施担当	総務課、農林課、建設課

雪崩災害は、突発的に発生することが多いことから、緊急時における警戒、避難、救援等が円滑に実施できるよう、平常時からその体制整備に努めることが重要である。

町は、各々の危険箇所における警戒避難体制の整備を図るため、次の事項を定める。

- (1) 地域の特性を考慮した警戒又は避難を行うべき基準（警戒避難基準）の設定
- (2) 予報、警報及び避難情報の伝達方法の周知
- (3) 適切な避難方法、指定緊急避難場所の選定及び周知
- (4) 危険が増大した場合の避難実施責任者、避難方法、指定緊急避難場所、伝達方法等

第4 融雪期における土砂災害対策

実施担当	農林課、建設課

融雪期には雪崩発生の危険性に加え、土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所及び山地災害危険箇所等における土砂災害発生の危険性も高い。

各防災関係機関においては、雪崩対策と同様に各種の予防対策を実施し、被害の防止及び軽減を図る。

- (1) 危険箇所の定期的な巡視の実施
- (2) 雪崩防止柵等施設の整備による安全の確保

【資料：3－2 急傾斜地崩壊危険箇所】

【資料：3－3 急傾斜地崩壊危険区域指定地】

【資料：3－4 地すべり危険箇所（国土交通省所管）】

【資料：3－5 地すべり危険箇所（林野庁所管）】

【資料：3－6 地すべり危険箇所（農林水産省農村振興局所管）】

【資料：3－7 土石流危険渓流】

【資料：3－8 崩壊土砂流出危険地区（国有林関係）】

【資料：3－9 崩壊土砂流出危険地区（民有林関係）】

【資料：3－10 山腹崩壊危険地区（国有林関係）】

【資料：3－11 山腹崩壊危険地区（民有林関係）】

【資料：3－12 砂防指定地】

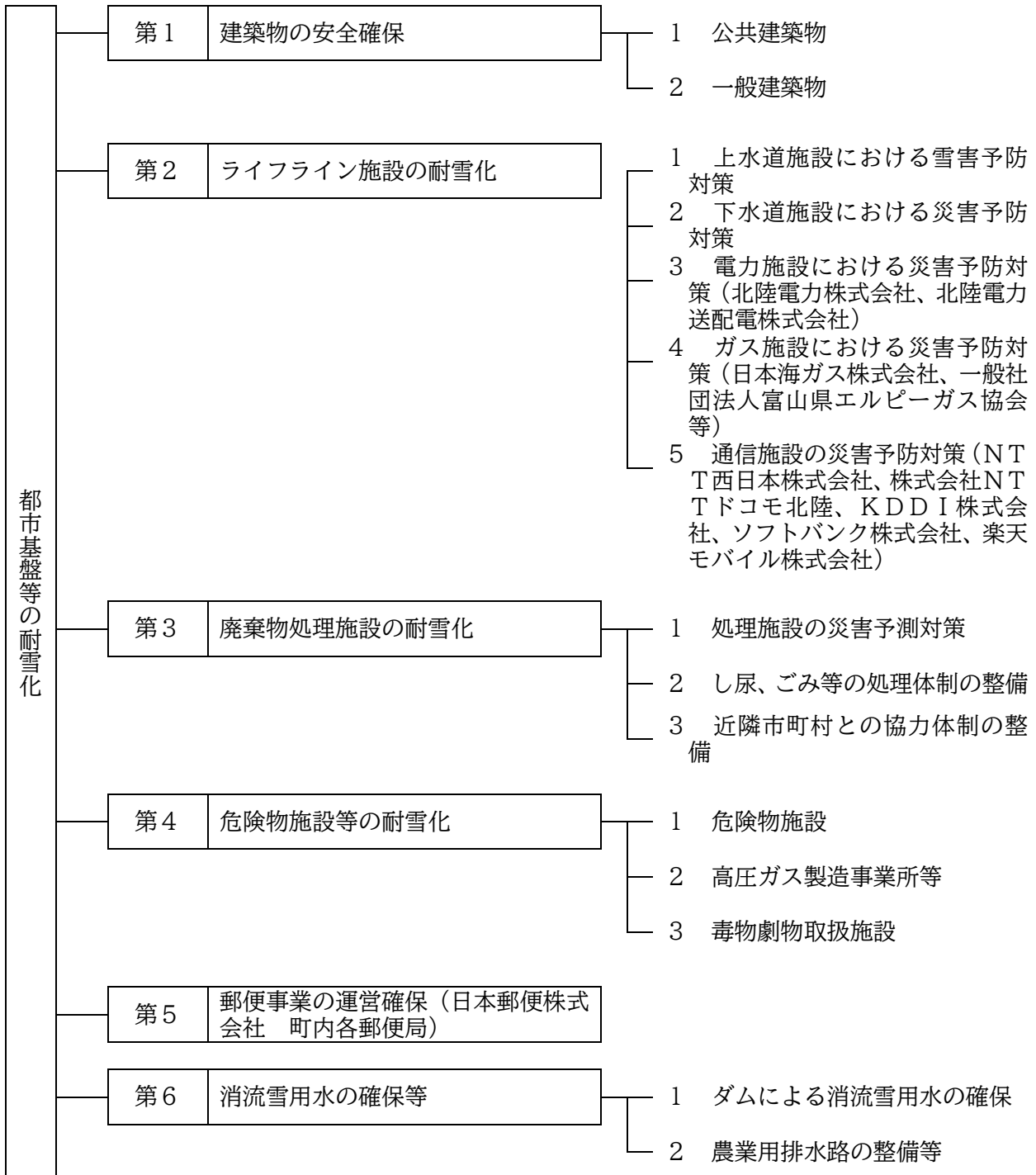
【資料：3－18 土砂災害警戒区域等】

第3節 都市基盤等の耐雪化

雪害の軽減を図り、安定した日常生活、社会経済活動を行うためには、無雪害まちづくりを進めるとともに、建築物、ライフライン施設、廃棄物処理施設、危険物施設等の耐雪化を進める必要がある。また、豪雪時における通信・郵便等の円滑な運営確保も必要である。

さらに、除排雪に伴う河川等の溢水による浸水被害を防止し、円滑な除排雪作業を実施するため、消雪用水の確保等の対策を推進する。

このため、町及び防災関係機関は、これらの雪害予防対策を積極的に推進する。



第1 建築物の安全確保

実施担当 建設課、国土交通省北陸地方整備局、富山県立山土木事務所

公共建築物や防災上重要な建築物については必要な耐雪性を確保するとともに、一般建築物においても耐雪性能の向上及び無雪害化を図る。また、発災後の点検体制（対象施設、実施期限、結果の共有方法等）の強化と継続的な見直し、マニュアルの作成等を行う。

1 公共建築物

（1）文教施設

文教施設は、多数の児童生徒を収容する施設であると同時に、災害時には避難施設としても利用されることから、耐雪性能の確保を積極的に図る。

ア 校舎等の除雪計画の作成

各学校に対し事前に個々の建築物の状況等に応じた除雪計画を作成するよう指導する。

学校の積雪許容限度（雪おろし基準）は、次のとおりである。

（ア）昭和 48 年以前建築の校舎等	1.00m
（イ）昭和 49 年から 55 年までの校舎等	1.50m
（ウ）昭和 56 年以降の校舎等	1.75m

（2）その他の公共建築物への対策

ア 新設施設等の耐雪構造化

社会福祉施設、医療施設、社会教育施設等の管理者は、新設、増改築に当たって、余裕ある耐雪構造の確保を図るとともに、応急計画の作成等雪害対策を十分講じておく。

イ 老朽施設等の点検、補修

社会福祉施設、医療施設、社会教育施設等の管理者は、毎年除雪期前に施設の点検を実施し、必要な箇所について補修、補強を行うとともに、予測される雪害に対し除雪計画、応急計画の作成等、事前に十分な雪害対策を講じておく。

2 一般建築物

町は県と連携し、一般建築物の耐雪性の向上のため、建築物の用途、規模、敷地の状況等に応じた建築物の耐雪構造化、消融雪施設の設置や自然落雪方式の採用による雪下ろしの省力化等の指導を積極的に推進する。

第2 ライフライン施設の耐雪化

実施担当 水道課、中新川広域行政事務組合、各事業者、
国土交通省北陸地方整備局、富山県立山土木事務所

上下水道、電力、ガス、通信等のライフライン関連施設は、住民の日常生活及び社会経済活動に欠くことのできないものである。このため、降積雪時においても、その機能を発揮できるよう被害防止策を施すとともに、系統多重化等による代替性の確保や、オフグリッド化等の取組みの検討を進める。

これら生活関連施設の雪害予防を図るため、関連機関においては、これらの耐雪化等雪害対策に努めるとともに、復旧に必要な資材の確保・貯蔵に努める。

1 上水道施設における雪害予防対策

水道施設の耐雪化を推進するとともに、除排雪等による二次的な被害の防止に努める。

(1) 施設の耐雪化

積雪、雪崩による施設の破壊及び凍結による空気弁・給水栓等屋外施設の破損、停電による機能停止等の被害が想定されるため、町は、設計、施工時に積雪荷重及び凍結防止設備、予備電源等の耐雪化に十分な検討を行い、適切な運転管理が行える構造とする。

また、通常行う定期点検・整備を確実に実施し、設備の不良箇所を補強する。

さらに、電気設備の停電対策として、無停電電源装置、自家発電設備及び可搬型発電設備等の設置等の対策に努める。

(2) 除排雪による被害の防止

水源池・消火栓等の施設が除排雪による影響を受けないよう標識又は柵等で注意を喚起するとともに、これら施設を地下式構造とするなど施設の保護対策を講ずる。

(3) 応急給水用資機材の整備拡充

「第2編 風水害編 第1章 第3節 第1 ライフライン施設の安全性強化」に定める内容を準用する。

(4) 支援体制等の確立

「第2編 風水害編 第1章 第3節 第1 ライフライン施設の安全性強化」に定める内容を準用する。

(5) 図面等の整備

「第2編 風水害編 第1章 第3節 第1 ライフライン施設の安全性強化」に定める内容を準用する。

(6) 防災訓練

「第2編 風水害編 第1章 第3節 第1 ライフライン施設の安全性強化」に定める内容を準用する。

【資料：13-3 給水戸数・人口】

【資料：13-4 町有給水用具等】

【資料：13-5 町指定給水装置工事業者】

2 下水道施設における災害予防対策

町内の公共下水道事業は中新川広域行政事務組合が、農業集落排水事業は町が管轄している。

このため、中新川広域行政事務組合と協力し、下水道施設の耐雪化の強化に努めるとともに、適正な施設管理を行う。

(1) 処理場・ポンプ場の耐雪化

流入水量の増大、低温による処理機能の低下、積雪による施設の損壊、凍結による機器の破損、停電等が予想されるため、下水道管理者は適正な運転管理を行うとともに、施設の耐雪化を図る。

ア 処理場、ポンプ場の主要構造物は、積雪に耐えられる構造とするとともに、敷地内の除排雪を励行する。

イ 積雪時においても、排水機能が保持されるよう機械・電気設備の保守点検に努める。

ウ 停電、断水対策として自家発電設備の整備や受電設備の多回線化及び燃料・冷却水等の確保に努める。

(2) 管路施設の防護

ア 雪の投棄による管路の閉塞、汚水処理能力の低下が予想されるため、下水道管理者は汚水管路への排雪を防止する。

イ 特に重要な幹線については、施設のバイパス化、複数化等を検討し、必要に応じて導入を図

る。

ウ 排水機能を確保するため、施設の清掃、浚渫、補修及び改良等に努める。

(3) 施設の点検等

「第2編 風水害編 第1章 第3節 第1 ライフライン施設の安全性強化」に定める内容を準用する。

(4) 応急復旧のための体制整備

「第2編 風水害編 第1章 第3節 第1 ライフライン施設の安全性強化」に定める内容を準用する。

(5) ライフライン機関相互及び他の防災機関との情報連絡体制の強化

「第2編 風水害編 第1章 第3節 第1 ライフライン施設の安全性強化」に定める内容を準用する。

3 電力施設における災害予防対策（北陸電力株式会社、北陸電力送配電株式会社）

「第2編 風水害編 第1章 第3節 第1 ライフライン施設の安全性強化」に定める内容を準用する。

また、各施設において耐雪化に努める。

4 ガス施設における災害予防対策（日本海ガス株式会社、一般社団法人富山県エルピーガス協会等）

「第2編 風水害編 第1章 第3節 第1 ライフライン施設の安全性強化」に定める内容を準用する。

また、各施設において耐雪化に努める。

5 通信施設の災害予防対策（NTT西日本株式会社、株式会社NTTドコモ北陸、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社）

「第2編 風水害編 第1章 第3節 第1 ライフライン施設の安全性強化」に定める内容を準用する。

また、各施設において耐雪化に努める。

第3 廃棄物処理施設の耐雪化

実施担当

住民課、中新川広域行政事務組合、富山地区広域圏事務組合、消防団、産業廃棄物処理施設の管理者

し尿、ごみ等の一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設の雪による被害を最小限に止めるとともに、雪害時における応急復旧作業を円滑に実施し、廃棄物が適正に処理されることが必要である。

このため、公共下水道事業を委託している中新川広域行政事務組合、廃棄物処理事業を委託している富山地区広域圏事務組合と協力し、一般廃棄物処理施設の耐雪化に努めるとともに、発災時に施設の被災状況を確認し、速やかに稼働の可否を判断する手順を検討するなど国の「災害廃棄物対策指針」を踏まえて、廃棄物処理を円滑に実施するための体制及び廃棄物の処理計画を整備する。また、産業廃棄物処理施設の管理者は、処理施設の耐雪化に努める。

町は、近隣市町村と災害時の廃棄物処理について、協力体制を整備する。

1 処理施設の災害予測対策

(1) 一般廃棄物処理施設

積雪による施設の損壊、凍結による機器の破損、停電等が予想されるため、一般廃棄物処理施

設の管理者は適切な維持管理を行うとともに、必要な設備、機器の充実に努め、廃棄物処理施設の耐雪化を図る。

また、今後、建設する施設については、ごみ処理施設性能指針等の基準に従うとともに、耐雪化に努める。

(2) 産業廃棄物処理施設

産業廃棄物処理施設の管理者は、必要に応じて、施設の耐雪化に努める。

【資料：15－6 ごみ処理施設】

【資料：15－7 し尿処理施設】

2 し尿、ごみ等の処理体制の整備

(1) 冬期収集体制

町は、住民に対し、積雪期前のし尿の汲みとりの実施を呼び掛けるとともに、積雪時のごみ収集計画の周知徹底を図る。

豪雪によりごみ収集に支障が生じる場合は、適時に町ホームページやSNS、防災アプリ等を用いて、ごみ出しの減量や収集箱周辺の除雪の要請を行う。

(2) 処理施設の応急復旧資機材等の整備

し尿、ごみ処理施設の損壊等に対して速やかな復旧を図るため、あらかじめ応急復旧に必要な資機材を準備しておくとともに、応急復旧マニュアルの整備や訓練を実施する。

(3) ごみ、災害廃棄物等の仮置場の確保

豪雪時においては、ごみ、災害廃棄物等の廃棄物が発生するとともに、処理施設自体の被災も予想されることから、あらかじめ活用可能な候補地を把握、調整した上で、発生量や運搬経路、住居地域を考慮したごみ等の仮置場を確保するとともに、災害廃棄物等の処分方法を検討しておく。

(4) 指定避難所の仮設（簡易）トイレの確保

雪圧による家屋の倒壊、凍結による断水等によりトイレが使用できなくなることが予想されるため、レンタル業者と協定を締結するなど、指定避難所等における仮設（簡易）トイレの確保に努める。

仮設（簡易）トイレの確保に当たっては、民間事業者等との応援協定の締結を推進する。

【資料：15－5 ごみ収集施設及びごみ収集業務委託者】

3 近隣市町村との協力体制の整備

「第2編 風水害編 第1章 第3節 第2 廃棄物処理施設の安全性強化」を準用する。

第4 危険物施設等の耐雪化

実施担当	関係各課、消防本部、上市警察署、各事業者

危険物施設、高圧ガス製造事業所等、毒物劇物取扱施設の雪害、爆発、火災及び漏洩などの二次災害を防止するため、県及び町は予防対策の指導を徹底するとともに、事業者等においては施設の耐雪化及び保安体制の確立を図る。

1 危険物施設

「第4編 事故災害編 第4章 第1節 第1 危険物施設等の安全性の確保」に定める内容を準用する。

また、施設及び屋外設備の耐雪化、耐凍結対策に努める。

【資料：6－9 危険物の貯蔵所と取扱所】

2 高圧ガス製造事業所等

「第4編 事故災害編 第4章 第1節 第1 危険物施設等の安全性の確保」に定める内容を準用する。

また、施設及び屋外設備の耐雪化、耐凍結対策に努める。

【資料：6－10 高圧ガス製造・貯蔵・販売所】

3 毒物劇物取扱施設

「第4編 事故災害編 第4章 第1節 第1 危険物施設等の安全性の確保」に定める内容を準用する。

また、施設及び屋外設備の耐雪化、耐凍結対策に努める。

【資料：6－12 毒物劇物製造、販売所等】

第5 郵政事業の運営確保（日本郵便株式会社 町内各郵便局）

実施担当	日本郵便株式会社 町内各郵便局

降雪時における郵政事業の円滑な運営確保は、生活の安定、社会経済活動の上でも重要であることから、町内各郵便局は、次のとおり雪害予防対策を推進する。

- （1）郵便局舎等の耐雪構造化
- （2）降積雪時の郵便の配送、取扱い及び配達確保を図るための車両、集配施設、用具及び人員の整備充実
- （3）郵便の運送及び集配の委託を受けている受託者及び運送業者に対する運送施設等の整備についての協力要請
- （4）積雪の著しい地区の運送及び集配の確保計画の作成

第6 消流雪用水の確保等

実施担当	建設課、農林課、国土交通省北陸地方整備局、富山県立山土木事務所、土地改良区

除排雪に伴う河川、農業用排水路等の溢水による浸水被害を防止し、円滑な除排雪作業を実施するため、対策を推進する。

1 ダムによる消流雪用水の確保

町は県と連携し、地域の治水対策及び安定した消流雪用水の確保等を図るダムの整備を推進する。

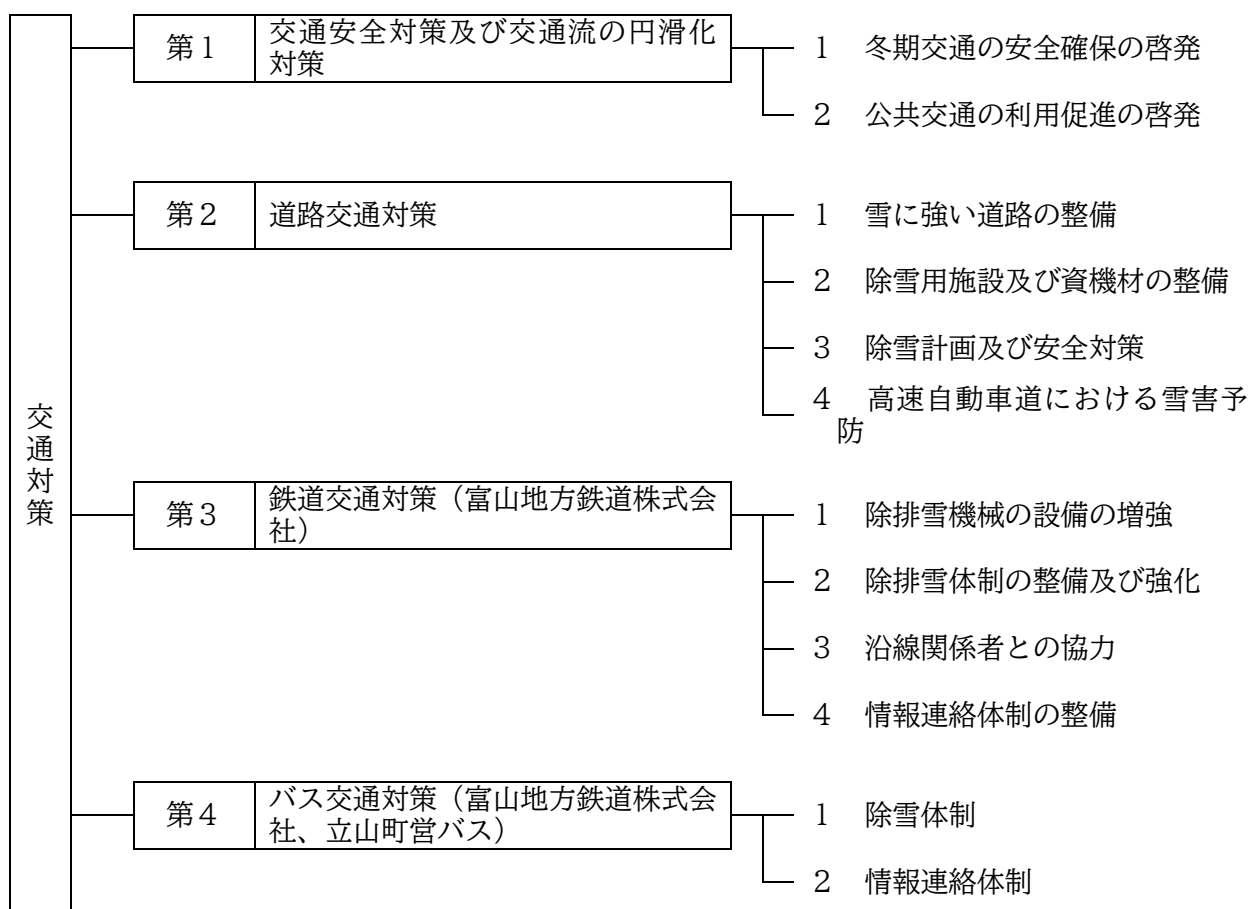
2 農業用排水路の整備等

町及び土地改良区等は県と連携し、農業用排水路への流雪による溢水被害を防止するため、流雪可能な農業用排水路の整備を推進するとともに、施設の点検と冬期の適正な通水管理を行う。

第4節 交通対策

雪による交通障害を排除することは、雪害対策の根幹である。

そのため、防災関係機関は、降積雪期における交通確保に関する除排雪計画を推進する。



第1 交通安全対策及び交通流の円滑化対策

実施担当	企画政策課

1 冬期交通の安全確保の啓発

町及び各防災関係機関等は、冬期の交通事故や交通渋滞の発生を防止するため、スノータイヤ、チェーンの装着、牽引ロープ、スコップの携行、路上駐車禁止など交通の安全確保をラジオ、テレビ、新聞、広報たてやま、インターネット等を利用し啓発する。

2 公共交通の利用促進の啓発

町及び各防災関係機関等は、冬期交通の円滑化を図るため、バス等公共交通の利用促進をラジオ、テレビ、新聞、広報たてやま、インターネット等を利用し啓発するとともに、事業所等に対し協力を呼び掛ける。

ただし、災害級の大雪※¹による被害が予想される場合には、外出そのものの自粛を呼び掛ける。

※1 「顕著な大雪に関する富山県気象情報」が発表される場合を想定。

第2 道路交通対策

実施担当

建設課、国土交通省北陸地方整備局、富山県立山土木事務所、
中日本高速道路株式会社

1 雪に強い道路の整備

冬期の安全かつ円滑な道路交通を確保し、地域住民の生活安定や産業活動を確保するためには、除排雪作業を効率的に実施できるような広幅員道路の整備や消流雪施設の整備を進めることが必要である。また、山間地道路においては、雪崩防止柵、スノーシェッド等の雪崩対策施設の整備を図るほか、狭隘な市街地道路ではその拡幅及びバイパス整備並びに危険箇所の局部改良等の整備促進が必要である。

具体的な当面の対策としては、次のとおりである。

(1) 交差点の改良整備

右折車線等の設置等の交差点の局部改良を行い、交通渋滞の解消を図る。

(2) 停車帯等の整備

バス停車帯等の整備を行い、バス等大型車両通行の円滑化を図る。

(3) 橋梁の新設、架替え

橋梁の新設、架替えを行い、市街地と郊外の交通の分散と交通容量の増大を図る。

(4) 堆雪帯の確保及び交通障害箇所等の整備

堆雪帯をもった広幅員道路の整備を進め、除雪による道路幅の狭小化を防止し、通行に十分な道路幅を確保するとともに、山間地等の交通障害箇所の改良を行い通行の円滑化を図る。

(5) 消融雪施設の整備

機械除雪の困難な市街地等の道路において、次の条件に該当する箇所で水源が確保できる場所には、必要に応じて消雪パイプ等を設置する。

なお、地下水を水源とする場合は、地域への影響、地下水位の低下を考慮するとともに河川水の利用も検討する。

ア 道路幅員が狭く、家屋が連担している除排雪作業の困難なところ

イ 橋梁の取付部や立体交差の坂路等の勾配が急なところ

ウ 橋梁歩車道

(6) 流雪溝の整備

市街地において道路や屋根雪等の処理が必要で、かつ地域の住民が管理運営を行える箇所については、流雪溝の整備を進める。

(7) 雪崩対策施設の整備

雪崩危険箇所には、スノーシェッド、雪崩防止柵等の設置を進め、山間地における交通の確保を図る。

(8) 吹きだまり障害等の緩和

地吹雪、吹きだまり障害を緩和するため、吹きだまり防止柵の整備を図る。

2 除雪用施設及び資機材の整備

町は、各路線や地域の実情に応じ除雪用施設及び資機材の整備を図る。

(1) 除雪機械の整備

除雪機械は、各路線や地域の実情に応じた機種を選定し配備するとともに、除雪作業を迅速かつ効果的に行えるよう民間における除雪機械の保有状況を把握し、協力体制を確立しておく。

(2) 排雪場所の確保

除排雪作業を効率よく実施するために、運搬排雪に利用しやすい雪捨場の確保と整備を図る。

また、市街地においては、消雪設備の維持管理とともに、市街地内農地や空地等を活用した雪捨場の確保に努める。

(3) 融雪剤の配備

勾配の急な区間等における車両スリップ防止のため、融雪剤の配備を行うとともに、沿道に砂箱を設置する。

(4) 除雪基地等の整備

除雪基地には、除雪機械等を配備するとともに、機械の格納及び凍結防止剤の保管施設、並びにオペレーターの詰所及び積雪計等の気象観測施設の整備を図る。

【資料：8-3 町保有除雪機械等】

【資料：8-4 民間協力除雪機械】

3 除雪計画及び安全対策

(1) 除雪計画

ア 作成方針

町は、次の点に留意し除雪実施計画を策定する。

(ア) 適切な冬期道路交通が確保されるよう、他の道路管理者とも十分連携し策定する。

特に隣接県、隣接市町村及び他管内との境界にある道路の除雪分担及び交差点除雪の受け持ち等について十分調整する。

(イ) 除雪業務分担の決定に当たっては、豪雪時等における連続した除排雪作業にも対処できるよう計画する。

(ウ) 計画全般について、関係諸機関と十分連絡協議し、調整を図る。

(2) 道路除雪計画

町は、降積雪期前に防災関係機関と協議の上、実情に応じた道路除雪計画を策定する。

【資料：8-1 除雪対策本部組織図】

【資料：8-2 富山県除雪体制系統図】

【資料：8-5 除雪計画路線数】

【資料：8-6 除雪計画延長】

4 高速自動車道における雪害予防

中日本高速道路株式会社は、北陸自動車道関連施設の耐雪化、除雪体制の整備等を一層推進する。

第3 鉄道交通対策（富山地方鉄道株式会社）

実施担当	富山地方鉄道株式会社

1 除排雪機械の設備の増強

除排雪機械の能力強化とポイント消融雪装置等の地上設備の増強を重点とし、冬期輸送の確保を図る。

2 除排雪体制の整備及び強化

積雪量等の状況に応じた除排雪車両の出動の使用標準及び出動標準を定め、沿線の除雪協会から、除雪要員の確保を図る。

3 沿線関係者との協力

各防災関係機関等との協力体制を確立し、降積雪時における安定運行及び事故防止を図る。

4 情報連絡体制の整備

運行状況の把握と迅速かつ的確な利用者への情報提供を行うため、情報連絡体制の整備を図る。

第4 バス交通対策（富山地方鉄道株式会社、立山町営バス）

実施担当	各事業者

1 除雪体制

道路管理者と協議し、除雪協力体制を確立しておく。

2 情報連絡体制

全線の運行を把握し、利用者に対する的確に情報提供できるよう、情報収集連絡体制の整備と報道機関との連携を図っておく。

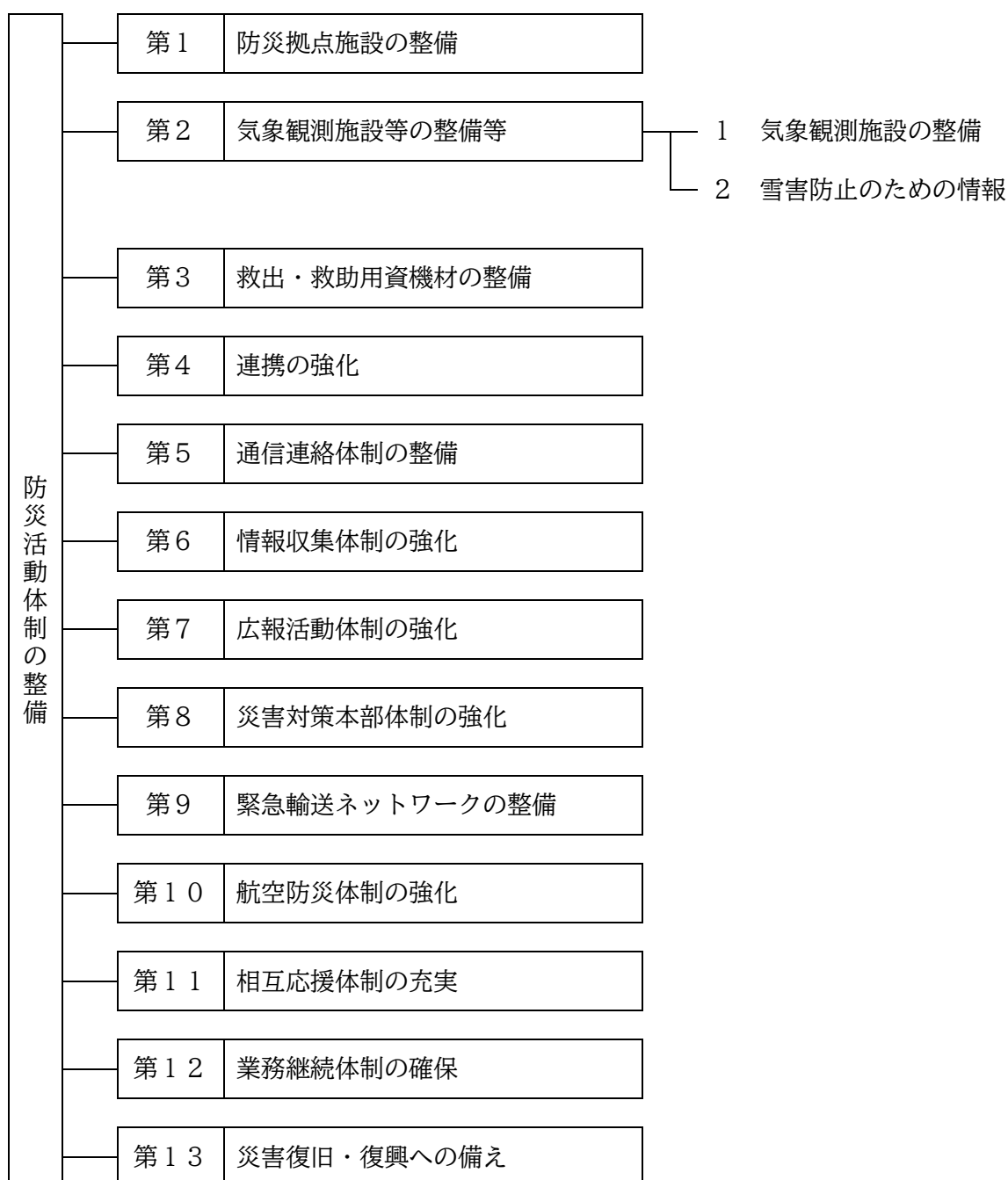
通常の運行に支障が生じた場合は、適時に町ホームページやSNS、防災アプリ等を用いて情報発信を行う。

第5節 防災活動体制の整備

雪害に迅速かつ的確に対応し、被害を最小限に止めるには、速やかに初動活動体制を整え、所管する防災機能を十分に発揮することが重大な使命である。

このため、災害対策活動の拠点となる施設の整備を進めるとともに、情報収集や避難誘導、救助・救急活動が広域的に、かつできる限り早急に行える体制を確立することが必要である。

防災体制づくりとして、防災拠点施設や防災活動の拠点となる施設の整備や防災資機材の備蓄を進めるとともに、通信ネットワークの強化による通信連絡体制の整備、緊急輸送体制や航空防災体制の整備強化、さらには、相互応援体制の充実等による陸・空それぞれにおいて相互連携した広域的な支援体制を充実させるなど、防災活動体制の整備に努める。



第1 防災拠点施設の整備

実施担当	関係各課

「第2編 風水害編 第1章 第4節 第1 防災拠点施設の整備」に定める内容を準用する。

第2 気象観測施設等の整備等

実施担当	総務課

降積雪による被害の未然防止及び軽減のため、気象等の状況を的確に把握し、速やかに雪害未然防止対策を取ることが必要である。

このため、県及び防災関係機関と連携して、気象観測施設等の整備に努めるとともに、雪害の防止に必要な情報の収集に努め、防災関係機関に対し、適時適切に伝達する。

1 気象観測施設の整備

「第2編 風水害編 第1章 第4節 第2 気象観測施設等の整備等」に定める内容を準用する。

【資料：2－6 気象観測施設】

2 雪害防止のための情報

町域に係る雪害の防止に必要な情報について、県及び防災関係機関からの収集に努め、随時住民へ伝達する。

第3 救出・救助用資機材の整備

実施担当	建設課、国土交通省北陸地方整備局、富山県立山土木事務所

「第2編 風水害編 第1章 第4節 第3 資機材の整備」に定める内容を準用する。

【資料：9－1 救急・救助用資機材等】

第4 連携の強化

実施担当	総務課

「第2編 風水害編 第1章 第4節 第4 連携の強化」に定める内容を準用する。

第5 通信連絡体制の整備

実施担当	総務課、企画政策課

「第2編 風水害編 第1章 第4節 第5 通信連絡体制の整備」に定める内容を準用する。

第6 情報収集体制の強化

実施担当	総務課

「第2編 風水害編 第1章 第4節 第6 情報収集体制の強化」に定める内容を準用する。

第7 広報活動体制の強化

実施担当 企画政策課

「第2編 風水害編 第1章 第4節 第7 広報活動体制の強化」に定める内容を準用する。

第8 災害対策本部体制の強化

実施担当 総務課

「第2編 風水害編 第1章 第4節 第8 災害対策本部体制の強化」に定める内容を準用する。

第9 緊急輸送ネットワークの整備

実施担当 総務課、建設課、国土交通省北陸地方整備局、富山県立山土木事務所

「第2編 風水害編 第1章 第4節 第10 緊急輸送ネットワークの整備」に定める内容を準用する。

第10 航空防災体制の強化

実施担当 総務課

「第2編 風水害編 第1章 第4節 第11 航空防災体制の強化」に定める内容を準用する。

第11 相互応援体制の充実

実施担当 関係各課

「第2編 風水害編 第1章 第4節 第12 相互応援体制の充実」に定める内容を準用する。

第12 業務継続体制の確保

実施担当 総務課、ライフライン事業者

「第2編 風水害編 第1章 第4節 第9 業務継続体制の確保」に定める内容を準用する。

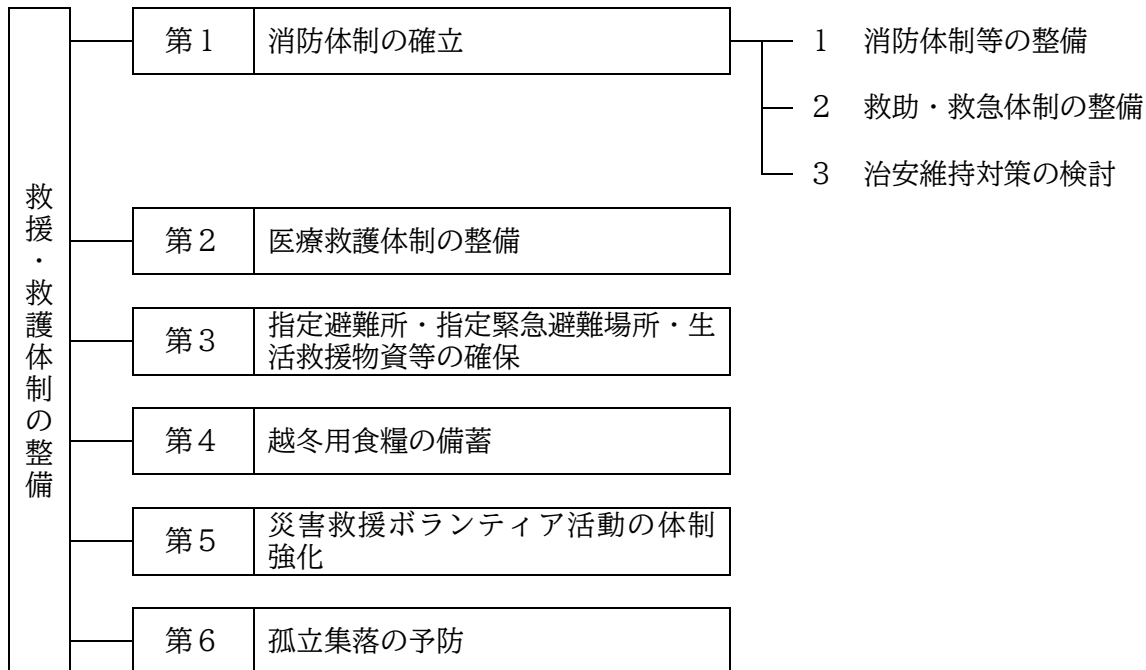
第13 災害復旧・復興への備え

実施担当 総務課、税務課、住民課

「第2編 風水害編 第1章 第4節 第13 災害復旧・復興への備え」に定める内容を準用する。

第6節 救援・救護体制の整備

人命の安全確保を最優先におき、降積雪期の消防力の強化、医療救護体制の整備、指定避難所・指定緊急避難場所・生活救援物資等の確保、災害救援ボランティア活動の支援などの救援・救護体制の整備を推進し、被害の可能な限りの軽減に努め、住民の生活安定を図る。



第1 消防体制の確立

実施担当 総務課、消防本部、消防団、自主防災組織

冬期は火災の発生率が高く、特に積雪時には、発見の遅れや雪による障害のため、火災の規模が大きくなり、焼死者も多発しやすい。また、負傷者や事故の多発、救助救援活動の雪による阻害も予想される。

このため、町は、雪に強い消防体制の整備を推進する。

1 消防体制等の整備

(1) 冬期活動体制の整備

ア 消防署は、降積雪期の消防活動に備え、出動人員の配備計画の作成、消防車両の特殊擬装、付属品の整備、除雪用資機材の増強を図る。

イ 消防署は、消防水利の所在を明示する標識を設置するとともに、積雪量に応じた消防水利確保計画を作成しておく。

(2) 消防職団員の消防組織の拡充強化・教育訓練

町は、消防組織の拡充強化に努めるとともに、消防団の施設設備の充実、青年層・女性層（大学生等を含む。）の消防団への積極的参加等、消防団の活性化を推進する。特に降積雪期における迅速かつ的確な消防活動に必要な知識と技能の錬磨を目的として、消防職団員の教育訓練に努める。

(3) 防災関係機関との連絡体制

冬期の緊急路の確保のため、道路管理者及び住民に対し除雪等について協力を要請するとともに、道路情報の収集伝達体制を整備しておく。

(4) 各種調査の実施

消防署は、降積雪による状況の変化を考慮の上、通行障害及び消防水利の調査を実施し、消防力の配備等警防戦術の検討研究を行う。

また、消防危険区域の指定に際しては、区域の特殊性に応じ、適切な火災防御計画を作成しておく。

【資料：6－3 消防組織図】

【資料：6－4 消防施設の現況】

【資料：6－5 消防機械の配置状況】

【資料：9－1 救急・救助用資機材等】

2 救助・救急体制の整備

「第3編 火災編 第1章 第6節 第1 消防力の強化」に定める内容を準用する。

3 治安維持対策の検討

「第2編 風水害編 第1章 第5節 第1 消防力の強化」に定める内容を準用する。

第2 医療救護体制の整備

実施担当

総務課、健康福祉課、日本赤十字社富山県支部、
富山県赤十字血液センター

「第2編 風水害編 第1章 第5節 第2 医療救護体制の整備」に定める内容を準用する。

第3 指定避難所・指定緊急避難場所・生活救援物資等の確保

実施担当

総務課、住民課、健康福祉課、建設課、商工観光課、水道課、教育課、
国土交通省北陸地方整備局、富山県立山土木事務所、自主防災組織

「第2編 風水害編 第1章 第5節 第3 指定避難所・指定緊急避難場所・生活救援物資等の確保」に定める内容を準用する。

第4 越冬用食糧の備蓄

実施担当

農林課

冬期における生鮮食料品の大部分は県外産に依存しているため、県及び町は県外産地からの安定供給についての対策を推進し、物資流通の円滑化に努めるとともに、一般家庭における備蓄についての啓発に努め、県民の消費生活の安定を図る。

町及び県は、一般家庭に対し広報たてやま、その他の広報媒体を通じ、比較的価格の安定している降雪期前に長期貯蔵可能な野菜の備蓄普及についての啓発に努める。

第5 災害救援ボランティア活動の体制強化

実施担当

総務課、健康福祉課、社会福祉協議会

「第2編 風水害編 第1章 第5節 第4 災害救援ボランティア活動の体制強化」に定める内

容を準用する。

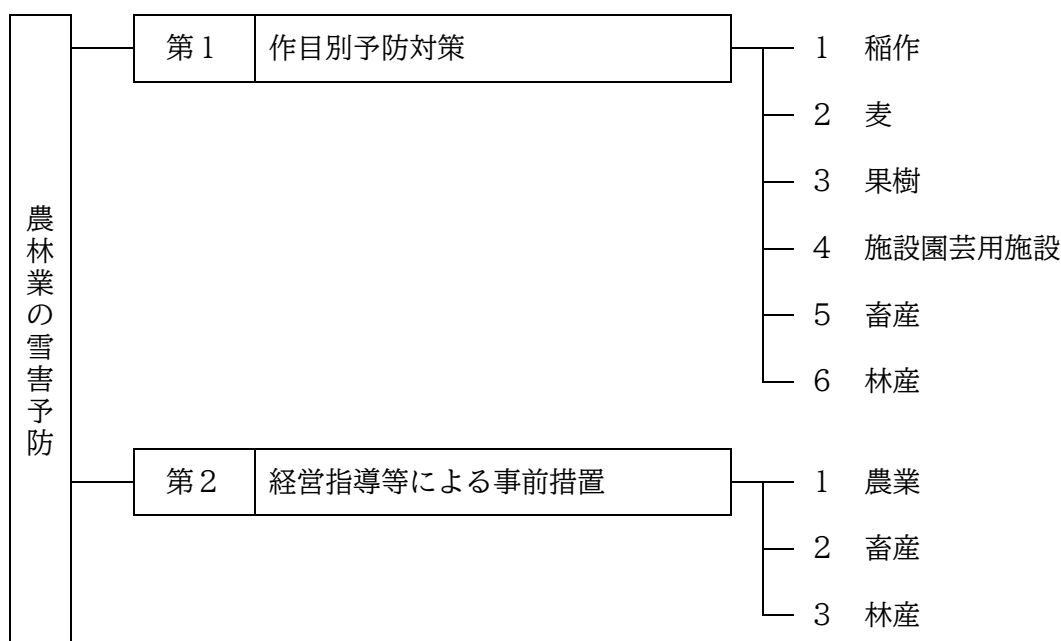
第6 孤立集落の予防

実施担当	総務課、消防本部、上市警察署

「第2編 風水害編 第1章 第5節 第5 孤立集落の予防」に定める内容を準用する。

第7節 農林業の雪害予防

農林業の雪害を未然に防止し、又は被害を最小限に食い止めるため、農業団体等と連携を密にし、施設の耐雪化や除融雪体制の整備を促進するとともに被害防止の指導を徹底する。



第1 作目別予防対策

実施担当	農林課

1 稲 作

育苗施設及び米麦の乾燥調製施設等建物の設計時における積雪許容限度を次のように指導する。

(1) 標高 200m未満の地域	1.5m
(2) 標高 200m以上、400m未満の地域	2.0m
(3) 標高 400m以上の地域	2.5m

2 麦

生産者の組織化、作付地の集団化を推進し、排水、適期播種等を徹底して、雪害に耐えられるよう指導する。

3 果 樹

最大積雪深 2.0m以下の地域を園地造成の基本とし、樹形の仕立て及び棚強度の確保等雪害防止対策を次のとおり指導し、的確な降雪情報の伝達及び園地見回りの徹底を図り、計画的な除融雪を促進する。

(1) 棚仕立の樹種を栽培するとき

- ア 棚は 30 a 以内の単位とすること
- イ 棚の高さは、1.8m～2.0mとすること
- ウ 棚の隅柱及び周囲柱は、コンクリート又は鉄材など強固なものを使用すること
- エ 棚の周囲線及び周囲柱の上を通る柱線は、ワイヤーを使用すること

オ ブドウ棚の支線は、豪雪時に取り外しができるものとする

(2) 立木仕立の樹種を栽培するとき

ア 主枝の分岐高は、1.0m以上とすること

イ 主枝ごとに支柱による下垂防止を行うこと

(3) 降雪前対策

ア 粗剪定を実施すること

イ 枝梢の結束を行うこと

ウ 支柱及び棚の点検と補強を励行すること

エ 暴風網、防鳥網は、降雪前までには撤収すること

(4) 降雪時の対策

ア 棚上や枝にたまった雪をふるい落とすこと

イ 主枝の分岐部分を露出させるため、幹回りの雪踏みを行うこと

ウ 雪に埋まった枝は、枝先を引き上げ、樹冠下の雪踏みを行うこと

4 施設園芸用施設

(1) 園芸用施設設計施工標準仕様書に基づき、耐雪荷重 800N/m²に耐え得る強度と屋根雪の落下を考慮した屋根勾配 3/10～5/10 を目安とした施設の設置促進を図る。

(2) 側圧によるハウスの倒壊を免れるために、除雪できる程度のハウスの間隔を確保する。

(3) 低温時に暖房機が正常に作動するよう、設定温度や燃料残量等を再確認する。

(4) ハウスの耐雪強度を把握し、補強資材による構造強化対策（筋交い補強、タイバー・斜材でX型補強、中柱補強等）を実施する。

(5) 散水による融雪を行う場合には、事前に排水路の整備・清掃を行うとともに、必ず積雪前から散水を行う。

(6) 園芸用ハウスでは、可能な範囲で室温を高め、屋根雪の滑落を促す。

(7) 積雪後は、施設周辺等の除雪に努める。

(8) 積雪により倒壊のおそれがある場合には、施設内に絶対に入らない。

5 畜産

畜舎等の耐雪化を促進し、施設周辺の除融雪設備の設置等について指導する。

また、中山間地域に立地する畜産農家が、山間地へ移転するケースが増えていることから、移転計画を踏まえた道路除雪等に配慮する。

6 林産

雪害に強い森林施業及び木材の生産方法並びに特用林産物生産施設・加工製材施設の耐雪化等の技術指導等を行う。

第2 経営指導等による事前措置

実施担当	農林課

防災関係機関等と連携して、降積雪対策として次のとおり経営指導の強化を図る。

1 農 業

- (1) 雪害予防に必要な資機材導入の資金計画
- (2) 除排雪計画の樹立と作業員の事前確保
- (3) 雪害克服に必要な営農資金の計画的な運営
- (4) 農業共済制度への加入促進

2 畜 産

- (1) 雪害予防に必要な資機材導入の資金計画
- (2) 除排雪計画の樹立と作業員の事前確保
- (3) 雪害克服に必要な経営資金の計画的な運営
- (4) 農業共済制度への加入促進
- (5) 飼料・資機材等の適切な備蓄
- (6) 自衛防疫の強化

3 林 産

雪に強い森林育成のための間伐促進強化対策事業等の推進

第8節 商工業の雪害予防

商工業における雪害の未然防止、拡大防止又は軽減を図るため、降積雪の影響を考慮した地域経済振興対策の推進が必要である。

町は、雪に強い商工業の振興と防災体制の強化のため、指導及び助成を行う。

雪害 商工業の 予防	第1	中小企業の雪害対策施設の普及
	第2	生産及び出荷の確保計画

第1 中小企業の雪害対策施設の普及

実施担当	商工観光課

事業所、工業団地、商業拠点等の無雪化を図るため、消融雪設備、除雪機械等の設置を促進する。

第2 生産及び出荷の確保計画

実施担当	商工観光課

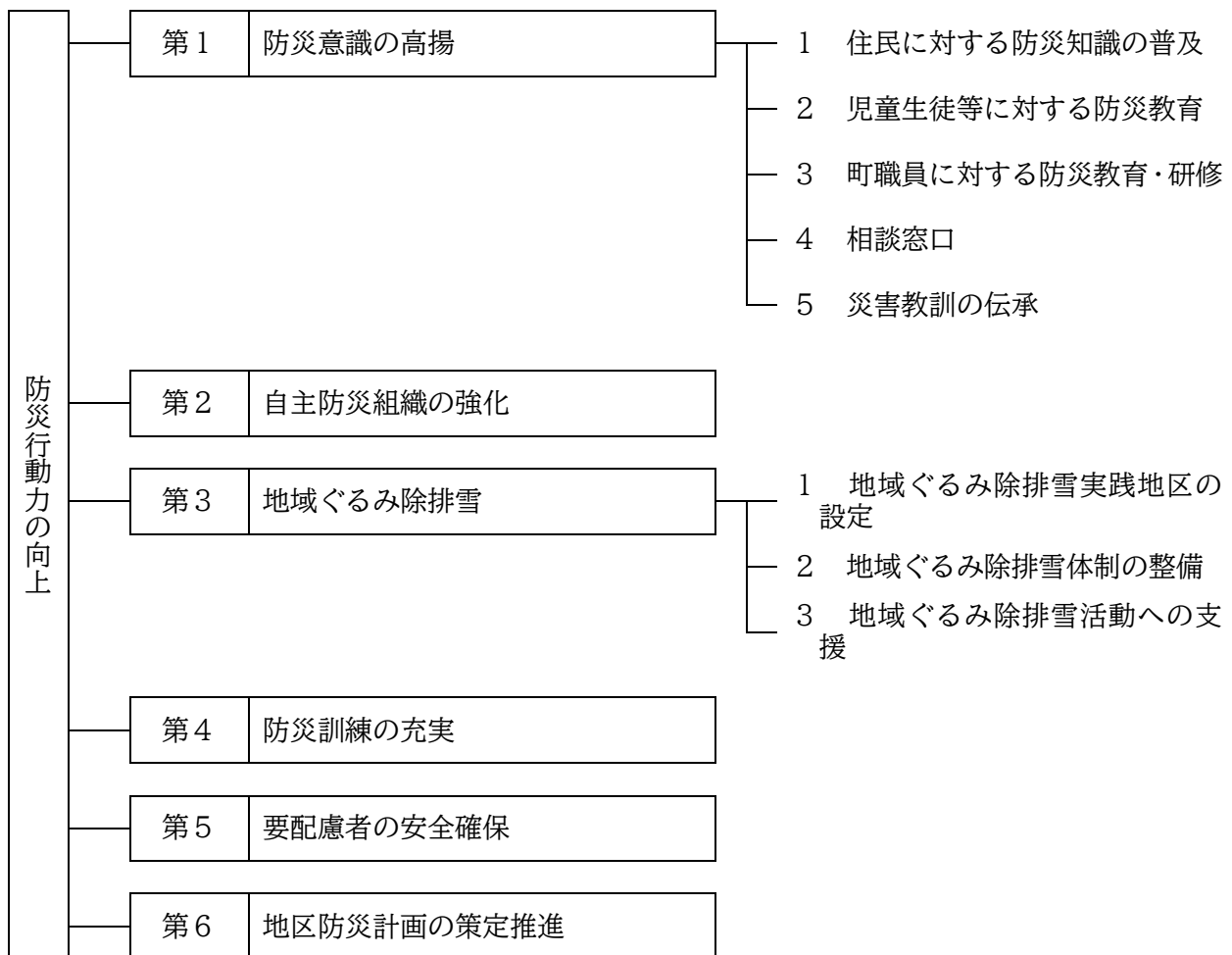
事業所等は、雪による生産力の低下を避けるため、原材料の適正備蓄を図るとともに、冬期の輸送計画を作成しておく。

第9節 防災行動力の向上

豪雪は、広い地域に、かつ長期間にわたり、交通混乱、被災者の発生等各種の被害をもたらすことから、行政的的確な対応にあわせ、地域住民や事業所の迅速かつ持続的な活動が不可欠である。

しかも、豪雪時には、交通障害等により円滑な防災対策に支障も予想されることから、まず、住民は、「自分の身は自分で守る、みんなのまちはみんなで守る。」ことを認識するとともに、町及び防災関係機関は、地域の防災行動力の向上に努め、被害の未然防止や軽減を図ることが必要である。

このため、防災広報、防災教育などの防災意識の高揚、自主防災組織の強化、地域住民・事業所等による自主防災組織及び地域ぐるみの除排雪組織を強化するとともに、防災関係機関を中心とする防災訓練の実施及び要配慮者の安全確保などを通じて、防災行動力の向上に努める。



第1 防災意識の高揚

実施担当	各課

雪による被害を最小限に止めるためには、住民をはじめ防災関係機関等が、雪害に関する知識と各自の防災対応について、日頃から習熟しておくことが不可欠である。

このため、町をはじめ防災関係機関は、住民の防災意識の高揚を図るとともに、家庭や職場、学校などにおける地域の防災行動力を向上させるため、防災知識の普及啓発、防災教育の推進に努める。

その際、要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、多様な視点に十分配慮するとともに、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いにも配慮するよう努める。

さらに、過去の災害の教訓を踏まえ、全ての住民が災害から自らの命を守るためには、住民一人一人が確実に避難できるようになることが必要である。このため、地域の関係者の連携の下、居住地、職場、学校等において、地域の災害リスクや「自分は災害に遭わない」という思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練の実施に努める。

また、防災への関心を低下させないためにも、継続的な啓発活動に努める。

1 住民に対する防災知識の普及

住民に対し、専門家の知見も活用しながら、最低3日間分（推奨一週間分）の食料・飲料水等の個人備蓄、非常持出品の準備等家庭での予防・安全対策及び災害発生時に取るべき行動など防災知識の普及啓発を多様な手段により推進する。また、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、災害時のシミュレーション結果等を示しながらその危険性を周知する。

（1）普及の方法

「第2編 風水害編 第1章 第8節 第1 防災意識の高揚」に定める内容を準用する。

（2）普及の内容

- ア 各機関の防災体制
- イ 雪害に対する一般的知識
- ウ 過去の主な被害事例
- エ 普段からの心がけ
 - （ア）住宅の点検
 - （イ）屋内の整理点検
 - （ウ）出火の防止
 - （エ）応急救護
 - （オ）非常食料・飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトペーパー等の準備
 - （カ）指定避難所・指定緊急避難場所、避難路の確認
 - （キ）非常持出品の準備
 - （ク）自動車へのこまめな満タン給油
 - （ケ）保険・共済への加入等の生活再建に向けた事前の備え
 - （コ）スコップやスクレーパー、砂、飲食料及び毛布等の車内の準備
 - （サ）スタッドレスタイヤ、タイヤチェーン等の装着
- オ 降積雪時の心得
 - （ア）交通対策
 - （イ）除雪計画
 - （ウ）落雪に対する危険防止

- (エ) 雪崩に対する危険防止
- (オ) 健康管理
- (カ) 避難の心得
- (キ) 家族間の連絡方法（NTT西日本株式会社の伝言ダイヤル「171」、NTTドコモの災害用伝言板等）

2 児童生徒等に対する防災教育

「第2編 風水害編 第1章 第8節 第1 防災意識の高揚」に定める内容を準用する。

3 町職員に対する防災教育・研修

「第2編 風水害編 第1章 第8節 第1 防災意識の高揚」に定める内容を準用する。

4 相談窓口

「第2編 風水害編 第1章 第8節 第1 防災意識の高揚」に定める内容を準用する。

5 災害教訓の伝承

「第2編 風水害編 第1章 第8節 第1 防災意識の高揚」に定める内容を準用する。

第2 自主防災組織の強化

実施担当	総務課、消防本部、自主防災組織、各事業所

「第2編 風水害編 第1章 第8節 第2 自主防災組織の強化」に定める内容を準用する。

第3 地域ぐるみ除排雪

実施担当	建設課、国土交通省北陸地方整備局、富山県立山土木事務所

降積雪時においては、一人一人が力を出し合い、地域の総力を挙げて除排雪活動を展開することが望まれる。

このため、降積雪時における地域ぐるみの除排雪が円滑に実施されるよう、日頃から広報による啓発活動や、住民の自主的なコミュニティ活動の育成に努める。

また、道路や屋根雪等の除排雪中の事故の発生を防止するため等の克雪に関する技術開発及びその普及に努める。

1 地域ぐるみ除排雪実践地区の設定

行政と住民が総力を結集し地域ぐるみで除排雪を展開するため、地域の実情に応じた単位（自治会等）をもって、「地域ぐるみ除排雪実践地区」を設定する。

2 地域ぐるみ除排雪体制の整備

町は、地域ぐるみ除排雪実践地区において、行政と住民との間や住民の間の協力体制づくりのための連絡調整等に関する企画調査を行い、地域ぐるみ除排雪を実施するに当たっての情報伝達及び協力体制の整備を図るとともに、共同除排雪対象施設、一斉除排雪の方法、要援護世帯への支援措置等を内容とする地域ぐるみ除排雪計画を策定し、地域住民に計画内容の普及啓発を行う。

3 地域ぐるみ除排雪活動への支援

町は、地域ぐるみ除排雪体制に基づき実践的な活動を推進するため、小型機械等（小型除雪機械、除雪装置、小型除雪機械等の格納庫）の整備を行う。

小型除排雪機械については、「富山県地域ぐるみ除排雪促進事業」により導入を図る。機械の効率的な運用を図るため、運転及び取扱い方法等について講習会を開催し、活用の推進に努める。

また、住民による積極的な除排雪活動が促進されるよう、交差点部の歩道やバス停等にスコップを配置する。

第4 防災訓練の充実

実施担当

各課、消防本部、自主防災組織、道路管理者、学校、病院、社会福祉施設、介護老人保健施設

「第2編 風水害編 第1章 第8節 第3 防災訓練の充実」に定める内容を準用する。

また、冬期における訓練も実施し、積雪時の行動要領を習熟することに努める。

消防は、積雪による交通障害や同時多発火災、消火栓の使用不能等を想定し、さらに地域住民一体となった消防訓練や隣接消防との合同消防訓練を実施するよう努める。

第5 要配慮者の安全確保

実施担当

住民課、健康福祉課、自主防災組織、社会福祉施設、介護保険施設

「第2編 風水害編 第1章 第8節 第4 要配慮者の安全確保」に定める内容を準用する。

第6 地区防災計画の策定推進

実施担当

総務課

「第2編 風水害編 第1章 第8節 第5 地区防災計画の策定推進」に定める内容を準用する。

第10節 調査研究

実施担当	関係各課

雪害の態様は様々であり、人命や財産に直接被害を与える雪圧害や雪崩等をはじめ、除排雪に伴う溢水及び危険物漏えい、爆発などの二次災害、交通障害や社会機能の阻害など、今日のように社会・経済活動の進展した社会において、それらの影響は計り知れないものがある。

これら各種の雪害を克服するために、その発生メカニズムの解明と対策を科学的かつ総合的に調査研究することが必要である。また、雪害発生時における円滑な人命救助活動等に資するよう、官民連携による革新的技術の実用化に向けた研究開発を推進する必要がある。

このため、県、文部科学省や各省庁、防災関係機関において、雪氷に関する基礎的調査研究、雪崩対策の研究、雪圧・着雪氷対策等の研究が行われている。

町は、こうした研究成果を、災害予防の取組みに有効かつ積極的に活用していく。

第2章 雪害応急対策

豪雪による大規模な雪害が発生した場合又は発生するおそれがある場合、町、県及び防災関係機関は、法令及び本計画並びに各機関の防災に関する計画の定めるところに基づき、総力をあげて、雪害応急対策に当たる。

雪害応急対策としては、予警報等の防災関係機関への伝達及び住民への周知徹底など、災害未然防止活動を迅速かつ的確に行うとともに、迅速かつ的確な初動体制を取り、被害規模や被害拡大の危険性について情報を収集し、その情報に基づき災害対策本部の設置や広域的な応援要請を行う。

また、住民生活及び社会経済活動の安定確保並びに各種応急対策の迅速かつ的確な実施のため、交通の確保や地域ぐるみ除排雪を推進するとともに、ライフライン施設・公共施設等の社会諸機能の維持を図る。死傷者が発生した場合は、人命の救助・救急、医療救護等の緊急救護活動を行う。

さらに、被害状況及び拡大の危険性に応じて、避難活動、交通規制・緊急輸送対策を進めるとともに、被災者に対して必要な生活支援（飲料水・食料・生活必需品の供給等）を行う。被害が長期にわたることも予想されるため、廃棄物処理・防疫・食品衛生対策、警備活動等による社会生活の維持、産業被害の拡大防止、二次災害の防止等の対策を実施していく。

第1節 予警報の伝達

実施担当	総務部総務班（総務課）

雪等に関する予報及び警報の種類、発表基準を明らかにするとともに、これらの伝達系統、手段等の伝達体制の周知徹底を図る。

気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づく注意報、警報等は富山地方気象台がそれぞれ発表する。

なお、住民等の事前避難が必要と判断される場合には、必要に応じ、指定避難所等を開放し、住民等に事前避難の周知徹底を図る。また、避難を行う際は、積雪、融雪等の状況を勘案した適切な避難誘導を実施する。

【資料：2－2 注意報・警報の種類及び発表基準（富山地方気象台）】

第2節 応急活動体制

災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、平素から所要の組織及び出動体制を確立しておくとともに、非常の際にはこれに基づき動員を命令し、又は要請する場合は対象者、時期、方法などを明らかにして応急対策に必要な人員を確保しておき、速やかに動員し、総合的な雪害対策を確立する。

応急活動体制	第1	配備体制
	第2	動員体制の確立
	第3	参集場所等
	第4	参集時の留意事項
	第5	動員配備の連絡
	第6	町災害対策本部
	第7	災害救援ボランティアとの連携

第1 配備体制

実施担当	各部各班

防災活動及び応急対策実施を推進するために、町が取るべき体制は、次の基準による。

■ 職員の非常配備基準（雪害）

種 別	配備基準	配備の内容
第1非常配備 （準備体制）	1. 大雪注意報が発表され、危険な状態が予想されるとき。 2. 大雪警報が発表されたとき。 又は 3. その他必要により町長が指令したとき。	① 除雪実施本部要員をもって、主として情報収集活動及び連絡活動が円滑に実施できる体制を取る。 ② 上記のほか、危険予測の程度及び災害情報等により、雪害に係る課は所要の人員をあてる。 ③ 状況により第2非常配備に移行し得る体制を取る。
第2非常配備 （警戒体制）	1. 大雪警報が発表され、かつ降積雪により災害が発生又はその危険性のあるとき。 又は 2. その他状況により町長が指令したとき。	① 総務課職員、雪害に係る課の係長以上の職員及び総務課長が必要と認めた職員並びに除雪実施本部要員が、応急対策活動に当たる。 ② 上記のほか、危険予測の程度及び災害情報等により、各課の係長以上全員及び総務課長又は所管課長が必要と認めた所要の人員をあてる。 ③ 事態の推移に伴い、速やかに災害対策本部が設置し得る体制を取る。
第3非常配備 （非常体制） 災害対策本部 の設置	1. 町全域にわたって災害が発生又はそのおそれがあるとき。 又は 2. 町の全域でなくとも、その被害が特に甚大であると予想され、かつ町長が指令したとき。	① 除雪対策本部を災害対策本部に統合し、総合的な応急対策活動が実施できる体制を取る。 ② 全職員が登庁し、応急対策活動を実施する。 なお、登庁することが困難な場合には、所属長に、その旨を伝えるとともに、最寄りの避難場所等へ参集し応急活動に従事する。

第2 動員体制の確立

実施担当 各部各班

「第2編 風水害編 第2章 第4節 第2 動員体制の確立」に定める内容を準用する。

第3 参集場所等

実施担当 各部各班

「第2編 風水害編 第2章 第4節 第3 参集場所等」に定める内容を準用する。

第4 参集時の留意事項

実施担当	各部各班

「第2編 風水害編 第2章 第4節 第4 参集時の留意事項」に定める内容を準用する。

第5 動員配備の連絡

実施担当	各部各班

「第2編 風水害編 第2章 第4節 第5 動員配備の連絡」に定める内容を準用する。

第6 町災害対策本部

実施担当	各部各班

「第2編 風水害編 第2章 第4節 第6 町災害対策本部」に定める内容を準用する。

第7 災害救援ボランティアとの連携

実施担当	災害救助部救助班（健康福祉課）、町社会福祉協議会

「第2編 風水害編 第2章 第4節 第7 災害救援ボランティアとの連携」に定める内容を準用する。

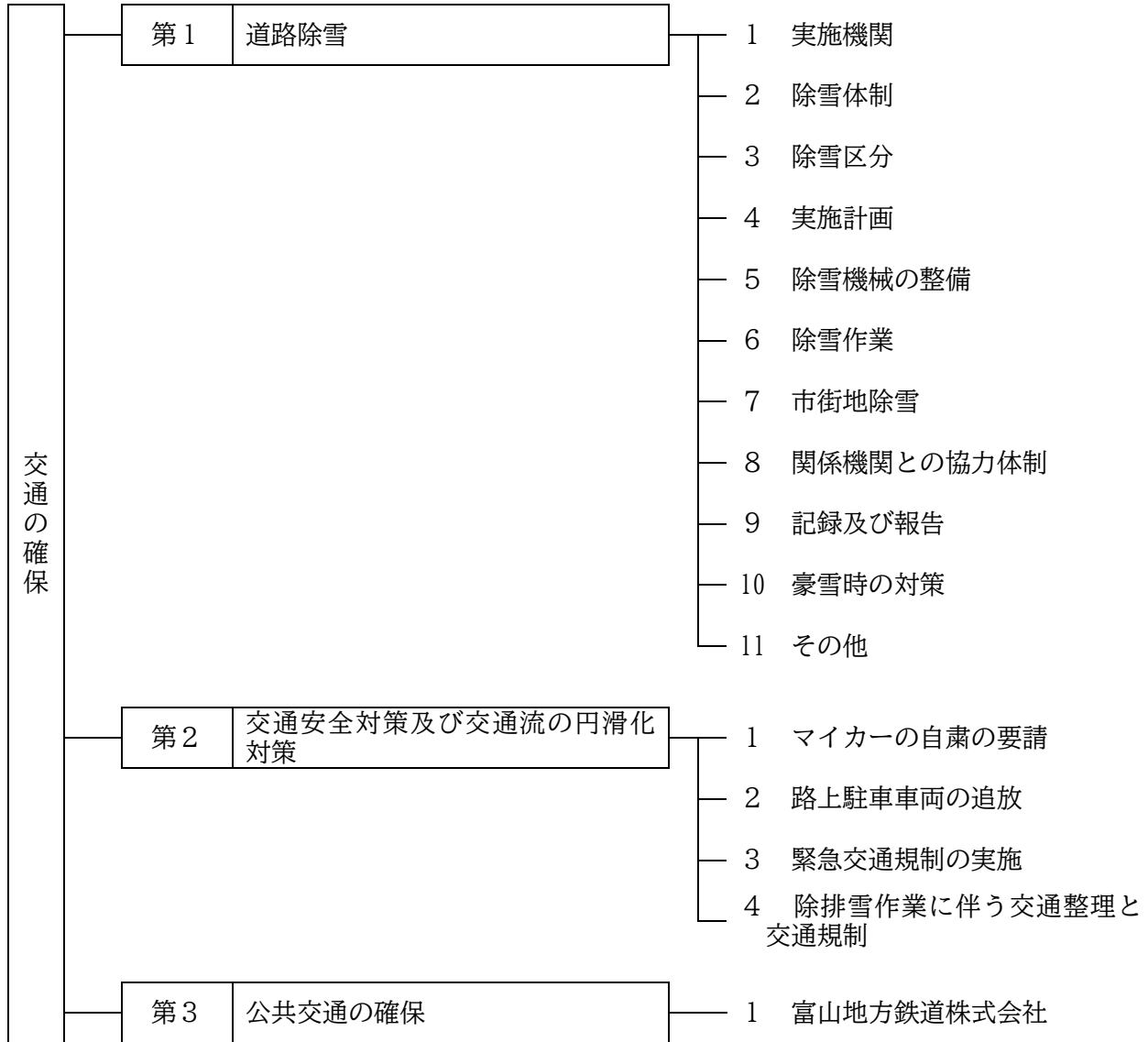
第3節 情報の収集・伝達

実施担当	総務部総務班（総務課）、総務部調査広報班（企画政策課）、 消防部総務班（消防本部）、各通信事業者

「第2編 風水害編 第2章 第5節 情報の収集・伝達」を準用する。

第4節 交通の確保

降積雪や雪崩等により交通に支障を生じた場合の応急的交通の確保を実施するため、「道路除雪基本計画」「道路除雪実施計画」に沿って適切な除排雪を実施し、住民生活及び社会経済活動の安定及び防災関係機関の実施する救助・救護活動、応急復旧活動の円滑な遂行を図る。



第1 道路除雪

実施担当 各部各班、国土交通省北陸地方整備局、富山県立山土木事務所

町内道路について冬期の道路交通の確保を図り、住民生活及び社会経済活動を確保するとともに、防災関係機関の災害応急対策の円滑な遂行を図るため除雪計画を策定し、実施する。

1 実施機関

(1) 県

当該年度道路除雪計画に基づき、県管理道路の除排雪及び路面凍結対策等を適切に実施する。

(2) 町

当該年度道路除雪計画に基づき、主要幹線道路を主体とした、機械による除雪作業が可能な町道の除雪を行う。

2 除雪体制

(1) 除雪組織

ア 除雪対策本部を設置し、本部長には町長が当たる。

【資料：8－1 除雪対策本部組織図】

イ 実施部長（建設課長）は、本部長の指揮を受け、県及び防災関係機関との連絡調整に当たり、有効かつ適切な除雪を実施する。

ウ 除雪対策本部は、立山町災害対策本部が設置された場合は、立山町災害対策本部の組織及び運営に関する規程の定めるところにより災害対策本部に総括される。

(2) 配備体制

本部長が除雪の必要を認めたとき、除雪活動を実施する。

職員の配備基準は、「本章 第2節 第1 配備体制」に定める内容とする。

3 除雪区分

除雪計画路線は交通量を基準とし、道路構造及び路線の性格を勘案し、次表に掲げるところにより3段階とする。

■ 町 道

区 分	除 雪 目 標
第1種（1級町道）	2車線の幅員確保を原則とするがやむを得ない場合、1車線を確保し、必要な待避所を設ける。
第2種（2級町道）	1車線の幅員確保を原則とし、必要な待避所を設ける。
第3種（その他の一般町道）	1車線の幅員確保を原則とするが、状況により一時車両交通不能となるもやむを得ない。

■ 県 道

区 分	日交通量のおよその基準	除 雪 目 標
第1種	1,000台/日以上	2車線以上の幅員確保を原則とし、豪雪時以外は、常時交通を確保する。 豪雪時は降雪後約5日以内に2車線確保を図る。

区 分	日交通量の およその基準	除 雪 目 標
第2種	500～1,000 台/日未満	2車線幅員確保を原則とするが、状況によっては1車線幅員で待避所を設ける。 豪雪時には約10日間以内に2車線又は1車線の確保を図る。
第3種	500台/日未満	1車線幅員で必要な待避所を設けることを原則とする。 状況によっては一時交通不能となってもやむを得ない。

【資料：8－5 除雪計画路線数】

【資料：8－6 除雪計画延長】

4 実施計画

実施部長は基本計画に基づき、毎年除雪計画をたて、本部長の承認を受けなければならない。

5 除雪機械の整備

除雪機械は車体及び除雪用付属品の点検整備を行い、常時出動できる体制を整えておく。

【資料：8－3 町保有除雪機械等】

【資料：8－4 民間協力除雪機械】

6 除雪作業

除雪作業は、配置された除雪機械による機械除雪を原則とする。

7 市街地除雪

市街地の除雪は治安、消防上から極めて重要であり、この地区の除雪の如何は除雪計画の遂行を左右するため、区長を通じて各戸に協力を要請し、交通の確保に努める。

8 関係機関との協力体制

除雪の実施にあっては、上市警察署長と緊密な連絡を取り、交通整理等の協力を求める。

9 記録及び報告

実施部長は、除雪実施簿等を作成し、除雪記録を整理しなければならない。

10 豪雪時の対策

降雪が異常と認められるときの対策は、次のとおりとする。

- (1) 本部の指示がなくとも状況判断の上、直ちに出動する場合もある。
- (2) バス路線及び交通量の多い幹線道路を優先して除雪する。
- (3) 除雪担当路線以外の路線についても出動を要請することがある。

11 その他

その他必要事項は、立山町道路除雪基本計画及び道路除雪実施計画による。

第2 交通安全対策及び交通流の円滑化対策

実施担当

建設部土木車両班（建設課）、上市警察署、国土交通省北陸地方整備局、
富山県立山土木事務所

町は、上市警察署及び防災関係機関と協力して、住民に対し冬期の交通安全について適切な対策を取る。

なお、車両の滞留状況や開放の見通し等に関する情報等から、積雪に伴う大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合には、関係機関が相互に連携して支援体制を

構築し、滞留車両の乗員に対し救援物資の提供や避難所への一時避難の支援等を行うよう努める。

1 マイカーの自粛の要請

冬期交通の円滑を図るため、マイカーの自粛の要請をラジオ、テレビ、新聞等の報道機関等の協力を得て実施する。

2 路上駐車車両の追放

路上駐車車両は除排雪の妨害となり、また、交通渋滞の原因となるため、住民に対し地域ぐるみによる路上駐車車両の追放について広報を徹底する。

また、上市警察署長と緊密な連携のもとに、路上駐車車両を無くすよう指導を図る。

3 緊急交通規制の実施

気象状況や雪崩等による交通の危険状況に応じて、上市警察署長と緊密な連携のもと、交通の規制を実施する。

4 除排雪作業に伴う交通整理と交通規制

除排雪作業を実施する場合、上市警察署長と緊密な連携のもと、交通の安全確認、除排雪作業の円滑な実施を図るため、交通の整理を行う。

また、交通の規制が必要なときは、緊急交通規制の実施を要請する。

第3 公共交通の確保

実施担当	各事業者

1 富山地方鉄道株式会社

(1) 冬期対策本部等の設置

毎年、12月10日から2月末まで、営業部に鉄道及び路線バスの冬期対策本部を設置し、連携を保ちながら、運転及び輸送安全の確保を図るほか、異常時には全社的に災害（雪害）対策本部を設置し、運行の確保に万全を期する。

(2) 鉄道部門

ア 除雪体制

積雪状況と降雪情報に応じ、除雪車の出動と要員の配置を適切に実施する。

イ 運転規制

降積雪の状況により、正常運行の確保が困難になったときは、一次から三次の三段階に分け、運転規制を実施し、最大限の輸送を確保する。

ウ 代替輸送

運転不可能の状態となったときは、状況に応じバスにより代替輸送を実施する。

エ 雪崩対策

沿線の土木建築業者等に協力を依頼し、雪庇落とし、山腹積雪踏固めを行うほか、監視員の配置等を実施し、雪崩による災害の防止を図る。

オ 旅客の安全確保

災害時の旅客の救出救援については、沿線市町村、住民の協力を得て実施する。

なお、必要に応じ、給食、医療の手配を行う。

カ 情報連絡体制

(ア) 乗務員等からの情報収集を図り、各部合同の打合せを密にし、予防体制を強化する。

(イ) 当社ホームページ運行状況への掲載、駅停留場の文字放送案内（場合により案内ポスター掲示）、無人放送案内にて案内するとともに報道機関へも運行情報を提供し、利用者への情報提供を行う。

(ウ) 各線の午前6時現在の降積雪量を調査する。（宇奈月温泉、電鉄黒部、寺田、立山、南富山など）

(3) バス部門

ア 除雪体制

道路管理者と協議し、状況に応じ実施する。

イ 運転規制

幹線、主要路線、枝線に区分し、除雪状況に応じて運転規制をそれぞれ実施する。

ウ 情報連絡体制

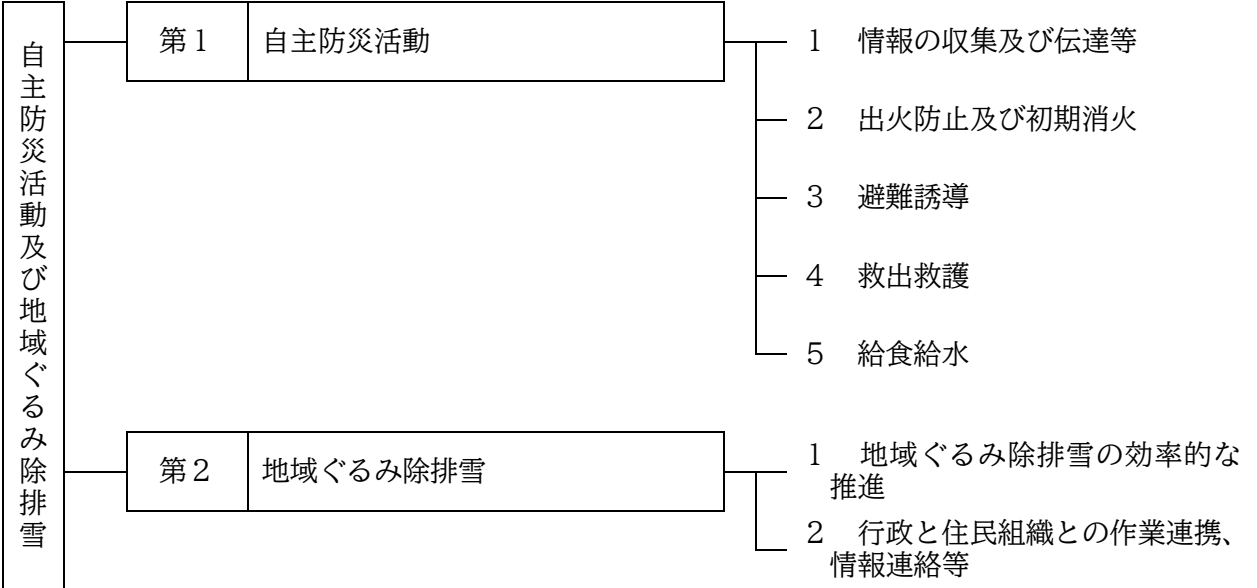
(ア) 無線付パトロールカーで路線パトロールを実施する。（降雪予測 20cm 以上）

(イ) 無線機を活用し、各路線の情報収集を図る。

(ウ) 運行状況を午前8時現在で把握し、報道機関に定時速報するとともに、ターミナル、停車場等への掲示により利用者への周知を図る。

第5節 自主防災活動及び地域ぐるみ除排雪

豪雪時には、生活道路の途絶などによって日常生活が阻害されたり、除排雪の人手の不足する要援護世帯では、家屋の倒壊などの危険な状態も発生する。また、防災関係機関による救助・救援が雪のため阻害されることも予想される。このため、地域住民による自主防災活動や地域ぐるみ除排雪の推進を図り災害応急対策に万全を期する。



第1 自主防災活動

実施担当	自主防災組織

自主防災活動は、原則として自主防災組織の防災計画に基づき活動するものとするが、概ね次の活動が期待される。

1 情報の収集及び伝達等

自主防災組織は、いち早く地域内の積雪や被害の状況及び要援護世帯の把握など必要な情報を収集し、その情報に基づき適切な判断を行い、要援護世帯への支援、道路支障物件の除去や緊急車両通行確保のための除雪の実施、避難情報の伝達等適切な活動を行う。

2 出火防止及び初期消火

自主防災組織は、降雪前から地域ぐるみで出火防止に心がけ、地域内の家屋からは絶対に火を出さないということを徹底しておくとともに、万一出火した場合には、自主防災組織が中心となって初期消火及び消防署の誘導を行う。

3 避難誘導

避難活動においては、自主防災組織が中心的役割を果たすことが期待される。

このため、自主防災組織は、地域の高齢者、障がい者等の所在を確認しておくとともに、避難に関する情報を正確、迅速に把握する。

町長の指示が遅延するなど、伝達が困難な場合も予想されるため、組織として自主的に判断して避難する場合についても検討しておく。

4 救出救護

積雪が多くなると、雪崩、建物倒壊等による負傷者が出て、これらの者を救出救護する必要がある。このような事態になったとき、自主防災組織は、状況に応じてできるだけ周囲の人の協力を求め、二次災害の発生防止に努めるとともに、負傷者に応急手当を施し、必要と認められる場合には、速やかに消防機関等の出動を要請する。

5 給食給水

避難者や防災活動に従事している者等の給食給水について、直ちに行える体制を整備しておく。

第2 地域ぐるみ除排雪

実施担当

建設部土木車両班（建設課）、建設部応急建設班（建設課）、
国土交通省北陸地方整備局、富山県立山土木事務所

1 地域ぐるみ除排雪の効率的な推進

町は、次の事項について十分な計画、調整の上、地域ぐるみ除排雪の効率的な推進に努める。
この場合、自主防災組織と緊密な連携を取る。

高齢者のみの世帯、一人暮らし高齢者世帯等においては、雪下ろし、除雪等の作業が困難なことから、日頃から声掛け等の取組みを実施するとともに、地域ぐるみで支援に努める。

- （1）一斉排雪の実施に当たっては、時間、排雪場所、その他の経路等について、降積雪状況、地域の実情等に即した実施計画を立案し、住民に対してその内容の周知徹底を図る。
- （2）排雪場所や除排雪機械等の確保のために、地域における防災関係機関、建設業者等に対して場所、機械等の提供について積極的な協力を求める。
- （3）一斉排雪を地域住民の総員で実施するためにも、企業が勤労者の休暇を認めるよう理解を求める。
- （4）雪下ろし中の転落事故や屋根雪の落下等による人身事故の防止を図るよう、除雪作業の危険性と対応策を住民に示し、注意喚起に努める。
- （5）既存住宅に対する命綱固定のアンカーの設置や除排雪の安全を確保するための装備の普及、克雪に係る技術の開発・普及の促進を図る。

2 行政と住民組織との作業連携、情報連絡等

豪雪時においては、行政と住民組織との情報連絡を密にし、連携作業等住民行動の円滑な展開及び住民のニーズに即した雪対策の推進を図る。

第6節 災害救助法の適用

実施担当	総務部総務班（総務課）、総務部税務班（税務課）

「第2編 風水害編 第2章 第6節 災害救助法の適用」に定める内容を準用する。

第7節 広域応援要請・被災者受入計画

実施担当	総務部総務班（総務課）、各部各班

「第2編 風水害編 第2章 第7節 広域応援要請・被災者受入計画」に定める内容を準用する。

第8節 救助・救急活動

実施担当	関係各部各班、自主防災組織、消防団、自衛消防隊

「第2編 風水害編 第2章 第8節 救助・救急活動」に定める内容を準用する。

第9節 医療救護活動

実施担当	災害救助部医療班（健康福祉課）、消防部総務班（消防本部）、 消防部安全班（消防本部）

「第2編 風水害編 第2章 第9節 医療救護活動」に定める内容を準用する。

第10節 避難活動

実施担当	関係各部各班、上市警察署、自主防災組織、動物愛護団体、 社会福祉施設

「第2編 風水害編 第2章 第10節 避難活動」に定める内容を準用する。

第11節 交通・輸送対策

実施担当	総務部財政班（総務課）、建設部土木車両班（建設課）、 建設部応急建設班（建設課）、上市警察署、国土交通省北陸地方整備局、 富山県立山土木事務所

「第2編 風水害編 第2章 第11節 交通・輸送対策」に定める内容を準用する。

第12節 飲料水・食料・生活必需品等の供給

実施担当

建設部水道班（水道課）、建設部土木車両班（建設課）、
災害救助部救助班（健康福祉課）、文教部社会教育班（教育課）、
国土交通省北陸地方整備局、富山県立山土木事務所

「第2編 風水害編 第2章 第12節 飲料水・食料・生活必需品等の供給」に定める内容を準用する。

第13節 廃棄物等処理・防疫・保健衛生対策

実施担当

災害救助部防疫衛生班（住民課）、富山地区広域圏事務組合、消防団

「第2編 風水害編 第2章 第13節 廃棄物等処理・防疫・保健衛生対策」に定める内容を準用する。

第14節 警備活動

実施担当

上市警察署、消防本部、消防団

「第2編 風水害編 第2章 第14節 警備活動」に定める内容を準用する。

第15節 遺体の搜索、処置及び埋葬

実施担当

災害救助部防疫衛生班（住民課・健康福祉課）、消防本部、消防団

「第2編 風水害編 第2章 第15節 遺体の搜索、処置及び埋葬」に定める内容を準用する。

第16節 ライフライン施設の応急復旧対策

実施担当

建設部水道班（水道課）、総務部調査広報班（企画政策課）、
中新川広域行政事務組合、消防部総務班（消防本部）、各事業者、
国土交通省北陸地方整備局、富山県立山土木事務所

「第2編 風水害編 第2章 第16節 ライフライン施設の応急復旧対策」に定める内容を準用する。

第17節 公共施設等の応急復旧対策

実施担当

関係各部各班、各事業者、国土交通省北陸地方整備局、
富山県立山土木事務所

「第2編 風水害編 第2章 第17節 公共施設等の応急復旧対策」に定める内容を準用する。

第18節 農林業の被害拡大防止

実施担当	経済部農林班（農林課）、経済部農業土木班（農林課）

農林業に関する雪害は農耕地が積雪によって覆われ生産を阻害する被害と、樹木などが雪に埋まり発生する積雪の沈降力による雪害に大別される。

町は、降積雪時における農林業の被害を防止し、又は被害拡大を防止するため、防災関係機関、農林業関係団体と連絡を密にして、速やかに措置を講ずる。

本節は、「第2編 風水害編 第2章 第18節 農林業の応急対策」に定める内容を準用するほか、下記による。

1 農業対策

経済部農林班（農林課）は、富山県富山農林振興センター、アルプス農業協同組合、農業共済組合等と連携し、雪ぐされ又は生育遅延に対応した融雪剤の散布、適期防除及び圃場排水の促進等について指導に努める。

2 畜産対策

経済部農林班（農林課）は、富山県農業技術課広域普及指導センター、富山県東部家畜保健衛生所、アルプス農業協同組合、農業共済組合等と連携し、不便地域の畜産農家を中心として雪害予防等の巡回指導を実施する。

3 林業対策

経済部農林班（農林課）は、富山県富山農林振興センター、農林水産総合技術センター森林研究所、立山山麓森林組合等と連携し、林産物施設の除雪励行について指導を徹底する。

第19節 応急住宅対策

実施担当	建設部応急建設班（建設課）、国土交通省北陸地方整備局、 富山県立山土木事務所

「第2編 風水害編 第2章 第19節 応急住宅対策」に定める内容を準用する。

第20節 教育・労働力確保対策

実施担当	文教部各班（教育課）、総務部総務班（総務課）

「第2編 風水害編 第2章 第20節 教育・労働力確保対策」に定める内容を準用する。

第21節 県消防防災ヘリコプター活用計画

実施担当	関係各部各班

「第2編 風水害編 第2章 第21節 県消防防災ヘリコプター活用計画」に定める内容を準用する。

第22節 応急公用負担等の実施

実施担当	総務部財政班（総務課）

「第2編 風水害編 第2章 第22節 応急公用負担等の実施」に定める内容を準用する。

第3章 雪害復旧対策

被災した地域の復旧・復興においては、住民生活安定のための各種の緊急対策を講じ、被災者の生活再建を支援するとともに、激甚災害の指定等により、再度の災害発生の防止に配慮した公共施設等を復旧し、より安心して安全な地域振興のための基礎的な条件づくりを目指す。

第1節 住民生活安定のための緊急対策

実施担当	関係各部各班、総務部税務班（税務課）、日本郵便株式会社

「第2編 風水害編 第3章 第1節 住民生活安定のための緊急対策」に定める内容を準用する。

第2節 激甚災害の指定

実施担当	総務部総務班（総務課）、関係各部各班

「第2編 風水害編 第3章 第2節 激甚災害の指定」に定める内容を準用する。

第3節 公共土木施設の災害復旧計画

実施担当	関係各部各班、国土交通省北陸地方整備局、 富山県立山土木事務所

「第2編 風水害編 第3章 第3節 公共土木施設の災害復旧計画」に定める内容を準用する。

第 7 編 火 山 災 害 編

第1章 火山災害予防対策

第1節 弥陀ヶ原火山の概要

活火山とは、火山噴火予知連絡会（事務局：気象庁）により、「概ね過去1万年以内に噴火した火山及び現在活発な噴気活動のある火山」とであると定義されている。

日本は環太平洋火山帯に位置し、全世界の約1割に当たる111の活火山が分布しており、本県の弥陀ヶ原火山（立山火山と呼ばれることがある。）は活火山とされている。

なお、平成21年6月に、同連絡会により、今後100年程度の中長期的な噴火の可能性及び社会的影響を踏まえ、「火山防災のために監視・観測体制の充実等の必要がある火山」として、47火山が選定された。さらに、平成26年11月、弥陀ヶ原火山など3火山が追加され、これらの50火山は、気象庁により24時間体制での常時観測・監視が実施されている。

弥陀ヶ原火山は、年間100万人が訪れる観光地である立山黒部の中心的な観光スポットであり、住民のみならず観光客、登山者等を含む安全確保が重要である。

弥陀ヶ原火山の概要	第1	弥陀ヶ原火山の概況
	第2	火山ガスの噴出
	第3	想定される火山現象

第1 弥陀ヶ原火山の概況

実施担当	各課

弥陀ヶ原火山は、立山連峰の西側に形成された安山岩・デイサイトの成層火山で、約4万年前の玉殿溶岩の噴出以降、マグマ噴火は発生していない。過去1万年以内の活動は、いずれも水蒸気噴火であることから、今後発生する噴火は、火山の状況に大きな変化がない限りは、水蒸気噴火であると考えられる。

また、過去1万年以内の活動により、火山灰層が7層になっていることから、少なくとも7回の噴火が起きており、噴火口は地獄谷周辺や血の池地獄周辺、称名火口や大谷火口群などであったと見られる。現在、地獄谷周辺では活発な噴気活動が見られ、地獄谷周辺地下にキャップロックやガス溜りの存在が示唆されているほか、膨張性の地殻変動も観測されている。そのため、他の噴気活動がない地域と比べ噴火が発生する可能性は、最も高いと考えられる。

詳細は弥陀ヶ原火山避難計画（令和6年2月改定）の「第1章 計画の基本的事項 2.（1）弥陀ヶ原火山の概要」及び「第1章 4. 噴火シナリオと避難計画」のとおりである。

第2 火山ガスの噴出

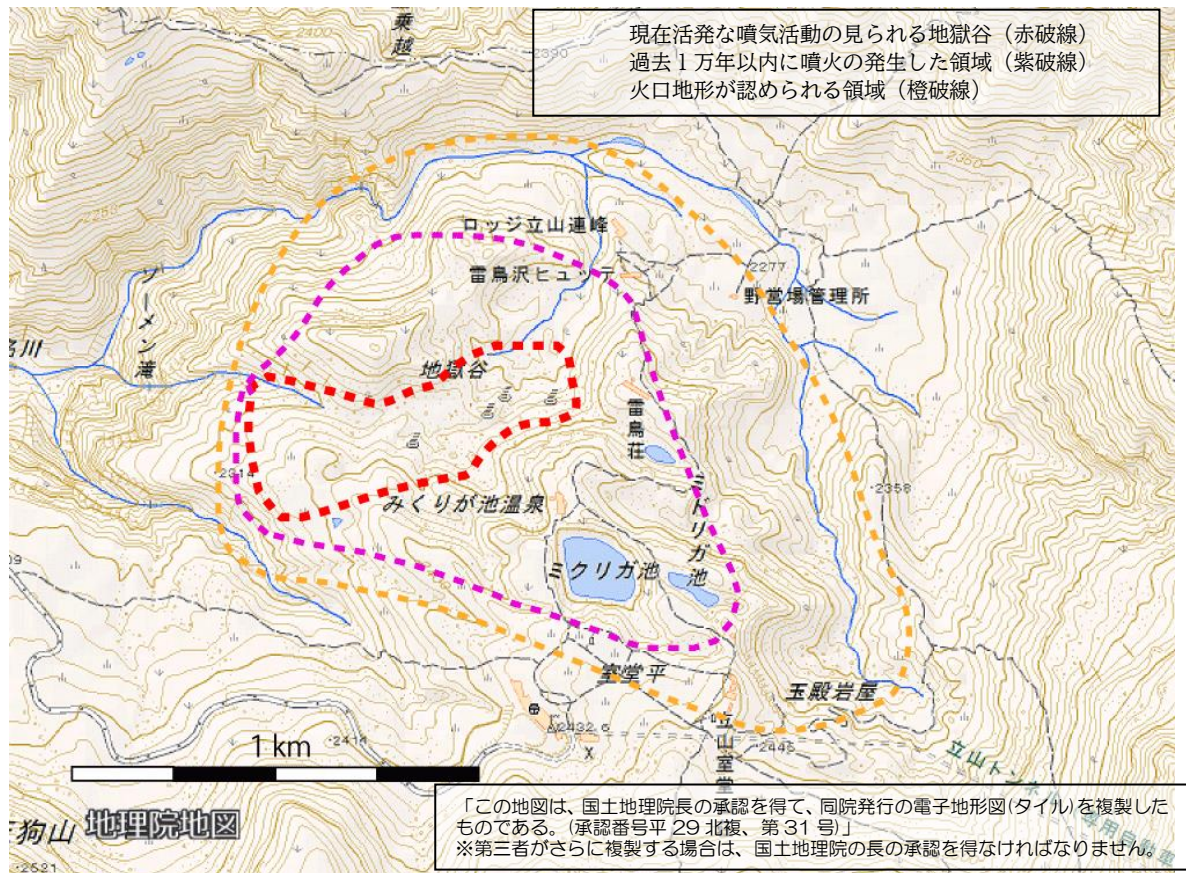
実施担当	各課

地獄谷では、火山ガス活動が活発であり、火山ガス中毒の事故発生リスクが高まっていることから、

環境省において平成24年から地獄谷内の歩道を通行止めとしている。

また、地獄谷周辺の登山道（エンマ台～大日展望台）についても、風向きや天候によって火山ガスの濃度が高くなる場合があるため、通行の際は水で濡らしたタオルを口に当てるなどの対策を行い、注意をして通行することが必要である。

■ 弥陀ヶ原 想定火口



■ 弥陀ヶ原 過去1万年以内の噴火活動（石崎，2017）

テフラ名	年代	推定噴火口	噴出量 (m ³)
Cテフラ	1,500年前以降(最新)	地獄谷西域(大安地獄周辺)	3.2万
Bテフラ	1,500年前以降	地獄谷西域(大安地獄周辺)	4.8万
Aテフラ	1,500年前以降	地獄谷西域(大安地獄周辺)	1.5万
第4テフラ	約2,500年前	地獄谷北域	260万
第3テフラ	約4,800年前	地獄谷北域と血ノ池地獄周辺	220万
第2テフラ	約7,800年前(上限値)	血ノ池地獄～リンドウ池周辺	380万
第1テフラ	約9,300年前(上限値)	地獄谷北西域(称名火口周辺)	64万

第3 想定される火山現象

実施担当	各課

弥陀ヶ原火山で想定される火山現象は、弥陀ヶ原火山避難計画（令和6年2月改定）の「第1章 計画の基本的事項 3.（2）計画の対象となる火山現象」のとおり。

なお、大規模な噴火に伴う降灰は広域に影響を及ぼすことから、町及び関係機関は、住民の安全確保策など、広域に降り積もる火山灰への対策の推進に努める。

対策の検討に当たっては、可能な限り降灰域内に留まって自宅等で生活を確保することを基本としつつ、状況によっては直ちに命に危険がある場合も想定して避難等の行動を取る必要があることを考慮する。

第2節 弥陀ヶ原火山防災協議会等

弥陀ヶ原火山防災協議会等	第1	火山災害警戒地域
	第2	火山防災協議会
	第3	地域防災計画に定める事項等
	第4	防災知識の普及
	第5	火山観測体制（気象庁）

第1 火山災害警戒地域

実施担当 総務課

内閣総理大臣は、活動火山対策特別措置法（以下「活火山法」という。）に基づき、噴火の可能性が高く、人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき地域として火山災害警戒地域（以下「警戒地域」という。）を指定している。

富山県の警戒地域は、次のとおりである。

火山名	火山災害警戒地域	
	県	市 町
弥陀ヶ原	富山県	富山市、上市町、立山町

第2 火山防災協議会

実施担当 総務課

警戒地域をその区域に含む県及び市町は、想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備を行うため、活火山法第4条第1項の規定に基づき、弥陀ヶ原火山防災協議会を設置する。なお、協議会には、気象台、地方整備局、自衛隊、警察、消防機関、火山専門家のほか、観光関係団体等検討に必要な者を構成員に加える。さらに、火山専門家は、円滑な災害対応ができるよう、分析判断などの点で連携協力する。

また、協議会は、火山付近への来訪者の状況、火山へのアクセス等を勘案し、災害時の登山者の早期把握、安否確認等に資する登山届の必要性について検討する。登山届が必要と認められる場合には、ITを用いた登山届の仕組みを活用するなど、登山者等が情報の提供を容易に行うことができるよう必要な配慮をするとともに、火山地域全体での一体的な運用を図るよう努める。

協議会は、次の事項について協議を行う。

（1）弥陀ヶ原に係る噴火シナリオ、火山ハザードマップ、噴火警戒レベル、具体的な避難計画等の

一連の警戒避難体制の整備に関する事項

- (2) 富山県防災会議が活火山法第5条第2項の規定により同条第1項各号に掲げる事項について定める際の意見聴取に関する事項
- (3) 富山市防災会議、上市町防災会議及び立山町防災会議が活火山法第6条第3項の規定により同条第1項各号に掲げる事項について定める際の意見聴取に関する事項
- (4) 上記に掲げるもののほか、弥陀ヶ原火山防災協議会の目的を達成するために必要な事項
- (5) その他必要と認められる事項

弥陀ヶ原の火山現象に係わる関係機関の主な役割は、弥陀ヶ原火山避難計画（令和6年2月改定）の「第2章 事前対策 1. 協議会の構成機関の役割」のとおりである。

第3 地域防災計画に定める事項等

実施担当	総務課

町は、弥陀ヶ原火山防災協議会が定める避難計画や弥陀ヶ原火山ハザードマップ等をもとに、防災上必要な情報を付加した火山防災マップを作成するほか、次の事項について立山町地域防災計画に定める。

- (1) 火山現象の発生及び推移に関する情報収集及び伝達に関する事項
- (2) 火山に関する予報・警報・情報の発表及び伝達に関する事項
- (3) 噴火警戒レベルの運用による入山規制や避難指示等、避難のための措置について町長が行う通報及び警告に関する事項
- (4) 指定緊急避難場所及び避難経路に関する事項
- (5) 火山現象に係る避難訓練に関する事項
- (6) 警戒地域内の不特定かつ多数の者が利用する施設又は要配慮者利用施設で噴火等の火山現象の発生時に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある施設の名称及び所在地
- (7) 救助に関する事項
- (8) その他必要な警戒避難体制に関する事項

第4 防災知識の普及

実施担当	総務課

町は、火山災害に関するリーフレットや資料の配布、有識者による研修等の実施により、防災教育を実施し、避難計画等に関する防災知識の普及啓発に努める。

また、火山災害発生時の救助活動を迅速かつ的確に実施するため、関係機関等と連携し、登山を計画する者に対し、登山届等の積極的な提出について周知・啓発を図る。

防災知識の普及については、弥陀ヶ原火山避難計画（令和6年2月改定）の「第5章 平常時からの防災啓発と訓練 1. 防災啓発と学校等での防災教育」のとおりである。

第5 火山観測体制（気象庁）

実施担当	総務課、富山地方気象台

弥陀ヶ原火山における気象庁の観測機器は、下表のとおりである。

気象庁はこれらの観測機器を整備し、平成28年12月1日より、弥陀ヶ原を常時観測火山に追加し、火山性地震※¹、火山性微動※²、火山体の変形に伴う地殻変動、噴気等の表面現象の状態を観測している。なお、地震回数、噴気の高さ、監視カメラの映像等の観測データは、気象庁のホームページに掲載し公表している。

※1 火山性地震：マグマの動きや熱水の活動等に関連して、火山体の中やその周辺で発生する地震

※2 火山性微動：火山性地震に比べ、震動の継続時間が長いもの

観測点名	観測機器
室堂平	地震計、傾斜計、空振計
炎高山	地震計
芦峠	監視カメラ
紺屋橋上部	G N S S

（参考）火山の機動観測について

気象庁は、必要に応じて観測班を編成し機動観測を実施するが、調査観測と緊急観測に区分される。調査観測は、火山の状態の定期的な把握、火山及びその周辺における火山の噴出物の状態等や火山に付随する現象の把握、及び適切な火山情報の発表に資するための火山活動の調査を目的に行う。緊急観測は、火山の噴火その他の顕著な火山現象が発生し、又は発生するおそれがある場合において、緊急に当該火山の観測の実施を強化することを目的に行う。

弥陀ヶ原火山の観測監視体制については、弥陀ヶ原火山避難計画（令和6年2月改定）の「第1章 計画の基本的事項 2.（2）観測監視体制」のとおり。

第3節 防災活動体制の整備

防災活動体制の整備	第1	通信連絡体制の整備
	第2	航空防災体制の強化
	第3	相互応援体制の整備

第1 通信連絡体制の整備

実施担当 総務課、企画政策課

「第2編 風水害編 第1章 第4節 第5 通信連絡体制の整備」によるほか、県は、弥陀ヶ原火山防災協議会を構成する防災関係機関と連携し、迅速かつ的確な救助体制の確立を図るため、被災者に係る情報の連絡、連携体制の整備を図る。

第2 航空防災体制の強化

実施担当 総務課

「第2編 風水害編 第1章 第4節 第11 航空防災体制の強化」に定める内容を準用する。

第3 相互応援体制の整備

実施担当 関係各課

「第2編 風水害編 第1章 第4節 第12 相互応援体制の充実」に定める内容を準用する。

第4節 救援・救護体制の整備

救援・救護体制の整備	第1	救助・救急体制の整備
	第2	医療救護体制の整備
	第3	指定避難所・指定緊急避難場所の確保
	第4	避難促進施設の指定等
	第5	避難確保計画の作成

第1 救助・救急体制の整備

実施担当 総務課、消防本部、消防団、自治会、自主防災組織

「第2編 風水害編 第1章 第5節 第1 消防力の強化 1 救助・救急体制の整備」に定める内容を準用する。

弥陀ヶ原火山の救助体制の構築については、弥陀ヶ原火山避難計画（令和6年2月改定）の「第2章 事前対策 5. 救助体制の構築」のとおり。

第2 医療救護体制の整備

実施担当 総務課、健康福祉課、日本赤十字社富山県支部、富山県赤十字血液センター

「第2編 風水害編 第1章 第5節 第2 医療救護体制の整備」に定める内容を準用する。

第3 指定避難所・指定緊急避難場所の確保

実施担当 総務課、住民課、健康福祉課、建設課、商工観光課、水道課、教育課、国土交通省北陸地方整備局、富山県立山土木事務所

「第2編 風水害編 第1章 第5節 第3 1 指定避難所・指定緊急避難場所・避難路の確保」及び「同 2 町の避難計画」に定める内容を準用する。

なお、火山噴火が起こった際に、迅速に避難を行うため噴火警戒レベルの運用やハザードマップの作成・配布、避難の際に目印となる登山道の標識の再整備等に努める。

第4 避難促進施設の指定等

実施担当 総務課

突発的な噴火が発生した場合や、噴石の飛散等により、緊急下山することがかえって危険な場合、火口近傍や警戒地域内に位置する施設は、自らの判断で速やかに防災対応を開始する必要がある。

そのため、弥陀ヶ原火山防災協議会での協議を踏まえ、資料編 12-5-2 の施設を活火山法6条第1項第5号の規定により「避難促進施設」として指定し、日頃から観光客、登山者等へ周知する。

避難促進施設については、弥陀ヶ原火山避難計画（令和6年2月改定）の「第2章 事前対策 4.（4）避難促進施設」のとおりである。

【資料：12-5-2 避難促進施設】

第5 避難確保計画の作成

実施担当 総務課

避難促進施設の所有者又は管理者は、火山現象の発生及び推移に関する情報伝達に関する事項、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難訓練及び防災教育に関する事項等を定めた避難確保計画の作成・公表を行う。また、当該避難確保計画に基づく避難訓練を実施し、作成した避難確保計画の実効性や実施した避難訓練の状況などについて、町に報告する。

町は、必要に応じて、火山防災協議会に意見を求めつつ、警戒地域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成及び変更、避難訓練の実施に関し必要な情報提供、助言等を行い、施設所有者又は管理者による取組みの支援に努める。また、詳細な地形や地形特性及び避難所等の防災関連施設を表した地理空間情報の整備に努める。

県は、火山防災対策として町が行う安全施設等の整備に対し必要な支援を行う。

第5節 防災訓練の充実

応急対策活動が円滑に行われるためには、平常時から各種の防災訓練を実施し、災害に備えておくことが必要である。

防災訓練については、弥陀ヶ原火山避難計画（令和6年2月改定）の「第5章 平常時からの防災啓発と訓練 2. 防災訓練」のとおりである。

防災訓練の充実	第1	防災訓練の実施
	第2	実践的な訓練の実施と事後評価

第1 防災訓練の実施

実施担当	各課

町、県、消防、警察をはじめとする防災関係機関は、火山防災の日などを通じて、相互に連携した訓練を実施する。

第2 実践的な訓練の実施と事後評価

実施担当	各課

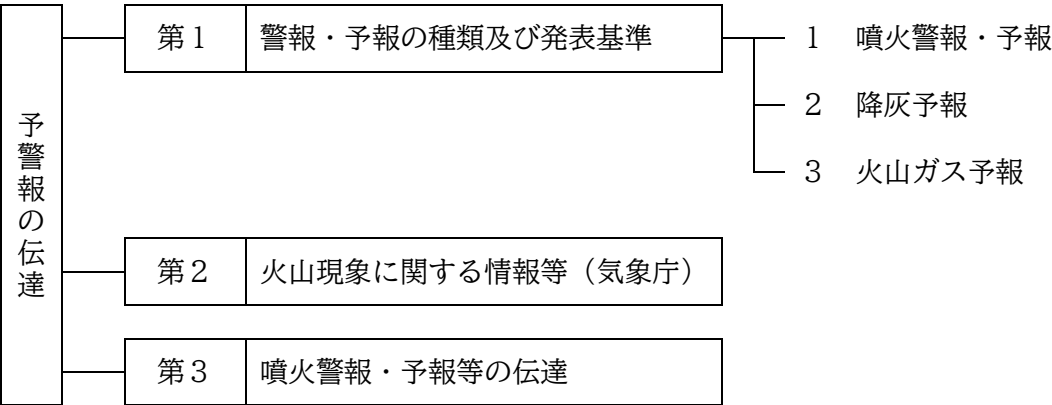
- 1 町及び防災関係機関が訓練を行うに当たっては、災害及び被害の想定を明らかにするとともに、実施時間を工夫する等、様々な条件を設定するなど実践的なものとなるよう工夫する。
- 2 訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じて体制等の改善を行う。

第2章 火山災害応急対策

火山の噴火等による災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合、県、町及び防災関係機関は、法令及び当計画並びに各機関の防災に関する計画の定めるところに基づき、その組織及び機能の総力をあげて、災害応急対策に当たる。

応急対策としては、まず、予警報等の防災関係機関への伝達及び観光客や登山者等への周知徹底を図るとともに、災害が発生した場合には、被害規模や被害拡大の危険性についての情報を収集し、災害対策本部の設置や広域的な応援要請を行うなど、迅速かつ的確な初動態勢をとり、一刻も早く、人命の救助・救急、医療救護活動を行う。

第1節 予警報の伝達



第1 警報・予報の種類及び発表基準

実施担当	関係各部各班

気象庁は、火山に関する警報・予報等を次の基準により発表する。
詳細は、弥陀ヶ原火山避難計画（令和6年2月改定）の「第1章 計画の基本的事項 6. 噴火警戒レベル」及び「第2章 事前対策 3.（1）火山に関する情報の収集と整理」のとおりである。

1 噴火警報・予報

（1）噴火警報

気象庁が、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象）の発生やその拡大が予想される場合に、「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して発表する。
「警戒が必要な範囲」に居住地域が含まれる場合は「噴火警報（居住地域）」、含まれない場合は「噴火警報（火口周辺）」、影響が海域に限られる場合は「噴火警報（周辺海域）」として発表する。なお、噴火警報（居住地域）は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置付けられる。

(2) 噴火予報

気象庁が、火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報に及ばない程度と予想される場合に発表する。

(3) 噴火警戒レベル

噴火警戒レベルは、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災関係機関や住民等の「取るべき防災対応」を5段階に区分して発表する指標である。

平常時のうちに火山防災協議会で合意された避難開始時期・避難対象地域の設定に基づき、気象庁は「警戒が必要な範囲」を明示し、噴火警戒レベルを付して、噴火警報・予報を発表する。市町村等の防災機関では、あらかじめ合意された範囲に対して迅速に観光客、登山者等の入山規制や避難指示等の防災対応を取ることができ、火山災害の軽減につながる。

なお、観光客、登山者等への対応については、噴火警戒レベル表に示されるとおりであり、町は、噴火警戒レベルに応じて立入規制等を行う。

令和元年 5月30日運用開始

弥陀ヶ原の噴火警戒レベル

種別	名称	対象範囲	噴火警戒レベル (1-5)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報(居住地域)または噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	●居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいはそのような噴火が切迫している。 過去事例 過去1万年以内になし
			4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備等が必要。	●居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される。 過去事例 過去1万年以内になし
警報	噴火警報(火口周辺)または火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。 住民は通常の生活。状況に応じて高齢者等の要配慮者の避難の準備等。	●地獄谷から概ね2.5km以内の範囲に大きな噴石が飛散する、居住地域に到達しない程度の火砕流・火砕サージ、火口噴出型泥流を伴う噴火が発生、または予想される。 ●噴火に伴う火口噴出型泥流により、積雪期に居住地域に到達しない程度の融雪型火山泥流が発生、または予想される。 過去事例 1,500年前以降、約2,500年前、約4,800年前、約7,800年前、約9,300年前に発生した噴火 警戒が必要な範囲は、火山活動の状況により、地獄谷から概ね1.5km以内の範囲となることがあります。
		火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	想定火口域への立入規制等。 住民は通常の生活。	●地震活動の高まり、少量の泥や火山灰の噴出等の噴気活動の活発化がみられ、想定火口域内に大きな噴石を飛散させる噴火が予想される。 過去事例 明確な記録なし
予報	噴火予報	火口内等	1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、活発な噴気活動が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	状況に応じて想定火口域の一部立入規制等。 住民は通常の生活。	●火山活動は静穏。 ●火山性地震が時折発生。 ●地獄谷で噴気・地熱活動。

注) 想定火口域とは、地獄谷やミクリガ池等を含む領域をいう。

注) 「大きな噴石」とは、主として風の影響を受けずに弾道を描いて飛散する噴石をさす。

注) 中部山岳国立公園立山・地獄谷では、平成24年から地獄谷内の歩道が通行止めとなっています。

最新の情報を確認するとともに、この付近では風によって流れてくる火山ガスに注意してください。

※各レベルにおける具体的な規制範囲等については、地元自治体へお問い合わせください。

■最新の噴火警戒レベルは気象庁HPでもご覧になれます。https://www.jma.go.jp/


気象庁
 Japan Meteorological Agency
 令和3年12月

2 降灰予報

気象庁は、以下の3種類の降灰予報を提供する。

(1) 降灰予報（定時）

- ・噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（3時間ごと）に発表する。
- ・18時間先（3時間区切り）までに噴火した場合に予想される、降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供する。

(2) 降灰予報（速報）

- ・火山近傍にいる人が、噴火後すぐに降り始める火山灰や小さな噴石への対応行動を取ることができるように発表する。
- ・噴火発生から1時間以内に予想される降灰量分布や小さな噴石の落下範囲について噴火後5～10分程度で発表する。

(3) 降灰予報（詳細）

- ・火山から離れた地域の住民も含め、降灰量に応じた適切な対応行動を取ることができるように発表する。
- ・噴火の観測情報（噴火時刻、噴煙高など）を用いて、精度の高い降灰予測計算を行って、噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻について噴火発生から20～30分程度で発表する。

■ 降灰量階級と降灰の厚さ

降灰量階級	予想される降灰の厚さ
多 量	1 mm 以上
やや多量	0.1mm 以上 1 mm 未満
少 量	0.1mm 未満

3 火山ガス予報

気象庁が、居住地域に長時間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する。

例えば、平成12年の三宅島噴火では、噴火後に長期間にわたって火口から大量のガスが放出されたため、火山ガス予報を発表した。

第2 火山現象に関する情報等（気象庁）

実施担当	関係各部各班、富山地方気象台

噴火警報・予報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等を伝えるための情報等で、気象庁が発表する。

防災対応のために収集・整備する火山に関する情報は、弥陀ヶ原火山避難計画（令和6年2月改定）の「第2章 事前対策 3.（1）火山に関する情報の収集と整理」のとおりである。

（1）火山の状況に関する解説情報

気象庁が現時点で、噴火警戒レベルの引き上げ基準に達していない、又は噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行うような状況ではないが、今後の活動の推移によっては噴火警報を発表し、噴火警戒レベルの引上げや「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性があると判断した場合等に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるため、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。

また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、又は噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性は低い、火山活動に変化が見られるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。

（2）噴火速報

気象庁が、登山者や周辺の住民に対して、噴火の発生を知らせる情報で、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取ってもらうために発表する。

噴火速報は、以下のような場合に発表する。

- ・噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合
- ・噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合（※）

※噴火の規模が確認できない場合も発表する。

- ・以上のほか、社会的な影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合
- なお、噴火の発生を確認するに当たっては、気象庁が監視に活用しているデータだけでなく、関係機関からの通報等も活用する。

（3）火山活動解説資料

写真や図表等を用いて火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を詳細に取りまとめたもので、毎月又は必要に応じて臨時に発表する。

（4）月間火山概況

前月一か月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、毎月上旬に発表する。

（5）噴火に関する火山観測報

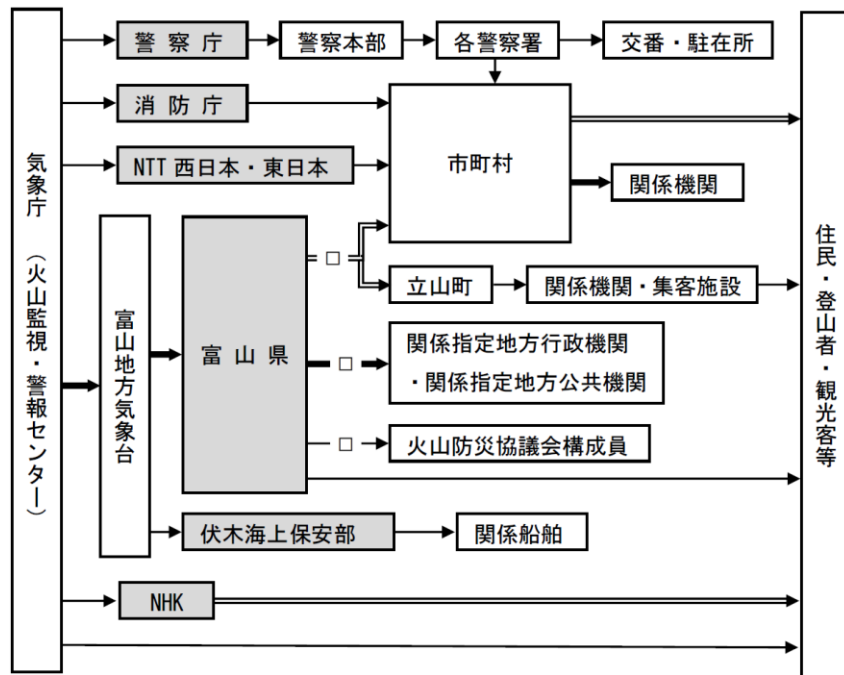
主に航空関係機関向けの情報で、噴火が発生したときに、発生時刻や噴煙の高さ等の情報を直ちに発表する。

第3 噴火警報・予報等の伝達

実施担当	総務部総務班（総務課）

弥陀ヶ原火山に噴火警報・予報等が発表された場合の伝達は、噴火警報等伝達系統図のとおりとする。

■ 噴火警報等伝達系統図



(凡例)



気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先。



気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路。



活動火山対策特別措置法第12条によって、警報、特別警報、火山の状況に関する解説情報（臨時の発表であることを明記したものに限る。）及び噴火速報が発表された際に、通報又は要請等が義務付けられている伝達経路。



富山県総合防災情報システム

なお、噴火警報等伝達系統図により伝達する警報・予報等は、次のとおりである。

- ・ 噴火警報
- ・ 噴火予報
- ・ 降灰予報
- ・ 火山ガス予報
- ・ 火山の状況に関する解説情報（臨時）
- ・ 噴火速報
- ・ 火山活動解説資料

気象庁火山監視・警報センターが発表する噴火警報・予報や降灰予報等の伝達は、弥陀ヶ原火山避難計画（令和6年2月改定）の「第2章 事前対策 3.（2）情報伝達・共有」のとおりである。

第2節 情報の収集・伝達

県、町及び防災関係機関は、被害情報、応急措置の情報を一元化することにより、迅速な指揮命令系統を確立するとともに、適時適切に関係機関に情報を提供する。

情報の収集・伝達	第1	異常現象発見者の通報義務
	第2	通報を要する異常現象
	第3	被害情報等の収集・伝達活動
	第4	通信連絡体制
	第5	広報及び広聴活動

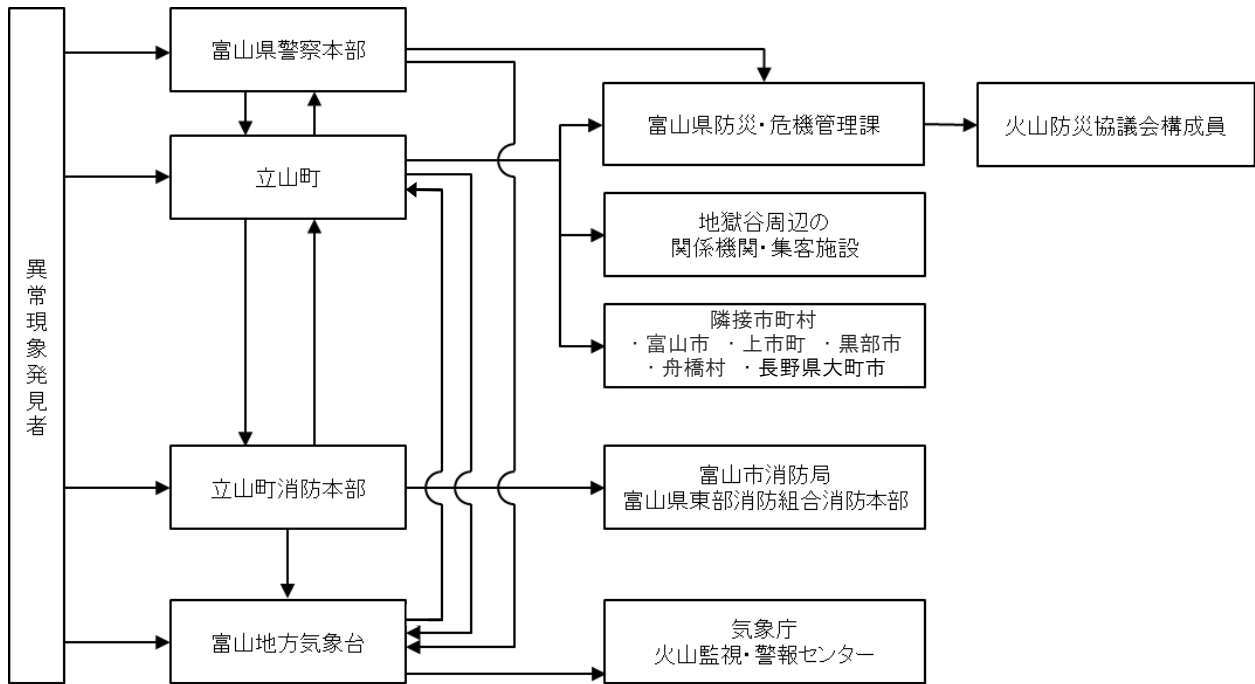
第1 異常現象発見者の通報義務

実施担当	総務部総務班（総務課）

弥陀ヶ原火山に関する次項の異常現象を発見した者は、直ちに立山町又は警察本部等に通報する。
なお、これにより難しい場合には、富山地方气象台に通報する。

通報を受けた立山町又は警察本部等は、その内容を異常現象伝達系統図により速やかに関係機関へ連絡する。

■ 異常現象伝達系統図



※1 通報のあった異常現象の真偽については、気象庁火山監視・警報センターが、必要に応じて

火山専門家に相談の上、判断する。

※2 異常現象の真偽の結果は、気象庁火山監視・警報センターから富山地方気象台を通して立山町に連絡され、立山町から異常現象伝達系統図により関係機関に周知される。

火山の異常現象等を発見した者の伝達は、弥陀ヶ原火山避難計画（令和6年2月改定）の「第2章 事前対策 3. (4) ①連絡系統図」のとおりである。

第2 通報を要する異常現象

実施担当	総務部総務班（総務課）

通報すべき異常現象は、以下のとおりである。

なお、住民や観光客、登山者等からの通報は、異常現象の内容が不明確となる場合があることに留意しつつ、発生（発見）場所の正確な情報把握に努める。

- 1 噴火（爆発、溶岩流、泥流、火砕流等）及びそれに伴う降灰等
- 2 火山地域での火映、鳴動の発生
- 3 火山地域での地震の群発
- 4 火山地域での山崩れ、地割れ、土地の上昇、沈下、沈没等の形成の変化
- 5 噴気孔の新生拡大、移動及び噴気、噴煙の量、色、温度、昇華物等の顕著な異常変化、硫黄の燃焼等
- 6 火山地域での湧泉の新生、枯渇又は量、味、臭、色、温度、濁度の異常等顕著な変化
- 7 火山地域での顕著な地温の上昇、地熱地帯での新生拡大、あるいは移動及び草木の立枯れ等
- 8 火山付近の湖沼、河川の水の量、臭、色、濁度、気泡量等顕著な変化、温度の上昇、魚類等の浮上

関係機関への通報事項は、弥陀ヶ原火山避難計画（令和6年2月改定）の「第2章 事前対策 3. (4) ②通報事項」のとおり。

第3 被害情報等の収集・伝達活動

実施担当	総務部総務班（総務課）、総務部調査広報班（企画政策課）、 消防部総務班（消防本部）

「第2編 風水害編 第2章 第5節 第1 被害情報等の収集・伝達活動」によるほか、弥陀ヶ原火山防災協議会構成員において情報の共有を図る。

情報の収集・伝達については、弥陀ヶ原火山避難計画（令和6年2月改定）の「第3章 噴火時等の対応 1. (1) 異常現象の通報又は火山の状況に関する解説情報（臨時）が発表された場合 ②情報収集・伝達」、「第3章 1. (2) 噴火警戒レベル2の場合 ②情報収集・伝達」、「第3章 1. (3) 噴火警戒レベル3の場合 ②情報収集・伝達」及び「第3章 2. (2) 情報収集・伝達」のとおりである。

第4 通信連絡体制

実施担当	総務部総務班（総務課）、総務部調査広報班（企画政策課）、 各通信事業者

「第2編 風水害編 第2章 第5節 第2 通信連絡体制」によるほか、山岳地においては情報

の収集・伝達が困難になることを踏まえ、山小屋、観光施設等に設置された衛星携帯電話など多様な手段により、情報の収集及び伝達に努める。

通報手段は、弥陀ヶ原火山避難計画（令和6年2月改定）の「第2章 事前対策 3.（3）観光客、登山客等への情報伝達と手段」のとおりである。

第5 広報及び広聴活動

実施担当	総務部総務班（総務課）、総務部調査広報班（企画政策課）

「第2編 風水害編 第2章 第5節 第3 広報及び広聴活動」によるほか、被災者のニーズを十分把握し、火山災害の状況に関する情報等を適切に提供する。

広報・広聴事項は、弥陀ヶ原火山避難計画（令和6年2月改定）の「第2章 事前対策 3.（3）観光客、登山客等への情報伝達と手段」及び「巻末資料4 観光客、登山者等への広報内容」のとおりである。

第3節 応急活動体制

火山災害が発生、あるいは発生すると予想される場合、町は、県、消防、警察及び防災関係機関と一致協力して、災害の拡大防止と被災者の救援救護に努め、被害の発生を最小限に止める必要がある。

このため、町、県及び防災関係機関は、それぞれ災害対策本部等を速やかに設置し、応急活動を実施する。

町及び関係機関の防災体制は、弥陀ヶ原火山避難計画（令和6年2月改定）の「第2章 事前対策 2. 防災体制の構築」のとおりである。

応急活動体制	第1	県の活動体制
	第2	町の活動体制

第1 県の活動体制

実施担当 総務部総務班（総務課）、富山県立山土木事務所

県職員の配備基準は、次のとおりである。

種別	配備基準	配備体制
第1 非常配備	① 火山の状況に関する解説情報等が発表され、噴火の前兆現象等が確認されたとき ② 知事（本部長）が必要と認めて当該配備を指令したとき	防災・危機管理課 消防課 各課 2～3名程度 主として情報連絡活動に当たり、状況によって、速やかに第2非常配備体制に移行し得る体制
第2 非常配備	① 火口周辺警報（レベル2）が発表され、火山災害が発生すると予想されるとき ② 知事（本部長）が必要と認めて当該配備を指令したとき	防災・危機管理課 消防課 各課員の 約3分の1程度 観光振興室 自然保護課 道路課 各課 3～4名程度 事態の推移に伴い、速やかに第3非常配備体制に移行し得る体制 その他関係課は、警報の種類、危険予測の程度及び災害情報などによって上記に準ずる。
第3 非常配備	① 火口周辺警報（レベル3）又は噴火警報（レベル4又は5）により、火山災害が発生すると予想されるとき又は発生したとき ② 知事（本部長）が必要と認めて当該配備を指令したとき	災害対策に万全を期するため、当該災害に関係ある各課（班）全員が当たる。

第2 町の活動体制

実施担当	関係各課

種別	配備基準	配備体制
第1 非常配備 (準備体制)	① 火山の状況に関する解説情報等が発表され、噴火の前兆現象等が確認されたとき ② その他必要により町長が命令したとき	総務課：防災担当職員 主として情報連絡活動に当たり、状況によって、速やかに第2非常配備体制に移行し得る体制
第2 非常配備 (警戒体制)	① 火口周辺警報（レベル2）が発表され、火山災害が発生すると予想されるとき ② その他必要により町長が命令したとき	総務課：係長以上の職員 関係課：係長以上の職員 事態の推移に伴い、速やかに第3非常配備体制に移行し得る体制
第3 非常配備 (非常体制)	① 火口周辺警報（レベル3）又は噴火警報（レベル4又は5）により、火山災害が発生すると予想されるとき又は発生したとき ② その他必要により町長が命令したとき	関係各課全員

第4節 広域応援要請

実施担当 総務部総務班（総務課）、各部各班

「第2編 風水害編 第2章 第7節 広域応援要請・被災者受入計画」に定める内容を準用する。
 広域避難については、弥陀ヶ原火山避難計画（令和6年2月改定）の「第3章 噴火時等の対応 3. 広域避難」のとおりである。

第5節 救助・救急活動

実施担当 関係各部各班、自主防災組織、消防団、自衛消防隊

「第2編 風水害編 第2章 第8節 救助・救急活動」に定める内容を準用する。
 救助・救急活動については、弥陀ヶ原火山避難計画（令和6年2月改定）の「第3章 噴火時等の対応 4.（1）救助活動の体制（合同調整所の設置）」及び「第3章 4.（2）観光客、登山者等の救助活動」のとおりである。

第6節 医療救護活動

実施担当 災害救助部医療班（健康福祉課）、消防部総務班（消防本部）、
 消防部安全班（消防本部）

「第2編 風水害編 第2章 第9節 医療救護活動」に定める内容を準用する。
 医療救護活動については、弥陀ヶ原火山避難計画（令和6年2月改定）の「第3章 噴火時等の対応 4.（3）医療活動」のとおりである。

第7節 避難活動

避難活動	第1	避難指示等
	第2	指定緊急避難場所及び避難路
	第3	避難誘導
	第4	警戒区域の設定等
	第5	避難施設等の運用
	第6	要配慮者への援護

第1 避難指示等

実施担当 総務部総務班（総務課）、総務部調査広報班（企画政策課）

（1）一次避難

町長は、火口周辺警報（噴火警戒レベル2又は3）が発表されたときは、警戒範囲内の観光客、登山者等に対して避難を指示し、避難者を誘導する。また、突発的な噴火が発生した場合など、観光客、登山者等の生命及び身体の保護に緊急を要すると認められるときは、避難を指示する。

さらに、噴火警報（噴火警戒レベル4又は5）が発表され、居住地域に及ぶような災害が発生、又は発生するおそれがあると認めるときは、警戒が必要な居住地域の住民に対して避難を指示し、避難者を誘導する。

なお、避難を指示するときは、避難先、指定緊急避難場所を明示するものとし、町地域防災計画に定める避難情報の伝達体制により観光客、登山者等に伝達する。

（2）二次避難等

町長は、一次避難後、さらに遠方に避難する必要があると認められるときは、避難者に対して最終的に安全な場所への避難を指示し、避難者を誘導又は搬送する。

この場合、町長は、気象庁、県、県警察本部その他関係機関と十分協議する。

規制の実施基準については、弥陀ヶ原火山避難計画（令和6年2月改定）の「第2章 事前対策 4.（1）噴火警戒レベルと火口周辺規制、入山規制の実施基準と範囲」のとおりである。

第2 指定緊急避難場所及び避難路

実施担当 総務部総務班（総務課）

弥陀ヶ原火山避難計画（令和6年2月改定）の「第2章 事前対策 4.（4）避難促進施設」及び「第2章 4.（5）避難対象地域と避難経路」のとおりである。

第3 避難誘導

実施担当

災害救助部救助班（健康福祉課）、消防部総務班（消防本部）、
上市警察署、自主防災組織

「第2編 風水害編 第2章 第10節 第3 避難誘導」によるほか、町長は、火山噴火等により観光客、登山者等の生命、身体等に危険がある場合には、平常時からの弥陀ヶ原火山防災協議会による検討結果などに基づき、気象庁が発表する噴火警報等に対応して、入山規制、避難指示、警戒区域の設定等を行うとともに適切な避難誘導を実施する等、迅速かつ円滑な警戒避難対策を取る。

避難誘導については、弥陀ヶ原火山避難計画（令和6年2月改定）の「第3章 噴火時等の対応 1. (2) 噴火警戒レベル2の場合 ③観光客、登山者等の避難誘導」、「第3章 1. (3) 噴火警戒レベル3の場合 ③観光客、登山者等の避難誘導」及び「第3章 2. (3) 観光客、登山者等の緊急退避とその後の避難誘導」のとおりである。

第4 警戒区域の設定等

実施担当

総務部総務班（総務課）

「第2編 風水害編 第2章 第10節 第2 警戒区域の設定等」によるほか、町長は弥陀ヶ原火山防災協議会や火山専門家の助言を踏まえ、警戒区域を設定し、火口周辺の立入規制や入山規制を行う。

警戒区域の設定等については、弥陀ヶ原火山避難計画（令和6年2月改定）の「第3章 噴火時等の対応 1. (2) 噴火警戒レベル2の場合 ⑤火口周辺規制」及び「第3章 1. (3) 噴火警戒レベル3の場合 ⑤入山規制」並びに「第3章 5. 災害対策基本法に基づく警戒区域」のとおりである。

第5 避難施設等の運用

実施担当

災害救助部救助班（健康福祉課）、上市警察署

「第2編 風水害編 第2章 第10節 第4 指定避難所・指定緊急避難場所、避難路の運用」によるほか、あらかじめ避難促進施設の所有者又は管理者と協議・連携し、予警報の周知伝達、規制範囲外への避難誘導等を行う。

避難誘導等については、弥陀ヶ原火山避難計画（令和6年2月改定）の「第3章 噴火時等の対応 1. (2) 噴火警戒レベル2の場合 ④避難促進施設による避難誘導」、「第3章 1. (3) 噴火警戒レベル3の場合 ④避難促進施設による避難誘導」及び「第3章 2. (3) 観光客、登山者等の緊急退避とその後の避難誘導」のとおりである。

第6 要配慮者への援護

実施担当

災害救助部救助班（健康福祉課）、災害救助部防疫衛生班（住民課）、
文教部学校教育班（教育課）、経済部商工観光班（商工観光課）、
消防部総務班（消防本部）、総務部総務班（総務課）、自主防災組織、
社会福祉施設

「第2編 風水害編 第2章 第10節 第6 要配慮者の安全確保」に定める内容を準用する。

第8節 輸送車両、船舶、航空機の確保

実施担当 総務部財政班（総務課）

「第2編 風水害編 第2章 第11節 第2 輸送手段の確保」によるほか、弥陀ヶ原火山周辺の交通施設の状況を踏まえ、立山有料道路を管理する富山県道路公社、立山駅から黒部湖駅に至る輸送手段を管理運営する立山黒部貫光株式会社及び黒部ダム駅及び扇沢駅を管理する関西電力株式会社黒四管理事務所に、必要に応じて、協力を依頼する。

第9節 行方不明者の搜索

実施担当 上市警察署、消防本部、消防団

「第2編 風水害編 第2章 第14節 第2 行方不明者の搜索」に定める内容を準用する。
救助活動については、弥陀ヶ原火山避難計画（令和6年2月改定）の「第3章 噴火時等の対応 4.（2）観光客、登山者等の救助活動」のとおりである。

第10節 遺体の搜索、処置及び埋葬

実施担当 災害救助部防疫衛生班（住民課・健康福祉課）、消防本部、消防団

「第2編 風水害編 第2章 第15節 遺体の搜索、処置及び埋葬」に定める内容を準用する。

第11節 二次災害等の防止活動

実施担当

総務部総務班（総務課）、総務部調査広報班（企画政策課）、
経済部商工観光班（商工観光課）

（1）二次災害の防止

気象庁又は富山地方気象台は、二次災害防止のため、弥陀ヶ原火山における火山ガスの噴出や降灰など想定される状況等を発災後も常時観測し、火山に関する警報・予報等を速やかに発表する。

（2）風評被害の防止

町は、県及び観光関係団体、報道機関と連携し、自然に恵まれた景勝地である立山黒部アルペンルート並びにルート一帯にある観光資源、近傍の山小屋等、観光施設の被害状況を的確に把握し、災害応急対策の状況や復旧状況等を収集し、積極的に広報することにより、風評被害の未然防止に努めるとともに、速やかなイメージの回復を図る。

町は、県と連携し、正確な情報の把握に努めるとともに、誤情報の拡大の予兆が確認された場合には見解を公表し、風評被害の拡大防止に努める。

風評被害の対策については、弥陀ヶ原火山避難計画（令和6年2月改定）の「第4章 緊急フェーズ後の対応 2. 風評被害対策」のとおりである。

第3章 火山災害復旧対策

第1節 住民生活安定のための緊急対策

実施担当	関係各部各班、総務部税務班（税務課）、日本郵便株式会社

「第2編 風水害編 第3章 第1節 住民生活安定のための緊急対策」に定める内容を準用する。

第2節 激甚災害の指定

実施担当	総務部総務班（総務課）、関係各部各班

「第2編 風水害編 第3章 第2節 激甚災害の指定」に定める内容を準用する。

第3節 公共土木施設の災害復旧計画

実施担当	関係各部各班、国土交通省北陸地方整備局、 富山県立山土木事務所

「第2編 風水害編 第3章 第3節 公共土木施設の災害復旧計画」に定める内容を準用する。